

# 日本取引所金融商品取引法 研究

第 22 号

---

2021年7月30日 開催  
金融サービス仲介業

同志社大学法学部教授 川口 恭弘

1

---

2022年3月

株式会社日本取引所グループ

日本取引所グループ金融商品取引法研究会メンバー（五十音順）

2021年4月1日現在

氏名	所属
飯田 秀総	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
石田 眞得	関西学院大学法学部教授
伊藤 靖史	同志社大学法学部教授
梅本 剛正	甲南大学共通教育センター教授
片木 晴彦	広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻教授
加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
川口 恭弘	同志社大学法学部教授
北村 雅史	京都大学大学院法学研究科教授
久保 大作	大阪大学大学院高等司法研究科教授
黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
小出 篤	学習院大学法学部教授
齊藤 真紀	京都大学大学院法学研究科教授
志谷 匡史	神戸大学大学院法学研究科教授
白井 正和	京都大学大学院法学研究科教授
洲崎 博史	京都大学大学院法学研究科教授
高橋 陽一	京都大学大学院法学研究科准教授
船津 浩司	同志社大学法学部教授
前田 雅弘	京都大学大学院法学研究科教授
松井 秀征	立教大学法学部教授
松尾 健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
山下 徹哉	京都大学大学院法学研究科教授
山下 友信	同志社大学大学院司法研究科教授
行澤 一人	神戸大学大学院法学研究科教授
若林 泰伸	早稲田大学大学院法務研究科教授

特別会員

氏名	所属
龍田 節	京都大学名誉教授

日本取引所グループ金融商品取引法研究会

金融サービス仲介業

2021年7月30日(金) 15:00~17:03

オンライン開催

出席者(五十音順)

石田	真得	関西学院大学法学部教授
伊藤	靖史	同志社大学法学部教授
梅本	剛正	甲南大学共通教育センター教授
片木	晴彦	広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻教授
加藤	貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
川口	恭弘	同志社大学法学部教授
久保	大作	大阪大学大学院高等司法研究科教授
黒沼	悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
小出	篤	学習院大学法学部教授
齊藤	真紀	京都大学大学院法学研究科教授
白井	正和	京都大学大学院法学研究科教授
洲崎	博史	京都大学大学院法学研究科教授
高橋	陽一	京都大学大学院法学研究科准教授
前田	雅弘	京都大学大学院法学研究科教授
松尾	健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
山下	徹哉	京都大学大学院法学研究科教授
山下	友信	同志社大学大学院司法研究科教授
行澤	一人	神戸大学大学院法学研究科教授

【報 告】

# 金融サービス仲介業

同志社大学法学部教授

川口 恭弘

## 目 次

I. 経緯	(1) 登録制
II. 既存の金融サービスに関する仲介業	(2) 既存の仲介業との兼業
1. 銀行代理業	(3) 所属金融機関制度の不採用
2. 金融商品仲介業	4. 業務範囲
3. 保険募集の仲介業	5. 情報提供義務
III. 金融サービス仲介業	(1) 事前に明示すべき事項
1. 制度創設の趣旨	(2) 顧客から求められた場合に明示すべき事項
2. 定義	
3. 参入規制	討論

○黒沼 定刻になりましたので、JPX 金融商品取引法研究会を始めたいと思います。

本日は、同志社大学の川口先生に、「金融サービス仲介業」についてご報告をいただくことになっています。

それでは、川口先生、よろしくお願いします。

○川口 よろしくお願ひいたします。

本日の報告は、「金融サービス仲介業」について、まず、制度創設の経緯を紹介します。その後、各業法で定める既存の仲介業を概観し、これらの既存の仲介業と比較することで、金融サービス仲介業の特徴を明らかにし、検討を加えることにしたいと思います。

### I. 経緯

2017年11月16日開催の金融審議会総会において金融担当大臣から、「機能別・横断的な金融規

制の整備など、情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討を行うこと」という諮問が行われました。

その後、これを受けまして、金融審議会に「金融制度スタディ・グループ」が設置されました。同スタディ・グループは、2019年7月26日に「『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告《基本的な考え方》」を公表しました。

同年9月25日の金融審議会総会では、この《基本的な考え方》を踏まえた制度整備に向けて具体的な議論を進めるために、金融制度スタディ・グループを「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」に改組しました。同年12月20日に、同ワーキング・グループは、この問題に関する審議の結果をまとめた報告書を公表しています（以下、WG報告という）。

このWG報告は、2020年2月17日に開催された金融審議会総会で報告・承認され、これを基に、2020年3月6日、通常国会に法案が提出され、同年6月5日に、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したわけです。

そこでは、新しい金融サービスとしまして「金融サービス仲介業」を創設し、これが「金融商品の販売等に関する法律」（以下、金融商品販売法という）を改正する形で実施されました。この改正によりまして、従来の金融商品販売法は、「金融サービスの提供に関する法律」（以下、金融サービス提供法という）にその題名が改められています。

金融商品販売法は、金融商品販売業者等に「重要事項」についての説明義務を定め、これを怠った場合に、金融商品販売業者等の損害賠償責任を規定したものです。同法は2001年に制定され、損害額の推定規定を定めたことで注目を集めました。その後、金融商品販売業者等の断定的判断の提供を禁止し、これによる損害賠償責任を追加しています。日本では、従来、金融機関について各業法で業態別に縦割り規制が適用されていたところ、金融商品販売法は、説明義務という限定した領域ではあるものの、業界横断的な規制を定めた最初の立法でありました。

今回新設された金融サービス仲介業も、各業態の金融機関の金融商品やサービスを横断的に販売するものでありまして、それを規制する法律として金融商品販売法が適切であると判断されたものと考えられます。

もともと、金融商品販売法は、制定当初、民法の不法行為責任の特則を定めるといったいわば「民事ルール」として制定されました。後に述べますように、金融サービス仲介業の規制は、銀行法、保険業法、金融商品取引法などと同様に、いわゆる業法としての性格を有するものです。この点で、金融商品販売法は、その性格を大きく変え

るものになったと思います。

なお、金融サービス提供法の目的規定は1条に定めがあります。そこでは、「この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項、金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかったこと等により当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任その他の金融商品の販売等に関する事項を定めるとともに、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保することにより、金融サービスの提供を受ける顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする」と定めています。

金融サービス提供法は、個別の規定として、第3章「金融サービス仲介業」において、11条から84条までの条文を規定しています。従来の金融商品販売法は条文数が少ない法律でしたが、結構大部な法律になっています。

少し、余談になりますが、金融商品販売法では、金融商品の販売等に係る「勧誘の適正の確保のための措置」について定めることも、同法の目的と定められていました。この部分は、改正によって削除されています。

金融商品販売法は、金融商品販売業者等に対して勧誘方針の策定と公表を義務付け（改正前金販9条）、これに違反した場合には50万円以下の過料に処するものとしていました（金サ10条）。今回の改正によっても、この勧誘方針の策定と公表義務自体は存置されているのですけれども、違反の場合の制裁規定は削除されています。そのため、「勧誘の適正の確保のための措置」がなくなったことから、目的規定においてもこの文言が削除されたのではないかと考えられます。

## II. 既存の金融サービスに関する仲介業

続きまして、既存の金融サービスに関する仲介業（以下、既存の仲介業という）について、概要をご紹介します。

## 1. 銀行代理業

まず、銀行代理業の制度は、利用者の金融サービスに対するアクセスを確保・向上させるとともに、金融機関が多様な販売チャネルを効率的に活用できるように、2005年の銀行法の改正で創設されたものです。

銀行法上、銀行代理業の定義は、①預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、②資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、③為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、のいずれかを行う営業と定義されています（銀行2条14項）。

他方、銀行法上の銀行業の定義を見ますと、④預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せて行うこと、又は⑤為替取引を行うこと、のいずれかを行う営業です（銀行2条2項）。

銀行業の定義では、受信業務と与信業務の両方を行わなければ銀行業とならないのに対して、銀行代理業は、受信業務のみの代理、与信業務のみの代理を行うことも認められます。

なお、「銀行代理業」と言うように「代理」という用語が使用されていますが、ここでは代理と媒介を両方含むものとして使用されています。さらに、「銀行のために」という定義となっており、「顧客のために」という行為は銀行代理業に該当しないこととなります。「顧客のために」という用語については、監督指針に定義が定められています（監督指針Ⅷ-3-2-1-1(3)①）。

参入規制として、銀行業を営むには、内閣総理大臣の「許可」が必要です（銀行52条の36第1項）。

銀行代理業者に銀行代理業を委託する銀行は「所属銀行」と呼ばれています。所属銀行は、銀行代理業者がその銀行代理行為について顧客に与えた損害を賠償する責任を負うものとされています（銀行52条の59第1項）。これは、所属銀行

の賠償責任を法定することで、銀行代理業者の信用を確保するためのものです。

## 2. 金融商品仲介業

金融商品取引業の仲介を行うものとして、金融商品仲介業があります。これは2003年の証券取引法の改正で導入されたものでありまして、当初、「証券仲介業」と呼ばれていました。証券取引法が金融商品取引法に改組された後は、その名称は「金融商品仲介業」と改められています。

日本の企業金融は、銀行制度によって支えられてきた結果、銀行にリスクが集中し、増大するリスクに耐えることができなくなったという課題があり、幅広くリスクが分散される市場金融モデルが模索されてきました。そのための処方箋として証券の販売チャネルを拡大し、個人の資金を証券市場に取り込む方策が検討されました。金融商品仲介業者の創設は、その一環と言えるわけです。

なお、この金融商品仲介業につきましては、以前に、本研究会の前身の研究会で、洲崎先生からご報告がなされているところです（証券取引法研究会編「平成15年の証券取引法等の改正Ⅲ－証券仲介業制度」『平成15年の証券取引法等の改正』（別冊商事法務275号）37頁以下、同「金融機関の証券仲介業務」『平成16年の証券取引法等の改正』（別冊商事法務290号）124頁以下）。

金融商品取引法は、金融商品仲介業の定義として、金融商品取引業者又は登録金融機関の委託を受けて、①有価証券の売買の媒介、②2条8項3号に規定する媒介（取引所金融商品市場・外国金融商品市場における有価証券の売買・市場デリバティブ取引の委託の媒介・取次又は代理の媒介）、③2条8項9号に掲げる行為（有価証券の募集・売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い）、④金商法2条8項13号に規定する媒介（投資顧問契約又は投資一任契約の締結の媒介）のいずれかを、「金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う」業務と規定しています（金商2条11項）。

これらの業務は、もともと金融商品取引業です（金商2条8項）。したがって、金融商品取引業の登録を受けなければ営むことができないはず（金商29条）。もっとも、金融商品仲介業については、金融商品取引業の登録ではなく、内閣総理大臣の金融商品仲介業の登録を受けて営むことができるものとされています（金商66条）。いずれにせよ、参入規制としては登録制が採用されています。

銀行代理店や次に述べます保険代理店と異なりまして、金融商品仲介業者には、金融商品取引業の代理は認められず、媒介のみが許容されます。関連しまして、金融商品仲介業者は、顧客に対して「所属金融商品取引業者等の代理権がない旨」を明らかにすることが求められています（金商66条11第2号）。

契約締結の代理権が認められなかったことについては、立案担当者から次のように説明されています。すなわち、代理では、「仲介した証券取引について証券会社や投資者に対する法的効果が発生することになるから、投資家保護や取引の円滑化を図るには、適正な代理権を行使し得るよう証券会社並みの知識、経験等が必要と考えられることや、金銭、有価証券の取扱いを認めると財産基盤についての規制が必要である」ため、新たな仲介業者制度を設ける意義が乏しくなることが理由として述べられています。金融商品取引業の仲介業に「代理業」とか「代理店」という名称が使われなかったのは、代理行為が認められなかったことに配慮したものと考えられます。

なお、金融商品取引法の下でも、金融商品仲介業者が顧客に加えた損害について、所属金融商品取引業者等の賠償責任を定めています（金商66条の24）。銀行などの登録金融機関も、金融商品仲介業を営むことができます。しかし、登録金融機関に金融商品取引業を委託した証券会社、金融商品取引業者——この場合、所属金融商品取引業者と呼ばずに、「委託金融商品取引業者」と呼ばれるわけですが（金商業府令44条6号）、この

責任は法定されていません。登録金融機関がもともと免許制の下、厳格な規制に服していること、さらに、登録金融機関には直接損害賠償をする能力があるということから、このような規制になっていると考えられるところです。

### 3. 保険募集の仲介業

さらに、保険募集の仲介業者として、損害保険代理店と生命保険代理店とがあります。

「損害保険代理店」は、保険業法上、「損害保険会社の委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者で、その損害保険会社の役員又は使用人でない者」と定義されています（保険業2条21項）。

また、保険業法上、「生命保険代理店」という用語が定義されているわけではないのですが、生命保険会社から委託を受けた者で、その生命保険会社のために保険契約の代理又は媒介を行う者が定められていまして（保険業2条19項）、これが一般に「生命保険代理店」と呼ばれるものに含まれると考えられています。

保険代理店は、保険契約の締結の代理と媒介を行うものとされています。しかし、生命保険募集では、伝統的に、募集人（代理店）は媒介のみを行うとされているようです。これは、生命保険では、道徳的危険（モラルハザード）の防止の観点等から、本社又はそれに準ずる部署が専門的能力から中央集権的に契約の締結の可否を判断することが不可欠であるからと説明されています。

もっとも、現行法では、契約締結の代理権を有する生命保険募集人を許容しており、そこでは、顧客の誤認を回避するために、権限の有無を明示する義務が規定されているところです。

損害保険代理店又は生命保険代理店となるには、内閣総理大臣の「登録」を受けなければなりません（保険業276条）。参入規制としては登録規制が採用されています。また、保険業法でも、代理店の顧客に対する所属保険会社の損害賠償責任が規定されています（保険業283条）。

ところで、保険契約の締結に当たって、保険会社の外部にあって保険募集を行う者として、「保険仲立人」が存在します。保険仲立人は、「保険契約の締結の媒介であって、生命保険募集人及び損害保険募集人がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のものを行う者」と定義されています（保険業2条25項）。

これまで述べてきた保険代理店が、保険会社から委託を受けて保険会社のために保険募集を行うのに対して、保険仲立人は、契約の両当事者の間にあって、中立的な立場で保険契約の媒介を行う点で違いがあります。

なお、当事者の間にあって中立的な立場で媒介を行うというものの、媒介手数料は保険会社が支払うという慣行になっているようでして、利益相反の危険性から、顧客保護のための特別の規制が定められているところです。

保険仲立人制度の参入規制としては、登録制が採用されています（保険業286条）。

なお、保険仲立人には、所属保険会社という制度は存在していません。顧客の保護の方法としては、保証金の供託制度が採用されています（保険業291条1項）。今回新設されました金融サービス仲介業は、これまで述べた既存の仲介業者の中では、保険仲立人に最も近いものとして設計されていると考えられます。

以上を踏まえまして、金融サービス仲介業の話に移りたいと思います。

### Ⅲ. 金融サービス仲介業

#### 1. 制度創設の趣旨

WG報告は、金融サービス仲介法制の創設に関して、「情報通信技術の発展により、オンラインで円滑に金融サービスを提供することが可能となっている。他方で、このように複数業種（銀行・証券・保険）にまたがって多数の金融機関が提供する金融サービスを仲介しようとした場合、現行制度では、①……業種ごとの規制が存在し、仲介しようとする分野に応じて複数の登録等が求められ

るほか、②特定の金融機関に所属することが求められており、多数の金融機関が提供する商品・サービスを仲介しようとする場合、所属金融機関それぞれから行われる指導に対応する必要があることから、事業者にとって負担が大きいという指摘がある」という問題提起をしています。

これに関連して、先ほども紹介した「基本的な考え方」では、①に関しては、業種ごとに複数の登録等を受けずとも、複数の業種をまたいだ商品・サービスの仲介を行うことを可能にすること、②に関しては、新たな仲介業者には所属制を採用せず、取扱い可能な商品・サービスの限定、利用者資金の受入れの制限、財務面の規制の適用等により利用者保護を図ることが提案されていました。これらの方針に従った形で金融サービス仲介業の制度が創設されています。

前述のように、既存の仲介業は、顧客に対する商品・サービスを提供するチャンネルを拡大するために設けられました。金融庁作成の説明資料によれば、2019年12月末時点で、銀行代理業者の数は79、金融商品仲介業者の数は888、生命保険代理店は8万5,862、損害保険代理店は18万319でした。この数字だけを見ますと、顧客にとって金融商品やサービスの提供はより身近になったと言えるかもしれません。

他方で、同じ金融庁の資料によれば、銀行・証券・保険全てのサービスを仲介する業者、すなわち、銀行、金融商品取引業者及び保険会社と個別の契約を結び、業態横断的な金融商品・サービスをラインナップしている業者の数は、5にすぎなかったということです。

既存の仲介業者を創設するに当たって、いわゆる「ワンストップ」で利用者に商品・サービスを提供することがメリットとして挙げられていたものの、この数字を見る限りは、実際はこの点での効果は極めて限定的であったと言わざるを得ないところです。

かたや、保険仲立人の登録件数を調べてみますと、今年の7月1日現在で53でした。実は、こ



の中に外資系の証券会社が含まれています。また、大手証券会社、一部の生命保険会社、IT関連会社なども銀行代理業の登録を行っています。これらの会社は、既存の仲介業制度を利用して、一定の範囲で横断的な金融商品・サービスの提供を行ってきたと言えるかと思います。

それでは、今回考えられているサービスのビジネスモデルはどのようなもののでしょうか。金融サービス仲介業が念頭に置いているビジネスモデルというのは、スマホやパソコンの画面で顧客が多種の金融商品・サービスを選択できる仕組みです。この数年、インターネットを介した金融サービスの提供が急速に普及・拡大しています。商品やサービスの内容にもよるわけですが、物理的な施設や人員は、金融取引に不可欠なものではない時代が来ています。新しい金融サービス仲介業は、このようなインターネットなどのインフラが普及する中、金融商品・サービスの「ワンストップ・ショッピング」を可能にし、顧客の便益を向上させる目的で創設されたものと言えます。

もっとも、このことは、物理的な店舗で横断的に金融商品やサービスを提供する金融サービス仲介業を禁止するものではないことは言うまでもありません。

なお、インターネットを使って仲介するというものについては、金融サービス提供法上規定がありまして、「電子金融サービス仲介業務」に該当します。これにつきましては、銀行法上の「電子決済等代行業」の規制が適用されますが、一定の要件を満たせば、電子金融サービス仲介業務を行う業者は届出で電子決済等代行業を営むことができるとされているところです。

## 2. 定義

金融サービス提供法では、「金融サービス仲介業」とは、「預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいう。」と定義しています（金サ11条1項）。

まず、「預金等媒介業務」ですが、その一つは、①銀行等のために行う「預金等の受入れを内容とする契約の締結の媒介」です。「銀行等」というのは、銀行のほか、協同組織金融機関なども含まれるわけです（金サ11条2項1号イ～ヨ）。また、②銀行等と顧客との間において行う「資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介」、③銀行等のために行う「為替取引を内容とする契約の締結の媒介」も、預金等媒介業務と規定されています（金サ11条2項1～3号）。

このように、受信業務、与信業務又は為替業務のいずれかの契約の締結の仲介を行うという点で、銀行代理業の定義と一致します。もっとも、銀行代理業の場合と異なり、金融サービス仲介業は、これらの契約の締結の代理は認められていないという違いがあります。

また、受信業務と為替業務の仲介は、「銀行等のために行う」という点で銀行代理業と同じですが、預金等媒介業務については、「銀行等と顧客との間において行う」とされているため、顧客からの依頼により融資を仲介する業務が許容されることとなります。実際に顧客の側から預金や送金の媒介を業者に依頼するケースは考えにくいことから、このような規定になっているのではないかと思います。

次に、「保険媒介業務」です。保険会社等——これは外国保険会社等又は少額短期保険業者を含むわけですが——と顧客との間における保険契約の締結の媒介を行う業務と規定されています（金サ11条3項）。そこでは、保険代理店の業務と同様のものが規定されていますが、ここでも契約の媒介のみが認められています。

また、保険代理業は、保険会社の委託によるものとされているわけですが、保険の仲介業務は、「保険会社等と顧客との間における保険契約の締結の媒介」とあることから、保険会社等からの委託に限らず、顧客の依頼により仲介を行うこともできるわけです。なお、これらの点は、保険仲立人の業務と同様ということになるかと思いますが。

また、「有価証券等仲介業務」につきましても、金融商品仲介業と同様の業務が規定されています（金サ 11 条 4 項）。この点については、時間の関係でレジュメをご覧いただければと思います。

そこでは、業務の媒介のみが規定されていますが、前述のように、もともと金融商品仲介業でも、代理は認められず、媒介のみが許容されています。

なお、金融商品仲介業は、業者からの委託を受けて行うものとされていますが、有価証券等仲介業務については、有価証券の募集・売出しの取扱いなどの媒介を除いて、顧客からの委託によるものも可能な規定になっています。有価証券の募集・売出しの取扱いなどの媒介については、顧客からの委託を受けて行う業務というのは考えにくく、このような規定になっていると考えられます。

なお、預金等媒介業務や保険媒介業務というように、他の仲介業務では「媒介業務」とされていますが、有価証券等仲介業務では「仲介業務」という用語が使用されています。有価証券などの取引の媒介を行う業務として既に金融商品仲介業というのがあり、これに言葉をそそえたということかもしれません。

最後に、金融サービス仲介業として「貸金業貸付媒介業務」も規定されています。この業務は、貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介を行う業務と規定されています（金サ 11 条 5 項）。

これまで述べてきました銀行・保険・証券と異なりまして、「貸金業の代理業」というようなものは明文上存在しません。しかし、貸金業法を見てみますと、同法にいう「貸金業」の定義としまして、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（…）を業として行うもの」と規定しています（貸金業 2 条 1 項）。そのため、貸金業者のために貸付けの媒介を行うことは、もともと「貸金業」に含まれるということになります。

WG 報告では、銀行・証券・保険についての検討がなされおり、貸金業者のための媒介業務は特に議論されていないように見受けられます。金融サ

ービス仲介業として、貸金業貸付媒介業務が規定されたことにつきましても、銀行代理業に属する業務のうち、銀行と顧客との間の貸付契約の締結の媒介が金融サービス仲介業として規定されたことから、同様の内容である貸金業貸付媒介業務も許容することになったのではないかと考えられるところです。

なお、金融サービス提供法におきまして、「媒介」というものについて定義は存在しません。一般的には、「媒介」というのは「他人の間の取引の成立のために尽力すること」を意味するとされています。しかし、他人のために尽力する行為というのは様々です。あるあっせん行為が「媒介」に該当する場合には、金融サービス仲介業としての登録が必要となります。無登録業者として処罰されることを回避する必要から、「媒介」の範囲を明確にしておく必要があるかと思えます。

この点につきましても、監督指針（監督指針 V-2-1-1-1）がありまして、登録を要しない場合を例示しています。（3）登録が不要である場合があります。②の「媒介に至らない行為」、それは何かというと、例えばということで、以下のイからニに掲げる行為であるとしています。この中で注目すべきなのは、ニのところかと思えます。

「勧誘行為をせず、単に顧客を銀行等に紹介する業務」は、媒介に至らずに、登録は要らないということになります。

では、その「紹介」というのは何なのかというのが（注）に a、b、c とありまして、c は「銀行等のサイトへの単なるリンクの設定のみを行い、金融サービス契約の締結に至る交渉や手続は当該銀行等と顧客との間で行い、当該契約に当たり当該業者は関与をもたないこと」とあり、こういった場合は「紹介」に該当しないということで、登録は要らないことになろうかと思えます。

「媒介」に当たるかどうかというのは、ほかのところでも業法、例えば銀行代理業についても問題になり得るわけです。これにつきましても、前述の監督指針のイ、ロ、ハに該当するようなものに

ついて規定はあるのですが、二に該当するものは規定されていないようです。

金融サービス仲介業は、前述のように、スマホ画面での仲介を想定しているようです。画面にA銀行、B銀行、C貸金業者へのリンクを張るだけであれば、これは銀行等を紹介するだけであるので、媒介には該当しない。先ほどの監督指針で言うと、「サイトへの単なるリンクの設定のみ」を行うということで、リンクを張るだけでは該当しないものの、「当該契約に当たり当該業者は関与をもたないこと」とあるわけでした、例えばA銀行への誘導が何かある、例えば「金利が一番安いですよ」といったものがあれば、これは関与があるということで、媒介があったと考えられることになります。

### 3. 参入規制

#### (1) 登録制

参入規制として、登録制が採用されています(金サ12条)。前述のとおり、複数の金融サービスの仲介を手掛ける場合に、各業法における参入手続が必要であるということが問題視されたので、改正法で、一つの登録で各種の金融商品やサービスの仲介を行うことができるものにしました。

登録申請書を出さなければならないのですが、そこで行おうとする業務の種別、すなわち預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務の種別を記載する必要があります。業務の種別の変更をするには、変更登録をしなければなりません(金サ16条1項)。

そのため、金融サービス仲介業者として預金等媒介業務のみを行ってきた者が、新たに有価証券等仲介業務を行おうとする際には、変更登録を受けた上で、当該業務を行うことになります。

ところで、既存の金融サービスの仲介業のうち、銀行代理業への参入は「許可」、保険代理業や金融商品仲介業、貸金業への参入は「登録」が必要です。金融サービス仲介業には登録制を採用したため、預金等媒介業務については参入規制が緩和

されたということになりそうです。銀行代理業と異なり、預金等媒介業務では、媒介のみで代理行為がないため、参入規制を緩和しても特に問題はないということかもしれません。

他方で、登録制と許可制の区別自体が曖昧であること、登録拒否の事由を厳格に審査すれば許可制に近づくとされていることを考えますと、この区別をあえて重視する必要はないのかもしれませんが、いずれにせよ、金融商品仲介業や保険代理業で登録制を既に採用している状況で、同じ内容の業務を含む金融サービス仲介業を行わせる際に、あえて許可制を採用することは難しかったと考えられます。

#### (2) 既存の仲介業との兼業

次に、例えば銀行代理業と金融サービス仲介業である預金等媒介業務を兼営することができるかということが問題になります。結論としますと、両業務の兼営はできないことになります。

もっとも、その仕組みは、金融サービス仲介業者が新たに銀行代理業務を兼営する場合(以下、「ケース1」という)と、銀行代理業者が金融サービス仲介業務を兼営する場合(以下、「ケース2」という)とで異なるわけです。

まず、ケース1で、金融サービス提供法の下、預金等媒介業務を行う者として登録を受けた者が新たに銀行代理業者となった場合、遅滞なく内閣総理大臣への届出が要求されまして(金サ16条3項8号)、この場合、当該金融サービス仲介業者は、預金等媒介業務を行わない旨の変更登録を受けたものとみなされます(金サ16条4項)。したがって、この金融サービス仲介業者は、預金等媒介業務を行わず、銀行代理業を兼営するということになります。

なお、金融サービス仲介業者が預金等媒介業務のみを行っている場合で銀行代理業者となったときは、金融サービス仲介業の登録は、その効力を失うとされています(金サ16条6項)。

次に、ケース2で、銀行代理業者が、金融サー

ビス提供法の下、預金等媒介業務の種別に係る登録を受けた場合、銀行法上、銀行代理業の許可は失効すると規定されています（銀行 52 条の 52 第 6 号・52 条の 57 第 1 号）。したがって、金融サービス仲介業と銀行代理業との兼営はこの場面でできなくなるということとなります。このときに、金融サービス仲介業としての銀行業務の媒介は可能であるわけですが、その代理はできなくなるということに注意が必要です。

ケース 2 の場合は、もともと銀行法上の銀行代理業者であることが出発点であるため、兼営を禁止する方法として、銀行法上の許可を取り上げる方法が採用されているのかと思います。

他方、ケース 1 では、金融サービス仲介業者であることが出発点であるので、兼営を禁止するには、金融サービス提供法で預金等媒介業務を行わないという変更登録で対処する方法が採られていると考えられるわけです。

さて、このような兼営規制が定められている理由が問題になります。立案担当者の説明によりますと、「仲介業者が金融サービス業と既存の仲介業の両方の登録等を受け、両方の立場で仲介行為を行い得ることとした場合、仲介業者がいずれの立場でいかなる規制に基づいて仲介行為を行っているか、顧客に混同をもたらすおそれがある」と考えられたことによるということでした。

保険業法でも、保険代理店である保険募集人と保険仲立人が併存していますが、保険仲立人の業務と保険募集人の業務の兼営は禁止されています（保険業 289 条 1 項 7 号から 10 号）。この規制も、一般的に顧客の混同を回避するためのものと説明されているのではないかと思います。

後ほど述べますように、既存の金融サービスの仲介業務では、所属金融機関の損害賠償責任が規定されていまして、顧客の保護はこれで対処しているのに対して、新しい仲介業務では、顧客の保護は保証金の供託によって対処されるなど、顧客保護の在り方が異なるものとなっています。また、顧客に対する情報開示の内容にも違いがあります。

したがって、顧客の混乱を回避するためには、このような措置はやむを得ないものと考えられます。

また、ここで問題となっているのは、銀行代理業と預金等媒介業務という類似した、あるいは重複する内容の業務の兼営でありまして、このような業務を兼営する必要性はそもそもあまり大きくないと言えます。ただし、銀行代理業者が預金等媒介業務を行う場合は、何度も言いますように、代理ができなくなるといった制約はあるものの（その意味で兼営の意義は否定できない）、既存の仲介業で代理業務が行われている例はあまりないようであり、実際の弊害は大きくないと考えられるわけです。

### （3）所属金融機関制度の不採用

金融サービス提供法の下では、先ほど少し述べましたが、顧客への賠償資力の確保を図る観点から、金融サービス仲介業者は、保証金を主たる営業所又は事業所の最寄りの供託所に供託をしなければならないと定めています（金サ 22 条 1 項）。保証金の額は、金融サービス仲介業務の状況及び顧客等の保護を考慮して政令で定めるものとされています（金サ 22 条 2 項）。

金融サービス提供法施行令は、保証金の額を定額 1,000 万円に、前事業年度の年間受領手数料の 5% を加えた額と定めています（金サ令 26 条）。ここにいう手数料は、一事業年度において金融サービス仲介業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価を合計した額となっています。したがって、年間受領手数料が 1 億円であれば、 $1,000 \text{ 万円} + (1 \text{ 億円} \times 5\% (500 \text{ 万円})) = 1,500 \text{ 万円}$ ということになります。

WG 報告でも、仲介業者のシステムトラブルを例に挙げて、事業規模が大きいほど顧客への賠償額も大きくなることから、保証金の水準は事業規模に応じたものとなることが望ましいとしていました。そのうえで、「一定の額をベースに、前事業年度に得た手数料その他の対価の合計額の一定割合を加えた額の供託を求めることが考えられる」

としていました。政令では、この考えに沿ったものを規定しているわけです。

#### ・他の保証金制度の例

業者に保証金の供託を要求するものは、他にも存在します。網羅的ではありませんが、これらについては次のパターンがあるのではないかと思います。

パターン1は、定額のみを要求するものです。適用される例としては、宅地建物取引業者などがあります。例えば、宅建業者は主たる事業所について1,000万円、事業所ごとに500万円の営業保証金を供託する必要があります（宅建業25条2項・宅建業令2条の4）。ほかには、第二種金融商品取引業者の個人の場合には、営業保証金は1,000万円（金商31条の2第2項・金商令15条の12第1号）、投資助言・代理業のみを行う者の営業保証金は500万円（金商31条の2第2項・金商令15条の12第2号）、さらに保険の世界ですと、外国保険業者の保証金は2億円とされています（保険業190条1項・保険業令24条）。

パターン2は、過年度の営業規模に応じて「定額」というものです。これには、旅行業者のものがありまして、業種や取引額に応じて一定の額が要求されています。旅行業者については、例えば、第1種旅行業の場合は、取引額が4億円以上7億円未満の場合、保証金は7,000万円と規定されているわけです（旅行業8条1項・旅行業規則7条（別表第一））。

パターン3は、定額に規模に応じた額を加算するというものです。その例として、保険仲立人や少額短期保険業者のものがあります。保険仲立人については、過去3年間に受領した手数料の合計額が基準となり、最低額は2,000万円、最高額は8億円と定められています（保険業291条2項・保険業令41条）。これに対して少額短期保険業者については、1,000万円に年間収受保険料の5%を足した額とされています（保険業272条の5・保険業令38条の4・保険料令211条の9）。

金融サービス仲介業者の保証金は、パターン3に類似するものかと思います。もっとも、保険仲立人の場合は、「過去3年の手数料等を基準」としたうえで上限を設けているのに対して、金融サービス仲介業の場合には、「過去1年間の手数料等」に5%という料率を掛けたものを加算するという形で、上限がないという違いがあります。また、少額短期保険業者は、1,000万円を定額とする点では同じですが、加算部分が「年間収受保険料」の5%で、「手数料」の5%という金融サービス仲介業者との間に違いがあるわけです。

保証金制度は顧客保護のためのものであるため、その額が高いほど、顧客の保護に厚いものとなります。他方で業者について見ますと、保証金の額があまり高額でありますと、その業務に参入するインセンティブを失うこととなります。この点で、顧客の保護を図りながら、参入障壁が高くなり過ぎないように配慮する必要があります。

金融サービス仲介業者の保証金は、「1,000万円という定額」に「5%の料率を掛けた変動額」という点で、形式上、少額短期保険業者のものと類似するものになっています。もっとも、金融サービス仲介業は保険業務のみではありませんので、保険料を基準とすることはできません。そのため、保険仲立人の保証金を参考に、過年度の手数料収入を基準にしたものと考えられます。

他方で、保険仲立人の場合は、手数料等の全額が対象となるため、上限が設けられています。これに対して金融サービス仲介業者の場合は、上限は設定されていないものの、手数料等に5%を掛け合わせるというものですので、保証金が過大になり過ぎることについて一定の歯止めがかかっていると理解できるかと思います。

このように改正法では、金融サービス仲介業者の保証金については、事業規模に応じたものにするという必要性から、前事業年度に得た手数料などを基準にするものとしています。この点、各業務種別によって損害額などは様々でありまして、フルラインナップのサービスを提供する際に、業

種ごとに手数料を合計したものを基準とすることで顧客の保護は図られるのかといった問題が指摘されていました（小田大輔＝渡邊峻「Q&A 金融サービス仲介業の制度と実務（第2回）」金法 2155号 56頁）。

この点について、政令を見る限り、年間受領手数料について、「一事業年度において金融サービス仲介業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額」とのみ規定されているわけですが、これ以外に規定のしようがないというところかもしれませんが、何か、ご意見があれば、お教えください。

ところで、今回の改正の目玉の一つが、仲介業者の所属制の不採用でありました。前述のように、仲介業者の所属制というのは、特定の金融機関に所属し、勧誘や説明に関して指導を受け、顧客に損害を与えた場合に、当該金融機関が責任を負うというものです。所属金融機関のこのような責任の性質は、代位責任で、民放 715 条の使用者責任に類するものと解するものが多いように思います。

その意図は、支払い能力の高い所属金融機関に賠償させることで顧客の損失を補てんするという直接的な顧客保護のほか、これによって所属金融機関による監督が強化され、不当な行為が行われる危険性が減少するといった効果も期待されるわけですが、

保証金の供託制度は、顧客の直接的な損害補てんの代わりは期待できるのかもしれませんが、後者の間接的な顧客保護の効果は期待できません。金融サービス仲介業制度創設に当たり、所属制は仲介業者の負担が大きいが指摘されてきたのですが、これを採用しなかったことで、金融機関に対する監督義務をも免除するものになっています。

従来の仲介業において、金融機関と仲介業者との関係は、前者が後者を指導するという関係にあり、まさしくそれが「所属」という言葉にも表れているわけですが、新しい制度の下では、業務上のパートナーとしての連携、協同関係に変化する

ものと捉えることができます。

他方で、所属金融機関制度の不採用で、顧客保護に欠ける危険性も否定できないわけです。仮に直接的な賠償責任が保証金で代替できるとして、仲介業における監督がなくなるわけで、従来の制度に比べて顧客の保護の程度が後退することは間違いのないと思います。この点に関して、金融サービス仲介業者の業務範囲が制限されていることが重要です。

そこで、以下では、これに関連してこの問題を取り上げたいと思います。

#### 4. 業務範囲

金融サービス仲介業者は、許容されている業務の全てを行うことはできず、取扱い可能な金融サービスに制限があります。WG 報告では、「新たな仲介業者には、商品設計が複雑でないものや、日常生活に定着しているものなど、仲介に当たって高度な商品説明を要しないと考えられる商品・サービスに限って取扱いを認めることが適当である」としていました。なお、法律では「高度に専門的な説明」という言い方をしています。

この点について、なぜ商品説明の程度を基準にするのが問題となります。仕組みが複雑な商品であれば、もちろん適合性の原則の問題はあるのですが、それは別として、十分な説明ができれば、それを販売してもよいはずですが、しかし、金融サービス仲介業者の中にはこのような説明をする能力に欠ける者が含まれることを想定し、予防的に販売を禁止しているのかもしれませんが、

さらに、前述のとおり、金融サービス仲介業は、オンラインでの媒介、中でも手軽にスマホで取引をするといったビジネスモデルを念頭に置いています。オンライン端末の画面では、対面の場合と比較して、顧客への説明が十分に行われられない可能性があります。例えば、商品性を詳細に説明した画面を見せても、顧客はそれを簡単にやり過ごすことができます。「高度に専門的な説明」という基準は、説明義務は十分に果たせない状況を考慮

したものとも考えることもできます。

顧客に対して「高度に専門的な説明」を要するものとし、金融サービス仲介業者が取り扱うことのできない商品・サービスは、政令で定められることになっています（金サ 11 条 2 項 1 号など）。

預金や保険については、従来から存在する「特定預金等契約」や「特定保険契約」を用いて、それを指定したうえで、仕組みの複雑さやリスクの程度で禁止される商品・サービスを追加しています。ここでは、特に保険について、もともと許容されている商品やサービスにもかかわらず、金額によって取扱いを禁止するものがあることに注目したいと思います。

すなわち、例えば生命保険については、死亡保険に関して 1,000 万円を超える保険について金融サービス仲介業者の取扱いを禁止しています。この点に関して、保険金額が高額なものは、「高度に専門的な説明を要する」と言えるかが問題となります。これについては、WG 報告が、高額や長期の保険については、「顧客への説明を一層丁寧に行うことが重要となる」ことから、保険金額や保険期間による限定を設けることも考えられるとしていました。政令はこの見解に従ったものです。

なお、WG 報告では、「長期」の商品についてより一層丁寧な説明が必要であるとし、政令ではいわゆる終身保険の取扱いを禁止しています（施行令 18 条 7 号ロ）

しかし、このような規定は、条文の文言から逸脱しているとの批判も考えられます。すなわち、金額が多額又は期間が長期の商品の仲介において、「高度に専門的な説明を要する」ものとは言えないわけですが。高額又は長期の契約を締結するには「より丁寧な説明」が必要であると言えるとしても、それを「高度に専門的な説明」と言うのは難しいように思われます。これは、使っている言葉だけの問題で、例えば「高度に専門的な説明」に加えて「丁寧な説明」といった文言を規定に追加することで解決できる問題なのかもしれません。

なお、金額が多額又は期間が長期の商品やサービスは、保険に限らず、他の金融商品にも存在します。しかし、政令では、保険商品以外には、このような要件は付されていないように見受けられます。この点をどのように評価するかが問題になります。

これに関連して、国会の附帯決議が存在していることが注目されます。すなわち、そこでは、「既存の業態の店舗網や雇用が過度に失われることがないように留意すること」などが決議されています。さきに見ましたように、既存の仲介業のうち、保険募集に関する業者が圧倒的に多いわけです。この附帯決議は、特に保険業界を名指しているものではありませんが、既存の業者の既得権を確保するという趣旨は、保険に特有の事情と言えるのかもしれませんが。

## 5. 情報提供義務

最後に、金融サービス仲介業者に課せられる行為規制について、情報提供義務を取り上げたいと思います。

金融サービス仲介業者の情報提供義務は、顧客からの要望の有無にかかわらず、必ず事前に明示すべきもの（金サ 25 条 1 項）と、顧客から求められた場合に明示すべき事項があります（金サ 25 条 2 項）。

金融サービス提供法の下に要求される明示・開示事項は多岐にわたりますが、ここでは手数料に絞って検討したいと思います。

金融機関の顧客に対する手数料の明示は、近年の金融規制法の流れの一つです。例えば、「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則などでも、この点が強調されています。この原則が適用される「金融事業者」には、金融サービス仲介業者も含まれると考えられます。

### (1) 事前に明示すべき事項

事前に明示すべき事項として、手数料に関して、「その他内閣府令で定める事項」があります。

(金サ 25 条 1 項 6 号)

・金融サービス仲介業者等に関する内閣府令 33 条 2 項

- ①登録番号
- ②相手方金融機関の商号、名称・氏名
- ③顧客が金融サービス仲介業者に支払う手数料等の額・上限額又は計算方法の概要  
(報酬その他いかなる名称によるかを問わず、手数料と同種のものとして金融サービス契約に関して顧客が支払うべき対価を含む)
- ④同種の内容の金融サービス契約を取り扱う場合において、顧客が支払う手数料等が異なるときは、その旨
- ⑤投資助言業務を行う場合、金融サービス仲介行為により得ることとなる手数料等の額
- ⑥相手方金融機関との間の資本関係及び人的関係並びに委託契約の有無
- ⑦情報提供に関する相手方金融機関の役割分担に関する事項

③は、「顧客が金融サービス仲介業者に支払う手数料」ということになっています。これは顧客が受けるべきサービスの対価でありまして、幾ら支払うかは、契約前に当然に顧客に知らされるべきものだと思います。

次に、④で、「同種の内容の金融サービス契約を取り扱う場合において、……顧客が相手方金融機関に支払う手数料等が相手方金融機関により異なるときは、その旨」の明示が必要とされています。これは、金融サービス仲介業者が複数の金融機関の商品を取り扱う場合で、そのうちの一つの商品を薦める場合、顧客が支払う手数料が異なる場合には、その旨を明示させるものです。

「手数料等が相手方金融機関により異なるときは、その旨」と規定されていることから、異なる手数料の額までは明示義務がありません。パブコメに対する金融庁の見解は、具体的な金額や料率を説明することまでは求められないとしながら、

「顧客への丁寧な情報提供を努めることが望ましい」とされています。

しかし、同じ性質の金融商品であれば、顧客の関心事は、「手数料が異なる」ということではなくて、その商品について「最も安い手数料であること」にあるのではないのでしょうか。業者には手数料の開示義務はないとした場合、顧客は、不透明な取引は行わない、やりたくないということで不利益を回避するしかないのでしょうか。

他方で、金融サービス仲介業者には顧客に対する誠実公正義務が課せられます(金サ 24 条)。そのため、この義務の内容として顧客が求めた場合、手数料の開示義務があると解することは可能でしょうか。あるいは、誠実公正義務の中身として、顧客に最も有利な安い手数料の商品を薦めることが求められていて、この点で顧客の保護が図られていると解することになるのでしょうか。この点も後で教えていただければと思います。

(2) 顧客から求められた場合に明示すべき事項

顧客から求められた場合に明示すべき事項として、「金融サービス仲介業務に関して当該金融サービス仲介業者が受ける手数料、報酬その他の対価その他内閣府令で定める事項」があります(金サ 25 条 2 項)。すなわち、業者が「金融機関から受ける仲介手数料」を明らかにすることが求められています。

WG 報告でも、利益相反が発生し得るというような場合については、金融機関から受け取る手数料を開示させることが重要だとされており、これを受けて、このような規定になっているかと思えます。この金融機関からの手数料の開示というのは、保険仲立人に関する義務としても規定されています。

顧客への情報提供というのは、顧客の請求の有無にかかわらず業者に義務付けられているものが通常でありまして、顧客から求められたときに限り義務付けられているのは、例外的なものではないかと思えます。



保険仲立人の義務については、英国の保険ブローカーの規制にならうものと説明がなされています。他方で、もしかすると、できれば開示したくないという業者側の強い意思があり、それが立法に反映したものになっているのかもしれませんが。

既存の金融サービス仲介業で、保険仲立人以外ではこのような開示義務は存在しません。既存の仲介業は、金融機関のために行うものと位置付けられているのに対して、保険仲立人や金融サービス仲介業は、顧客のために行うものも許容されます。この点で、顧客保護の必要性はより高まるものと考えられます。

他方で、既述のように、金融サービス仲介業の中でも、金融機関のために行う業務が規定されています。このような業務では、これまで手数料の開示義務がなかったものが、その開示を要求されることになろうかと思えます。その意味では、同じような業務を行う場合でも、金融サービス仲介業では開示義務の範囲が拡大したと評価することができます。

最後に、「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則5の注記では、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容（第三者から受け取る手数料等を含む）を顧客に分かりやすく提供することを求めています。ここにいう「第三者」の意義は必ずしも明らかではありませんが、金融機関が含まれるとするならば、顧客本位の原則からも、既存の仲介業者についてもこのような手数料の開示が求められることになるかと思えます。

報告は以上でございます。いろいろとご教示いただければ幸いです。

~~~~~

#### 【討 論】

○黒沼 川口先生、大変詳しいご報告をありがとうございました。

それでは、本日のご報告は、経緯や既存の制度のご説明もありますが、そこについてはあまり質

問はないと思われますので、全体を通じてどの点についてでも結構ですので、質問をお受けしたいと思います。よろしくお願いします。

#### 【顧客から求められた場合の明示方法】

○黒沼 それでは、時間つなぎという意味で、少し私から質問させていただきたいと思えます。

最後に「顧客から求められた場合に明示すべき事項」というのが挙がっていて、これはほかの業法には従来あまりなかったものということですが、例えば、スマホの画面でやりとりをしているときに顧客から求められた場合に答えるような仕組みを作っておくというのは、実際上どの程度のことをやればいいのでしょうか。

例えば、「質問がある人はメールをしてください」というふうにしておけばいいのか、それとも、クリックするだけで求めた事項の回答が得られるようにしておく必要があるのでしょうか。

○川口 たとえば、質問コーナーなどがあって、クリックすれば、回答が届くものとか、そこに入力すれば、何か返事があるというようなものを想定していました。

黒沼先生の言われた、そこをクリックすれば画面が現れるというようなものだと、結局、最初から開示するのとあまり変わらないのかなという気がしますね。

○黒沼 そうですね。メールをくださいというと、ちょっとハードルが高くなるような。

○川口 まだ実際に動いていないものですから、具体的にどうなるのか、私もよく分からないところがあります。

#### 【手数料の開示と誠実公正義務】

○川口 顧客が業者に払う手数料について、複数の商品を取扱う場合でその手数料が違う場合、業者は、それが「違う」と言うだけでよいわけですね。しかし、それだけで本当によいのでしょうか。たとえば、誠実義務の中身として、これについて対処するという方法で顧客の保護を図ること

は可能なのでしょうか。何かお教えいただくことはありますでしょうか。

○黒沼 何人かの先生から手が挙がっていますが、今の点についても何か対応するような回答がございましたら、その人にまず発言をお願いしたいのですが。

洲崎先生、よろしいでしょうか。

○洲崎 ほかの点について質問したかったのですが、誠実義務についても発言はしたいと思いません。

○黒沼 では、よろしくをお願いします。

○洲崎 誠実義務は、法律の中にそういう規定が置かれたことで何か具体的な効果が生ずるようなことが予定されているかという、予定されていない場合も多いのではないかと思います。そもそも金融商品取引法で、金融商品取引業者やその使用人が、誠実義務を負わされています。つまり、顧客が証券売買の相手方になるような場合でも顧客に対してこの義務を負います。

一方、保険仲立人の場合には、実際には常に顧客から委託を受けるので、誠実義務がなくても、委託契約に基づく善管注意義務で十分対応できるはずですが。ただ、日本で保険仲立人というものを新たに導入したときに、顧客保護のために何かルールがあった方がいいよね、ということで誠実義務の規定が設けられたということであって、そこで具体的に何らかの効果を予定して誠実義務が入れられたわけではないと思っております。したがって、ここで誠実義務が入れられたからといって、そこから当然に手数料の開示義務のような具体的な何らかの効果が出てくることは難しいのかなと、私は思っております。

○黒沼 ありがとうございます。

行澤先生、今の点にもし関連する部分があったら、先にご発言いただいて、それから洲崎先生のご質問に戻ろうかと思えますが。

○行澤 私も、誠実公正義務に基づいて具体的な義務が生じるというのはちょっと難しいのではないかと思います。

今、洲崎先生がご指摘いただいた点に加えて、特に商品の比較ということですね。例えば手数料の比較も含めて、そういったことが今回、私が前回報告しました「顧客本位の業務運営に関する原則」ということの一つの大きな目玉になっているように思います。しかし、それは誠実公正義務が課せられるから当然に出てくるというよりも、やはりソフトローとしてそうすることが望まれるベストエフォートだというふうに位置付けられる。これを義務化するとすると、異なる手数料を開示しなかったらそれで何らかの義務違反が生じてくるということになるので、それはやはり難しいのかなというふうに感じる次第です。

○川口 確かに、行澤先生の前回のご報告の流れからいくと、そのようなご意見になろうかと思えます。金融庁のスタンスも、必ずしも具体的な手数料や料率を説明することまでは求めないけれども、「顧客への丁寧な情報提供に努めることが望ましい」という、まさにベストエフォートという立場のようです。

洲崎先生も昔から、誠実公正義務はそれほど具体的なものではないと言われており、先ほどのご意見もその趣旨に沿うものであろうかと思えます。本日の報告では時間の関係で省いてしまったのですが（レジュメ 16 頁参照）、保険仲立人について、比較可能な同種の保険契約の中から保険契約を選別することにより提案をしようとするような場合は、比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由、あるいは手数料が違うのだからと、そういうことを言いなさいという義務があります。金融サービス仲介業では、このような義務は規定されていないようなのですが、これを誠実公正義務のなかで捉えることができないかと思った次第です。

○洲崎 今の、比較可能な商品の提案をする云々の話が出ましたので、それについて補足をしますと、保険会社から委託を受ける保険募集人の場合でも、乗合代理店とあって、複数の保険会社から委託を受けて保険を売る者は、いろんな保険

会社の中から一番いい商品を選んで推奨しますよという形のセールストークをしがちです。乗合代理店は保険仲立人ではないですから、顧客の方を向いているわけではなく、法的には保険会社から委託を受けて、善管注意義務を誰に対して負うかという、保険会社に対して負うわけです。ところが、セールストークはお客様本位の推奨をしますというものになりがちなので、乗合代理店については複数の競合商品の中から特定の商品を推奨する場合には推奨理由を説明するという特別の義務が課されています。

保険仲立人については、法律では明確には書いていないのですが、実務上は必ず顧客側から委託を受けて、委託契約を書面で作成して、それから媒介が始まるというのが実務として完全に定着しています。ですから、法律では明確には書いていないけれども、実務上は必ず顧客と委託契約を締結して、善管注意義務も顧客に対して負うという、そういう構造になっています。

○川口 なるほど。それであれば、善管注意義務の内容として、最も安い手数料のものを薦めなければならぬというのは出てこないですか。

○洲崎 委託のメインになるのは、自分が求めている保険カバーはこういうもので、これに合う保険会社の保険を探してきてくださいということですから、同じ保険カバーが得られるのであれば一番安いものを探してきてくれということが、契約で明示していなくても、それは出てくる可能性はありますね。

○川口 私も同じ性質の商品であったらということで申し上げたのですが。

○洲崎 ただ、同じ商品でも、保険会社の細かなサービスを見ていくと違いがあるかもしれませんし、そのあたりも含めて、委託契約、あるいは書面には出てこない当事者間の合意によって、どういう推奨をしなければいけないのかというのが出てくるのかなというふうに思っています。

○川口 ありがとうございます。

【顧客と業者の双方に善管注意義務を負う場合】

○黒沼 それでは、洲崎先生、それ以外のご質問・ご発言の方をどうぞ。

○洲崎 そもそも今回の立法は、これまでの我が国の金融サービスの仲介をする者の規律とは全く違うというか、これまでは、仲介者の法的地位を法律で明確に定めて、つまり、業者側から委託されて、業者側の立場で働く者なのか、顧客側の立場で働く者なのかをはっきりさせたうえで、それに応じた規律をするというのが、我が国の法律の作り方だったと思うのです。ところが、今回の金融サービス仲介業は、業者から委託を受けているかどうかは分からないのですね。最初に顧客と契約を締結するときに委託があるかどうかを開示しなければいけないので、そこでは分かるのですが、業者から委託を受けていない可能性もある。しかし、委託は受けていないけれども、手数料は業者から受け取るのだとすると、委託契約ではないけれども、何か報酬の支払いに関する契約みたいなものはあると思うのです。でも、それは恐らく委託とは言えないのだろうと思います。

一方、顧客の側からも、委託を受けるかどうかははっきりしないみたいなのです。顧客との契約を金融サービス契約と位置付けていますが、先ほど言ったように保険仲立人であれば、顧客から委託を受けてベストアドバイスをしますという義務を引き受けるわけですが、金融サービス仲介業では、顧客と契約するのだけれども、それがどんな契約になるのかは全く分からないわけです。委託なのかもしれないし、委託は受けません、ベストアドバイスもしません、でも、とりあえず紹介だけしますという契約なのかもしれない。そして、業者から委託を受けるし、顧客からも委託を受けるというケースも排除されていないのです。

だから、業者と顧客のどちらに対しても善管注意義務を負うような契約も考えられるのですけれども、両方から委託を受けて、両方に対して善管注意義務を負うような場合を想定した何らかの行為義務というものは定められているのか。それは

なさそうな感じですが、ないということでもよろしいのですかね。原理的には、両方から委託を受けて、両方に対して善管注意義務を負うということはありそうな気がしますし、その場合は利益相反的な立場に立つことになりそうですが、それについての特別のルールというのはないということでもよろしいのですかね。

○川口　そうですね。基本的には、利益相反については開示で対応し、あとは顧客の方で判断しろというのがスタンスなのではないでしょうか。

他方で、それだけで良いのかという問題もあるかと思います。洲崎先生がおっしゃたように、金融機関と顧客の両方に善管注意義務を負った場合に開示義務のみで対応できるのかということかと思えます。そこで、しつこいのですが（笑）、このような場合に誠実義務が利いてきて、顧客の方を重視しなさいというのは無理でしょうか。

○洲崎　確かに、顧客から委託を受けて、それもベストアドバイス義務も負うような、そういう内容の委託であれば、そういう意味での善管注意義務を負うのでしょう。ベストではない商品を推奨して、その結果、顧客が満足を得られず損害を被れば、それによる損害賠償責任を負うことになるので、誠実義務は問題としなくてもよいのかなと思います。

○黒沼　今の論点について、ほかの先生方からご発言があれば、先にお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

少し私から申し上げると、WG 報告を見ると、具体的なことは書いていないのですが、法律上の定義や位置付けよりも、報酬や利益をどこから受け取るのかという経済的なインセンティブの影響を仲介業者の行動は強く受けているから、法的な位置付けによって規制を変えるのではなくて、そういう法的な構成に関わらず、同じような規制をかけることにしたというような説明がなされています。それは法律学者から見てどう評価されるのかというのは、問題かなとは思いますが、

○川口　今の話は、WG で、業者から手数料を受

け取らないような制度にしてはどうかという意見があり、そこから出てきた話ではなかったでしょうか。手数料の仕組みは様々なため、一律に規制するのではなく、インセンティブとして開示でいきましょうというということになったのではないかと思います。

○黒沼　分かりました。少し確認します。

#### 【媒介の意味】

○黒沼　それでは、梅本先生、ご発言をお願いします。

○梅本　仲介業務について私は専門的に勉強していないので、的外れな質問であればご容赦下さい。レジュメの7頁で、川口先生は媒介の意義について多くの「？」を付けておられて、私も疑問に思ったことが一つございます。というのは、ホームページやブログでアフィリエイト広告というのがありますね。バナー等を張っていて、そこをクリックすれば広告先にリンクするというものですけれども、多くの証券会社がそういったアフィリエイト広告を打っていて自社の口座開設等につなげるような活動をやっています。

このアフィリエイト広告の募集について、幾つかの証券会社のものを見ましたところ、個々の金融商品についての投資勧誘とか説明とかをすると、これは外務員登録しないとできません、単に証券会社にリンクするような形でアフィリエイト広告を置いてくれとコンプライアンス上の注意書きがされておりまして。たしかに、金融商品の紹介などは問題になりうるので注意を促すのは適切だと思うのですが、「媒介」の該当可能性という見地から見ますと、ブログやホームページの中で、例えばアフィリエイトの証券会社が新しい金融商品を販売するようになったなど、証券会社にコメントすることもありうると思うのです。そうした場合は、先生がご紹介になりました監督指針にあるように、どこかの証券会社に誘導するような文言だとみなされたら、ブログ開設者等は仲介業者だ、登録が必要だ、ということになってしまうのです。

けれども、そういう理解でよろしいでしょうか。個人的にはどちらでもよいと思うのですが、金融機関のアフィリエイト広告を掲載しているHP開設者やブロガーは、解釈次第では、いままで以上に注意しなくてはならなくなるのではないかな、と思った次第です。

川口先生はどのようにお考えになるのでしょうか。  
○川口 梅本先生がご指摘の点は、今回の金融商品サービス仲介業に限らず、従来の仲介業においても、媒介に当たれば登録が必要になってくるということで、同じようなことが起こり得ると思います。

今回の監督指針について、報告でも触れましたが、二の部分の「当該契約に当たり当該業者は関与をもたないこと」と、あえて、明記されているのですね。この部分の解釈をどう考えるのかということでしょうか。

ホームページの画面などで、一定の方向に誘導するようなことがあれば、それはもう勧誘をしていることに近く、紹介ではない、だからそれは媒介に至らない行為とは言えずに、登録が必要であるというふうに考えるのではないかと思います。

ただ、それもやはりケース・バイ・ケースで、監督指針もよく見てみると、「金融サービス仲介業の登録が不要である場合もあると考えられる」とか、「媒介に当たることもあり得る」とか、確定的な言い回しを避けているのですね。場合によっては外れることもあるということで、金融庁のパブコメ流に言うと、「ケース・バイ・ケースで考える必要があります」というふうになるのだらうと思います。誘導するというような側面が強い場合には、やはり、媒介があるというふうに考えることになるのではないかと思います。抽象的なお答えで申し訳ありません。

○梅本 いえ、ありがとうございます。

#### 【一つの仲介業のみの登録】

○前田 レジューメ8頁の下の方の登録制に関わるところですけれども、登録申請のときに、金融

サービス仲介業を行おうとする者は、どのような業務を行うかを申請書に記載するということでした。そのときに、川口先生のご報告の中の例にもありましたように、業務のうちの1つだけ、例えば有価証券等仲介業務だけの登録を受けるということも制度上は認められているのだと思います。

しかし、そもそも今回の金融サービス仲介業の制度の主たる目的が、横断的なサービスの提供を実現するという点にあるのであれば、この仲介業者には、8頁のところに挙げられた業務を全部セットでやらせるか、あるいは少なくとも2つ以上はセットでやらせない、横断的なサービス提供という意味は乏しいと思うのですね。

例えば、有価証券等仲介業務1つだけを行う金融サービス仲介業者は、従前からの金融商品仲介業者と非常によく似たことをやるわけですね。7頁で川口先生が違いを整理してくださっていますが、金融商品仲介業者とほとんど同じような存在です。このように、業務1つだけの金融サービス仲介業者の存在を認めることは、制度をいたずらに複雑にするだけではないかというように思ったのですが、いかがでしょうか。

○川口 金融サービス仲介業者が預金等媒介業務を行っていて、同じような銀行代理業務を兼営しようとする場合に手続きはどうなるのかということについてご報告をしました。これは、金融サービス仲介業者が預金等媒介業務以外の金融サービス仲介業を行っているという前提でした。そして、その延長線で、預金等媒介業務のみを行っている場合には、銀行代理業務を兼営する際には、金融サービス仲介業者としての登録の効力を失うという話になりました。

ただ、預金等媒介業務だけを行う金融サービス仲介業者がいるのかと言われると、恐らく、そのような需要はあまりなさそうです。また、前田先生がご指摘のように、有価証券等仲介業についても、従来の金融商品仲介業者でも可能な業務ですので、同様に、金融サービス仲介業のうち一つだけを行う業者というのは考えにくいところです。

ただ、規定上は、1つだけやっているような者についても、同様の既存の仲介業を行った場合に、どのようになるのか、考えておく必要があるということではないでしょうか。その場合、登録がなくなってしまうという話かと思います。

金融サービス仲介業では、おっしゃったように、銀行、証券、保険または貸金業のどれを仲介するのか分からないですけれども、それらのサービスを総合的に提供することに意義があるのですね。例えば、お金が少し余っているような人に、保険を勧めるか、あるいは有価証券を勧めるか、このような業務でなければ、業者としてはうまみがありません。ただし、一つの業務のみを行う業者が100%ないかと言われると、あり得るのではないかと、それをだめとまで言う必要はないのではないかと思うのですが。

先生はやはりそういう預金等媒介業務のみを1つだけやっている者は認める必要はないのではないかというご趣旨ですかね。

○前田　そうですね。業務1つだけの金融サービス仲介業者は、この制度の趣旨であるワンストップ・ショッピングの実現とは無縁ですよ。立法論になるのですけれども、そういうものは登録の段階で抑えて、少なくとも業務を2つやれなどとする余地があったのかなと思ったのです。ありがとうございました。

#### 【「・・・のために行う」という意味】

○久保　基本的な質問になるのかもしれませんが、レジュメ6頁から8頁にかけて、他種のもととあった仲介業といったものと、今度新しく投入された金融サービス仲介業との比較をさせていただいている中で、例えば預金等媒介業務については、銀行のために行うことが要求されている一方で、有価証券等仲介業務については、もともとは金融商品取引業者等のために行うことが要求されていたのに、一部の業務についてはそれがなくなっただけというようなことが挙げられていると思うのですが、少しここで基本的なことが分からな

いので教えていただきたいのは、その「ために行う」ことが入れられているか、入れられていないかによって、業者が行うサービスの提供にどう違うが出てくるのかということ、私はこちら辺は本当にど素人なので、分からないのですね。

例えば、「銀行のために行う」というふうにかかれていないのだとすると、顧客の側からこういう預金を探してきてくれとサーチをお願いして、それを業者が探してきて、これがいいですよと提供してもらうことができるようになります。それが、「銀行のために行う」ということが入っていると、そうじゃなくて、銀行から委託を受けているものについて顧客に勧めるだけという、そういうサービス提供の形になるのか。有価証券の場合はそれが入っていないから、顧客の側から、例えばこういう投資顧問契約を探してきてくれというような形で委託することも可能だと、そういう理解でよろしいのかというのが第1点です。

第2点としては、もしその理解が正しいのだとすると、なぜ銀行と有価証券とで「ために」を外す、外さないという判断が分かれたのかという点です。そこはなぜなのかというところを教えていただけたらと思います。

ひょっとしたら、後の方でおっしゃっていた、提供できるサービスがあまり専門性のないものに限定されるというところから、「ために」が必要な場合と必要でない場合に分かれたのかもしれないというところはちょっと感じたのですけれども、こちら辺、川口先生のご知見をご教示いただけると幸いです。よろしくお願いします。

○川口　既存の仲介業者は、金融機関の側から仲介業者に委託をするというものでした。そのため、例えば「銀行等のために行う」という規定になっていたと考えられます。ところが、今回の新しい仲介業というのは、顧客の側からも委託が可能なものもあり、そこが大きく違うということは、先ほど洲崎先生もおっしゃっていたところです。銀行の場合も、預金等媒介業務の②の「銀行等と顧客との間において行う資金の貸付け又は手形の

割引を内容とする契約の締結の媒介」というのは、「銀行のために行う」というのは入っていないのですね。この場合、顧客のために行うというものも想定されるわけです。

他方で、①の預金の受入れは「銀行等のために行う」となっています。なぜ、このような違いがあるのかということですが、報告でも触れたのですが、②のところでは、融資をしてくれる銀行を探してほしい、どこかお金を貸してくれるところはないですか、あるいは金利が安いところはないですかというような形で、顧客の方からアプローチがあり得るところです。しかし、預金先をどこか教えてくださいというようなものは、普通は考えにくいのではないかと思います。むしろ、預金者のほうが立場が強いわけですね。他方で、銀行は預金を集めたいわけですので、誰か預金をしたい人がいませんか、というような依頼はあり得るので、「銀行等のため」と書かれているのではないのでしょうか。

「銀行等のため」という文言は必ず必要なものでもなく、なくてもよかったのかもしれないのですが、そういう趣旨なのかなと思ったのですね。

2つ目のご質問の点ですが、私が久保先生の話聞き間違えているかもしれませんが、銀行の場合も、融資については「銀行等のために行う」という文言が外れています。有価証券等仲介業務についても、③の募集・売出しについては、「金融商品取引業者のために行う」というのは入っているわけです。この点で、銀行と証券という区分で使い分けがなされているわけではありません。募集・売出しについては、顧客から要求するものではありません。通常の有価証券の売買などの取引では、「業者のため」というのがありませんので、顧客からの注文も可能である、そういう位置付けなのかなと思います。

○久保 ありがとうございます。何となく分かりました。

そうすると、例えば預金などでも、商品性が多様になってくる場合、例えば最近だと、定期預金

などでも、おまけの付け方がいろいろ工夫されているようなものなどが出てきていると思うのです。そういう形で商品性が多様になってきた場合には、ここが外されるということも将来的には考えられるのですかね。

○川口 そうですね、顧客の方で何か特殊な預金といますか、そういうものを紹介してほしいというようなものがあれば、このような規定は不要になる、あるいは、あっては不便であるというように思います。

○久保 そのときに、先ほどご説明があったとおり、かなり専門性が高いものについては金融サービス仲介業では取り扱えないということになってくると、その範囲はかなり狭いという、そういう理解でいいのですかね。

○川口 そこが本当に専門的に高度なもので説明が必要かどうかということで分かれると思うのですが、預金の特殊性、例えばスワップを組み込むとか、いろんな仕組債みたいなものを組み込むとかいうようになってくると、確かに預金の多様性は増えるのかもしれないですが、今おっしゃったように、高度に専門的な説明が要るということではねられるという可能性はあるのかなと思います。

○久保 分かりました。ありがとうございました。

#### 【規制の実効性】

○齊藤 的を外した質問になるかもしれませんが、1点お伺いしたい点がございます。

商行為の仲立という分野を少し調査したことがあるのですが、このような取引形態の特殊性としまして、一般的な財・サービスのやりとりをする取引の当事者は、例えば代理を利用しても、二当事者間でやりとりされるのですけれども、仲介業というのは、間に入ってくる人の数には論理的な制限がなく、いろんな人が間に入ってきてというような現象があったり、また、先ほど指摘があったことと重複しますが、委託があったのか、ある

いは何を委託しているのかが非常に曖昧なまま、相手方の紹介などがなされて、最終的に目的となる契約が成立するというような場合もあり、その間に入ってくる人たちの法的な位置づけを適切に捕捉するというのが非常に難しいことがあります。

それで、今回の規律で登録が不要の場合として挙げられている部分は、適切に今回の目的が達成されるような線引きになっているのかということにつきまして、お伺いしたいと思います。

特に、金融仲介取引ですと、違法に無登録でいるような業者と金融機関も取引しないと思いますので、違法に無登録で仲介業を行おうとする業者はあまりいないと思われるのですが、ぎりぎり適法な範囲で仲介業に当たらない行為に収めておこうという方向に業者の行動が流れた場合、適切な規制の範囲に含まれるべき人たちが入ってこない恐れはないでしょうか。

○川口 本日もご報告しましたように、「媒介」に該当するかどうかによって規制の適用が違ってくるといふ点が、私も非常に重要だと思っております。

商法上の仲立人に該当すれば、商行為法として定める行為規制が適用されるということになりますが、金融法制や様々な関連する取引法制などにおいては、「媒介」に該当すれば登録が要求される、それにもかかわらず登録を怠った場合に無登録の業者として処分される可能性があるといった問題が発生します。

この点で、監督指針などで規制の予見可能性を高めようとしているということかと思えます。ただし、先ほど梅本先生との討論でもあったのですが、必ずしも明確ではないものもあり、ケース・バイ・ケースで判断しなければならないものもあります。このような例示があれば、ある程度、規制の適用の予見可能性は高まるのではないかと思います。

齊藤先生のご質問にちゃんと答えているかどうか分からないのですが、

○齊藤 ありがとうございます。

単なる紹介のように、投資家の方から見た様々な相手方である金融機関の取引主体の選択への介入のところは、あまり規律は及ぼさないけれども、それは、その選択された金融機関で受ける説明の適正さというのは法律で規制されているから、と、そのような切り分けで登録の範囲というのは決められていると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○川口 説明する必要があるかどうかによって媒介の該当性が決まるのではなくて、媒介に該当すれば、説明が要ることなのだろうと思うのです。

○齊藤 単なる取引相手の紹介といったことでも、投資家としては、特定の人を紹介された時点で、決定の多くの部分は終わっていることもあるので、そこを外しているのはどうしてだろうと疑問に思われました。

○川口 そこは、媒介なので、あとは結局当事者同士で契約してくださいということになるわけですね。

○齊藤 はい。

○川口 そこはそこでお任せして、その仲介をする業者について業法的に規制をするという、そういう話ではないかと思うのですけれど。

○齊藤 仲介業の報酬は何に対して払っているかというところなのですが、契約内容にかかる交渉の過程、自分に合った契約にしようという部分、今回で言えば、投資商品の選択も、媒介の重要な部分なのですけれども、その前の段階である取引相手を見つける、見つけてもらう、特定の当事者との間に経路づけるということもかなり大きな要素であることもあり、複数の取引先の選択肢があるうちの、こういう金融業者がいますよということを示唆するだけでも、投資家の意思決定に大きく関わるものなのですけれども、その部分は今回の規律の対象外になっているという、そういう点が気になっていたところです。

○川口 齊藤先生のご懸念は理解しましたが、単にこんな人がいますよというだけでは規制の必



要性はない、というのが、今回の立法かと思いません。

○齊藤 分かりました。ありがとうございます。

#### 【情報の共有について】

○片木 法律的な問題は分かりにくいので、ちょっと本日の報告から外れるかもしれない質問ですが、本日の日本経済新聞の朝刊で、三菱 UFJ 銀行がグループ外の証券会社も合わせた証券・金融・保険などのサービスの、スマートフォンを使った総合ポータルサイトのアプリみたいなものを作るということがかなり大きく出ています。これ自体は金融仲介業そのものではないのでしょうか、金融仲介業というのがどういうサービスを行うのかのイメージを理解するには大変役に立つ記事ではないかと思っています。

見ておりましても非常に魅力的といえますか、使ってみたい気はするのですが、ただ、ここに全部集約してしまったら、私の金融取引の情報は全部ダダ漏れだよねという、これが一番怖い。私自身、実は三菱 UFJ 銀行も、モルガン・スタンレーも使っているのですけれども、両社のそれぞれの担当の方からは時々、情報の共有はできませんかという話は来ているのですけれども、現段階では、両金融機関に対して、私のそれぞれ預金残高とか、そういったものの情報の共有というのは認めておりません。

ただ、こういうグループの中での多様な仲介と言われますと、証券取引、銀行の預金、送金取引、保険、全てに関連する情報がこの仲介業者に入ってくるわけですけれども、これについて、要するに媒介先といいますか、金融機関その他に、よその金融機関には提供しないという規律についてどのようになっていくのか、あるいはできているのかというのが質問でございます。

WG 報告では、少しだけ一言、情報の保持についてという話が入っていたと理解しているのですけれども。

○川口 確かに、顧客情報の取扱いというのは、

非常に大きな問題だと私も認識しております。

現在では、銀行・証券・保険などの金融グループ内での情報のやりとりについて、規制緩和がなされてきました。昨今の WG の議論を踏まえて、情報の共有について相当に緩和される方向になっています。ただし、その場合でも、顧客の情報の管理自体は厳格になされなければなりません。簡単に外に漏えいされるようなものであってはならないということかと思えます。

それで、金融サービス仲介業者の義務はどうなるのかということですが、金融サービス提供法 26 条は、「金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務に関し、この法律又は他の法律に定めがあるものを除き、内閣府令で定めるところにより、その金融サービス仲介業務に係る重要な事項の顧客への説明、その金融サービス仲介業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。」と規定しています。

詳細は内閣府令を見なければならぬのですが、顧客から得た情報をみだりに外には出さないというのは当然のこととして、情報の管理体制が整備されていることが求められるのではないかと思います。

○片木 ありがとうございます。もちろん、逆に、情報を集約することによって、自分のポートフォリオの分析をしてもらうというのは、サービスとしては考えられるわけですね。マネーフォワードなんかは、いろんな証券会社、銀行の自分の口座情報を全部そこに集約させてしまうことで、自分の金融商品のポートフォリオの分析とかをそこでやってもらうことができるようになっております。

仲介業務にも、実は同じようなサービスが考えられるのですが、ただ、サービスを受ける側とすれば、あくまで金融仲介業者に集約するのはいいけれども、その集約された情報を銀行や証券会社には伝えてくれるなという、そういう意識がある

程度あるんじゃないかと思うのですけれど。

○川口 情報の共有規制の緩和は進んでいますが、そのなかでも、共有を望まない顧客については、何らかの形で、共有ができない仕組みは必要と思います。

○片木 ありがとうございます。

○黒沼 今の点について私も少し質問しようと思っていたのですが、確かに法律は 26 条でそのように書いてあるのですが、内閣府令を見ますと、36 条から 38 条にかけて、情報の漏洩をしないとか、個人の返済能力情報を目的外利用しないとか、犯罪履歴等の特別の非公開情報を目的外利用しないといった措置を講じるというようなことしか書かれていなくて、ある業務で得た情報を他の業務で使うときに同意を得なさいとか、そういうことまでは書いていないのですよね。

だから、全体の緩和の流れに合わせて、ここでは規定しなかったのかもしれないのですけれども、ちょっと気になるころだと思いました。

○川口 確かに、金融グループ内での情報共有について、顧客の権利を保証しなければならないと思いますが、今回のサービスは、顧客の情報を使っていろんな金融商品を推薦しましょうというものなのです。そうすると、顧客の情報を伝えてくれるなどという、サービスとしては成り立たなくなるかもしれませんね。

○黒沼 そうですね。その点、私も同感でして、このサービスはいろいろな使い方があると思うのですが、例えばインターネットのショッピングモールをやっている企業が金融商品を紹介すると。そのときには、もう既に顧客名簿を持っているわけですね。それを利用して金融商品の方に誘導することを考えるわけですが、そういった面については、こちらの業法では、恐らく規制のしようがないわけです。

○川口 そうですね。

○黒沼 だから、その点こそが、こういう登録を受けて、多分アフィリエイト広告に毛の生えたようなものを認めるけれども、簡単な登録はして

くださいという、一面ではそういう面を持っている制度かなと思っています。

○加藤 今のお話に関連したコメントなのですが、個人の顧客について、この法律は、個人情報保護法による保護は当然のものとして作られているかと思っています。ですから、どういった商品を媒介したかという情報を第三者に提供するためには、個人情報保護法の手続を経るということになるのではないかという気がしています。以上です。

○川口 私も同感です。

#### 【高度に専門的な説明】

○黒沼 ほかにございますか。

○川口 洲崎先生にお聞きしていいですか。

保険について高額のを除外しているという点についてはどのようにお考えでしょうか。高度に専門的な説明が要するとは少し思えないものもあるようなのですが。

○洲崎 ご指摘の通り、専門的な説明を要するという理由からは説明しづらいと思います。例えば損害保険に関しては、火災保険はそもそも外れているし、自動車保険も 2,000 万円を超えたらだめだと、しかも、対人で保険金額が 2,000 万円以下というのは通例ないので、自動車保険はほぼだめなのです。それから、傷害保険については、600 万円を超えたらだめだとなっているので、家計保険、つまり消費者相手に売る保険の三大保険である傷害保険、火災保険、自動車保険、みんな相当低額に抑えられているのです。

保険商品に関しては、既存の販売店網とか、保険会社の営業職員のマーケットを守りたいだろう保険業界のことを慮ったのかなと思います。国会の附帯決議を紹介されましたけれども、まさにそうだと思います。

要するに、金融サービス仲介業をやりたいと思っている人たちもとりあえず法律は通したいと。保険業界の強い反対でつぶれてしまっただけは元も子もないので、小さく産んで大きく育てるということを考えられたのではないかと思います。

銀行の保険窓販も、最初に認められたときは、すごく制約が多かったのですね。でも、風穴がどんどん大きくなって、最終的には自由化されましたし、保険会社としても、銀行を使って保険を売れるのであれば、それでもいいやとなったのかなと思います。

金融サービス仲介業も、実際に登録を受けて仲介サービスを始めたところがうまくやってくれそうだということになれば、保険業界にもこのタイプの仲介業者をうまく使っていこうという動きが出てくる可能性もないではないと思います。

損害保険に関しては、旅行保険、ゴルフ保険、ペット保険と非常に限定的ですし、生命保険も、第5回ワーキング・グループの資料では、終身保険がOKになっていましたが、最終的な内閣府令では、終身保険はすべて不可になっているみたいですから、非常に限定的な範囲でしか認められなかったということだと思います。これはやはり保険業界に遠慮したとしか思えません。

高度に専門的な説明を要するというのは、「察してください」というところではないかと思えますけれども。(笑)

○川口 ワーキング・グループの議事録を見たところ、証券業界からは、業務範囲を制限すべきとの意見が出ていましたが、見落としがあるかもしれませんが、保険業界からは特に反対する意見がなかったように見受けられます。ワーキング・グループの外で、いろいろとやりとりがあったということでしょうかね。私も察することになります(笑)。ありがとうございました。

#### 【所属金融機関制の不採用と濫用的な運用】

○行澤 要するに、所属金融機関制度を外して、供託ということで顧客保護を図るということですが、これは濫用的に運用されるおそれはないのでしょうか。つまり、金融機関主導で所属制度はとらない、だけでも事実上コントロールを及ぼして、そして金融サービス仲介業者が利益相反的に、その金融機関に誘導するような形で商品を

導くと。そして、ほかにもっといい商品があったのに、ということで顧客が損害賠償請求するということに、あるいは所属金融機関制度をとらなくても、民法715条を使うことが可能なのか。あるいは、制度としてこういう制度にしたのだから、つまり、所属金融機関制度ではなく、供託でカバーするようにしたのだから、やはりそれは事実上無理だとなるのか。その辺はどう考えたらいいのでしょうか。

○川口 確かに、金融機関は業者の行為に責任を負わなくて良いこととなりました。しかし、それをもって、業者に一定の商品を売らせるという圧力をかけることが発生するかですね。金融機関がその地位を濫用して、業者に指図することは独禁法上も問題になりますね。例えば優越的地位の濫用とかで対処をするのではないのでしょうか。

○行澤 分かりました。また考えてみます。ありがとうございます。

○黒沼 少し私も発言させていただくと、この制度は、保険の話みたいに、多数のものを比較して推奨するという使われ方をされるとは限らないわけで、1社専属という、事実上一つの商品を紹介するということもあり得るわけですよ。だから、今のようなことはないわけではないけれども、それは制度が想定しているということではないのでしょうか。

○行澤 分かりました。

○黒沼 それでは、時間を経過しましたので、もしよろしければ、これで本日の研究会を終了とさせていただきますと思います。

川口先生、どうもありがとうございました。

○川口 ありがとうございました。

2021年7月30日  
同志社大学 川口恭弘

「金融サービス仲介業」(JFX 金融法研究会)

I 経緯

金融担当大臣からの諮問 (2017年11月16日 金融審議会総会)

「金融制度スタディ・グループ」  
機能別・横断的な金融規制の整備など、情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討を行うこと

「金融制度スタディ・グループ」  
『「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告  
≪基本的な考え方≫』(2019年7月26日)

「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」  
「報告書」(WG 報告) (2019年12月20日)

金融審議会総会で報告・承認 (2020年2月17日)

「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」(2020年3月6日法案提出・6月5日成立)

- ・金融サービス仲介業の創設
- ・金融商品の販売等に関する法律」(金融商品販売法)  
→「金融サービスの提供に関する法律」(金融サービス提供法)

□金融商品販売法の改正で対応した理由は？

説明義務などについて業界横断的な規制を定めた立法

金融サービス仲介業＝各業態の金融機関の商品・サービスを横断的に販売(仲介)

but 金融商品販売法＝民事ルール(不法行為責任の特則)？

金融サービス提供法＝民事ルール(従来から)＋金融サービス仲介業の業法

金融サービス提供法の目的規定(法1条)

この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項、金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしないこと等により当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任その他の金融商品の販売等に関する事項を定めるとともに、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保することにより、金融サービスの提供を受ける顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

- ・第3章「金融サービス仲介業」を追加  
11条から84条までの条文を規定

\* 金融商品販売法

- ・勧誘方針の策定と公表の義務付(法10条・改正前法9条)
- ・違反の場合に50万円以下の過料(改正前法10条)→削除  
→金融サービス提供法の目的規定から、金融商品の販売等に係る「勧誘の適正の確保のための措置」を削除

II 既存の金融サービスに関する仲介業(既存の仲介業)

I 銀行代理業

- ・沿革：2005年銀行法の改正

・定義：銀行のために

- ①預金または定期預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理または媒介
- ②資金の貸付けまたは手形の割引を内容とする契約の締結の代理または媒介
- ③為替取引を内容とする契約の締結の代理または媒介  
のいずれかを行う営業(銀行2条14項)

\* 銀行業の定義との比較

- ④預金または定期預金の受入れと資金の貸付けまたは手形の割引とをあわせて行うこと
- ⑤為替取引を行うこと  
のいずれかを行う営業(銀行2条2項)  
→ 受信業務と受信業務の両方を行う必要がある

銀行代理業

- ・受信業務または受信業務のみの代理業も可能
- ・代理・媒介が可能
- ・銀行のために行う＝顧客のために行う行為は該当せず  
→顧客からの要請を受けて、顧客の利便のために、顧客の側に立って尽力することという(監督指針VIII-3-2-11(3)①)

- ・参入規制：許可制(銀行52条の36第1項)

- ・所属銀行(銀行代理業を委託する銀行)の賠償責任(銀行52条の59第1項)  
→銀行代理業者の信用を確保するための制度

2 金融商品仲介業

- ・沿革：2003年証券取引法の改正(証券仲介業制度の創設)  
2005年金融商品取引法の改正(証券仲介業→金融商品仲介業)
- ・定義：金融商品取引業者または登録金融機関の委託を受けて  
①有価証券の売買の媒介  
②金商法2条8号に規定する媒介(取引所金融商品市場・外国金融商品市場における有価証券の売買・取次または代理の媒介)  
③金商法2条8号9号に掲げる行為(有価証券の募集・売出しの取扱いまたは私募もし

くは特定投資家向け死分け勘務等の取扱い)  
 ④金商法2条8項13号に規定する媒介(投資顧問契約または投資一任契約の締結の媒介)  
 のいずれかを、金融商品取引業者または登録金融機関のために行う業務  
 (金商2条11項)

\*銀行代理業(保険代理業)との比較

→金融商品取引業の媒介のみ可能

・顧客に対して、「代理権がない旨」を明らかにする義務(金商66条の11第2号)

(理由)

代理行為が認められない→代理業・代理店という名称は回避された?  
 代理では、「媒介した証券取引について証券会社や投資者に対する法的効果が発生することになるから、投資家保護や取引の円滑化を図るには、適正な代理権を行使し得るよう証券会社などの知識、経験等が必要と考えられることや、金銭、有価証券の取扱いを認めると財産基礎についての規制が必要であると考えられ」「新たな証券仲介業者制度を設ける意義が乏しくなる」  
 (高橋康文編『詳解・証券取引法の証券仲介業者、主要株主制度等』98頁)

代理行為が認められない→代理業・代理店という名称は回避された?

\*上記の業務は「金融商品取引業」に該当する(金商2条8項)

→金融商品取引業の登録が必要(金商29条)

↓(しかし)

金融商品仲介業については、金融商品取引業の登録は不要(金商法66条)

・ 参入規制：登録制(金商66条)

・ 所属金融商品取引業者の賠償責任(金商66条の24)

\*登録金融機関に金融商品取引業を委託した金融商品取引業者(委託金融商品取引業者)の責任は法定されていない

→登録金融機関は直接委賠償責任をする能力を有する?

3 保険募集の仲介業

・ 定義：保険代理店

・ 損害保険代理店

損害保険会社の委託を受け

その損害保険会社のために保険契約の締結の代理または媒介を行う者  
 (保険業2条21項)

・ 生命保険代理店(生命保険募集人の定義)

生命保険会社の委託を受けた者で

その生命保険会社のために保険契約の締結の代理または媒介を行うもの

(保険業2条19項)

\* 保険代理店の業務＝代理・媒介

生命保険募集では、伝説的に媒介のみの権限を有する

(理由)

「生命保険の引受の判断には、保険契約書の告知等に基づく医的危険選別判断や道徳的危険の防止の観点から契約のチェックは不可欠であり、生命保険会社本社はそれに基づいて補償に専門的能力に基づいて中央集権的に判断することが不可欠と考えられているため」(山下友信『保険法(上)』226頁)

現行法では、契約締結の代理権を有する生命保険募集人を許容

→顧客の承認を回避するため、権限の有無を明示する義務(保険業294条3項2号)

・ 参入規制：登録制(保険業276条)

・ 所属保険会社の損害賠償責任(保険業283条)

・ 保険中立法

・ 沿革：1995年の改正で導入

・ 定義：保険契約の締結の媒介であって、

生命保険募集人、損害保険募集人および少額短期保険募集人がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のものを行う者(保険業2条25項)

\* 商法上の中立法という位置付け(商543条以下・保険業293条)

→当事者の間にあって中立的な立場で契約締結の媒介を行う

・ 手数料は保険会社が支払うという慣行

→顧客保護のための特別の規制

・ 参入規制：登録制(保険業286条)

・ 保証金の供託(保険業291条1項)

4,000万円→2,000万円

所属保険会社制度は規定されていない

III 金融サービス仲介業  
1 制度創設の趣旨

「WC 報告」20頁

「情報通信技術の発展により、オンラインで円滑に金融サービスを提供することが可能となっている。」  
 「他方で、このように複数業種（銀行・証券・保険）にまたがって多数の金融機関が提供する金融サービスを仲介しようとした場合、現行制度では、  
 ①・・・業種ごとの規制が存在し、仲介しようとする分野に応じて複数の登録等が求められるほか、  
 ②特定の金融機関に所属することが求められており、多数の金融機関が提供する商品・サービスを仲介しようとする場合、所属金融機関それぞれから行われる指導に対応する必要があることから、事業者にとって負担が大きめという指摘がある。

「基本的な考え方」

- ①について  
 →業種ごとに複数の登録等を受けずとも、複数の業種をまたいだ商品・サービスの仲介を行うことを可能にする  
 ②について  
 →新たな仲介業者には所属制を採用せず、取扱い可能な商品・サービスの限定、利用者資金の受入れの制限、財務面の規制の適用等により利用者保護を図る

| 仲介業者                    | 仲介業者の数(2019年12月末) |
|-------------------------|-------------------|
| 銀行(銀行代理業者)              | 79                |
| 証券(金融商品仲介業者)            | 888               |
| 生命保険(生命保険代理店)           | 8万5,862           |
| 損害保険(損害保険代理店)           | 18万3,119          |
| 銀行・証券・保険すべてのサービスを仲介する業者 | 5                 |

(金融庁説明資料(2020年3月))

→「ワンストップ・ショッピング」の制度目的は達成されていない?

\* 保険仲立人の登録件数 53 (2021年7月1日)  
 外資系の証券会社(ゴールドマン・サックス・クレディ・スイス・BNPパリバなど)

\* 銀行代理業者  
 大手証券会社(野村証券、大和証券)、生命保険会社(ソニー生命など)、  
 IT関連会社(ヤフー、PayPayなど)、百貨店(高島屋など)

\* LINE LINE証券・LINE Financial(損害保険)  
 + 銀行? (2022年度?、みずほ銀行と共同出資・LINE Bank)

☐ 想定されているビジネスモデル?

スマホ・パソコン画面で、多種の金融商品・サービスを選択できる仕組み

「電子金融サービス仲介業務」(金融サービス提供法上の制度)

定義: 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより行う金融サービス仲介業務(法13条1項6号)

「電子決済等代行業」(銀行法上の規制(登録含む)が適用(銀行52条の61の2以下)(定義2条17項)(2017年銀行法改正で導入)

電子金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者

→一定の要件を満たせば、電子決済等代行業の登録を受けることなく、届出で、電子決済等代行業を営むことができる(法18条1項)

2 定義

・ 金融サービス仲介業=「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」、「有価証券等仲介業務」または「貸金業貸付媒介業務」のいずれかを業として行うこと(法11条1項)

・ 預金等媒介業務=①銀行等(法11条2項1号イからヨ)のために行う預金等の受入れを内容とする契約の締結の媒介

②銀行等と顧客との間において行う資金の貸付けまたは手形の割引を内容とする契約の締結の媒介

③銀行等のために行う為替取引を内容とする契約の締結の媒介のいずれかを業として行う業務(法11条2項1号)

\* 銀行代理業との比較

- ・ 受信業務、与信業務または為替業務のいずれかの契約の締結の仲介(同じ)
- ・ 契約の締結の代理は認められない(異なる)
- ・ ①③は「銀行等のために行う」もの(同じ)、②は「銀行等と顧客との間において行う」(異なる)

→顧客から①③の媒介を依頼するケースは想定されていない?

・ 保険媒介業務=保険会社等(法11条3項1号から3号)と顧客との間における保険契約の締結の媒介を行う業務

\* 保険代理業との比較

- ・ 契約の締結の代理は認められない(異なる)
- ・ 保険会社等からの委託に限らない(異なる)

\* 保険仲立人の業務との比較

- ・ 保険仲立人の媒介に限られる(同じ)
- ・ 顧客の委託も可能(同じ)

・ 有価証券等仲介業務=①第一種金融商品取引業または投資運用業を行う金融商品取引業者または登録金融機関(金融商品取引業者等(法11条4項1号イロ)と顧客との間において行う有価証券の売買の媒介

(監督指針V-2-1-1-1)

③登録が不要である場合

- ・①(注2)  
「顧客のために」とは、顧客からの要請を受けて、顧客の利便のために、顧客の側に立って助力することをいう。
- ・②  
媒介に至らない行為を銀行又は顧客から受託して行う場合には、金融サービス仲介業の登録を得る必要はない。  
例えば、以下のイ、からニ、に掲げる行為の一部のみを銀行から受託して行うに過ぎない者は、金融サービス仲介業の登録が不要である場合もあると考えられる。  
イ、商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の車なる配布・交付  
(注) このとき、銀行名や同銀行の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。  
また、銀行等から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をしたりする場合には、媒介に当たることがあり得ることを留意する。

明  
ハ、金融商品説明会における一般的な銀行等の取扱商品の仕組み・活用方法等についての説明  
二、勧誘行為をせず、単に顧客を銀行等に紹介する業務  
(注) 上位「紹介」には、以下の行為を含む。  
a. 当該業者が自ら紹介する宣言媒体を掲載置くこと又は掲示すること。  
b. 当該業者と銀行等の関係又は当該銀行等の業務内容について説明を行うこと。  
c. 銀行等のサイトへの車なるリンクの設定のみを行い、金融サービス契約の締結に至る交渉や手続は当該銀行等と顧客との間で行い、当該契約に当たり当該業者は関与をしないこと。

銀行代理業における「媒介」の意義(許可が必要な場合)

(主要行向けの総合的な監督指針VII-2-1-1(3)②)

- ・上記イロハと同様のものが規定されている
- ・上記ニに該当するものは規定されていない

3 参入規制

(1) 登録制

金融サービス仲介業=登録制(法12条)

登録申請書に業務の種類を記載する(法15条1項)



預金等媒介業務・保険媒介業務・有価証券等仲介業務・貸金業貸付媒介業務

- ②金融商品取引業者等と顧客との間において行う取引所金融商品市場・外国金融商品市場における有価証券の売買または市場デリバティブ取引もしくは外国市場デリバティブ取引の委託の媒介
  - ③金融商品取引業者等もしくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いまたは有価証券の私募もしくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い
  - ④金融商品取引業者等と顧客との間において行う投資顧問契約または投資一任契約の締結の媒介
- のいずれかを行う業務(法11条4項)

\*金融商品仲介業との比較

- ・列挙業務(同じ)
- ・契約の締結の媒介に限られる(同じ)
- ・③は金融商品取引業者等のために行う(金融商品取引業者等の委託を受けて)(同じ)
- ・①②④は、顧客からの委託も可能(異なる)

⇒有価証券等仲介業務(他は、〇〇媒介業務)

- ・貸金業貸付媒介業務=貸金業者と顧客との間における資金の貸付けまたは手形の割引を内容とする契約の締結の媒介(法11条5項)
- ⇒貸金業者代理業は存在するのかわ?
- ・貸金業法における「貸金業」の定義(貸金業法2条1項)  
→「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(・・・)を業として行うもの」
- ⇒金融サービス仲介業として規定される理由?
- ・預金等媒介業務(貸付け契約の締結の媒介)が金融サービス仲介業として規定

⇒「媒介」の意義?

→他人の間の取引の成立のために尽力すること

・金融サービス仲介業→登録制

無登録業者とならないように、基準を明確にする必要がある

下記「監督指針」参照

⇒(例)顧客からの融資依頼の媒介

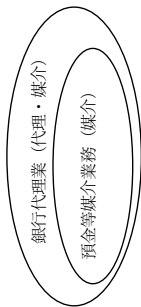
- ・スマホ画面に、A銀行、B銀行、C貸金業者へのリンクを張るだけ
- ・銀行等を紹介するだけ?
  - 媒介に該当せず(登録は不要)
- ・金融機関に関するコメントを入れる(たとえば、A銀行に誘導するような文言)
- ・当該契約に当たり、当該業者が関与?
  - 媒介に該当する(登録が必要)

登録によって預金等媒介業務を実施→有価証券等仲介業務を追加〔変更登録〕

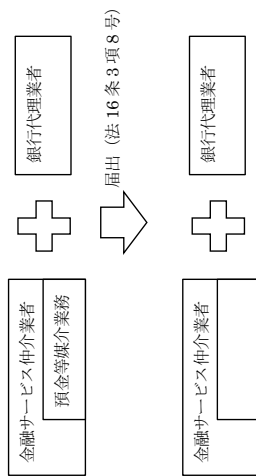
|               |                 |
|---------------|-----------------|
| (本業と仲介業の参入規制) |                 |
| 銀行業→免許        | 銀行代理業→許可        |
| 金融商品取引業→登録    | 金融商品仲介業→登録      |
| 保険業→免許        | 保険代理業(保険仲立業)→登録 |
| 貸金業→登録        | 貸金業→登録          |
|               | 金融サービス仲介業→登録    |

\* 預金の媒介(銀行代理業)については規制緩和(許可制→登録制)

(2) 既存の仲介業との兼業  
 (例) 銀行代理業と預金等媒介業務(金融サービス仲介業)の兼業



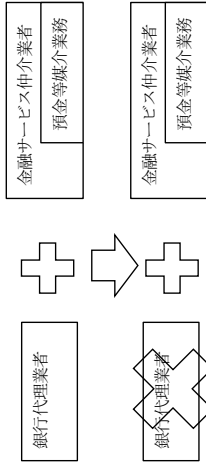
(ケース1) 金融サービス仲介業者→銀行代理業を兼営



預金等媒介業務を行わない旨の変更登録を受けたものとみなす(法16条4項)

\* 預金等媒介業務のみを行っている場合  
 →金融サービス仲介業の登録の効力を失う(法16条6項)

(ケース2) 銀行代理業者→預金等媒介業務を兼営



銀行代理業の許可は失効する(銀行法52条の52第6号・52条の57第1号)

\* 銀行業務の媒介は可能であるが、代理は禁止されることに

- ・ケース1とケース2で、業務は範囲が異なる結果
- ・ケース1は金融サービス提供法、ケース2は銀行法

・兼営禁止の理由  
 (立案担当者の解説)

仲介業者が金融サービス業と既存の仲介業の両方の登録等を受け、両方の立場で仲介行為を行うこととした場合、仲介業者がいずれの立場でいかなる規制に基づいて仲介行為を行っているか顧客に混同をもたらすおそれがある。  
 (岡田他「解説」NBL191号11頁(注9))

・保険業法 保険募集人(保険代理店)の業務と保険申立人の業務の兼営禁止  
 (保険業法289条1項7号から10号)  
 (理由) 顧客の混同回避

・顧客保護の仕組みの違い  
 ・既存の金融サービス仲介業者→所属金融機関の損害賠償責任  
 ・金融サービス仲介業者→保証金の供託

・兼営禁止の弊害(はあるか?)  
 ・兼営の必要性は大きくない?  
 ・代理業務ができない制約

実際に代理業務は広く行われていない→弊害は大きくない?

(3) 所属金融機関制度の不採用  
 金融サービス仲介業者は、保証金を主たる営業所・事業所の最寄りの供託所に供託しなければならぬ(法22条1項)  
 金融サービス仲介業務の状況および顧客等の保護を考慮して政令で定める(法22条2項)

1,000万円+前事業年度の年間手数料等の5%(政令26条)



少額短期保険業者との違い

|          |            |
|----------|------------|
| 少額短期保険業者 | 金融サービス仲介業者 |
| 収受保険料を基準 | 手数料等を基準    |

- ・保証金の額において考慮すべき点
  - 顧客の保護
  - 参入障壁
- 「保険仲立人十少額短期保険業者」との評価？
  - ・少額短期保険業者との比較：保険業のみの媒介ではないので、「収受保険料」は採用できない
  - ・保険仲立人との比較：手数料等に料率を掛けることで、保証金の額が過大になることを回避

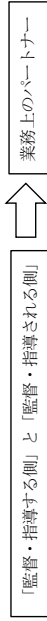
- ・課題
  - ・保証金の額
    - 「各業種別によって、顧客の損害が発生する可能性や発生した場合の損害額、業務における収益構造、利益率・経費率、業界慣行等も区々であり、顧客保護のための財産担保として必要な額も異なり得る。そのため、各業種別についてそれぞれどのような保証金の額を算出することが適切といえるかが課題になる」(政令の公表が待たれる)(小田大輔＝渡邊峻「Q&A 金融サービス仲介業の制度と実務(第2回)」金法2155号56頁)

政令を見る限り、各種別業務の合計額を基準に5%を乗じている？

- ・顧客の保護(業者が与えた損害)
  - 顧客の損害
    - ⇒虚偽・不十分な説明などにより被った損害？
    - 従来の金融サービスの仲介業
      - 所屬金融機関側→委託する金融機関が責任を負う
    - 性質＝代位責任(民法715条に類する責任)(多数説)
    - 効果＝賠償責任の強化(顧客の損失を補てん)(顧客の直接的保護)
    - 監督責任→不当な行為が行われる危険性を減少させる(顧客の間接的保護)

- ・金融サービス仲介業
  - 所屬金融機関側→保証金の供託制度
    - ・趣旨＝仲介業者の負担が大きいため
    - ・その他の意義＝金融機関から監督義務を開放し

金融機関と仲介業者の関係



(WG報告23頁)

↑

例えば、仲介業者のシステムトラブルによる顧客の損害の場合、多くの顧客に同様の損害が発生することが想定され、仲介業者の事業規模が大きくなれば賠償額も大きくなることを考えられる。これを踏まえ、新たな仲介業者に求める保証金の水準は、その事業規模に応じたものとなることが望ましい。例えば、一定の額をベースに、前事業年度に得た手数料その他の対価の合計額の一定割合を加えた額の供託等を求めることが考えられる。

- ・他の保証金制度の例
  - (パターン1) 定額(営業保証金の場合が多い)
    - ・宅建建物取引業者(宅建業25条2項・宅建業令2条の4)
    - ・主たる事務所につき1,000万円(＝事務所ごとに500万円)
    - ・第二種金融商品取引業者(個人)(金商31条の2第2項・金商令15条の12)
    - ・1,000万円
    - ・投資助言・代理業(のみを行う者)(金商31条の2第2項・金商令15条の12)
    - ・500万円
    - \*2005年改正前金商法
      - 投資顧問業者の営業保証金(主たる営業所500万円+営業所ごとに250万円)
    - ・外国保険業者(保険業190条1項・保険業令24条)
    - ・2億円(免許付外国生命保険会社等は1,000万円)

- (パターン2) 過年度の営業規模に応じて定額
  - ・旅行業者(旅行業8条1項・旅行業規則7条(別表第一))
  - ・前年度の取引額に応じて定額(業種によって異なる)
  - (例)第1種旅行業の場合、取引額が4億円以上7億円未満の場合、7,000万円)

- (パターン3) 定額+過年度の営業規模に応じて変動額
  - ・保険仲立人(保険業291条2項・保険業令41条)
  - ・過去3年間に受領した手数料等の合計額
    - ・最低2,000万円・最高8億円
  - ・少額短期保険業者(保険業272条の5・保険業令38条の4・保険業府令211条の9)
  - ・1,000万円+年間収受保険料×5%

- ・金融サービス仲介業者の保証金
  - ・(パターン3)に類似
  - ・保険仲立人と違い

|              |               |
|--------------|---------------|
| 保険仲立人        | 金融サービス仲介業者    |
| 過去3年の手数料等を基準 | 過去1年の手数料等を基準  |
| 最高限度額あり      | 最高限度額なし       |
| 手数料等         | 手数料等×5%に相当する額 |

|      |                                                                                         |                                                                                                        |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 損害保険 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行保険</li> <li>・ゴルフ保険</li> <li>・ペット保険</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・再保険</li> <li>・法人契約保険</li> <li>・団体保険</li> </ul> <p>*金額による規制</p> |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(金融庁第5回WG資料「参考資料」2頁をもとに「取扱禁止」の項目をより詳細に記載)

- ・政令指定の「高度に専門的な説明ができない商品・サービス」の特徴
  - ・預金（銀行）・保険について、「特定預金等契約」「特定保険契約」を指定
    - 金商法の規定（顧客保護）が準用される契約
  - ・仕組みの複雑さやリスクの程度で、商品・サービスを追加
  - ・保険について、取扱可能な商品・サービスについて、金額（保険金の支払い・損害補てんの額）による規制を設けている（上記\*）（施行令18条7号イ）
  - ・生命保険：1,000万円を超える保険（第三分野：600万円を超える保険）
  - ・損害保険：2,000万円を超える保険

⇒許容されている保険契約で、保険金額が高額なものは「高度に専門的な説明を要する」ものと言えるか？

WG報告 (23頁)

保険契約には、支払事由の発生に対して無制限の補償や長期の保障・補償を約束するものがあるが、このような高額・長期の保険契約の締結の仲介にあたっては、一般に、個々のリスクと顧客意向の見極めや商品内容等の顧客への説明を一層丁寧に行うことが重要となることから、商品性による限定に加え、商品の特性に応じて、保険金額や保険期間による限定を設けることも考えられる。

- ・条文（法律）の文言から逸脱している？
  - 金額が高額・期間が長期な商品・サービスの仲介に「高度に専門的な説明」は不可欠ではない
- ・保険商品特有のものか？
  - ・保険商品以外に高額要件は付されていないことをどのように考えるか？

(国会の附帯決議)

衆議院・財政金融委員会（令和2年5月27日）

「利用者の利便の向上及び保護のため、オンラインによる金融サービスの仲介と既存の仲介業者を含む実店舗における対面によるサービスの提供との間の競争や両者の特性の違いを活かしたサービスの提供が適切に行われるよう配慮し、既存の業態の店舗網や雇用が過度に失われることがないように留意すること。」

・参議院・財政金融委員会（令和2年6月4日）

「オンラインによる金融サービスの提供と実店舗における対面によるサービスの提供との間の競争や両者の特性の違いをいかしたサービスの提供が適切に行われるよう配慮し、既存の業態の店舗網や雇用が過度に失われることがないように留意すること。」

- ・顧客の保護は後退（特に、間接的保護の観点から）？

4 業務範囲

(WG報告 22頁)

新たな仲介業者には所風制を採用しないため、商品・サービスを提供する金融機関（銀行、証券会社、保険会社等）による指導・監督や賠償責任の負担がなされるには限らない。また、顧客の資産状況やライフプランに応じた顧客に適した金融商品・サービスの比較・推奨等を行うビジネスを念頭に置けば、商品設計が複雑な金融・サービスを仲介するニーズは大きくないと考えられる。

新たな仲介業者には、商品設計が複雑でないものや、日常生活に定着しているものなど、仲介にあたって高度な商品説明を要しないと考えられる商品・サービスに限って取扱いを認めることが適当である。

業務範囲の制限

- ・保証金の供託制度→顧客の保護としては不十分
- ・取り扱う商品・サービスを比較的身近なものに限定→顧客のリスクを限定
- ・基準＝「高度な商品説明を要しないと考えられる商品・サービス」  
(金融サービス提供法では、「高度に専門的な説明」と規定)

⇒なぜ、商品説明の高度・低度を基準にするのか？

仕組みが複雑であっても、十分な説明ができれば（適合性の原則の適用を前提として）、販売を許容しても良いはず

- ・高度に専門的な説明ができない業者を想定？
- ・オンライン端末の説明では顧客保護のためには不十分？

|      | 取扱可能 (例)                                                                                                    | 取扱禁止 (例)                                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 預金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金</li> <li>・定期・積立預金</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定預金等契約</li> <li>・仕組預金</li> <li>・外貨預金</li> <li>・通貨オプション組入預金</li> <li>・譲渡性預金</li> </ul> |
| 銀行   |                                                                                                             |                                                                                                                                |
| 貸付   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅ローン</li> <li>・カードローン</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・極度方式の貸付け（個人）</li> </ul>                                                                |
| 送金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・振込</li> </ul>                                                       |                                                                                                                                |
| 証券   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国債・地方債</li> <li>・上場株式・上場企業社債</li> <li>・投資信託・ETF</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・非上場株式・非上場企業社債</li> <li>・デリバティブ取引</li> <li>・信用取引</li> </ul>                             |
| 生命保険 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・終身・定期保険</li> <li>・個人年金保険</li> <li>・医療保障保険</li> <li>・介護保険</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保険契約</li> <li>・変額保険・年金</li> <li>・解約返戻金変動型保険・年金</li> <li>・外貨建て保険・年金</li> </ul>        |
| 保険   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害保険</li> </ul>                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災保険</li> </ul>                                                                        |

5 情報提供義務

- ・ 事前に明示すべき事項 (法 25 条 1 項)
- ・ 顧客から求められた場合に明示すべき事項 (法 25 条 2 項)

(顧客本位の業務運営に関する原則)

|                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>原則 4 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービス対価に関するものかを含め、顧客が理解できるように情報提供すべきである。</p> <p>原則 5 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえて、上記原則 4 に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に関する重要な情報を顧客が理解できるように分かりやすく提供すべきである。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1) 事前に明示すべき事項

- ・ 内閣府令 33 条 2 項
  - ① 登録番号
  - ② 相手方金融機関の商号、名称・氏名
  - ③ 顧客が金融サービス仲介業者を支払う手数料等の額・上限額または計算方法の概要 (報酬その他のいかなる名称によるかを問わず、手数料と同種のものとして金融サービス契約に関して顧客が支払うべき対価を含む)
  - ④ 同種の内容の金融サービス契約を取り扱う場合において、顧客が支払う手数料等が異なるときは、その旨
  - ⑤ 投資助言業務を行う場合、金融サービス仲介行為により得ることとなる手数料等の額
  - ⑥ 相手方金融機関との間の資本関係および人的関係ならびに委託契約の有無
  - ⑦ 情報提供に関する相手方金融機関との役割分担に関する事項
- ・ ③について
  - 金融サービス仲介業者を支払う仲介サービスの対価
    - 顧客への事前の明示は当然
  - ・ ④について
    - ・ 顧客が金融機関に支払う手数料
    - ・ 「異なるときは、その旨」→ 他の手数料の額まで明示義務はない

\* 金融庁パブリックコメント回答 (88)

「法令上、必ずしも具体的な手数料等の金額や料率を説明することまでは求められませんが、顧客への丁寧な情報提供に努めることが望ましいと考えます。」

- ・ 顧客の関心事
  - 「手数料が異なる」ということではなく「最も安い手数料であること」
  - ・ 取引を行わないということでの不利益を回避?
  - ・ 顧客に対する誠実義務 (法 24 条)
    - 「顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならぬ」
    - ・ 手数料を開示する義務がある (顧客が求めた場合)?

- ・ 最も安い手数料の商品を勧める義務がある (顧客が求めなくても)?

\* 保険仲立人の情報提供義務 (保険契約・被保険者に対する) (保険業 294 条 1 項・保険業施行規則 227 条の 2 第 3 項 4 号ロ)

- ・ 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人
  - 当該比較に係る事項
- ・ 他の保険契約の契約内容と比較した事項を提供しようとする場合
  - 比較可能な同種の保険契約の中から保険契約を選択することにより、提案契約の提案をしようとする場合
  - 比較可能な同種の保険契約の概要および当該提案の理由
- ・ 上記の選別をすることなく、提案契約の提案をしようとする場合
  - 当該提案の理由

(2) 顧客から求められた場合に明示すべき事項

- ・ 法 25 条 2 項
  - 「金融サービス仲介業務に関して当該金融サービス仲介業者が受ける手数料、報酬その他の対価の他の内閣府令で定める事項」
- ・ 内閣府令 34 条

- ① 業務の種類ごとに、金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関の商号、名称・氏名および相手方金融機関から受領した手数料等を合計した金額の総額に占める顧客が締結しようとする金融サービス契約に係る相手方金融機関から受領した手数料を合計した金額の割合
- ② 金融サービス仲介業者が供託している保証金の額等

(WG 報告 27 頁)

顧客に適した同種の金融商品・サービスが複数ある場合、仲介業者には、顧客に最善の利益ではなく、仲介業者が金融機関から受け取る仲介手数料の多寡に基づいて商品を紹介するインセンティブが働きうる。経済的なインセンティブに関する透明性を確保することで、顧客が仲介業者の中立性を評価できる環境を整えることが重要である。具体的には、・・・保険仲立人の制度にならない、新たな仲介業者に対し、金融機関から受け取る手数料等の開示を求めることが適当である。

\* 保険仲立人の情報開示義務

「顧客から求められたときは、保険契約の締結の媒介に関して当該保険仲立人が受ける手数料、報酬その他の対価の額その他の内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない」(保険業 297 条)

- ・ 「主な相手方金融機関」
  - 「直近の複数事業年度において金融サービス仲介業務を行った金融サービス契約の相手方金融機関のうち、業務の種類別に、收受した手数料等の額の大きい上位 4 社程度をいう。」(監督指針 III-2-15(2))
  - \* 開業初年度の場合?
    - 客観的な資料に基づき合理的に算出した手数料等の額を基礎として、收受した手

手数料等の額の多い上位4社程度としていることと足りる(同上)  
 「客観的な資料」→どのようなものが該当するか？

- ・顧客への情報開示
  - ・「顧客から求められたとき」と規定するものは多くない
  - ・保険仲立人制度＝英国の保険ブローカー規制にならう  
 (山下友信「保険仲立人」商事 1438号19頁)
  - ・業者の意向(できれば開示したくない)を立法に反映？
- ・既存の仲介業者(保険仲立人以外)にこのような義務は規定されていない  
 →「金融機関のために行う」ものとの位置付けであるため??
- ・保険仲立人・金融サービス仲介業者
  - 「顧客のために行う」ことも可能！
  - 顧客保護の必要性はより高まる？
- ・「金融機関のために行う」金融サービス仲介業者
  - 手数料の開示義務が発生(規制強化)？

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針

(顧客本位の業務運営に関する原則)

- (原則15)  
 (注1) 重要な情報には、以下の内容が含まれるべき
- ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件
  - ・顧客に販売・推奨を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響

- ・「第三者」≧委託金融機関？  
 →既存の仲介業者についても、手数料の開示が求められる？

・・・

[参考文献]

- ・岡田大＝荒井伴介「担当者解説」金法2150号6頁
- ・岡田大他「論説(2・完)」NBL1191号7頁
- ・小田大輔他「Q&A 金融サービス仲介業の制度と実務(第1回-第6回) 金法2153号6頁・215546頁・2159号26頁・2161号48頁・2163号44頁・2165号53頁
- ・木村健太郎「論説」NBL1188号17頁
- ・特集「新決済・仲介法開がくる！」金財2020年2月3日号11頁

令和3年●月

金融庁監督局総務課

III-2-2 顧客等に関する情報管理態勢.....39

III-2-3 顧客の照認防止等.....44

III-2-4 名義貸しの禁止.....45

III-2-5 誹謗・公正義務（金融サービス提供法第24条関係）.....46

III-2-6 特定金融サービス契約の締結に係る適合性原則.....46

III-2-7 複数の金融機関の同種の内容の金融サービス契約を取り扱う場合の顧客に対する説明（金融サービス提供法第25条第1項、仲介業等府令第33条）.....49

III-2-8 他の事業者の提供するサービスとの連携.....49

III-2-8-1 主な着眼点.....50

III-2-8-2 監督手法・対応.....52

III-2-9 苦情等への対応（金融ADR制度への対応も含む）.....52

III-2-9-1 苦情等対応に関する内部管理態勢の確立.....53

III-2-9-2 金融ADR制度への対応.....55

III-2-9-2-1 指定ADR機関が存在する場合.....55

III-2-9-2-2 指定ADR機関が存在しない場合.....57

III-2-9-3 各種書面への記載.....60

III-2-9-4 行政上の対応.....61

III-2-10 外部委託.....61

III-2-11 障害者への対応.....63

III-2-12 事務リスク管理態勢.....63

III-2-13 システムリスク管理態勢.....64

III-2-13-1 意識.....64

III-2-13-2 主な着眼点.....65

III-2-13-3 監督手法・対応.....70

III-2-14 危機管理態勢.....72

III-2-15 金融サービス仲介業者が受領する手数料等の開示等.....74

III-2-16 協会未加入業者に関する監督上の留意点.....74

III-2-17 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について.....75

III-2-18 みなし電子決済等代行業者に関する監督指針の準用.....77

III-3 請手続 - 登録・届出・業務に関する帳簿書類関係等（共通編）.....78

III-3-1 登録.....78

III-3-1-1 登録の審査に当たった際の留意点.....78

III-3-1-2 登録申請書の記載事項.....80

III-3-1-3 添付書類.....81

III-3-2 届出.....84

III-3-2-1 届出に係る一般的な留意事項.....84

III-3-2-2 変更の届出.....84

III-3-2-3 廃業等の届出に係る留意事項.....85

III-3-3 登録等実績報告.....85

III-3-4 業務に関する帳簿書類関係.....85

III-3-5 事業報告書.....86

III-3-6 電子申請可能な申請書を提出するに当たった際の留意点.....87

IV 保証金・金融サービス仲介業者賠償責任保険契約.....88

IV-1 保証金.....88

IV-1-1 保証金の保証等の届出.....88

IV-1-2 保証金の取戻し.....88

IV-1-3 保証金の全部又は一部に代わる契約の解除又は変更.....89

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針

目次.....1

I 基本的考え方.....1

I-1 金融サービス仲介業者の検査・監督に関する基本的考え方.....1

I-2 金融サービス仲介業者向け監督指針の位置付け.....3

I-2-1 本監督指針策定の趣旨.....3

I-2-2 本監督指針の位置付け.....3

I-3 本監督指針の構成.....5

II 金融サービス仲介業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点.....6

II-1 検査・監督事務に係る基本的考え方.....6

II-1-1 検査・監督事務の進め方.....8

II-1-2 一般的な監督事務.....8

II-1-3 監督部局間の連携.....10

II-1-4 自主規制機関との連携.....11

II-1-5 内部委任.....11

II-1-6 金融サービス仲介業者が提出する書類等における記載上の留意点.....12

II-2 相談・苦情等への対応.....13

II-3 法令解釈等外部からの照会への対応.....14

II-3-1 法令照会.....14

II-3-2 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）.....15

II-3-3 グレーゾーン解消制度.....17

II-4 行政指導等を行う際の留意点.....21

II-4-1 行政指導等を行う際の留意点.....21

II-4-2 面談等を行う際の留意点.....23

II-4-3 連絡・相談手続.....23

II-5 行政処分等を行う際の留意点.....24

II-5-1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて.....24

II-5-1-1 行政処分.....24

II-5-1-2 金融サービス提供法第37条の規定に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除.....26

II-5-2 行政手続法等との関係等.....27

II-5-3 意見交換制度.....27

II-5-4 関係当局・海外監督当局等への連絡.....28

II-5-5 不利益処分の公表に関する考え方.....28

III 監督上の評価項目と請手続（共通編）.....29

III-1 経営管理.....29

III-2 業務の適切性.....33

III-2-1 法令等遵守.....33

III-2-1-1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢.....33

III-2-1-2 事故等に対する監督上の対応.....34

III-2-1-3 組織犯罪等への対応.....35

III-2-1-4 反社会的勢力による被害の防止.....36

|            |                                          |     |                         |                           |     |
|------------|------------------------------------------|-----|-------------------------|---------------------------|-----|
| IV-1-1-4   | 保証金の保管替え等                                | 89  | VI-1-2-2                | 顧客保護等                     | 138 |
| IV-1-1-5   | 保証金の追加供託命令の通知                            | 89  | VI-1-2-1                | 顧客に対する説明責任                | 138 |
| IV-1-1-6   | 保証金に充てることができる有価証券の種類等                    | 90  | VI-1-2-1-1              | 顧客保護を図るための留意点             | 138 |
| IV-2       | 金融サービス仲介業者賠償責任保険契約                       | 91  | VI-1-3                  | 適切な表示の確保                  | 139 |
| IV-2-1     | 保証金の一部に代わる金融サービス仲介業者賠償責任保険契約による保証金の一部の代替 | 91  | VI-1-4                  | その他                       | 141 |
| IV-2-2     | 賠償保険契約の解除又は変更                            | 92  | VI-1-4-1                | 他の保険募集人等との関係              | 141 |
| V          | 監督上の評価項目と諸手続(預金等媒介業務)                    | 93  | VI-1-4-1-1              | 他の保険募集人等との関係              | 141 |
| V-1        | 業務の適切性(預金等媒介業務)                          | 93  | VI-1-4-1-2              | 関係募集人等との関係                | 142 |
| V-1-1      | 預金等媒介業者の禁止行為、不適切な取引等                     | 93  | VI-1-4-1-3              | 保険会社等との関係                 | 143 |
| V-1-2      | 利用者保護のための情報提供・相談機能等                      | 95  | VI-1-4-2                | 結約書                       | 144 |
| V-1-2-1    | 与信取引等(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢    | 95  | VI-1-5                  | 監督手法・対応                   | 144 |
| V-1-2-1-1  | 意義                                       | 95  | VI-2                    | 諸手続(保険媒介業務)               | 145 |
| V-1-2-1-2  | 主な着眼点                                    | 95  | VI-2-1                  | 登録                        | 145 |
| V-1-2-1-3  | 監督手法・対応                                  | 99  | VI-2-1-1                | 登録申請・添付書類の記載要領等           | 145 |
| V-1-2-2    | 預金・リスク商品等の販売・説明態勢                        | 99  | VI-2-1-2                | 登録の拒否                     | 145 |
| V-1-2-2-1  | 意義                                       | 99  | VI-2-2                  | 保険媒介業務に従事する役員又は使用人の届出の取扱い | 145 |
| V-1-2-2-2  | 主な着眼点                                    | 100 | VI-2-2-1                | 役員又は使用人の届出書の記載要領          | 146 |
| V-1-2-2-3  | 監督手法・対応                                  | 101 | VI-2-2-2                | 役員又は使用人の届出書の添付書類          | 146 |
| V-1-2-3    | その他の説明態勢に係る留意事項                          | 102 | 監督上の評価項目と諸手続(有価証券等仲介業務) | 148                       |     |
| V-2        | 諸手続(預金等媒介業務)                             | 104 | VI-1                    | 業務の適切性(有価証券等仲介業務)         | 148 |
| V-2-1      | 登録申請に係る事務処理                              | 104 | VI-1-1                  | 法令等遵守態勢                   | 148 |
| V-2-1-1    | 登録申請に当たっての留意点                            | 104 | VI-1-2                  | 営業員管理態勢                   | 148 |
| V-2-1-1-1  | 登録の要否                                    | 104 | VI-1-3                  | 広告等の規制                    | 149 |
| V-2-2      | 添付書類                                     | 105 | VI-1-4                  | 顧客に対する勧誘・説明態勢             | 151 |
| V-2-3      | 登録審査に当たっての留意点                            | 107 | VI-1-5                  | 顧客による不正取引の防止              | 157 |
| V-2-3-1    | 業務遂行能力に関する審査                             | 107 | VI-2                    | 諸手続(有価証券等仲介業務)            | 159 |
| V-2-3-2    | 他業の業態に関する審査                              | 109 | VI-2-1                  | 登録                        | 159 |
| V-3        | 監督に係る事務処理                                | 112 | VI-2-2                  | 外務員登録                     | 160 |
| V-3-1      | 監督当局間の連携                                 | 112 | 監督上の評価項目と諸手続(貸金業貸付媒介業務) | 162                       |     |
| V-3-2      | 監督上の評価項目と諸手続(保険媒介業務)                     | 113 | VI-1                    | 業務の適切性(貸金業貸付媒介業務)         | 162 |
| VI         | 監督上の業務の適切性(保険媒介業務)                       | 113 | VI-1-1                  | 契約に係る説明態勢                 | 162 |
| VI-1-1     | 保険媒介業務管理態勢                               | 113 | VI-1-2                  | 契約に係る説明態勢                 | 164 |
| VI-1-1-1   | 適正な保険媒介業務管理態勢の確立                         | 113 | VI-1-3                  | 利息、保証料等に係る制限等             | 167 |
| VI-1-1-2   | 保険契約の締結の媒介上の留意点                          | 116 | VI-1-4                  | 媒介手数料に係る制限等               | 169 |
| VI-1-1-3   | 保険媒介業務を行う銀行等に係る保険媒介業務管理態勢                | 133 | VI-1-5                  | 広告規制                      | 169 |
| VI-1-1-3-1 | 非公開金融情報・非公開保険情報の取扱い                      | 133 | VI-1-6                  | 書面の交付義務                   | 171 |
| VI-1-1-3-2 | 銀行等の保険媒介業務指針                             | 134 | VI-1-7                  | 帳簿の備付け等                   | 172 |
| VI-1-1-3-3 | 銀行等保険媒介制限先の確認等                           | 135 | VI-1-8                  | 帳簿の閲覧・謄写                  | 173 |
| VI-1-1-3-4 | 仲介業等府令第20条第3項第1号関係                       | 136 | VI-1-9                  | 取立行為規制                    | 174 |
| VI-1-1-3-5 | 仲介業等府令第62条第1項第8号関係                       | 136 | 業務の透明性の確保               | 177                       |     |
| VI-1-1-3-6 | 仲介業等府令第62条第1項第10号関係                      | 136 | VI-3                    | 諸手続(貸金業貸付媒介業務)            | 178 |
| VI-1-1-3-7 | 銀行等の保険媒介業務に係る法令等遵守責任者等                   | 136 | VI-3-1                  | 登録の申請、届出書等の受理             | 178 |
| VI-1-1-3-8 | 銀行等の保険媒介業務に係る内部監査                        | 136 | VI-3-1-1                | 登録の要否                     | 178 |
| VI-1-1-3-9 | 公正取引委員会ガイドライン関係                          | 137 | VI-3-1-2                | 登録申請等に係る事務処理              | 179 |
| VI-1-1-4   | 直接支払いサービス                                | 137 | VI-3-2                  | 非協会員に対する広告の写し等の徴収         | 181 |

## I 基本的考え方

### I-1 金融サービス仲介業者の検査・監督に関する基本的考え方

(1) 情報通信技術の発展により、オンラインで円滑に金融サービスを提供することが可能となっている。金融サービス仲介業者は、こうした金融を取り巻く環境が変化する中、利用者が様々な金融サービスの中から自身により適したものを選択しやすくなること等を実現する観点から、1つの登録で銀行業・金融商品取引業・保険業・貸金業全ての分野の金融サービスの仲介が可能であり、特定の金融機関への所属を求めずに複数の金融機関と連携・協働しやすい新たな業種として創設されたものである。

こうした制度趣旨の下、金融サービス仲介業者には、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な金融サービスをワンストップで提供し、顧客の多種多様なニーズに横断的に対応する金融サービスの仲介者としての重要な役割が求められている。

金融サービス仲介業者の監督の目的は、こうした金融サービス仲介業者を行う者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、金融サービスの提供を受ける顧客の利便の向上及び保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することにある。

(2) 金融庁としては、発足当初より、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。このため、監督をはじめ検査・監視を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、更なるルールの明確化や行政手続き面での整備等を行うこととしている。

(3) 行政の透明性及び公正性は、今後も行政運営の基本である。しかしながら、ルールを明確化しよとするばかり過度に詳細なチェックリスト等を策定し、問題の根本原因やこれが広がりをもって他の問題として生じる可能性を踏まえた実質的な検証等を行うことなく、網羅的な検証項目に基づいた事後のかつ一律の検証を機械的に反復・継続するに止まれば、かえって、金融サービス仲介業者において、経営全体や問題の根本原因を踏まえた真に重要な課題の把握、再発防止に向けた根本原因の解決、将来に向けた早期早めの対応、より良い実務に向けた創意工夫の発掘が進まない等の弊害を惹起しかねない。

金融庁としては、各金融サービス仲介業者の規模・特性やコンプライアンス等に係る重大な問題が発生する蓋然性等に応じて、金融サービス仲介業者の検査を行う担当課室、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び証券取引等監視委員会等（以下「検査部局」という。）とも連携しながら、実態把握や対話等によるオン・オフ一体のモニタリングを継続的に行い、必要に応じて監督上の措置を発動すること等により、重大な問題の発生を事前に予防し、併せて、必要に応じて、対話等を通じ金融サービス仲介業者によるより良い実務に向けた様々な取組みを促していく。

（参考）「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（平成30年6月29日）

(4) 金融サービス仲介業者の監督に携わる職員は、(1)から(3)の基本的考え方を踏まえつつ、業

務遂行に当たって、以下の事項を行動規範とし、監督行政の信頼の確保に努めることとする。

#### ① 国民からの負託と職務倫理の保持

自らの業務が国民から負託された職責に基づくものであって、その遂行に当たってはI-1(1)における金融サービス仲介業者の監督の目的を最優先の課題として行う必要があることを意識するとともに、職務に係る倫理の保持に努め、金融行政に対する国民の信頼を確保することを目指す。

#### ② 綱紀・品位、秘密の保持

金融行政の遂行に当たり、綱紀・品位及び秘密の保持を徹底し、穏健冷静な態度で臨む。

#### ③ 大局的かつ中長期的な視点

金融サービスを利用する国民や企業の目線に立って、局所的・短期的な問題設定・解決のみに甘んじるのではなく、根本原因を把握し、大局的かつ中長期的な視点から、早め早めに問題解決に取り組む。

#### ④ 公正性・公平性

法令等に基づく適正な手続きに則り、各金融サービス仲介業者の状況を踏まえて、公正・公平に業務を遂行する。また、国内の金融サービス仲介業者と、日本において営業を行っている外国法人又はその子会社である金融サービス仲介業者との間で、法令等に基づく合理的な理由なく、異なる取扱いを行わない。

#### ⑤ 金融サービス仲介業者の自主的努力の尊重

I-1(1)における監督の目的を達成するためには、金融サービス仲介業者による自主的な取組みと創意工夫が不可欠であることを自覚し、私企業である金融サービス仲介業者の業務の運営についての自主的努力を尊重するよう配慮する。

#### ⑥ 自己研鑽

諸外国を含む金融に関する法令・諸規制や金融サービス仲介業者の動向等のほか、金融という経済インフラを取り巻く幅広い社会・経済事象について、基本的知見を養う。また、対話等を行う自らの業務遂行に当たっては、各金融サービス仲介業者固有の実情に係る深い知見はもとより、経営分析、ガバナンス、リスク管理等課題に応じた高い専門性に基づいた分析等が必要であり、これらの能力の習得に向けた自己研鑽に日々努める。

#### ⑦ 適切かつ密接な組織内外の関係者との連携

実効性の高い監督を実現するためには、自らの所管に限らない広い視野が重要であり、庁内外の様々な主体と適切かつ密接に連携する。

融サービス仲介業者の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、公益又は利用者保護等の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

I-2 金融サービス仲介業者向け監督指針の位置付け  
I-2-1 本監督指針策定の趣旨  
金融サービス仲介業者が顧客の多種多様なニーズにワンストップで横断的に対応するとの重要な役割を適切に果たしていく上では、金融サービス仲介業者が自ら主体的に創意工夫を發揮し、ベストプラクティスを旨として顧客本位の良質なサービスの提供を競い合い、より良い取組みを行うことにより国民からの信頼を得ることが望ましいことに加え、金融行政として、健全なイノベーションを促進するとともに顧客保護も図るという観点から、適切な制度設計と併せて、金融サービス仲介業者が顧客保護や適切なリスク管理などを意識したガバナンスを強化するよう適切に動機付けしていくことが必要となる。

この点、金融サービス仲介業者においては、1つの登録で銀行業・金融商品取引業・保険業・貸金業全ての分野の金融サービスの仲介が可能であることから、その取り扱う金融サービスの分野に応じ、過不足なく必要な監督上の対応を的確に行うことが求められる。このような趣旨に基づき、日常の監督事務を適切に遂行するため、既存の業態別監督指針の内容も踏まえ、金融サービス仲介業者の監督に必要と考えられる項目等を整理し、金融サービス仲介業者に対し、包括的かつ横断的に、監督の考え方や監督上の着眼点と留意点、具体的な監督手法等を整備することとした。

I-2-2 本監督指針の位置付け  
(1) 本監督指針は、金融サービス仲介業者の検査・監督を担う職員向けの手引書として、検査・監督に関する基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目等を体系的に整理したものである。  
(2) 金融庁は、検査・監督に関する方針として、本監督指針のほかに、分野別の「考え方と進め方」や各種原則（プリンシプル）、年度単位の方針、業界団体等への要請等の様々な文書を示しているが、検査・監督を行うに当たっては、各文書の趣旨・目的を踏まえた用い方をするとともに、金融サービス仲介業者に対し当該趣旨を丁寧に説明することとする。

(3) 財務局は、本監督指針に基づき金融サービス仲介業者の検査・監督事務を実施するものとし、金融庁担当課室にあっても同様の扱いとする。

その際、本監督指針が、金融サービス仲介業者の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであり、金融サービス仲介業者の実態を十分に踏まえて様々なケース（例えば、個人で金融サービス仲介業務を行うケースや法人ではあるが規模が小さく内部監査機能を独立した部門等として組織することが難しいケース、取締役会や社外取締役を設置していないケース等）に対応できるように作成したものであって、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の金融サービス仲介業者に一律に求めているものではないことに留意する必要がある。

本監督指針の運用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、公益又は利用者保護等の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、各金



### I-3 本監督指針の構成

本監督指針は、多様な金融サービス仲介業者の監督に利用可能な包括的・横断的なもので、かつ、重複する記述を少なくするという意図で策定されている。

そのため、「I 基本的考え方」、「II 金融サービス仲介業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点」は、基本的には金融サービス仲介業者に共通する留意事項等を念頭において記述になっている。

また、それに続く「III 監督上の評価項目と諸手続（共通編）」及び「IV 保証金・金融サービス仲介業者賠償責任保険契約」には、金融サービス仲介業者に共通する監督上の留意事項並びに保証金及び金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の手続き等を記し、続く「V」から「Ⅷ」までの部分では、各業務種別（預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務）に特有の、追加的な留意事項等について記している。

したがって、これら金融サービス仲介業者を監督する者は、まずは「III 監督上の評価項目と諸手続（共通編）」及び「IV 保証金・金融サービス仲介業者賠償責任保険契約」を参照するとともに、対象となる業者の業務の種別に応じ、その業者に特有の留意事項が記されている「V」から「Ⅷ」までの部分を参照することとする。

### II 金融サービス仲介業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点

#### II-1 検査・監督事務に係る基本的考え方

前述（I-1（1））のとおり、金融サービス仲介業者の監督の目的を達成するためには、金融サービス仲介業者の監督を行う担当課室及び財務局（以下「監督部局」という。）においても、金融サービス仲介業者に対し、個々の金融サービス仲介業者の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。

このため、金融サービス仲介業者の監督事務を行うに当たっては、まずは、各金融サービス仲介業者がどの様にしてビジネスモデルの構築や、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保、顧客保護、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどの様なガバナンス体制で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各金融サービス仲介業者がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。

経営全体を見据えた重要課題に対応し、国民経済の健全な発展及び顧客保護につなげていくには、各金融サービス仲介業者が、当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、金融サービス仲介業者自身で経営体制を革新していく必要がある。金融庁としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各金融サービス仲介業者の取組みを促していく。

その上で、上記の過程で、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護上の観点から重大な問題が認められる場合や金融サービス仲介業者の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、金融サービスの提供に関する法律（以下「金融サービス提供法」という。）第37条等に基づく業務改善命令等の行政処分の発動等を検討することとする。

さらに、金融サービス仲介業者の監督事務を行うに当たっては、以下の点にも十分に留意した上で実施することとする。

#### (1) 金融サービス仲介業者との十分な意思疎通の確保

監督に当たっては、金融サービス仲介業者の経営に関する情報を的確に把握・分析し、適時適切に対応していくことが重要である。このため、監督部局においては、金融サービス仲介業者からの報告に加え、金融サービス仲介業者との健全かつ建設的な緊張関係の下で、必要に応じ、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、経営陣や社外取締役、内部監査の担当者を含む金融サービス仲介業者の様々な役職員との定期・通時の面談や意見交換等を通じて、金融サービス仲介業者との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(2) 金融サービス仲介業者の自主的な努力の尊重

監督部局は、私企業である金融サービス仲介業者の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基き検証し、問題の改善を促していく立場にある。監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、金融サービス仲介業者の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(3) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督部局及び金融サービス仲介業者の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は、金融サービス仲介業者の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、金融サービス仲介業者に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るとともに、効率性・有効性の向上を図るよう努めなければならない。

報告や資料提出等については、金融サービス仲介業者の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際は、金融サービス仲介業者の意見を十分にヒアリングすることに留意する。

また、金融サービス仲介業者の監督において、金融サービス提供法上に規定されている自主規制機関である認定金融サービス仲介業協会は、金融サービス仲介業者に対して自らを律していくことにより顧客からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、監督上の連携を密接に行う必要がある。

(注) 金融サービス仲介業者の小規模な営業所等に関して、金融サービス仲介業者に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配慮する。

(4) 多様性を踏まえた監督事務の遂行

金融サービス仲介業者は、預金等媒介業務を行う者、保険媒介業務を行う者、有価証券等仲介業務を行う者、貸付業務等仲介業務を行う者といった様々な種類の業者が含まれており、その規模や特性、金融サービス提供法等の法令等遵守態勢の状況等は様々である。そのため、金融サービス仲介業者について、本監督指針に記載している監督事務を行うに際しては、かかる金融サービス仲介業者の多様性を踏まえつつ、個々の金融サービス仲介業者の規模や特性等に即した手法を選択していく必要がある点に特に留意するものとする。

(5) 検査部局との連携

検査部局との間では、モニタリングを通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図ることに留意する。

II-1-1 検査・監督事務の進め方

金融サービス仲介業者の監督事務の基本は、実態把握や対話等を通じたモニタリング、監督上の措置、フィードバック、情報発信といった各手法を、各金融サービス仲介業者の状況や抱えている問題の性質・重大性等に応じ適切に組み合わせることを通じて、各金融サービス仲介業者に必要な改善を促していくことにある。

これに加えて、日常的なモニタリングを通じて、金融サービス仲介業者を巡るグローバルな経済・市場環境の変化を的確に把握するとともに、金融サービス仲介業者の規模や特性を十分に踏まえたモニタリングを行い、その結果を踏まえ、金融サービス仲介業者との対話の中で、リスク管理等に関するベストプラクティスの追求や、変化に柔軟に対応できる経営・ガバナンス態勢の整備等の課題の解決に向けた取組みを促していくことが求められる。

II-1-2 一般的な監督事務

(1) オフサイト・モニタリング

監督部局は、顧客の利益の保護や金融サービス仲介業者の業務の健全かつ適切な運営の確保のため、以下に示すヒアリング等を通じ、オフサイト・モニタリングを実施し、金融サービス仲介業者の業務の実態把握に努めるものとする。

① 経営実態に関するヒアリング

事業報告書からの情報に加え、必要に応じ、詳細な報告を求めた上で、金融サービス仲介業者の状況等について、深度あるヒアリングを行う。

② 法令等遵守等に関するヒアリング

監督部局は、検査の指摘事項に対する改善報告などの各種報告や金融サービス仲介業者に対する苦情等の状況等から、金融サービス仲介業者に対して、法令等遵守状況に関する深度あるヒアリングを行うものとする。また、必要に応じ、経営管理態勢、内部管理態勢、内部監査態勢のヒアリングを行うものとする。

③ トップヒアリング

必要に応じ、監督部局関係幹部が直接、経営陣に対し、経営管理態勢、内部管理態勢、内部監査態勢等に関するトップヒアリングを実施するものとする。

④ 随時のヒアリング

金融サービス仲介業者の業況の変化や金融サービス仲介業者に対する顧客の姿勢の変化をはじめ、金融サービス仲介業者の業務の健全かつ適切な運営に影響を及ぼしかねない事象が生じるなど、監督上の必要が認められる場合には、随時ヒアリングを実施することとする。

口、上記問題が発生する蓋然性が認められない金融サービス仲介業者については、自らの置かれた状況に応じ多様な主体的な創意工夫を發揮することで、ビジネスモデルやリスク管理の高度化の努力を続けることが重要である。そこで、当局としては、日頃のモニタリングを通じた特性把握を基に、各金融サービス仲介業者の置かれた経営環境や経営課題あるいは、各金融サービス仲介業者の戦略、方針について深い理解を持った上で、特定の答を前提とすることなく、金融サービス仲介業者自身に「気付き」を得てもらうことを目的に、金融サービス仲介業者との間で、ビジネスモデルやリスク管理、人材育成等について深度ある対話を行っていく（この過程でベストプラクティス等の他の参考事例を必要に応じて共有する）。

#### (4) 無登録業者に係る対応

顧客からの苦情、捜査当局からの照会、金融サービス仲介業者・認定金融サービス仲介業者協会等からの情報提供又は新聞広告等から、無登録で有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務を行っている者を把握した場合の対応については、II-1-3 (1) を参照する。

### II-1-3 監督局間連携

#### (1) 金融庁と財務局における連携

金融庁と財務局との間では、金融サービス仲介業者を監督する上で必要と考えられる情報について、適切に情報交換等を行い、リスクの存在や問題意識の共有を図る必要がある。そのため、II-1-5 に掲げる内部委任事務に係る協議等以外の情報等についても、適宜適切な情報提供や積極的な意見交換を行う等、連携の強化に努めることとする。また、財務局間においても、他の財務局が監督する金融サービス仲介業者について、公表されていないリスクの存在や問題等を把握したときは、適宜監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。

顧客からの苦情、捜査当局からの照会、金融サービス仲介業者・認定金融サービス仲介業者協会等からの情報提供又は新聞広告等から、無登録で有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務を行っている者を把握した場合は、速やかに、金融商品取引業者若しくは登録金融機関又は貸金業者を監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。

#### (2) 管轄財務局長との連絡調整

- ① 金融庁長官又は財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、他の財務局長が管轄する区域における金融サービス仲介業者の営業所の設置、所在地の変更、名称の変更、業務の廃止に係る届出書を受理した場合は、その写しを当該営業所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。
- ② 金融庁長官又は財務局長は、所管する金融サービス仲介業者の他の財務局長が管轄する区域に所在する営業所に対して、金融サービス提供法第 37 条又は第 38 条第 1 項の規定に基づく処分

#### ⑤ オフサイト・モニタリングに当たった際の留意点

オフサイト・モニタリングの実施により、金融サービス仲介業者が抱える経営実態や法令等遵守態勢等の問題点を早期に把握し、当該問題点を踏まえ、金融サービス仲介業者の自主的な改善を促すことも含め行政上必要な対応の検討につながるよう十分配慮するものとする。また、問題点がどのような背景や土壌から発生し、どのようなリスクを有しているかなど、問題の本質を探究することにも留意するものとする。

なお、監督部局は、金融サービス仲介業者の規模・特性・健全なイノベーションを促進する観点等も踏まえ、その効率的・効果的な実施に努めるものとする。

#### (2) 金融サービス提供法第 36 条に基づく立入検査

顧客保護のため詳細な検証が必要と判断された場合等、必要が認められる場合には法に基づく立入検査を行う。その際、経営上重要な問題は何で、その根本的な原因は何かを常に念頭に置き、経営陣と議論を行うことで、安易な結論ではなく金融サービス仲介業者の経営や金融行政上重要な課題について根幹に根差した議論を行うよう心掛ける。

なお、立入検査に係る基本的な手続は、別紙 1 「立入検査の基本的な手続」を参照。また、検査結果通知書を交付した場合は、その交付日から原則として 1 週間以内に金融サービス仲介業者に対して、指摘事項についての事実確認を行うとともに、発生原因分析、改善・対応策等について、金融サービス提供法第 35 条に基づき、1 か月以内に報告することを求める。

#### (3) 対話

対話は、コンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無や蓋然性、金融サービス仲介業者の経営状況の改善に向けた自主的な取組み状況等その時々における個別具体的状況、問題の性質、金融サービス仲介業者の規模や業務特性に応じて実施される。

対話を実施する際は、当局側の思い込み、仮説の押し付けを排し、可能な限り、金融サービス仲介業者が安心して自らの立場の主張をできるよう努めつつ、まずは、金融サービス仲介業者側の考え方や方針を十分に把握し、その上で事実の提示を伴いつつ行うことを徹底する。

さらに、対話に当たっては、それまで、当局が各業者と行ってきたやりとり等を十分に踏まえ、対話の継続性に配慮した運営に努める必要がある。

イ、当局による実態把握において、コンプライアンス等に係る重大な問題発生の蓋然性が高まったことが認められた場合においても、まずは、金融サービス仲介業者自らが課題・根本原因・改善策の妥当性について検証を行った上で、当局と金融サービス仲介業者との間で改善策の策定・実行について深度ある対話を行うこととする。ただし、既に上記問題が発生している等高度の緊急性が認められる場合においては、当局が考える改善事項の明確な指摘を行った上で各金融サービス仲介業者の対応方針を確認する。

をした場合は、速やかに当該営業所の所在地を管轄する財務局長にその処分内容を通格するものとす。

II-1-4 自主規制機関との連携

金融サービス仲介業者の監督に当たっては、法令上の規制と併せて自主規制機関の定める規則を重視する必要があることに留意する。また、自主規制機関との間では、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護を図る目的の範囲において、金融サービス仲介業者を監督する上で必要と考えられる情報についての情報交換を適切に行うとともに、積極的な意見交換等を通じたリスクの存在や問題意識の共有を図るよう努めることとする。

II-1-5 内部委任

(1) 金融庁長官への協議

財務局長は、金融サービス仲介業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。

なお、協議の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。

- ① 金融サービス提供法第15条の規定による登録の拒否
- ② 金融サービス提供法第37条、第38条第1項の規定による業務改善・停止命令、登録取消の行政処分
- ③ 金融サービス提供法第39条第2項の規定による電子決済等代行業の廃止処分
- ④ 金融サービス提供法第39条第3項の規定による役員の解任処分

(2) 委任事項等の処理に係る報告等

財務局長は、金融サービス仲介業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後監督局長に報告等を行うものとする。

- ① 財務局長は、本庁監理金融サービス仲介業者につき金融サービス提供法第14条第1項又は第16条第1項の規定による登録を行った場合は、速やかに登録申請書の正本及び添付書類を監督局総務課●●室へ送付すること。
- ② 財務局長は、財務局管内の金融サービス仲介業者から下記の届出書等を受理した場合は、その内容を翌月20日までに監督局総務課●●室に報告すること。
  - イ. 金融サービス提供法第16条第3項各号、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（以下「仲介業者等府令」という。）、第19条に規定する届出書
  - ロ. 仲介業者等府令第26条第3項に規定する保証金等内訳書
  - ハ. 金融サービス提供法第34条第1項に規定する事業報告書
- ③ 財務局長は、金融サービス仲介業者の監督に関し、下記に掲げる場合は、その内容を遅滞なく

監督局長に報告すること。

- イ. 金融サービス提供法第35条第1項及び第2項の規定により報告及び資料の提出を求めた場合

合

- ロ. 金融サービス提供法第36条第1項及び第2項による立入検査の結果を受領した場合
- ハ. 金融サービス提供法第37条による業務改善命令等を行った場合
- ニ. 金融サービス提供法第38条第1項から第3項までの規定による監督上の処分を行った場合
- ④ 財務局長は、事故確認に関する事務（金融サービス提供法第31条及び同法第77条で準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）、第39条第3項ただし書）について、半期ごとに取りまとめ、各半期末の翌月15日までに監督局総務課●●室へ報告すること。
- ⑤ 財務局長は、財務局監理金融サービス仲介業者の前事業年度（前年4月1日から当年3月末日まで）における登録免許税（登録免許税法第2条に規定する登録免許税）の納付状況を調査し、毎年4月末日までに監督局総務課●●室へ報告すること。

(3) 管轄財務局長の権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任

金融サービス仲介業者の主たる営業所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内に所在する場合においては、金融サービスの提供に関する法律施行令（以下「金融サービス提供法施行令」という。）、第46条の規定により管轄財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に委任した権限は、当該管轄財務局長の判断により当該財務事務所長又は出張所長に行わせることができるものとする。

なお、これらの事項に関する登録申請書及び届出書等は、管轄財務局長宛提出させるものとする。

II-1-6 金融サービス仲介業者が提出する書類等における記載上の留意点

本監督指針の各様式における役員等の氏名の記載欄について、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載することができることに留意する。

なお、金融サービス提供法第13条第1項の登録申請書又は金融サービス提供法第16条第3項第1号の規定若しくは仲介業者等府令第19条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、当該旧氏及び名のみを記載することができることに留意する。

## II-2 相談・苦情等への対応

## (1) 基本的な対応

金融サービス仲介業者及び金融サービス仲介業務に関する相談・苦情等に対しては、金融庁にあっては金融サービス利用者相談室が、各財務局にあっては担当課室が、第一義的な受付窓口となるが、申出人に対しては、当局は個別取引に関してあつせん等を行う立場にないことを説明するとともに、必要に応じ、金融サービス提供法に基づき相談・苦情等への対応を行う機関として、指定ADR機関（金融サービス提供法第11条第9項に規定する指定紛争解決機関をいう。以下同じ。）、認定金融サービス仲介業協会を紹介するものとする。

なお、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が金融サービス仲介業者側への情報提供について承諾している場合には、原則として、監督部局において、当該金融サービス仲介業者への情報提供を行うこととする。

## (2) 情報の蓄積

各財務局においては、金融サービス仲介業者に関する相談・苦情等のうち、金融サービス仲介業者に対する監督上、参考になると考えられるものについては、その内容を記録するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに監督局総務課●●室に報告するものとする。

## (3) 金融サービス利用者相談室との連携

監督部局においては、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等の監督事務への適切な反映を図るため、以下の対応をとるものとする。

- ① 相談室から回付される相談・苦情等の分析
- ② 相談室との情報交換

## II-3 法令解釈等外部からの照会への対応

## II-3-1 法令照会

## (1) 照会を受ける内容の範囲

照会を受ける内容の範囲は、金融サービス提供法及びこれに関連する法令であつて金融庁が所管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであつた場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

## (2) 照会に対する回答方法

- ① 本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答するものとする。
- ② 財務局が照会を受けた際、回答に当たつて判断がつかないもの等については、「連絡箋」を作成し、金融庁担当課室と電子メール等により協議するものとする。
- ③ 金融庁担当課室長は、当庁が所管する法令に関し、当庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体（注）から受けた、次のイ及びロの項目で定める要件を満たす一般的な照会であつて、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。

（注）事業者団体とは、当庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）をいう。

## イ. 本手続の対象となる照会の範囲

- 本手続の対象となる照会は、以下の要件の全てを満たすものとする。
- a. 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること（法令適用事前確認手続制度の利用が可能でないこと）。
  - b. 事実関係の認定を伴う照会でないこと。
  - c. 照会内容が、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者（照会者が団体である場合はその団体の構成事業者）に共通する取引等に係る照会であつて、多くの事業者からの照会が予想される事項であること。
  - d. 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになつていないものではないこと。

## ロ. 照会書面（電子的方法を含む。）

本手続の利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照会書面の提出を受けるものとする。また、照会書面のほかに、照会内容及び上記イに記載した事項を判断するために、記載事項や資料の追加を要する場合には、照会者に対して照会書面の補正及び追加資料の提出

ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続きに関する細則」を参照するものとする。

(1) 照会窓口

照会窓口は、金融庁監督局総務課とする。  
 なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。  
 財務局所管の金融サービス仲介業者は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁監督局総務課に対し、照会書面を原則として速やかに電子メール等により送付する。  
 (注) 財務局においては、照会書面を金融庁監督局総務課に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。

(2) 照会書面受領後の流れ

照会書面を回付された後は、担当課室において、回答を行う事業が否か、特に、以下①ないし③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めることとする。

① 照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、当庁が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれに基づく政府令（以下「対象法令（条項）」という。）に関し、以下のような照会を行うものか。  
 イ. その事業や取引を行うことが、無許可業務等にならないかどうか。  
 ロ. その事業や取引を行うことが、無届け業務等にならないかどうか。  
 ハ. その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないかどうか。  
 ニ. その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課せられ又は権利を制限されることがないかどうか。

② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会内容及び回答内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

を求めることとする。

- a. 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- b. 照会に関する照会者の見解及び根拠
- c. 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

ハ. 照会窓口

照会書面の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する金融庁担当課室又は照会者を所管する財務局担当課室とする。財務局担当課室が照会書面を受領した場合には、速やかに金融庁担当課室に電子メール等により照会書面を送付することとする。

二. 回答

a. 金融庁担当課室長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として2か月以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2か月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目安を伝えることとする。

b. 回答書面には、以下の内容を付記することとする。

「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査当局の判断や司法判断を拘束しうるものではない。」

c. 本手続きによる回答を行わない場合には、金融庁担当課室は、照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。

ホ. 公表

上記二の回答を行った場合には、金融庁は、速やかに照会及び回答内容を金融庁ホームページ上に掲載して、公表することとする。

④ 上記③に該当するもの以外のもので照会頻度が高いもの等については、必要に応じ「応接室」を作成した上で、関係部局に回覧し、金融庁担当課室又は財務局担当課室の企画担当係に保存するものとする。

⑤ 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、II-3-2(2)に照らし法令適用事前確認手続の利用が可能の場合には、照会者に対し、法令適用事前確認手続を利用するよう伝えることとする。

II-3-2 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、「法令適用事前確認手続きに関する細則」を定めている。本項は、

び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることのできる制度（以下「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、必ず経済産業省策定に係る「産業競争力強化法「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」の利用の手引き」（平成26年1月20日経済産業省）（以下、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。

#### (1) 照会窓口

照会窓口は、金融庁総合政策局総合政策課とする。

なお、照会窓口たる金融庁総合政策局総合政策課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しを到着した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるとする。

財務局監理金融サービス仲介業者は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁総合政策局総合政策課に対し、照会書を速やかに電子メール等により送付するとともに、照会書及びその写しを郵送により送付する。

(注) 財務局においては、照会書及びその写しを金融庁総合政策局総合政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付すものとする。

#### (2) 照会書受領後の流れ

照会書を受け付けた後は、金融庁総合政策局総合政策課において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事業が否か、特に、以下の①から③について確認し、当該制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることが出来る。

ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。

なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第7条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。

#### ① 確認の求めの主体

以下のイ及びロを満たすか。

イ. 提出者は、新事業活動を実施しようとする者であること。

#### ③ 照会書面の記載要領

照会書面（電子的方法を含む。）は、下記の要件を満たしているものか。

イ. 得来自ら行うおとす行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。

ロ. 対象法令（条項）のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。

ハ. 照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。

ニ. 上記ロにおいて特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記載されていること。

#### ④ 回答

照会書面を回付された課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。なお、いずれの場合においても、補正期間を含め、できるだけ早く回答するよう努めることとする。

イ. 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則 60 日以内

ロ. 担当部署の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 30 日を超える合理的な期間内

ハ. 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60 日以内

照会書面の記載について補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見直しを通知することとする。

#### ⑤ 照会及び回答についての公開

金融庁は、照会及び回答の内容を、原則として回答を行ってから30日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であつて、その理由が合理的であると認められるときは、回答から一定期間を超えて公開することが出来る。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することが出来る。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に規定する不開示情報が含まれている場合、これを除いて公表することが出来る。

#### II-3-3 グレーゾーン解消制度

産業競争力強化法（以下「強化法」という。）第7条第1項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及

いるのではないか」という記載ではなく、「〇〇法に基づき〇〇が規制の対象となっているかどうか明らかでないため、〇〇法に基づく許可を受けなくても、新事業活動において、〇〇を行うことができるのか確認したい」といったように、確認したいポイントを、できる限り具体的に記載してください。

(3) 回答

① 照会書を回付された課室は、金融庁総合政策局総合政策課において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口に到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。

また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。

② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第7条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1か月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、金融庁総合政策局総合政策課を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。

また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、金融庁総合政策局総合政策課を通じて当該主務大臣に通知するものとする。

③ 金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第7条第3項の規定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、金融庁総合政策局総合政策課又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。

また、当該関係行政機関の長から、原則として1か月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。

(注)「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性（資源生産性（エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が新たな事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。）を含む。）の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう（強化法第2条第3項、同法施行規則第2条）。

ロ. 提出者が、当庁所管の事業に係る新事業活動を実施しようとしている者であること。ただし、金融庁長官が、強化法第7条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合については、この限りでない。

② 照会の対象

提出者が、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する当庁が所管する法令の規定の解釈並びに当該規定の適用の有無について、その確認を求めらるものであって、以下のようないかなるものか。

- イ. その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないか。
- ロ. その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないか。
- ハ. その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないか。
- ニ. その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限されることがないか。

③ 照会書の記載要領

強化法施行規則様式第五に従い、また利用の手引きを踏まえ、以下の事項が記載されているか。

- イ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
- ロ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
- ハ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期
- ニ. 解釈及び適用の有無の確認を求めるとする法令の条項等

ホ. 具体的な確認事項

(参考) 利用の手引き

グレーゾーン解消制度

提出書類

5. 具体的な確認事項

現在、規制の根拠となる法令がどのような規定となっており、そのうち、どの部分の解釈が明らかでないのか、新事業活動が規制の対象となるのか否かが判断できないポイントや、それによって新事業活動を行うことが難しい理由に加え、そのことに関する自己の見解を記載してください。

規制所管省庁から明確かつわかりやすい回答を得るため、例えば、「〇〇規制が支障となっ



ハ、申請者が行政指導等に従わない意思を表明した場合には、行政指導等を中止し、申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関連する行政指導等（行政手続法第34条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をやる権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を疎明に示すことにより相手方に当該行政指導等に従う事を余儀なくさせていないか。

- 例えば、以下の点に留意する。
- ① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めているか。
  - ② 行政指導等に従わなければならないけれども権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導等に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導等の方式（行政手続法第35条）

- ① 行政指導等を行う際には、相手方に対し、行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。
 

例えば、以下の点に留意する。

  - イ、相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。
  - ロ、当該行政指導等をどの担当者等の責任において行うものであるかを示しているか。
- ハ、個別の法律に根拠を有する行政指導等を行う際には、その根拠条項を示しているか。
- ニ、個別の法律に根拠を有さない行政指導等を行う際には、当該行政指導等の必要性について理由を得るため、その趣旨を伝えているか。
- ② 行政指導等について、相手方から、行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第35条第4項各号に該当する場合を除く）。
  - イ、書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。
  - ロ、書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合は、書面が作成者の意図と無関係に利用、解読されること等により行政目的の達成できなくなる場合など、その行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。
- ハ、単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとは言いえないことに留意する。

II-4 行政指導等を行う際の留意点

II-4-1 行政指導等を行う際の留意点等

金融サービス仲介業者に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導等を行う際には、以下の点に留意する。

(1) 一般原則（行政手続法第32条）

- ① 行政指導等の内容があくまで相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。
 

例えば、以下の点に留意する。

  - イ、行政指導等の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。
  - ロ、相手方が行政指導等に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導等を継続していないか。
- ② 相手方が行政指導等に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。
  - イ、行政指導等に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。
  - ロ、行政指導等を行う段階においては処分権限を行使するかどうかは明確でなくても、行政指導等を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがありうる場合に、そのことを示して行政指導等をすること自体を否定するものではない。

(2) 申請に関連する行政指導等（行政手続法第33条）

- 申請者が当該行政指導等に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導等を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。
- ① 申請者が、明示的に行政指導等に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導等の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導等の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。
  - ② 申請者が行政指導等に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。
  - ③ 例えば、以下の点に留意する。
    - イ、申請者が行政指導等に従わざるを得ないようになさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。
    - ロ、申請者が行政指導等に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導等を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。

II-4-2 面談等を行う際の留意点

職員が、金融サービス仲介業者の役員等と面談等（面談、電話、電子メール等）によるやりとりを行う。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

- ① 面談等に参加する職員は、常に細紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- ② 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- ③ 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- ④ 面談等の内容、結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じて確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- ⑤ 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要がある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後に速やかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

II-4-3 連絡・相談手続

面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合には、金融庁担当課室に連絡し、必要に応じてその対応を協議することとする。

II-5 行政処分等を行う際の留意点

II-5-1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて

II-5-1-1 行政処分

監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①金融サービス提供法第37条に基づく業務改善命令、②金融サービス提供法第38条第1項に基づく業務停止命令、③金融サービス提供法第38条に基づく登録取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

(1) 金融サービス提供法第35条第1項に基づく報告徴求

- ① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、事故等届出書など）を通じて、金融サービス仲介業者のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経営管理（ガバナンス）態勢等に問題があると認められる場合においては、金融サービス提供法第35条第1項に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めるとする。
- ② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合には、金融サービス提供法第35条第1項に基づき、追加報告を求めるとする。

(2) 金融サービス提供法第35条第1項に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

- ① 上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、金融サービス仲介業者の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記（1）において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
  - ② 必要があれば、金融サービス提供法第35条第1項に基づき、定期的なフォローアップ報告を求めるとする。
- (3) 金融サービス提供法第37条に基づく業務改善命令  
上記（1）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、例えば、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合又は金融サービス仲介業者の自主的な取組みでは業務改善が図れないと認められる場合などにおいては、金融サービス提供法第37条に基づき、業務改善計画の提出とその実行を命じることとする。
- (4) 金融サービス提供法第38条第1項に基づく業務停止命令  
業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務改善に専念させる必要があると認められる場合においては、金融サービス提供法第38条第1項に基づき、改善期間を勘案した一定の期限を付して全部又は一部の業務の停止を命じることとする。

③ 軽減事由  
 以上の他に、行政による対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

(6) 標準処理期間  
 上記(3)から(5)の行政処分をしようとする場合には、上記(1)の報告書を受理したときから、原則として概ね1か月(処方が財務局を経由して金融庁において行われる場合は処分が財務局において行われるのが金融庁との調整を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合は概ね2か月)以内を旨途に行うものとする。

(注1)「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。  
 ① 複数回にわたって金融サービス提供法第35条第1項に基づき報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

② 提出された報告書に訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。  
 (注3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。  
 (注4) 複数の当事者にわたる事案の場合には、当該当事者から必要な報告書を全て受理したときから、標準処理期間を起算する。

II-5-1-2 金融サービス提供法第37条の規定に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

金融サービス提供法第37条の規定に基づき業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく金融サービス提供者の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該金融サービス提供者の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

(1) 金融サービス提供法第37条の規定に基づき業務改善命令を発出している金融サービス提供者に対して、当該業者の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該金融サービス提供者の報告義務は解除される。

(2) 金融サービス提供法第37条の規定に基づき業務改善命令を発出している金融サービス提供者に対して、当該業者の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

(5) 金融サービス提供法第38条に基づき登録の取消し等  
 上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、重大な法令等の違反又は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が不当と認められる場合においては、金融サービス提供法第38条に基づき登録の取消し等を検討する。

なお、(3)から(5)の行政処分を検討する際には、以下の①から③までに掲げる要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味することとする。

① 当該行為の重大性・悪質性  
 ア. 公益侵害の程度  
 金融サービス提供者が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

イ. 利用者被害の程度  
 広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

ウ. 行為自体の悪質性  
 例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続ける行為を行うなど、金融サービス提供者の行為が悪質であったか。

エ. 当該行為が行われた期間や反復性  
 当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものであったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

オ. 故意性の有無  
 当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

カ. 継続性の有無  
 当該行為が理場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。さらに経営陣の関与があったのか。

キ. 隠蔽の有無  
 問題を認識した後隠蔽行為はなかつたか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

ク. 反社会的勢力との関与の有無  
 反社会的勢力との関与はなかつたか。関与がある場合には、どの程度か。

② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性  
 ア. 代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。  
 イ. 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。  
 ウ. コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。  
 エ. 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

(注 1) 監督当局の幹部の例：金融庁・財務局の担当課室長

(注 2) 金融サービス仲介業者からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

#### II-5-4 関係当局・海外監督当局等への連絡

報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録を取り消す等の不利益処分をしようとする場合には、必要に応じて、関係当局・海外監督当局等への連絡を行うものとする。

#### II-5-5 不利益処分の公表に関する考え方

業務改善命令等の不利益処分については、他の金融サービス仲介業者における予測可能性を高め、同様の事象の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融サービス仲介業者の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

#### II-5-2 行政手続法等との関係等

##### (1) 行政手続法との関係

行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第 2 号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことと留意する。

いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第 14 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面するとき、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第 8 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面するとき、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

##### (2) 行政不服審査法との関係

不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法第 82 条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

##### (3) 行政事件訴訟法との関係

取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法第 46 条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

#### II-5-3 意見交換制度

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づき聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、金融サービス仲介業者からの求めに応じ、監督当局と金融サービス仲介業者との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告徴求に係るヒアリング等の過程において、自らに対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した金融サービス仲介業者から、監督当局の幹部（注 1）と当該金融サービス仲介業者の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注 2）であって、監督当局が当該金融サービス仲介業者に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通

### Ⅲ 監督上の評価項目と諸手続（共通編）

#### Ⅲ-1 経営管理

国民経済が健全な発展を実現していくためには、金融サービス仲介業者自身が法令等遵守態勢の整備等に努め、顧客保護に欠けることのないよう経営を行うことが重要である。日常の監督事務においては、金融サービス仲介業者の業務執行に対する経営陣の監督が有効に機能しているか、経営陣に対する監視統制が有効に機能しているかといった観点から、望ましいと考えられる金融サービス仲介業者の経営管理のあり方について検証していく必要がある。

なお、監督に当たっては、金融サービス仲介業者の自主性を尊重するとともに、金融サービス仲介業者に対しては專業規定がなく、業態や規模等が多岐にわたっていることに留意し、当該金融サービス仲介業者の業務運営の実態を踏まえて対応する必要がある。

#### (1) 主な着眼点

金融サービス仲介業者の経営管理が有効に機能するためには、金融サービス仲介業者の全役員が、金融サービス仲介業者が金融サービス提供の担い手として重大な社会的責任を有することを認識した上で、自らに与えられた役割を十分理解し、その業務運営に参画していくことが必要である。その中でも特に、経営陣（代表者、取締役会のほか代表者等で構成される経営に関する事項を決定する組織等をいう。以下同じ。）が率先して法令等遵守態勢、説明態勢、顧客等に関する情報管理態勢の整備等に努めるなど、顧客の保護に問題が生じることのないよう経営を行うことが重要である。金融サービス仲介業者の監督に当たっては、経営陣が健全な業務運営の実現に配慮し、指揮・監督機能を適切に発揮して、与えられた責務を全うしているか、法令等遵守を重視する企業風土を醸成する責任を果たしているかといった観点等に留意するものとする。

また、上場会社は、平成26年の会社法改正及び金融商品取引所の規程において、社外取締役の確保について規定されているほか、同規程においては、コーポレートガバナンス・コードを尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めることとされており、非上場会社に比べ、より高い水準の経営管理（ガバナンス）が要求されている。

こうしたことから、上場会社である金融サービス仲介業者の経営管理態勢のモニタリングにおいては、コーポレートガバナンス・コードの各原則において求められている水準の経営管理態勢を構築するに当たり、コーポレートガバナンス・コードに則って、適切に取組みを進めているかに留意し、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

なお、親会社为上場会社である金融サービス仲介業者については、その経営管理の検証に必要な範囲内で、コーポレートガバナンス・コードへの取組状況を含め親会社の経営管理態勢を確認するものとする。

（注）コーポレートガバナンス・コードは、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）、及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用していることに留意することとする。なお、各上場市場

においてコーポレートガバナンス・コードの各原則の適用範囲が定められていることに留意することとする。

上記を踏まえ、金融サービス仲介業者の経営にとって重大な役割を果たすべき経営陣が、その機能を適切に発揮し、与えられた責務を全うしているかどうかを、例えば以下の点に留意して検証することとする。

#### ① 経営陣

イ. 経営陣は、業務推進や利益拡大といった業績面に係る事柄のみならず、法令等遵守や適切な業務運営を確保するため、内部管理部門及び内部監査部門の機能強化（役職員に対する十分な権限や地位の付与、独立性の担保、十分な人材の質及び量の両面からの確保を含む。）など、内部管理態勢の確立・整備に係る事柄を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的方針の策定及び徹底に、誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。

（注）本監督指針でいう「内部管理部門」とは、法令及び社内規則等を遵守した業務運営を確保するための内部事務管理部署、法務部署、リスク管理部署等をいう。

ロ. 経営陣は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。さらに、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

ハ. 経営陣は、断固たる態度で反社会的勢力と金融サービス仲介業者の業務の健全性及び適切性の確保に対する公共の信頼を維持し、金融サービス仲介業者の業務の健全性及び適切性の確保のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「政府指針」という。）の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を社内外に宣言しているか。

#### ② 内部管理部門

内部管理において、業務運営全般に関し、法令及び社内規則等に則った適正な業務を遂行するための適切なモニタリング・検証が行われているか。また、重大な問題等を確認した場合、経営陣に対し適切に報告が行われているか。

#### ③ 内部監査部門

内部監査は、金融サービス仲介業者の経営目標の実現に寄与することを目的として、被監査部門から独立した立場で、業務執行状況や内部管理・内部統制の適切性、有効性、合理性等を検証・評価し、これに基づいて経営陣に対して助言・勧告等を行うものであり、金融サービス仲介業者の自律的な企業運営を確保していく上で、最も重要な企業活動の一つである。このような重要性に鑑み、金融サービス仲介業者の内部監査が有効に機能しているかどうかを、例えば以下の点に留意して検証することとする。

イ. 内部監査部門は、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう被監査部門から独立し、かつ実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。

ロ. 内部監査部門は、金融サービス仲介業者の全ての業務を監査対象として、被監査部門におけるリスクの管理状況及びリスクの種類等を把握した上で、内部監査計画を立案しているか。

ハ. 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、被監査部門に対して効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。

ニ. 内部監査部門は、内部監査において把握・指摘した重要な事項を遅滞なく経営陣に報告しているか。

ホ. 内部監査部門は、内部監査における指摘事項に関する被監査部門の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映しているか。

なお、他に金融サービス仲介業の業務に従事する者がいない個人の金融サービス仲介業者、又は金融サービス仲介業の業務に従事する者が1名ないし少数でかつ当該者が常務に従事する唯一の役員として代表者となっている法人形態の金融サービス仲介業者においては、内部監査に代わる措置を利用する場合には、以下のような態勢を整備しているか。

イ. 外部監査を利用する場合は、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。

ロ. 自己の行う金融サービス仲介業に関する業務の検証を行う場合には、以下の点を踏まえ、業務の適切性を確保するために十分な態勢を整備しているか。

- a. 自己検証を実施するために十分な時間が確保されているか。
- b. 自己検証を実施するに際し、自社の社内規則等を参考に自己検証項目を設定しているか。
- o. 自己検証を実施する頻度が少なくとも月1回以上となっているか。
- d. 実施した自己検証を記録し、少なくとも3年間保存することとされているか。

④ 外部監査を利用する場合の留意事項

金融サービス仲介業者においては、原則として内部監査部門の態勢整備を行うことが必要であるが、金融サービス仲介業者の規模等を踏まえ、外部監査を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用しても差し支えない。企業収益の獲得及びリスク管理、あるいは内部管理態勢の実効性を確保するためには、これら外部監査は、金融サービス仲介業者自らの内部監査と同様に、その有効な活用が確保されることが望ましいともいえる。以上ことから、例えば以下の点に留意して検証することとする。

イ. 外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。

ロ. 外部監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会又は監査役会に報告されているか。

ハ. 被監査部門は、外部監査における指摘事項を一定期間内に改善しているか。また内部監査部門は、その改善状況を適切に把握・検証しているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等（仲介業等府令第19条第3項第2号に定義する「事故等」をいう。以下同じ）届出等を通じて把握された金融サービス仲介業者の経営管理の有効性等に関する課題に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングや、必要に応じて金融サービス提供法第35条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融サービス仲介業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第37条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第38条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第37条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第38条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### Ⅲ-2-1-2 事故等に対する監督上の対応

役職員等の事故等に対する監督上の対応については、以下のとおり厳正に取り扱うこととする。

#### (1) 主な着眼点

##### ① 事故等の発覚の第一報

金融サービス仲介業者において事故等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。なお、金融サービス仲介業者から第一報がなく届出書の提出があった場合にも、同様の取扱いとす。

- イ. コンプライアンス規程等に則り内部管理部門、内部監査部門へ迅速な報告及び取締役会等への報告を行っているか。
- ロ. 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等へ通報しているか。
- ハ. 当該事故等の発生部署とは独立した部署において当該事故等の調査・解明を実施しているか。

##### ② 業務の適切性の検証

事故等と金融サービス仲介業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。

- イ. 当該事故等への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。
- ロ. 当該事故等の内容が金融サービス仲介業者の経営等によどのような影響を与えるか、顧客にどのような影響を与えるか。
- ハ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか。
- ニ. 再発防止のための改善策の策定や自浄機能が十分か、責任の所在が明確化されているか。例えば、事故等の発生の原因を分析の上、経営陣の積極的な関与の下で再発防止策を策定し、営業部門等にこれららの措置を周知しているか。
- ホ. 当該事故等の発覚後の対応が適切か。
- ヘ. 当該事故等による損失の一部を補てんするために財産上の利益の提供を行う場合に、提供する財産上の利益及びその算定根拠の記録簿を整備しているか。また、その実行状況を、営業部門から独立した内部管理部門等においてチェックする体制が整備されているか。

### Ⅲ-2 業務の適切性

#### Ⅲ-2-1 法令等遵守

##### Ⅲ-2-1-1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢

###### (1) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の整備

我が国金融・経済の発展のためには、金融商品・サービスが適切な方法で提供される必要があり、金融サービス仲介業者に対する利用者の信頼は、そのための最も重要な要素の一つである。金融サービス仲介業者は、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが強く求められている。

金融サービス仲介業者のコンプライアンス態勢の整備については、その業務に応じて、例えば以下のような点に留意して検証することとする。

- ① コンプライアンスが経営の最重要課題の一つとして位置付けられ、その実践に係る基本的な方針、さらに具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）等が策定されているか。また、これらの方針等は役員に対してその存在及び内容について周知徹底が図られ、十分に理解され、ともに日常の業務運営において実践されているか。
- ② 実践計画や行動規範は、定期的又は必要に応じて随時に、評価及びフォローアップが行われているか。また、内容の見直しが行われているか。
- ③ コンプライアンス関連の情報や、営業を行う部門（主として収益をあげるための業務を行う全部門をいう。以下「営業部門」という。）、コンプライアンス担当部署／担当者、経営陣の間で、的確に連絡・報告される体制となっているか。
- ④ コンプライアンスに関する研修・教育体制が確立・充実され、役職員のコンプライアンス意識の醸成・向上に努めているか。また、研修の評価及びフォローアップが適宜行われ、内容の見直しを行うなど、実効性の確保に努めているか。
- ⑤ 金融サービス仲介業者の内部管理態勢を強化し、適正な業務の遂行に資するため、金融サービス仲介業者における法令諸規則等の遵守状況を管理する業務を担う者の機能が十分に発揮される態勢となっているか。例えば、内部管理部門の独立性を確保するとともに、営業部門に対する牽制機能を十分発揮するための権限を付与する等しているか。また、内部管理責任者等の機能の発揮状況について、内部監査部門により、その評価及びフォローアップが行われているか。

###### (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された金融サービス仲介業者の法令等遵守態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第35条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融サービス仲介業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保

(2) 監督手法・対応

金融サービス仲介業者からの報告や届出書等の提出等により事故等があったことを把握した場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融サービス仲介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第 37 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第 38 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

III-2-1-1-3 組織犯罪等への対応

(1) 主な着眼点

金融機関が、組織的犯罪、資金洗浄（マネー・ローリング）、テロ資金供与に利用され、犯罪収益等の拡大に貢献すること等を防ぐには、金融機関自身が全社的に高度で強固な法令等遵守態勢を構築する必要がある。特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（犯収法第 11 条）に基づく取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融、資本市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。

金融機関が顧客との間で行う取引を媒介することで顧客接点となる金融サービス仲介業者についても、金融機関及び金融サービスが、組織的犯罪、資金洗浄（マネー・ローリング）、テロ資金供与に利用されることを防止する上で重要な役割を担い得る立場にある。

このような金融サービス仲介業者の立場や、金融サービス仲介業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、もって国民経済の健全な発展に資するとの法目的にも鑑み、金融サービス仲介業者における組織犯罪等への対応のための態勢整備の検証に当たっては、金融サービス仲介業者の業務の規模・特性も考慮しつつ、金融サービス仲介業者において、組織犯罪等の遂行を容易にする行為や組織犯罪等を助長又は組織犯罪等に加担する行為のほか、金融機関による取引時確認等の措置の履行を阻害する行為（金融機関との間で取り決めた義務の不履行を含む。）が行われることがないよう、業務の健全かつ適切な運営を確保する態勢を整備しているかといった点に留意する。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された金融サービス仲介業者の組織犯罪等への対応に係る態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融サービス仲介業者における

自主的な業務改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第 37 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第 38 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

III-2-1-1-4 反社会的勢力による被害の防止

(1) 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとつて社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む金融サービス仲介業者においては、金融サービス仲介業者自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。

もとより金融サービス仲介業者として業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して固く拒否することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、金融サービス仲介業者においては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策関係会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースに適切に対処するには経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって金融サービス仲介業者や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

（参考）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策関係会議幹事会申合せ）

罪対策関係会議幹事会申合せ）

① 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

② 反社会的勢力のとりえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会



的勢力)をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である(平成23年12月22日警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照)。

## (2) 主な着眼点

反社会的勢力とは一切の関係をもち、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまつた場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。その際、金融サービス仲介業者と顧客が金融サービス契約(顧客が金融サービス仲介行為(金融サービス提供法第11条第2項各号に掲げる媒介、同条第3項に規定する媒介、同条第4項各号に掲げる行為及び同条第5項に規定する媒介をいう。以下同じ。)を締結しようとする金融機関との間の反社会的勢力との関係遮断に関する役割分担を適切に踏まえ、機械的・画一的な取扱とならないよう配慮するものとする。

### ① 組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしている。また、金融サービス仲介業者単体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。

### ② 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署(以下「反社会的勢力対応部署」という。)を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

イ. 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析することともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新(情報の追加、削除、変更等)する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、自主規制機関等から提供された情報を適切に活用しているか。さらに、反社会的勢力に関する情報を取引先の審査や当該金融サービス仲介業者における株主の属性判断等を行う際に、活用する体制となっているか。

ロ. 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの实效性を確保する体制となっているか。特に、

平素より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。

ハ. 反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制となっているか。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

### ③ 適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

### ④ 適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。

### ⑤ 反社会的勢力との取引解消に向けた取組み

イ. 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。

ロ. 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。

ハ. 事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、関係の遮断を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮しているか。

ニ. いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備しているか。

### ⑥ 反社会的勢力による不当要求への対応

イ. 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。

ロ. 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。

特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うことと

な取引の防止が求められる。

以上のように、金融サービス仲介業者は、顧客に関する情報及び法人関係情報（以下「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要であり、例えば以下の点に留意して検証することとする。

(1) 顧客等に関する情報管理態勢に係る留意事項

- ① 経営陣は、顧客等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、適切性を確保するための組織体制の確立（部門間における適切な牽制の確保を含む。）、社内規程の策定等、内部管理態勢の整備を図っているか。
  - ② 顧客等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により従業員に周知徹底を図っているか。特に、当該情報の他者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン、実務指針の規定等に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。
  - ③ 顧客等に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）、内部関係者による顧客等に関する情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。
- また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・牽制の強化を図る等、顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。
- ④ 顧客等に関する情報の取扱いを委託（注）する場合に講じらるべき措置については、Ⅲ-2-1-0（1）を参照のこと。
- （注）「委託」とは、契約の形態や種類を問わず、金融サービス仲介業者が他の者に顧客等に関する情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。また、形式上、委託契約が結ばれていなくともその実態において委託と同視し得る場合や当該委託された業務等が海外で行われる場合も含む。

- ⑤ 顧客等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった顧客等への説明、当局への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。
- また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。さらには、他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討が行っているか。

- ⑥ 金融サービス仲介業者が複数の金融機関から金融サービス仲介業務を受託している場合は、一の金融機関のための金融サービス仲介業務で得た顧客情報が顧客の同意なくその他の金融機関のための金融サービス仲介業務に流用されることのないよう、顧客情報を適正に管理するための方法や態勢（例えば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報壁の設置、情報の遮断

しているか。

ハ、反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこととしているか。

二、反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事を担当する部署が速やかに事業関係を調査することとしているか。

⑦ 株主情報の管理

定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行っているか。

(3) 監督手法・対応

検査結果や日常の監督事務等を通じて把握された金融サービス仲介業者の反社会的勢力との関係を遮断するための態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第 35 条第 1 項に基づく報告を求めることを通じて、金融サービス仲介業者における自主的な改善状況を把握することとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにも関わらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど内部管理態勢が極めて脆弱であり、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第 37 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大、悪質な法令等違反行為認められる等の場合には、金融サービス提供法第 38 条第 1 項の規定に基づく厳正な処分について、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ-2-2 顧客等に関する情報管理態勢

顧客に関する情報は、金融取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。

そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、仲介業等府令、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

また、金融サービス仲介業者は、法人関係情報（仲介業等府令第 118 条第 3 号に掲げる法人関係情報という。以下同じ。）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理とインサイダー取引等の不正

- (a) 労働組合への加盟に関する情報
- (b) 民族に関する情報
- (c) 性生活に関する情報
- (d) 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関する情報
- (e) 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項に関する情報
- (f) 犯罪により害を被った事実に関する情報
- (g) 社会的身分に関する情報
- ③ クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いため、金融サービス仲介業者は、上記①・②に加え、特に以下の措置を講じているか。
  - イ. クレジットカード情報等について、利用目的その他の事情を勘案した適切な保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに廃棄しているか。
  - ロ. 業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピュータ画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置を講じているか。
  - ハ. クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に点検・立入検査を行っているか。
  - ④ 個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第11条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である顧客から適切な同意の取得が図られているか。
    - イ. 金融分野ガイドライン第3条を踏まえ、個人である顧客からPC・スマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他の同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、個人である顧客が明確に認識できるような仕様としているか。
    - ロ. 過去に個人である顧客から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である顧客の同意を取得しているか。
    - ハ. 第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人である顧客において個人データの提供先が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の対象となる第三者提供先の範囲や同意の取得方法、時機等を適切に検討しているか。
    - ニ. 第三者提供の同意の取得に当たって、優越的地位の濫用や個人である顧客との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか。例えば、個人である顧客が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられる等していないか。

- に関する社内規則の制定及び研修等社員教育の徹底等の顧客情報管理体制)の整備が行われているか。
- また、上記の流用に係る顧客の同意を得る場合においては、下記(2)④に準じて適切な同意の取得が図られているか。
  - ⑦ 金融サービス仲介業者が、金融サービス仲介業務において取り扱う顧客に関する非公開情報等（仲介業等府令第20条第2項第1号イに規定する非公開金融情報、同号ロに規定する非公開保険情報、第111条第1項第24号に規定する非公開融資等情報を含む。）を他の種別の金融サービス仲介業や雑業業務に利用する場合、及び雑業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報等を金融サービス仲介業務に利用する場合において、法令及び認定金融サービス仲介業協会の自主規制規則等に基づき当該利用に係る顧客の同意を得る場合においては、下記(2)④に準じて適切な同意の取得が図られているか。
  - ⑧ 独立した内部監査部門等において、定期的又は随時に、顧客等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象とした監査を行っているか。
    - また、顧客等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。
- (2) 個人情報管理に係る留意事項
  - ① 個人である顧客に関する情報については、仲介業等府令第36条の規定に基づきその安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。
    - (安全管理について必要かつ適切な措置)
      - イ. 金融分野ガイドライン第8条の規定に基づく措置
      - ロ. 実務指針I及び別添2の規定に基づく措置
    - (従業員の監督について必要かつ適切な措置)
      - ハ. 金融分野ガイドライン第9条の規定に基づく措置
    - ニ. 実務指針IIの規定に基づく措置
    - ホ. 金融分野ガイドライン第10条の規定に基づく措置
    - ヘ. 実務指針IIIの規定に基づく措置
  - ② 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、仲介業等府令第38条の規定に基づき金融分野ガイドライン第5条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。
    - (注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

(注) 例えば、遑上と信を行うために取得した信用情報を勧誘に二次利用した場合や信用情報を内部データベースに取り込み当該内部データベースを勧誘に利用した場合等（債権の保全を目的とした利用を含む。）であっても、返済能力の調査以外の目的による使用に該当することに留意する必要がある。

- c. 信用情報の提供依頼及び使用等に関して、貸付けの契約の申込状況、信用情報の提供依頼の目的、資金需要者からの同意及び使用状況等について事後的に確認できる態勢が整備されているか。
- d. 役職員の異動、退職又は営業所等の統廃合等の際など、関係者による信用情報の漏えい等の防止などの対策が講じられているか。
- e. 信用情報の提供依頼及び使用等に関して、特定役職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する役職員への管理・牽制の強化を図る等、信用情報の目的外使用等を防止するための適切な措置を図っているか。

③ 内部管理部門等による実効性確保のための措置

信用情報の使用等に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、必要に応じて実施方法等の見直しを行うなど、信用情報の適正な使用等の実効性が確保されているか。

(5) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された金融サービス仲介業者の顧客等に関する情報管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法 35 条第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融サービス仲介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第 37 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第 38 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

III-2-3 顧客の誤認防止等

(1) 意義

顧客に対する利便性の向上や事務の合理化の観点から、金融サービス仲介業者が、その営業所その他の金融機関の店舗と同一の建物内に設置する場合や自らのサイトと金融機関のサイトとを連携するなどの場合があるが、その際、顧客に対する弊害防止措置が講じられていることが重要である。なお、VI-1-4-1-1 (3)、VI-1-4-1-3 (1) も参照のこと。

(3) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不正な取引の防止に係る留意事項

- ① 役職員及びその関係者による、有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則を整備し、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。
- ② 役職員によるインサイダー取引等の不正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令等遵守意識の強化に向けた取組みを行っているか。
- ③ 法人関係情報を入手し得る立場にある、金融サービス仲介業者の役員及びその他の関係者による有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているか。

(4) 信用情報の目的外使用等の防止

金融サービス仲介業者又はその役員は、仲介業等府令第 37 条の規定により、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び金融サービス仲介業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。）から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力等調査以外の目的で利用しないことを確保するための措置を講じる必要がある。

当該信用情報の提供を受ける金融サービス仲介業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

- ① 法令等を踏まえた社内規則等の整備
  - 社内規則等において、法令及び認定金融サービス仲介業協会の自主規制規則等を踏まえ、信用情報の目的外使用等を防止するための社内体制や方法を具体的に定めているか。
- ② 法令等を踏まえた信用情報の目的外使用等の防止に係る態勢の構築
  - イ. 経営陣は、信用情報の目的外使用等が重大な法令違反行為であることを認識し、自ら率先して信用情報の目的外使用等の防止に係る態勢の構築に取り組んでいるか。
  - ロ. 役員が社内規則等に基づき、信用情報の適正な使用等が行われるよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
  - ハ. 社内規則等に則り、信用情報の目的外使用等を防止する態勢が整備されているか。検証に当たっては、例えば、以下の点に留意する。
    - a. 信用情報に関する機関への信用情報の提供依頼に係るアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）を図り、使用目的を返済能力等調査に限定して提供依頼を行う態勢が整備されているか。
    - b. 信用情報に関する機関から提供を受けた信用情報を使用する役員が特定され、返済能力等調査に限定して使用する態勢が整備されているか。

## (2) 主な着眼点

① 金融サービス仲介業者が、その営業所又は事務所を他の金融機関の本店その他の営業所若しくは事務所又はその代理店等（顧客からの委託を受けて金融機関の商品・サービスの提供を行う者（例えば、保険仲立人）を含む。以下Ⅲ-2-3（2）において同じ。）と同一建物、同一フロアに設置する場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、以下の点について、顧客に対して十分に説明しているか。また、コンピュータ設備を共用する場合に当該金融サービス仲介業者自らの情報管理規定が遵守できるような体制が整備されているか。

イ 当該金融サービス仲介業者と当該金融機関又はその代理店等は、別法人であること。  
ロ 当該金融サービス仲介業者が提供する商品・サービスは、当該金融機関又はその代理店等が提供しているものではないこと。

② 金融サービス仲介業者が、自らのサイトと金融機関のサイトとを連携する場合には、顧客の誤認防止の観点から、例えば、予め金融機関のサイトに遷移することを顧客に明示した後に金融機関のサイトに遷移すること等を含めた適切な措置を講ずることにより、当該サイトが金融サービス仲介業者のサイトであるか金融機関のサイトであるかについて顧客が明確に認識できるようにしているか。

## (3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された金融サービス仲介業者の顧客の誤認防止等に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法 35 条第 1 項の規定に基づく報告を求めることとす。また、金融サービス仲介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第 37 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第 38 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## Ⅲ-2-4 名義質しの禁止

金融サービス提供法第 21 条に規定する「自己の名義」に該当するか否かの判断に際しては、例えば、当該金融サービス仲介業者の略称等の使用を許可している場合であっても「自己の名義」に該当し得ることに留意する。

## Ⅲ-2-5 誠実・公正義務（金融サービス提供法第 24 条関係）

## (1) 主な着眼点

金融サービス仲介業者が、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を営むことが自ら果たすべき役割であることを認識し、金融サービス契約の当事者となる金融機関との間の委託関係・資本的關係・人的関係の有無にかかわらず、顧客に対して誠実かつ公正に行動しているか。

## (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された金融サービス仲介業者の誠実・公正義務上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告を求めることとす。また、金融サービス仲介業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第 37 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第 38 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## Ⅲ-2-6 特定金融サービス契約の締結に係る適合性原則

金融サービス仲介業者は、準用金融商品取引法第 40 条の規定に基づき、特定金融サービス契約（金融サービス提供法第 31 条第 2 項に規定する特定金融サービス契約をいう。）の締結について、顧客の知識、経験、財産の状況、特定金融サービス契約を締結する目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、顧客属性等に則した適正な勧誘の履行を確保する必要がある。また、金融サービス仲介業者は、顧客に対して誠実かつ公正に金融サービス仲介業務を遂行する必要がある（金融サービス提供法第 24 条）。

そのため、金融サービス仲介業者は、特定金融サービス契約の締結の媒介の前提として、提供する金融サービスの内容を適切に把握するための態勢を確立する必要がある。また、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要である。さらに、金融サービスの内容が顧客の属性等に適合することの合理的な理由があるかどうかの検討・評価を行うことが必要である。その上で、顧客に対してこのような合理的な理由を欠く媒介行為や、不適当又は不誠実な媒介行為が行われないようにする必要がある。

以上を踏まえ、金融サービス仲介業者による特定金融サービス契約（特定保険契約（保険業法第 300 条の 2）を除く。Ⅲ-2-6 において同様。）の締結の媒介に係る適合性原則については、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。なお、特定金融サービス契約の締結の媒介の方法としては、営業店に来訪した顧客への勧誘、電話による顧客への勧誘、インターネットを利用した勧誘等の様々な方法が考えられるところではあるが、それぞれの特性に応じた適切な勧誘の方法を検討する必要がある

ことも併せて留意する。

(1) 主な着眼点

① 金融サービスの内容の適切な把握

金融サービス仲介業者が媒介する個別の金融サービスについて、そのリスク、リターン、コスト等といった顧客が特定金融サービス契約の締結を行う上で必要な情報を十分に分析・特定しているか。その上で、当該金融サービスの特性等に応じ、金融サービスの組成者等とも連携しつつ、研修の実施、顧客への説明書類の整備などを通じ、特定金融サービス契約の締結媒介に携わる役職員が当該情報を正確に理解し、適切に顧客に説明できる態勢を整備しているか。

② 顧客の属性等及び取引実態の的確な把握並びに顧客情報の管理の徹底

顧客の特定金融サービス契約を締結する目的、取引経験等の顧客属性等や顧客の取引実態を適時適切に把握するために、金融サービス仲介業者の業務の特性やビジネスモデル等に応じて適切な措置を講じているか、以下の点に留意して検証するものとする。

イ. 金融サービス仲介業者は、特定金融サービス契約の締結の媒介にあたり、例えば以下の情報を顧客から収集しているか。また、金融サービス仲介業者は、既に取引関係のある顧客に対する新たな特定金融サービス契約の締結の媒介に際して、当該情報（aを除く。）が変化したこと把握した場合には、顧客に確認を取った上で、登録情報の変更を行うなど適切な顧客情報の管理をおこなっているか。

- a. 生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）
- b. 職業（顧客が自然人の場合に限る。）
- c. 資産、収入等の財産の状況
- d. 過去の特定預金等契約（銀行法第52条の44第2項に規定する「特定預金等」をいう。）、特定保険契約（保険業法第300条の2に規定する「特定保険契約」という。）、金融商品取引契約（金融商品取引法第34条に規定する「金融商品取引契約」をいう。）の締結及びその他の投資性金融商品の購入経緯の有無及びその種類
- e. 特定金融サービス契約を締結する動機・目的、その他顧客のニーズに関する情報

ロ. 金融サービス仲介業者は、特定金融サービス契約の締結の媒介にあたり、顧客から収集した情報の内容に則して適切な勧誘を行っており、当該顧客の保護に欠けることになっていないか。

ハ. 金融サービス仲介業者は、準用金融商品取引法第37条の3の契約締結前交付書面の交付に関し、あらかじめ、顧客に対し、書面の内容についてイの情報の内容に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。

ニ. 金融サービス仲介業者は、事後的に販売・勧誘の適切性を検証できるようにするため、顧客から収集したイの情報のついて、以下のような体制を整備しているか。

- a. 顧客から金融サービス仲介業者が収集したイの情報を適切に保管するための体制

- b. 金融サービス仲介業者が事後的に販売・勧誘の適切性を検証するため、aの情報を活用できるための体制

③ 特定金融サービス契約の締結媒介に際しての合理的な理由についての検討・評価

イ. 顧客に対する特定金融サービス契約の締結媒介に先立ち、その対象となる個別の金融サービスや当該顧客との一連の取引の頻度・金額が、把握した顧客属性や特定金融サービス契約を締結する目的に通うものであること等の合理的な理由があるかについて検討・評価を行っているか。

ロ. その検討・評価を確保する観点から、金融サービスの特性等に応じ、あらかじめ、金融サービスの組成者等とも連携しつつ、どのような考慮要素や手続をもって行うかの方法を定めているか。

④ 不適当又は不誠実な媒介行為

顧客に対する不適当又は不誠実な媒介行為として、例えば、以下のような特定金融サービス契約の締結媒介行為が行われていないか。

イ. 金融サービス仲介業者の利益を追求する結果として、顧客との一連の取引の経過をみたときに、顧客属性や特定金融サービス契約を締結する目的に適合しない高頻度の金融商品の売買を勧誘し、顧客に過度の手数料を負担させる行為（合理的な理由を欠く高頻度か否かの判断に当たっては、例えば、顧客の年間の平均投資残高に対する支払手数料の累計額の割合、当該顧客の過去の取引頻度等について、通常の投資行動から著しく逸脱したものではないか等）に留意するものとする。）

ロ. 顧客に対し、顧客属性や本来の特定金融サービス契約を締結する目的に適合しない金融サービスを勧誘するため、当該金融サービスに適合するような特定金融サービス契約を締結する目的への変更を、当該顧客にその変更の意味や理由を正確に理解させることなく求める行為

ハ. 顧客属性や特定金融サービス契約を締結する目的を踏まえると複数の金融サービスが顧客に適合する可能性のある状況において、合理的な理由がないにもかかわらず、手数料の高い特定金融サービス契約の締結を媒介する行為

⑤ 内部管理部門による検証

内部管理部門においては、上記①②③④の検証を行うとともに、それを踏まえた態勢の見直しを行う等、その実効性を確保しているか。

⑥ 一般投資家の申出による特定投資家への移行

準用金融商品取引法第34条の3第1項及び同法第34条の4第1項の規定に基づき、「一般投資家」である顧客より「特定投資家」への移行の申出を受けた際には、顧客の知識、経験、財産の状況、特定金融サービス契約を締結する目的に照らして「特定投資家」として取り扱うことがふさわしいか否かを考慮した上で、承諾の可否について判断しているか。

## (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された適合性の原則等に関する金融サービス仲介業者の態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第35条第1項の規定に基づく報告を求め、金融サービス仲介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第37条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる場合には、金融サービス提供法第38条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ-2-7 複数の金融機関の同種の内容の金融サービス契約を取り扱う場合の顧客に対する説明（金融サービス提供法第25条第1項、仲介業等府令第33条）

金融サービス仲介業者は、複数の金融機関の同種の内容の金融サービス契約を取り扱う場合には、以下④から④までに掲げる事項を、事前に、顧客に対して明らかにしているか。また、その説明方法については、できる限り顧客が理解しやすい方法となっているか。

- ① 顧客が金融機関に支払うべき手数料（報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、手数料と同種のものとして金融サービス契約に関して顧客が支払うべき対価を含む。）の額と同種の契約につき他の金融機関に支払うべき手数料の額が異なるときは、その旨
- ② 顧客が締結しようとする金融サービス契約と同種の金融サービス契約を取り扱っているときは、その旨
- ③ 顧客の求めに応じ、上記②の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報
- ④ 最終的に顧客の取引の相手方となる金融機関の商号

Ⅲ-2-8 他の事業者の提供するサービスとの連携

金融サービス仲介業者の中には、銀行・保険会社（保険業法第2条第2項に規定する「保険会社」、同法第7項に規定する「外国保険会社等」、同法第219条第1項に規定する「引受社員」及び同法第223条第1項に規定する「免許特定法人」をいう。以下同じ。）及び少額短期保険業者（保険業法第2条第18項に規定する「少額短期保険業者」をいう。以下同じ。）（以下、保険会社と少額短期保険業者を総称して「保険会社等」という。）・金融商品取引業者・登録金融機関・貸金業者等の他の事業者の提供するサービスと連携するサービス（以下「連携サービス」という。）が存在する。

このような連携サービスについては、金融サービス仲介業者の利用者にとっては利便性の高いサービスとなり得る一方、例えば、送金サービス（為替取引）と連携する場合において、金融サービス仲介業者の利用者が、連携を行う預貯金口座（以下「連携口座」という。）の預貯金者になりすまし、不正取引を行うなど、金融サービス仲介業者のみで完結するサービスとは異なるリスクが存在するおそれがある。ま

た、技術革新の進展により、今後、事業者間の連携は増え、連携に伴うリスクも高まる可能性があると考えられる。

以上を踏まえ、連携サービスを提供する金融サービス仲介業者においては、その提供する連携サービスに伴うリスク特性を踏まえ、金融サービス仲介業者の利用者や連携先の利用者（以下、Ⅲ-2-8において「利用者等」という。）の利益の保護及び金融サービスの健全かつ適切な遂行の観点から、当該リスクに応じた管理態勢を構築することが重要であり、連携サービスを提供する金融サービス仲介業者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。

## Ⅲ-2-8-1 主な着眼点

### (1) 内部管理態勢の整備

- ① 経営陣は、連携サービスの導入時及びその内容・方法の変更時において、内部管理部門に連携サービス全体につき利用者等の利益の保護に係る問題点を含め内在するリスクを特定させ、これらを踏まえ、適時にリスクを低減させる態勢を整備しているか。
- ② 内部管理部門は、連携サービスにおいて発生が見込まれる犯罪の種類に基づき、関連する犯罪の発生状況や手口に関する情報の収集・分析を行い、今後発生が懸念される犯罪手口も考慮した上で、連携サービスに係るセキュリティレベル並びに組織犯罪等の対策の向上を図っているか。また、その内容を定期的かつ適時に取締役会に報告しているか。
- ③ 内部監査部門は、定期的かつ適時に、連携サービスに係るセキュリティレベル並びに組織犯罪等の対策について監査を行っているか。また、監査結果を取締役会に報告しているか。
- ④ 経営陣は、上記のような、リスク分析、リスク軽減策の策定・実施、当該軽減策の評価・見直しからなるいわゆるPDCAサイクルが機能する環境を作り出しているか。

### (2) セキュリティの確保

- ① 不正取引を防止する観点から、連携サービスの導入時及びその内容・方法の変更時において、連携先と協力し、連携サービス全体のリスク評価を実施しているか。
- ② 連携先との役割分担・責任を明確化しているか。
- ③ リスク評価を踏まえ、連携先と協力し、リスクに見合った適切かつ有効な不正防止策を講じているか。

例えば、連携サービスとの連携に際し、金融サービス仲介業者の利用者に対して公的個人認証その他の方法により実効的な本人確認を行うなど、適切かつ有効な不正防止策を講じているか。また、連携サービスを提供している金融機関において、例えば固定式のID・パスワードによる本人認証に加えてハードウェアトークンやソフトウェアトークンによる可変式パスワードを用いる方法、公的個人認証等の電子証明書を用いる方法が導入されているなど、実効的な多要素認証等の認証方式が導入されていることを確認しているか。

Ⅲ-2-8-2 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された金融サービス仲介業者の連携サービスの提供に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第35条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融サービス仲介業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第37条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第38条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ-2-9 苦情等への対応（金融ADR制度への対応も含む）

(1) 相談・苦情・紛争等（苦情等）対応の必要性

金融商品・サービスは、リスクを内在することが多く、その専門性・不可視性等ともあいまってトラブルが生じる可能性が高いと考えられる。このため、金融商品・サービスの販売・提供に関しては、トラブルを未然に防止し顧客保護を図る観点から情報提供等の事前の措置を十分に講じることに加え、苦情等への事後的な対応が重要となる。

近年、金融商品・サービスの多様化によりトラブルの可能性も高まっており、顧客保護を図り、顧客からの信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対応がさらに重要になってきている。このような観点を踏まえ、簡易・迅速に金融商品・サービスに関する苦情処理・紛争解決を行うための枠組みとして金融ADR制度（ADR）については、（注）参照）が導入されており、金融サービス仲介業者においては、金融ADR制度も踏まえつつ、適切に苦情等に対処していく必要がある。

（注）ADR（Alternative Dispute Resolution）

訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に依じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待される。

(2) 対象範囲

金融サービス仲介業者の業務に関する申出としては、相談のほか、いわゆる苦情・紛争などの顧客からの不満の表明など、様々な態様のものがありうる。金融サービス仲介業者には、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処していくことが重要であり、かかる対応を可能とするための適切な内部管理態勢を整備することが求められる。

加えて、金融サービス仲介業者には、金融ADR制度において、苦情と紛争のそれぞれについて適切な態勢を整備することが求められている。

もっとも、これら苦情・紛争の区別は相対的で相互に連続性を有するものである。特に、金融ADR制度においては、指定ADR機関において苦情処理手続と紛争解決手続の連携の確保が求めら

④ 犯罪手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や自社又は他の事業者における事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、不正防止策の向上を図っているか。

⑤ リスク評価の結果、利用者等の利益の保護及び金融サービス仲介業務の健全かつ適切な遂行の観点から問題があると認められる場合には、その解決までの間、連携サービスを含むサービスの全部又は一部の一時停止その他の適切な対応を講じているか。

(3) 利用者等への通知

利用者等が早期の被害認識を可能とするため、連携サービス等との連携に際し、連携先と協力し、あらかじめ連携先に登録されている連絡先に通知するなど、利用者等が連携事実及び連携内容を適時に確認する手段を講じているか。

なお、上記の連絡の方法により上記手段を講じるに当たっては、連絡先の認証が堅牢であることに留意する必要がある。

(4) 不正取引の検知（モニタリング）

連携サービスについては、不正取引の防止の観点から、連携先と協力し、例えば以下のような事項を適切に実施するための態勢を整備しているか。

- ・犯罪手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や自社又は他の事業者における事件の発生状況を踏まえた適切なシナリオ・閾値を設定することで不正が疑われる取引を検知すること
- ・上記に基づき検知した取引について連携先との間で適時に情報を共有し、必要に応じてサービスの一時的な利用停止その他の措置を実施するとともに、調査を実施すること
- ・被害のおそれがある者に速やかに連絡すること
- ・不正が確認されたIDの停止等を実施すること

(5) 利用者等からの相談対応

- ① 利用者等からの連携サービスに関する相談等（以下「相談等」という。）の事例の蓄積と分析を行い、リスクの早期検知・改善を行うための態勢を整備しているか。
- ② 連携先に関する相談等も含め、真摯な対応を行うための態勢を整備しているか。また、連携先との具体的な協力方法と責任関係を明確化しているか。
- ③ 連携先と相互に相手方に相談するよう促すなどの不適切な対応を行っていないか検証し、不適切な対応が認められる場合には、連携先とともに、発生原因の究明、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。



れていることを踏まえ、金融サービス仲介業者においては、顧客から申出を形式的に「苦情」「紛争」に切り分けて個別事案に対処するのではなく、両者の相対性・連続性を勘案し、適切に対処していくことが重要である。

#### Ⅲ-2-9-9-1 苦情等対処に関する内部管理体制の確立

##### (1) 意義

苦情等への迅速・公平かつ適切な対処は、顧客に対する説明責任を事後的に補充する意味合いを持つ重要な活動の一つでもあり、金融商品・サービスへの顧客の信頼性を確保するため重要なものである。金融サービス仲介業者は、金融ADR制度において求められる措置・対応を含め、顧客から申出があった苦情等に対し、自ら迅速・公平かつ適切に対処すべく内部管理体制を整備する必要がある。

##### (2) 主な着眼点

金融サービス仲介業者が、苦情等対処に関する内部管理体制を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じた、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

##### ① 経営陣の役割

取締役会は、苦情等対処機能に関する全社的な内部管理体制の確立について、適切に機能を発揮しているか。

##### ② 社内規則等

イ. 社内規則等において、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等の処理手続（事務処理ミスがあった場合等への対応も含む。）を定めるとともに、顧客の意見等を業務運営に反映するよう、業務改善に関する手続を定めているか。

ロ. 苦情等対処に関し社内規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策（マニュアル等の配布を含む。）により、社内に周知・徹底をする等の態勢を整備しているか。

特に、顧客からの苦情等が多発している場合には、まず社内規則（苦情等対処に関するものに限らない。）等の営業店に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとしているか。

##### ③ 苦情等対処の実施態勢

イ. 苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。

ロ. 顧客からの苦情等について、関係部署が連携の上、速やかに処理を行う態勢を整備している

か。特に、苦情等対処における主管部署及び担当者が、個々の職員が抱える顧客からの苦情等の把握に努め、速やかに関係部署に報告を行う態勢を整備しているか。

ハ. 苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢を整備しているか。

ニ. 苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、顧客利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段（例えば、電話、郵便、ファックス、電子メール、チャット機能等）を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、顧客の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知する態勢を整備しているか。

ホ. 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報保護法、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン及び実務指針の規定に基づく適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（Ⅲ-2-2参照）。

ヘ. 業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、金融サービス仲介業者自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか（Ⅲ-2-12（2）参照）。

ト. 苦情等対処に当たっては、損失補填等の禁止（準用金融商品取引法第39条）規定との関係等を踏まえ、適切な対応をとるための態勢を整備しているか。

チ. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力を通常の苦情等と区別し、断固たる対応をとるため、関係部署への速やかな連絡や（必要に応じて）警察等関係機関との連携等を適切に行える態勢を整備しているか（Ⅲ-2-1-4参照）。

#### ④ 顧客への対応

イ. 苦情等への対処について、単に処理手続の問題と捉えるにとどまらず、事後的な説明態勢の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ顧客から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決することを目指しているか。

ロ. 苦情等を申し出た顧客に対し、申出時から処理後まで、顧客特性にも配慮しつつ、苦情等対処の手続の進行に応じた適切な説明（例えば、苦情等対処手続の説明、申出を受理した旨の通知、進捗状況の説明、結果の説明等）を必要に応じて行う態勢を整備しているか。

ハ. 申出のあった苦情等について、自ら対処するばかりでなく、苦情等の内容や顧客の要望等に応じて適切な外部機関等を顧客に紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供する態勢を整備しているか。

なお、種数ある苦情処理・紛争解決の手段は任意に選択し得るものであり、外部機関等の紹介に当たっては、顧客の選択を不当に制約することとならないよう留意する必要がある。

ニ. 外部機関等において、苦情等対処に関する手続が係属している間であっても、当該手続の他方当事者である顧客に対し、必要に応じ、適切な対応（一般的な資料の提供や説明など顧客に対して通常に行う対応等）を行う態勢を整備しているか。

⑤ 情報共有・業務改善等

イ. 苦情等及びその対処結果等が類型化の上で内部管理部門や営業部門や営業部門に報告されるときも、重要案件は速やかに監査部門や経営陣に報告されるなど、事業に応じた必要な関係者間で情報共有が図られる態勢を整備しているか。

ロ. 苦情等の内容及び対処結果について、自ら対処したものに加え、外部機関等が介在して対処したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、これらの苦情等の内容及び対処結果について、指定ADR機関より提供された情報等も活用しつつ、分析し、その分析結果を継続的に顧客対応・事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策の策定等に活用する態勢を整備しているか。

ハ. 勧誘態勢や事務処理の改善や再発防止等の策定等に取り組んだ後に販売、契約した商品、取引に関する苦情等の状況を確認し、当該取り組みの効果を確認する態勢を整備しているか。

ニ. 苦情等対処の実効性を確保するため、監査等の内部牽制機能が十分発揮されるよう態勢を整備しているか。

ホ. 苦情等対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等必要な措置を講じることの判断並びに苦情等対処態勢の在り方についての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する態勢を整備しているか。

⑥ 外部機関等との関係

イ. 苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等に対し適切に協力する態勢を整備しているか。

ロ. 外部機関等に対して、自ら紛争解決手続の申立てを行う際、自らの手続を十分に尽くさずに安易に申立てを行うのではなく、顧客からの苦情等の申出に対し、十分な対応を行い、かつ申立ての必要性につき社内内で適切な検討を経る態勢を整備しているか。

Ⅲ-2-9-2 金融ADR制度への対応

Ⅲ-2-9-2-1 指定ADR機関が存在する場合

(1) 意義

顧客保護の充実及び金融商品・サービスへの顧客の信頼性の向上を図るためには、金融サービス仲介業者と顧客との実質的な平等を確保し、中立・公正かつ秉効的に苦情等の解決を図ることが重要である。そこで、金融ADR制度において、指定ADR機関によって、専門家等関与のもと、第三者的立場からの苦情処理・紛争解決が行われることとされている。

なお、金融ADR制度においては、苦情処理・紛争解決への対応について、主に金融サービス仲介業者と指定ADR機関との間の手続実施基本契約（金融サービス提供法第11条第14項に規定する手続実施基本契約をいう。）によって規律されているところである。

金融サービス仲介業者においては、指定ADR機関において苦情処理・紛争解決を行う趣旨を踏まえつつ、手続実施基本契約で規定される義務等に関し、適切に対応する必要がある。

(2) 主な着眼点

金融サービス仲介業者が、金融ADR制度への対応に当たり、業務の規模・特性に応じて適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

なお、「Ⅲ-2-9-1 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。

① 総論

イ. 手続実施基本契約

ア. 紛争解決等業務の種類別（金融サービス提供法第11条第13項に規定する紛争解決等業務の種類をいう。）ごとに存在する指定ADR機関との間で、速やかに手続実施基本契約を締結しているか。

イ. 例えば、指定ADR機関の指定取消しや新たな指定ADR機関の指定などの異動があった場合であっても、顧客利便の観点から最善の策を選択し、速やかに必要な措置（新たな苦情処理措置・紛争解決措置の実施、手続実施基本契約の締結など）を講じるとともに、顧客へ周知する等の適切な対応を行っているか。

ロ. 指定ADR機関と締結した手続実施基本契約の内容を読みに履行する態勢を整備しているか。

ロ. 公表・周知・顧客への対応

ア. 手続実施基本契約を締結した相手方である指定ADR機関の名称又は商号、及び連絡先を適切に公表しているか。

公表の方法については、例えば、ホームページへの掲載、ポスターの店頭掲示、パンフレットの作成・配布又はマスメディアを通じての広報活動等、業務の規模・特性に応じた措置をとることが必要である。仮に、ホームページに掲載したとしても、これを閲覧できない顧客も想定される場合には、そのような顧客にも配慮する必要がある。

公表する際は、顧客にとつて分かりやすいように表示しているか（例えば、ホームページで公表する場において、顧客が容易に金融ADR制度の利用に関するページにアクセスできるような表示が望ましい）。

イ. 契約締結前交付書面の交付に関し、金融ADR制度についての説明を行っているか。

また、顧客から苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。

イ. 手続実施基本契約も踏まえつつ、顧客に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果（時効の完成猶予等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。

d. 金融サービス契約の締結を金融サービス仲介業者が媒介する場合、当該金融サービスを組成・販売する金融機関と当該サービス契約を媒介した金融サービス仲介業者といった、業態の異なる複数の業者が関係することになるため、顧客の問題意識を把握した上で、問題の発生原因に応じた適切な指定ADR機関を紹介するなど、丁寧な対応を行っているか。

## ② 苦情処理手続・紛争解決手続についての留意事項

金融サービス仲介業者が手続実施基本契約により手続応諾・資料提出・特別調停尊重等の各義務を負担することを踏まえ、検証に当たっては、例えば、以下の点に留意することとする。

### イ. 共通事項

- a. 指定ADR機関から手続応諾・資料提出等の求めがあった場合、正当な理由がない限り、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。
- b. 指定ADR機関からの手続応諾・資料提出等の求めに対し拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶のではなく、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、可能な限り、その判断の理由(正当な理由)について説明する態勢を整備しているか。

### ロ. 紛争解決手続への対応

- a. 紛争解決委員から和解案の受諾勧告又は特別調停案の提示がされた場合、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。
- b. 和解案又は特別調停案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応することともに、その履行状況等を監査部門等が事後検証する態勢を整備しているか。
- c. 和解案又は特別調停案の受諾を拒絶する場合、業務規程(金融サービス提供法第51条第1項第7号に規定する業務規程をいう。)等を踏まえ、速やかにその理由を説明するとともに、訴訟提起等の必要な対応を行う態勢を整備しているか。

## Ⅲ-2-9-2-2 指定ADR機関が存在しない場合

### (1) 意義

金融ADR制度においては、指定ADR機関が存在しない場合においても、代わりに苦情処理措置・紛争解決措置を講ずることが法令上求められている。金融サービス仲介業者においては、これらの措置を適切に実施し、金融商品・サービスに関する苦情・紛争を簡易・迅速に解決することにより、顧客保護の充実に確保し、金融商品・サービスへの顧客の信頼性の向上に努める必要がある。

### (2) 主な着眼点

金融サービス仲介業者が、苦情処理措置・紛争解決措置を講ずる場合、金融ADR制度の趣旨を踏まえ、顧客からの苦情・紛争の申出に關し、業務の規模・特性に応じ、適切に対応する態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以

下の点に留意することとする。

なお、「Ⅲ-2-9-1 苦情等対応に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。

## ① 総論

### イ. 苦情処理措置・紛争解決措置の選択

a. 登録を受けた業務の種別(預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務の別をいう。)ごとに、業務の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。なお、その際は、例えば、顧客が苦情・紛争を申し出るに当たり、顧客にとって地理的にアクセスしやすい環境を整備するなど、顧客の利便の向上に資するような取組みを行うことが望ましい。

#### (a) 苦情処理措置

- i) 苦情処理に従事する従業員への助言・指導を一定の経験を有する消費生活専門相談員等に行わせること
- ii) 自社で業務運営体制・社内規則を整備し、公表すること
- iii) 認定金融サービス仲介業協会を利用すること
- iv) 金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体(貸金業貸付媒介業務以外の金融サービス仲介業務を行う場合)、又は貸金業協会(貸金業貸付媒介業務を行う場合)を利用すること
- v) 国民生活センター、消費生活センターを利用すること
- vi) 他の業態の指定ADR機関を利用すること
- vii) 苦情処理業務を公正かつ適確に遂行できる法人を利用すること

#### (b) 紛争解決措置

- i) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に關する法律に定める認証紛争解決手続を利用すること
  - ii) 金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体(貸金業貸付媒介業務以外の金融サービス仲介業務を行う場合)、又は貸金業協会(貸金業貸付媒介業務を行う場合)を利用すること
  - iii) 弁護士会を利用すること
  - iv) 国民生活センター、消費生活センターを利用すること
  - v) 他の業態の指定ADR機関を利用すること
  - vi) 紛争解決業務を公正かつ適確に遂行できる法人を利用すること
- b. 苦情・紛争の処理状況等のモニタリング等を継続的に行い、必要に応じ、苦情処理措置・紛争解決措置[<sup>1</sup>]について、検討及び見直しを行う態勢を整備しているか。
- c. 「苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ適確に遂行できる法人」((a) vii・(b) vi) を

- b. 契約締結前交付書面の交付に関し、金融ADR制度についての説明を行っているか。  
また、顧客からの苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。
  - c. 苦情処理・紛争解決の申立てが、地理又は苦情・紛争内容その他の事由により、顧客に紹介した外部機関の取扱範囲外のものであるとき、又は他の外部機関等（苦情処理措置・紛争解決措置として金融サービス仲介業者が利用している外部機関に限らない。）による取扱いがふさわしいときは、他の外部機関等を顧客に紹介する態勢を整備しているか。
  - d. 金融サービス仲介業務においては、金融サービスを組成・販売する金融機関と当該金融サービスに係る契約を媒介した金融サービス仲介業者といった、業態の異なる複数の業者が関係することになるため、顧客の問題意識を把握した上で、問題の発生原因に応じた適切な外部機関を紹介するなど、丁寧な対応を行っているか。
- ロ. 手続への対応
- a. 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。
  - b. 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。
  - c. 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の解決案（以下、d及びeにおいて「解決案」という。）が提示された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。
  - d. 解決案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を監査部門等が事後検証する態勢を整備しているか。
  - e. 解決案を受諾を拒絶する場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにその理由を説明するとともに、必要な対応を行う態勢を整備しているか。

### Ⅲ-2-9-3 各種書面への記載

金融サービス仲介業者は、各種書面（契約締結前交付書面等）において金融ADR制度への対応内容を記載することが義務付けられている。それら書面には、指定ADR機関が存在しない場合は、苦情処理措置・紛争解決措置の内容を記載する必要があるが、例えば、金融サービス仲介業者が外部機関を利用している場合、当該外部機関（苦情処理・紛争解決に係る業務の一部を他の機関に委託している場合、当該他の機関も含む。）の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を記載すべきことに留意する。

利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ適確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人であること（仲介業等府令第47条第1項第6号、同条第2項第5号）について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。

- d. 外部機関を利用する場合、必ずしも当該外部機関との間において業務委託契約等の締結までは求められていないが、標準的な手続のフローや、費用負担に関する事項等について予め取決めを行っておくことが望ましい。
  - e. 外部機関の手続を利用する際に費用が発生する場合について、顧客の費用負担が過大とならないような措置を講じる等、苦情処理と紛争解決の申立ての障害とならないような措置を講じているか。
- ロ. 運用
- 苦情処理措置・紛争解決措置の適用範囲に限定的なものとするなど、不適切な運用を行っているかないか。なお、苦情処理措置と紛争解決措置との間で適切な連携を確保しているかについても留意する必要がある（Ⅲ-2-9（2）参照）。
- ② 苦情処理措置（自社で態勢整備を行う場合）についての留意事項
- イ. 消費生活専門相談員等による従業員への助言・指導態勢を整備する場合
- a. 定期的に消費生活専門相談員等による研修を実施する等、苦情処理に従事する従業員のスキルを向上させる態勢を整備しているか。
  - b. 消費生活専門相談員等との連絡体制を築く等、個別事案の処理に関し、必要に応じ、消費生活専門相談員等の専門知識・経験を活用する態勢を整備しているか。
- ロ. 自社で業務運営体制・社内規則を整備する場合
- a. 苦情の発生状況に応じ、業務運営体制及び社内規則を適切に整備するとともに、当該体制・規則に基づき、公正かつ適確に行われているかどうか自ら確認できるようにするため、苦情処理における連絡先及び標準的な業務フロー等を明確に示すことが重要であることから、それに関連する部分を公表しているかに留意する必要がある。
  - b. 苦情の申出先を顧客に適切に周知するとともに、苦情処理に係る業務運営体制及び社内規則を適切に公表しているか。  
周知・公表の内容として、必ずしも社内規則の全文を公表する必要はないものの、顧客が、苦情処理が適切な手続に則って行われているかどうか自ら確認できるようにするため、苦情処理における連絡先及び標準的な業務フロー等を明確に示すことが重要であることから、それに関連する部分を公表しているかに留意する必要がある。
- なお、周知・公表の方法については、Ⅲ-2-9-2-1（2）①ロを参照のこと。
- ③ 苦情処理措置（外部機関を利用する場合）及び紛争解決措置の留意事項
- イ. 周知・公表等
- a. 金融サービス仲介業者が外部機関を利用している場合、顧客保護の観点から、例えば、顧客が苦情・紛争を申し出るに当たり、外部機関を利用できることや、外部機関の名称及び連絡先、その利用方法等、外部機関に関する情報について、顧客にとっ分かりやすいように、周知・公表を行うことが望ましい。

- 同相し得る場合や当該外部委託された業務等が海外で行われる場合も含む。
- ⑤ 委託業務に関して契約どおりサービスの提供が受けられない場合、金融サービス仲介業者は顧客利便に支障が生じること等を未然に防止するための態勢を整備しているか。
- ⑥ 委託先における目的外使用の禁止も含めて顧客等に関する情報管理が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。
- ⑦ 個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、金融分野ガイドライン第10条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が講じられているか。
- ⑧ 外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。
- ⑨ 外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。
- ⑩ 外部委託先による顧客等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。
- その上で、外部委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。
- さらに、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者と突合を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。
- ⑪ 二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先の事業者に対して金融サービス仲介業者自身による直接の監督を行っているか。
- ⑫ 委託業務に関する苦情等について、顧客から委託元である金融サービス仲介業者への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。

## (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された金融サービス仲介業者の外部委託管理態勢に係る課題については、金融サービス仲介業者又はその業務委託先に対し深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第35条第1項及び第2項の規定に基づく報告を求め、報告を求め、金融サービス仲介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第37条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる場合には、金融サービス提供法第38条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するもの

62

## Ⅲ-2-9-4 行政上の対応

日常の監督事務等を通じて把握された、金融サービス仲介業者の苦情等対処態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第35条第1項の規定に基づく報告を求め、金融サービス仲介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第37条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる場合には、金融サービス提供法第38条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

また、指定ADR機関が存在する場合において、金融サービス仲介業者が手続承諾の求めに応じない場合等であっても、一義的には金融サービス仲介業者と指定ADR機関との手続実施基本契約に係る不履行の問題であることに留意しつつ、金融サービス仲介業者の対応を注視するものとする。

なお、一般に顧客と金融サービス仲介業者との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的にADRや司法の場を含め、当事者間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。

## Ⅲ-2-10 外部委託

金融サービス仲介業者は事務の外部委託を行う場合でも、当該委託事務に係る最終的な責任を免れるものではないことから、顧客保護及び経営の健全性を確保するため、金融サービス仲介業者の業容に応じて、例えば以下の点に留意する必要がある。なお、以下の点はあくまで一般的な着眼点であり、委託業務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意する。

### (1) 主な着眼点

- ① 外部委託の対象とする事務、委託先の選定基準及び外部委託リスクが顕在化したときの対応などを規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- ② 外部委託している事務のリスク管理が十分に行えるような態勢を構築しているか。
- ③ 委託先における法令等遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど、適切な措置が確保されているか。また、外部委託を行うことにより、検査や報告、記録の提出など監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が講じられているか。
- ④ 委託契約によっても当該金融サービス仲介業者と顧客との間の権利義務関係に変更がなく、顧客に対しては、当該金融サービス仲介業者自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。

(注) 外部委託には、形式上、外部委託契約が結ばれていなくともその実態において外部委託と

61

とする。

(注) ヒアリングは、委託者である金融サービス仲介業者を通じて事実関係等を把握することを基本とするが、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、必要に応じ、外部委託先からのヒアリングを並行して行うことを検討することとする。

また、外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託者である金融サービス仲介業者の同意を求めるとする。

### Ⅲ-2-1-1 障害者への対応

(1) 障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務が課せられているところである。

また、金融サービス仲介業者を含む金融庁所管事業者については、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別的解消の推進に関する対応指針」（平成 28 年告示第 3 号。以下「障害者差別解消対応指針」という。）において、これらの具体的な取扱いが示されている。

障害者への対応に当たって、顧客保護及び利用者利便の観点も含め、障害者差別解消法及び障害者差別解消対応指針に即り適切な対応を行う、対応状況を把握・検証し対応方法の見直しを行うなど、内部管理態勢が整備されているかといった点に留意して検証することとする。

### (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、障害者からの苦情等を通じて把握された金融サービス仲介業者における障害者への対応に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。また、金融サービス仲介業者の内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告を含む。）を求めて検証することとする。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促すこととする。

### Ⅲ-2-1-2 事務リスク管理態勢

#### (1) 事務リスク管理

事務リスクとは、従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故等を起こすこと等により顧客や金融サービス仲介業者が損失を被るリスクである。金融サービス仲介業者は、事務リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により、信頼性の確保に努める必要があることから、例えば以下の点に留意して検証することとする。

#### ① 主な着眼点

イ. 全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、適切な事務リスク管理態勢が整備さ

れているか。

ロ. 事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。

ハ. 事務リスクの管理部門は、例えば営業部門から独立するなど、十分に牽制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。事務に係る諸規程が明確に定められているか。また、当該諸規程は必要に応じて適切に見直しが行われているか。

ニ. 内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。また、事務リスクの管理部門は、営業部店における事務管理態勢をチェックする措置を講じているか。両部門は、適宜連携を図り営業部店の事務水準の向上を図っているか。

### (2) 事務の外部委託について

金融サービス仲介業者が事務の外部委託を行う場合においては、Ⅲ-2-1-10を参照する。

### (3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された金融サービス仲介業者の事務リスク管理態勢ないし事務の外部委託管理態勢に係る課題については、金融サービス仲介業者又はその業務委託先に対し深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告を求めるとを通じて、金融サービス仲介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第 37 条の規定に基づく業務改善命令を发出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第 38 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### Ⅲ-2-1-3 システムリスク管理態勢

#### Ⅲ-2-1-3-1 意義

(1) システムリスクとは、コンピュータシステムのプログラムの脆弱性等によるダウン又は誤作動等に伴い、利用者及び金融サービス仲介業者並びに金融機関が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより利用者及び金融サービス仲介業者並びに金融機関が損失を被るリスクをいうが、金融サービス仲介業者には新商品・サービスの提供の拡大等に伴い、システム上の諸課題に的確に対応することが求められている。仮に金融サービス仲介業者において、システム障害やサイバーセキュリティ事案（以下「システム障害等」という。）が発生した場合は、利用者の社会経済生活、企業等の経済活動において利便性が損われるのみならず、利用者保護上重大な影響を及ぼす問題が発生するおそれがある。このため、金融サービス仲介業者にとってシステムリスク管

理態勢の充実強化は重要である。

(2) ただし、以下の着眼点に記述されている字義どおりの対応が金融サービス仲介業者においてなされていない場合であっても、当該金融サービス仲介業者の規模・業務の特性等や、金融サービス仲介業者のシステムのみが停止した場合においては、利用者は、当該金融サービス仲介業者のシステムを経由せずとも、直接的に金融機関のシステム等を利用すれば利用者の目的が達成可能である場合もあることを踏まえ、利用者保護の観点から特段の問題が認められないのであれば、直ちに改善を求める必要はない。

(注) サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。

#### Ⅲ-2-13-2 主な着眼点

システムリスク管理態勢の検証については、金融サービス仲介業者の規模・業務の特性等に応じて、例えば、以下の点に留意して検証することとする。

- (1) システムリスクに対する認識等
    - ① 経営陣において、システムリスクが十分認識され、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。
    - ② 経営陣は、システム障害等の未然防止、発生時の被害拡大防止及び迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。
    - ③ 経営陣は、システムリスクの重要性を十分に認識した上で、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者を、システムを統括管理する役員として定めているか。
    - ④ 経営陣は、システム障害等発生の際において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。
- また、必要に応じて自らが指揮を執る訓練を行う等して、その実効性を確保しているか。

#### (2) 適切なシステムリスク管理態勢の確立

- ① システムリスク管理の基本方針が定められ、管理態勢が構築されているか。システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。
- ② システムリスク管理態勢の整備・見直しに当たっては、その内容について第三者が示す評価や基準など、客観的な水準が判定できるものを根拠として整備しているか。また、システムリスク管理態勢の見直しに関しては、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展

等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

- ③ 経営に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに経営上責任を負う立場の者に対して報告することとなっているか。
- また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、速やかに問題の解決を図る態勢を構築できるように検討を行っているか。

#### (3) システムリスクの特定・分析・評価等

システムリスク管理担当部署は、サービスの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化などを踏まえ、定期的に又は適時（新規サービス（利用者への影響の大きい変更や、システムの変更を伴わないものの大規模な販売促進活動を行う場合を含む。）の提供時を含むが、これに限られない）にリスクを特定・分析・評価しているか。

また、当該リスクに対して十分な対応策を講じているか。

#### (4) 情報セキュリティ管理

- ① 情報資産を適切に管理するために方針の策定、組織体制の整備、社内規程の策定、内部管理態勢の整備を図り、定期的に見直しを行っているか。また、他社における不正事案等も参考に、情報セキュリティ管理態勢のPDCAサイクルによる継続的な改善を図っているか。
- ② 情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報資産の安全管理に関する業務遂行の責任者を含め、その役割・責任を明確にした上で、管理しているか。また、同責任者は、システム、ネットワーク管理上のセキュリティに関することについて統括しているか。
- ③ コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、コンピュータウィルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施しているか。
- ④ 金融サービス仲介業者が責任を負うべき利用者の重要情報を網羅的に洗い出し、把握・管理しているか。利用者の重要情報の洗い出しに当たっては、必要に応じて、業務、システム、及び外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲とすることも検討しているか。
  - ・通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ
  - ・障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ
- ⑤ 洗い出した利用者の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。
  - ・情報の暗号化、マスキングのルール
  - ・情報を利用する際の利用ルール
  - ・記録媒体等の取扱いはルール等
- ⑥ 洗い出した利用者の重要情報について、以下のような不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。

- ・ 社員の権限に必要範囲に限定されたアクセス権限の付与
  - ・ アクセス記録の保存、検証
  - ・ 開発担当者や運用担当者の分離、管理者と担当者との分離等の相互牽制体制 等
  - ⑦ 機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。また、情報の重要度に応じて管理ルールを設定しているか。
  - なお、「機密情報」とは、パスワード、トークン等、漏えいにより利用者に損失が発生する可能性のある情報という。
  - ⑧ 機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。
  - ⑨ 情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。
  - ⑩ セキュリティ意識の向上を図るため、全社員に対するセキュリティ教育（外部委託先におけるセキュリティ教育の実施状況の確認等を含む）を行っているか。
  - ⑪ 第三者機関のクラウドサービスを利用する場合には、選定に際して、その特性を踏まえた上で、セキュリティの安全性について適切な評価を実施しているか。
  - ⑫ 金融サービス仲介業者のサービスへのアクセスにおいて、利用者保護のためリスクに見合った適切な認証機能を備えているか。
  - ⑬ 金融サービス仲介業に関して取得した個人データの第三者提供を行う場合に講じるべき措置については、Ⅲ-2-2（2）④を参照のこと。
- (5) サイバーセキュリティ管理
- ① サイバーセキュリティについて、経営上責任を負う立場の者は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。
  - ② サイバーセキュリティについて、組織体制の整備、社内規程の策定のほか、以下のようなサイバーセキュリティ管理態勢の整備を図っているか。
    - ・ サイバー攻撃に対する監視体制
    - ・ サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制
    - ・ 組織内 CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 等の緊急時対応及び早期警戒のための体制
    - ・ 情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制 等
  - ③ サイバー攻撃に備え、入出対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。
    - ・ 入出対策（例えば、ファイアウォールの設置、抗ウィルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入 等）
- (6) システム企画・開発・運用管理
- ① 現行システムの詳細及び開発技術の継承を含め、事業継続のために必要な人材の確保及び技術的対応に関する計画を策定し、実施しているか。
  - ② 提供する新サービス、金融機関の API 仕様変更及び認証方式の変更等について、利用者側の動作環境を踏まえたテストシナリオを設定し、検証しているか。
- (7) システム監査
- ① システム部門から独立した内部監査部門において、定期的なシステム監査が行われているか。
  - ② システム関係に精通した要員による内部監査や、システム監査人等による外部監査の活用を行っているか。
  - ③ 監査の対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。
  - ④ システム監査の結果は、適切に経営陣に報告されているか。
- (8) 外部委託管理
- ① 外部委託先の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討の上、選定しているか。
  - ② 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続き、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部委託先の全社員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。
  - ③ システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む）について、リスク管理が適切に行わ



みを適切に利用してリスク低減を図るなど、利用者の被害を最小化するためのサービス・システム的な仕組みの整備について検討しているか。

⑥ システム障害等が発生した場合、速やかに当局に報告する体制が整備されているか。

(11) 電子金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者に係る留意事項

上記(1)～(10)に加えて、電子金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者においては、電子金融サービス仲介業務の遂行に係るシステムについて、可能な限り単一障害点(Single Point of Failure (SPOF))を排除し、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか(上記(2)③も参照)。なお、当該態勢整備においては、電子金融サービス仲介業者のシステムのみが停止した場合には、顧客が当該電子金融サービス仲介業者のシステムを經由せずとも、直接的に金融機関のシステム等を利用すれば顧客の目的が達成可能である場合もあることを踏まえ、金融機関への報告を含む金融機関との連携態勢や顧客に対する周知等の情報提供態勢も踏まえて検証するものとする。

### III-2-13-3 監督手法・対応

(1) 金融サービス仲介業に係る障害発生時

① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとする。また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めるとする。ただし、復旧原因の解明がされない場合でも、1か月以内に現状についての報告を求めるとする。

特に、社会的に影響の大きいシステム障害等の場合や障害の原因説明に時間を要している場合には、直ちに、障害の事実関係等についての一般広報及びホームページ等における利用者対応等も含めたコンテンツエン지니어リングの発動状況をモニタリングするとともに、迅速な原因解明と復旧を要請するものとする。

なお、財務局は金融サービス仲介業者から報告があった場合は直ちに監督局総務課●●室に連絡すること。

(注) 報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、金融サービス仲介業者等(外部委託先、金融サービス仲介業に関連してシステム連携している金融機関、利用しているクラウドサービス提供事業者を含む。)が現に使用しているシステム・機器(ハードウェア、ソフトウェア)に発生した障害であって、その機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても、他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認め

れているか。  
特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。

システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。

④ 外部委託業務(二段階以上の委託を含む)について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。

また、外部委託先における顧客データの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。

(9) コンティンジェンシンプラン

① コンティンジェンシンプランが策定され、緊急時体制が構築されているか。

② コンティンジェンシンプランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけではなく、金融サービス仲介業者の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。

③ コンティンジェンシンプランは、他の金融機関や金融サービス仲介業者におけるシステム障害等の事例を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。

(10) 被害拡大防止措置

① システム障害等が発生した場合に、利用者に対し無用の混乱を生じさせないよう、利用者の被害拡大防止策を含め適切な措置を検討しているか。特に、金融サービス仲介業者のシステムのみが停止した場合には、利用者は、当該金融サービス仲介業者のシステムを經由せずとも、直接的に金融機関のシステム等を利用すれば契約に関して必要な顧客の注文の内容その他の情報を伝達可能な場合もあることから、適切にそうした案内・利用者からの相談・照会対応ができているか。

なお、クラウドサービスに障害が発生した場合に備え、対応策の検討又は利用者への適時適切な注意喚起が重要であることを念頭にクラウド事業者との障害発生時の連絡体制等の構築に努めているか。

② システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢を検討しているか。

③ システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。

④ システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に検討しているか。

⑤ システム障害等の影響を極小化するために、例えば、部分的障害の影響が波及する経路や迂回不能な単一障害点の把握など、影響波及の観点からリスク評価を行い、クラウドサービスの仕組

他の金融サービス仲介業者が同種の外部委託を行っている場合など)には、当該外部委託先に対して、事実関係や発生原因分析及び改善・対応策等必要な事項について、金融サービス提供法第35条第2項に基づく報告を求めることとする。

(注) 外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託者である金融サービス仲介業者の同意を求めるものとする。

### Ⅲ-2-1-4 危機管理態勢

近年、金融サービス仲介業者が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展なども相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。

こうした多様なリスクが顕在化した場合であっても、金融サービス仲介業者は業務の公共性に鑑み、その機能を極力維持することで、社会における無用の混乱を抑制するよう努めることが望ましいと考えられる。以上を踏まえ、金融サービス仲介業者の監督に当たっては、その業務に応じ、例えば以下の点に留意して検証することとする。

#### (1) 主な着眼点

##### ① 平時における対応

イ. 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避・予防に努める（不可避なものは予防策を講じる。）よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。

ロ. 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは自社の業務の実態や自社を取り巻くリスク環境等に応じ、常時見直しを行うなど実効性が維持される態勢となっているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されることが望ましい。

(参考) 想定される危機の事例

- ・ 自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）
- ・ テロ・戦争（国外において遭遇する場合を含む。）
- ・ 事故（大規模停電、コンピュータ事故等）
- ・ 風評（口コミ、インターネット、電子メール、虚偽記事等）
- ・ 対企業犯罪（脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等）
- ・ 業務上のトラブル（苦情・相談対応、データ入力ミス等）
- ・ 人事上のトラブル（役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等）
- ・ 労務上のトラブル（内部告発、過労死、職業病、人材流出等）

ハ. 危機管理マニュアルには、危機発生の際の初期段階における的確な状況把握による客観的な状況

められる時は、報告を求めるものとする（金融サービス仲介業者の業務特性に応じて対応するものとする。）。

② 必要に応じて金融サービス提供法第35条第1項に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第37条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第38条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

#### (2) システムの更新等

金融サービス仲介業者が重要なシステムの更新等を行う時は、必要に応じ、金融サービス提供法第35条第1項に基づく報告を求め、計画及び進捗状況、プロジェクトマネジメントの適切性・実効性等について確認する。

#### (3) 外部委託先への対応

システムに係る外部委託業務について、外部委託先における適切な業務運営が懸念される場合など、必要があると認められる場合には、以下のとおり取り扱うものとする。

##### ① 金融サービス仲介業者の管理態勢に問題が認められる場合

上記(1)の当局宛報告等により、金融サービス仲介業者の業務の外部委託先に係る管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、金融サービス提供法第35条第1項に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第37条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第38条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

##### ② 外部委託先の業務運営態勢等に問題が認められる場合

委託者である金融サービス仲介業者を通じて、事実関係等の把握等に努めることを基本とする。この場合においても、当該金融サービス仲介業者に対しては、必要に応じ、金融サービス提供法第35条第1項に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第37条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第38条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。ただし、事案の緊急性や重大性が高い場合、金融サービス仲介業者に対して確認するだけでは十分な実態把握等が期待できない場合には、外部委託先に対して、直接、ヒアリングを行うなど事実関係の把握等に努めることとするが、特に必要があると認められる場合（例えば、当該外部委託先に対して多数の

着命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第38条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

#### Ⅲ-2-1-5 金融サービス仲介業者が受領する手数料等の開示等

仲介業等府令第33条第2項第3号に基づく金融サービス仲介業者が顧客から支払いを受ける手数料等に関する情報提供及び金融サービス提供法第25条第2項に基づく金融サービス仲介業者が受領する手数料等の額等の開示に係る監督については、以下の関係法令に関する解釈・運用及び手続により行うものとする。

(1) 仲介業等府令第33条第2項第3号に基づく金融サービス仲介業者が顧客から支払いを受ける手数料等の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要（これらを明示することができない場合は、その旨及びその理由）については、金融サービス契約につき顧客が支払う対価（例えば、保険料や有価証券の価格等をいう。）と明確に区別して情報提供がなされているか。

(2) 仲介業等府令第34条第1号に規定する金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関とは、直近の複数事業年度（直近の複数事業年度がない場合は、直近の単一事業年度）において金融サービス仲介業務を行った金融サービス契約の相手方金融機関のうち、業務の種類毎に、收受した手数料等の額の大きい上位4社程度をいう。

なお、開業初年度（直近の単一事業年度もない場合）にあっては、客観的な資料に基づき合理的に算出した手数料等の額を基礎として、收受した手数料等の額の大きい上位4社程度としていくことで足りるものとする。

(3) 仲介業等府令第34条第1号に掲げる内容については、金融サービス仲介業者は、事業年度毎及び業務の種類毎に、相手方金融機関別に開示するものとする。

#### Ⅲ-2-1-6 協会未加入業者に関する監督上の留意点

認定金融サービス仲介業協会に加入しない金融サービス仲介業者（Ⅲ-2-1-6において「協会未加入業者」という。）に対する監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

##### (1) 主な着眼点

- ① 協会未加入業者は、認定金融サービス仲介業協会の定款その他の規則（以下「協会規則」という。）に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。
- ② 社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知、従業員に対する研修等やその遵守状況の検証など）が図られているか。
- ③ 協会規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしていくか。

判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。

二. 危機管理マニュアルには、危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者（関係当局を含む。）への報告・連絡体制等が整備されているか。また、海外への影響可能性及び危機のレベル・類型に応じた海外監督当局その他関係機関への連絡体制が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて組織全体を統括する対策本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましい。

ホ. 日頃からきめ細かな情報発信及び情報収集に努めているか。

##### ② 危機発生時における対応

イ. 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該金融サービス仲介業者における危機対応の状況（危機管理態勢の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況）が危機のレベル・類型に応じて十分なものとなっているかについて、定期的にヒアリング又は現地での状況等を確認するなど実態把握に努めるとともに、必要に応じ金融サービス提供法第35条第1項の規定に基づき報告徴求を行うこととする。

ロ. 上記の場合には、速やかに金融庁担当課室に報告するなど、関係部局間における連携を密接に行うものとする。

##### ③ 事態の沈静化後における対応

金融サービス仲介業者における危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該金融サービス仲介業者に対して、事案の概要と金融サービス仲介業者の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組みについて、金融サービス提供法第35条第1項の規定に基づき報告徴求を行うこととする。

##### ④ 風評に対する危機管理態勢

イ. 風評リスクへの対応に係る態勢が整備されているか。また、風評発生時における本部各部及び営業店の対応方法に関する規定を設けているか。なお、他社や取引先に関する風評が発生した場合の対応方法についても検討しておくことが望ましい。

ロ. 風評が伝達される媒体（例えば、インターネット、SNS、SNS、SNS）に応じて、定期的に風評のチェックを行っているか。

##### (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融サービス仲介業者の危機管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第35条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融サービス仲介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第37条の規定に基づく業務改

い場合には、金融サービス提供法第 37 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。

(2) 破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合

① 金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告徴求命令を通じて、当該事案に係る事実関係のほか、当該金融サービス仲介業者の財務の状況、顧客との取引の状況（当該金融サービス仲介業者の媒介に係る金融サービス契約の件数・内容や当該金融サービス仲介業者が顧客から支払いを受けた手数料の額等）、顧客への対応状況及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。

② 上記①の報告の内容についての履行状況をフォローアップするとともに、必要に応じ、業務の継続に関する方針の精査を求めるとする。その際には、金融サービス提供法第 37 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。

(3) 親会社等による破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合

破産等手続開始の申立てにより金融サービス仲介業者の経営に重大な影響を与え得る者（以下Ⅲ-2-1-7において「親会社等」という。）が破産等手続開始の申立てを行った場合は、当該金融サービス仲介業者に対する金融サービス提供法第 35 条第 1 項に基づく報告徴求命令を通じて、当該親会社等の直近の状況を踏まえた財務の状況、親会社等との間の取引関係、顧客との取引の状況（当該金融サービス仲介業者の媒介に係る金融サービス契約の件数・内容や当該金融サービス仲介業者が顧客から支払いを受けた手数料の額等）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。

(4) 破産手続開始の決定がされた場合

① 金融サービス提供法第 16 条第 3 項第 6 号の規定に基づく届出が行われているかを確認し、必要に応じ、速やかな対応を求めるとする。

② 顧客保護の観点から必要な場合には、破産管財人との連携に努めるものとする。

(5) 営業所若しくは事務所を確知できない場合

金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所（法人である場合においては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、金融サービス提供法第 38 条第 4 項の規定に基づき、当該事実を公告し、当該公告の日から 30 日を経過しても当該金融サービス仲介業者から申出がないときは、当該金融サービス仲介業者の登録を取り消すものとする。

(2) 監督手法・対応

協会未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告を求めるとして、金融サービス仲介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第 37 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、報告徴求の結果、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していることと認められない場合又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないと認められる場合には、金融サービス提供法第 38 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ-2-1-7 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について

金融サービス仲介業者は、個人であっても参入が可能であるほか、財務上の規制も保証金規制のみであり、純資産規制や自己資本規制比率に係るモニタリングの対象とはされていない。したがって、監督局がその財務状況を的確に把握するに至る段階までに、金融サービス仲介業者において破産等手続開始の申立てを行うおそれがあることを把握し、例えば金融サービス仲介業者が債務超過状態にあり、支払い不能に陥るおそれがあることを把握した場合には、顧客保護の観点からの対応の必要性について十分に検証するため、事実確認等に努めていく必要がある。

こうした点を踏まえ、監督当局において金融サービス仲介業者が債務超過等により支払い不能に陥るおそれがあることを把握した場合や、破産等手続開始の申立てに至るおそれを把握した場合には、Ⅲ-3-2に加えて以下のような対応を行うことにより、顧客保護の確保に努めるものとする。

なお、財務局においては、個別事案ごとに事態に即した対応に努めることとするほか、金融庁に対し、当該個別事案に係る事実関係及び対応方針を速やかに連絡し、対応方針について調整を行うこととする。

(1) 金融サービス仲介業者に財務上の問題を把握した場合の対応

① 対象業者の財務の状況、顧客との取引の状況（当該金融サービス仲介業者の媒介に係る金融サービス契約の件数・内容や当該金融サービス仲介業者が顧客から支払いを受けた手数料の額等）をヒアリングし、事実確認を行うとともに、支払い不能に陥るおそれを解消するための方策の策定を促す。

② ヒアリングの結果、顧客保護上の問題が生じていることが判明した場合は、事実関係及び当該状況の解消策等について、速やかに、金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告徴求命令を発出する。

③ 報告の受領後は、解消策の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、改善が見られな

(6) その他金融サービス仲介業者又は親会社等の継続性の問題に発展する可能性のある情報を入手した場合

- ① 任意のヒアリングを通じて、当該情報に関する事実関係のほか、当該金融サービス仲介業者の財務の状況、顧客との取引の状況（当該金融サービス仲介業者の媒介に係る金融サービス契約の件数・内容や当該金融サービス仲介業者が顧客から支払いを受けた手数料の額等）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。
- ② 当該金融サービス仲介業者が上記①のヒアリングに応じない場合や、上記①のヒアリングを通じて当該金融サービス仲介業者の業務の継続に懸念が認められる場合は、金融サービス提供法第35条第1項の規定に基づく報告徴求命令を通じて、その事実関係を速やかに把握するものとする。また、顧客保護の観点から必要な場合には、金融サービス提供法第37条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。

Ⅲ-2-18 みなし電子決済等代行業者に関する監督指針の準則

金融サービス提供法第18条第1項の規定に基づき電子決済等代行業者を行う者については、主要行等向けの総合的な監督指針（以下「主要行等監督指針」という）Ⅲ-1からⅢ-5までの規定を準用する。

Ⅲ-3 諸手続 - 登録・届出・業務に関する帳簿書類関係等（共通編）

Ⅲ-3-1 登録

Ⅲ-3-1-1 登録の審査に当たった際の留意点

金融サービス仲介業者の登録の申請の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 登録申請書・変更登録申請書の提出先

金融サービス仲介業者の登録申請者又は金融サービス仲介業者から登録申請書の提出を受けたときは、その提出先が当該申請者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局長（国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）となっているかを確認する。

また、変更登録申請書の提出を受けたときは、その提出先が、財務局監理金融サービス仲介業者については当該申請者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局長（国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）となっているか、本庁監理金融サービス仲介業者については金融庁長官となっているかを確認する。

(2) 登録までの留意事項等

① 登録申請者に対しては、金融サービス仲介業者登録簿に登録されるまでは一切の業務を行わないように注意喚起するものとする。

② 登録申請者が金融庁所管の法令にかかわる他の事業を行っており、当該事業に係る行政処分が行われている場合には、その内容について確認するとともに、必要に応じ、ヒアリング等によりその改善措置の状況を確認するものとする。

なお、当該行政処分が法令等遵守態勢に係る場合には、Ⅲ-2-1に留意するものとする。

(3) 登録番号の取扱い

① 登録番号は、財務局長ごとに一連番号を付すものとし、金融サービス仲介業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。

例) ○○財務局長（金サ）第○○号

② 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。

③ 登録番号を別紙様式Ⅲ-2による金融サービス仲介業者登録番号台帳により管理するものとする。

(4) 登録申請者への通知

金融サービス仲介業者登録簿に登録した場合は、別紙様式Ⅲ-3による登録済通知書を登録申請

者に交付するものとする。

(5) 登録後の取扱い

登録申請者は、登録後遅滞なく保証金の供託（金融サービス提供法第22条第3項の契約の締結を含む。）を行い開業するものとする。

(6) 登録の拒否

- ① 登録を拒否する場合は、拒否の理由並びに金融庁長官に対する審査請求及び国を相手方とする如分の取消しの訴えを提起できる旨等を記載した別紙様式Ⅲ-4による登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする。
- ② 登録拒否通知書には、拒否の理由及び拒否の理由に該当する金融サービス提供法第15条各号のうちの該当する号又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。

(7) 金融サービス仲介業者登録簿

- ① 金融サービス仲介業者登録簿は、登録申請書の写しの第2面から第9面までにより作成するものとする。
- ② 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と金融サービス仲介業者登録簿の当該面を差し替えるものとする。
- ③ 本庁監理金融サービス仲介業者から登録申請書記載事項に係る変更届出書の提出があった場合には、本庁は1か月分を取りまとめ翌月20日までに、当該金融サービス仲介業者の登録を行った財務局に対して登録申請書の変更面を送付するものとする。
- ④ 金融サービス仲介業者登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、金融サービス仲介業者登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。
- ⑤ 金融サービス仲介業者登録簿の縦覧者には、別紙様式Ⅲ-5による金融サービス仲介業者登録簿縦覧表に所定の事項を記入させるものとする。
- ⑥ 金融サービス仲介業者登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出ししてはならないものとする。
- ⑦ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。
  - イ. 上記④から⑥まで又は当局の指示に従わない者
  - ロ. 金融サービス仲介業者登録簿を汚損若しくは破壊し、又はそのおそれがあると認められる者
  - ハ. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(8) 認定金融サービス仲介業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項

登録申請時において認定金融サービス仲介業協会に加入する予定がない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めるとする。

- ① 登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はⅢ-2-16に準じた監督上の対応がとられること。
- ② 協会規則に改正等があった場合にそれに応じて社内規則の見直しを行わない場合には、上記①に該当する可能性があること。

Ⅲ-3-1-2 登録申請書の記載事項

登録申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。

- (1) 「商号、名称又は氏名」（金融サービス提供法第13条第1項第1号）  
申請者が個人である場合は、当該申請者が商号登記をしているときにはその商号を、屋号を使用しているときにはその屋号を、「商号又は名称」として記載しているかを確認する。
- (2) 「金融サービス仲介業を行う営業所又は事務所又は事務所の名称及び所在地」（金融サービス提供法第13条第1項第3号）  
登録申請書に記載する「営業所又は事務所」とは、金融サービス仲介業の全部又は一部を営むために開設する一定の施設を指し、金融サービス仲介業に関する営業以外の用に供する施設は除くものとする。
- (3) 常務に従事している他の法人の商号又は名称（仲介業等府令第10条第1号、第2号）  
常務に従事している他の法人の商号又は名称は、例えば「(株)○○」等と略さずに、「株式会社○○」又は「○○株式会社」などの正式名称が記載されているかを確認する。
- (4) 「他に事業を行うときは、その事業の種類」（金融サービス提供法第13条第1項第7号）  
他に営む事業の種類は、現に営む事業が属する「統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年総務省告示第四百五号）」に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる中分類（大分類）-金融業、保険業に属する場合には細分類に則って記載されているかを確認する。

(5)「他に行っている事業が公益に反すると認められる者」(金融サービス提供法第15条第1号ヨ)

兼業務の内容が公益に反すると認められる場合は、例えば、金融サービス仲介業者の兼業務が、違法事業である場合のみならず社会的に不当と認められる事業である場合も含み、例えば、暴力団をはじめとする反社会的勢力と関係する事業や、その事業内容が社会的に批判を受け、又は受けるおそれがあるものなどを指すが、その判断は、当該兼業務の性質及び態様、取引の相手方並びに社会に与える影響などを総合的に勘案して行うものとする。

Ⅲ-3-1-3 添付書類

添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。

(1)第15条各号に該当しないことを誓約する書面(金融サービス提供法第13条第2項第1号、第4号から第7号)

以下の書面には、それぞれ以下のことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第38条第1項第6号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。

- ①「第15条第1号イからイ、第2号又は第3号のいずれにも該当しないことを誓約する書面」
- ②「第15条第1号イからイ、第2号又は第3号のいずれにも該当しないこと(第15条第4号に該当しないことを誓約する書面)」
- ③「第15条第5号イ、ロ、ハ((2)を除く。)、二(同号ハ(2)に係る部分を除く。))又はホ(同号ハ(2)に係る部分を除く。))のいずれにも該当しないことを誓約する書面」
- ④「第15条第5号イ、ロ、ハ((2)を除く。)、二(同号ハ(2)に係る部分を除く。))又はホ(同号ハ(2)に係る部分を除く。))のいずれにも該当しないことを誓約する書面」
- ⑤「第15条第6号に該当しないこと(第15条第6号に該当しないことを誓約する書面)」
- ⑥「第15条第7号に該当しないことを誓約する書面」
- ⑦「第15条第7号に該当しないこと(第15条第7号に該当しないことを誓約する書面)」

(2)「定款」(金融サービス提供法第13条第2項第2号)

定款の目的に、金融サービス仲介業(自らが行う業務の種類に係るものをいう。)に係る業務が定められているか。

(3)「金融サービス仲介業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類」(金融サービス提供法第13条第2項第3号)

① 仲介業務等府令第11条第1号に規定する、業務の内容及び方法には、次の事項が記載されているか否かを確認するものとする。

- イ. 業務区域
  - ロ. 業務の形態(対面、電気通信回線に接続した電子計算機利用、申請者が個人である場合の金融サービス仲介業務を行う使用人の有無等)
  - ハ. 営業所の形態(有人の営業所、無人の営業所)
  - ニ. 金融サービス仲介の実施体制
- 金融サービス仲介の実施体制の状況把握するためには、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めるとする。

(4)「履歴書」(仲介業務等府令第12条第1号イ)、「役員の履歴書」(同条第2号イ)

- ①「履歴書」(申請者が個人の場合)又は「役員の履歴書」(申請者が法人の場合)の現住所が住民票の抄本記載の住所と一致しない場合には、その理由を確認するとともに、「履歴書」又は「役員の履歴書」に、両住所が併記されているかを認める。
- ②「履歴書」又は「役員の履歴書」に記載されている氏名に用いられている漢字が、住民票の抄本記載の氏名に用いられている漢字に統一されているかを認める(例えば、住民票の抄本に用いられている漢字が旧漢字の場合は、「履歴書」又は「役員の履歴書」でも旧漢字を用いることとする。)

(5)「住民票の抄本」(仲介業務等府令第12条第1号ロ、同条第2号ロ)

「住民票の抄本」は、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。

- ① 住所
- ② 氏名
- ③ 生年月日

(6)「これに代わる書面」(仲介業務等府令第12条第1号ロ、同条第2号ロ)

- ① 仲介業務等府令第12条第1号ロに規定する「これに代わる書類」とは以下の書類を、同条第2号ロに規定する「これに代わる書類」とは、以下の書類又は役員が法人である場合にあっては商業登記簿謄本・抄本等をいう。
  - (ア) 住民票記載事項証明書
  - (イ) 印鑑登録証明書
  - (ウ) 有効期限内の以下の書類の写し

金融機関が申請者に対して当該伝達を行うためのトークンその他の情報を付与して行うものとなつているかを確認する。

③ 仲介業等府令第 12 条第 8 号に規定する、業務を遂行する体制には、電子金融サービス仲介業務を管理する責任者の氏名、役職名及び略歴が記載されているかを確認する。

(10) 官公署の証明書

登録申請の添付書類で必要な官公署が証明する書類は、申請の日前 3 か月以内に発行されたものでなければならない。

Ⅲ-3-2 届出

Ⅲ-3-2-1 届出に係る一般的な留意事項

金融サービス提供法に定める各種届出等の受理又は処理に関しては、以下に掲げる点に留意して取り扱うこととする。

(1) 届出書の提出先

金融サービス仲介業者から届出書の提出を受けたときは、その提出先が財務局監理金融サービス仲介業者については当該申請者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局長（国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）、本庁監理金融サービス仲介業者については金融庁長官となっているかを確認する。

(2) 届出があった場合の留意事項

一般に、金融サービス提供法第 16 条第 3 項等法令に基づく届出があった場合には、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等について確認する必要がある。確認の結果、問題があると認められるときは、金融サービス提供法第 35 条第 1 項に基づく報告徴求や金融サービス提供法第 37 条に基づく業務改善命令等の措置を適切に講じることとする。

Ⅲ-3-2-2 変更の届出

(1) 住所又は事務所の所在地の呼称変更

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）等に基づき、金融サービス仲介業者の住所又は事務所の所在地の呼称が変更された場合は、届出を省略して差し支えないものとする。

個人番号カード、運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書

(注) 定款は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。

② 国内に在留する外国人が提出した在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し、及び、国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は、仲介業等府令第 12 条第 1 号及び第 2 号の「これに代わる書面」に該当する。

(7) 「金融サービス仲介業務を適確に遂行するに足る能力を有することを明らかにする書面」（仲介業等府令第 12 条第 3 号）

「金融サービス仲介業務を適確に遂行するに足る能力を有することを明らかにする書面」には、金融サービス仲介業務を適確に遂行するに足る知識・経験等を有する者及び当該者の配置予定先が記載されているかを確認する。

なお、金融サービス仲介業務を適確に遂行するに足る知識・経験等を有する者としては、当該金融サービス仲介業者が行う業務の種類に応じて、V-2-2 (2) ①イ及びロ、VI-2-1-2 (1)、VII-2-1 (2) イ及びロ、VIII-3-1-2 (2) ②ホに掲げる役員、使用人その他の人員が含まれていることが必要である。

その他、「金融サービス仲介業務を適確に遂行するに足る能力を有することを明らかにする書面」に関しては、V-2-2 (2)、VI-2-1-1 (2)、VI-2-1-2 (1)、VII-2-1 (2) イ及びロ、VIII-3-1-2 (2) ②も参照する。

(8) 「兼業業務の内容を記載した書面」（仲介業等府令第 12 条第 4 号）

「兼業業務の内容を記載した書面」には、日本標準産業分類に掲げる中分類（大分類 J-金融業、保険業）に属する場合にあっては細分類）に則って兼業業務の分類が記載されているかを確認する。

(9) 「電子金融サービス仲介業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書類」（仲介業等府令第 12 条第 8 号）

① 仲介業等府令第 12 条第 8 号に規定する、電子金融サービス仲介業務の内容には、仲介業等府令第 9 条に規定する顧客の注文の内容の金融機関に対する伝達の方法が記載されているかを確認する。

② 上記①の伝達の方法については、顧客が金融機関から付与された ID・パスワード等（当該金融機関のサービスを利用するために必要な ID・パスワード等の情報をいう。）を申請者が顧客から預かり、当該 ID・パスワードを利用して伝達するものとなつておらず、顧客からの申出に基づき、



- ③ 帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。
- ④ 媒介に係る取引記録、募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録及び投資顧問契約又は投資一任契約の締結の媒介に係る取引記録の作成に当たり、取引を行う際に取引契約書を取り交わす場合には、それぞれの帳簿書類の記載事項がすべて記載されている取引契約書をもってそれぞれの帳簿書類とすることができる。当該取引契約書は別つづりとする。
- ⑤ 帳簿書類の記載事項については、当該金融サービス仲介業者において統一した取扱いをしていくコード又は略号その他の記号により記載することができる。
- ⑥ 帳簿書類の記載事項の一部について、当該記載事項が記載された取引契約書と契約番号等により関連付けがされており、併せて管理・保存されている場合には、これらを一体として当該帳簿書類とすることができる。
- ⑦ 帳簿書類の保管場所については、次に掲げる要件が満たされていることを条件として金融サービス仲介業者が帳簿書類の作成を委託している会社において作成時から集中保管することができるものとする。
- イ. 顧客の照会に対し、速やかに回答できる体制となっていること。
- ロ. 帳簿書類の閲覧が金融サービス仲介業者の営業所又は事務所において合理的期間内に可能な体制となっていること。
- ハ. 内部監査に支障がないこと。
- ⑧ 金融サービス仲介業者に関する帳簿書類については、当該金融サービス仲介業者の当該金融サービス仲介業務に関して取引関係にある金融機関のシステムやフォーマットを利用して作成すること又は当該金融機関にその作成に係るシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、金融サービス仲介業者が作成及び保存の義務を負うことに留意するものとする。
- ⑨ 金融サービス仲介業者は、社内規則等に、帳簿書類の作成及び保存の方法を具体的に定めるものとする。

### Ⅲ-3-5 事業報告書

#### (1) 事業報告書の提出先

金融サービス仲介業者が提出する事業報告書については、仲介業等府令別紙様式第7号を使用して作成したものを、財務局監理金融サービス仲介業者については当該申請者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局長（国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）、本庁監理金融サービス仲介業者については金融庁長官に提出させるものとする。

#### (2) 事業報告書に係る留意点

仲介業等府令別紙様式第7号に規定する事業報告書を処理する場合には、以下の点に留意するものとする。

- (2) 法人である金融サービス仲介業者の組織変更  
法人である金融サービス仲介業者が法律上の組織変更を行う場合は、変更届出を行うものとする。

(3) 変更届出の内容が、当該金融サービス仲介業者の主たる事務所の変更で、かつ、他の管轄財務局の管轄区域への変更である場合は、現に登録している管轄財務局は、新たに管轄財務局になる財務局に当該届出書及び金融サービス仲介業者登録簿のうち当該金融サービス仲介業者に係る部分その他の書類を送付するものとする。

上記の書類の送付を受けた財務局は、当該金融サービス仲介業者に係る事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録するものとする。

### Ⅲ-3-2-3 廃業等の届出に係る留意事項

金融サービス仲介業者から、金融サービス提供法第16条第3項第3号から第7号の規定に基づく届出書の提出があつた場合には、当該金融サービス仲介業者に対して必要に応じてヒアリングを行うなどにより、金融サービス提供法第38条第1項の規定による登録取消しの事由の存しないことについて確認を行うことに留意するものとする。

### Ⅲ-3-3 登録等実績報告

毎月末の登録等の状況について、毎月末の翌月15日までに監督局総務課●●室あて報告するものとする。

### Ⅲ-3-4 業務に関する帳簿書類関係

仲介業等府令第138条に定める業務に関する帳簿書類（以下「帳簿書類」という。）は、金融サービス仲介業者の業務又は財産の状況を正確に反映させ、業務の適切性や財務の健全性を検証することなどによって、顧客保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである。帳簿書類の検証に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。

#### (1) 基本的留意事項

- ① 帳簿書類について、一の帳簿書類が合理的な範囲において、他の帳簿書類を兼ねること、又はその一部を別帳とすることがそれぞれできるものとする。ただし、それぞれの帳簿書類の種類に応じた記載事項がすべて記載されている場合に限る。
- ② Ⅲ-3-4において、外国法人については、本店とあるのはその国内における主たる営業所又は事務所と、支店とあるのはその他の営業所又は事務所とそれぞれ読み替えるものとする。

のとす。

- ・ 「従業者に対する研修の実施状況」欄については、当局の検査において不適切な取扱い等の指摘を受けた金融サービス仲介業者や業務改善命令等の処分を受けている金融サービス仲介業者の場合、研修の実施目的・重点事項等が、当局の指摘等の内容に照らし、合理的なものとなっているか検証するものとする。

#### Ⅲ-3-6 電子申請可能な申請書を提出するに当たつての留意点

金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を利用して申請書の提出が可能な手続については、原則として、e-Gov を利用して提出を求めるとす。

#### Ⅳ 保証金・金融サービス仲介業者賠償責任保険契約

##### Ⅳ-1 保証金

金融サービス仲介業者の保証金に係る事務は、以下の関係法令に関する解釈・運用及び手続により行うものとする。

##### Ⅳ-1-1 保証金の供託等の届出

- (1) 仲介業等府令第 26 条第 1 項第 1 号の規定により供託に係る届出を行う場合、金融サービス仲介業者は別紙様式Ⅳ-1 により作成した保証金供託届出書に同条第 2 項第 1 号に規定する書面を添付して、金融サービス仲介業者を所管する金融庁長官又は財務局長（以下「財務局長等」という）に提出するものとする。
- (2) 仲介業等府令第 26 条第 1 項第 4 号の規定により保証委託契約の締結に係る届出を行う場合、金融サービス仲介業者は別紙様式Ⅳ-2 により作成した保証委託契約締結届出書に同条第 2 項第 3 号に規定する書面を添付して、財務局長等に提出するものとする。
- (3) 仲介業等府令第 26 条第 4 項及び同第 27 条第 3 項並びに金融サービス仲介業者保証金規則（以下「保証金規則」という。）第 13 条第 5 項に規定する保管証書は、別紙様式Ⅳ-3 によるものとする。

##### Ⅳ-1-2 保証金の取戻し

- (1) 金融サービス提供法第 22 条第 11 項に規定する時期及び額の指定は、当該金融サービス仲介業者に係る以下に掲げる事項を勘案して行うものとする。
  - ① 保証金規則第 12 条第 2 項に規定する公示による権利の申出の状況
  - ② 金融サービス契約の締結の媒介に関して生じた債務（係争中等のものを含む。）の有無等
  - ③ 当該金融サービス仲介業者が締結の媒介を行った金融サービス契約のうち残存するものの状況
- (2) 金融サービス提供法第 22 条第 11 項に規定する時期の指定は、原則として当該指定を行った日から 5 年を超えない範囲内で行うこととし、同条第 10 項第 3 号の規定による保証金の取戻しの承認の申請については、当該指定は行わないものとする。ただし、金融サービス仲介業務に関して当該金融サービス仲介業者に生じた債務の弁済の確保に欠けるおそれがある場合は、この限りでない。
- (3) 保証金規則第 12 条第 1 項の規定により保証金の取戻しの申請をしようとする者は、以下に掲げる書面を財務局長等に提出するものとする。
  - ① 保証金規則第 12 条第 1 項に規定する保証金規則別紙様式第 3 号により作成した承認申請書
  - ② 当該保証金の全部又は一部を取り戻すことができることを証する書面
  - ③ (1) の②及び③の状況を記載した書面
- (4) 仲介業等府令第 26 条第 1 項第 3 号の規定による届出を行うときは、金融サービス仲介業者は別紙様式Ⅳ-4 により作成した保証金取戻届出書に同条第 2 項第 2 号に規定する書面を添

IV-1-6 保証金に充てることができる有価証券の種類等  
登録申請者等に対して、金融サービス提供法第22条第9項の規定に基づき国債により保証金を供託している場合、国債二関スル法律(明治39年法律第34号)により一定期間経過後に消滅時効が完成し、供託が無効となることを周知する。

付して、財務局長等に提出するものとする。  
(5) 保証金規則第12条第2項に基づく保証金取戻し公告は、別紙様式IV-5により行う。

IV-1-3 保証金の全部又は一部に代わる契約の解除又は変更  
金融サービス提供法施行令第27条第2号の規定による保証委託契約の解除又は変更は、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 保証委託契約を解除し又はその内容を変更しようとする場合、金融サービス仲介業者(保証委託契約の規定に基づき金融サービス仲介業者を代理する者を含む。以下、IV-1-3(3)において同じ。)は別紙様式IV-6により作成した保証委託契約解除(変更)承認申請書に当該契約の解除又はその内容の変更に伴い必要となるべき手当の有無を記載した書面を添付して、財務局長等に提出するものとする。
- (2) 財務局長等は、金融サービス提供法施行令第27条第2号の規定による保証委託契約の解除又は変更の承認をした場合には、別紙様式IV-7により作成した保証委託契約解除承認書又は別紙様式IV-8により作成した保証委託契約変更承認書を申請者に交付するものとする。
- (3) 金融サービス提供法施行令第27条第2号の規定による承認を受けて保証委託契約を解除し又はその内容を変更した場合、金融サービス仲介業者は別紙様式IV-9により作成した保証委託契約解除(変更)届出書に仲介業者等府令第26条第2項第2号に規定する書面を添付して、財務局長等に提出するものとする。

IV-1-4 保証金の保管替え等  
(1) 保証金規則第13条第1項の規定により最寄りの供託所の変更の届出を行う場合、供託者は別紙様式IV-10により作成した供託所変更届出書を財務局長等に提出するものとする。  
(2) 保証金規則第13条第2項の規定により供託書正本の交付を受ける場合、供託者は別紙様式IV-11により作成した受領書に当該供託書正本についての保管証書を添付して、財務局長等に提出するものとする。

IV-1-5 保証金の追加供託命令の通知  
財務局長等は、仲介業者等府令第30条第3号の規定により支払委託書の写しを当該支払委託書に係る金融サービス仲介業者に交付する場合は、別紙様式IV-12により作成した通知書に当該支払委託書の写しを添付して、交付するものとする。

IV-2 金融サービス仲介業者賠償責任保険契約

金融サービス仲介業者賠償責任保険契約に係る事務は、以下のとおり行うものとする。

IV-2-1 保証金の一部に代わる金融サービス仲介業者賠償責任保険契約による保証金の一部の代替

金融サービス提供法第 23 条第 1 項に規定する金融サービス仲介業者賠償責任保険契約（以下「賠償責任保険契約」という。）による保証金の一部の代替は、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 金融サービス提供法第 23 条第 1 項に規定する賠償責任保険契約を締結して仲介業務等府令第 26 条第 1 項第 5 号の規定により当該契約の締結に係る届出を行う場合、金融サービス仲介業者は別紙様式 IV-13 により作成した賠償責任保険契約締結届出書に同条第 2 項第 3 号に規定する書面を添付して、財務局長等に提出するものとする。ただし、当該届出と同時に仲介業務等府令第 32 条第 1 項の規定により保証金の一部の代替の承認申請をする場合には、当該届出書の提出は要しないものとする。
- (2) 金融サービス提供法第 23 条第 1 項による賠償責任保険契約による保証金の一部の代替の承認を受けようとする場合、金融サービス仲介業者は別紙様式 IV-14 により作成した承認申請書に当該賠償責任保険契約による保証金の一部の代替に関する書面を添付して、財務局長等に提出するものとする。
- (3) 令和 3 年金融庁告示第 10 号の内容

- ① 令和 3 年金融庁告示第 10 号第 2 条柱書きに規定する「顧客等の保護に欠けることがない」と認められるときは、金融サービス仲介業者が営業を開始してしてから賠償責任保険契約を締結するための期間が 3 年を超えず、かつ、その期間を対象として先行担保特約が付されている場合をいう。
- ② 令和 3 年金融庁告示第 10 号第 2 条第 5 号に規定する「顧客等に対する債務の有無等」には、以下に掲げるものを含めるものとする。

- ア. 金融サービス仲介業者の不法行為による顧客等に対する債務
- イ. 金融サービス仲介業者の顧客等に対する債務に係る訴訟のうち、裁判所において係争中のもの。
- ウ. 財務局長等に寄せられた苦情、事業報告書に記載された苦情及び金融サービス仲介業者を会員とする団体に寄せられた苦情のすべてを含む苦情の件数、内容及び解決内容
- (4) 財務局長等は、金融サービス提供法第 23 条第 1 項による賠償責任保険契約による保証金の一部の代替の承認をした場合には、別紙様式 IV-15 により作成した承認書を申請者に交付するものとする。
- (5) 金融サービス提供法第 23 条第 1 項の規定により金融サービス仲介業者が供託しないことができずる保証金の額は、金融サービス提供法施行令第 29 条第 2 項によるほか、当該賠償責任保険契約において同一の行為に起因する一定の事由による損失の填補の限度額として定めた金額を限度とする。

IV-2-2 賠償責任保険契約の解除又は変更

金融サービス提供法施行令第 29 条第 1 項第 4 号の規定による賠償責任保険契約の解除又は変更は、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 賠償責任保険契約を解除し又はその内容を変更しようとする場合、金融サービス仲介業者は別紙様式 IV-16 により作成した承認申請書に当該契約の解除又はその内容の変更に伴い必要となるべき手当の有無を記載した書面を添付して、財務局長等に提出するものとする。
- (2) 財務局長等は、賠償責任保険契約の解除又は変更の承認をした場合には、別紙様式 IV-17 により作成した賠償責任保険契約解除承認書又は別紙様式 IV-18 により作成した賠償責任保険契約変更承認書を申請者に交付するものとする。
- (3) 財務局長等の承認を受けて賠償責任保険契約を解除し又はその内容を変更した場合、金融サービス仲介業者は別紙様式 IV-19 により作成した届出書に仲介業務等府令第 26 条第 2 項第 3 号に規定する書面を添付して、財務局長等に提出するものとする。

に規定する「顧客に対し、不当に、法第 11 条第 2 項各号に規定する契約の締結の媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為」にも該当し得る。)

- ① 顧客に対し、預金等媒介業務として媒介する預金の受入れを内容とする契約（その他金融サービス提供法第 11 条第 2 項各号に掲げる行為についても同様。以下②から④において同じ。）の締結に於いては、預金の受入れを旨とする契約を締結することを事実上余儀なくさせること。
- ② 顧客に対する預金等媒介業務の取引を行うに当たり、預金等媒介業務として媒介する預金の受入れを内容とする契約の締結を要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。
- ③ 顧客に対し、預金等媒介業務に係る業務として行う業務の競争者と取引する場合には、業業務の取引を取りやめ、自己又は業業務に不利な取扱いをする旨を示唆し、自己の競争者（銀行及び銀行代理業者を含む。④において同じ。）と預金の受入れを内容とする契約を締結することを妨害すること。
- ④ 顧客に対する業業務の取引を行うに当たり、自己の競争者と預金の受入れを内容とする契約を行わないことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。

(3) 金融サービス提供法第 29 条で準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第 52 条の 45、仲介業等府令第 55 条各号に規定する禁止行為を防止するための態勢整備に関しては、以下の点に留意することとする。

- ① 禁止行為を防止するための措置を講ずる責任を有する部署又は担当者を配置し、かつ、それら部署又は担当者によって禁止行為の防止措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理体制を整備されているか。
- ② 禁止行為を防止するために必要な研修の実施等の体制、顧客からの苦情に対応するための体制等に関する社内規則の策定及び社内周知が行われているか。
- ③ 禁止行為を防止するため、預金等媒介業務に関する法令についての知識及び実務経験を有する者による定期的かつ必要に応じて適宜研修を実施しているか。
- ④ 禁止行為に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応態勢を整備されているか。

(4) 正常な取引慣行に反する不適切な取引に繋がる媒介の防止

上記(1)から(3)のほか、過度な協力預金、適当な歩留建預金等の受入れ、他金融機関への過度な預金紹介、顧客の印鑑等の預かり等独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用や顧客の実際の資金需要に基づかない決算期を跨った短期間の与信取引の依頼など正常な取引慣行に反する不適切な取引に繋がるような媒介をどのように防止しているかに留意する。

## V 監督上の評価項目と諸手続（預金等媒介業務）

### V-1 業務の適切性（預金等媒介業務）

#### V-1-1-1 預金等媒介業者の禁止行為、不適切な取引等

(1) 預金等媒介業者としての取引上の優越的地位を不当に利用する行為（仲介業等府令第 55 条第 3 号）

預金等媒介業者としての取引上の優越的地位を不当に利用する行為については、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」（平成 16 年 12 月 1 日：公正取引委員会）も参考とするが、例えば次に掲げる行為は、預金等媒介業者としての取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得る（なお、このうち①及び②は、仲介業等府令第 55 条第 2 号に規定する「顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、法第 11 条第 2 項各号に規定する契約の締結の媒介を行う行為」にも該当し得る。)

- ① 顧客に対し、自己が業業務として行う業務又は金融サービス仲介業務（預金等媒介業務以外の種類のものをいう。）について自己と取引しない場合には資金の貸付けを内容とする契約（その他金融サービス提供法第 11 条第 2 項各号に掲げる行為を含む。以下②から④において同じ。）を締結し、業業務又は金融サービス仲介業務（預金等媒介業務以外の種類のものをいう。）で取り扱う商品を購入することを事実上余儀なくさせること。
- ② 顧客に対する資金の貸付けを内容とする契約の媒介に当たり、業業務又は金融サービス仲介業務（預金等媒介業務以外の種類のものをいう。）で取り扱う商品の購入を要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。
- ③ 顧客に対し、自己が業業務として行う業務又は金融サービス仲介業務（預金等媒介業務以外の種類のものをいう。）の競争者と取引する場合には資金の貸付けを内容とする契約の媒介を取りやめ、自己又は資金の貸付けを内容とする契約の媒介に不利な取扱いをする旨を示唆し、自己の業業務又は金融サービス仲介業務（預金等媒介業務以外の種類のものをいう。）における競争者からの商品の購入を妨害すること。
- ④ 顧客に対する資金の貸付けを内容とする契約の媒介を行うに当たり、自己の業業務又は金融サービス仲介業務（預金等媒介業務以外の種類のものをいう。）における競争者から商品の購入を行わないことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。

(2) 業業務における取引上の優越的地位を不当に利用する行為（仲介業等府令第 55 条第 5 号）

業業務における取引上の優越的地位を不当に利用する行為については、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」（平成 16 年 12 月 1 日：公正取引委員会（再掲））も参考とするが、例えば、以下に掲げる行為は、業業務における取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得る（なお、このうち①及び②は、仲介業等府令第 55 条第 4 号

V-1-1-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等

金融サービス提供法第26条、準用銀行法第52条の44第2項及び仲介業等府令第48条から第55条を踏まえ、預金等媒介業者における利用者保護のための情報提供・相談機能等に関する監督は、以下の点に留意する。

- V-1-1-2-1 与信取引等（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢・意識
- V-1-1-2-1-1 意識

(1) 金融サービス提供法第26条及び仲介業等府令第35条は、預金等媒介業者に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経歴、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することを義務付けている。

また、預金等媒介業者はその預金等媒介業務に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為等をしてはならないとされている（準用銀行法第52条の45、仲介業等府令第55条）。これらの行為は、そもそも金融サービス提供法第26条で定める業務の健全かつ適切な運営が確保されるための措置に違反する行為として禁止されるものである。

(2) 以下は、広く貸し手の責任において整備すべき与信取引等（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能について、主として中小企業向け取引、個人向け貸付（住宅ローンを含む。）を念頭において、当局が預金等媒介業者の内部管理態勢の検証を行う際の着眼点を類型化して例示している。

（注）以下は、説明義務・説明責任（アカウンタビリティ）の徹底を中心に顧客との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組みまで幅広い領域を対象としている

V-1-1-2-1-2 主な着眼点

- (1) 全社的な内部管理態勢の確立
  - ① 顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する全社的な内部管理態勢の確立に関して、経営陣が適切に機能を発揮しているか。
  - ② 法令の趣旨を踏まえた社内規則等の作成
    - イ. 業務の内容及び方法に応じた説明態勢が社内規則等で明確に定められているか。
    - 与信取引には、例えば、手形割引、貸付金（手形貸付、証書貸付、当座貸越）等の多様な取

引があるが、それぞれの類型に応じた態勢整備がなされているか。

さらに、インターネット取引等の異なる取引方法に応じた態勢整備がなされているか。口. 顧客の知識、経歴、財産の状況及び取引を行う目的に応じた説明態勢が社内規則等で明確に定められているか。特に、中小企業や個人については実態に即した取扱いとなっているか。

- ③ 法令の趣旨を踏まえた社内の実施態勢の構築
  - イ. 社内規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策（マニュアル等の配布を含む。）が整備されているか。
  - ロ. 説明態勢の実効性を確保するため、検査・監査等の内部牽制機能は十分発揮されているか。

(2) 契約時点等における説明

以下の事項について、社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。その際、預金等媒介業者と顧客が契約を締結しようとする銀行等との間の顧客に対する情報の提供及び説明に関する役割分担を適切に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。

① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明

契約の意思形成のために、顧客の十分な理解を得ることを目的として、必要な情報を的確に提供することとしているか。

なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。

- イ. 住宅ローン契約の媒介に際しては、利用者に適切な情報提供とリスク等に関する説明を行うこととしているか。特に、金利変動型又は一定期間固定金利型の住宅ローンに係る金利変動リスク等については、十分な説明を行うこととしているか。
- ロ. 住宅ローンの説明に当たっては、例えば、「住宅ローン利用者に対する金利変動リスク等に関する説明について」（平成16年12月21日全国銀行協会申し合わせ）に沿った対応がなされる態勢となっているか。また、適用金利が将来上昇した場合の返済額の目安を提示することについては、その時点の経済情勢において合理的と考えられる前提に基づく試算を示すこととしているか。
- ハ. 個人保証契約については、保証債務を負担するという意思を形成するだけでなく、その保証債務が実行されることによつて自らが責任を負担することを受容する意思を形成するに足る説明を行うこととしているか。

例えば、保証契約の形式的な内容にとまらず、保証の法的効果とリスクについて、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明を行うこととしているか。

- 二. 経営者等と銀行等との間の保証契約の締結の媒介を行う場合には、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか。

の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由

ハ. 保証契約

保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人と銀行等との間で保証契約を締結する客観的合理的理由

- ア. 保証契約については、設定する極度額及び元本確定期日について、主債務者との取引状況や今後の取引見通し、保証人の財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由
- イ. 経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する場合には、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資債権を確立」との観点に照らし、必要に応じ、「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方に留意しつつ、当該第三者と銀行等との間で保証契約を締結する客観的合理的理由
- ロ. 経営者等に保証を求めめる場合には、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、当該経営者等と銀行等との間で保証契約を締結する客観的合理的理由

③ 契約の意思確認

イ. 契約の内容を説明し、借入意思・担保提供意思・保証意思があることを確認した上で、行員又は預金等媒介業者の役職員の面前で、契約者本人（注）から契約書に自署・押印を受けるとを原則としているか。特に、保証意思の確認に当たっては、契約者本人の経営への関与の度合いについても確認することとしているか。

（注）いわゆる「オーナー経営」の中小企業等との重要な契約に当たっては、形式的な権限者の確認を得るだけでは不十分な場合があることに留意する必要がある。

ロ. 上記イの契約者の借入意思・担保提供意思・保証意思の確認に係る対応については、顧客保護及び法令等遵守の観点から十分な検討を行った上で、社内規則等において明確に取扱い方法を定め、遵守のための実効性の高い内部牽制機能が確立されているか。

ハ. 銀行等が貸付の決定をする前に、顧客に対し「融資は確実」と誤認させる不適切な説明を行わない態勢が整備されているか。

(3) 貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性

与信取引面における説明態勢については、各銀行等の貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性についても検証する必要がある。

その際、例えば以下のような健全な融資債権の確立と担保・保証に過度に依存しない融資の促進の観点に留意する。

預金等媒介業者は、健全な融資債権はできる限り担保・保証に頼ることなく、貸付けは、借り手の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断して行うものであることを認識しているか。また、銀行等が「事業からの融資の一層の促進を図る」主要行等監督指針Ⅲ-9-2参照、「経営者保証に依存しない融資の促進を図る」の観点に照らし、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資債権を確立する」（主要行

- ア. 保証契約の必要性
- イ. 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況を勘案した上で、履行の範囲が定められること
- ロ. 経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があること

ホ. 連帯保証契約については、補充性や分別の利益がないことなど、通常の保証契約とは異なる性質を有することを、相手方の知識、経験等に応じて説明することとしているか。

（注1）「補充性」とは、主たる債務者が債務を履行しない場合にはじめてその債務を履行すればよいという性質をいう。

（注2）「分別の利益」とは、複数人の保証人が存在する場合、各保証人は債務額を全保証人に均分した部分（負担部分）についてのみ保証すれば足りるという性質をいう。

ヘ. 経営者以外の第三者と銀行等との間で個人連帯保証契約の締結を媒介する場合に、契約者本人の経営への関与の度合いに留意し、原則として、経営に実質的に関与していない場合であっても保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性があることについての特段の説明を行うこととしているか。併せて、保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。

（注）契約者本人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、自発的に連帯保証契約の申し出を行った場合には、銀行等又は預金等媒介業者から特段の説明を受けた上で契約者本人が自発的な意思に基づき申し出を行った旨が記載され、自署・押印された書面の提出を受けるなどにより【書面・押印・対面の見直しに係る監督指針の改正に合わせた今後改正の想定（P.1）】、当該契約について金融機関から要求されたものではないことを確認しているかに留意する。

ト. 信用保証協会の保証付き融資については、利用する保証制度の内容や信用保証料の料率などについて、顧客の知識、経験等に応じた適切な説明を行うこととしているか。

② 契約締結の客観的合理的理由の説明

顧客から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、媒介を行う契約締結の客観的合理的理由についても、顧客の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。

なお、以下のイ. からハ. の検証に関しては、各項目に掲げる事項について顧客から求められれば説明する態勢（ハ. の検証にあつては、保証契約を締結する場合に説明する態勢）が整備されているかに留意する。

イ. 貸付契約

貸付金額、金利、返済条件、期限の利益の喪失事由、財務制限条件等の契約内容について、顧客の財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由

ロ. 担保設定契約

極度額等の契約内容について、債務者との取引状況や今後の取引見通し、担保提供者の財産

等監督指針Ⅲ-10参照)との観点から、預金等媒介業者において、銀行等が定める経営の方針を  
 実際の説明態勢にどのように反映されているか。

(4) 苦情等処理機能の充実・強化

- ① 苦情等の事例の蓄積と分析を行い、契約締結の媒介における説明態勢の改善を図る取組みや苦  
 情が多く寄せられる商品、取引の媒介を継続するかどうかの検討を行うこととしているか。  
 また、説明態勢の改善に取り組んだ後に媒介した商品、取引に関する苦情相談等を確認し、当  
 該取組みの効果を確認することとしているか。  
 なお、検証に当たっては、特に、Ⅲ-2-9-1 (苦情等対応に関する内部管理体制の確立)  
 に関する苦情等の取扱体制の実効性に留意する。
- ② 歴史的地位の濫用が疑われる等の重大な苦情等の検証に当たっては、検証の客観性・適切性を  
 確保する観点から、苦情等の発生原因となった営業店担当者等の報告等のみを判断の根拠とせず、  
 必要に応じ、本部等の検証部署の担当者が苦情者等に直接確認するなどの措置を適切に講じる態  
 勢となっているか。
- ③ 反社会的勢力との絶縁等民事介入暴力に対する適切な対応態勢が整備されているか。

V-1-2-1-3 監督手法・対応

顧客への説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、顧客保  
 護及び利用者利便の観点も含め、預金等媒介業者の健全かつ適切な業務運営の基本にかかわることから、  
 関係する内部管理体制は高い実効性が求められる。

当局としては、日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された預金等媒介業者のこれらの内部  
 管理態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供  
 法第35条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、預金等媒介業者における自主的な業務改  
 善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の  
 観点から重大な問題があると認められる場合(例えば、法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体  
 を怠っていたことや顧客に対し虚偽の説明を行ったことが確認された場合など)には、金融サービ  
 ス提供法第37条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・  
 悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第38条第1項の規定に基づ  
 業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

V-1-2-2 預金・リスク商品等の販売・説明態勢

V-1-2-2-1 意 義

預金等媒介業者は、預金等媒介業務を行うに際し預金等に関する情報提供を行わなければならないと  
 されており(金融サービス提供法第25条、準用銀行法第52条の44条第2項、仲介業等府令第49条)、

特に仲介業等府令第50条第1項に定める金融商品を取り扱う場合には、預金等との誤認を防止するた  
 めに適切な説明を行うこととされている。また、預金等媒介業者は、その営む業務の内容及び方法に応  
 じ健全かつ適切な業務運営を確保するための措置に関する社内規則等を整備し、当該社内規則等に基づ  
 いて業務が運営されるための十分な体制を整備することとされている(金融サービス提供法第26条及  
 び仲介業等府令第35条)。

リスク商品の販売に当たっては、金融サービス提供法のみならず金融商品取引法などの関係法令の規  
 定も踏まえ、上記の体制整備を行う必要がある。

特に、金利、通貨の価値、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本に損失  
 が生ずるおそれがある預金又は定期預金等(以下「特定預金等」という。)については、金融商品取引法  
 の行為規制が準用され、契約締結前の書面交付義務、広告等の規制等の対象とされていることにも留意  
 する必要がある。(金融サービス提供法第31条第2項、仲介業等府令第48条、第66条から第90条、  
 第92条、第93条、第100条、第106条、第110条)

V-1-2-2-2 主な着眼点

こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。その際、  
 預金等媒介業者と顧客が契約を締結しようとする銀行等との間の顧客に対する情報の提供及び説明に  
 関する役割分担を適切に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。

(1) 全社的な内部管理体制の確立

- ① 顧客への説明態勢に関する全社的な内部管理体制の確立に関し、取締役会が適切に機能を発揮  
 しているか。
- ② 法令の趣旨を踏まえた社内規則等の作成
  - イ. 業務の内容及び方法に応じた説明態勢が社内規則等で明確に定められているか。  
 特に、特定預金等のリスク商品を取り扱う場合には、それぞれの類型に応じた態勢整備がな  
 されているか。
  - さらに、インターネット取引等の異なる取引方法に応じた態勢整備がなされているか。
  - ロ. 顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じた説明態勢が社内規則等で明確に  
 定められているか。
  - ③ 法令の趣旨を踏まえた社内の実施態勢の構築
    - イ. 社内規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策(マニュアル等の配布を含  
 む。)が整備されているか。
    - ロ. 説明態勢等の実効性を確保するため、検査・監査等の内部牽制機能は十分発揮されているか。
    - ハ. 説明態勢等の実効性の検証を踏まえて、金融商品販売態勢の見直しを行っているか。
    - ④ 金融サービス提供法等を踏まえた対応
      - 金融サービス提供法第26条並びに仲介業等府令第33条及び第50条等の観点から、金融商品



係法令に基づく報告徴求等に併せて金融サービス提供法第35条第1項に基づく報告を求めることを通じて、実質的な改善を促すものとする。

また、重大な問題があると認められる場合には、関係法令に基づく業務改善命令等に併せて法第37条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

(2) さらに、検証の結果、経営としてV-1-2-2-1の法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体を怠っていたことや顧客に対し虚偽の説明を行っていたことが確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、金融サービス提供法第38条に基づく行政処分(例えば、社内規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止)を検討する必要があることに留意する。

#### V-1-2-3 その他の説明態勢に係る留意事項

預金等媒介業者における利用者保護のための情報提供・相談機能等に関する監督は、V-1-2-1及びV-1-2-2のほか、以下の(1)から(3)に留意する。

(1) 優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止するための態勢

預金等媒介業者が他業を兼業する場合には、預金等媒介業務に係る業務及び兼業業務に係る業務を行うに際して、特に独占禁止法上問題となる優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているかを確認するものとするが、例えば、V-1-1(1)及びV-2-3-2(4)に掲げる行為は、優越的地位の濫用に該当する行為となり得る点に留意する必要がある。

(2) 預金等との誤認を防止するための体制(仲介業者等府令第50条)

預金等媒介業者が金融商品の販売の媒介を行う場合には、預金等との誤認防止のための態勢整備が必要であることにも留意する。

(3) 顧客情報管理

① 顧客情報管理については、基本的にⅢ-2-2に準じるものとするが、預金等媒介業者が他業を兼業する場合には、預金等媒介業務で得た顧客情報が顧客の同意なく兼業業務に流用されることのないよう、顧客情報を適正に管理するための方法や体制(例えば、組織、担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断に関する社内規則の制定及び研修等社員教育の徹底等)の整備が行われているかどうかについて留意する。

② 特に、非公開金融情報及び非公開情報(なお、顧客の属性に関する情報(氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業)は個人情報であるが、非公開金融情報及び非公開情報に含まれない。)の取扱いに関する事前の同意(仲介業者等府令第55条第7号)については、例えば以下のよ

の販売に際しての顧客への説明方法及び内容が適切なものとなっているか。また、金融サービス提供法上の勧誘方針の策定・公表義務の趣旨に鑑み、適正な勧誘の確保に向けた説明態勢の整備に努めているか。

⑤ 不正取引との誤認防止

優越的な地位の濫用の防止のための態勢整備に当たっては、顧客が「当該取引が融資に影響を与えるのではないか」との懸念を有している可能性があることを前提に、優越的な地位の濫用と誤認されるおそれのある説明を防止する態勢が整備されているか。

(2) 預金等の受入れ(特定預金等の受入れを除く。)

金融サービス提供法第26条及び仲介業者等府令第49条の規定の趣旨を踏まえ、預金等の受入れの媒介に際し、預金者等に対する情報提供や預金者等の求めに応じた商品情報の説明を適切に行うための態勢が整備されているか。例えば、以下の点に留意する。

・ 変動金利預金で金利設定の基準や方法が定められている場合には、これらの基準等及び金利情報の適切な提供を行う態勢が整備されているか。

(3) 特定預金等の受入れ

特定預金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることに鑑み、監督上の着眼点については、Ⅲ-2-6、Ⅶ-1-3、Ⅶ-1-4(1)①、Ⅶ-1-4(1)②、Ⅶ-1-4(1)③、Ⅶ-1-4(1)④、Ⅶ-1-4(1)⑤等を参照するものとする。

特に、通貨の価格の変動によりその元本について損失が生ずるおそれがあること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意するものとする。

例えば、以下の事項について、契約締結前交付書面を交付して説明することとしているか。

イ. 中途解約時に、連約金等により元本欠損が生ずるおそれがある場合には、その連約金等の計算方法(説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提での連約金等の試算額を含む。)  
ロ. 外貨通貨で表示される特定預金等であって、元本欠損が生ずるおそれのある場合においては、その旨及びその理由。

V-1-2-2-3 監督手法・対応

(1) リスク商品等の販売・説明態勢等については、金融商品取引法などの関係法令等に定められている規制に沿った業務運営を通じ確保されていくものであるが、例えば、検査結果通知のフォローアップ、事故等届出書の受理、相談・苦情等の分析などを端緒として、関係法令等に定められている規制に沿った業務運営の確保、適切なリスク商品等の販売・説明態勢等の有効性等に留意が生じた場合、顧客を誤解させるおそれのある表示を行うなど禁止行為に該当する疑義がある場合には、原因及び改善策等について関係法令等に照らしつつ深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、関

うな適切な方法により事前に当該顧客の同意を得るための措置を講じているかについて確認することとする。

イ. 対面の場合

事前に、書面による説明を行い、契約申込みまでに書面による同意を得る方法

ロ. 郵便による場合

事前に、説明した書面を送付し、銀行等への提供の前に、同意した旨の返信を得る方法

ハ. 電話による場合

事前に、口頭による説明を行い、その後速やかに当該提供について説明した書面を送付（電話での同意取得後対面にて顧客と応接する場合には交付でも可とする。）、契約申込みまでに書面による同意を得る方法

ニ. インターネット等による場合

事前に、電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による同意を得る方法

V-2 諸手続（預金等媒介業務）

V-2-1 登録申請に係る事務処理

V-2-1-1 登録申請に当たった際の留意点

V-2-1-1-1 登録の要否

(1) 登録の要否の判断基準等

登録の要否については、預金等の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引、若しくは為替取引を内容とする契約（以下「預金等の受入れ等を内容とする契約」という。）の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があるが、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに登録が不要であると判断することは適切でないことに留意する。

(2) 登録が必要である場合

例えば、以下の①から③のいずれか一つの行為でも業務として行う者は、原則として、金融サービス提供法第 12 条に規定する金融サービス仲介業の登録を受ける必要があることに留意する。

- ① 預金等の受入れ等を内容とする契約の締結の勧誘
- ② 預金等の受入れ等を内容とする契約の勧誘を目的とした商品説明
- ③ 預金等の受入れ等を内容とする契約の締結に向けた条件交渉

(3) 登録が不要である場合

① 顧客のために、預金等の受入れ又は為替取引を内容とする契約の媒介を行う者については、金融サービス仲介業の登録は不要である。

ただし、例えば、銀行と当該者との間で合意された契約上又はスキーム上は顧客のために行われることとされている場合でも、当該者が実務上、その契約若しくはスキームに定められた範囲を超えて又はこれに反し、実質的に銀行のために媒介業務を行っている場合には、登録が必要となる場合があることに十分留意する必要がある。

(注 1) 「資金の貸付け又は手形の割引」を内容とする契約の締結の媒介に関しては、顧客のために行う者であっても、原則として登録が必要である点には留意が必要である。

(注 2) 「顧客のために」とは、顧客からの要請を受けて、顧客の利便のために、顧客の側に立つて助力することをいう。

② 媒介に至らない行為を銀行又は顧客から受託して行う場合には、金融サービス仲介業の登録を得る必要はない。

例えば、以下のイ. からニ. に掲げる行為の事務処理の一部のみを銀行から受託して行うに過ぎない者は、金融サービス仲介業の登録が不要である場合もあると考えられる。

イ. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付

購入資金、自動車購入資金、教育費など)が、使途が特定されていないものについてはその旨が、記載されているか。

ロ. 金融サービス仲介業者が預金等媒介業務の一部又は全部を第三者に再委託する場合には、その旨及び預金等媒介業務委託者の名称

ハ. 金融サービス仲介業の実施体制

(注)上記ハの「実施体制」には、準用銀行法第52条の45各号に掲げる行為その他金融サービス仲介業(預金等媒介業務に限る。)を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次に掲げる場合の区分に応じ、それらに掲げる体制を含むものとする。

- a. 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して預金等媒介業務を営む場合 顧客が当該預金等媒介業者その他の者を誤認することを防止するための体制
- b. 兼業業務(預金等媒介業務及び預金等媒介業務に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。)を営む場合 預金等媒介業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

(2)「金融サービス仲介業務を適確に遂行するに足る能力を有することを明らかにする書面」(仲介業等附令第12条第3号)

① 「金融サービス仲介業を適確に遂行するに足る能力を有することを明らかにする書面」については、Ⅲ-3-1-3(7)を参照するほか、以下の事項が記載されているかを確認する。

イ. その営む預金等媒介業務の業務に関する十分な知識を有する者及びその知識を有する者が当該知識を習得した方法(当該知識を有することを明らかにする書面がある場合には当該書面を含む。)並びに当該者の配置予定先

(注1) その営む預金等媒介業務の業務に関する十分な知識とは、当該業務を健全かつ適切に運営する上で必要となる知識のことをいい、例えば、その営む預金等媒介業務の業務の実務に関する知識、金融サービス提供法、銀行法、個人情報保護法、犯収法、外為法等の法令に関する知識などが考えられる。

(注2) その営む預金等媒介業務の業務に関する十分な知識を有する者は、「その営む預金等媒介業務の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」又は、「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」として配置されているかを確認する。

(注3) その営む預金等媒介業務の業務に関する十分な知識を有する者は、上記(注1)に記載の法令等についての専門的な知識が必要となるほか、次に掲げる知識も必要となることに留意する。

- a. 「その営む預金等媒介業務の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」に配置される場合  
民法、商法、会社法、刑法等の基本法につき、当該預金等媒介業務の業務に関連する

106

(注)このとき、銀行名や同銀行の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。

また、銀行等から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けると等したりする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。

ロ. 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収

(注)このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たることがあり得ることに留意する。

ハ. 金融商品説明会における一般的な銀行等の取扱商品の仕組み・活用法等についての説明

ニ. 勧誘行為をせず、単に顧客を銀行等に紹介する業務

(注)上記「紹介」には、以下の行為を含む。

- a. 当該業者の店舗に、銀行等が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。
- b. 当該業者と銀行等の関係又は当該銀行等の業務内容について説明を行うこと。
- c. 銀行等のサイトへの単なるリンクの設定のみを行い、金融サービス契約の締結に至る交渉や手続は当該銀行等と顧客との間で行い、当該契約締結に当たり当該業者は関与をしないこと。
- ③ 銀行から委託を受けて、営業所又は事務所内にA.TMのみを設置する行為については、当該A.TMが銀行法施行規則第35条第1項第4号の「無人の設備」に該当する場合には、金融サービス仲介業の登録は不要である。

#### V-2-2 添付書類

(1)「金融サービス仲介業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類」(金融サービス提供法第13条第2項第3号)

① 預金等媒介業者に関しては、業務の内容及び方法に次の事項が記載されているかを確認するものとする。

イ. 取り扱う金融サービス提供法第11条第2項各号に規定する契約の種類(預金の種類並びに貸付先の種類及び貸付けに係る資金の使用を含む。)

(注)上記イの「契約の種類」は、以下に掲げるところにより記載されているかを確認する。

- a. 「預金の種類」として、例えば、円貨・外貨の外貨の区分毎の当座預金・普通預金・貯蓄預金・通知預金・定期預金の別が記載されているか。
- b. 「貸付先の種類」として、例えば、消費者・事業者の別が記載されているか。
- c. 「貸付けに係る資金の使用」として、特定の使途がある場合は当該使途(生活費、住宅

106

② 金融サービス提供法第 11 条第 2 項第 2 号に掲げる行為 資金の貸付け業務に従事したことの  
ある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、当該業務を的確に  
遂行することができる者と認められる者

ロ. 申請者が法人（二以上の事務所等で預金等媒介業務を営む個人を含む。）であるときは、その営  
む預金等媒介業務の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該預金等媒介業  
務の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該預金等媒介業務の業務を営む営業  
所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営  
業所等」という。）に他の従たる営業所等における当該預金等媒介業務の業務を管理する部署を  
置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令  
等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該預金等媒介業務の業務に関する十  
分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所（従たる営業所等）において預金等  
媒介業務を営まない場合を除く。）、それぞれ配置しているかを確認する。ただし、特別預金等  
媒介行為を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、  
次の①又は②に掲げる特別預金等媒介行為の内容の区分に応じ、当該①又は②に定める者であ  
ること。

① 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介 当座預金業務若しくは資金の貸付け  
業務に従事したことの者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、  
当座預金業務を的確に遂行することができる者と認められる者

② 金融サービス提供法第 11 条 2 項第 2 号に掲げる行為 資金の貸付け業務に従事したこと  
のある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂  
行することができる者と認められる者

(2) 資金の貸付け業務に従事したことの者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

① 上記(2)の「資金の貸付け業務に従事したことの者」とは、例えば、金融機関や資金業  
者等において融資業務に従事したことの者のある者のことを用いる。なお、「資金の貸付け業務」とは単  
に書類の取次ぎ等のみを行うことを指すものではなく、申請者が預金等媒介業務として取り扱う  
貸付け業務に応じた内容である必要があることに留意する。

② 上記(2)の「資金の貸付け業務に従事したことの者」と同等以上の能力を有すると認めら  
れる者については、例えば、公認会計士、税理士、財務コンサルタント、投資銀行業務担当者、  
商工会議所等の経営相談員等などとして企業財務の分析等に従事した経験を有する者はこれに  
該当すると判断できる場合があること、申請者が預金等媒介業務として取り扱う貸付け業務に  
応じた知識及び経験について資格・業務経歴に照らして判断する必要があることに留意する。

③ 資金の貸付け業務に従事したことの者及びこれらとの者と同等以上の能力を有すると認め  
られる者であつても、当該預金等媒介業務の業務に関する十分な知識を有する必要があることに  
留意する。

部分についての専門的な知識  
b. 「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」に配置される場合  
民法、商法、会社法、刑法等の基本法につき、当該預金等媒介業務の業務に関連する  
部分のみならず広くコンプライアンスにかかわる事項についての専門的な知識

(注 4) 申請者が個人（二以上の事業所で預金等媒介業務を営む者を除く。以下同じ。）である  
ときは、上記(注 1)及び(注 3)に記載する知識を有する必要があることに留意する。

ロ. その営む預金等媒介業務の業務に携った経験を有する者の経歴（当該経験を有することを証  
する書面がある場合には当該書面を含む。）及び当該者の配置予定先

② その営む預金等媒介業務の業務に携った経験を有する者の経歴は、勤務先会社名、部署、役職、  
配属年月日、在籍期間、担当業務等、当該者の経験を正確に把握するために必要な記載がなされ  
ているかを確認する。

V-2-3 登録審査に当たつたときの留意点

V-2-3-1 業務遂行能力に関する審査

金融サービス提供法第 15 条第 1 号タの「金融サービス仲介業を適確に遂行するに足る能力」の審  
査は、登録申請書及び添付書類のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応  
じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介、金融サービス提供法第 11 条第 2 項第 2 号に  
掲げる行為を行う場合の留意事項

イ. 申請者が個人（二以上の事務所等で金融サービス仲介業を営む者を除く。）であり、特別預金等  
媒介行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介又は金融サービス提供法第 11 条  
第 2 項第 2 号に掲げる行為（銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸  
付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約  
の締結に係る審査に関与しないものを除く。）を用いる。以下イ及びロにおいて同じ。）を行う場  
合にあつては、次の①又は②に掲げる特別預金等媒介行為の内容の区分に応じ、当該①又は②  
に定める者であるかを確認する。

(注) 「定型的な貸付契約」とは、契約締結の可否や契約条件の設定の手続き等が定型化されて  
いるために、融資担当者の裁量の余地の乏しい貸付をいう。

V-2-3-2(1)の「規格化された貸付商品」に係る貸付契約は、この「定型的な  
貸付契約」に含まれる。

① 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介 当座預金業務若しくは資金の貸付け  
業務に従事したことの者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、  
当座預金業務を的確に遂行することができる者と認められる者

業務に限る。)との関係については、仲介業等府令第16条第1号イ、第2号等に規定されているところであるが、これらを整理すると別紙2のとおりとなる(ただし、他業の兼業に関する審査を行う場合は、必ずしも別紙2を機械的に適用するのではなく、個々のケースに即して、当該申請者が兼業を行うことにより預金等媒介業務の適正かつ確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証しなければならないことに留意する。)

- (1) 「規格化された貸付商品」(仲介業等府令第16条第1号イ、第2号口)
 

「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付の可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものを指す。
- (2) 「貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るもの」(仲介業等府令第16条第2号イ)
 

「貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約」には、例えば、住宅ローン(貸付資金で購入する住宅に抵当権を設定)や自動車ローン(貸付資金で購入する自動車に譲渡担保権を設定、又は所有権を留保する等)などが含まれる。
- (3) 「主たる兼業業務の内容」(仲介業等府令第16条第1号、第2号)
 

預金等媒介業者が行う兼業業務が「主たる」兼業業務に該当するか否かは、当該業務に係る費用・売上・収益、従事する人員の役割・人数及び当該業務に要する時間など当該兼業業務の規模を総合的に勘案し判断するものとする。
- (4) 「兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する行為(仲介業等府令第16条第1号口)
 

「兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する行為については、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成16年12月1日：公正取引委員会(再掲))も参考とするが、例えば、次に掲げる行為は、兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得る。

  - ① 顧客に対し、預金等媒介業務として媒介する預金の受入れを内容とする契約(その他金融サービス提供法第11条第2項各号に掲げる行為についても同様。以下②から④において同じ。)の締結に応じない場合には兼業業務に係る取引を取りやめ又は兼業業務に關し不利な取扱いをする旨を示唆し、預金の受入れを内容とする契約を締結することを事実上余儀なくさせること。
  - ② 顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、預金等媒介業務として媒介する預金の受入れを

110

### (3) 社内規則に係る主な留意点(金融サービス提供法第15条第1号イ、仲介業等府令第35条)

預金等媒介業者は、その行う預金等媒介業務の内容及び方法に依り、当該預金等媒介業務に関する社内規則を定める必要があるが、登録の審査において社内規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から⑥につき留意することとする。

- ① 契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法
 

社内規則に、顧客への勧誘、契約の内容の明確化及び説明並びに契約締結時の書面交付の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。また、それら法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が具体的に定められているか。
  - ② 帳簿書類の作成及び保存の方法
 

社内規則に、仲介業等府令第138条に掲げる帳簿書類の作成及び保存の方法が具体的に定められているか。
  - ③ 研修の実施方法
 

社内規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明及び書面交付を顧客に行えるよう営業の担当者等に適切に研修等を実施できる体制整備に関する規定が具体的に定められているか。
  - ④ 内部管理態勢の整備
 

社内規則に、内部管理に関する業務の具体的な運営方法及び社内における責任体制が明確に記載されているか。
  - ⑤ 顧客情報の管理
 

イ. 社内規則に、顧客情報を適正に管理するための方法や体制(例えば、組織・担当者の分限、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断等)その他Ⅲ-2-2に準じた取扱いについて、具体的に定められているか。

ロ. 社内規則に、非公開金融情報及び非公開情報(仲介業等府令第38条に規定するものをいう。以下同じ。)の取扱いに關し、事前に顧客の同意を得るための措置について、具体的に定められているか。
  - ⑥ 社内規則の周知方法
 

社内規則の内容を預金等媒介業務に携わる全従業員に周知徹底することとしているか。
- V-2-3-2 他業の兼業に関する審査
- 金融サービス提供法第15条第4号の他業の兼業に関する審査は、仲介業等府令第16条に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の(1)から(4)のとおりである。
- 審査は、登録申請書、添付書類、添付書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。
- なお、主たる兼業業務の内容と預金等媒介業務(金融サービス提供法第11条第2項第2号に掲げる

109

- 内容とする契約の締結を要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。
- ③ 顧客に対し、預金等媒介業務の競争者と取引する場合には兼業務の取引を取りやめるとする旨又は兼業務に関する取扱いを不利益とする旨を示唆し、自己の競争者（銀行及び銀行代理業者を含む。④において同じ。）と預金の受入れを内容とする契約を締結することを妨害すること。
- ④ 顧客に対する兼業務の取引を行うに当たり、自己の競争者と預金の受入れを内容とする契約を行わないことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。

### V-3 監督に係る事務処理

#### V-3-1 監督部局間の連携

- (1) 監督部局は、金融サービス仲介業者が預金等媒介業務を第三者に委託する場合、特に、いわゆるフランチャイズ形式などにより多数又は広範囲に業務を展開する場合は、当該委託をする金融サービス仲介業者により適切な指導監督がなされているか等の観点から、より密接に連携する必要があることに留意すること。
- なお、預金等媒介業務の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する意向を把握した場合、速やかに金融庁に連絡することとする。
- (2) 情報提供に当たっては、その方法を問わず、速やかに行うよう努めるものとする。

VI 監督上の評価項目と諸手続（保険媒介業務）  
 VI-1 業務の適切性（保険媒介業務）  
 VI-1-1-1 保険媒介業務管理態勢

保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者（以下、VIにおいて「保険媒介業者」という。）は、保険契約者等の利益を重んずることがないよう、適正な保険媒介業務管理態勢を確立する必要がある。このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、内部監査部門による監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。

- VI-1-1-1-1 適正な保険媒介業務管理態勢の確立
- (1) 保険媒介業務の意義
    - ① 金融サービス提供法第 11 条第 3 項に規定する保険媒介業務とは、以下のア、からウ、の行為をいう。
      - ア. 保険契約の締結の勧誘
      - イ. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明
      - ウ. その他の保険契約の締結の媒介
    - ② なお、上記ア、及びイ、の要件に照らして、一連の行為の中で、当該行為の位置付けを踏まえ、た上で、以下のア、及びイ、の要件に照らして、総合的に判断するものとする。
      - ア. 保険会社等又は保険媒介業者などからの報酬を受け取る場合や、保険会社等又は保険媒介業者と資本関係等を有する場合など、保険会社等が行う保険募集又は保険媒介業者が行う保険媒介業務と一体性・連続性を推測させる事情があること。
      - イ. 具体的な保険商品の推奨・説明を行うものであること。

- (2) 「保険媒介業務関連行為」について
- 保険契約の契約成立に向けた契約見込客の発掘以降の広い意味での保険媒介業務のプロセスのうち上記(1)に照らして保険媒介業務に該当しない行為（以下「保険媒介業務関連行為」という。）については、直ちに保険媒介業務規制が適用されるものではない。しかし、保険媒介業者においては、保険媒介業務関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせる場合には、当該保険媒介業務関連行為を受託した第三者（以下「保険媒介業務関連行為従事者」という。）が不適切な行為を行わないよう、例えば、以下の①から③の点に留意しているか。
- (注1) 保険媒介業務関連行為とは、例えば、保険商品の推奨・説明を行わず契約見込客の情報を保険会社等又は保険媒介業者に提供するだけの行為や、比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスのうち保険会社等又は保険媒介業者からの情報を監査するに留まるも

の考えられる。  
 (注2) ただし、例えば、以下の行為については、保険媒介業務に該当し得ることに留意する必要がある。  
 ア. 業として特定の保険会社等の商品（群）のみを見込み客に対して積極的に紹介して、保険会社等又は保険媒介業者などから報酬を得る行為  
 イ. 比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスを提供する者が、保険会社等又は保険媒介業者などから報酬を得て、具体的な保険商品の推奨・説明を行う行為

(注3) 例えば、以下の行為のみを行う場合には、上記の要件に照らして、基本的に保険媒介業務・保険媒介業務関連行為のいずれにも該当しないものと考えられる。  
 ア. 保険会社等又は保険媒介業者の指示を受けて行う商品案内チラシの単なる配布  
 イ. コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続き等についての説明

- ウ. 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明
- エ. 保険会社等又は保険媒介業者の広告を掲載する行為

- ① 保険媒介業務関連行為従事者において、保険募集（保険媒介業者が取り扱うことのできない保険契約の締結の媒介行為を含む。）若しくは保険媒介業務又は特別利益の提供等の保険募集規制及び保険媒介業務規制の潜脱につながる行為が行われていないか。
- ② 保険媒介業務関連行為従事者が運営する比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて、誤った商品説明や特定商品の不適切な評価など、保険媒介業者が保険媒介業務を行う際に顧客の正しい商品理解を妨げるおそれのある行為を行っていないか。
- ③ 保険媒介業務関連行為従事者において、個人情報等の第三者への提供に係る顧客同意の取得などの手が届く個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に行われているか。

また、保険媒介業務関連行為従事者への支払手数料の設定について、慎重な対応を行っているか。  
 (注) 例えば、保険媒介業者が、高額な紹介料やインセンティブ報酬を払って保険媒介業務関連行為従事者から見込み客の紹介を受け、一般的にそのような報酬体系は保険媒介業務関連行為従事者が本来行うことができ、具体的な保険商品の推奨・説明を行う蓋然性を高めると考えられることに留意する。

- (3) 保険媒介人の採用・届出
  - ① 保険媒介業者において保険媒介業務に従事する役員又は使用人（以下「保険媒介人」という。）の採用に当たって、その適確性を審査しているか。  
 また、その審査に当たった際の審査基準が整備されているか。

VI 監督上の評価項目と諸手続（保険媒介業務）  
 VI-1 業務の適切性（保険媒介業務）  
 VI-1-1-1 保険媒介業務管理態勢

保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者（以下、VIにおいて「保険媒介業者」という。）は、保険契約者等の利益を重んずることがないよう、適正な保険媒介業務管理態勢を確立する必要がある。このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、内部監査部門による監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。

- VI-1-1-1-1 適正な保険媒介業務管理態勢の確立
- (1) 保険媒介業務の意義
    - ① 金融サービス提供法第 11 条第 3 項に規定する保険媒介業務とは、以下のア、からウ、の行為をいう。
      - ア. 保険契約の締結の勧誘
      - イ. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明
      - ウ. その他の保険契約の締結の媒介
    - ② なお、上記ア、及びイ、の要件に照らして、一連の行為の中で、当該行為の位置付けを踏まえ、た上で、以下のア、及びイ、の要件に照らして、総合的に判断するものとする。
      - ア. 保険会社等又は保険媒介業者などからの報酬を受け取る場合や、保険会社等又は保険媒介業者と資本関係等を有する場合など、保険会社等が行う保険募集又は保険媒介業者が行う保険媒介業務と一体性・連続性を推測させる事情があること。
      - イ. 具体的な保険商品の推奨・説明を行うものであること。

- (2) 「保険媒介業務関連行為」について
- 保険契約の契約成立に向けた契約見込客の発掘以降の広い意味での保険媒介業務のプロセスのうち上記(1)に照らして保険媒介業務に該当しない行為（以下「保険媒介業務関連行為」という。）については、直ちに保険媒介業務規制が適用されるものではない。しかし、保険媒介業者においては、保険媒介業務関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせる場合には、当該保険媒介業務関連行為を受託した第三者（以下「保険媒介業務関連行為従事者」という。）が不適切な行為を行わないよう、例えば、以下の①から③の点に留意しているか。
- (注1) 保険媒介業務関連行為とは、例えば、保険商品の推奨・説明を行わず契約見込客の情報を保険会社等又は保険媒介業者に提供するだけの行為や、比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスのうち保険会社等又は保険媒介業者からの情報を監査するに留まるも

なお、保険媒介業者において、保険媒介人については、以下の要件を満たすことに留意する必要がある。

- (ア) 保険媒介人とは、保険媒介業者から保険媒介業務に関し、適切な教育・管理・指導を受けて保険媒介業務を行う者であること。
  - (イ) 保険媒介人のうち保険媒介業務に従事する使用人については、上記(ア)に加えて、保険媒介業者の事務所勤務し、かつ、保険媒介業者の指揮監督・命令のもとで保険媒介業務を行う者であること。
  - (ウ) 保険媒介人は、他の保険媒介業者、保険代理店、保険仲立人又は保険会社等)において保険契約の締結の代理又は媒介を行う役員又は使用人にはなれないこと。
- ② 保険媒介業者は、金融サービス提供法第74条に規定する届出を行っているか。

(4) 保険媒介人の教育・管理・指導

保険媒介業者においては、保険媒介業務に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備(顧客情報の適正な管理を含む。)等について、社内規則等に定めて、保険媒介人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。

- ① 保険媒介人の教育について  
 保険商品の特性に応じて、顧客が十分に理解できるよう、多様化した保険商品に関する十分な知識や保険契約に関する知識の付与及び適切な保険媒介業務の遂行のための十分な教育を行っているか。
- ② 保険媒介人の管理・指導について  
 保険媒介業者においては、保険媒介人の健全かつ適切な業務運営を確保するために、不適切な保険媒介業務の端緒となりうる点等について、その状況を適時把握し、管理・指導するために適正な措置を講じているか。

具体的には、例えば、以下の(ア)及び(イ)のようなことが考えられる。

- (ア) 保険媒介人の業績状況、保険契約の継続状況等の常時把握可能な管理を行う。  
 その際、保険会社等の従業員が実質的な保険契約の締結の媒介を行い、その保険契約を保険媒介業者の扱いとす等の行為又は保険媒介人の間での成績を付け替える等の行為は、重要事項説明等の説明が不十分となるなどの不適切な保険媒介業務につながるおそれがあることから、こうした行為が行われないように特に留意する。
  - (イ) 金融サービス仲介業者が、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービス仲介業に関して顧客から金銭その他の財産の預託を受けてはならないことから(金融サービス提供法第27条)、保険媒介人による契約者からの保険料徴収が行われないこと、その遵守の状況が事後で確認できる体制とすることなどを保険媒介業者において管理・指導する体制を構築する。
- ③ 営業所等の拠点に対する監査について

営業所等の拠点の保険媒介業務に関する業務内容について、以下のような点を含めて、監査等を適切に実施し、営業所等の拠点の保険媒介業務の実態や内部事務管理の状況等を把握しているか。

- また、監査等において内部事務管理が不適切な営業所等の拠点に対し、適切な措置を講じるとともに、改善が図られるよう指導・検証する態勢を整備しているか。
- ア. 営業所等の拠点に対する監査の周期は、営業所等の拠点の業務の品質を確保する上で有効なものとなっているか。
- イ. 監査等を実施する営業所等の拠点の選定及び監査等の項目は、日常の管理を行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直しを行っているか。
- ウ. 監査等の手法として、無予告での訪問による監査等を実施できる態勢を整備しているか。

VI-1-1-2 保険契約の締結の媒介上の留意点

保険媒介業者の行う保険媒介業務の健全かつ適切な業務運営を確保する観点から、保険契約の締結の媒介においては、以下の点に留意するものとする。その際、保険媒介業者と顧客が契約を締結しようとする保険会社等との間の顧客に対する情報の提供及び説明に関する役割分担を適切に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。

- (1) 不当な乗換媒介の防止等  
 複数の保険会社等から委託を受けている保険媒介業者については、当該保険会社等間の不当な乗換媒介の防止、顧客情報の管理等についての措置を講じているか。

(2) 金融サービス提供法第30条で準用する保険業法(以下「準用保険業法」という。)第294条第1項及び第2項関係(情報提供義務)

- ① 保険媒介業者は、保険媒介業務に関し、保険契約の種類及び性質等を踏まえ、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を適正に行っているか。
  - ② 書面の交付又はこれに代替する電磁的方法により、情報の提供を行うに当たっては、顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下「注意喚起情報」という。)について、記載しているか。  
 なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は、以下のとおりとする。  
 (注)「契約概要」と「注意喚起情報」について、同一媒体を用いて一体で記載している場合には、以下のア.(ア)及びイ.(イ)について省略した上で、当該情報を「契約情報」として表示することで足りる。
- ア. 「契約概要」の項目
    - (ア) 当該情報が「契約概要」であること。
    - (イ) 商品の仕組み



- (ウ) 保障（補償）の内容  
 (注) 保険金等の支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。  
 保険金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。
- (エ) 付加できる主な特約及びその概要
- (オ) 保険期間
- (カ) 引受条件（保険金額等）
- (キ) 保険料に関する事項
- (ク) 保険料払込みに関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）
- (ケ) 配当金に関する事項（配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法）
- (コ) 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項
- イ. 「注意喚起情報」の項目
- (ア) 当該情報が「注意喚起情報」であること。
- (イ) クーリング・オフ（保険業法第309条第1項に規定する保険契約の申込みの撤回等）
- (ウ) 告知義務等の内容  
 (注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない（保険期間の途中で終了する）場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。
- (エ) 責任開始期
- (オ) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの。  
 (注) 通例でないときは、特に記載すること。
- (カ) 保険料の払込滞り期間、契約の失効、復活等  
 (注) 保険料の自動振替貸付制度を備えた保険商品については、当該制度の説明を含む。
- (キ) 解約と解約返戻金の有無
- (ク) セーフティネット
- (ケ) 手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関（金融サービス提供法第11条第9項に規定する「指定紛争解決機関」をいう。以下同じ。）の商号又は名称（指定ADR機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）
- (コ) 補償重複に関する以下の事項  
 (注) 補償重複とは、複数の損害保険契約の締結により、同一の被保険利益について同種の補償が複数存在している状態をいう。  
 a. 補償内容が同種の保険契約が他にある場合は、補償重複となることがあるか。
- b. 補償重複の場合の保険金の支払に係る注意喚起  
 c. 補償重複の主な事例
- (ウ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項
- ③ 情報提供義務の適用除外（仲介業等府令第56条）  
 仲介業等府令第56条第3項第1号イに規定する保険契約とは、例えば、世帯主が家族に対して保険をかけた上で、保険料は世帯主が負担する場合であって保険料を当該法人自身が負担する場合などが考えられる。  
 (注) 明確に被保険者に保険料負担を求めるものではないが、物品等の通常販売価格及び市場価格との比較並びに保険給付のために必要な保険料の額が物品等の価格に占める割合などから、被保険者が負担する実質的な保険料があると解される場合があることに留意する必要がある。  
 なお、保険法に基づき被保険者の同意が求められる場合には、被保険者に対して、当該同意の可否を判断するに足りる情報が提供される必要があることに留意する必要がある。
- ④ 情報提供義務に係る体制整備関係  
 保険媒介業者は、仲介業等府令第35条に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うために、以下のような体制を整備しているか。
- ア. 当該書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下、VI-1-1-2(2)④において同じ。）において、顧客に対して、保険媒介業者における苦情・相談の受付先を明示する措置を講じているか。
- イ. 「注意喚起情報」を記載した書面において、手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関の商号又は名称（指定ADR機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）を明示する措置を講じているか。
- ウ. 当該書面に記載すべき事項について、以下の点に留意した記載等とする措置を講じているか。(VI-1-3 適切な表示の確保参照)
- (ア) 文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか。  
 (注) 例えば、文字の大きさを8ポイント以上とすること、文字の色、記載事項について重要度の高い事項から配列すること、グラフや図表の活用などの工夫すること等。
- (イ) 記載等する文言の表示に当たっては、その平明性及び明確性が確保されているか。  
 (注) 例えば、専門用語について顧客が理解しやすい表示や説明とされているか。顧客が商品内容を誤解するおそれがないような明確な表示や説明とされているか。
- (ウ) 顧客に対して具体的な数値等を示す必要がある事項（保険期間、保険金額、保険料等）については、その具体的な数値が記載等されているか。  
 (注) 具体的な数値等を記載等することが困難な場合は、顧客に誤解を与えないよう記

慮の上、例えば、代表例、顧客の選択可能な範囲、他の書面の当該数値等を記載等した箇所の参照等の記載を行うこと。

(エ) 当該書面等に記載等する情報量については、顧客が理解しようとする意欲を失わないよう配慮するとともに、保険商品の特性や複雑性に合わせて定められているか。

(オ) 当該書面等は他の書面等とは分離・独立した書面等とする。又は同一の書面等とする場合は、他の情報と明確に区別し、重要な情報であることが明確になるように記載等されているか。

エ. 顧客に当該書面の交付又はその他適切な方法（電磁的方法を含む）による提供を行うことに加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われる体制が整備されているか。

(ア) 当該書面等を読むことが重要であること。

(イ) 主な免責事由など顧客にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことが重要であること。

(ウ) 特に、乗換（準用保険業法第300条第1項第4号に規定する既契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させること。）の場合は、顧客に不利益になる可能性があること。

オ. 当該書面の交付又はその他適切な方法（電磁的方法を含む）による提供に当たって、契約締結に先立ち、顧客が当該書面等の内容を理解するための十分な時間が確保される体制が整備されているか。

(注1)「注意喚起情報」を記載した書面等については、顧客に対して効果的な注意喚起を行うため、契約の申込み時に説明・交付することも足りる。

(注2) 顧客に対する十分な時間の確保に当たっては、保険商品の特性や販売方法を踏まえる一方、顧客の理解の程度やその利便性が損なわれないかについて考慮するものとする。

カ. 電話・郵便・インターネット等のような非対面・非接触の方式（テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。）を含む。以下同じ。）による情報の提供及び説明を行う場合は、上記アからオに規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われる体制が整備されているか。

例えば、少なくとも以下のような方法により、顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われている必要がある。

(ア) 電話による場合

顧客に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面等の内容を適切に説明するとともに、当該書面等を読むことが重要であることを口頭にて説明の上、郵便等の方法又は電磁的方法により遅滞なく当該書面を交付又はこれに代替する電磁的方法により提供する方法

(イ) 郵便による場合

当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるように記載を行った上

で、当該書面を顧客に送付又はこれに代替する電磁的方法により提供する方法

(ウ) インターネット等による場合

当該書面の記載内容、記載方法等に準じて電磁的方法による表示を行った上で、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるよう電磁的方法による説明を行う方法

(注1) 上記エに規定する内容と同程度とは、例えば、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、口頭による情報の提供及び説明に代えることが考えられる。

(注2) 郵便による場合、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような書面を併せて送付することも足りる。

(注3) インターネット等による場合、当該書面の郵送等に代えて、印刷や電磁的方法による保存などの手段が考えられる。

キ. 顧客から「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面等の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。とりわけ、これらの書面をインターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合であっても、対面の方式で書面を交付して説明する場合と同程度に、顧客が書面の記載事項を了知した旨の確認を適切に行っているか。

(注) インターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合に顧客が書面の記載事項を了知した旨の確認をする方法としては、例えば、テレビ会議システムを利用した上で、適宜、書面の記載事項を画面上に表示して説明を行うとともに、顧客とのコミュニケーションを通じて、その了知の有無を確認することが考えられる。

映像によって顧客の了知の確認ができない方式においては、必要に応じて電話等で補足すること、書面を全て閲覧しないと申込みのページに遷移できない仕組みとすることや、当該書面の内容を読んだことについての内容の質問及びチェックボックスを設けると等の措置を、顧客の特性等にに応じて組み合わせることによって、顧客の了知の有無を確認することが考えられる。

(3) 仲介業等府令第56条第1項第4号関係

二以上の保険会社等が引き受け受ける保険契約を取り扱う保険媒介業者（仲介業等府令第56条第1項第4号に規定する二以上の相手方金融機関が引き受け受ける保険に係る保険契約を取り扱う保険媒介業者をいう。以下、VI-1-1-2（3）において同じ。）においては、以下の点に留意しつつ、仲介業等府令第56条第1項第4号に規定する保険契約への加入の提案を行う理由の説明その他二以上の保険会社等が引き受け受ける保険契約を取り扱う保険媒介業者の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているかどうかを確認するものとする。

① 二以上の保険会社等が引き受け受ける保険契約を取り扱う保険媒介業者の中から、

顧客の意向に沿った比較可能な商品（保険媒介業者の把握した顧客の意向に基づき、保険の種類や保障（補償）内容などの商品特性等により、商品の較込みを行った場合には、当該較込み後の商品）の概要を明示し、顧客の求めに応じて商品内容を説明しているか。

② 顧客に対し、特定の商品を提示・推奨する際には、当該提示・推奨理由を分かりやすく説明することとしているか。特に、自らの取扱商品のうち顧客の意向に合致している商品の中から、二以上の保険会社等が引き受け受け取る保険契約を取り扱う保険媒介業者の判断により、さらに較込みを行った上で、商品を提示・推奨する場合には、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等について、説明を行っているか。

（注1）形式的には商品の推奨理由を客観的に説明しているように装いながら、実質的には、例えば保険媒介業者の受け取る手数料水準の高い商品に誘導するために商品の較込みや提示・推奨を行うことのないよう留意する。

（注2）例えば、自らが勧める商品の優位性を示すために他の商品との比較を行う場合には、当該他の商品についても、その全体像や特性について正確に顧客に示すとともに自らが勧める商品の優位性の根拠を説明するなど、顧客が保険契約の契約内容について、正確な判断を行う上に必要な事項を包括的に示す必要がある点に留意する（準用保険業法第300条第1項第6号、VI-1-1-1-2（10）②参照）。

③ 上記①、②にかかわらず、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を較込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨する場合には、その基準や理由等（特定の保険会社等との資本関係やその他の事務手続・経営方針上の理由を含む。）を説明しているか。

（注）各保険会社等間における「公平・中立」を掲げる場合には、商品の較込みや提示・推奨の基準や理由等として、特定の保険会社等との資本関係や手数料の水準その他の事務手続・経営方針などの事情を考慮することのないよう留意する。

④ 上記①から③に基づき、商品の提示・推奨や保険媒介業者の立場の表示等を適切に行うための措置について、社内規則等において定めた上で、定期的かつ必要に応じて、その実施状況を確認・検証する態勢が構築されているか。

#### （4）準用保険業法第294条の2関係（意向の把握・確認義務）

保険媒介業者は、準用保険業法第294条の2の規定に基づき、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結の媒介等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行っているか。

##### ① 意向把握・確認の方法

意向把握・確認の方法については、顧客が、自らの抱えるリスクやそれを踏まえた意向に保険契約の内容が対応しているかどうかを判断した上で保険契約を締結することを確保するために、取り扱う商品や保険契約の締結の媒介の形態を踏まえ、保険媒介業者の創意工夫による方法で行っているか。

具体的には、例えば、以下のような方法が考えられる。

ア. 保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを説明・提案するにあたり、当該顧客の意向を把握する。その上で、当該意向に基づいた個別プランを提案し、当該プランについて当該意向とどのようなように対応しているかも含めて説明する。

その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と当初把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。

さらに、契約締結前の段階において、当該意向と契約の申込みを行うとするとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。

（注1）事前に顧客の意向を把握する場合、例えば、アンケート等により把握することが考えられる。

（注2）顧客の意向を把握することには、例えば、性別や年齢等の顧客属性や生活環境等に基づき推定するといった方法が含まれる。この場合においては、個別プランの作成・提案を行う都度、設計書等の交付書類の目立つ場所に、推定（把握）した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく記載し説明するなど、どのような意向を推定（把握）して当該プランを設計したかの説明を行い、当該プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説明することが考えられる。

（注3）自動車等に伴う補償を望む顧客に係る意向の把握及び説明・提案については、顧客自身が必要とする補償内容を具体的にイメージしやすく、そのため意向も明確となることから、主な意向・情報を把握した上で、個別プランの作成・提案を行い、主な意向と個別プランの比較を記載するとともに、保険媒介業者が把握した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく説明することが考えられる。

イ. 仲介業等府令第56条第1項第3号ロに規定する一年間に支払う保険料の額（保険期間が一年未満であって保険期間の更新をすることができる保険契約にあつては、一年間当たりの額に換算した額）が五十万円以下である保険契約における意向把握については、商品内容・特性に応じて適切に行うものとする。

#### ② 意向把握・確認の対象

例えば、以下のような顧客の意向に関する情報を把握・確認しているか。

ア. 第一分野の保険商品及び第三分野の保険商品について

（注）海外旅行傷害保険商品及び保険期間が1年以下の傷害保険商品（契約締結に際し、保険契約者又は被保険者が告知すべき重要な事実又は事項に被保険者の現在又は過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。）を除く。  
（ア）どのような分野の保障を望んでいるか。  
（イ）死亡した場合の遺族保障、医療保障、医療保障のうちガンなどの特定疾病に備えるための保障、傷害に備えるための保障、介護保障、老後生活資金の準備、資産運用など

仲介業等府令第35条に規定する措置に関し、保険会社等又は保険媒介業者において、契約の申込みをおこなうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、適切な遂行を確認できる措置を講じているか。VI-1-1-2(4)①ア。又はこれと同等の方法を用いる場合においては、以下の措置を講じているか。

- (ア) 意向確認書面の作成・交付  
 契約の申込みをおこなうとする保険商品が顧客の意向に合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に最終的に確認する機会を確保するために、顧客の意向に関する情報を収集し、保険商品が顧客の意向に合致することを確認する書面等（以下「意向確認書面」という。）を作成し、顧客に交付又は提供するとともに、保険会社等において保存するものとされているか。

(イ) 意向確認書面の記載事項  
 意向確認書面には、以下の事項が記載されているか。

- a. 顧客の意向に関する情報
- b. 保険契約の内容が当該意向とどのように対応しているか。
- c. その他顧客の意向に関して特に記載すべき事項

例えば、特記事項欄等設け、以下のような情報を記載することが考えられる。  
 (a) 当該保険契約の内容では顧客の意向を全部又は一部満たさない場合はその旨  
 (b) 特に顧客から強く要望する意向があった場合や個別性の強い意向を顧客が有する場合はその意向に関する情報

(c) 当該保険契約の内容が顧客の意向に合致することを確認するために最低限必要な情報が提供されなかった場合はその旨

- d. 保険媒介人の氏名・名称  
 顧客に対して当該書面の作成責任者を明らかにするために記載されているか。  
 なお、保険媒介人が旧氏を使用する場合には、保険媒介業者において、保険媒介人として届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備する必要がある。

(ウ) 意向確認書面の記載方法  
 意向確認書面は顧客にとって分かりやすい記載とされているか。

なお、顧客の意向に関する情報については、例えば、当該書面に予め想定される顧客の意向に関する情報の項目を列挙するといった方法も認められるが、その場合は、予め想定できない顧客の意向に関する情報（上記（イ）c.）を記載するため、特記事項欄等を設けるものとする。

(エ) 意向確認書面の確認・交付時期  
 意向確認書面により、保険契約を締結するまでに、顧客が申込みをおこなうとしている保険契約の内容が顧客の意向に合致しているか否かの確認を行う措置を講じているか。

(イ) 貯蓄部分を必要としているか。  
 (ウ) 保障期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨

イ. 第二分野の保険商品について  
 (注) 上記イに該当する保険商品は、第二分野の保険商品のほか、海外旅行傷害保険商品及び保険期間が1年以下の傷害保険商品（契約締結に際し、保険契約者又は被保険者が告知すべき重要な事実又は事項に被保険者の現在又は過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。）を含む。

(ア) どのような分野の補償を望んでいるか。  
 (海外旅行傷害保険や傷害保険などの保険の種類)

(イ) 顧客が求める主な補償内容  
 (注) 意向の把握に当たっては、例えば、以下のような情報が考えられる。  
 ・ 海外旅行傷害保険については、補償の内容・範囲、渡航先、渡航期間など  
 ・ 保険期間が1年以下の傷害保険については、補償の内容・範囲、優先する事項がある場合はその旨

(ウ) 補償期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨

③ 意向把握・確認義務の適用除外（仲介業等府令第57条関係）  
 既存契約の更新や一部変更の場合において、実質的な変更に該当する場合は、当該変更部分について適切に意向把握・確認を行うものとする。

④ 意向把握・確認義務に係る体制整備関係  
 保険媒介業者においては、準用保険業法第294条の2に規定する措置に関し、契約の申込みをおこなうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、そのプロセス等を社内規則等で定めるとともに、所属する保険媒介人に対して適切な教育・管理・指導を実施するほか、以下のような体制を整備されているか。

ア. 意向把握に係る体制整備  
 保険会社等又は保険媒介業者のいずれか、又は双方において、意向把握に係る業務の適切な遂行を確認できる措置を講じているか。例えば、適切な方法により、保険媒介業務のプロセスに於いて、意向把握に用いた帳票等（例えば、アンケートや設計書等）であって、VI-1-1-2(4)①ア. に規定する顧客の最終的な意向と比較した顧客の意向に係るもの及び最終的な意向に係るものを保存するなどの措置を講じているか。

(注) 顧客の意向に関する情報の収集や提供等に際しては、個人情報保護に関する法律（利用目的の明示や第三者提供に係る同意等）や銀行等の窓口販売における弊害防止措置などの関係法令等を遵守する必要があることに留意する。

イ. 意向確認に係る体制整備

また、顧客が確認した意向確認書面は、顧客の確認後、遅滞なく顧客へ交付又は提供する措置を講じているか。

なお、顧客が即時の契約締結を求めている場合や電話による募集の場合など当該書面の即時の交付又は提供が困難な場合は、顧客の利便性を考慮し、意向確認書面に記載すべき内容を口頭にて確認の上、意向確認書面を事後に遅滞なく交付又は提供することも足りる。

(オ) 意向確認書面の記載内容の確認・修正

意向確認書面の記載内容のうち、特に顧客の意向に関する情報（上記イ）a及びc）については、顧客に対して事実と異なる記載がないかを確認するとともに、顧客から当該部分の記載の修正を求められた場合には速やかに対応を行うこととされているか。

(カ) 保険契約の内容に関する意向の確認

顧客が申込みを行うおととする保険契約の内容のうち、顧客が自らの意向に合致しているかの確認を特に必要とする事項（主契約や特約ごとの具体的な保障（補償）内容、保険料（保険料払込方法、保険料払込期間を含む。）及び保険金額、保障（補償）期間、配当の有無など）については、意向確認書面に確認のための設問を設ける等の方法により、顧客に対して再確認を促すような工夫がなされているか。

(キ) 意向確認書面の媒体等

意向確認書面については、顧客における保存の必要性を考慮した媒体とされているか。なお、必ずしも独立した書面等とする必要はないが（申込書と一体で作成することも可能と考えられる）、他の書面等と同一の書面等とする場合には、意向確認書面に該当する部分を明確に区別して記載する必要があることに留意すること。

また、当該意向確認書面は保険会社等又は保険媒介業者と顧客の双方が確認するために交付される書面等であることから、保険会社等又は保険媒介業者においても書面等を事後に確認できる方法により保存することとされているか。

（注）電子メール等の電磁的方法による交付を行う場合は、顧客の了解を得ていること及び印刷又は電磁的方法による保存が可能であることが必要である。

(ク) 顧客が意向確認書面の作成及び交付を希望しない場合の対応

顧客が意向確認書面の作成及び交付を希望しない場合は、顧客に対して、当該書面の役割（契約の申込みを行うおととする保険契約の内容が顧客の意向に合致するか否かを保険会社等又は保険媒介業者及び顧客の双方が確認するための書面であること等）を書面等により説明するとともに、事後に顧客が意向確認書面の作成及び交付を希望しなかったことが検証できる態勢にあるか。

(ケ) 意向確認書面の記載事項等の検証等

意向確認書面の作成及び交付については、保険商品の特性や販売方法の状況の変化に対応して、また顧客等からの苦情・相談の内容を踏まえながら、その記載事項や記載方法、収集すべき顧客の意向に関する情報及びその収集方法等について検証の上、必要に応じ見直

しを行うこと等の適切な措置が講じられているか。

(コ) 顧客が保険契約の内容等を誤解していること等が明らかなる場合の対応

顧客が保険契約の内容等について、理解していない又は誤解していることが明らかである場合は、より分かりやすい説明及び誤解の解消に努めることとされているか。

(サ) 取り扱える保険会社等の範囲の説明等

保険媒介業者が取り扱える保険会社等の範囲（例えば、専属が乗合か、乗合の場合には取り扱える保険会社等の数等の情報等）を説明するとともに、顧客が告知を行おうとする際には、告知受領権が無いことについてその説明が行われることとされているか。

(5) 団体保険の加入勧奨に係る体制整備関係

保険契約者と被保険者との間の密接性、両者の当該団体保険に係る利害関係及び団体の構成員となるための要件等に照らし、保険契約者と被保険者との間に一定程度の密接な関係が認められない団体を被保険者団体とする保険については、当該団体保険の締結媒介を行った保険媒介業者が加入勧奨における情報提供及び意向把握・確認等を行う場合において、以下のような体制が整備されているか。

① 加入勧奨に当たっては、例えば、準用保険業法第300条第1項に規定する禁止行為の防止など、保険媒介業務規制に準じた取扱いが求められ、募集規制の潜脱が行われないような適切な措置が講じられているか。

② 電話による加入勧奨を行う場合には、VI-1-2-1-1（4）を踏まえた適切な措置が講じられているか。

(6) 顧客の意向に基づかない補償重複に係る対応

保険媒介業者は、補償重複のうち、顧客の意向に基づかないものについて、その発生防止や解消を図る観点から、新規契約や契約の更新・更改（以下「新規契約等」という。）に当たって、顧客に対し、補償重複に係る説明等が十分かつ適切に行われることを確保するため、以下の取組みを行っているか。

① 社内規則等において、補償重複に係る説明の確実な実施方法等、補償重複に係る対応を実施するための必要事項を適切に定めているか。

② 保険媒介人に対して、補償重複に関する適切な教育・管理・指導を行っているか。

③ 自社で取り扱う保険商品（特約を含む。）のうち、組み合わせて契約した場合に補償重複となる保険商品の組合せの一覧を作成しているか。

また、新たな保険商品の販売開始時等、必要に応じて一覧の見直しを行っているか。

④ 新規契約等における商品説明に当たっては、顧客に対し、当該保険商品と組み合わせて契約した場合に、補償重複となる保険に既に加入していないかを確認することとしているか。

また、補償重複に該当する保険に既に加入している場合は、保険料と保険金の関係について明示的に説明した上で、顧客の意向の有無を確認し、当該顧客の意向を踏まえた適切な内容の補

償を提供しているか。

- ⑤ 補償重複に係る顧客に対する確認・説明の実態を把握・検証できる態勢を構築しているか。

(7) 準用保険業法第295条関係（自己契約の禁止）

① 自己契約

ア. 保険媒介業者において自己契約の状況を把握・検証できる態勢を構築しているか。

イ. 自己契約に係る保険料の計算にあたっては、以下のとおり取り扱う。

(ア) 自己物件と他人物件が混同する保険契約の場合で、自己契約に該当する保険料が明確に

区分されないときは、その全額を自己契約に該当するものとみなす。

(イ) 保険期間の途中で、自己物件が他人物件に、他人物件が自己物件に変更になった場合には、自己契約に係る保険料は期間按分して算定することができる。

② 特定契約

保険媒介業者が、自らと人的又は資本的に密接な関係を有する者を保険契約者又は被保険者とする保険契約（以下「特定契約」という。）の保険媒介業務を主たる目的（取扱保険料に占める特定契約の保険料の割合が5割を超えること）とするときは、準用保険業法第295条の趣旨に照らし問題があるため、以下に留意しつつ、自己契約と同様に状況を把握・検証できる態勢を構築し、もって保険媒介業務の公正を確保し、保険媒介業者の自立化の促進に努めているか。

ア. 以下に掲げる者（以下「特定者」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約を特定契約として把握しているか。

(ア) 保険媒介業者本人と生計を共にする親族（姻族を含む。）及び生計を共にしない2親等以内の親族（姻族を含む。）

(イ) 法人である保険媒介業者への出資比率が30%を超えるもの

(注) 出資比率の算定方法

出資者である個人と生計を共にする親族（姻族を含まず。）の出資額を合算した額で算出して30%を超えたときの当該個人

イ. 保険媒介業者が特定契約の保険媒介業務を主たる目的とする保険媒介業者であることが判明した場合には、至った事由及び是正計画を付して、判定を行った月の翌末日までに金融庁又は財務局へ報告がなされているか。

③ 自己契約又は特定契約に係る収入保険料の割合が30%を超えた場合には、速やかに改善するようしているか。

(8) 準用保険業法第300条第1項第4号関係

一定金額の金銭をいっぺんに解約控除等として保険契約者が負担することとなる場合があること、特別配当請求権その他の一定期間の契約継続を条件に発生する配当に係る請求権を失うこととなる場合があること、被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できないこととなる

場合があることなど、不利益となる事実を告げているか。

また、適切な方法により顧客が不利益となる事実を周知した旨を十分確認しているか。

(9) 準用保険業法第300条第1項第5号関係

① 保険媒介業者が、保険媒介業務に関し、保険契約者又は被保険者に対して、各種のサービスや物品を提供する場合には、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。

ア. 当該サービス等の経済的価値及び内容が、社会相当性を超えるものとなっていないか。

イ. 当該サービス等が、換金性の程度と資産の範囲等に照らして、実質的に保険料の割引・割戻しに該当するものとなっていないか。

ウ. 当該サービス等の提供が、保険契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。  
 (注1) 保険媒介業者が、保険契約者又は被保険者に対し、保険契約の締結によりポイントを提供し、当該ポイントに応じてキャッシュバックを行うことは、保険料の割引・割戻しその他の特別利益の提供に該当し、保険業法第4条第2項各号に掲げる書類に基づいて行う場合を除き、禁止されていることに留意する。

(注2) 保険媒介業者が、保険媒介業務の対価として顧客から受領する手数料その他の報酬の割引等についても、その内容によっては、保険業法第4条第2項各号に掲げる書類に基づいて行う場合を除き、保険料の割引・割戻しその他の特別利益の提供に該当し得ることに留意する。

② 団体扱や集団扱での契約の締結の媒介にあたり、以下に掲げる事項について保険会社等との役割分担に応じて適切な確認を行っているか。

ア. 対象となる団体や集団が、事業方法書に定める要件に該当していること。

イ. 団体や集団の定足数を満たしていること。

ウ. 契約者又は被保険者が、事業方法書に定める要件に該当していること。

エ. 団体割引率等の割引率の適用が適正なものであること。

(10) 準用保険業法第300条第1項第6号関係

① 保険契約に関する表示（告げることを含む。以下同じ。）に関し、顧客の十分な理解が得られるような措置が講じられているか。商品の特性に応じた表示となっているか。

なお、表示には以下に掲げる方法により行われるものを含むものとする（以下、VI-1-1-2(1)において同じ。）。

ア. パンフレット、ご契約のしおり等保険媒介業務のために使用される文書及び図面

イ. ポスター、看板その他これらに類似するものによる広告

ウ. 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映画、演劇又は電光による広告

- オ、現に提供されていない保険契約の契約内容と比較して表示すること。
- カ、他の保険契約の契約内容に関して、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該保険契約を誹謗・中傷する目的で、その短所を不当に強調して表示すること。
- ③ 一の保険会社等の商品について他の保険会社等の商品等との比較表示を行う場合には、(イ) 書面等を用いて、以下の事項を含めた表示が行われ、かつ、(ii) 他の保険会社等の商品の特性等について不正確なものとならないための措置が講じられているか。
- (注1) 上記(イ)については、上記②イ(注1)又は(注2)の要件を充足した場合には、当該要件を充足したものと考えられる。
- (注2) 保障(補償)内容や特約の内容に関して、比較する全商品にほぼ共通して存在すると認められる事由や、比較の対象とした保険種類であれば通常支払われるものと認められる事由については、記載内容から省略したことをもって直ちに「誤解させるおそれ」を生ぜしめるものではない。
- (ア) 保険期間
- (イ) 保障(補償)内容(保険金を支払う場合、主な免責事由等)
- (ウ) 引受条件(保険金額等)
- (エ) 各種特約の有無及びその内容
- (オ) 保険料率・保険料(なるべく同一の条件での事例設定を行い、算出条件を併記する。)
- (カ) 保険料払込方法
- (キ) 払込保険料と満期返戻金との関係
- (ク) その他保険契約者等の保護の観点から重要と認められるもの
- ④ 保険料に関する比較表示を行う場合は、保険料に関して顧客が過度に注目するよう誘導したり、保障(補償)内容等の他の重要な要素を看過させるような表示を行うことがないよう配慮されているか。
- また、顧客が保険料のみに注目することを防ぐため、保険料だけではなく保障(補償)内容等の他の要素も考慮に入れた上で比較・検討することが必要である旨の注意喚起を促す文言を併せて記載すること等、比較表の構成や記載方法等について、顧客の誤解を招かないよう工夫がされているか。
- (注1) 契約条件や保障(補償)内容の概要等、保険料に影響を与えるような前提条件を併せて記載することが適切な表示として最低限必要と考えられる。
- (注2) 顧客の年齢や性別等の前提条件に応じ、適用される保険料の相違が顕著である場合には、前提条件の相違により保険料が異なる場合があるので、実際に適用される保険料について保険会社等と問い合わせた上で商品選択を行うことが必要である旨の注意喚起を促す文言を併せて記載することが適当と考えられる。
- ⑤ 比較表示を行う主体がどのような者か(保険会社等、保険媒介業者)、比較の対象となった保険商品を提供する保険会社等や保険媒介業者との間に、提供する比較情報の中立性・公正性を損ない得るような特別の利害関係(例えば、強い資本関係が存在する等)を有していないか、どのよ

- エ、インターネット等による広告
- オ、その他情報を提供するための媒体
- ② 比較表示に関して、準用保険業法第300条第1項第6号に抵触する行為には以下の事項が考えられる。
- ア、客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること。
- イ、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること。
- (注1) 「契約概要」を用いた比較表示(それぞれの「契約概要」を並べる方法により行う場合や、「契約概要」の記載内容の全部を表形式にまとめ表示する場合等)を行う場合は、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。
- (注2) 比較表示(その記載内容を表形式にまとめ表示する場合を含む。)を行うに際し、以下の各要件が全て充足されている場合には、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。
- (ア) 比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示を受けた顧客が「契約概要」を入手したいと希望した時に、その「契約概要」を速やかに入手できるような措置が講じられていること。
- 例えば、a. 比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示と同時に「契約概要」が提供されること、又は、b. 比較表示の対象とした全ての保険商品について、インターネットのホームページ上に「契約概要」を表示できるようにすること、あるいは顧客からの要望があれば速滞なく動送等で要望のあった「契約概要」を交付できるようにすること等の体制を整備した上で、これを顧客に周知すること等が考えられる。
- (イ) 比較表示に関し、以下のような注意喚起文言が記載されていること。
- a. 比較表には、保険商品の内容の全てが記載されているものではなく、あくまで参考情報として利用する必要があること。
- b. 比較表に記載された保険商品の内容については、必ず「契約概要」やパンフレットにおいて全般的に確認する必要があること。
- ウ、保険契約の契約内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。
- エ、社会通念上又は取引通念上同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、あたかも同等の保険種類との比較であるかのように表示すること。
- (注) 例えば、保険期間の相違がある保険商品の比較を行う場合、有配当保険と無配当保険の比較を行う場合等には、商品内容の相違を明確に記載する等、顧客が同等の保険商品と誤解することがないよう配慮した記載を行うことが求められる。

ア. 顧客に対し、威圧的な態度や乱暴な言葉等をもって著しく困惑させること。  
 イ. 勧誘に対する拒絶の意思を明らかにした顧客に対し、その業務若しくは生活の平穩を害する  
 ような時間帯に執拗に訪問し又は電話をかける等の社会的批判を招くような方法により保険  
 媒介業務を行うこと。

(13) 仲介業等府令第62条第1項第4号関係

- ① 保険会社等の信用又は支払能力等を表示する場合の適正な措置が講じられているか。
- ② 保険会社等の信用又は支払能力等の表示に関し、仲介業等府令第62条第1項第4号に抵触す  
 る行為としては、以下のような行為が考えられる。

ア. 保険業法第110条に規定する業務報告書及び中間業務報告書に記載された数値、若しくは保  
 険業法第111条に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用あ  
 る格付業者の格付（以下、「客観的数値等」という。）以外のものを用いて、保険会社等の資力、  
 信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。

イ. 使用した客観的数値等の出所、付された時点、手法等を示さず、また、その意味について、  
 十分な説明を行わず又は虚偽の説明を行うこと。

ウ. 表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該保険会社等の保険契約の支払いが  
 保証されていると誤認させること。

エ. 一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること。

オ. 他の保険会社等を誹謗・中傷する目的で、当該保険会社等の信用又は支払能力等に関してそ  
 の劣後性を不当に強調して表示すること。

カ. 保険契約者保護機構（以下「機構」という。）の行う資金援助等事業に参加していることの表  
 示を行う場合において、機構の行う資金援助が、一定の条件、限度において実施されるもので  
 あり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しないこと。

(14) 仲介業等府令第62条第1項第5号関係

共同保険契約や保険会社等間の保険商品の提携販売等一の契約者が複数の保険会社等との間  
 で一又は複数の保険契約を同時に締結（契約の更改及び更新を含む。）する場合などにおいて、保  
 険契約者が保険の種類や引受保険会社等について誤解しないよう、契約当事者たるそれぞれ  
 の保険会社等と保険契約者との間の契約関係が明確となることをはじめ、保険媒介業務に関して適切  
 な措置が講じられているか。

(15) 金融サービス提供法第38条第1項第7号関係

金融サービス提供法第38条第1項第7号で規定する「その他金融サービス仲介業務に関し著  
 しく不適当な行為」に抵触する行為を排除する措置が講じられているか。

うな情報を根拠として比較情報を提供するの等について、比較表示を行う際に顧客に対して明  
 示することが望ましい。

(11) 準用保険業法第300条第1項第7号関係

- ① 準用保険業法第300条第1項第7号に抵触する行為を排除する措置が講じられているか。
- ② 予想配当表示について

ア. 予想配当表示に関し、準用保険業法第300条第1項第7号に抵触する行為には、以下のよう  
 な行為が考えられる。

(ア) 実際の配当額は、表示された予想配当額から変動し、0（ゼロ）となる年度もあり得る  
 旨を予想配当と併記して表示しないこと。

(イ) 表示された予想配当額が将来の受領額の目安として一定の条件のもとでの計算例を示す  
 ものであるにもかかわらず、その旨及び当該一定の条件の内容を表示しないこと。

(ウ) 配当の仕組み（配当は支払時期の前年度決算により確定する旨等）、支払方法（積立配当  
 方式、保険料相殺方式、保険金増方式、現金支払方式等の別）及び予想配当の前提又は  
 条件となる事項について表示しないこと。

(エ) 損害保険契約に係る予想配当については、その前提又は条件の異なった複数の予想配当  
 額を表示しないこと。

(オ) 合理的かつ客観的な推測の範囲を明らかに超える高額の予想配当額を表示すること。

(カ) 特別配当（ミュー配当）を表示する場合に、普通配当と区別しないで表示すること。

イ. 生命保険契約について、予想配当表示を行う場合には配当率が生命保険会社の直近決算の  
 繰り配当率（確定するまでの間は、その直前の実績配当率又は合理的かつ客観的なもので、保守  
 的に算出された配当率とする。以下同じ。）で推移すると仮定して算定した配当額を表示し、さ  
 らに、少なくとも合理的な一時点においては、利益配当（ラムダ配当を含む。）率（配当を積み  
 立てる場合は、積立配当利率も含む。）が、直近決算の実績配当の利益配当率から上方には1%  
 以内、下方には上方への幅以上（ただし、実績配当率を下回る利益配当率の下限は0%）の範  
 囲内で推移すると仮定して算定した配当額も併せて表示しているか。

ウ. イ. の場合において、予想配当については、アの要件を満たした書面等が保険契約者等に提示  
 されているか。

(12) 準用保険業法第300条第1項第9号及び仲介業等府令第62条第1項第2号関係

① 「業務上の地位等を不当に利用」とは、例えば、職務上の上下関係等に基づいて有する影響力  
 をもって、顧客の意思を拘束する目的で利益又は不利益を与え、ことを明示することをいうが、  
 このような行為を行っていないか。

② 保険媒介業者は、仲介業等府令第62条第1項第2号の規定の趣旨を踏まえ、以下に掲げる行  
 為等を行っていないか。



説明を行い、同意を得た旨を記録し、その後速やかに当該利用について説明した書面の送付又は電磁的記録の提供（電話での同意取得後対面にて顧客と応接する場合にはその場での書面交付又は電磁的方法による表示でも可とする。）を行い、契約申込みまでに書面等の適切な方法による同意を得る方法

#### ④ インターネット等による場合

非公開金融情報の保険媒介業務に係る業務への利用について、当該業務に先立って電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による同意を得る方法

(注) 顧客の属性に関する情報（氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業）は非公開金融情報又は非公開保険情報に含まれない。

(2) 保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者である銀行等が、非公開保険情報（仲介業者等令第20条第2項第1号に規定する非公開保険情報という。以下同じ。）を資金の貸付け等の保険媒介業務に係る業務以外の業務に利用する場合には、非公開保険情報の利用について顧客の同意を取得する際に、当該同意の有効期間及びその撤回の方法、非公開保険情報を利用する業務の方式（対面、郵便等の別）、利用する非公開保険情報の範囲（保険媒介業務に係る業務において知り得た家族構成等の情報）を顧客に具体的に明示するとともに、例えば、(1)①から④までに掲げる方法に準じた適切な方法により事前に顧客の同意を得るための措置を講じているか。

### VI-1-1-3-2 銀行等の保険媒介業務指針

保険媒介業務の公正を確保するために銀行等が定める保険媒介業務指針には、以下の事項が定められているか。

また、保険媒介業務指針の内容について、顧客に周知するため、保険媒介業務指針の書面による交付又は説明、店頭掲示、インターネットホームページの活用等の必要な措置が講じられているか。

- (1) 顧客に対し、保険媒介業務を行う保険契約の引受保険会社等の商号や名称を明示するとともに、保険契約を引き受けるのは保険会社等であること、保険金等の支払いは保険会社等が行うことその他の保険契約に係るリスクの所在について適切な説明を行うこと。
- (2) 複数の保険契約の中から顧客の自主的な判断による選択を可能とするための情報の提供を行うこと。
- (3) 銀行等が法令に違反して保険媒介業務につき顧客に損害を与えた場合には、当該銀行等に保険媒介業者としての販売責任があることを明示すること。
- (4) 銀行等における苦情・相談の受付先及び銀行等と保険会社等との間の委託契約等に基づき保険契約締結後に銀行等が行う業務内容を顧客に明示するとともに、保険媒介業務を行った保険契約に係る顧客からの、例えば、委託契約等に則して、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む苦情・相談に適切に対応する等契約締結後においても必要に応じて適切な顧客対応を行うこと。

#### (16) その他

① 保険媒介業務に関して、業績を指向するあまり、金融機関への過度の預金協力による見込み客の獲得、保険料ローンを不正に利用した保険媒介業務のほか、作成契約、超過保険契約等の不適正な行為を行うことを防止する措置を講じているか。

② 保険媒介業者が、他の保険媒介業者といわゆるフランチャイズ形式などにより多数又は広範囲に業務を展開する場合は、両者が異なる主体であることや、両者が取り扱う保険商品の品揃えが顧客に宣伝しているものと異なる場合における品揃えの相違点を説明するなど、当該他の保険媒介業者が当該保険媒介業者と同一の事業を行うものと顧客が誤認することを防止するための適切な措置を講じているか。

### VI-1-1-3 保険媒介業務を行う銀行等に係る保険媒介業務管理態勢

#### VI-1-1-3-1 非公開金融情報・非公開保険情報の取扱い

(1) 保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者である銀行等が、非公開金融情報（仲介業者等令第20条第2項第1号に規定する非公開金融情報という。以下同じ。）を保険媒介業務に係る業務に利用する場合には、非公開金融情報の利用について顧客の同意を取得する際に、当該同意の有効期間及びその撤回の方法、非公開金融情報を利用する保険媒介業務の方式（対面、郵便等の別）、利用する非公開金融情報の範囲（定期預金の満期日、預金口座への入出金に係る情報、その他金融資産の運用に係る情報等）を顧客に具体的に明示するとともに、例えば、以下の方法のような適切な方法により事前に顧客の同意を得なければ保険契約の締結の媒介ができないようにするための必要な措置（注）を講じているか。

(注) 例えば、非公開金融情報を利用しようとする場合には事前に同意をとらなければ商品説明を行えない、さらに書面による同意がなければ契約申し込みを行えないような事務手続きを整備することが考えられる。

#### ① 対面の場合

非公開金融情報の保険媒介業務に係る業務への利用について、当該業務に先立って書面又は電磁的方法その他の適切な方法による説明を行い、同意を得た旨を記録し、契約申込みまでに書面又は電磁的記録その他の適切な方法による同意を得る方法

#### ② 郵便による場合

非公開金融情報の保険媒介業務に係る業務への利用について、当該業務に先立って説明した書面の送付又は電磁的記録の提供を行い、保険申込書の送付等保険媒介業務の前に、同意した旨の返信を得る方法

#### ③ 電話による場合

非公開金融情報の保険媒介業務に係る業務への利用について、当該業務に先立って口頭による

(5) 上記(1)から(4)までに掲げる顧客に対する保険媒介業務時の説明や苦情・相談に係る顧客対応等について、顧客との面談内容を記録するなど顧客対応等の適切な履行を管理する体制を整備するとともに、保険媒介業務時の説明に係る記録等については、保険期間が終了するまで保存すること。

VI-1-1-1-3-3 銀行等保険媒介制限先の確認等

(1) 銀行等は、銀行等保険媒介制限先(仲介業等府令第20条第3項第1号柱書に規定する銀行等保険媒介制限先をいう。以下同じ。)を保険契約者又は被保険者とする保険契約(仲介業等府令第20条第1項第1号及び第3号に掲げるもの並びに既に締結されている保険契約(その締結の媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。))の更新又は更改(保険金額その他の給付の内容の拡充(当該保険契約の目的物の価値の増加その他これに準ずる事情に基づくものを除く。))又は保険期間の延長を含むものを除き、再更改を含む。)を除外し、締結の媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するため、以下の措置を講じているか。

- ① 保険媒介業務に際して、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険媒介制限先等に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供により行った上で、当該顧客が銀行等保険媒介制限先等に該当するかどうかを顧客の申告により確認するための措置
- ② 保険媒介業務を行った保険契約に係る契約申込書その他の書類又は電磁的記録を受受保険会社等に送付する時までに、保険媒介業務の過程で顧客から得た当該顧客の勤務先等の情報を当該銀行等の貸付先に関する情報と照合し、当該顧客が銀行等保険媒介制限先等に該当しないことを確認するための措置

③ 上記の措置によって、顧客が銀行等保険媒介制限先等に該当することが確認された場合に、当該保険契約に係る保険媒介手数料その他の報酬について、保険会社等から受領せず、又は事後的に返還するための態勢の整備

(注1) ①及び②の措置については、顧客に勤務先等の情報提供等を強制することのないよう留意すること。なお、①及び②の措置によっても当該顧客が銀行等保険媒介制限先等に該当するかどうかを確認できなかった場合は、特段の事情のない限り、該当しないものとみなす。

(注2) 上記②の銀行等の貸付先に関する情報との照合による確認については、貸付先に関するデータベース(少なくとも年1回の更新が必要。既存のものが存在する場合はそれを活用することも可。)と照合する方法や、本部等で融資情報を一元管理して各支店からの照合依頼を受ける方法その他の銀行等の規模や特性を踏まえた方法によること。

(注3) 銀行等が事業に必要な資金の貸付けを行っている法人等の役員又は常時使用する従業員を主たる構成員とする団体を設立させ、これに対し保険媒介業務をする行為は、特段の事情の

ない限り、実質的に当該法人等に対する保険媒介業務とみなされる。  
 (2) 銀行等は、保険会社等から保険媒介業務の委託を受けるに当たっては、当該銀行等のその他の業務(他の保険会社等から受託した業務を含む。)の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないよう、例えば、当該保険会社等の業務又は財務の健全性や保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者である銀行等に対する販売管理態勢の整備状況、当該銀行等が保険媒介業務を行うこととなる保険商品の内容に十分留意して当該業務の受託の可否を決定しているか。

VI-1-1-1-3-4 仲介業等府令第20条第3項第1号関係

仲介業等府令第20条第3項第1号柱書に規定する「保険の目的物の価値の増加その他これに類する事情」には、例えば、次に掲げるものが含まれる。

- (1) 保険の目的物の価値の増加
- (2) 保険の目的物の入替
- (3) 被保険範囲の拡大
- (4) 団体契約の被保険者数の増加

VI-1-1-1-3-5 仲介業等府令第62条第1項第8号関係

住宅ローンの申込みを受け付けている顧客に対して、住宅関連債務返済支援保険又は住宅関連信用生命保険の契約締結の媒介を行う際には、当該保険契約の締結が当該住宅ローンの貸付けの条件ではない旨の説明を書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供により行う必要があることに留意すること。

VI-1-1-1-3-6 仲介業等府令第62条第1項第10号関係

顧客に資金需要があるにもかかわらず、保険媒介業務を行うために意図的に貸付申込みをさせない場合については、「顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っている場合」とみなされる。

VI-1-1-1-3-7 銀行等の保険媒介業務に係る法令等遵守責任者等

銀行等は、仲介業等府令第20条第2項第3号に規定する保険媒介業務に係る法令等の遵守を確保する業務が確実に実施されるよう、同号に規定する法令等の遵守を確保する業務に係る責任者(当該責任者を指揮し保険媒介業務に係る法令等の遵守を確保する業務を統括管理する統括責任者を含む。)について、保険媒介業務に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を配置しているか。

VI-1-1-1-3-8 銀行等の保険媒介業務に係る内部監査

銀行等は、保険媒介業務に係る業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、当該銀行等の内部監

査が確実に実施されるよう、当該部門に保険媒介業務に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を配置しているか。

#### VI-1-1-1-3-9 公正取引委員会ガイドライン関係

銀行等は、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不正な取引方法について」(平成16年12月1日公正取引委員会)における「第2部第2. 2 銀行等の保険募集業務に係る不正な取引方法」も参照した上で保険媒介業務に係る不正な取引方法に十分留意した業務運営を行っているか。

#### VI-1-1-1-4 直接支払いサービス

保険媒介業者は、保険媒介業務を行うに当たって、保険金を受け取るべき者の選択により、直接支払いサービスが受けられる旨を表示し、かつ、提携事業者が提供する財・サービスの内容・水準に言及する場合に、以下のような点に留意し、仲介業等府令第56条第1項第5号に規定する情報の提供が行われているかどうかを確認するものとする。

(1) 保険媒介業務時に保険契約者又は被保険者に対して以下に掲げる事項の情報提供が行われているか。

- ① 保険金を受け取ることができること(提携事業者からの財・サービスの購入や直接支払いサービスの利用が義務づけられないこと)
- ② 提携事業者の選定基準(提携事業者が決定している場合には、提携事業者の名称も表示する。)
- ③ 直接支払いサービスを受けられる場合において、保険金が財・サービスの対面に満たないときは、顧客が不足分を支払う必要があること(余剰が生じた場合には、余剰分を保険金として受け取ることができること)
- ④ 当初想定していた財・サービスを提供可能な提携事業者の紹介が困難となる場合として想定されるケース

(2) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者又は提携事業者から紹介手数料その他の報酬を得ていないか。

(3) 提携事業者との同意のもとで提供する財・サービスの内容・水準や保険金を受け取るべき者が直接支払いサービスを利用した場合の連絡・支払方法などの手続きを定めているか。

(4) 提携事業者が提供する財・サービスの質の確認や、問題が発見された場合の提携事業者の入れ替えなど、保険媒介業務時に保険契約者又は被保険者に説明した内容・水準の財・サービスを提供できる提携事業者を紹介してきている状態を維持するための措置を講じているか。

(5) 保険事故発生時に、提携事業者からの財・サービスの購入や直接支払いサービスを受けることが

義務づけられるものではない(保険金を受け取ることができる)旨を、改めて、保険金を受け取るべき者に説明しているか。

#### VI-1-2 顧客保護等

##### VI-1-2-1 顧客に対する説明責任

保険媒介業者は、顧客保護を図るため、その業務に関し、業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。

このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、内部監査部門による監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。

##### VI-1-2-1-1 顧客保護を図るための留意点

- (1) 顧客に対して公正な事務処理を行っているか。
- (2) 保険契約者との取引に当たっては、取引の内容等を保険契約者に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。

(3) 高齢者に対する保険媒介業務は、適切かつ十分な説明を行うことが重要であることに鑑み、社内規則等に高齢者の定義を規定するとともに、高齢者や商品の特性等を勘案した上で、きめ細やかな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを含めた保険媒介業務の方法を具体的に定め、実行しているか。

その際の取組みとしては、例えば、以下のような方策を行うなどの適切な取組みがなされているか。

- ① 保険媒介業務時に親族等の同席を求める方法。
  - ② 保険媒介業務時に複数の保険媒介人による保険媒介業務を行う方法。
  - ③ 保険契約の申込みの検討に必要な時間的余裕を確保するため、複数回の保険媒介業務の機会を設ける方法。
  - ④ 保険媒介業務を行った者以外の者が保険契約申込書の受付後に高齢者へ電話等を行うことにより、高齢者の意向に沿った商品内容等であることを確認する方法。
- また、高齢者や商品の特性等を勘案した上で保険媒介業務の内容の記録(録音・報告書への記録等)・保存を行うといった適切な取組みがなされているか。

これらの高齢者に対する保険媒介業務に係る取組みについて、取組みの適切性等の検証等を行っているか。

(4) 保険媒介業者が行う電話による新規の保険媒介業務(自らが保険媒介業務を行った団体保険に係

る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させさせるための行為を含む。)は、非対面で、顧客の予期しないタイミングで行われること等から、特に苦情等が発生しやすいといった特性等に鑑み、当該行為を反復継続的に行う保険媒介業者は、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを含めた保険媒介業務の方法を具体的に定め、実行するとともに、保険媒介人に対し、適切な教育・管理・指導を行っているか。

また、これらの取組みについて、適切性の検証等を行い、必要に応じて見直しを行っているか。その際の取組みとしては、以下の措置を含めた適切な取組みがなされていること。

- ① 説明すべき内容を定めたトークスクリプト等を整備の上、徹底していること。
- ② 顧客から、今後の電話を拒否する旨の意向があった場合、今後の電話を行わないよう徹底していること。
- ③ 通話内容を記録・保存していること。
- ④ 苦情等の原因分析及び再発防止策の策定及び周知を行っていること。
- ⑤ 保険媒介業務を行った者以外の者による通話内容の確認（成約に至らなかったものを含む。）及びその結果を踏まえた対応を行っていること。

(5) 顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。

#### VI-1-3 適切な表示の確保

(1) 情報開示の趣旨を十分踏まえて適切に開示を行う体制を確立しているか。

(2) 保険媒介業務用の資料等（広告も含む。）について、表示媒体や商品の特性に応じた適正な表示を確保するための措置が講じられているか。

(3) 適正な表示を確保するための社内規則等が適切に策定されているか。

(注) 社内規則等は、以下の事項等を踏まえ、保険期間、保障内容、引受条件及び保険料率・保険料等が適切に表示されるよう留意して策定されているか。

① 保険商品の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にあるものを併せてわかりやすく示さないことなどにより、契約者等に著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。

例えば、保険商品の保障内容に以下の例示のような一定の制限条件があるにもかかわらず、当該条件が表示されていない場合又は著しく小さな文字で表示されている、著しく短い時間で表示されている、参照先を明瞭にすることなく保障内容を強調した表示から離れたところに表示されている等により当該条件表示を契約者等が見落とすような表示方法となっている場合には、当該保険商品の内容が、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留

意する必要がある。

ア. 給付事由の全部又は一部について、契約後一定の負担期間がある場合

イ. 保険金（給付金）額等が被保険者の年齢、契約後の年齢、入院日数、刃傷疾病等の条件により減額又は消滅する場合

ウ. 先進医療による治療を給付事由とすることにより、医療行為、医療機関及び通院症等により、給付対象とならないことがある場合

また、保険商品の保障内容に関する優良性と直接関係のない情報を表示し、あたかも優良であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

② 保険商品の取引条件の有利性を示す際に、制限条件等を併せてわかりやすく示さないことなどにより、契約者等に著しく有利との誤解を与える表示となっていないか。

例えば、保険料の表示に関して、主たる契約者層とは考えられない若年層等の保険料を用例とし、その適用年齢等の条件表示を著しく小さく表示しているため、契約者等が見落とすような表示となっている場合には、他の年齢層等の契約者等についても当該保険料が適用され、実際のものよりも著しく安いとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

また、保険商品の取引条件に関する有利性と直接関係のない情報を表示し、あたかも有利であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく有利であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

③ 保険商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。

例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に裏証されているか。

また、客観的な事実について表示する際に、その一部のみを表示あるいは強調することにより、以下の例示のような契約者等に誤った事実認識をさせるおそれのある表示となっていないか。

ア. 医療費の自己負担額について、高額療養費制度に基づく給付を反映していない額を表示することにより、過大に認識させるおそれのあるものとなっていないか。

イ. テレビCM等において、十分な視認性を確保せずに重要な事項を画面上に注記して表示したものにないか。

④ 保険商品・サービス等に関する表示に業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容の根拠についても明確に表示しているか。

例えば、「最高」「最低」「日本一」「ナンバーワン」、「当社だけ」「業界初」「他社にない」、「ワイド」「最低水準」「割安」等の用語を使用する場合は、その用語の根拠となった調査方法、出典又は前提条件を表示する必要がある。

⑤ 銀行等で販売する保険商品について表示を行う場合（銀行等が行う表示を含む。）には、例えば、定期預金など銀行等の商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が保険会社等

- いて「手数料等」という。)の支払いを行っていないか。
- ② 保険募集人及び保険仲立人が、保険媒介業者又はその保険媒介人に対して保険契約の締結の媒介を委託し、又は保険契約の締結の媒介に関する手数料等の支払いを行っていないか。

(2) 共同の行為

- ① 顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う保険媒介業者又はその保険媒介人が、保険会社等、保険募集人又は他の保険媒介業者(保険会社等からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合に限る)と、同一契約の共同取扱いを行っていないか。
- ② 顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う保険媒介業者又はその保険媒介人が、原則として、保険会社等、保険募集人又は他の保険媒介業者(保険会社等からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合に限る)に当該保険媒介業務に係る事務の一部の引継ぎ又は代行をさせていないか。
- ③ 保険会社等からの委託を受けて保険媒介業務を行う保険媒介業者又はその保険媒介人が、保険仲立人又は他の保険媒介業者(顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合に限る)と、同一契約の共同取扱いを行っていないか。
- ④ 保険会社等からの委託を受けて保険媒介業務を行う保険媒介業者又はその保険媒介人が、原則として、保険仲立人又は他の保険媒介業者(顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合に限る)に当該保険媒介業務に係る事務の一部の引継ぎ又は代行をさせていないか。

(3) 店舗共用

顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う保険媒介業者がその保険媒介業務を行う事務所を、保険募集人又は保険仲立人の保険募集、若しくは他の保険媒介業者の保険媒介業務を行う事務所と同一建物内に設置していないか。ただし、専有部分が独立区分されていること、入口から各々の事務所まで共用部分をもって区分されていること等、顧客に混同が生じないよう十分手当てがなされている場合には、基本的に問題ないものとみなす(なお、この場合においては、Ⅲ-2-3も参照すること)。

(4) 情報提供

保険媒介業者又はその役員若しくは使用人が、自己が顧客から得た非公開情報の保険募集人、保険仲立人又は他の保険媒介業者への提供を行っていないか。また、保険媒介業者又はその役員若しくは使用人が、保険募集人、保険仲立人又は他の保険媒介業者が顧客から得た非公開情報の提供を受けていないか。ただし、当該情報の提供につき事前に当該顧客の個別の同意がある場合には、基本的に問題ないものとみなす。

Ⅵ-1-4-1-2 関係募集人等との関係

保険媒介業者(顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う者に限る。)に自己と一定の資本関係の

- の保険商品であることを適切に表示しているか。
- (4) 表示媒体や表示内容に並び、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面等を読むことの重要性を喚起するための表示を行うための措置を講じているか。

- (5) 適正な表示がなされるよう、コンプライアンス担当部門によるリーガルチェック等を含めた十分な審査体制が整備されているか。

- なお、審査については、以下の点に留意したものととなっているか。
- ① 保険媒介業務用の資料等について、本社で集中管理するなどの方法により、表示内容に係る審査を漏れなく行っているか。
- ② 約款、「契約概要」、「注意喚起情報」、パンフレット、ご契約のしおり等について、それぞれの表示内容の整合性を確保するためのチェックを行っているか。
- ③ 保険媒介業務用の資料等における積立利率等の表示については、公然性や客観性を高めるなどの観点からチェックを行っているか。
- ④ 契約者等からの苦情等において表示上の問題等が指摘されている場合には、その内容について分析し、問題が認められた場合には、改善のための適切な対応を行っているか。

- (6) 商品性の説明(比較広告等を含む。)に係る準用保険業法第300条第1項第6号及び同第7号については、以下の点に留意するものとする。

- ① 保険契約に関する表示については、「Ⅵ-1-1-2(10)」に準じて取り扱うものとする。
- ② 予想配当表示については、「Ⅵ-1-1-2(11)」に準じて取り扱うものとする。

Ⅵ-1-4 その他

Ⅵ-1-4-1 他の保険募集人等との関係

保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者と保険募集人(保険業法第2条第23項に規定する「保険募集人」をいう。)及び保険仲立人(保険業法第2条第25項に規定する「保険仲立人」をいう。)との兼営等禁止(金融サービス提供法第11条第3項)及び金融サービス仲介業者の誠実義務(金融サービス提供法第24条)の趣旨に照らし、保険媒介業者の適切な業務運営を確保するため、以下に掲げる事項に特に留意するものとする。

Ⅵ-1-4-1-1 他の保険募集人等との関係

(1) 保険媒介業務の委託

- ① 保険媒介業者又はその保険媒介人が、第三者に対して保険契約の締結の媒介を委託し、又は保険契約の締結の媒介に関する手数料、報酬その他の対価(以下、Ⅵ-1-4-1-1(1)にお

ある保険募集人（当該保険媒介業者の議決権を売買 25%以上保有又は当該保険媒介業者が実質 25%以上の議決権を保有している保険募集人をいう。）又は他の保険媒介業者（当該保険媒介業者の議決権を売買 25%以上保有又は当該保険媒介業者が実質 25%以上の議決権を保有している他の保険媒介業者であって、保険会社等からの委託を受けて保険媒介業務を行うことがある者に限る。）が存在する場合において（以下、これらの者を「関係募集人等」という。）、コンピューターとの共用に関して、当該保険媒介業者と関係募集人等のそれぞれの端末から他方の情報へのアクセスができないようなシステム設計が講じられているか。

#### VI-1-4-1-3 保険会社等との関係

顧客から委託を受けて保険媒介業務を行う保険媒介業者は、保険会社等から独立した立場で保険契約の締結の媒介を行うことが求められていることから、保険会社等との関係においては、特に以下の点に留意するものとする。

##### (1) 店舗共用

保険媒介業務を行う事務所を保険会社等の事務所と同一建物内に設置していないか。ただし、専有部分が独立区分されていること、入口から各々の事務所まで共用部分をもって区分されていること等、顧客に混同が生じないよう十分手当てがなされている場合には、基本的に問題ないものとみなす（なお、この場合においては、Ⅲ-2-3も参照すること。）。)

##### (2) 便宜供与

顧客から委託を受けて保険媒介業務を行う保険媒介業者が、保険会社等から通常の条件に照らして著しく異なる条件で融資を受け、又は何らの名義によってするかを問わず、金銭、物品、役務の提供等の便宜供与を要請若しくは受領していないか。

##### (3) 人事交流

顧客から委託を受けて保険媒介業務を行う保険媒介業者がその保険媒介人として、保険会社等からその役員又は使用人の出向を受け入れているか。

(注) 保険会社等から委託を受けて保険媒介業務を行う保険媒介業者についても、保険会社等の役員又は使用人が、保険媒介業者の役員又は保険契約の締結の媒介を行う使用人になれないことには留意が必要である（金融サービス提供法第 15 条第 5 号、第 38 条第 1 項第 3 号）。

##### (4) 立場の表示

保険会社等から委託を受けて保険媒介業務を行う保険媒介業者においては、保険会社のために保険契約の締結の媒介を行う立場を誤解させようとする表示を行っていないか。

(注) 単に「公平・中立」との表示を行った場合には、「保険会社等と顧客との間で中立である」と

顧客が誤解するおそれがある点に留意する。

#### VI-1-4-2 結約書

準用保険業法第 298 条に規定する結約書のひな型は、別紙様式 VI-1 に定める。

#### VI-1-5 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された保険媒介業務の適切性に関する保険媒介業者の態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、保険媒介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第 37 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第 38 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

(3) 金融サービス提供法第74条の適用において、保険媒介業者登録と同時に届出を行う場合は登録日をもって届出日とし、登録日と異なる場合は財務局長等に提出した日(届出書郵送の場合)においては発送日の翌日)をもって届出日とする。

VI-2-2-1 役員又は使用人の届出書の記載要領

仲介業等府令別紙様式第9号に規定する役員又は使用人の届出書の記載要領は、以下のとおりとする。

(1) 「年月日」  
 保険媒介業者登録と同時に届出する場合に提出する届出書の記載要領は、以下のとおりとする。

(2) 「登録番号」  
 保険媒介業者登録と同時に届出の場合は、記載不要とする。

(3) 「商号、名称又は氏名」  
 法人は商号又は名称を「商号又は名称」欄に記載し、個人は氏名を「氏名」欄に記載する。

(4) 「氏名」  
 届出事由が生じた者の氏名を記載する。

(5) 「生年月日」  
 届出事由が生じた者の生年月日を記載する。

(6) 「事由発生年月日」  
 届出事由が「新規」の場合は登録日、「追加」の場合は財務局長等への届出日、「廃止」又は「改姓」の場合は事由発生日を記載する。

(7) 「事由」  
 該当する事由に○印を付す。

(8) 「備考」  
 ① 改氏名の場合は、旧氏名を記載する。  
 ② 当該役員・使用人の所属事務所の名称及び取り扱うことのできる保険契約の種類を記載する。

VI-2-2-2 役員又は使用人の届出書の添付書類

仲介業等府令別紙様式第9号に規定する役員又は使用人の届出書の届出事由が「新規」又は「追加」

VI-2 諸手続(保険媒介業務)

VI-2-1 登録

VI-2-1-1 登録申請・添付書類の記載要領等

- (1) 同一人は2以上の商号又は名称を使用して、2以上の登録の申請を行わないものとする。
- (2) 仲介業等府令第12条第3号に規定する「能力を有することを明らかにする書面」とは、VI-2-1-1-2(1)に定めるところにより、保険媒介業務に係る業務を適確に遂行するに足りる能力があることを証する書面の写しとする。その他、Ⅲ-3-1-3(7)を参照する。
- (3) 保険媒介業者に関しては、「金融サービス仲介業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類」(金融サービス提供法第13条第2項第3号)の「業務の内容及び方法」(仲介業等府令第11条第1号)に取り扱う保険の種類が記載されているか否かを確認するものとする。なお、取り扱う保険契約の種類とは、以下のとおりとする。
- ① 生命保険会社(外国生命保険会社等及び保険業法第219条第4項の免許を受けた特定法人の引受社員を含む。)が保険者となる保険契約(以下「生命保険契約」という。)
  - ② 損害保険会社(外国損害保険会社等及び保険業法第219条第5項の免許を受けた特定法人の引受社員を含む。)が保険者となる保険契約(これら以外の外国保険業者が保険者となる保険契約で、保険業法施行令第39条の2に規定する保険契約を含む。以下「損害保険契約」という。)
  - ③ 少額短期保険業者が保険者となる保険契約(以下「少額短期保険契約」という。)

VI-2-1-2 登録の拒否

- (1) 金融サービス提供法第15条第1号々に規定する「金融サービス仲介業務を適確に遂行するに足りる能力」は、登録申請者が法人の場合には、保険媒介業務に従事する全ての役員及び使用人、登録申請者が個人の場合には、当該個人及び保険媒介業務に従事する全ての使用人のそれぞれが、取り扱う保険種類に於いて、保険媒介業務に関する法令、保険契約に関する知識及び保険媒介業務の業務遂行能力等に関する試験の合格等により、判断するものとする。
- (2) 金融サービス提供法第15条第5号ハ(2)の著しく不適当な行為とは、保険契約者の無知に不当に乗ることなど、保険契約者等の保護に欠ける行為とする。
- VI-2-2 保険媒介業務に従事する役員又は使用人の届出の取扱い
- (1) 金融サービス提供法第74条の規定により届出を要する役員又は使用人とは、VI-1-1-1(3)①(ア)から(ウ)の要件を満たす者である必要があることに留意する。
- (2) 役員又は使用人の氏名又は勤務する事務所が変更となった場合は、届出を要するものとする。

に該当する場合は、仲介業等府令第 12 条第 3 号に規定する「能力を有することを明らかにする書面」を添付するものとする。

Ⅶ 監督上の評価項目と諸手続（有価証券等仲介業務）

Ⅶ-1 業務の適切性（有価証券等仲介業務）

Ⅶ-1-1 法令等遵守態勢

有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者（本Ⅳにおいて、「有価証券等仲介業者」という。）は、個人投資家、機関投資家、有価証券の発行体である企業等が、金融商品市場にアクセスする際に、市場仲介者として機能し、円滑な取引を可能とする役割を果たしている。こうした業務には高い公共性が付随しており、有価証券等仲介業者は、適正な顧客保護を図りつつ、信頼性の高い業務を遂行することにより、市場仲介機能を効率的かつ安定的に発揮することが求められている。また、そのためには、市場プレイヤーとしても、高い自己規律の下で健全かつ適切に業務を運営することが求められる。こうした有価証券等仲介業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、市場仲介機能等の適切な発揮の観点から策定された自主規制規則の遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

Ⅶ-1-2 営業員管理態勢

有価証券等仲介業者は、顧客属性等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、営業員の勧誘実態等の把握及び法令等遵守の徹底が重要であるが、その徹底に当たっては、以下の点に特に留意するものとする。

(1) 主な着眼点

① 営業員の勧誘実態等の把握及びその適正化

- イ. 勧誘実態の把握について、例えば、各営業部門における管理責任者等は、必要に応じて顧客との直接面談や顧客との間の勧誘のやりとりに係る記録の確認等を行うことにより、その実態の把握に努め、適切な措置を講じているか。
- ロ. 内部管理部門においては、上記イの勧誘実態等の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を従業員に周知徹底するとともに、必要に応じて、その状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する態勢を構築しているか。

② 役職員の法令等遵守意識の徹底

- イ. 役職員の法令等遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事例研修及び外部研修等を実施し、役職員の法令等遵守意識の向上を図っているか。
- ロ. 内部管理部門においては、各種研修の内容及び実施状況を把握・検証し、内容等を見直したる等、その実効性を高める措置を講じているか。



特に、金利や相場等の指標の変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれのある場合の当該指標、損失が生ずるおそれがある旨・その理由、及び元本超過損が生ずるおそれがある場合の、その直接の原因、元本超過損が生ずるおそれがある旨・その理由は、広告上の文字又は数字の中で最も大きなものと著しく異ならない大ききで表示しているか。

- ロ. 取引の長所に係る表示のみを強調し、短所に係る表示が目立ちにくい表示を行っていないか。
- ハ. 当該広告等を画面上に表示して行う場合に、表示すべき事項の全てを判読するために必要な表示時間が確保されているか。

### ③ 誇大広告に関する留意事項

イ. 有価証券等の価格、数値、対価の額の動向の断定的な表現や、確実に利益を得られるように誤解させて、投資意欲を不当に刺激するような表示をしていないか。

ロ. 利回りの保証若しくは損失の全部若しくは一部の負担を行う旨の表示又はこれを行っていることと誤解させるような表示をしていないか。

ハ. 申込みの期間、対象者数等が限定されていない場合に、これらが限定されていると誤解させるような表示を行っていないか。

ニ. 登録を行っていること等により、内閣総理大臣、金融庁長官、その他の公的機関が、有価証券等仲介業者を推薦し、又はその広告等の内容を保証しているのかのように誤解させるような表示をしていないか。

ホ. 不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する又は違反するおそれのある表示をしていないか。

ヘ. 社会的に過剰宣伝であるとの批判を浴びるような表示をしていないか。

### ④ 顧客を集めての勧誘

イ. セミナー等（講演会、学習会、説明会等の名目の如何を問わない。以下同じ。）を開催して、一般顧客等を集め、当該一般顧客等に対して金融サービス契約の締結の勧誘（勧誘を目的とした具体的商品の説明を含む。）を行う場合には、当該セミナー等に係る広告等及び送付する案内状等に、金融サービス契約の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示しているか。

ロ. 上記イの「金融サービス契約の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示」することには、セミナー等の名称が、金融サービス仲介業務に関連するものであることを明確に表していることのみでは足りず、勧誘する目的がある旨を明確に表示している必要がある。

### ⑤ 広告等審査体制

準用金融商品取引法第 37 条の規定を遵守する観点から、広告等の審査を行う広告等審査担当者配置され、審査基準に基づいた適正な審査が実施されているか。

## (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された有価証券等仲介業者の営業員管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、有価証券等仲介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第 37 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第 38 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### Ⅳ-1-3 広告等の規制

有価証券等仲介業者が行う広告等（仲介業務等令第 83 条第 1 項に規定する広告等をいう。以下同じ。）の表示は、顧客への投資勧誘の導入部分に当たり、明瞭かつ正確な表示による情報提供が、適正な投資勧誘の履行を確保する観点から最も重要であるが、その徹底に当たっては、以下の点に特に留意するものとする。

（注）なお、広告等には、勧誘資料やインターネットのホームページ、郵便、書便、ファックス、電子メール、ビラ、パンフレット等による多数の者に対する情報提供が含まれるが、実際に広告等に該当するか否かの判断は、投資者との電子メール等のやり取り、イメージCM、ロゴ等を記載した粗品の提供などの外形ではなく、実態をみて個別具体的に判断する必要がある。

#### (1) 主な着眼点

##### ① 顧客判断に影響を及ぼすこととなる重要事項に関する留意事項

イ. 顧客が支払うべき手数料（報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、手数料と同種のものとして特定金融サービス契約に関して顧客が支払うべき対価を含む。）が無料又は実際のものよりも著しく低額であるのかのように誤解させるような表示をしていないか。

ロ. 元本欠損が生ずるおそれがある場合には、その旨を明確に表示しているか。

##### ② 明瞭かつ正確な表示

広告等において準用金融商品取引法第 37 条に規定する項目を表示する場合には、仲介業務等令第 83 条第 1 項に規定する明瞭かつ正確な表示がなされているか否かの判断に当たっては、具体的に以下の点に留意することとする。

イ. 当該広告等に表示される他の事項に係る文字と比較して、使用する文字の大きさ、形状及び色彩において、不当に目立ちにくい表示を行っていないか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された、有価証券等仲介業者の広告等に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、有価証券等仲介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第 37 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第 38 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅶ-1-4 顧客に対する勧誘・説明態勢

一般顧客の中には、投資知識や経験等が十分ではない者も含まれることから、有価証券等仲介業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。したがって、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。その際、有価証券等仲介業者と顧客が契約を締結しようとする金融商品取引業者又は登録金融機関との間の顧客に対する情報の提供及び説明に関する役割分担を適切に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとしないよう配慮するものとする。

(注) なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。

(1) 勧誘・説明態勢に関する主な着眼点

- ① 適合性原則を踏まえた説明態勢の整備
  - 契約締結前交付書面の交付の際等において、顧客の知識、経験、財産の状況、及び取引の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度を適切に選択し、適合性原則を踏まえた適切な説明がなされる態勢が整備されているか。
- ② 適切な商品・サービス説明等の実施
  - イ. 取引を行うメリットのみを強調し、取引による損失の発生やリスク等のデメリットの説明が不足していないか。
  - ロ. セールストーク等に虚偽や断定的な判断の表示となるようなものはないか。
  - ハ. 商品や取引を説明する際の説明内容は客観的なものか、恣意的、主観的なものになっていないか。
  - ニ. 商品や取引の内容（基本的な商品性、及びリスクの内容、種類や変動要因等）を十分理解させるように説明しているか。

特に、契約締結前交付書面に係る記載順に関する規定の趣旨等を踏まえ、顧客判断に影響を及ぼす重要な事項を先に説明するなど、顧客が理解をする意欲を失わないよう努めているか。ホ. 当該金融サービス契約に関して誤解を与える説明をしていないか。特に、有価証券等仲介業者又は金融商品取引業者若しくは登録金融機関によって元本が保証されているとの誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。

ヘ. 市場動向の高変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生が、投資信託の基準価額に重大な影響を与えた場合において、顧客に対して適時適切な情報提供に努め、顧客の投資判断をきめ細かくサポートしているか。

ト. 第三者が作成した相場予測等を記載した資料（新聞記事、アナリストレポート等を含む。）を用いて勧誘を行う場合において、当該相場予測等の内容が偏ったもののみを恣意的に利用していないか。

チ. その他、顧客に不当な負担となる、あるいは経済合理性に欠ける商品や取引の勧誘、又は投資判断上の重要な事項の説明不足はないか。

③ 約定内容等の説明

金融サービス契約の約定後に、約定内容（約定日時、約定金額又は約定数値等）について顧客から提示要請があった場合に、契約締結時の書面交付や金融商品取引業者又は登録金融機関の連絡先の提示等により、当該情報を顧客に対して適切に提示でききような措置を講じているか。

④ インターネットを通じた説明の方法

仲介業等府令第 111 条第 1 項第 1 号に規定する「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」について、有価証券等仲介業者をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認することにより、当該説明を行ったものと考えられる。

⑤ 高齢顧客への勧誘に係る留意事項

高齢顧客は、過去の投資経験が十分であったとしても、身体的な衰えに加え、短期的に投資判断能力が変化する場合もことから、高齢顧客に対する投資勧誘においては、適合性の原則に基づいて、慎重な勧誘、販売態勢を確保するとともに、問題のある勧誘、販売を早期に発見するためのモニタリング態勢を整備する必要がある。また、商品販売後においても、丁寧にフォローアップしていく必要がある。以上を踏まえ、以下の点に留意して監督するものとする。

イ. 高齢顧客に対する勧誘、販売に関する社内規則を整備するとともに、社内規則の遵守状況をモニタリングする態勢を整備しているか。なお、当該態勢の整備に当たっては、認定金融サービス仲介業協会の自主規制規則がある場合には、当該自主規制規則も踏まえているか。

ロ. 商品の販売後においても、高齢顧客の立場に立つて、きめ細かく相談にのり、投資判断をサポートするなど丁寧なフォローアップを行っているか。

- あることに留意する。
- 二. 償還乗換経過制度に関する事項
- ホ. その他投資信託等の性格、顧客のニーズ等を勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼすもの
- ⑨ 債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項
- イ. 有価証券等仲介業者が、金融サービス提供法第11条第4項第3号（私募の取扱いを除く。）の行為により債券（仲介業者等府令第118条第1項第5号に規定する有価証券をいう。本⑨において同じ。）を個人である顧客（特定投資家を除く。）に取得させ又は売り付けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、仲介業者等府令第118条第1項第5号に規定する「これらの有価証券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客（特定投資家を除く。）に対して説明を行っていない状況」に該当するものとする。
- ア. 当該債券の利回りが、当該債券と同じ発行体が既に発行している類似の債券の利回りと比較して、顧客にとって著しく不利な状況となっている場合においては、その旨
- ロ. 上記イ a) については、以下の点に留意すること。
- ア. 「当該債券」とは、個人向け社債等（日本証券業協会「個人向け社債等の店頭気配情報」の発表等に関する規則」第2条第1号に規定する個人向け社債等をいう。以下同じ。）に該当する債券をいうこと。
- イ. 「類似の債券」とは、個人向け社債等であって、当該債券（新発債）の償還日に6か月を超えた期間内に償還日が到来するものうち、当該債券（新発債）の償還日に最も償還日の近い銘柄（種数銘柄が存在する場合は、直近に発行が行われた銘柄とする。）をいうこと。
- ウ. 「顧客にとって著しく不利な状況」とについては、募集（売出）時点の金利水準その他の事情を勘案し、例えば、以下の値（ $\alpha$ ）を基に判断すること。
- $$\alpha = X \text{ (類似の債券のクレジット・スプレッド相当分)} - Y \text{ (当該債券（新発債）のクレジット・スプレッド相当分)}$$
- $X =$ （類似の債券に係る「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」上の報告値（募集を行う日の前日付で発表された値）の平均値（注）） $-$ （類似の債券と償還日が最も近い国債の日本証券業協会発表の公社債売買参考統計値の平均値（単利）（募集を行う日の前日付で発表された値））
- $Y =$ （当該債券（新発債）の応募者利回り（単利）） $-$ （当該債券（新発債）と償還日が最も近い国債の公社債売買参考統計値の平均値（単利）（条件決定日の翌日付で発表された値））
- （注）「類似の債券に係る「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」上の報告値の平均値」は、「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」に基づき日本証券業協会に報告・発表される、当該類似の債券に係る各報告会員の報告値（単利）を単純平均したものとす。

- ⑥ 投資信託の勧誘に係る留意事項
- 投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的等を踏まえたニーズを把握し、これに見合った商品を提供するとともに、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要である。
- 以上の観点を踏まえ、投資信託の勧誘に関し、以下の点に留意して監督するものとする。
- イ. 投資信託の勧誘を行う際、販売手数料等の顧客（特定投資家を除く。ロにおいて同じ。）が負担する費用について、次に掲げる事項を分かりやすく説明しているか。
- ア. 勧誘を行う投資信託の販売手数料の料率及び購入代金に応じた販売手数料の金額（勧誘時点で確定できない場合は概算額）
- イ. 販売手数料は、投資信託の保有期間が長期に及ぶほど1年当たりの負担率が逓減していくこと（保有期間別（1年、3年、5年）の1年当たりの負担率の状況を例示する等）。
- ウ. 勧誘する投資信託の購入後、顧客が負担することになる費用（信託報酬（ファンド・オブ・ファンズ方式での運用を行う投資信託については投資対象とするファンドの運用管理費用を含めた実質的な負担率）、信託財産留保額等）
- ロ. 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する場合はあることを、顧客に分かり易く説明しているか。
- ⑦ 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項
- 投資信託の短期乗換え勧誘は、顧客にとっては販売手数料の負担が増加するほか、運用面においても設定後短期間で解約が増加することにより、効率的な運用が行えず、運用成果の低下を招くなど、必ずしも顧客の安定的かつ効率的な資産形成にはつながらない問題がある。このため、顧客の投資意向や市場動向等に鑑み、投資信託の乗換えに合理性があると判断される場合であっても、顧客に対し、当該乗換えに係る投資信託の特性や当該乗換えのメリット・デメリット等を丁寧に説明し、顧客がこうした点を十分理解した上で取引の必要性の有無を判断できるようにする必要がある。
- こうした点を念頭に、有価証券等仲介業者が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っている場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、仲介業者等府令第118条第1項第4号の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。
- イ. 投資信託又は投資法人（以下「投資信託等」という。）の形態及び状況（名称、性格等）
- ロ. 解約する投資信託等の状況（概算損益等）
- ハ. 乗換えに係る費用（解約手数料、販売手数料等）
- （注）解約手数料、販売手数料等については、各料率並びに解約代金及び購入代金に応じた各手数料の金額（乗換え勧誘時点で確定できない場合は概算額）についても説明する必要がある。

ハ、仲介業等府令第118条第1項第5号に規定する説明については、委託契約において、「取得させようとする行為」を証券会社等が行うこととされている場合には、証券会社等が説明を行うこととなる。

⑨ 少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項

家計の安定的な資産形成を支援する仕組みとして、平成26年1月より、成人を対象とした少額投資非課税制度（以下「一般NISA」という。）が導入されている。以降、平成28年4月より、未成年者を対象とした少額投資非課税制度（以下「ジュニアNISA」という。）が導入され、また、平成30年1月より、成人を対象としつつ、積立投資に特化した少額投資非課税制度（以下「つみたてNISA」といい、一般NISA、ジュニアNISA及びつみたてNISAを総称して以下「NISA制度」という。）が導入されている。

NISA制度は、年間の投資上限額の範囲内で購入した金融商品について、所定の非課税期間を通じて、その収益を非課税とする制度であり、これまで金融商品に対する投資を通じた資産形成を行ってこなかった者を中心に、当該方法による資産形成を促すことを目的としたものである。こうした点を踏まえ、NISA制度が、その趣旨に則り適切に利用されるよう、NISA制度を利用する取引の勧誘等に関し、「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」（NISA推進・連絡協議会）（以下本⑨において「ガイドライン」という。）を踏まえつつ、以下のような点に留意して監督するものとする。

イ 顧客に対する説明態勢の整備

ア 顧客の金融リテラシー向上への取組み

NISA制度は、初めて投資を行う者や若年層など、投資知識・経験の浅い顧客による利用が想定されること、こうした顧客に対しては、単に法令上の適合性原則を遵守することだけでなく、顧客の金融（投資）リテラシーの向上を図り、自らの資産形成に取り組んでもらうことが顧客・有価証券等仲介業者相互の利益につながるのと観点に立って、中長期投資や分散投資の効果等の説明といった投資に関する基礎的な情報を、適切に提供するよう努めているか。

バ NISA制度に関する説明

一般NISA及びつみたてNISAに係る非課税口座並びにジュニアNISAに係る未成年者口座（以下これらを総称して「NISA口座」という。）開設の勧誘・申込みの受付時等に、適合性原則等を踏まえた説明がされているか。例えば、ガイドラインで説明すべきとされている事項を、必要に応じて、顧客に誤解を与えないよう正確に、分かりやすく説明しているか。

ロ 制度設計・趣旨等を踏まえた金融商品の提供

NISA制度が家計の安定的な資産形成を後押しする制度として導入された趣旨やNISA制度を利用する顧客の目的等を考慮しつつ、適合性原則等を踏まえて真に顧客の安定的な資産形成に資するような金融商品を中心とした商品提供を行っているか。

なお、顧客の安定的な資産形成に資するかどうかの判断に当たっては、個別の商品の特性だけでなく、顧客のポートフォリオ全体のバランスに十分留意する必要がある。

ハ ジュニアNISAについて留意すべき事項

ジュニアNISAが未成年者向けの制度であることを踏まえ、ジュニアNISA口座が、親権者等によって仮名口座として利用されるといったことのないよう留意する必要がある。

こうした観点から、例えば、ジュニアNISA口座開設時に、当該口座内の資金が口座開設者本人の資金であり、本人のために利用される旨の確認を行うことといった、適切な口座管理がなされているか。

⑩ 特定資産以外の資産を投資対象の一部とする投資信託等の販売に係る留意事項

投資信託及び投資法人に関する法律において、投資信託や投資法人は、主として特定資産に対する投資として運用することを目的とするとされており、国民の長期・安定的な資産形成手段として特別の制度的位置付けを与えられたものである。こうした投資信託・投資法人制度の趣旨に照らすと、以下のような商品を販売することは適切ではないことから、当該商品の販売が行われていないかについて留意して監督を行うものとする。

イ 特定資産以外の資産（以下本⑩において「非特定資産」という。）や非特定資産を投資対象とするファンド出資特分等、実質的に非特定資産と同等の性格を有する特定資産（以下本⑩において「非特定資産等」という。）が投資目的となっているような商品（ただし、非特定資産等が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する「公共施設等」等、公共的な性質を有するものである場合には、この限りではない。）

ロ ファンドの投資目的以外の資産への投資に当たり、本来の投資目的である特定資産のリスクに比べて、価格変動や流動性等のリスクが高い非特定資産等に投資するような商品

なお、ファンドの投資目的以外の資産への投資に当たり、価格変動や流動性等のリスクの低い非特定資産等に投資するような商品であっても、投資信託・投資法人制度の趣旨に照らして、以下のような販売が行われていないか、特に留意するものとする。

- ア 非特定資産を運送させるような名称が付された商品を販売すること。
- バ 非特定資産への投資を強調した勧誘を行い販売すること。
- ブ 投資家が非特定資産等の保有リスクを負うにもかかわらず、十分なリスク説明や顧客の理解度を確認しないまま、理解度が不十分な顧客に対し販売すること。

⑪ 営業員の業務上の評価に係る留意事項

顧客の中長期的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築する観点から、営業員に対する業務上の評価が投資信託の販売手数料等の収入面に偏重するものとなっていないか留意して監督するものとする。

## (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された、有価証券等仲介業者の顧客に対する勧誘・説明態勢等に係る課題については、上記の着眼点に基づきながら、必要に応じて金融サービス提供法第35条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、有価証券等仲介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第37条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第38条第1項の規定に基づき業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## VII-1-5 顧客による不正取引の防止

## (1) 顧客による不正取引の防止に係る留意事項

有価証券等仲介業者は、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら有価証券の売買取引等の受託等をする行為や、インサイダー取引のおそれがあることを知りながら顧客の有価証券の売買等の受託等を行う行為などを適切に防止することで、投資者に対するチェック機能を発揮する必要がある。そのため、顧客の不正取引を防止するために、以下のような点に留意する必要がある。(特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。)

- ① 顧客の売買商品、取引手法・形態等の売買動向を把握するための具体的な取扱方法を策定し、当該取扱方法に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより顧客の売買動機等の的確な把握を行っているか。
- ② 内部管理部門においては、当該取扱方法について、役職員に周知・徹底を図るとともに、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保しているか。
- ③ 相場操縦的行為やインサイダー取引等を未然に防止する観点から、投資事業組合等との取引や海外からの注文の媒介について、原始委託者や最終投資家を特定するよう努めているか。
- ④ 有価証券等仲介業者が、顧客がインサイダー取引を行っていると思われる場合や仮名口座を利用しているおそれがあるなど認識した場合には、証券会社等に報告しているか。

## (2) 監督手法・対応

検査結果や日常の監督事務等を通じて把握された顧客の不正取引防止に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第35条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、有価証券等仲介業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第37条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さら

に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第38条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅶ-2 請手続（有価証券等仲介業務）

Ⅶ-2-1 登録

(1) 登録の要否の判断に当たっての留意点

登録の要否については、金融サービス仲介業に係る一連の行為における当該行為の位置付けを踏まえ、また上で総合的に判断する必要があり、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに登録が必要であると判断することは適切でないことに留意するものとする。

例えば、以下の行為のみを行う場合には、上記の要件に照らして、基本的に金融サービス仲介業の登録を得る必要はないと考えられる。

イ. 以下 a から d までに掲げる行為の事務処理の一部のみを金融商品取引業者や登録金融機関から受託して行うに過ぎない者は、金融サービス仲介業の登録が不要である場合もあると考えられる。

a. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付・掲載

(注) このとき、単に金融商品取引業者や登録金融機関の商号や連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。

また、金融商品取引業者や登録金融機関から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をした場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。

b. 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収（記載内容の確認等をする場合を除く。）

(注) このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たることがあり得ることに留意する。

c. 金融商品説明会等における金融商品の仕組み・活用法等についての一般的な説明

d. 勧誘行為をせず、単に顧客を金融商品取引業者に紹介する業務

ロ. 上記イ d の「紹介」には、以下の行為を含む。

a. 当該業者の店舗に、金融商品取引業者が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。

b. 当該業者と金融商品取引業者の関係又は当該金融商品取引業者の業務内容について説明を行うこと。

c. 金融機関のサイトへの単なるリンクの設定のみを行い、金融サービス契約締結に至る交渉や手続は当該金融機関と顧客との間で行い、契約締結に当たり当該業者は関与をもちないこと。

(2) 「金融サービス仲介業務を適確に遂行するに足りる能力を有しない者」

金融サービス提供法第 15 条第 1 号々に規定する登録拒否事由である「金融サービス仲介業務を適確に遂行するに足りる能力を有しない者」に当たるか否かの審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類等を参考としつつ、次の点を確認するものとする。なお、Ⅲ-3-1-3 (7) も参照する。

イ. 金融サービス仲介業務を行う者（金融サービス仲介業務を行う役員、内部管理等の責任者等）が、その行なう業務に関する外務員資格試験に合格した者であり、法令、諸規則等につき一定以上の知識を有しているか。

ロ. 申請者が法人又は金融サービス仲介業務を行う使用人のある個人である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成となっているか。

ハ. 申請者が法人又は金融サービス仲介業務を行う使用人のある個人である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、次に掲げる体制整備が図られているか（下記 a 及び b については、金融サービス提供法第 11 条第 4 項第 1 号イ又はロに掲げる金融商品取引業者又は登録金融機関（当該有価証券等仲介業者が有価証券等仲介業務の委託を受けている者に限る。）に帳票作成事務等を依頼し、有価証券等仲介業者が管理することも可能とする。）。

- a. 帳簿書類・報告書等の作成、管理
- b. 顧客管理
- c. 電算システム管理
- d. 苦情・トラブル処理
- e. 内部監査

Ⅶ-2-2 外務員登録

(1) 登録対象となる外務員の範囲

有価証券等仲介業者の店内業務（店頭業務を含む。）に従事する役員又は使用人のうち、金融サービス提供法第 75 条第 1 項に規定する外務員登録原簿に登録を必要とする者は、以下のいずれかの業務を行う者とする。

- ① 勧誘を目的とした金融サービス契約の内容説明
- ② 金融サービス契約の勧誘
- ③ 勧誘を目的とした情報の提供等（バックオフィス業務に関すること及び顧客の依頼に基づく客観的情報の提供を除く。）
- ④ 金融サービス提供法第 75 条第 1 項各号に掲げる行為を行う者

## (2) 届出事項

有価証券等中介業者内の人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなつた場合は、準用金融商品取引法第64条の4第4号には該当しないことに留意するものとする。

## Ⅷ 監督上の評価項目と諸手続(貸金業貸付媒介業務)

## Ⅷ-1 業務の適切性(貸金業貸付媒介業務)

## Ⅷ-1-1 金融サービス仲介業者の禁止行為等

金融サービス提供法第32条で準用する貸金業法(以下「準用貸金業法」という。)第12条の6(禁止行為)に係る貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者(以下、Ⅷにおいて「貸金業貸付媒介業者」という。以下同じ。)の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。

## (1) 主な着眼点

① 資金需要者等に虚偽を告げることや不確実な事項について断定的判断を提供することを禁止するなど、準用貸金業法第12条の6の禁止行為に関し規定した社内規則等を定め、役員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

② 内部管理部門において、社内規則等に基づき、適正な業務が行われているか検証する態勢が整備されているか。

## (2) 留意事項

① 準用貸金業法第12条の6第1号に規定する「貸付けの契約(貸金業貸付媒介業務(金融サービス提供法第11条第5項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。以下同じ。))に係るものに限る。以下同じ。)の内容のうち重要な事項を告げない」行為に該当するかどうかは、個々の事実関係に則して判断する必要があるが、例えば、次のような行為を行う場合には、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、同号から第3号に規定する「告げる」又は「告げない」行為とは必ずしも口頭によるものに限られない。

イ. 資金需要者等から貸付けの契約の内容について問合せがあったにもかかわらず、当該内容について回答せず、資金需要者等に不利益を与えること。

ロ. 資金需要者等が貸付けの契約の内容について誤解していること又はその蓋然性が高いことを認識しつつ正確な内容を告げず、資金需要者等の適正な判断を妨げること。

(注) 上記①における「貸付けの契約」とは、以下の契約をいう。

a. 貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約(以下Ⅷにおいて「資金の貸付け等を内容とする契約」という。)

b. 上記 a) に係る保証契約

c. 資金の貸付け等を内容とする契約に係る媒介契約

d. 上記 c) に係る保証契約

② 準用貸金業法第12条の6第4号の規定は、貸金業貸付媒介業者が業務を運営するに当たり不適切な行為を禁止するものであり、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して、資金需要者等の利益を営する程度や業務の不適切性の程度を総合的に勘案して判断することとなるが、例えば、貸金業貸付媒介業者が次のような行為を行う場合

を含む資金の貸付け等と内容とする契約（消費者契約に限る。）の締結の媒介を行うこと。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された貸金業貸付媒介業者の業務に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、貸金業貸付媒介業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第 37 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第 38 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅳ-1-2 契約に係る説明態勢

資金の貸付け等を内容とする契約に係る説明態勢に関する貸金業貸付媒介業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。その際、貸金業貸付媒介業者と貸金業者との間における顧客に対する情報の提供及び説明に関する役割分担を適切に踏まえ、機密的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。

(1) 主な着眼点

- ① 法令等を踏まえた社内規則等の整備  
 資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた説明態勢に関し、具体的かつ客観的な基準を定めた社内規則等を整備し、役職員が社内規則等に基づき適正な資金の貸付け等と内容とする契約に係る説明を行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。  
 また、資金の貸付け等を内容とする契約に係る説明を行った際の状況に係る記録の方法を定めるなど、事後検証が可能となる措置が講じられているか。

(注)「資金の貸付け等を内容とする契約に係る説明」とは、資金の貸付け等を内容とする契約の締結の勧誘時、資金の貸付け等を内容とする契約の締結の手続時等、取引関係の見直し時等における説明をいう。

② 法令等を踏まえた契約に係る説明等の対応を行う態勢の構築

社内規則等に則り、資金の貸付け等を内容とする契約に係る説明的権限を実施しているか。例えば、以下の点に留意する。

- イ. 資金の貸付け等を内容とする契約の締結の勧誘時
  - a. 資金需要者等に対する勧誘状況等について、事後に検証が可能で適切な方法により記録（勧誘者リスト（勧誘者リスト等、勧誘を行う基となった資料を含む。）を整備し、特に、被勧誘者から資金の貸付け等を内容とする契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）の表示の有無について、明確に記録されているか。

は、当該規定に該当するおそれ大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう。

イ. 資金の貸付け等を内容とする契約の締結の媒介又は当該契約の変更の媒介に際して、次に掲げる行為を行うこと。

- a. 白紙委任状及び白地小切手を徴求すること。
- b. 白地手形及び白地キャッシュカード、個人番号カード、運転免許証、健康保険証、印鑑、預貯金通帳、証書、キャッシュカード、個人番号カード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の債務者の生活上必要な証明書等を徴求すること。
- d. 貸付金額に比し、合理的理由がないのに、過大な担保又は保証人を徴求すること。
- e. クレジットカードを担保として徴求すること。
- f. 資金需要者等に対し、借入申込書等に年収、資金使途、家計状況等の重要な事項について虚偽の内容を記入するなど虚偽申告を勧めること。

ロ. 人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払を要求すること。なお、一切の金銭の支払とは、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもってするかを問わない。

ハ. 顧客の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なる金額などを基に残存債務の額を増し、和解契約を締結すること。

ニ. 貸金業貸付媒介業者が、架空名義若しくは借名で金融機関等に口座を開設し又は金融機関等の口座を譲り受け、債務の弁済に際して当該口座に振込みを行うよう要求すること。

ホ. 資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら、資金の貸付け等を内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

ヘ. 資金需要者等が障害者である場合であって、その家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が存在する場合に、当該支援者を通じて資金需要者等に契約内容を理解してもらおう等の努力をすることなく、単に障害があることを理由として資金の貸付け等を内容とする契約の締結の媒介を拒否すること。

ト. 資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。

- a. 資金需要者等に一方的に不利となる資金の貸付け等を内容とする契約の締結を強要すること。
  - b. 今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること。
  - c. 資金の貸付け等を内容とする契約締結の媒介と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること。
- チ. 確定判決において消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 8 条から第 10 条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項



(注1) 勧誘者リストの整備においては、Ⅲ-2-2(4)に記載した、信用情報の目的外利用に該当しないよう留意すること。

(注2)「勧誘」とは、電話や戸別訪問に限らず、電子メール、ダイレクトメールによるものを含む。

- b. 資金需要者に勧誘を行った際、再勧誘を希望しない旨の意思表示があった場合は、再勧誘を希望しない期間、商品の範囲について資金需要者等に確認し、適切に記録しているか。なお、資金需要者等から、再勧誘を希望しない期間、商品の範囲について確認ができない場合には、勧誘を行った資金需要者等の属性や貸付商品の特性等に応じて再勧誘を希望しない期間等を個別に判断する必要があるが、一般的には、当該貸付金貸付媒介業者が行う一切の勧誘について、少なくとも概ね3ヶ月間、再勧誘を希望しないと推定されるものと考えられる。

ロ. 資金の貸付け等を内容とする契約の締結の手続時等

- a. 資金の貸付け等を内容とする契約の締結の手続を行う場合、契約内容を口頭で十分に説明することになっているか。口頭で十分な説明ができない場合は、例えば顧客等(資金需要者である顧客又は保証人となる者)をいう。以下同じ。)からの電話による問合せ窓口の設置や説明内容のホームページへの掲載等の補完的手段が講じられているか。

貸付金貸付媒介業者がインターネット等での説明が困難である手段を通じて資金の貸付け等を内容とする契約の手続を行う場合には、顧客等が貸付金貸付媒介業者のホームページ上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面の上のボタンをクリックする方法等で、顧客等が理解した旨を確認することにより、口頭による説明の代替措置が講じられているか。

- b. 資金の貸付け等を内容とする契約締結の意思形成のために、資金需要者等の十分な理解を得ることを目的として必要な情報(商品又は取引の内容及びリスク等)を的確に提供することとし、特に以下の点に留意しているか。

- ・ 貸付金貸付媒介業者の遂行に伴い保証人(貸付金需要者と顧客との間の資金の貸付け等を内容とする契約に係る保証契約の保証人)をいう。以下Ⅳ-1-2において同じ。)となろうとする者に保証契約(貸付金需要者と顧客との間の資金の貸付け等を内容とする契約に係る保証契約)をいう。以下Ⅳ-1-2において同じ。)に関する説明を行う場合には、当該保証契約の内容を十分に理解しうるよう説明を尽くす(例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証人の法的効果とリスクについて、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明(注)を行う)とともに、保証人となろうとする者が、十分な時間的余裕を持ってあらかじめ保証契約の内容及びこれに伴う危険性について十分に理解した上で契約を締結することが可能な態勢となっているか。

(注)個別の契約内容に即し、相手方の理解力に応じた説明を行う必要があるが、例えば、

以下の点について十分な説明を行う必要がある。

- \* 保証人は、主たる債務者が債務を履行できない場合には、債務不履行額に連帯損害金を付した額(特約により主たる債務者が一部の債務不履行により残債務の一括返済を行わなければならない場合は当該金額)のうちその保証の範囲内の額を支払わなければならないおそれがあること。

また、貸付金貸付媒介業者の遂行に伴い経営に実質的に関与していない第三者が貸付金需要者と保証契約を締結する場合には、契約締結後、貸付金又は準貸付金(貸付金)の償還に関する規定に基づき、主たる債務者の弁済状況について当該保証債務の償還者である貸付金需要者又は貸付金貸付媒介業者が保存する帳簿により確認することができること。

- \* 貸付金貸付媒介業者の遂行に伴い経営に実質的に関与していない第三者が貸付金需要者と根保証契約を締結する場合には、契約締結後、保証人の要請があれば、当該被保証債務の債権者である貸付金需要者から定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供すること。

- \* 保証人は、保証債務を履行できない場合には、強制執行により、財産を差押えられるおそれがあること。

- \* 連帯保証人は、民法(明治29年法律第89号)第452条に規定する催告の抗弁及び同法第453条に規定する催告の抗弁が主張できないことや分別の利益がないことなど、通常の保証人とは異なること。

(注)「分別の利益」とは、複数の保証人が存在する場合、各保証人は債務額を全保証人に均分した部分(負担部分)についてのみ保証すれば足りるという性質をいう。

- ・ 貸付金貸付媒介業者の遂行に伴い中小企業・小規模事業者等の経営者等(以下「経営者等」という。)が貸付金需要者との間で保証契約を締結する場合、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか(貸付金需要者向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-13-3(2)参照)。

- (i) 保証契約の必要性
- (ii) 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること

- (iii) 経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があること

- ・ 貸付金貸付媒介業者の遂行に伴い貸付金需要者が物的担保を徴求する場合、物的担保を提供する者が当該担保契約の内容を十分に理解しうるよう説明を尽くす(例えば、物的担保が行われざる場合等、物上保証の法的効果とリスクについて説明を行い、特に、物的担保契約の形式的な内容にとどまらず、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に物的担保行使されうる事態を想定した説明を行う)など、物的担保契約の内容を

利息、保証料等に係る制限等に関する資金貸付媒介業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。

(1) 主な着眼点

- ① 法令等を踏まえ社内規則等の整備
  - 社内規則等において、法令及び認定金融サービス仲介業協会の自主規制規則等を踏まえ、利息、保証料等に係る制限等を具体的に定めているか。
  - ② 法令等を踏まえた利息、保証料等の制限等に係る実施態勢の構築
    - イ、役職員が社内規則等に基づき、利息、保証料等の制限等に係る取扱いを適切に行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
    - ロ、資金の貸付け等を内容とする契約の締結の媒介を行うとき、以下の点に留意して、契約内容の確認等を行う態勢の整備がなされているか。
      - a. 準用貸金業法第12条の8第2項に規定する「みなし利息」についても利息に含めて資金の貸付け等を内容とする契約の締結の媒介を行っているか。
      - b. 準用貸金業法第12条の8第2項に規定する「契約の締結及び債務の弁済の費用」、金融サービス提供法施行令第36条に規定する「利息とみなされない費用」及び第37条に規定する「利用料」は、実費相当額（法令上の上限がある場合にはその範囲内）となっているか。
      - c. 債務履行担保措置に係る契約とすもの締結の媒介を行う場合、当該債務履行担保等の貸付けを内容とする契約の条件とするものの締結の媒介を行う場合、当該債務履行担保措置の対価として支払われる金額の額と利息を合算した金額が、利息制限法に規定する金額を超えないものとなっているか。
      - d. 同一の債権者による同一の債務者に対する追加的な資金の貸付け等を内容とする契約に係る媒介を行う場合の利率については、利息制限法の上限利率が、同法第5条に基づき、当該債権者の当該債務者に対する貸付残高に応じて変化することを踏まえたものとなっているか。
      - e. 保証業者と保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該保証契約を締結するまでに、当該保証業者への照会その他の方法により、当該保証業者と当該資金の貸付け等を内容とする契約に係る媒介契約の相手方又は相手方となろうとする者との間における保証料に係る契約の締結の有無及び当該保証料の額を確認しているか。
      - また、確認に関する記録を作成し、保存しているか。
      - f. 仲介業者等府令第125条に規定する保証料に係る契約を、保証業者との間で締結することを資金の貸付け等を内容とする契約に係る契約の締結の条件とするものの締結の媒介を行わない措置を講じているか。
      - g. 保証業者と根保証契約の締結の媒介を行う際に、当該根保証契約が仲介業者等府令第126条に規定するものであるときは、当該根保証契約を締結の媒介を行わない措置を講じているか。
      - h. 資金貸付媒介業者は、自らの媒介により締結された資金の貸付け等を内容とする契約の

十分理解した上で契約を締結することとなっているか。

- ・ いわゆる「おまとめローン」を目的とする契約の継続を行う場合は、資金需要者等に対し、完全施行前の貸金業法第43条第1項のみならず弁済の適用に関する説明を行うとともに、必要に応じ、貸金業協会や消費生活センターなど適切な相談窓口を紹介しているか。

ハ、取引関係の見直し時等

- a. 準用貸金業法第17条第1項から第5項に規定する「重要なものとして内閣府令で定めるもの」を変更する場合その他債務者等にとって不利となる契約の見直しを行う場合
  - 資金の貸付け等を内容とする契約の変更箇所について説明を行うとともに、これまでの取引関係や、債務者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、債務者等の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。
  - b. 顧客の要望を謝絶し資金の貸付け等を内容とする契約に至らない場合
    - これまでの取引関係や、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況に応じ可能な範囲で、謝絶の理由等についても説明する態勢が整備されているか。
- ③ 内部管理部門等による実効性確保のための措置
  - 資金の貸付け等を内容とする契約に係る説明に関して、定期的な内部管理部門における当該説明を行った際の状況に関する記録等の確認や担当者からのヒアリングの実施等及び内部監査に加え、必要に応じ、例えば、録音テープの確認や資金需要者等と直接面談等を行うことにより、資金の貸付け等を内容とする契約に係る説明の実施状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、必要に応じて実施方法等の見直しを行うなど、資金の貸付け等を内容とする契約に係る説明の実効性が確保されているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された資金貸付媒介業者の勧誘・説明態勢等に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第35条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、資金貸付媒介業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第37条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第38条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

四-1-3 利息、保証料等に係る制限等

資金貸付媒介業者は、利息制限法（昭和29年法律第100号）に規定する金額を超える利息の契約の締結の媒介やその受領、又はその支払を要求してはならない。

- (1) 主な着眼点  
不適切な広告の防止など、広告の取扱いに関する規定を規定した社内規則等を定め、担当役員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- (2) 留意事項  
① 準用貸金業法第15条第1項に規定する「貸付けの条件について広告をする」とは、準用貸金業法第15条第1項第2号、仲介業等府令第129条第1項に掲げる事項（媒介手数料の計算の方法に限る。）又は貸付限度額、その他の貸付けの条件の具体的内容を1つでも表示した広告をすることをいう。  
② 準用貸金業法第15条第2項に規定する「広告」とは、個別の具体的内容に応じて判断する必要があるが、ある事項を随時又は継続して広く宣伝するため、一般人の人に知らせることをい、例えば、次に掲げるものをいう。  
イ. テレビコマーシャル。  
ロ. ラジオコマーシャル。  
ハ. 新聞紙、雑誌その他の刊行物への掲載。  
ニ. 看板、立て看板、はり紙、はり札等への表示。  
ホ. 広告塔、広告板、建物その他の工作物等への表示。  
ヘ. チラシ、カタログ、パンフレット、リーフレット等の配布。  
ト. インターネット上の表示。  
③ 仲介業等府令第129条第4項に規定する「多数の者に対して同様の内容で行う勧誘」とは、個別の具体的内容に応じて判断する必要があるが、特定の名あて人に対して、同様の内容のものを送付することをい、例えば、次に掲げるものをいう。  
イ. ダイレクトメール、チラシ、カタログ、パンフレット、リーフレット等の送付。  
ロ. 電子メールの送信。  
④ 準用貸金業法第16条第2項第3号に規定する「借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそよるような表示又は説明」に該当するかどうかは、個別具体的な事実関係に即して判断する必要があるが、例えば、次のような表示がある場合には、これに該当するおそれ大きいことに留意する必要がある。  
イ. 貸付審査を全く行わずに貸付けが実行されるかのような表現。  
ロ. 債務整理を行った者や破産免責を受けた者にも容易に貸付けを行う旨の表現。  
ハ. 他社借入件数、借入金額について考慮しない貸付けを行う旨の表現。  
⑤ Ⅷ-3-2の規定により、認定金融サービス仲介業協会に加入しない貸金業貸付媒介業者から提出された広告に関する資料等については、認定金融サービス仲介業協会の自主規制規則を勘案した検証を行い、不適切な広告を確認した場合は、協会員との公平性を確保しつつ、資金需要者の利益の保護等の観点から速やかに適切な対応を行うものとする。

債務者から当該媒介の手数料を受領した場合において、当該資金の貸付け等を内容とする契約の更新（仲介業等府令第127条の規定を含む。）があったときは、これに対する新たな手数料を受領し、又はその支払いの要求をしない措置を講じているか。

- ③ 内前管理部門等による実効性確保のための措置  
利息、保証料等に係る契約の締結の媒介に関して、内前管理部門における定期的な点検や内前監査を通じ、その状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、適正な利息、保証料等に係る契約の締結の媒介の実効性が確保されているか。
- (2) 監督手法・対応  
日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された貸金業貸付媒介業者の利息・保証料等に係る契約の締結の媒介に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第35条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、貸金業貸付媒介業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第37条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第38条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。  
なお、準用貸金業法第12条の8第1項、第3項及び第4項の規定により、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号、以下「出資法」という。）の上限金利を下回る金利帯であっても、利息制限法の上限金利を上回る利息の締結の媒介、受領又は支払の要求をした場合、行政処分の対象となることに留意する。
- Ⅷ-1-4 媒介手数料に係る制限等  
貸金業貸付媒介業者は、貸金業貸付媒介業務に関して受ける手数料、報酬その他の対価（以下Ⅷ-1-4において「手数料等」という。）に関して、出資法第4条に規定する金額を超える手数料等の契約をし、又はその受領をしてはならない。その際、貸金業貸付媒介業務に関して受ける手数料等を当該貸金業貸付媒介業者が行う他の業務に関する手数料等と合わせて受領する場合において、出資法の当該規制が潜脱されていないかに留意する。  
その他、手数料等に係る制限等に関する貸金業貸付媒介業者の監督に当たってはⅧ-1-3を参照する。
- Ⅷ-1-5 広告規制  
広告規制に関する貸金業貸付媒介業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

(3) 監督手法

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された貸金業貸付媒介業者の広告等に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、貸金業貸付媒介業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第 37 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第 38 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅳ-1-6 書面の交付義務

書面交付義務に関する貸金業貸付媒介業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

(1) 主な着眼点

- ① 資金需要者等に対する書面交付に関する書面交付に關して規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。  
(注)「資金需要者等に対する書面交付」には、次の書面交付が含まれることに留意する。
  - ・ 準用貸金業法第 16 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する契約締結前の書面を資金の貸付け等を内容とする契約に係る媒介契約の締結又は資金の貸付け等を内容とする契約の成立までに当該契約の相手方にならうとする者に交付すること。また、準用貸金業法第 16 条の 2 第 3 項に規定する契約締結前の書面を保証契約を締結するまでに当該保証契約の保証人とならうとする者に交付すること。
  - ・ 取引関係を見直すことにより、準用貸金業法第 17 条第 1 項から第 5 項に規定する「重要なものとして内閣府令で定めるもの」を変更した際は、準用貸金業法第 17 条に規定する書面を契約の相手方および保証人がいる場合には当該保証人に交付すること。
- ② 内部管理部門において、社内規則等に基づき、適正な書面の交付が行われているか検証を行う態勢が整備されているか。
- ③ 書面の記載内容は、資金需要者等にとって明確でわかり易い内容となっているか、また、記載内容について、必要に応じ見直す態勢が整備されているか。  
程度方式基本契約に基づく個々の貸付けに係る準用貸金業法第 17 条書面の各記載事項については、契約書と同一文での記載になっていない場合、必要な事項が明確かつわかり易く記載されているか。
- ④ 一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面の交付に際しては、当該書面が交付される旨及び個別書面の記載事項が簡素化される旨を示した上で、あらかじめ書面又は電磁的方法により承諾を得ているか。なお、債権者等から電磁的方法により承諾を受けた場合は電磁的方法により承諾を得ているか。

には、当該承諾を行った債権者等に対し、承諾を受けた旨を書面又はその他適切な方法により通知しているか。

また、債権者等から、当該書面での交付の承諾を撤回したい旨の意思表示があった場合、当該書面以外の方法による書面交付の適用開始の時期等について、適切な説明が行われているか。

- ⑤ 書面の交付に代えて電磁的方法により提供する場合又は一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面を交付することについて承諾若しくは撤回の意思表示を受けられる場合には、債権者等の承諾等があったことを記録しているか。

(2) 留意事項

- ① 準用貸金業法第 16 条の 2 の契約締結前の書面として、申込書一体型のパンフレットを契約締結前の書面とすることを排除するものではないが、記載事項が法令の要件（貸付けの金額、貸付けの利率、極度額等）を満たす必要があることに留意する。
- ② 契約締結前の書面交付後、契約締結前に法令で定められた記載事項の内容に変更が生じた場合には、再度、当該契約の相手方とならうとする者に対し契約締結前の書面を交付する必要がある。

(3) 監督手法

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された貸金業貸付媒介業者の書面交付に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、貸金業貸付媒介業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第 37 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第 38 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅳ-1-7 帳簿の備付け等

帳簿の備付け等に関する貸金業貸付媒介業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

(1) 主な着眼点

- ① 帳簿の作成及び備付け等について規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- ② 貸付媒介業務に係る媒介手数料の債権者以外の者（当該媒介手数料債権者対象とする保証契約の保証人を含む。）から返済金を受領した場合、当該返済者と債権者との関係や当該返済者が返済するに至った経緯等について、交渉経過の記録等に正確に記載され、担当者以外の第三者がその内容を容易に把握できる態勢が整備されているか。

③ 内部管理部門においては、交渉経過の記録等の確認や担当者からのヒアリングの実施等に加え、必要に応じ、例えば、録音テープの確認や資金需要者等と直接面談等を行うことにより、正確な帳簿の作成及び保存が履行されるための態勢が整備されているか。

(注) 仲介業等府令第139条第5項第8号に規定する「交渉の経過の記録」とは、債権の回収に関する記録、資金の貸付け等を内容とする契約(保証契約を含む。)の条件の変更(当該条件の変更に至らなかつたものを除く。)に関する記録等、資金の貸付け等を内容とする契約の締結以降における当該契約に基づく債権に関する交渉の経過の記録であり、当該記載事項は以下の事項とする。

- イ. 交渉の相手方(債務者、保証人等の別)。
  - ロ. 交渉日時、場所及び手法(電話、訪問、電子メール及び書面発送等の別)。
  - ハ. 交渉担当者(同席者等を含む)。
- 二. 交渉内容(催告書等の書面の内容を含む)。

#### (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された貸金業貸付媒介業者の帳簿の備付け等に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第35条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、貸金業貸付媒介業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第37条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる場合には、金融サービス提供法第38条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

#### Ⅳ-1-8 帳簿の閲覧、贈写

帳簿の閲覧又は贈写に関する貸金業貸付媒介業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

##### (1) 主な着眼点

① 債務者等(貸金業貸付媒介業務に係る媒介手数料の債務者及び当該媒介手数料債権を対象とする保証契約の保証人を含む。以下Ⅳ-1-8において同じ。)又は債務者等であった者(以下「帳簿の閲覧等の請求者」という。)から帳簿の閲覧又は贈写を求められた際の対応については、帳簿の閲覧等の請求者が本人又は正当な委任を受けた代理人等であるか確認した上で、過度の負担を課すことなく迅速に帳簿の閲覧又は贈写に応じるよう社内規則等を定めているか。

なお、本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認及び閲覧又は贈写の方法に関し、正当な理由なく過度な負担を課す場合は、帳簿の閲覧又は贈写の拒否に該当するおそれがあるこ

とに留意する必要がある。

② 帳簿の閲覧又は贈写に必要な物的設備を確保し、閲覧又は贈写の方法等が帳簿の閲覧等の請求者にわかるようになっているか。また、帳簿の閲覧等の請求者から帳簿の閲覧又は贈写に関する問合せ等があった場合、迅速かつ適切に対応できる態勢となっているか。

③ インターネットなど、対面以外の方法で契約の締結の媒介を行う貸金業貸付媒介業者については、帳簿の閲覧等の請求者が遠隔地に居住するなど来店が困難である場合に際して、帳簿の複写請求や複写物の郵送請求に配慮しているか。

帳簿の複写や複写物の郵送に係る実費を徴収する場合、当該金額は適正かつ適切な金額となっているか。また、帳簿の閲覧又は贈写の請求者から当該実費の内容について説明を求められた場合、その内容を説明する態勢が整備されているか。

④ 内部管理部門において、社内規則等に基づき、帳簿の閲覧等の請求者に対し適切な帳簿閲覧又は贈写が行われているか検証する態勢が整備されているか。

#### (2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された貸金業貸付媒介業者の帳簿の閲覧、贈写に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第35条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、貸金業貸付媒介業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第37条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる場合には、金融サービス提供法第38条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

#### Ⅳ-1-9 取立行為規制

取立行為に関する貸金業貸付媒介業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

##### (1) 主な着眼点

① 債務者等(貸金業貸付媒介業務に係る媒介手数料の債務者及び当該媒介手数料債権を対象とする保証契約の保証人を含む。以下Ⅳ-1-9において同じ。)に対する取立て・督促については、客観的な基準及び手順等を規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

② 内部管理部門においては、交渉経過の記録等の確認や担当者からのヒアリングの実施等に加え、必要に応じ、例えば、録音テープの確認や資金需要者等と直接面談等を行うことにより、取立て・督促の実態を把握し、検証を行うことができてきた態勢が整備されているか。

(2) 留意事項

- ① 準用貸金業法第21条第1項各号の規定は、「人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」の例示であり、個々の取立て行為が同項に該当するかどうかは、個別の事実関係に即して判断する必要がある。当該規定に定める事例のほか、例えば、次のような事例は、「人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」に該当するおそれが大きい。
  - イ. 反復継続して、電話をかけ、電報を送達し、電子メール若しくはファクシミリ装置等を用いて送信し又は債務者、保証人等の居宅を訪問すること。
  - ロ. 保険金による債務の弁済を強要又は示唆すること。
- ② 準用貸金業法第21条第1項第1号、第3号及び第9号に規定する「正当な理由」とは、個別の事実関係に即して判断すべきものであるが、例えば、以下のようものが該当する可能性が高い。
  - イ. 準用貸金業法第21条第1項第1号
    - ア. 債務者等の自発的な承諾がある場合。
    - イ. 債務者等と連絡をとるための合理的な方法が他にない場合。
    - ロ. 債務者等と連絡をとるための合理的な方法が他にない場合。
    - ハ. 債務者等の自発的な承諾がある場合。
    - ニ. 債務者等と連絡をとるための合理的な方法が他にない場合。
    - ホ. 債務者等の連絡先が不明な場合に、債務者等の連絡先を確認することを目的として債務者等以外の者に電話連絡をする場合。なお、この場合においても、債務者等以外の者から電話連絡をしないよう求められたにも関わらず、さらに電話連絡をすることは、「人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」に該当するおそれが大きい。
  - ハ. 準用貸金業法第21条第1項第9号
    - ア. 弁護士若しくは弁護士法人又は司法書士若しくは司法書士法人(以下「弁護士等」という。)からの承諾がある場合。
    - イ. 弁護士等又は債務者等から弁護士等に対する委任が終了した旨の通知があった場合。
- ③ 準用貸金業法第21条第1項第2号に規定する「その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他正当な理由」とは、個別の事実関係に即して判断すべきものであるが、例えば、以下のようものが該当する可能性が高い。
  - イ. 債務者等からの弁済や連絡についての具体的な期日の申し出がない場合。
  - ロ. 直近において債務者等から弁済や連絡に関する申し出が履行されていない場合。
  - ハ. 通常の返済約定期を著しく逸脱した申出がなされた場合。
  - ニ. 申出に係る返済猶予期間中に債務者等が申出内容に反して他社への弁済行為等を行った場合。
  - ホ. 申出に係る返済猶予期間中に債務者等が支払停止、所在不明等となり、債務者等から弁済を受けることが困難であることが確実となった場合。
- ④ 準用貸金業法第21条第1項第5号は、債務者等に心理的圧迫を加えることにより弁済を強要することを禁止する趣旨であり、債務者等から家族に知られないように要請を受けている場合以

- 外においては、債務者等の自宅に電話をかけ家族がこれを受けた場合に貸金業貸付媒介業者であることを名乗り、動送物の送付に当たり差出人として貸金業貸付媒介業者であることを示したとしても、直ちに該当するものではないことに留意することとする。
- ⑤ 準用貸金業法第21条第1項第6号に規定する「その他これに類する方法」とは、クレジットカードの使用により弁済することを要求すること等が該当すると考えられる。
- ⑥ 準用貸金業法第21条第9号に規定する「司法書士若しくは司法書士法人」に委託した場合は、司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第1項第6号及び第7号に規定する業務(簡裁訴訟代理関係業務)に関する権限を同法第3条第2項に規定する司法書士に委任した場合はいう。
- ⑦ 準用貸金業法第21条第2項に規定する支払を催告するための書面又はこれに代わる電磁的記録については、次によるものとする。
  - イ. 準用貸金業法第21条第2項第1号に規定する「住所」及び「電話番号」については、それぞれ、当該債権を管理する部門又は営業所等に係るものを記載すること。
  - ロ. 準用貸金業法第21条第2項第2号に規定する「当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名」については、当該債権を管理する部門又は営業所等において、当該債権を管理する者の氏名を記載すること。
- (3) 監督手法・対応
  - イ. 日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された金融サービス仲介業者の取立行為に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第35条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、貸金業貸付媒介業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第37条の規定に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる場合には、金融サービス提供法第38条第1項の規定に基づき業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

#### Ⅳ-2 業務の透明性の確保

貸金業貸付媒介業者の業務方法の変更や事故等の発生等については、資金需要者等に対し重大な影響を与える可能性がある。貸金業貸付媒介業者は、資金需要者の視点に立った正確かつ公正な情報を資金需要者等に迅速に伝達する必要がある。貸金業貸付媒介業者が業務の透明性を確保し、説明責任を果たすことは、ひいては貸金業貸付媒介業者の信頼性が高まることとなる。

このような観点から、貸金業貸付媒介業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- (1) 主な着眼点
  - ① 業務方法の変更（営業所等の閉鎖の決定等）や事故等の発生等において、資金需要者等の利益の保護に影響をもたらすと判断した場合の情報開示の方法等を規定した社内規則等を定め、役員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
  - ② 資金需要者等の利益の保護に影響をもたらす情報が迅速かつ適切に公表されているか。また、公表する情報は、資金需要者等に必要情報がわかり易く表示され、また、資金需要者等からの問合せに対し十分な説明がなされるなど、適切に対応するための態勢が整備されているか。

#### (2) 監督手法・対応

情報開示については、法令等で規定されているほかは、貸金業貸付媒介業者が自己責任原則に則り、経営判断に基づき行うものであり、上記着眼点の対応がなされていない場合においても、直ちに監督上の措置を講ずることはない。

しかしながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、資金需要者等に不利益をもたらす可能性がある情報について、故意に情報開示を行っていない場合等については、業務の適切性の観点から検証することとする。

#### Ⅳ-3 諸手続（貸金業貸付媒介業務）

##### Ⅳ-3-1-1 登録の申請、届出書等の受理

##### Ⅳ-3-1-1-1 登録の要否

##### (1) 登録の要否の判断基準等

登録の要否については、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要がある。一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに登録が不要であると判断することは適切でないことに留意する。

##### (2) 登録が必要である場合

例えば、以下の①から③のいずれか一つの行為でも業務として行う者は、原則として、金融サービス提供法第12条に規定する金融サービス仲介業の登録を受けなければならないことに留意する。

- ① 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の勧誘
- ② 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の勧誘を目的とした商品説明
- ③ 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結に向けた条件交渉

##### (3) 登録が不要である場合

媒介に至らない行為を貸金業者から受託して行う場合には、金融サービス仲介業の登録を得る必要はない。

例えば、以下のイからニに掲げる行為の事務処理の一部のみを貸金業者から受託して行うに過ぎない者は、金融サービス仲介業の登録が不要である場合もあると考えられる。

##### イ. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付

(注) このとき、貸金業者名やその連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。

また、貸金業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をしたりする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。

##### ロ. 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収

(注) このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たることがあり得ることに留意する。

##### ハ. 住宅ローン等の説明会における一般的な住宅ローン商品等の仕組み・活用法等についての説明

勸誘行為をせず、単に顧客を貸金業者に紹介する業務

(注) 上記「紹介」には、以下の行為を含む。

- a. 当該業者の店舗に、貸金業者が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること

に機能する内部管理部門の態勢（業容に応じて、内部監査態勢）が整備されているか。  
 ハ、営業所等に個人情報情報の保管のための適切な設備、資金需要者等からの苦情対応及び帳簿の閲覧のための場所等が確保されるなど、当該貸付金貸付媒介業者の規模・特性等に応じて、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な業務運営を行うための必要かつ十分な設備が整っているか。

二、申請者が法人（人格のない社団又は財団を含む。）の場合、法人の定款又は寄付行為等に法人の目的として金融サービス仲介業（貸付金貸付媒介業務に係るものに限る）を営むことが含まれているか。

ホ、常務に従事する役員のうち貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者があるか（申請者が個人である場合にあつては、申請者が貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者と認められる者であるか）。また、貸付金貸付媒介業務を営む営業所等ごとに貸付けの業務に1年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者が常勤の役員又は使用人として1人以上在籍しているか。

（注1）「常務に従事」しているかどうかは、貸付金貸付媒介業者の通常の業務執行の内容及び態様を基本的に把握できるだけの実態が認められるか否かで判断される。必ずしも「常勤」まで求められないが、例えば取締役会の開催日だけ出勤している程度では常務に従事していないということできない。

（注2）「常勤」については、貸付金貸付媒介業者の営業時間内にその営業所等に常時駐在することまでは求められないものの、当該貸付金貸付媒介業者の営業の実態及び社会通念に照らし、相応の勤務実態が必要である。

（注3）常務に従事する役員のうち貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であることを審査するに当たっては、必要に応じて、3年以上従事した経験があること又はこれと同等以上の能力を有することを客観的に明らかにできる資料等の提出を受け、検証するものとする。

③ 申請者がパソコンその他設備を設けて客の利便性をそそおるおそれのある遊技をさせる営業を兼業している場合は、以下の適切な措置が講じられているか。

イ、兼業する業務を営む当該営業所の同一敷地内に金融サービス仲介業者の店舗を設置していないこと。

ロ、兼業する業務を営む当該営業所の利用者を対象とした貸付けの勧誘又は広告を行わないこと。

④ 登録申請時において認定金融サービス仲介業協会に加入する予定がない者に対しては、以下の事項を通知して周知するとともに適切な対応を求めることとする。

イ、協会の規則を考慮した社内規則等が整備されている必要があること。

ロ、協会規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行う必要があること。

と。  
 b. 当該業者と貸付金業者の関係又は当該貸付金業者の業務内容について説明を行うこと。

o. 貸付金業者のサイトへの単なるリンクの設定のみを行い、資金の貸付を内容とする契約の締結に至る交渉や手続は当該貸付金業者と顧客との間で行い、契約締結に当たり当該業者は関与をもちないこと。

四-3-1-2 登録申請等に係る事務処理

金融サービス仲介業者の登録の申請並びに変更及び登録簿の閲覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 登録申請書、届出書の受理

登録申請書及び変更の届出の受理に当たっては、次の事項に留意し、不適切な場合にはその是正を求めるものとする。

イ、資金需要者等に公的機関又は金融機関のごとき誤解を与え、取引の公正を害するおそれのある商号又は名称を使用していないこと。

ロ、2以上の商号又は名称を使用して、2以上の登録の申請をしていないこと。

(2) 登録の申請の審査

① 健全かつ適切な業務運営を行うことに疑義がある場所を営業所等として記載することや、他人に成りすます又は他人の名義を借りて金融サービス仲介業登録を行うなど、登録行政を吹き金サービス仲介業者の登録を受けるとは、虚偽記載又は不正な手段による登録となるため、特に、新規の登録申請に当たり、登録申請者（法人の役員を含む。）や重要な使用人を財務局に招聘してヒアリングを行い又は営業所等の現地調査を行うなど、不適切な登録申請を排除するよう努めるものとする。

② 金融サービス提供法第15条第1号々に規定する「金融サービス仲介業者を適確に遂行するに足る能力を有しない者」であるかどうかの審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。なお、四-3-1-3(7)も参照する。

イ、申請者の社内規則等は認定金融サービス仲介業協会の自主規制規則と同等の社内規則等となっていないか。

ロ、社内規則等並びに本監督指針四-1、四-2及び四-1に掲げた主な留意事項について、当該貸付金貸付媒介業者の規模・特性等からみて、適切に対応するための態勢が整備されているか。

特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互牽制機能が有効



(別紙1)

## 立入検査の基本的な手続

## Ⅷ-3-2 非協会員に対する広告の写し等の徴収

非協会員に対しては、金融サービス提供法第35条第1項の規定に基づき、各年の四半期毎に、前四半期に出稿した広告等(Ⅷ-1-5(2)②の「広告」及び③の「勧誘」をいう。)の写し又はその内容がわかるものを遅滞なく徴収するものとする。

本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)が実施する法令に基づく立入検査(以下、「立入検査」という。)に係る基本的な手続を示したものである。

立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査金融機関(立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。)に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。

そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必要である。上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実施する。

## 1. 立入検査開始前

## (1) 予告

立入検査の効率性の観点から、原則として、被検査金融機関に対して立入開始前に予告を行う。

ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

## (2) 予告から立入検査開始までの期間

予告を行う場合、検査通知書の交付等により被検査金融機関に通知する。その後、被検査金融機関と調整の上、検査班及び被検査金融機関双方の準備が可能となる立入開始予定日を別途連絡するとともに、立入検査開始までに立入を行う検査官名を伝達する(検査途中で変更があれば、その都度、伝達する。)

なお、当該通知後、自然災害の発生等やむを得ない事情により、検査の実施が困難になったと認められ、立入開始を変更又は中止する場合には、速やかに被検査金融機関に連絡する。

## (3) 事前に資料等を求める際の留意事項

主任検査官は、予告後、立入開始前に、被検査金融機関に対して、事前に求める資料等の記載内容を説明し、提出期限等を示して資料等を求める。事前に資料等を求めるに当たっては、以下に定める点に十分留意するとともに、日常的なモニタリング等で徴求した資料等の活用に努め、当該事前に求める資

- 1 -

料等は必要なものに限定する。

- ① 原則、被検査金融機関の既存資料等を活用する。
  - ② 提出を求めめる資料等については、主任検査官が、予め、口頭又は書面により提示するが、これを踏まえ被検査金融機関より提出される資料等は、必要とする記載内容を満たす限り受領する。
  - ③ 検査遂行に支障が生じない限り、電子媒体による資料等の提出、検査会場における資料等の備え置き等の対応を認める。
  - ④ 提出期限の設定に当たっては、被検査金融機関の対応能力や事務負担に配慮する。
- (4) 被検査金融機関に対する重要事項の事前説明等  
主任検査官は、立入開始前に（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、以下の対応を行う。なお、その際、必要に応じて、被検査金融機関の承諾を得て、被検査金融機関の施設内で説明等を行うことができる。
- ① 被検査金融機関に対して、別紙1-2に定める重要事項について説明を行い、立入初日までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、代表権を有する役員より承諾を得る。
  - ② 立入検査の円滑な実施の観点から、必要な庶務事項等について被検査金融機関と協議する。
  - ③ 必要に応じて、被検査金融機関より、検証対象としている分野等について説明を受ける。

するなど、両者で十分な意見交換を行う。

- (3) 資料等を求めめる際の留意事項  
検査官は、被検査金融機関の業務の的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、主任検査官の承認の下で、随時、資料等を求めることができる。  
なお、資料等を求めると当たっては、被検査金融機関の負担への配慮や、効率的・効果的な立入検査の実施の観点から以下の点に留意する。  
① 資料等の必要性や重複を十分検討の上、必要な限度とする。  
② 原則、被検査金融機関の既存資料等を活用するが、既存資料等以外の資料の提出を求めるとする場合には、必要とする記載内容を満たす限り、その様式を問わない。  
③ 資料等の提出方法については、検査遂行に支障が生じない限り、電子媒体による提出、検査会場への備え置きによる提出等を認める。  
④ 提出期限の設定に当たっては、被検査金融機関の対応能力や事務負担に配慮する。
- (4) 検証  
検査官は、立入中における検証に当たっては、以下の点に留意する。  
① 被検査金融機関との間における対話の重要性であることを十分に認識し、相手の説明及び意見をよく聞くとともに、当方の考え方を伝える場合には、監督指針のほか、分野別の「考え方と進め方」等を踏まえ、その根拠等も添えて説明しなければならない。  
② 被検査金融機関に対して問題点の指摘や課題の共有を行い、それに対する被検査金融機関の認識の確認を行う場合は、認識の明確化を図るため、原則として書面を利用する。  
③ 被検査金融機関のビジネスモデル等経営判断に関連する事項については、社外取締役等を含め、幅広い役員と対話を行うなど、慎重な実態把握に努めるほか、当該事項について指摘や課題の共有を行う場合は、極めて慎重な判断が必要であることを留意する。

#### (5) 実地調査

- 被検査金融機関の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うために、必要に応じて、検査官が、被検査金融機関の役員が現に業務を行っている施設、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧等を行い、業務運営について調査（以下、「実地調査」という。）を実施する。  
実地調査の実施に当たっては、立入検査が被検査金融機関の協力の下、実施されることに留意し、被検査金融機関の物件を閲覧し、又は、提出を受ける際には、その承諾を得るとともに、以下の要領で行う。
- ① 実地調査は、立入検査の効果的な実施の観点から、検査上の必要性、事務量、前回検査結果等を勘案の上、予告を行うか又は無予告で行うかを判断する。予告する場合は、事前に対象場所や日程等を被検査金融機関に通知

## 2. 立入検査中

- (1) 検査命令書等の提示  
主任検査官は、無予告で実施する立入検査の開始に際しては、被検査金融機関の役員その他の責任者に対して、検査命令書及び金融庁等の職員が立入検査の際に携帯すべき身分証明書を提示して、立入検査を行う旨を告げなければならない。その際、立入を行う検査官名を伝達する（立入途中で変更があれば、その都度、伝達する。）。  
また、予告・無予告を問わず、立入中、関係人の請求があったときには、金融庁等の職員が立入検査の際に携帯すべき身分証明書を提示する。
- (2) 外部監査人（会計監査人）との意見交換  
外部監査人（会計監査人）との意見交換は、主任検査官の判断又は外部監査人の要請に応じ、被検査金融機関及び外部監査人の同意を得た上で、以下の点に留意して実施する。  
① 意見交換の実施に先立ち、当該意見交換の場における外部監査人と被検査金融機関との間の守秘義務が解除されていることを確認する。  
② 意見交換に当たっては、被検査金融機関に対する外部監査人の状況及び経営実態に関する外部監査人の認識等の確認や、検査班が把握した問題点、その判断根拠等を外部監査人に伝え、これらの点に関する見解を直接確認

- (7) 立入検査の中断
- 以下の場合等においては、立入検査を中断することができる。
- ① 被検査金融機関側の作業に長期間を要したり、一旦帰庁し検証・分析するなど、立入中断が効率的な立入検査の実施の観点から適切と認められる場合
  - ② 自然災害、大規模なシステムダウン等の重大な事由の発生により、立入検査の継続が困難であると認められる場合
- (8) その他の留意事項
- ① 主任検査官は、立入中、被検査金融機関との間で、定期的に以下の点について、情報・意見交換を行う。
    - イ. 立入検査の進捗状況
    - ロ. 被検査金融機関の検査対応の状況
    - ハ. 検査実施に関する要望事項
 なお、主任検査官は、被検査金融機関の求めに応じ、立入終了を見込むことが可能な段階で、その立入終了見込みを示すことができる。
  - ② 同一金融グループ内の複数の金融機関に対して同時期に立入検査を実施する場合や同一テーマについて複数の金融機関に対して横断的な立入検査を実施する場合には、各検査班は、相互に必要な連携を図るなど、立入検査の効率的・効果的な実施に努める。
  - ③ 被検査金融機関からの申出による立入検査への第三者立会いについては、特段の事情があると主任検査官が判断する場合は除き、これを認めない。
  - ④ 被検査金融機関の役員等に対し、質問を行う場合又は資料等を求める場合には、原則として、被検査金融機関の就業時間内に行う。ただし、やむを得ず就業時間外に行う必要があると主任検査官が判断した場合であって、相手方の了解を得た場合は、この限りではない。
3. 立入検査終了後
- (1) 検査結果通知書等の交付  
主任検査官は、立入検査を通じ把握した事項・問題点・課題をとりまとめた検査報告書を作成する。  
検査担当局長(財務局)においては、財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長)は、本報告書その他立入検査における検査内容を審査し、立入検査を通じ把握された事項・問題点・課題の軽重に応じて(意見申出に関する審理結果がある場合にはその結論等を十分に踏まえ)、検査結果通知書等を作成し、被検査金融機関に交付する。(なお、被検査金融機関を子会社とする金融持株会社がある場合には、必要に応じて当該株式会社に対して被検査金融機関の検査結果通知書(写)を交付する。)
- その際、被検査金融機関に対して、検査結果通知書等の内容については後日、照会を行うことができる旨を説明する。

- 5 -

- する。
- ② 主任検査官は、実地調査の実施に当たっては、以下の点を検査官に周知徹底する。
    - イ. 実地調査の実施が、極力、被検査金融機関の営業に支障が生じないように配慮する。
    - ロ. 役職員のプライバシーに関する個人所有物など、業務に係る物件以外の物件については、閲覧を求めない。業務に係る物件がそれ以外の物件かの判断が困難な場合は、相手方の承諾を得た上で、その判断に必要な限度で確認を行い、判断する。
    - ハ. 調査は複数の検査官をもって行うものとし、被検査金融機関の責任者等一人以上を立ち合わせる。
  - ③ 実地調査の実施に当たっては、対象とする施設等に置かれている全ての業務に係る物件の中から、立入検査に必要な原資料等を適宜抽出した上で、閲覧を求めらる。
  - ④ 上記③において閲覧を求めた原資料等を、実地調査を行う施設等以外に持ち出す等の場合には、管理簿などで適切に管理する。
- (6) 立入検査終了手続(エグジットミーティング)
- 主任検査官等(主任検査官又は検査担当課室という。以下同じ。)は、立入検査中の適宜の時期に、把握した事項や問題点・課題を整理し関係部署の幹部等に報告を行い、当局としての認識共有を図る。
- その上で、主任検査官等は、立入終了に当たり、被検査金融機関の役員との間で以下の対応を行う。
- ① 上記(4)に即して行われた書面等を含め、被検査金融機関との間での対話の内容を確認する。
  - ② 特に、立入の過程で把握した事実関係については、その内容に両者の間で認識の相違がないことの確認を十分行う。
  - ③ また、主任検査官等は、立入を通じて把握した問題点・課題について伝達し、これに対する被検査金融機関の認識を聴取し、その時点での主任検査官等と被検査金融機関との間の認識の一致及び相違を確認する。なお、この確認に当たっては、原則として前述(4)②の書面を利用するなど、明確化を図る。
  - ④ 立入検査における最終的な見解は、原則として検査結果通知等により示される旨を被検査金融機関に伝達するとともに、それまでの間に必要があれば再度立入検査を行う場合があることを説明する。
- (注) 立入検査は、検査実施日(予告を行う立入検査の場合は予告日、無予告で行う立入検査の場合は立入開始日)より開始し、原則、検査結果通知等をもって終了とする。なお、検査結果通知等が発出しない場合は、別途、主任検査官等より検査結果の伝達方法と立入検査の終了時期について被検査金融機関へ連絡する。

- 4 -

(注) 主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者（財務局においては、財務局文書管理規則等で定める文書管理者）をいう。

(4) 検査関係情報の取扱い  
モニタリングの過程の情報は、当局からの質問、指摘、要請や金融機関の経営内容や対話の過程等を含め、適正に管理されており、適正に管理される必要がある。

その中でも特に、法令に基づく行政調査手続である立入検査に関する情報（以下「検査関係情報」）（注1）という。）は、当局の問題意識や金融機関や取引先の極めて機微な情報が含まれており、これが当局の関知しないところで、第三者へ開示された場合には、将来の立入検査において、正確な事実の把握や対話を困難にするなど、立入検査の実効性を損ねるおそれがあるほか、対象金融機関及び取引先の正当な利益等を害し、ひいては金融情勢全般に不測の影響を与え、金融システム全体の安定性が確保できなくなるおそれがある。このため、主任検査官は、検査関係情報について、当局の事前の承諾なく、第三者（注2）には開示してはならない旨を説明し、立入初日までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）この旨の承諾を得る。

(注1) ここでいう「検査関係情報」とは、検査結果通知等の当局より還元された立入検査の結果だけでなく、立入検査等（立入検査と同時に実施されたモニタリングを含む。）を実施した際の当局からの質問、指摘、要請や、当局からの指示で作成・提出した資料、その他当局と被検査金融機関の役職員等との間のやりとりの内容のほか立入検査があった事実等をいう。なお、当局に提出した資料であっても、立入検査とは無関係に金融機関において作成したものは含まれない。

(注2) ここでいう「第三者」には、被検査金融機関の経営全般を管理する立場にある銀行法第2条に規定する銀行又は銀行持株会社、あるいは保険業法第2条に規定する保険会社又は保険持株会社は含まれない。

また、被検査金融機関が銀行又は保険会社の場合は、上記に加え、被検査金融機関の経営全般を管理する立場にある親会社及び海外本店等（外資系金融機関の場合）も「第三者」には含まれない。

ただし、上記の「第三者」に含まれない持株会社等は、事前に所定の様式の「承諾書」を当局に提出する必要がある。

なお、当該「承諾書」は、被検査金融機関の持株会社等が交代する等、経営管理体制等に変更が無い限り、再度の提出は要しない。

#### 5. その他

(1) 共管金融機関に対する取扱い  
共管金融機関に対する検査権限を有する他の省庁、都道府県の検査実施部門、預金保険機構及び証券取引等監視委員会（以下「他省庁等」という。）と同時に検査を実施する際には、本基本手続の趣旨を踏まえつつ、他省庁等と協

なお、検査結果通知書の交付は、迅速な審査の上、立入終了後、出来る限り早期に行う。

なお、書面で通知するまでもない軽微な問題点・課題についてはエグジティブ・ミーティングでの「講評」にとどめ、ビジネスモデル等の継続的な対話を行っていく課題については「検査結果通知」又は「検査結果通知」、重要な問題点・課題については「検査結果通知」として書面を交付する。なお、通年で実施した立入検査の結果については、把握した事象の軽重により、「フィードバックシート」と「検査結果通知」を使い分ける。

(2) 検査結果に基づくモニタリング  
立入検査は金融モニタリングの一手法であることから、特に、検査官と継続的なモニタリングを担当する職員が異なる場合には、両者が十分に情報共有・連携しつつ、検査結果通知に基づく法令上のフォローアップを行う場合にとどまらず、立入検査を通じて把握された事項や問題点・課題に関して、継続的なモニタリングを実施する。

#### 4. 情報管理

(1) 個別検査内容の不開示理由  
検査官等職員が、外部から、個別の被検査金融機関に対する立入検査等の内容等（立入検査があった事実を含む。）について照会を受けた際は、原則として以下の理由から不開示とする。

- ① 被検査金融機関やその取引先の権利、競争上の地位やその正当な利益を害するおそれがある。
- ② 将来の検査一般において、正確な事実の把握を困難にするなど、検査の実効性を損ねるおそれがある。
- ③ 被検査金融機関に多大な影響を及ぼすのみならず、金融情勢全般に不測の影響を与えるおそれがあり、金融システム全体の安定性が確保されないうおそれがある。

(2) 立入検査等情報管理上の留意点  
検査官等職員は、立入検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

- ① 立入検査等の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ② 立入検査等に関する情報を検査・監督の目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当するものを除く。）してはならない。
- ③ とりわけ、被検査金融機関の秘密事項及び顧客のプライバシー等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

(3) 主任文書管理者等による実態把握等  
主任文書管理者等及び主任検査官は、各職員が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(別紙1-2)

## 重要事項一覧

「立入検査の基本的手続(以下、「本基本手続」という。)」の「1.(4)①」に定める重要事項を以下のとおり定める。

1. 基本的な説明事項
  - (1) 立入検査の根拠(法令根拠、検査命令書等)
  - (2) 立入開始日、検査官名簿、主な検証範囲(検査基準日も含む)
2. 立入検査開始までに(無予告の場合は、立入開始後、速やかに)調整する事項
  - (1) 事前に提出を求める資料等の記載内容、提出期限、提出方法、資料作成に当たったの留意事項等
  - (2) 円滑な立入検査を実施する観点から金融機関側に準備を要請する事項
  - (3) 検査通知後における自然災害発生等の場合の対応
  - (4) 被検査金融機関からの要望
  - (5) 立入検査期間中の被検査金融機関との意思疎通の方法(本基本手続における「2.(3)(4)(5)並びに(8)の①、④」等を参照のこと)
3. 立入検査における留意事項(役職員に周知を依頼する事項)
  - (1) 本基本手続の内容
  - (2) 検査関係情報、検査結果通知書等の内容の取扱い上の注意(本基本手続における「4.(4)」を参照のこと)
  - (3) 立入検査状況の経営陣への的確な報告
  - (4) その他主任検査官が適切と判断する留意事項
4. 各種制度に関する説明事項
 

外部監査人との意見交換(外部監査人の金融機関に対する守秘義務解除の合意に係る依頼を含む)

議の上、別途の対応が可能である。

- (2) 証券取引等監視委員会との連携
 

被検査金融機関が、複数の業態の金融機関を含む金融関連グループに属している場合等においては、これらグループ全体の統合的なリスク管理の状況を的確かつ効率的に検証する観点等から、証券取引等監視委員会との間で、同時検査の実施も含め必要な連携を行う。
- (3) 日本銀行等との連携
 

立入検査等の実施に当たっては、日本銀行等が実施する考査等との間で、適切な連携の確保に十分考慮する。
- (4) 立入検査の実施に支障を及ぼす場合の対応
 

本基本手続において示した基本的な手続等は、被検査金融機関の理解と協力を前提として定められていることを十分に認識したうえで、なお適正な検査に著しく支障を及ぼす場合においては、役員等への改善を求めるなど、別途の対応が求められる。

(別紙2)

主たる兼業業務と預金等媒介業務との関係

|                       |                                             | 金融サービス仲介業者の預金等媒介業務の内容 |                                       |              |               |            |         |                                    |   |
|-----------------------|---------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------|--------------|---------------|------------|---------|------------------------------------|---|
|                       |                                             | 預金                    | 為替取引                                  | 資金の貸付け・手形の割引 |               |            |         |                                    |   |
|                       |                                             |                       |                                       | 消費向け         |               |            | 事業向け    |                                    |   |
|                       |                                             |                       |                                       | 媒介           |               |            | 媒介      |                                    |   |
| 媒介                    | 媒介                                          | 預金等担保貸付               | 規格化された貸付商品で、かつ、貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付 | 左記以外の貸付      | 預金等担保貸付       | 規格化された貸付商品 | 左記以外の貸付 |                                    |   |
| 金融サービス仲介業<br>専業業者     |                                             | ○                     | ○                                     | ○            | ○             | ○          | ○       | ○                                  | ○ |
| 金融サービス仲介業者の主たる兼業業務の内容 | 保険会社                                        | ○                     | ○                                     | ○            | ○             | ○          | ○       | ○                                  | ○ |
|                       | 一般事業者                                       | ○                     | ○                                     | ○            | ○             | ○          | ○       | ○<br>(与信審査は×)<br>ただし、上限<br>1,000万円 | × |
|                       | 貸付等を主たる業務とする者<br>・貸金業者<br>・クレジット業者<br>・保証業者 | ○                     | ○                                     | ○            | ○<br>(与信審査は×) | ×          | ○       | ×                                  | × |

定義 ※ 貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付…該当例：住宅ローン・自動車ローンなど。  
 ※ 規格化された貸付商品…資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品。

考え方 ①金融サービス仲介業専業業者、保険会社については制限なし。  
 ②預金、為替取引については制限なし。  
 ③預金担保貸付については制限なし。  
 ④一般事業者が行う消費向け貸付については制限なし。ただし、必要に応じ銀行が与信審査を実施する必要あり。  
 ⑤兼業業者（保険会社を除く）が事業向け貸付の媒介を行うことは原則不可。（預金等担保貸付のほか）一般事業者が行う規格化された貸付商品（上限1,000万円）の媒介（与信審査を除く）のみ可。  
 ⑥貸付等を主たる兼業とする者が貸付の媒介を行うことは原則不可。（預金等担保貸付のほか）規格化された貸付商品で、かつ貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付の媒介（与信審査を除く）のみ可。

(別紙様式Ⅱ-1)

(日本産業規格A4)

| 連絡箋   |           |              |
|-------|-----------|--------------|
| 属性    |           |              |
| 日時・場所 | 年 月 日 ( ) | [電話・来局・その他 ] |
| 照会者   |           | 応接者          |
| 照会内容  |           |              |
| 回答案   |           |              |
| 処理    |           |              |

(別紙様式Ⅱ-2)

(日本産業規格A4)

| 応接箋   |           |              |
|-------|-----------|--------------|
| 属性    |           |              |
| 日時・場所 | 年 月 日 ( ) | [電話・来局・その他 ] |
| 照会者   |           | 応接者          |
| 照会内容  |           |              |
| 回答    |           |              |
| 備考    |           |              |

(別紙様式Ⅲ-1)

(日本産業規格A4)

財務(支)局長 殿

金融サービス仲介業者名  
代表者

| 担当者情報  |  |
|--------|--|
| 所属     |  |
| 氏名     |  |
| 電話番号   |  |
| E-mail |  |

今般、以下のように障害等が発生したので、年月日付〇〇第号に基づき報告します。

障害発生等報告書

(第報) (連絡日時: 年月日時分)

| 項目          | 内容                                                                                                             |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害の発生日時・場所  | 年月日 時 分                                                                                                        |
| 障害の発生したサービス | サービスの概要<br>サービスへの影響                                                                                            |
| 障害原因        | 障害分類<br>原因内容等<br>システム名称<br>システムの概要                                                                             |
| 対象システム      | <input type="checkbox"/> 未確認 <input type="checkbox"/> 確認済<br>内容( )                                             |
|             | <input type="checkbox"/> 復旧済み ( 日 時頃)<br><input type="checkbox"/> 復旧見込み ( 日 時頃)<br><input type="checkbox"/> 不明 |
| 被害状況等       | 被害分類                                                                                                           |
|             | 被害状況                                                                                                           |
|             | 復旧までの影響                                                                                                        |
|             | 法令違反の有無                                                                                                        |
|             | 相手方金融機関等への影響                                                                                                   |
| 対処状況        | 復旧までの対応                                                                                                        |
| 事後改善策       | 対処説明                                                                                                           |
|             | その他の連絡先等                                                                                                       |

(記載要領)

- 第1報については、障害等の全容が判明する前の断片的なものであっても差し支えないものとする。  
第2報以降については、第1報後の状況の変化の都度適時にその状況を記載する。  
なお、「連絡日時」には、各報告を行った時点での日時を記載する。
- サービスへの影響や原因等が多岐に亘る場合、または補足説明資料等がある場合については、本様式にその旨記載した上で、別紙に記載し添付することも可能とする(様式任意)。
- 「障害の発生日時・場所」欄における「発生場所」については、障害が発生しているシステムの設置場所(市町村名まで)及び店舗等の名称を記載する。
- 「障害原因」欄における「障害分類」については、報告時点において障害分類表で示した原因の中で分類可能なものを記載する。  
なお、障害の原因が多岐に亘る場合は、該当し得るものを複数記載することを可とする。  
また、「災害」を起因とするシステム障害については、通信障害による遠隔地での通信スループット低下等のように被災地以外で発生したものに限り、本様式に記載する(被災地で発生しているシステム障害は本様式に記載する必要はない。)
- 「対象システム」欄における「システム名称」については、障害が発生しているシステムの名称、または当該システムが担っている業務名(勘定系、対外接続系等)を記載する。
- 「被害状況等」欄における「事象分類」については、障害分類表で示した「事象の分類」の中から選択し記載する。  
「被害状況」については、被害(利用者への影響等)が確認されている場合には、必要に応じその状況を記載する。  
また、「相手方金融機関等への影響」については、相手方金融機関や他の事業者等への影響が確認されている場合には、必要に応じその状況を記載する。
- 「対処状況」欄における「復旧までの対応」については、応急措置や根本的対応(代替措置等の状況・方針)、根本的対応の準備に要する時間等を記載する。
- 「対処状況」欄における「その他の連絡先等」については、警察、セキュリティ関係機関、他省庁等に対して、既に本障害等を報告している場合に、その内容を記載する。



〈障害分類表〉

本様式の「障害原因」欄における「障害分類」並びに「被害状況等」欄における「事象分類」には、下記表のコード番号を記載すること（複数選択可）  
報告時点において不明である場合は、空白であっても差し支えない

〈原因の種類〉

| 原因の種類  | コード番号 | 原因の種類              | 説明                                   |
|--------|-------|--------------------|--------------------------------------|
| 意図的な原因 | 1-1   | 外部からの不正アクセス        | 外部からの不正アクセス、不審メール受信、DoS 攻撃等によるサイバー攻撃 |
|        | 1-2   | 内部不正行為             | 内部者によるユーザーIDの偽装利用、権限の悪用等             |
|        | 1-3   | その他の意図的要因          | 上記に該当しない意図的な原因                       |
| 偶発的な原因 | 2-1   | ソフトウェア障害           | ソフトウェアの不具合等                          |
|        | 2-2   | ハードウェア障害           | ハードウェア等物理的な不具合等                      |
|        | 2-3   | 管理面・人的要因           | 設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等                |
|        | 2-4   | システムの脆弱性、不審なサイトの閲覧 | 事前把握が困難かつ意図していない現象の発生                |
|        | 2-5   | 他の分野からの波及          | 電気通信・電力供給サービス等からの波及                  |
|        | 2-6   | その他の偶発的な原因         | 上記に該当しない偶発的な原因                       |
| 環境的な原因 | 3     | 災害や疾病              | 災害や疾病による障害                           |
| その他の原因 | 4     | その他                | 上記の脅威の種類以外の理由による障害                   |

〈事象の種類〉

| 事象の種類  | コード番号 | 事象の種類               | 説明                                                |
|--------|-------|---------------------|---------------------------------------------------|
| 未発生    | X     | 予兆・ヒヤリハット           | サイバー攻撃の予告・予兆や事象発生に至らなかつたミス等のヒヤリハットなど              |
|        | A     | 情報の漏えい              | 重要情報の流出など                                         |
| 発生     | B     | 処理結果の誤り、情報の破壊・改ざん   | 必要かつ正確な電算処理結果が得られない事象や、データや Web サイトの改ざん、重要情報の破壊など |
|        | C     | システム等の利用困難、処理の滞留・遅延 | システムの継続利用の不能や、システム処理・応答の遅延による適時の結果取得が不可など         |
|        | D-1   | マルウェア等の感染           | ウイルス、マルウェア等の感染                                    |
| 発生した事象 | D-2   | 不正コード等の実行           | システム脆弱性等をついた不正コード等の実行                             |
|        | D-3   | システム等への侵入           | サイバー攻撃等によるシステム等への侵入                               |
|        | D-4   | その他                 | D-1 から D-3 以外の事象                                  |
|        |       |                     | 上記に繋がる、或いは疑がる懸念のある事象                              |

(別紙様式Ⅲ-2)

(日本産業規格A4)

金融サービス仲介業者登録番号台帳

| 登録番号   |   | 登録年月日 |   | 金融サービス仲介業者名 |
|--------|---|-------|---|-------------|
| (金サ) 第 | 号 | 年     | 月 | 日           |
|        |   |       |   |             |
|        |   |       |   |             |
|        |   |       |   |             |
|        |   |       |   |             |

〇〇財務(支)局

(注) 登録を抹消した場合は、二重取り消し線を引くものとする。

(別紙様式Ⅲ-3)

(日本産業規格A4)

|                                                                                                                                                                                                |                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| <p>商号又は名称<br/>氏名<br/>(法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿</p> <p style="text-align: center;">金融サービス仲介業者の登録について</p> <p style="text-align: center;">〇〇財務(支)局長 印</p>                                              | <p>文 書 番 号<br/>年 月 日</p> |
| <p>年 月 日付で申請のあつた標記のことについては、下記のとおり登録しましたので、金融サービスの提供に関する法律第14条第2項の規定に基づき通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: right;">登録年月日 年 月 日<br/>登録番号 〇〇財務(支)局長(金サ)第 号</p> |                          |

(別紙様式Ⅲ-4)

(日本産業規格A4)

|                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                        |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 商号又は名称<br>氏名<br>(法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿<br><br>○○財務(支)局長 印<br><br>金融サービス仲介業の登録の拒否について | 文 書 番 号<br>年 月 日<br><br><br>年 月 日付で申請のあった金融サービス仲介業の登録については、下記の理由により拒否したので、通知します。<br>なお、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき審査請求をすることができます。<br>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づき処分の取消しの訴えを提起することができます。 | 記<br><br><br><br>拒否の理由 |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|

(別紙様式Ⅲ-5)

(日本産業規格A4)

| 金融サービス仲介業者登録簿縦覧表 |       |          |      |      |           |     |
|------------------|-------|----------|------|------|-----------|-----|
| 縦覧日              | 縦覧者氏名 | 縦覧者の電話番号 | 住所番号 | 登録番号 | 金融サービス業者名 | 確認印 |
|                  |       |          |      |      |           |     |
|                  |       |          |      |      |           |     |
|                  |       |          |      |      |           |     |
|                  |       |          |      |      |           |     |
|                  |       |          |      |      |           |     |
|                  |       |          |      |      |           |     |
|                  |       |          |      |      |           |     |

(別紙様式Ⅳ-1)

(日本産業規格A4)

|                                                                                                                                                                     |                    |                |   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------|---|
| 〇〇財務(支)局長 殿                                                                                                                                                         | 年                  | 月              | 日 |
| 届出者                                                                                                                                                                 | 登録番号               | 〇〇財務(支)局長(金サ)第 | 号 |
|                                                                                                                                                                     | (郵便番号              | -              | ) |
|                                                                                                                                                                     | 住所又は所在地            |                |   |
|                                                                                                                                                                     | 電話番号( )            | -              |   |
|                                                                                                                                                                     | 商号又は名称             |                |   |
|                                                                                                                                                                     | 氏名                 |                |   |
|                                                                                                                                                                     | (法人にあっては、代表者の役職氏名) |                |   |
| 保証金供託届出書                                                                                                                                                            |                    |                |   |
| <p>金融サービスの提供に関する法律第22条第1項、第4項若しくは第8項若しくは第23条第2項又は金融サービス仲介業者保証金規則第13条第6項若しくは第14条第1項の規定により供託をしたので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第26条第1項第1号の規定により、同条第2項第1号に規定する書面を添付して、届け出ます。</p> |                    |                |   |
| (記載上の注意)                                                                                                                                                            |                    |                |   |
| 不要な字句は消して使用すること。                                                                                                                                                    |                    |                |   |

(別紙様式Ⅳ-2)

(日本産業規格A4)

|                                                                                                             |                    |                |   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------|---|
| 〇〇財務(支)局長 殿                                                                                                 | 年                  | 月              | 日 |
| 届出者                                                                                                         | 登録番号               | 〇〇財務(支)局長(金サ)第 | 号 |
|                                                                                                             | (郵便番号              | -              | ) |
|                                                                                                             | 住所又は所在地            |                |   |
|                                                                                                             | 電話番号( )            | -              |   |
|                                                                                                             | 商号又は名称             |                |   |
|                                                                                                             | 氏名                 |                |   |
|                                                                                                             | (法人にあっては、代表者の役職氏名) |                |   |
| 保証委託契約締結届出書                                                                                                 |                    |                |   |
| <p>金融サービスの提供に関する法律第22条第3項に規定する契約を締結したので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第26条第1項第4号の規定により、同条第2項第3号に規定する書面を添付して、届け出ます。</p> |                    |                |   |

(別紙様式IV-3)

(日本産業規格A4)

|                                                                  |                                     |
|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 保管証書<br>通<br>供託書正本(供託通知書)<br>1. 供託者名<br>2. 供託所名・供託番号<br>上記保管します。 | 文書番号<br><br><br><br><br>○○財務(支)局長 印 |
|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|

(別紙様式IV-4)

(日本産業規格A4)

|                                                                                                                               |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ○○財務(支)局長 殿<br>届出者 登録番号 ○○財務(支)局長(金中)第 号<br>(郵便番号 )<br>住所又は所在地<br>電話番号( ) -<br>商号又は名称<br>氏名<br>(法人にあっては、代表者の役職氏名)<br>保証金取戻届出書 | 年 月 日 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|

金融サービスの提供に関する法律第22条第10項又は金融サービス仲介業者保証金規則第13条第7項から第9項まで若しくは第14条の規定により保証金の全部又は一部を取り戻したので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第26条第1項第3号の規定により、同条第2項第2号に規定する書面を添付して、届け出ます。

(記載上の注意)  
 ① 金融サービス仲介業者の場合は、登録番号を記載すること。  
 ② 不要な字句は消して使用すること。

(別紙様式IV-5)

金融サービス仲介業者保証金取戻し公告

金融サービス仲介業者保証金規則（令和 年 月 日）  
 内閣府・法務省令第 号）第 12 条第 2 項の規定により次のように公示する。

1. 供託者の商号又は名称◎  
 2. 住所◎  
 3. 氏名◎  
 4. 取戻しをしようとする保証金の額 円

5. 上記の者（登録番号〇〇財務(支)局長(金)第〇〇号)の保証金につき金融サービスの提供に関する法律第 22 条第 6 項の権利を有する者は、令和〇年〇月〇日までに金融サービス仲介業者保証金規則別紙様式第 4 号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて〇〇財務(支)局〇〇部〇〇課に提出されたい。

6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除外される。

〇〇〇年〇月〇日  
 〇〇財務(支)局長 〇〇 〇〇

(日本産業規格 A 4)

(別紙様式IV-6)

〇〇財務(支)局長 殿

申請者 登録番号 〇〇財務(支)局長(金)第 号  
 (郵便番号 ー )  
 住所又は所在地 ー  
 電話番号( ) ー  
 商号又は名称 氏名  
 (法人にあっては、代表者の役職氏名)

保証委託契約解除(変更)承認申請書

金融サービスの提供に関する法律施行令第 27 条第 2 号の規定により、金融サービスの提供に関する法律第 22 条第 3 項に規定する契約の解除(変更)の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 現に供託している保証金の内容  
 (供託所名： )

① 金銭の場合

| 供託番号   | 供託金額 | 供託者名 |
|--------|------|------|
| 年度金第 号 | 円    |      |
| 年度金第 号 | 円    |      |
| 年度金第 号 | 円    |      |

② 振替国債以外の有価証券の場合

| 供託番号   | 名称 | 枚数 | 券面額 | 総額面 | 評価率 | 評価額 | 満期償還日 |
|--------|----|----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 年度証第 号 |    |    | 円   | 円   | %   | 円   |       |
| 年度証第 号 |    |    | 円   | 円   | %   | 円   |       |
| 年度証第 号 |    |    | 円   | 円   | %   | 円   |       |

(日本産業規格 A 4)

(記載上の注意)

- ① 1. ～ 3. の事項について、届出等の提出が未済により、縦覧事項と現時点での事実が相違するものについては、縦覧されている事項以降の事実について全て記載する。
- ② 2. 住所については、登録簿第 4 面上に記載されている主たる営業所又は事務所の所在地を記載する。
- ③ 3. 氏名については、法人にあっては、代表者の役職氏名を記載する。
- ④ 文字は14ポイント、数字は原則半角文字とする。
- ⑤ ◎は一字あけ、\_\_\_部の不要文字は削る。
- ⑥ 一行の文字数は22文字とする。

(別紙様式IV-7)

(日本産業規格A4)

|                                      |                  |
|--------------------------------------|------------------|
| 商号又は名称<br>氏名<br>(法人にあっては、代表者の役職氏名) 殿 | 文 書 番 号<br>年 月 日 |
| 〇〇財務(支)局長 印                          |                  |

保証金に代わる契約の解除承認について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり承認したの通知します。

記

1. 解除できる保証委託契約の内容

|        |       |      |      |
|--------|-------|------|------|
| 契約の相手方 | 契約年月日 | 契約期間 | 契約金額 |
|        |       |      |      |

③ 振替国債の場合

|        |    |    |     |     |       |
|--------|----|----|-----|-----|-------|
| 供託番号   | 銘柄 | 金額 | 評価率 | 評価額 | 満期償還日 |
| 年度国第 号 |    | 円  | %   | 円   |       |
| 年度国第 号 |    | 円  | %   | 円   |       |
| 年度国第 号 |    | 円  | %   | 円   |       |

3. 現に締結している保証委託契約の内容

① 解除(変更)予定年月日及び解除(変更)しようとする保証委託契約の内容  
(変更後の欄については、変更予定の内容を記載すること。)

解除(変更)予定年月日

|        |     |     |
|--------|-----|-----|
|        | 変更後 | 変更前 |
| 契約の相手方 |     |     |
| 契約年月日  |     |     |
| 契約期間   |     |     |
| 契約金額   | 円   | 円   |

② ①以外の保証委託契約

|        |       |      |      |
|--------|-------|------|------|
| 契約の相手方 | 契約年月日 | 契約期間 | 契約金額 |
|        |       |      | 円    |
|        |       |      | 円    |

4. 現に締結して、保証金の一部を代替している金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の内容

|        |       |                 |                     |
|--------|-------|-----------------|---------------------|
| 契約の相手方 | 契約年月日 | 保険期間の<br>始期及び終期 | 真補限度額<br>(1.事故/期間中) |
|        |       | ~               | 円/円                 |

|      |          |           |
|------|----------|-----------|
| 免責金額 | 廃業後の担保期間 | 先行行為の担保期間 |
| 円    |          |           |

(記載上の注意)

① 不要な字句は消して使用すること。  
② 該当項目のみを記載すれば足りる。  
③ 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(別紙様式IV-9)

(日本産業規格A4)

〇〇財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 〇〇財務(支)局長(金中)第 ( ) 号  
 (郵便番号 ( ) )  
 住所又は所在地  
 電話番号 ( ) -  
 商号又は名称  
 氏名  
 (法人にあっては、代表者の役職氏名)

保証委託契約解除(変更)届出書

金融サービスの提供に関する法律第22条第3項に規定する契約を解除(変更)したので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第26条第4号の規定により、同条第2項第3号に規定する書面を添付して、届け出ます。

(記載上の注意)  
 不要な字句は消して使用すること。

(別紙様式IV-8)

(日本産業規格A4)

文書番号 年 月 日

商号又は名称  
 氏名  
 (法人にあっては、代表者の役職氏名) 殿

〇〇財務(支)局長 印

保証金に代わる契約の変更承認について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 変更前の保証委託契約の内容

| 契約の相手方 | 契約年月日 | 契約期間 | 契約金額 |
|--------|-------|------|------|
|        |       |      |      |

2. 変更後の保証委託契約の内容

| 契約の相手方 | 契約年月日 | 契約期間 | 契約金額 |
|--------|-------|------|------|
|        |       |      |      |



(別紙様式IV-10)

(日本産業規格A4)

|                                                                     |                                                             |   |   |   |
|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|---|---|---|
| 〇〇財務(支)局長 殿                                                         | 届出者 登録番号 〇〇財務(支)局長(金サ)第 ( ) 号<br>(郵便番号 )                    | 年 | 月 | 日 |
|                                                                     | 住所又は所在地<br>電話番号 ( ) -<br>商号又は名称<br>氏名<br>(法人にあっては、代表者の役職氏名) |   |   |   |
| 供託所変更届出書                                                            |                                                             |   |   |   |
| 金融サービス仲介業者保証金規則第13条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。                           |                                                             |   |   |   |
| 記                                                                   |                                                             |   |   |   |
| 1. 当該届出に係る金融サービス仲介業者<br>商号又は名称：<br>氏名：<br>(法人にあっては、代表者の役職氏名)<br>住所： |                                                             |   |   |   |
| 2. 主たる営業所又は事務所の所在地の変更前の最寄りの供託所名                                     |                                                             |   |   |   |
| 3. 主たる営業所又は事務所の所在地の変更後の最寄りの供託所名                                     |                                                             |   |   |   |
| (記載上の注意)                                                            |                                                             |   |   |   |
| ① 金融サービス仲介業者の場合は、登録番号を記載すること。                                       |                                                             |   |   |   |
| ② 1. については、届出者が金融サービス仲介業者以外である場合にのみ記載すること。                          |                                                             |   |   |   |

(別紙様式IV-11)

(日本産業規格A4)

|                                                                                                   |                                                             |   |   |   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|---|---|---|
| 〇〇財務(支)局長 殿                                                                                       | 登録番号 〇〇財務(支)局長(金サ)第 ( ) 号<br>(郵便番号 )                        | 年 | 月 | 日 |
|                                                                                                   | 住所又は所在地<br>電話番号 ( ) -<br>商号又は名称<br>氏名<br>(法人にあっては、代表者の役職氏名) |   |   |   |
| 受領書                                                                                               |                                                             |   |   |   |
| 金融サービス仲介業者保証金規則第13条第2項の規定により供託書正本の交付を受けたので、当該供託書正本についての保管証書を添付して提出します。なお、同条第3項及び第4項の手続きを遅滞なく行います。 |                                                             |   |   |   |
| (記載上の注意)                                                                                          |                                                             |   |   |   |
| 金融サービス仲介業者の場合は、登録番号を記載すること。                                                                       |                                                             |   |   |   |

(別紙様式IV-12)

(日本産業規格A4)

|                                                                 |             |
|-----------------------------------------------------------------|-------------|
| 通知書                                                             | 文 書 番 号     |
| 支払委託書のとおり供託物の配当をしたため、あなたの保証金に〇〇〇円の不足を生じたので、速やかに、上記不足額を供託してください。 |             |
| 年 月 日                                                           | 〇〇財務(支)局長 印 |
| 住所<br>商号又は名称<br>氏名<br>(法人にあっては、代表者の役職氏名)                        | 殿           |

(別紙様式IV-13)

(日本産業規格A4)

|                                                                                                                      |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 〇〇財務(支)局長 殿                                                                                                          | 年 月 日 |
| 届出者 登録番号 〇〇財務(支)局長(金中)第 ( ) 号<br>(郵便番号 )                                                                             |       |
| 住所又は所在地                                                                                                              |       |
| 電話番号 ( )                                                                                                             |       |
| 商号又は名称                                                                                                               |       |
| 氏名                                                                                                                   |       |
| (法人にあっては、代表者の役職氏名)                                                                                                   |       |
| 賠償保険契約締結届出書                                                                                                          |       |
| 金融サービスの提供に関する法律第23条第1項に規定する金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を締結したので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第26条第1項第5号の規定により、同条第2項第3号に規定する書面を添付して、届け出ます。 |       |

(別紙様式IV-14)

(日本産業規格A4)

〇〇財務(支)局長 殿  
 申請者 登録番号 〇〇財務(支)局長(金サ)第 号  
 (郵便番号 )  
 住所又は所在地  
 電話番号( )  
 商号又は名称  
 氏名  
 (法人にあっては、代表者の役職氏名)

賠償保険契約により保証金の一部の供託をしないこととする承認の申請について

金融サービスの提供に関する法律第23条第1項の規定により、保証金の一部の供託をしないこととする承認を受けたので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 現に供託している保証金の内容

(供託所名: )

① 金銭の場合

| 供託番号   | 供託金額 | 供託者名 |
|--------|------|------|
| 年度金第 号 | 円    |      |
| 年度金第 号 | 円    |      |
| 年度金第 号 | 円    |      |

② 振替国債以外の有価証券の場合

| 供託番号   | 名称 | 枚数 | 券面額 | 総額面 | 評価率 | 評価額 | 満期償還日 |
|--------|----|----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 年度証第 号 |    |    | 円   | 円   | %   | 円   |       |
| 年度証第 号 |    |    | 円   | 円   | %   | 円   |       |
| 年度証第 号 |    |    | 円   | 円   | %   | 円   |       |

③ 振替国債の場合

| 供託番号   | 銘柄 | 金額 | 評価率 | 評価額 | 満期償還日 |
|--------|----|----|-----|-----|-------|
| 年度国第 号 |    | 円  | %   | 円   |       |
| 年度国第 号 |    | 円  | %   | 円   |       |
| 年度国第 号 |    | 円  | %   | 円   |       |

3. 現に締結して、保証金の全部又は一部を代替している保証委託契約の内容

| 契約の相手方 | 契約年月日 | 契約期間 | 契約金額 |
|--------|-------|------|------|
|        |       |      | 円    |
|        |       |      | 円    |

4. 締結して保証金の一部の供託をしないこととする賠償保険契約の内容

| 契約の相手方 | 契約年月日 | 保険期間の<br>始期及び終期 | 填補限度額<br>(1事故/期間中) |
|--------|-------|-----------------|--------------------|
|        |       | ~               | 円/円                |

| 免責金額 | 廃業後の担保期間 | 先行行為の担保期間 |
|------|----------|-----------|
| 円    |          |           |

5. 金融サービスの提供に関する法律施行令第26条に規定する保証金の額及び供託をしないこと  
 としてとする供託物の内容

金融サービスの提供に関する法律施行令第26条に規定する保証金の額

円

供託物の内容 (供託所名 )

① 金銭の場合

| 供託番号   | 供託金額 | 供託者名 |
|--------|------|------|
| 年度金第 号 | 円    |      |
| 年度金第 号 | 円    |      |
| 年度金第 号 | 円    |      |

② 振替国債以外の有価証券の場合

| 供託番号   | 名称 | 枚数 | 券面額 | 総額面 | 評価率 | 評価額 | 満期償還日 |
|--------|----|----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 年度証第 号 |    |    | 円   | 円   | %   | 円   |       |
| 年度証第 号 |    |    | 円   | 円   | %   | 円   |       |
| 年度証第 号 |    |    | 円   | 円   | %   | 円   |       |

(別紙様式IV-15)

③ 振替国債の場合

| 供託番号   | 銘柄 | 金額 | 評価率 | 評価額 | 満期償還日 |
|--------|----|----|-----|-----|-------|
| 年度国第 号 |    | 円  | %   | 円   |       |
| 年度国第 号 |    | 円  | %   | 円   |       |
| 年度国第 号 |    | 円  | %   | 円   |       |

(記載上の注意)

- ① 該当項目のみを記載すれば足りる。
- ② 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(日本産業規格A4)

文 書 番 号  
年 月 日

商号又は名称

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名) 殿

〇〇財務(支)局長 印

賠償保険契約により保証金の一部の供託をしないこととする承認について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり承認したの通知します。

記

1. 保証金の一部の供託をしないこととする賠償保険契約の内容

| 契約の相手方 | 契約年月日 | 保険期間の<br>始期及び終期 | 填補限度額<br>(1事故/期間中) |
|--------|-------|-----------------|--------------------|
|        |       | ～               | 円/円                |

| 免責金額 | 廃業後の担保期間 | 先行行為の担保期間 |
|------|----------|-----------|
| 円    |          |           |

2. 供託をしないことができる保証金の額及びその供託物の内容

| 金融サービスの提供に関する法律施行令第26条に規定する保証金の額 | 円 |
|----------------------------------|---|
|                                  |   |

供託物の内容 (供託所名 )

① 金銭の場合

| 供託番号   | 供託金額 | 供託者名 |
|--------|------|------|
| 年度金第 号 | 円    |      |
| 年度金第 号 | 円    |      |
| 年度金第 号 | 円    |      |

(別紙様式IV-16)

(日本産業規格A.4)

|             |                           |   |   |   |
|-------------|---------------------------|---|---|---|
| 〇〇財務(支)局長 殿 | 申請者 登録番号 〇〇財務(支)局長(金サ)第 号 | 年 | 月 | 日 |
|             | (郵便番号 )                   |   |   |   |
|             | 住所又は所在地                   |   |   |   |
|             | 電話番号( )                   |   |   |   |
|             | 商号又は名称                    |   |   |   |
|             | 氏名                        |   |   |   |
|             | (法人にあっては、代表者の役職氏名)        |   |   |   |

賠償保険契約解除(変更)承認申請書

金融サービス提供に関する法律施行令第29条第1項第4号の規定により、金融サービス提供に関する法律第23条第1項に規定する金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の解除(変更)の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 現に供託している保証金の内容  
(供託所名: )

① 金銭の場合

| 供託番号   | 供託金額 | 供託者名 |
|--------|------|------|
| 年度金第 号 | 円    |      |
| 年度金第 号 | 円    |      |
| 年度金第 号 | 円    |      |

② 振替国債以外の有価証券の場合

| 供託番号   | 名称 | 枚数 | 券面額 | 総額面 | 評価率 | 評価額 | 満期償還日 |
|--------|----|----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 年度証第 号 |    |    | 円   | 円   | %   | 円   |       |
| 年度証第 号 |    |    | 円   | 円   | %   | 円   |       |
| 年度証第 号 |    |    | 円   | 円   | %   | 円   |       |

② 振替国債以外の有価証券の場合

| 供託番号   | 名称 | 枚数 | 券面額 | 総額面 | 評価率 | 評価額 | 満期償還日 |
|--------|----|----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 年度証第 号 |    |    | 円   | 円   | %   | 円   |       |
| 年度証第 号 |    |    | 円   | 円   | %   | 円   |       |
| 年度証第 号 |    |    | 円   | 円   | %   | 円   |       |

③ 振替国債の場合

| 供託番号   | 銘柄 | 金額 | 評価率 | 評価額 | 満期償還日 |
|--------|----|----|-----|-----|-------|
| 年度国第 号 |    | 円  | %   | 円   |       |
| 年度国第 号 |    | 円  | %   | 円   |       |
| 年度国第 号 |    | 円  | %   | 円   |       |

3. 承認の条件

(別紙様式IV-17)

(日本産業規格A4)

|                                      |                  |
|--------------------------------------|------------------|
| 商号又は名称<br>氏名<br>(法人にあっては、代表者の役職氏名) 殿 | 文 書 番 号<br>年 月 日 |
| 〇〇財務(支)局長 印                          |                  |

賠償保険契約の解除承認について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 解除できる賠償保険契約の内容

|        |       |                 |                    |
|--------|-------|-----------------|--------------------|
| 契約の相手方 | 契約年月日 | 保険期間の<br>始期及び終期 | 填補限度額<br>(1事故/期間中) |
|        |       | ～               | 円/ 円               |

|      |          |           |
|------|----------|-----------|
| 免責金額 | 廃業後の担保期間 | 先行行為の担保期間 |
| 円    |          |           |

③ 振替国債の場合

| 供託番号   | 銘柄 | 金額 | 評価率 | 評価額 | 満期償還日 |
|--------|----|----|-----|-----|-------|
| 年度国第 号 |    | 円  | %   | 円   |       |
| 年度国第 号 |    | 円  | %   | 円   |       |
| 年度国第 号 |    | 円  | %   | 円   |       |

3. 現に締結している保証委託契約の内容

| 契約の相手方 | 契約年月日 | 契約期間 | 契約金額 |
|--------|-------|------|------|
|        |       |      | 円    |
|        |       |      | 円    |

4. 現に締結して、保証金の一部を代替している賠償保険契約の内容  
解除(変更)予定年月日及び解除(変更)しようとする賠償保険契約の内容  
(変更後の欄については、変更予定の内容を記載すること。)

解除(変更)予定年月日

|                    | 変更後  | 変更前  |
|--------------------|------|------|
| 契約の相手方             |      |      |
| 契約年月日              |      |      |
| 保険期間の<br>始期及び終期    | ～    | ～    |
| 填補限度額<br>(1事故/期間中) | 円/ 円 | 円/ 円 |
| 免責金額               | 円    | 円    |
| 廃業後の担保期間           |      |      |
| 先行行為の担保期間          |      |      |

(記載上の注意)

- ① 不要な字句は消して使用すること。
- ② 該項目のみを記載すれば足りる。
- ③ 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(別紙様式IV-18)

(日本産業規格A4)

商号又は名称  
氏名  
(法人にあっては、代表者の役職氏名) 殿

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇財務(支)局長 印

賠償保険契約の変更承認について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 変更前の賠償保険契約の内容

|        |       |                 |                    |
|--------|-------|-----------------|--------------------|
| 契約の相手方 | 契約年月日 | 保険期間の<br>始期及び終期 | 填補限度額<br>(1事故/期間中) |
|        |       | ～               | 円/ 円               |

|      |          |           |
|------|----------|-----------|
| 免責金額 | 廃業後の担保期間 | 先履行為の担保期間 |
| 円    |          |           |

2. 変更後の賠償保険契約の内容

|        |       |                 |                    |
|--------|-------|-----------------|--------------------|
| 契約の相手方 | 契約年月日 | 保険期間の<br>始期及び終期 | 填補限度額<br>(1事故/期間中) |
|        |       | ～               | 円/ 円               |

|      |          |           |
|------|----------|-----------|
| 免責金額 | 廃業後の担保期間 | 先履行為の担保期間 |
| 円    |          |           |

(別紙様式IV-19)

(日本産業規格A4)

〇〇財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 〇〇財務(支)局長(金中)第 号  
(郵便番号 )  
住所又は所在地  
電話番号 ( ) -  
商号又は名称  
氏名  
(法人にあっては、代表者の役職氏名)

賠償保険契約解除(変更)届出書

金融サービスの提供に関する法律第23条第1項に規定する金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を解除(変更)したので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第26条第1項第5号の規定により、同条第2項第3号に規定する書面を添付して、届け出ます。

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

| 正 式 名 称                                                         | 略 称            |
|-----------------------------------------------------------------|----------------|
| 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第50号） | 改正法            |
| 金融サービスの提供に関する法律                                                 | 金融サービス提供法      |
| 金融サービスの提供に関する法律施行令                                              | 金融サービス提供法施行令   |
| 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令                                             | 仲介業者等府令        |
| 金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針                                           | 金融サービス仲介業者監督指針 |
| 金融サービス提供法第29条において準用する銀行法                                        | 準用銀行法          |
| 金融サービス提供法第30条において準用する保険業法                                       | 準用保険業法         |
| 金融サービス提供法第32条において準用する貸金業法                                       | 準用貸金業法         |
| 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律                                          | 独占禁止法          |
| 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律                                       | 出資法            |
| 個人情報保護に関する法律                                                    | 個人情報保護法        |
| 犯罪による収益の移転防止に関する法律                                              | 犯罪収益移転防止法      |
| 資金決済に関する法律                                                      | 資金決済法          |
| 金融商品取引業者等に関する内閣府令                                               | 金商業等府令         |
| 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン                                        | 金融分野ガイドライン     |
| 保険会社向けの総合的な監督指針                                                 | 保険会社監督指針       |
| 少額短期保険業者向けの監督指針                                                 | 少短業者監督指針       |
| 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針                                            | 金商業者監督指針       |
| 貸金業者向けの総合的な監督指針                                                 | 貸金業者監督指針       |
| 預金等媒介業者を行う金融サービス仲介業者                                            | 預金等媒介業者        |
| 保険媒介業者を行う金融サービス仲介業者                                             | 保険媒介業者         |
| 有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者                                          | 有価証券等仲介業者      |
| 貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者                                          | 貸金業貸付媒介業者      |
| 金融審議会決議法制度及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告（2019年12月20日）             | 決済・仲介WG報告      |

(別紙様式VI-1) ひな型

|                         |                                                                                                 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 顧客（保険契約者） 殿<br>引受保険会社 殿 | 日付：（年月日）                                                                                        |
|                         | （金融サービス仲介業者）<br>商号又は名称：<br>氏名：（捺印）<br>（法人にあっては、代表者の役職氏名）<br>住所又は所在地：<br>登録番号：                   |
|                         | 結約書（No. ○○○○）                                                                                   |
|                         | 当社による保険契約の締結の結果、下記の契約が成立いたしましたので、ここに本書の交付をもってその内容・条件をご通知申し上げます。                                 |
|                         | つきましては、本書記載事項の全てについて、貴社のご依頼内容と合致しているか検証のほどお願い申し上げます。また、修正すべき事項がある場合は、直ちに、当社までご連絡下さるようお願い申し上げます。 |
|                         | 一記—                                                                                             |
|                         | 1. 保険契約者及び被保険者並びに保険金額を受け取るべき者の商号、名称又は氏名                                                         |
|                         | 2. 引受保険者の商号又は名称                                                                                 |
|                         | 3. 保険契約締結の年月日                                                                                   |
|                         | 4. 保険契約の種類及びその内容                                                                                |
|                         | 5. 保険の目的                                                                                        |
|                         | 6. 保険金額を定めたときはその価額                                                                              |
|                         | 7. 保険金額及び複数の保険者が共同して引き受けるときは各保険者の引受割合                                                           |
|                         | 8. 保険料及びその支払方法                                                                                  |
|                         | 9. 保険期間を定めたときはその始期及び終期                                                                          |
|                         | 上記のとおりの内容で相違ありません。                                                                              |
|                         | 以上                                                                                              |
|                         | 保険契約者名 印                                                                                        |
|                         | 引受保険会社名 印                                                                                       |



●法令関係

| No. | コメントの概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 金融庁の考え方                                                                                                                                                                                 |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>●金融サービス仲介業に係る制度整備</p> <p>▼取扱商品・サービス全般</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                         |
| 1   | <p>この度の金融サービス仲介業施行の件、大歓迎である。ただし、1点だけ、金融庁が推進している分散投資について気になっている。</p> <p>顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする金融サービスを除外することだが、これは分散の幅を狭めることにならないか。具体的には、金融サービス仲介業で扱える金融商品が、現状では円建て商品に限られているように思う。カントリリスクを軽減する通貨分散は、どのようにより確実する予定か。ちなみに、東南アジア・南米・ヨーロッパの富裕層は、必ずと言っていいほど米ドル建て商品を保有していると思う。一律に外貨建ては除外ではなく、一定レベルの知識を有する者は取扱可能にするなどの整備が必要に感じられる。</p> | <p>顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして金融サービス提供法施行令第17条から第20条までに特段の定めがあるものを除き、金融サービス仲介業者は、外貨建ての商品・サービスを取り扱うことも可能です。</p>                                                                            |
| 2   | <p>顧客にとり商品やその説明が「高度」かどうかは相対的かつ時代に応じて変遷し得るため、商品・サービスの範囲については、今後の経済実態や顧客ニーズを踏まえて柔軟に見直されるの理解を要する。</p>                                                                                                                                                                                                                          | <p>金融サービス仲介業者の対象となる商品・サービスや相手方金融機関の範囲については、商品設計の複雑さや日常生活への定着度合い等をはじめ、顧客のニーズや金融サービス仲介業者による顧客保護のための取組を含む業務運営の実態等も踏まえつつ、必要に応じて見直しの要否を検討していくべきものと考えます。</p>                                  |
| 3   | <p>信託契約代理業に係る媒介業務、並びに、第二種金融商品取引業、第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者の取扱金融商品の取扱いについても、取扱いを希望する意見もある。今後の金融サービス提供法の実施状況を見直して改正等される機会には、上記の類型の取扱いについても検討をお願いしたい。</p>                                                                                                                                                                   | <p>「送金」は仕向又は被仕向のいずれか一方のみでも可能であればよいが、「送金」又は「支払」とは、円預金口座で取扱可能な機能と同範囲でなければならぬが、あるいは特定の方法でのみ可能であってもよいが、満期到来時に外貨普通預金口座に入金され、当該外貨普通預金口座において「送金」又は「支払」が可能であれば、外貨定期預金も取扱可能商品に含まれるという理解を要する。</p> |
| 4   | <p>▼預金等媒介業務に係る取扱商品・サービスの範囲</p> <p>金融サービス提供法第11条第2項第1号には「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く」とあり、それを受けた金融サービス提供法施行令第17条第1項第1号では「特定預金等契約」とあるが、顧客の属性が規定（限定）されていない結果、個人顧客のみならず法人顧客からの預金等の受入れも金融サービス仲介業から除外されてしまっ</p>                                                                                                           | <p>特定預金等契約については、現行の銀行法においても、顧客が法人であるか個人であるかにかかわらず、金融商品取引法の販売・勧誘規制等が準用されていることを踏まえれば、日常生活に定着しているものと認められる一定の外貨預金等を除き、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと考えます。</p>                                      |

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | <p>外貨預金のうち取扱商品に含まれるものは、決済・送金に実際に利用できるという機能面の制限だけであり、通貨の種類等で制限されるわけではないと考えよう。</p> <p>仲介業者等府令第4条の「引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができるもの」とは、引出し若しくは送金又は支払のいずれかが当該外貨預金等の表示通貨で行うことができるものを指すという理解でよい。</p> <p>当該外貨預金等の表示通貨での引出し若しくは送金又は支払と並んで、顧客の選択により円建ての引出し若しくは送金又は支払を可能とする契約内容であったとしても、同条の「引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができるもの」という要件を充足すると考えよう。</p> <p>「送金」は仕向又は被仕向のいずれか一方のみでも可能であればよいが、「送金」又は「支払」とは、円預金口座で取扱可能な機能と同範囲でなければならぬが、あるいは特定の方法でのみ可能であってもよいが、満期到来時に外貨普通預金口座に入金され、当該外貨普通預金口座において「送金」又は「支払」が可能であれば、外貨定期預金も取扱可能商品に含まれるという理解を要する。</p> <p>外貨普通預金から他の外貨預金（外貨定期預金など）への振替は、「引出し若しくは送金又は支払」に該当するか。</p> | <p>「引出し、送金又は支払が外貨預金等の表示通貨で行うことができるもの」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、ATM等での当該表示通貨による引出しや、当該表示通貨建ての送金、デビットカード等による当該表示通貨建ての支払のいずれれかを行うことができる外貨預金等は、これに該当し、預金等媒介業務の対象となるものと考えます。また、「引出し」には解約時の払戻しも含まれるものと考えますが、例えば、通貨の種類や、顧客の選択により円建てでの引出し等が可能であること、手数料等が円建てで表示されることは、こうした預金等に該当するかどうかの判断に影響を与えないものではないと考えます。</p> <p>外貨定期預金については、外貨普通預金を通じて引出し、送金又は支払が当該外貨定期預金の表示通貨で行うことができる場合には、預金等媒介業務の対象となるものと考えます。</p> <p>一方で、例えば、被仕向送金による外貨の受入れや他の外貨預金等への振替はできるものの、表示通貨による引出し等ができないものは、預金等媒介業務の対象とならないものと考えます。</p> <p>なお、ご指摘のような、送金や支払が特定の方法でのみ可能な場合や、特定のクレジットカードを用いた米ドル建て決済が可能である場合については、その詳細が必ずしも明らかでない限り、一概に回答することは困難ですが、仮に外貨預金等の表示通貨による利用が著しく限定されない</p> |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>として、送金・決済用の外貨建て預金の取扱いが認められている。</p> <p>外貨建て預金については、過去に被害事例を多く出している商品であるところ、金融サービス提供法施行令・仲介業者等府令からどのような事例において決済目的に該当するか明らかでない。</p> <p>そこで、送金・決済用の外貨預金の取扱いを認めるとしても、日常生活に係る送金・決済目的に該当又は運用目的に該当して取扱いを禁止となる場合（上限額・回数・利用状況等）をガイドラインに規定して公表するよう求める。</p> | <p>当該表示通貨による引出しや、当該表示通貨建ての送金、デビットカード等による当該表示通貨建ての支払のいずれかを行うことができる外貨預金等は、これに該当し、預金等媒介業務の対象となるものと考えます。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者が、預金等媒介業務の対象となる外貨預金等の販売・勧誘を行う場合には、金融サービス提供法第31条第2項において金融商品取引法の所要の販売・勧誘規制等を準用することとしており、こうした対応により、顧客保護及び金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保を図ることとしています。</p> |
| <p>12</p> <p>金融サービス提供法施行令第17条第2項第1号において、極度方式の貸付けのうち顧客の預金等又は国債を担保として行う契約が除かれていないが、定期預金担保の極度方式の貸付けについても金融サービス仲介業で媒介することができないという理解でよいか。</p>                                                                                                           | <p>ご指摘を踏まえ、当座貸越しについては、日常生活に定着しており、必ずしも顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとはいえないものと考えられることから、預金等媒介業務の対象となることが明確になるよう規定を修正しました。</p>                                                                                                                                                  |
| <p>13</p> <p>金融サービス提供法第11条第2項第2号では「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く」とされているが、金融サービス提供法施行令第17条第2項で指定されている個人向けカードローンは取扱いが許容されている法人向け貸付けに比して高度に専門的な説明を要するものではないと思われ、今後、取扱可能とする方向での検討をお願いしたい。</p>                                                   | <p>金融サービス仲介業の対象となる商品・サービスの範囲については、商品設計の複雑さや日常生活への定着度合い等をはじめ、顧客のニーズや金融サービス仲介業者による顧客保護のための取組を含む業務運営の実態等も踏まえつつ、必要に応じて見直しの要否を検討していくべきものと考えます。</p> <p>なお、いわゆる消費者向けカードローンについては、返済方法の多様性や安易な借入れ等を通じた多重債務の発生防止が求められている現状等を踏まえれば、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと考えます。</p>              |
| <p>14</p>                                                                                                                                                                                                                                          | <p>▼保険媒介業務に係る取扱商品・サービスの範囲</p>                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>金融サービス提供法第11条第3項に該当しない保険商品を媒介した金融サービス仲介業者が当該保険契約の成立後に契約者及び保険会社の承認を得ることができるときは、当該保険契約を承認し、当該保険契約の締結の媒介を行うことができます。</p>                                                                                                                            | <p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金融サービス仲介業者は、金融サービス提供法第11条第3項の規定により保険媒介業務の対象となる保険契約の締結の媒介を行うことができます。</p>                                                                                                                                                                     |
| <p>15</p>                                                                                                                                                                                                                                          | <p>金融サービス提供法の規制の対象は金融サービス仲介業者であることから、対象商品が否かの判断は金融サービス仲介業者が行うものであり、</p>                                                                                                                                                                                               |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>6</p> <p>特定のクレジットカードを用いた米ドル建て決済が可能である場合は、「送金」又は「支払」に該当するか。</p> <p>仲介業者等府令第4条について、「その引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができるもの」であれば外貨普通預金以外も含まれるとの理解でよいか。また、「引出し」には解約も含まれるという理解でよいか。</p>                                                                                                                                                        | <p>ているような預金等があるのであれば、その取扱いの可否については、各金融サービス仲介業者において、規定の趣旨や顧客保護の必要性等を踏まえて適切に判断すべきものと考えます。</p>                                                                                            |
| <p>7</p> <p>仲介業者等府令第4条の「引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができる」というのは、表示通貨による引出し等が顧客が選択可能なオプションとして用意されている外貨預金であればよく、必ずしも円転しての引出し等が禁止されるわけではないという理解でよいか。</p>                                                                                                                                                                                       | <p>金融サービス提供法施行令第17条第2項第1号において、極度方式の貸付けのうち顧客の預金等又は国債を担保として行う契約が除かれていないが、定期預金担保の極度方式の貸付けについても金融サービス仲介業で媒介することができないという理解でよいか。</p>                                                         |
| <p>8</p> <p>仲介業者等府令第4条の「引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができる」というのは、引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができるものとする」という理解でよいか。</p> <p>仲介業者等府令第4条に記載されている「その引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができるものとする」という理解でよいか。</p> <p>銀行⇒B 銀行に米ドルを送金する）が当該事項の「送金」に該当するという理解でよいか。</p> <p>上記が該当する場合、逆説的には、外貨送金の取扱いがない金融機関の「外貨預金」は、日常生活に係る取引に用いられる預金には該当しないという理解でよいか。</p> | <p>金融サービス提供法第11条第2項第2号では「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く」とされているが、金融サービス提供法施行令第17条第2項で指定されている個人向けカードローンは取扱いが許容されている法人向け貸付けに比して高度に専門的な説明を要するものではないと思われ、今後、取扱可能とする方向での検討をお願いしたい。</p> |
| <p>10</p> <p>仲介業者等府令第4条について、日常生活に係る取引には、海外渡航時の利用（渡航先国で当該国通貨をATMで引き出す、渡航先国の店舗で当該国通貨の決済を行う）も含まれると理解してよいか。</p>                                                                                                                                                                                                                                   | <p>金融サービス提供法第11条第3項に該当しない保険商品を媒介した金融サービス仲介業者が当該保険契約の成立後に契約者及び保険会社の承認を得ることができるときは、当該保険契約を承認し、当該保険契約の締結の媒介を行うことができます。</p>                                                                |
| <p>11</p> <p>金融サービス提供法施行令第17条では、特定預金等契約について原則として取扱商品から除外されているものの、仲介業者等府令第4条において、日常生活に係る取引に用いられる預金等</p>                                                                                                                                                                                                                                        | <p>金融サービス提供法の規制の対象は金融サービス仲介業者であることから、対象商品が否かの判断は金融サービス仲介業者が行うものであり、</p>                                                                                                                |

|                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>策を行えば、十分に媒介業務を実施する余地があるものと思われる。このため、本項目も今後機会を見つけて見直しの検討をお願いしたい。</p> | <p>応じて見直しの要否を検討していくべきものと考えます。</p> <p>なお、火災保険については、一般に、顧客のニーズや実情等を十分踏まえた上で最適な補償範囲・水準の提案・設定や、具体的な補償要件を含む商品性に係る丁寧な説明が求められること等を踏まえれば、日常生活に定着していると認められるいわゆる家財保険を除き、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと考えます。</p>                                                                                                          |
| <p>21</p>                                                              | <p>金融サービス提供法施行令第18条第4号の「法人その他の団体又は個人（事業として又は事業のために保険契約者となる場合に於けるものに限る。）」が保険契約者とならずに、被保険者となること、形式的には同号に非該当となるものの、実質的に潜脱的行為となるとの理解でよいか。</p> <p>金融サービス提供法施行令第18条第4号の「（事業として又は事業のために保険契約者となる場合に於けるものに限る。）」は直前の個人にかかるものであり、法人その他の団体を保険契約者とする保険契約はすべてなく取扱対象外になるものとの理解でよいか。また、その解釈については消費者契約法に準ずるとの理解でよいか。</p> |
| <p>22</p>                                                              | <p>金融サービス提供法施行令第18条第4号の「（事業として又は事業のために保険契約者となる場合に於けるものに限る。）」は直前の個人にかかるものであり、法人その他の団体を保険契約者とする保険契約はすべてなく取扱対象外になるものとの理解でよいか。また、その解釈については消費者契約法に準ずるとの理解でよいか。</p>                                                                                                                                           |
| <p>23</p>                                                              | <p>金融サービス提供法施行令第18条第4号にて法人、個人事業主を契約者とする保険契約は対象外とされていることから、例えばサークルなどの権利能力なき社団に該当しない小規模な団体の場合でも、当該団体を契約者とすることは不可となり、個人を契約者とする団体保険のみ対象となるものとの理解でよいか。</p>                                                                                                                                                   |
| <p>24</p>                                                              | <p>金融サービス提供法施行令第18条第4号について、法人に関する保険契約もご整理のとおり高度な説明を要するものが多いということも理解できるが、個人向けの保険でも一定の金額以下のものを広く認める整理をされていることとの均衡を図り、一定の金額、期間、契約の種類等の制限を付して認められるものがあったもよいのではないかと。現状の整理では、新規参入の事業者のうち、BtoB 業態の事業者の保険媒介への参入が多</p>                                                                                           |

|                                              |                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>保険会社等が金融サービス提供法の違反を問われることはないとの理解でよいか。</p> | <p>ス提供法の規定に違反したのとなり、監督上の処分の対象となり得るものと考えます。</p> <p>なお、例えば、保険会社が取扱商品・サービスとして認められていないことを知りながら、金融サービス仲介業者に保険契約の締結の媒介を委託していたなどの特段の事情がある場合には、当該保険会社についても、保険業法等の関連法令に基づき監督上の処分の対象となり得るものと考えます。</p> |
| <p>16</p>                                    | <p>金融サービス提供法施行令第18条第2号の「火災によって生ずる損害を填補することを約する保険契約」とは、保険業法施行規則第83条第3号イ（資産に関する火災、落雷、破裂、爆発、風災、ひょう災、雪災による損害及びこれに関連する損害を対象とする保険契約）と同義との理解でよいか。</p>                                              |
| <p>17</p>                                    | <p>金融サービス提供法施行令第18条第2号の「主として」との記載について確認したい。例えば火災保険に多様な特約が付帯されている場合や、火災リスクは縮小して補償としてその他リスクは実損てん補とする契約などについて、「主として火災によって」か否か判断しないケースも想定されるが、どのような解釈となるか確認したい。</p>                             |
| <p>18</p>                                    | <p>金融サービス提供法施行令第18条第2号が一般的な火災保険を対象外とする趣旨の場合、例えば引受種目を変えて火災保険と同等のリスクを費用保険として引き受けるといった対応は、制度の潜脱として許容されないととの理解でよいか。</p>                                                                         |
| <p>19</p>                                    | <p>金融サービス提供法施行令第18条第2号の「専ら不動産を保険の目的とするもの」とは、個人の専ら不動産のみを保険の対象とする場合を指しており、建物を含む不動産を目的とするものは「高度に専門的な説明を必要とする保険契約」として、仲介対象に含まれないとの理解でよいか。</p>                                                   |
| <p>20</p>                                    | <p>火災保険についても、保険会社がインターネットで商品紹介等を行っているものがあるところ、実際に媒介を行う事業者としても、代理権限を持って契約を締結するわけではなく、かつ、保険会社と協議の上説明内容を適切なものにする等の対</p>                                                                        |

|    |                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 28 | <p>仲介業者等府令第5条第1項について、行事の実施等に付随される場合にのみ限定的に対象となるものであり、例えば何らの行事も伴わず、家族において万が一に備えた傷害保険を明細付き契約として加入するといったケースは不可との理解でよいか。</p>           | <p>どのような保険契約が仲介業者等府令第5条第1項に規定する保険契約に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、行事の実施に関連しない日常生活における傷害のみを対象とするような保険については、同項に規定する保険契約には該当しないものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 29 | <p>仲介業者等府令第5条第1項について、「行事の実施等」の「等」とは具体的にどのようなものが、現時点で想定しているものがあれば教えてほしい。</p>                                                        | <p>例えば、催事の開催等、実質的に「行事の実施」と同義のものと判断されるべきものについては、「行事の実施等」に含まれるものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 30 | <p>金融サービス提供法施行令第18条では金融サービス提供法第11条第3項で取扱商品・サービスから除くとした「当該保険契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするもの」として政令で定めるものを列挙しているが、これに関し以下について教えてほしい。</p> | <p>保険媒介業務の対象となる保険契約の範囲については、商品設計の複雑さや日常生活への定着度合い等に加え、「高額・長期の保険契約の締結の仲介に当たっては、一般に、個々のリスクと顧客意向の見極めや商品内容等顧客への説明を一層丁寧に行うことが重要となる」との指摘があること踏まえ、保険金額の総額や保険期間にも着目した上で、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと認められるかどうかの観点から要とします。保険期間が被保険者の終身である保険については、長期の保険契約となることを踏まえ、保険媒介業務の対象外としています。</p> <p>火災保険については、一般に、顧客のニーズや実情等を十分踏まえた上で最適な補償範囲・水準の提案・設定や、具体的な補償要件を含む商品性に関する丁寧な説明が求められること等を踏まえれば、日常生活に定着していることと認められるいは、年間保険料額が5,000円以下である保険なお、年間保険料額が5,000円以下である保険契約については、一般に、その内容が比較的単純で顧客の理解が容易なものであるとして、現行の保険法施行規則において保険契約者等に対する情報提供の方法が弾力化されていることを踏まえ、例外的に保険金額の上限を課さないこととしていきます。</p> |
| 31 | <p>金融サービス提供法は、金融サービス仲介業者</p>                                                                                                       | <p>金融サービス提供法は、金融サービス仲介業者</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 25 | <p>金融サービス提供法施行令第18条第5号で保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして一部の団体保険が例外的に対象となるが、同条第4号にて法人や個人事業主を契約者とするものは対象外とされていることから、例外的に対象となる団体保険についても、個人を契約者とする団体保険であるとの理解でよいか。例えば、個人名に団体名や肩書が併記されており、団体が認められるような場合は同号に掲げる保険契約に該当して対象外であることを確認したい。</p>                            | <p>団体保険の例外として仲介業者等府令第5条第1項に規定する保険契約に該当する保険契約であっても、法人その他の団体又は個人事業主が保険契約者となる保険契約については、金融サービス提供法施行令第18条第4号に掲げる保険契約に該当し、保険媒介業務の対象となりません。</p> <p>どのような保険契約が金融サービス提供法施行令第18条第4号に掲げる保険契約に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、個人名に団体名が併記されるなど、実質的に団体を保険契約者としていると認められる保険契約については、保険媒介業務の対象とならない可能性のあるものと考えます。</p> |
| 26 | <p>金融サービス提供法施行令第18条第5号は、団体保険を「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする」保険契約として、金融サービス仲介業者が取り扱えない保険商品としている。しかしながら、銀行分野の仲介業者として住宅ローン業務が予定されているところであり、団体信用生命保険契約は住宅ローンにとって必須のものとなっており、両者は密接不可分の関係にある。そのため、住宅ローンに伴う団体信用生命保険契約の締結媒介を金融サービス仲介業者に認めるべきではないかと考えますが、金融庁の見解を伺いたい。</p> | <p>銀行を保険契約者とし住宅ローンの借入者を被保険者とするいわゆる団体信用生命保険契約について、住宅ローンの借入者に対して当該保険契約の被保険者となることを勧誘する行為は、保険媒介業務に該当せず、金融サービス仲介業者の登録を受けることなく行うことができるものと考えます。</p>                                                                                                                                                                        |
| 27 | <p>金融サービス提供法施行令第18条第5号及び仲介業者等府令第5条第1項で、団体保険のうちいわゆる一定のレジャー保険については取扱不可の商品から除外されているが、かかる規定に基づき取り扱えるのはどのような商品が、金融サービス提供法施行令第18条第4号で「法人その他の団体を保険契約者とする保険契約」が取扱不可とされていることによつて、結果的に取扱不可となってしまう。同号には、「第5号のうち内閣府令で除かれるものは除く」との趣旨の追記が必要ではない</p>                   | <p>いわゆる法人契約による保険は保険媒介業務の対象となりませんが、例えば、団体の代表者や幹事が保険契約者となり、個人が被保険者となるような、いわゆるレジャー保険は保険媒介業務の対象となり得るものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                        |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>が保険契約の締結の媒介を行うことができない「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする」保険契約の範囲を政令に委任し(同法第11条第3項)、これを受けて金融サービス提供法施行令第18条各号が当該保険契約の範囲を定めている。</p> <p>同条第7号は、保険金額に応じて「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする」保険契約の範囲を定めている。「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする」保険契約であるか否かは、保険契約・保険商品の内容や特性に基づき判断されるべき内容と考えられる。実際、同令では、特定保険契約(同条第1号)や火災保険契約(同条第2号)、再保険契約(同条第3号)などについて、保険契約・保険商品の内容や特性に着目して「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする」保険契約であるか否かが整理されている。そうだとすると、保険金額のみに着目して「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする」保険契約であるか否か定める同条第7号は、同法第11条第3項の委任の趣旨に反するのではないかと考えられる。</p> <p>また、保険金額のみに着目する規制は、他の保険商品に関する規制との間で不均衡が生じていると考えられるが、金融庁の見解を伺いたい。</p> | <p>こと、または被保険者ごとに合算した金額が、これらの上限額を超えるものとなる場合は取り扱うことができないうものとなるのか。</p> <p>具体的には、以下の(1)から(8)までのうち、金融サービス提供法施行令第18条第7号に掲げる保険契約に該当するものとして、保険媒介業者がその保険契約の締結の媒介を行うことができないものとなるのはどれか。</p> <p>(1) Aを保険契約者兼被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約2契約につき、Aと保険会社Xとの契約締結を媒介する行為</p> <p>(2) Aを保険契約者兼被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Aと保険会社Xとの契約締結を、同じくAを保険契約者兼被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Aと保険会社Yとの契約締結を、いずれも媒介する行為</p> <p>(3) Aを保険契約者、Bを被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Aと保険会社Xとの契約締結を媒介する行為</p> <p>(4) Aを保険契約者、Bを被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Aと保険会社Xとの契約締結を、同じくAを保険契約者、Bを被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Aと保険会社Yとの契約締結を、いずれも媒介する行為</p> <p>(5) Aを保険契約者兼被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約と、Aを保険契約者、Bを被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約の二つの保険契約につき、Aと保険会社Xとの契約締結を媒介する行為</p> <p>(6) Aを保険契約者兼被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Aと保険会社Xとの契約締結を、Aを保険契約者、Bを被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Aと保険会社Yとの契約締結を、ともに媒介する行為</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>32</p> | <p>金融サービス仲介業の対象となる保険契約の上限保険金額、上限制約を外れる年間保険料の上限、各々の根拠如何。金融サービス提供法第11条第3項の「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする」という要件と上限保険金額や上限年間保険料とは因果関係が明らかでない。法の委任範囲を逸脱しているのではないか。保険金額が高い保険でも高度に専門的な説明を要しない保険もあれば、年間保険料が5,000円以下でも高度に専門的な説明を要する保険もありうるのではないかと考え、現在なくとも、今後開廃地がある。</p>                             |
| <p>33</p> | <p>金融サービス提供法施行令第18条第7号で定められている金額の上限は、個々の保険契約単位で捉えられるものであるのか、それとも保険媒介業者が又は複数の保険会社を被保険者とし、保険契約者を同一とする保険契約や被保険者を同一とする保険契約を取り扱う場合において、保険契約者</p> <p>金融サービス提供法施行令第18条第7号イ(1)から(3)までに定める金額は、一の保険契約者に係る一の被保険者について、その保険契約に定められた保険期間内における保険金額の上限を定めているものである。</p> <p>ご指摘の個々の事例の詳細が必ずしも明らか</p> |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>36</p> | <p>限を設ける方が合理的かつ整合的と考ええるが、金融庁の見解を伺いたい。</p> <p>金融サービス提供法施行令第18条第7号イ(2)は、金融サービス仲介業者が契約締結の媒介を行うことができるいわゆる第三分野保険商品について、保障される保険金額の上限を600万円としている。</p> <p>一つの保険契約が様々な第三分野保険に属する保険事故を保障対象とする場合（例：一つの保険契約において、疾病や傷害を原因とする入院と、傷害を原因とする通院が保障対象となっている場合）、同号イ(2)は、第三分野の全保障対象の保険金額の総額が600万円以下の場合に限り、保険契約締結の媒介が可能か。</p> <p>それとも、疾病を原因とする入院、傷害を原因とする入院、傷害を原因とする通院といった保障対象や特約ごとに保険金額が600万円以下であれば、保険契約締結の媒介が可能か。</p> | <p>金融サービス提供法施行令第18条第7号イ(1)から③までに定める金額は、一の保険契約者に係る一の被保険者について、その保険契約に定められた保険期間内における保険金額の上限を定めるものです。</p> <p>この金額は、いわゆる主契約によるものであるが特約によるものであるかにかかわらず、一の保険契約に定められた保険期間内における保険金額の総額により判断されるべきものと考えます。</p> <p>金融サービス仲介業者が他者と共同して媒介を行う場合も同様と考えます。</p> <p>なお、保険媒介業務の対象となる保険契約の範囲については、商品設計の複雑さや日常生活への定着度合い等に加え、「高額・長期の保険契約の締結の仲介に当たっては、一般に、個々のリスクと顧客意向の見極めや商品内容等の顧客への説明を一層丁寧に行うことが重要となる」との指摘があることも踏まえ、保険金額の総額や保険期間にも着目した上で、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと認められるかどうかの観点から定めています。</p> |
| <p>37</p> | <p>生命保険会社が提供する第三分野保険商品のうち医療保険は、入院日額〇万円、通院1日あたり〇千円のように、日額単位で保険金額を設定している。また、就業不能保険も月額〇万円と月額単位で保険金額を設定している。このような商品の場合、金融サービス提供法施行令第18条第7号イ(2)は、日額若しくは月額で約定した保険金額が600万円以下であれば、保険契約締結の媒介が可能か。</p> <p>日額若しくは月額単位で保険金額制限を設定することが、実際の保険商品に即した制限になると考えられるが、金融庁の見解を伺いたい。</p>                                                                                                                                | <p>金融サービス提供法施行令第18条第7号イ(2)は、保険期間にかかわらず同じ保険金額制限としている。この点に関して、保険契約は、自動更新条項を契約内容とする保険商品がある。例えば、保険期間を1年・保険金額600万円・自動更新条項がある保険商品が9回自動更新されると、10年間に最大で総額6,000万円の保険保障となるが、これは当初から保険期間が10年とする第三分野保険商品の保険金額上限が600万円になることと着しく不均衡が生じることとなるのではない</p>                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>38</p> | <p>金融サービス提供法施行令第18条第7号イ(2)は、保険期間にかかわらず同じ保険金額制限としている。この点に関して、保険契約は、自動更新条項を契約内容とする保険商品がある。例えば、保険期間を1年・保険金額600万円・自動更新条項がある保険商品が9回自動更新されると、10年間に最大で総額6,000万円の保険保障となるが、これは当初から保険期間が10年とする第三分野保険商品の保険金額上限が600万円になることと着しく不均衡が生じることとなるのではない</p>                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(7) Aを保険契約者兼被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Aと保険会社Xとの契約締結を、Bを保険契約者、Aを被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Bと保険会社Xとの契約締結を、ともに媒介する行為</p> <p>(8) Aを保険契約者兼被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Aと保険会社Xとの契約締結を、Bを保険契約者、Aを被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Bと保険会社Yとの契約締結を、ともに媒介する行為</p> | <p>金融サービス提供法施行令第18条第7号イの「当該(1)から(3)までに定める金額を超える保険金の支払又は損害の填補を約束するもの」の定義を確認したい。同号イで定められる保険金額の上限については、一の保険期間の保険金額の上限（保険期間中の総支払限度額として約定する金額）との理解でよいが、また、そのような上限額を設定しない契約形態については制度の潜脱であり、適切ではないとの認識でよいが。</p> | <p>特例地域金融機関の保険募集に係る融資先募集規制については、金融機関が保険募集を併せて行う場合の弊害防止の観点から設けられている一方で、保険媒介業務の対象となる保険契約の範囲については、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと認められるかどうかの観点から定めらるべきものであり、それぞれ規制の趣旨・目的が異なることから、両者について必ずしも同じ規制手段を用いる必要はないものと考えます。</p> |
| <p>(7) Aを保険契約者兼被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Aと保険会社Xとの契約締結を、Bを保険契約者、Aを被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Bと保険会社Xとの契約締結を、ともに媒介する行為</p> <p>(8) Aを保険契約者兼被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Aと保険会社Xとの契約締結を、Bを保険契約者、Aを被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Bと保険会社Yとの契約締結を、ともに媒介する行為</p> |                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                            |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>44</p>          | <p>取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に<br/>対する説明を行うための体制を整備するなど、健<br/>全かつ適切な業務運営を確保するための措置を<br/>講じる必要があります。</p> <p>▼有価証券等仲介業務に係る取扱商品・サービ<br/>スの範囲</p> <p>(1) 取扱商品の限定<br/>有価証券等仲介業務の対象となる商品・サービ<br/>スの範囲については、商品設計の複雑性や日常生<br/>活への定着度合い等を踏まえ、顧客に対し高度に<br/>専門的な説明を必要とすると認められるか<br/>どうかの観点から定めています。<br/>なお、金融サービスマン仲介業者が有価証券等仲介<br/>業務の対象となる有価証券の販売・勧誘を行う場<br/>合には、金融サービスマン提供法第 31 条第 2 項にお<br/>いて金融商品取引法の所要の販売・勧誘規制等を<br/>準用することとしており、こうした対応により、<br/>顧客保護及び金融サービスマン仲介業者の健全かつ適<br/>切な運営の確保を図ることとしています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>識しているが、どうか。</p> | <p>金融サービスマン提供法第 11 条第 4 項では、有価<br/>証券に関して「顧客に対し高度に専門的な説明を<br/>必要とするもの」について政令で定めて除外する<br/>と規定する。たしかに金融サービスマン提供法施行令<br/>第 19 条において除外事由を規定し制限している<br/>ものの、仲介業者等府令においてさらなる例外規<br/>定を設けることで、顧客にとって複雑な商品が取<br/>扱可能となっている。これまで金融庁では投資家<br/>保護を図りながら投資のリスクを可能な限り軽<br/>減しつつ安定的な資産形成を行う目的で、つみた<br/>て NISA 制度を設計して、対象商品を限定してき<br/>た。ところが今回の政令案等では一部デリバタ<br/>イブ商品や外貨建ての金融商品が組み入れられ<br/>ることになり、投資リスクが拡大していると言わ<br/>ざるを得ない。そうすると、本政令案では、こ<br/>れまでの金融庁の方針及び金融サービスマン提供法<br/>の趣旨と異なり、金融サービスマン仲介業者によつて<br/>顧客のリスクが拡大するため不適切である。<br/>そこで原則として、有価証券については個人向<br/>け国債、つみたて NISA 対象商品に限定すべきで<br/>ある。<br/>このような限定ができないとすれば、次のような制限<br/>及び対応をすべきである。<br/>(2) 投資信託(金融サービスマン提供法施行令第 19 条<br/>第 1 項第 1 号ハ)及び投資証券(同号ニ)<br/>① デリバティブ取引を対象とする商品の禁止<br/>金融サービスマン提供法施行令第 19 条第 1 項第 1<br/>号ハ②及び同号ニ②では、デリバティブ取引に係<br/>わる権利を信託財産又は投資の対象とする資産<br/>としてならぬと規定しているものの、仲介業<br/>者等府令第 6 条第 4 項においてリスクを減じる目<br/>的(リスクヘッジ)の場合など取扱可能としてい<br/>る。</p> |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>39</p> | <p>金融サービスマン提供法施行令第 18 条第 7 号に定<br/>める「保険金額」は、一つの保険契約に対して適<br/>用されるため、主契約部分と特約部分とを合算し<br/>た金額を指しているとの理解でよいか。<br/>また、金融サービスマン仲介業者が他の金融サービ<br/>スマン仲介業者や保険募集人と共同して媒介行為を<br/>行う場合であっても、同号で定める金額が上限に<br/>なるとの理解でよいか。</p>                                         |
| <p>40</p> | <p>保険商品で複数の保険金支払(付加特約など)<br/>が組み合わさっている場合(生命、医療治療、入<br/>院、介護者交通費など)、上限保険金額や上限年間<br/>保険料の計算方法如何。</p>                                                                                                                                                        |
| <p>41</p> | <p>金融サービスマン提供法施行令第 18 条第 7 号イ(1)<br/>から③までのいずれにも上限額が設定されてい<br/>るが、例えば海外旅行保険のように年に数回同様<br/>の保険契約を締結する場合には、個々の契約につ<br/>いて上限額を下回ってはいればよく、複数回加入し<br/>た保険の合算額が各条文の上限を下回るとい<br/>う解釈をされていないということでしょうか。</p>                                                        |
| <p>42</p> | <p>金融サービスマン提供法施行令第 18 条第 7 号に係<br/>る金額に関し、物保険など保険価額が観念し得る<br/>損害保険商品に限って、一般に行われる償行のあ<br/>る保険金額の復元がなされ、例外的に上限額を超<br/>えるケースが生じ得ると考え支えない<br/>か。</p>                                                                                                           |
| <p>43</p> | <p>金融サービスマン提供法施行令第 18 条第 7 号イに<br/>ついて、損害保険契約においては、一の保険契約<br/>者に係る一の被保険者について 2,000 万円以下の<br/>保険金を支払うことを約するものは取扱対象と<br/>なっているが、例えば賠償責任保険などで各リス<br/>クに応じて本来必要となる補償額に比して著し<br/>く低い保険金額の商品を媒介するなどの行為は<br/>被害者救済等の観点から適切とは言えないと認<br/>規定により、顧客の知識、経験、財産の状況及び</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>有価証券については、原則として、「高度に専門的な説明を必要とする」商品として禁止すべきである。</p> <p>例外的に外国発行に係わる有価証券について投資信託又は投資証券として取り扱えるとしても、金融庁がリスクを可能な限り軽減しつつ安定的な資産形成を行える商品として限定したつみたてNISAの対象となる商品のみとすべきである。また国内向けの投資信託又は投資証券と同様に、デリバティブ取引に係わる権利を組み入れるとしても、ガイドラインを作成し、為替リスクヘッジのために用いる場合に限り限定列挙するよう求める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>45</p> <p>金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号ハについて、投資信託であって現物財産を信託財産とするもの（有価証券を信託財産としないものは、どんな複雑な仕組みのものでも公募していれば政令除外の対象とならないのは、投資家保護に欠けるのではないか）。</p>                                                                                                                                                                                                           | <p>ご指図を踏まえ、社債等の有価証券について、その売付け勧誘等が多数の者を相手方として行うものについても、有価証券等仲介業務の対象となるよう、規定を修正しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>これまで投資被書事業では、リスクヘッジを目的として勧誘が行われながら、運用目的とされる商品、ひいては投機的なデリバティブ取引に係わる商品への投資が行われることがあった。また顧客において組み入れられているデリバティブ取引の性質を適切に判断し、ヘッジ目的のデリバティブであるかを確認するのは困難である。</p> <p>そこで、新たに始められる金融サービス仲介業に係る制度では、投資信託又は投資証券にデリバティブ取引に係わる権利を組み入れるとしても、指針としてのガイドラインを作成して、為替ヘッジのためなどヘッジ目的を具体的に列挙し限定することを含め、上記のような事象が生じないよう求める。</p> <p>② 外貨建て商品の禁止</p> <p>外貨建ての投資商品については、為替差損や地域リスクなど説明事項が多岐にわたるため、これまでも取得する額が困難であるため、これまでも多数の投資被害が起きている。また外貨建て商品については、国内で上場されている株式と比較すれば日常生活に定着しているものと言えない。そのため外貨建ての投資商品については、「高度に専門的な説明を必要とするもの」に該当し、取扱商品とすべきではない。</p> <p>したがって、投資信託（ETFを含む）、投資証券（ETNを含む）の投資先商品に関しては、外貨建ての商品を除外すべきである。</p> <p>仮に、外貨建ての商品についても一部取扱いを認めるのであれば、単に為替リスクがあるということ説明だけでは顧客保護として不十分であることから、指針としての事務ガイドラインを作成し、顧客に対する説明事項・説明の程度、取扱いが許容される具体的基準及び商品の性質を明確に規定して公表するよう求める。</p> <p>(3) 外国発行に係わる有価証券（金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号ト）</p> <p>外国発行に係わる有価証券については、国内において発行される有価証券よりも、報告書や説明資料等の取得が難しく、また顧客が説明内容を理解するのが困難である。そのため外国発行に係わ</p> | <p>46</p> <p>金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号イ(1)において、取扱対象となる社債が「その取得勧誘（金融商品取引法第2条第3項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）が同項第1号に掲げる場合に該当するもの」として、新発債の公募が行われたものに限定されているが、既発債の売買等も含むよう、「その売付け勧誘等（金融商品取引法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この号において同じ。）が同項第1号に掲げる場合に該当するもの」も追加してほしい。債券については既発債の売出しによる販売も行われており、これを新発の公募債と異なる取扱いとす理由も見当たらないものと考えらる。金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号ホ(1)も同様である。</p> | <p>金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号イ(1)において、取扱対象となる社債が「その取得勧誘（金融商品取引法第2条第3項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）が同項第1号に掲げる場合に該当するもの」として、新発債の公募が行われたものに限定されているが、既発債の売買等も含むよう、「その売付け勧誘等（金融商品取引法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この号において同じ。）が同項第1号に掲げる場合に該当するもの」も追加してほしい。債券については既発債の売出しによる販売も行われており、これを新発の公募債と異なる取扱いとす理由も見当たらないものと考えらる。金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号ホ(1)も同様である。</p> |
| <p>47</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号イ(1)において、取扱対象となる社債が「その取得勧誘（金融商品取引法第2条第3項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）が同項第1号に掲げる場合に該当するもの」として、新発債の公募が行われたものに限定されているが、既発債の売買等も含むよう、「その売付け勧誘等（金融商品取引法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この号において同じ。）が同項第1号に掲げる場合に該当するもの」も追加してほしい。債券については既発債の売出しによる販売も行われており、これを新発の公募債と異なる取扱いとす理由も見当たらないものと考えらる。金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号ホ(1)も同様である。</p>           | <p>償還期限に定めのある社債等であれば、期限の利益喪失条項等が付されている場合であっても、有価証券等仲介業務の対象となり得るものと考えます。</p> <p>ただし、その有価証券が、償還時に額面金額の</p>                                                                                                                                                                                                                                   |



|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>利については、それぞれ(1)に係る公募・上場の要件を満たさない有価証券が信託財産又は投資対象であってもよいということか。</p> <p>具体的には、外国の社債を信託財産とする上場受益証券発行信託（ETN-JDR）については、当該外国の社債が、仮に金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号イ(2)の要件を満たせば、同号イ(1)の公募要件を満たさなくても、同号イ(2)の「有価証券又はデリバティブ取引に係る権利を信託財産とするもの（内閣府令で定める目的により信託財産とするものを除く。）でないもの」として、その他法令に記載の要件を満たせば金融サービス仲介の対象となることよいか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>52</p> | <p>金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号イ(2)の「有価証券」は、同号イ(2)の規定により「イ」から「ハ」(1)、(2)及び「ホ」(1)に係る部分を除く。に掲げる有価証券を除く」とされ、同号ロに規定する株式は金融商品取引所等への上場が要件となっている。</p> <p>現在、有価証券を信託財産とする上場受益証券発行信託のうち、外国株JDRと呼ばれるものの信託財産は、外国株式であり、同号トで規定する「イ、ロ又はヘ」に掲げる有価証券の性質を有するもの「の」のうちロに掲げる有価証券の性質を有するものであるが、外国市場に上場していないため、本案に拠ると対象外になる。</p> <p>JDRは、東京証券取引所の上場審査を経ており、さらには金融商品取引法に基づく開示に加えて、適時開示が行われている。実態として外国株式等がJDRを用いずに直接上場されている場合と同等の商品性を有するため、金融サービス仲介業者が取り扱うにあたっては、投資者は常に最新かつ信頼性の高い情報を得られる商品となっており、原資産である有価証券が非上場又は公募でない場合でも、上場されているものについては、投資家保護の点で、上場されている株式等と比較しても懸念は無いものと思料する。</p> <p>同号へにおいては(1)で「上場が条件とされたいること、更に原資産を保有した場合と同様な目的であることから、同号ロに規定する株式について</p> |

|                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>全部又は一部の償還がされない旨の条件が付されたものである場合や、金利や通貨の価格等の指標の変動により期限前償還をする旨の条件が付されたものである場合には、有価証券等仲介業務の対象とならないものと考えます。</p> | <p>償還金額が確定している社債等であれば、表示通貨が外貨であったとしても、有価証券等仲介業務の対象となり得るものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>48</p>                                                                                                     | <p>仲介業者等府令第6条第1項第1号に「確定金額」とあるが、外貨建て債券については表示通貨建てで金額が確定していれば足りるとの理解でよい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>49</p>                                                                                                     | <p>仲介業者等府令第6条第2項に上場廃止予定の銘柄が規定されているが、保有していた上場銘柄が上場廃止予定となった場合でも、金融サービス仲介業者を通じて売却の取引は可能という理解でよい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>50</p>                                                                                                     | <p>金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号ハにおいて、有価証券等仲介業務として取扱可能な投資信託の性質を定める条文として、「有価証券（イから「ハ」(1)、(2)及び「ホ」(1)に係る部分を除く。）」に掲げる有価証券を除く。二(2)及び「ヘ」(2)において同じ。又はデリバティブ取引（金融商品取引法第20条に規定するデリバティブ取引をいう。以下この項において同じ。）（これに類するものとして内閣府令で定める取引を含む。二(2)及び「ヘ」(2)において同じ。）に係る権利を信託財産とするもの（内閣府令で定める目的により信託財産とするものを除く。）でないもの」とあるが、投資信託及び投資法人に関する法律の証券投資信託の定義に合わせるべきと考えらるが、差を設けている理由は何か。</p> |
| <p>51</p>                                                                                                     | <p>金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号ハ(2)の「有価証券（イから「ハ」(1)、(2)及び「ホ」(1)に係る部分を除く。）」に掲げる有価証券を除く。二(2)及び「ヘ」(2)において同じ。」との文言の解釈について確認したい。</p> <p>同号トの有価証券で同号イに掲げる有価証券の性質を持つもの、同号リの有価証券で同号イ・ハ・ニ・ホに掲げる有価証券に表示されるべき権</p>                                                                                                                                                       |

|                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>への制約を嫌い、文言上は利用をヘッジ目的に限定していないものの、運用上ヘッジ目的のみに利用しているというケースもあると聞いたことがある。ヘッジ目的に限る旨がプロセスなど外形から確認できない場合であっても、社内の運用ガイドライン等で制約が設けられている場合は、「当該有価証券の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的」に該当すると判断して問題ないか。</p> | <p>58 仲介業者等府令第6条第4項第3号において、「当該有価証券の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的」でデリバティブを利用して投資信託の金融サービス仲介業における取扱いが認められている。ヘッジの点、いわゆる通貨選択型投資信託は含まれないという理解でよい。他方、いわゆる代替ヘッジと呼ばれる手法を用いる場合については、合理的な根拠がある場合には含まれると理解してよい。</p>                 | <p>59 金融サービス提供法施行令第19条第3項に関する取扱いについては、同条第1項第1号イからイまでに掲げる有価証券に係るものを除くことを検討してほしい。同条第1項第1号ハ又はニによれば、外国籍投資家取引所の上場している投資信託であれば、その他の要件を満たせば、売買の媒介の仲介ができる旨が定められている。この点、外国籍投資信託のなかには、UCITSでアイルランド証券取引所の上場されていないが、プロセス上において日本における取扱いを適格機関投資家私募に限定しているファンドなどが存在するのではないかと考えられる。同条第1項第1号ハ又はニにより、金融サービス仲介業の対象とすることが可能になるかと思われる。他方、現在の建付けでは、私募の取扱いとしては、金融サービス仲介業の対象とすることはできないことになり、バランスを欠くと考えられる。なお、アイルランドの証券取引所は、金融庁長官により指定された、きちんとした取引所である。</p> | <p>価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的での投資が行われていると認められるものについては、これに該当し得るものと考えます。</p> <p>「為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。ヘッジの点、いわゆる通貨選択型投資信託は含まれないという理解でよい。他方、いわゆる代替ヘッジと呼ばれる手法を用いる場合については、合理的な根拠がある場合には含まれると理解してよい。</p> <p>適格機関投資家私募を含む私募の取扱いについては、必ずしも一般の投資家向けのサービスとして日常生活に定着しているとは認め難い現状等を踏まえれば、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと考えます。</p> <p>金融サービス仲介業者が媒介することができ</p>                                                                                                                                                                                         |
| <p>も、同号イ・ハ・ニ・ホと同様に、上場の条件を不要としてほしい。</p> <p>金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号へ②の「(内閣府令で定める目的により信託財産とするものを除く。)」は、有価証券とデリバティブ取引の両方にかかっているということではないか。</p>                                                           | <p>53 「(内閣府令で定める目的により信託財産とするものを除く。)」は、直前の「有価証券」又は「デリバティブ取引」のいずれにも適用され得るものであり、金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号イからイまでに掲げる有価証券以外の有価証券やデリバティブ取引に係る権利を信託財産とする受益証券発行信託の受益証券であっても、仲介業者等府令第6条第4項に規定する目的によるものであれば、有価証券等仲介業務の対象となり得るものと考えます。</p> | <p>54 「当該有価証券が投資の対象とする資産」とは、受益証券発行信託の受益証券については、当該受益証券が投資の対象とする資産を指すものと考えます。</p> <p>「当該有価証券が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的」に該当するかどうかは、いわゆる管理型信託によるものであるかどうかにかかわらず、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                              | <p>「(内閣府令で定める目的により信託財産とするものを除く。)」は、直前の「有価証券」又は「デリバティブ取引」のいずれにも適用され得るものであり、金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号イからイまでに掲げる有価証券以外の有価証券やデリバティブ取引に係る権利を信託財産とする受益証券発行信託の受益証券であっても、仲介業者等府令第6条第4項に規定する目的によるものであれば、有価証券等仲介業務の対象となり得るものと考えます。</p> <p>「当該有価証券が投資の対象とする資産」とは、受益証券発行信託の受益証券については、当該受益証券が投資の対象とする資産を指すものと考えます。</p> <p>「当該有価証券が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実質的に判断されるべきものと考えますが、信託目的がこれと一致しているか否かは、重要な考慮要素の一つとなるものと考えます。</p> <p>「価格変動及び金利変動により生じるリスク」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的であることが投資信託約款に必ずしも明らかでない場合であっても、運用実態において、</p> |
| <p>54 仲介業者等府令第6条第4項第1号の「当該有価証券」とは、金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号へであれば、受益証券発行信託の受益証券であるということではないか。</p>                                                                                                       | <p>55 仲介業者等府令第6条第4項第1号に「当該有価証券が投資の対象とする資産」とあるが、受益証券発行信託の場合、信託の目的が投資運用でなく、有価証券等の管理である場合もある(信託業法第2条第3項のいわゆる管理型信託)。その場合でも適用されるということではないか。</p>                                                                                   | <p>56 仲介業者等府令第6条第4項第1号の「当該有価証券が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的」とは、受益証券発行信託が、有価証券(例えば上場株式)のポートフォリオを実現することを信託目的としているときに、当該ポートフォリオと同様の損益を実現する目的で社債などの有価証券又はデリバティブに係る権利を信託財産とするということであり、換言すれば、受益証券発行信託の信託目的が仲介業者等府令第6条第4項第1号に記載の目的と一致する場合を念頭に置いているということではないか。</p>                                                                                                                                                                       | <p>57 仲介業者等府令第6条第4項第2号において、当該有価証券の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的でのデリバティブ取引を利用する投資信託の金融サービス仲介業における取扱いが認められている。この点、外国籍投資信託のプロセスでは、運用</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |



|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 72 | <p>ケーションも含まれるのか。</p> <p>仲介業者等府令第9条に「顧客の注文の内容の伝達を受け、次に掲げる者（以下この条及び次節第一款において「相手方金融機関」という。）が定める方式（金融サービス仲介業者が金融サービス仲介業務に用いるソフトウェアと相手方金融機関が金融サービス契約の締結に用いるソフトウェアとの間の通信に係る方式に限る。）に従い、当該注文の内容を当該相手方金融機関に伝達する」とあるが、このような規定では、金融サービス仲介業者は必ず相手方金融機関の定める方式でなければ顧客の注文内容を伝達できないことになってしまう。同条は「顧客の注文の内容の伝達を受け、金融サービス仲介業者又は次に掲げる者（以下この条及び次節第一款において「相手方金融機関」という。）が定める方式（金融サービス仲介業者が金融サービス仲介業務に用いるソフトウェアと相手方金融機関が金融サービス契約の締結に用いるソフトウェアとの間の通信に係る方式に限る。）に従い、当該注文の内容を当該相手方金融機関に伝達する方法とする。」と修正された。なお、銀行法第2条第17項の電子決済等代理業の定義では、「電子情報処理組織を使用する方法により」とされているが、同項と違いを設けたのはなぜか。</p> | <p>電子金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者については、他の金融サービス仲介業者と比較して追加的な要件を満たすことを前提に、銀行法に基づく登録を受けることなく届出により電子決済等代理業を行うことができる特例が設けられています。</p> <p>すなわち、本特例は、電子金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者が、その登録時に、電子決済等代理業を行うに足るだけの業務遂行体制を備えていることを前提としています。</p> <p>この点、金融サービス仲介業者が、例えばAPIなど、相手方金融機関が定めるソフトウェアとソフトウェアとの間の通信に係る方式に従って顧客の注文情報を伝達する場合には、相手方金融機関の業務に与える影響も踏まえてシステムリスク管理体制等に係る追加的な要件を求める必要があり、そうした要件を満たしていれば、電子決済等代理業を健全かつ適切に運営することができる体制を備えていると考えられることから、電子金融サービス仲介業者の定義において、相手方金融機関が定める方式に従って顧客の注文情報を伝達することを条件とすることとしています。</p> <p>なお、相手方金融機関が定める方式に従って顧客の注文情報を伝達するものでない場合には、電子金融サービス仲介業者には該当しませんが、金融サービス仲介業者がその他の方式により顧客の注文情報を相手方金融機関に伝達することが妨げられるものではありません。</p> |
| 73 | <p>仲介業者等府令第9条において、顧客のインタフェース部分に限らず、金融機関との連携についても、ソフトウェアでの通信等に限定されている趣旨はどのようなものか。そもそも、金融機関側に具体的な情報を連携せずに、金融サービス仲介業者において金融機関の具体的なHPの商品を推奨した上で、金融機関のHPの商品説明の箇所に移移させ、但し顧客情報等は連携しない場合も、媒介行為に該当する場面もあると思われるが、このような場合は、電子金融サービス仲介業務の定義に当てはまらないと考えられているか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>仲介業者等府令第9条において、顧客のインタフェース部分に限らず、金融機関との連携についても、ソフトウェアでの通信等に限定されている趣旨はどのようなものか。そもそも、金融機関側に具体的な情報を連携せずに、金融サービス仲介業者において金融機関の具体的なHPの商品を推奨した上で、金融機関のHPの商品説明の箇所に移移させ、但し顧客情報等は連携しない場合も、媒介行為に該当する場面もあると思われるが、このような場合は、電子金融サービス仲介業務の定義に当てはまらないと考えられているか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 74 | <p>▼保証金の供託</p> <p>金融サービス提供法施行令第26条に關し、最低額1,000万円と前年の報酬の5%の金額からなる保証金は過大ではないか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>保証金の額は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融サービス仲介業者については仲介に係る損害賠償責任を相手方金融機関が負う仕組み</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>する取引が行われる可能性があると認められるもの」の例示として示されているものであって、預金等媒介業者が顧客からのみ委託を受ける場合には、相手方金融機関との利益相反は観念できないので、かかる預金等媒介業者については事業性資金の貸付けの取扱いも禁止されるものではないという理解でよい。</p>        | <p>68</p> <p>仲介業者等府令第16条第2号について、預金等媒介業者が顧客からのみ委託を受ける場合に「その業務について相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められるとき」に該当するかどうかという理解でよい。</p>                               | <p>「兼業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する行為とは、例えば、顧客に対し、兼業務における不利益な取扱いを示唆して預金等媒介業務に係る取引を行うことを事実上余儀なくさせる行為や、兼業務の取引を行う際に預金等媒介業務に係る取引を行うことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせる行為等が考えられます。</p> <p>また、兼業務の内容は様々なものが考えられるところ、仲介業者等府令第16条第1号ハに該当するかどうかは、当該兼業務の性質や態様等を勘案し、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> |
| <p>69</p> <p>仲介業者等府令第16条第1号ロにおける「取引上の優越的地位を不当に利用して」、同号ハにおける「兼業務を行うことが顧客の保護に欠け、又は相手方金融機関の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあると認められること」としてそれぞれどのような状況を想定されているか。</p> | <p>70</p> <p>仲介業者等府令第19条第3項第2号ロの「金融サービス仲介業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為」、「そのおそれがある行為であつてイに掲げる行為に準ずるもの」とは、具体的にどのような行為を想定しているのか。また、その報告の基準は何か。報告基準や行為の具体例が何らかの方法で明示される予定はあるか。</p> | <p>例えは、金融サービス仲介業務以外の兼業務において発生した個人情報漏えいやシステムトラブル等で、金融サービス仲介業の継続に影響を及ぼすおそれがあるものなどが想定されます。どのような場合に報告が必要となるかは、顧客に与える影響等も踏まえつつ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>                                                                                                               |
| <p>71</p> <p>▼電子金融サービス仲介業務</p> <p>仲介業者等府令第9条の「金融サービス仲介業者の提供するソフトウェア」に該当するかどうかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、ご指摘の事例は、いずれもこれに該当し得るものと考えます。</p>       | <p>71</p> <p>「金融サービス仲介業者の提供するソフトウェアを使用する方法」に該当するかどうかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、ご指摘の事例は、いずれもこれに該当し得るものと考えます。</p>                                          | <p>「金融サービス仲介業者の提供するソフトウェアを使用する方法」に該当するかどうかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、ご指摘の事例は、いずれもこれに該当し得るものと考えます。</p>                                                                                                                                                            |

|                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>年間の保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料の合計金額を積み立てることとされている。対して、金融サービス仲介業者では前年度の年間受領手数料を元にして保証金を計算するものと理解している。ミスコンダクトはすぐには発覚しないことや、市況変動といった外部要因・営業上の要因等によりそれまでの販売実績に比して極端に受入手数料が落ち込む年度が発生する可能性もあることを踏まえれば、保険中立人のように過去複数年にわたる事業も考慮に入れて計算すべきではないか。</p> | <p>保証金の額の算定に使用する受領手数料としてどのような手数料等を含めるべきかについては、手数料等の名目の変更等により保証金の額を不当に低くしようとしていないかといった点にも留意しつつ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>                                                                                                                         |
| <p>78</p>                                                                                                                                                                                                                               | <p>金融サービス提供法施行令第26条に關し、金融サービス仲介業者が顧客から受領する手数料については、事業の形態から様々な名目が考えられるため、顧客が何のための手数料なのか理解し、納得した上で支払うため、保証金の計算に使用する受領手数料等となる手数料は明確にすることが必要ではないか。</p>                                                                                                         |
| <p>79</p>                                                                                                                                                                                                                               | <p>金融サービス提供法施行令第26条に關し、例えば金融サービス仲介業者が顧客から直接受領する手数料には、制度維持費や有料会員費等様々な名目が想定されることから、対象となる手数料の定義について、明確化がなされないと保証金の額の算定に懸念が生じ、適切な顧客保護が図れないおそれがあると考えるが、どうか。保証金の負担を軽減する目的で、媒介に伴う報酬を他の名目で別途徴収するなど潜脱的対応をしないか、顧客保護の観点で、個々の事業者を適切に監督すべきである。</p>                      |
| <p>80</p>                                                                                                                                                                                                                               | <p>金融サービス提供法施行令第26条に關し、金融サービス仲介業者が、金融機関からの委託を受けて犯罪収益移転防止法の取引時確認、反社チェックなどを行ったことに対して金融機関から受領する手数料は、「金融サービス仲介業務」に該当する受領した手数料、報酬その他の対価」に該当するののか。当該取引時確認や反社チェックが「金融サービス仲介業務」の対象顧客のみに対して行うものではなく、金融サービス仲介業務以外の金融機関の取引についても取引時確認事務や反社チェックの事務の委託を受けており、取引時確認事務</p> |

|                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>例えば、少額短期保険業者においても1,000万円とされており、保険分野において、その媒介のみを実施できるとされている金融サービス仲介業者にとつて過度であると思われる。また、仮に銀行、証券、保険、貸金にわたって業務を行う場合には相当であるとしても、一部の分野の業務のみを行う場合にも全額の設定は均等を欠くのではなかいか。さらに、5%の設定はどのような理由によるものか。</p> | <p>(いわゆる所属制)が採用されていないこと、顧客保護等の観点から既存の仲介事業者に求められる保証金等の水準、金融サービス仲介業者の対象となる商品・サービスの範囲が限定されていること、金融サービス仲介業者への事業者の参入を通じたイノベーションの促進や利用者利便の向上の重要性、一つの登録で複数の分野の商品・サービスを取扱可能とした制度趣旨等を総合的に勘案して設定しています。</p> <p>金融サービス仲介業者と保険中立人では、主として想定されている取扱商品・サービスの内容や顧客層が異なること等を踏まえれば、保証金の額算定方法について同列に論じることが必ずしも適当ではないと考えます。</p> <p>なお、保証金の額の変動部分については、保険中立人は原則として過去3年間の受領手数料相当額とされている一方で、金融サービス仲介業者は前年度の受領手数料の5%相当額としている点で事業者の負担にも配慮しており、また、「保証金の水準は、その事業規模に応じたものとなること」が望ましい」との指摘があることも踏まえ、顧客保護の観点から上限は定めていません。</p> <p>保証金の額の算定に使用する受領手数料としてどのような手数料等を含めるべきかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、兼業務に</p> |
| <p>75</p>                                                                                                                                                                                      | <p>金融サービス提供法施行令第26条第1号に規定される保証金の額について、金額の妥当性の根拠について教えてほしい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>76</p>                                                                                                                                                                                      | <p>金融サービス提供法施行令第26条に關し、年間受領手数料を元に5%を乗じて計算する場合、補償の対象が元本返還等の原状回復に及ぶ場合に過少となる可能性があるほか、手数料を無料にして営む事業において過少となる可能性が有る点についてどのように考えているか教えてほしい。また、5%という数字の根拠を教えてください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>77</p>                                                                                                                                                                                      | <p>保証金について、保険中立人においては過去3</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                         |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 81 | <p>業務や反社チェックの事務手数料が明確に区分されている場合には、これらは「金融サービス仲介業務に関する」として受領した手数料ではないと考えられるか。</p> <p>▼行為規制（共通）</p> <p>仲介業者等府令第33条第1項各号に関する業務は最終的に金融機関でなければ判断、決定できない事項が記載されているが、これらの各号の行為も含めて、金融サービス仲介業者が使者として伝達等を行う役割を担いつつ、同項各号及び金融サービス提供法の他の箇所において金融機関の判断が必要な部分については金融機関が行うことを前提に、インターフェースを基本的に金融サービス仲介業者が担うことは禁止されているわけではないという点について、決済・仲介WG報告では、そもそもインターフェース全般を金融サービス仲介業者が担う可能性も議論されていたところでもあるので確認をさせてほしい。</p> | <p>合っており、それぞれ事務に係る手数料等が不可分であるときは、金融サービス仲介業務に関して受領した手数料等を合理的な計算方法により算出する必要があります。</p> <p>金融サービス契約の内容の変更又は解除の申出等を伝達するなど、使者として単なる情報の伝達等を行うことは、仲介業者等府令第33条第1項第3号に掲げる行為に該当しない限り、相手方金融機関を代理して同項各号に掲げる行為を行うことにはならないものと考えます。</p> |
| 82 | <p>仲介業者等府令第33条第1項各号記載事項については情報提供に関する条文であるものの、かかる条文が存在する結果、同項各号列挙の事項は相手方金融機関を代理して行うことができないうことになるかと考えられるが、保険媒介において、団体扱い・集団扱いにおける加入者要件の確認、名義変更や通帳先変更に係る申出の受領、満期案内、保険金請求手続の案内などは、金融サービス仲介業者が相手方金融機関である保険会社からの委託に基づいて行うことも禁止されないという理解でよい。</p> <p>また、同項各号で列挙されている事項と関連するものであっても、例えば、顧客から告知書面や解約申出書を単に受け取って相手方金融機関である保険会社に送付することや、相手方金融機関が発行した契約証書を単に顧客に送付するというような事務手続を行うことは禁止されないという理解でよい。</p>        | <p>金融サービス契約の変更又は解除の申出等を伝達するなど、使者として単なる情報の伝達等を行うことは、仲介業者等府令第33条第1項第3号に掲げる行為に該当しない限り、相手方金融機関を代理して同項各号に掲げる行為を行うことにはならないものと考えます。</p>                                                                                        |
| 83 | <p>仲介業者等府令第33条第1項について、金融サービス仲介業者がすることができない行為は、金融サービス契約の内容の変更又は解除の申出に対して、金融サービス仲介業者の権限で承諾す</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>金融サービス契約の変更又は解除の申出等を伝達するなど、使者として単なる情報の伝達等を行うことは、仲介業者等府令第33条第1項第3号に掲げる行為に該当しない限り、相手方金融機関を代理して同項各号に掲げる行為を行うことにはならないものと考えます。</p>                                                                                        |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 84 | <p>このことであって、かかる申出を相手方金融機関に伝達すること（及び相手方金融機関からの回答を顧客に伝達すること）を請け負うことは可能という理解でよい。</p> <p>仲介業者等府令第33条第1項第1号について、例えば、顧客が金融サービス契約を解約する際には、直接相手方金融機関に依頼をしないといけないということか。</p> <p>アプリ等であれば、金融サービス仲介業者側のページでリンクを飛ばして、相手方金融機関のページにそのまま飛ばすということで足りるか。</p> <p>あるいは、金融サービス仲介業者を介さずに行わないといけないという主旨なのか。</p> | <p>ご理解のとおり、契約締結の時点ではじめて「顧客」になるわけではなく、その前段階の者であっても契約締結に向けた関係が認められる者は「顧客」に含まれることになり、求められたときは手数料等を開示する必要があるものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                           |
| 85 | <p>金融サービス提供法第25条第2項は、「顧客から求められたときに」手数料の開示義務を定め、仲介業者等府令第33条第2項第3号では、「顧客が締結しようとする金融サービス契約」について提供すべき情報を定めている。法の趣旨を踏まえると、契約を締結する前にその判断の材料として手数料の開示請求が可能である必要があると思われるところ、ここでいう「顧客」とは、現に取引関係を有しなくとも（すなわち契約前であっても）、取引の検討のためにウェブサイトの申し込み画面に遷移した者など、取引を前提とした接触関係にある者も含まれるとの理解でよい。</p>              | <p>ご理解のとおり、契約締結の時点ではじめて「顧客」になるわけではなく、その前段階の者であっても契約締結に向けた関係が認められる者は「顧客」に含まれることになり、求められたときは手数料等を開示する必要があるものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                           |
| 86 | <p>仲介業者等府令第33条第2項第3号について、顧客が金融サービス仲介業者に対して支払う手数料としてどの程度まで開示が求められるか。例えば、一定のサブスクリプションサービスを購入することを条件として媒介を実施するような場合でなければ、その他のサービスにおけるサブスクリプションフィーやサービス利用料等は含まれないということではないか。</p>                                                                                                              | <p>顧客に提供すべき情報の具体的な内容は、各金融サービス仲介業者において、規定の趣旨や顧客保護の必要性等を踏まえて適切に判断すべきものと考えますが、例えば、金融サービス仲介業者が提供するサブスクリプションサービスと金融サービス仲介業務に係るサービスとが不可分に提供されており、当該サービス全体の対価として支払われる手数料の切り分けが困難な場合には、サブスクリプションサービスの提供に係る対価も含まれることを明示した上で、「手数料等」（仲介業者等府令第33条第2項第3号）の額として顧客に情報の提供を行うことが考えられます。他方で、各サービスが別個に提供され、サービスごとに料金が設定されている場合には、サブスクリプションサービスに係る料金は、当該「手数料等」</p> |

|           |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>92</p> | <p>金融機関との役割分担として、どのような事項の説明が求められるか。必ず記載すべき項目があれば教えてほしい。</p> | <p>融サービス仲介業者において、規定の趣旨や顧客保護の必要性等を踏まえて適切に判断すべきものと考えますが、例えば、法令上、金融サービス仲介業者と相手方金融機関のどちらかが情報提供等を行えばもう一方は情報提供等を要しないとされている場合に、両者の間でどちらが情報提供等を行うかの取決めをしていけば、その内容を明らかにすることが考えられます。</p> <p>金融サービス提供法第25条第1項第6号に定める顧客へのあらかじめの情報提供の内容については、仲介業者等府令第33条第2項第7号では、金融サービス仲介業者と、相手方金融機関の説明義務の役割分担の事項を定めている。</p> <p>そして、仲介業者等府令においては、相手方金融機関が情報提供又は契約締結前交付書面を交付したときには、金融サービス仲介業者は、これらを行うことを要しないとしている（仲介業者等府令第49条第3項、第56条第2項、第95条第2項、第102条第2項等）。</p> <p>このため、金融サービス仲介業者と相手方金融機関との間で顧客に対する説明等に係る役割を分担する場合には、顧客に対する情報の提供等について適切な連携が行われ、顧客にとって必要かつ十分な情報が提供される必要があるものと考えます。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者監督指針V-1-1-2-1-1-2等における「役割分担を適切に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとしないよう配慮する」との記載は、金融サービス仲介業者を監督するに当たって当局が留意すべき事項について述べたものであり、金融サービス仲介業者や相手方金融機関の説明責任の範囲について述べていたものではありません。</p> |
|-----------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>87</p> | <p>「顧客が相手方金融機関に支払う手数料」とは、顧客が相手方金融機関に支払う手数料等とは別に金融サービス仲介業者に支払われるものを指します。その旨は条文上明らかかと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>                                                                                                                                                | <p>には該当しないものと考えます。</p> <p>ご理解のとおり、「顧客が金融サービス仲介業者に支払う手数料」とは、顧客が相手方金融機関に支払う手数料等とは別に金融サービス仲介業者に支払われるものを指します。その旨は条文上明らかかと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>                                                                                                            |
| <p>88</p> | <p>「顧客が相手方金融機関に支払う手数料等が相手方金融機関により異なるときは、その旨」とは、具体的な手数料等の金額や料率を説明することまでは求められませんが、顧客への丁寧な情報提供に努めることが望ましいと考えます。</p> <p>また、「同種」の範囲は、社会通念上「同種」と捉えられる範囲を想定しており、例えば、預金であれば普通預金、定期預金等の別、貸付であれば貸金マイカーローン等の別、為替取引であれば内国為替・外国為替の別など、顧客が取引しようとする目的に照らして判断されるべきものと考えます。</p> | <p>顧客が支払う手数料等が相手方金融機関により異なる旨を説明すれば足り、法令上、必ずしも具体的な手数料等の金額や料率を説明することまでは求められませんが、顧客への丁寧な情報提供に努めることが望ましいと考えます。</p> <p>また、「同種」の範囲は、社会通念上「同種」と捉えられる範囲を想定しており、例えば、預金であれば普通預金、定期預金等の別、貸付であれば貸金マイカーローン等の別、為替取引であれば内国為替・外国為替の別など、顧客が取引しようとする目的に照らして判断されるべきものと考えます。</p> |
| <p>89</p> | <p>「顧客が相手方金融機関に支払う手数料等が相手方金融機関により異なる」とは、その旨を明らかにしなければならないとされているが、一般的な保険契約のように「顧客が相手方金融機関に支払う手数料等が相手方金融機関により異なる」という場合に、顧客が相手方金融機関に支払う手数料等が相手方金融機関により異なる」という理解でよいか。</p>                                                                                          | <p>相手方金融機関の金融サービス契約及びそれと同種の内容の金融サービス契約（他の相手方金融機関が契約の締結の相手方となるものに限る）のいずれについても顧客が相手方金融機関に支払う手数料等がないときは、仲介業者等府令第33条第2項第4号に掲げる事項を顧客に明らかにする必要があると認めません。</p>                                                                                                       |
| <p>90</p> | <p>「顧客が相手方金融機関に支払う手数料等が相手方金融機関により異なる」という理解でよいか。</p>                                                                                                                                                                                                            | <p>顧客に提供すべき情報の具体的な内容は、各金融サービス仲介業者において、規定の趣旨や顧客保護の必要性等を踏まえて適切に判断すべきものと考えますが、例えば、資本関係として提供する情報としては親子会社関係の有無等が、人的関係として提供する情報としては従業員の兼職状況等が考えられます。</p>                                                                                                           |
| <p>91</p> | <p>「顧客が相手方金融機関に支払う手数料等が相手方金融機関により異なる」という理解でよいか。</p>                                                                                                                                                                                                            | <p>顧客に提供すべき情報の具体的な内容は、各金融サービス仲介業者において、規定の趣旨や顧客保護の必要性等を踏まえて適切に判断すべきものと考えますが、例えば、資本関係として提供する情報としては親子会社関係の有無等が、人的関係として提供する情報としては従業員の兼職状況等が考えられます。</p>                                                                                                           |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>解されるが、金融サービス仲介業務の他に相手方金融機関と複数の取引を並行して行っていたり、あるいは料金体系が複雑であるなどの場合において、どこまでを金融サービス仲介業務に属する「手数料等」とみることが判断が容易でないケースがあり得る。銀行代理業のガイドラインにおいては、システム利用料、情報提供料、広告料等について、成果報酬等でない場合には銀行代理業に該当しない範囲での金融機関からの受領が認められているところ、例えば、こうした考え方を参考として、同号との関係でも、成果運動等の仕組みではない、システム利用料等の料金については金融サービス仲介業務に関する「手数料等」に該当しないと整理するなど、「手数料等」の範囲の解釈は事業者のある程度合理的な判断に委ねられていると考えているが、どうか。</p> | <p>金融サービス仲介業者が相手方金融機関から受け取る手数料等の多寡を含め、金融サービスの提案・勧誘等に際して金融サービス仲介業者に働く経済的なインセンティブは、商品ラインナップ等からは必ずしも明らかにならないものと考えます。</p>                                                                                                     |
| <p>95</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>仲介業者等府令第34条について、当該商品について金融サービス仲介業者が受け取る手数料・報酬等の開示を定める法律の規定に加え、銀行・証券・保険・賞金のカテゴリごとに、当該金融機関から受け取っている報酬の割合を開示することを定めているが、金融機関と金融サービス仲介業者の結びつきの強さは当該金融サービス仲介業者の商品ラインナップなどを見ればわかるものであり、利用者保護のために、かかる割合で開示させる必要はないのではないか。</p> |
| <p>96</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>仲介業者等府令第36条の「委託先」に、相手方金融機関は該当しないことを明らかにしてほしい。少なくとも、金融サービス仲介業者と相手方金融機関の両者において、業務上当然に必要な情報連携が「委託」に含まれるような誤解を生じさせることを避けるために、例えば、「当該情報の取扱いを委託する場合（業務上、金融サービス仲介業に関する情報を相手方金融機関に連携する必要がある場合を除く）」とすることは考えられないか。</p>           |
| <p>97</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>仲介業者等府令第38条に「特別の非公開情報」が掲げられているが「人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報」と同一となっており、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表され</p>                                                                                   |

|                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>かどうかを確認すべきである。<br/>また、金融機関と金融サービス仲介業者の間では、説明を分担した事業者において適切な説明が確保されるよう、相互に確認することが必要と考えられる。結果として、適切な説明及びそれを支える実効的な確認・牽制が行われるよう、適切な委託契約が確保されるよう求めるべきであり、指針としてのガイドラインを規定して公表するよう求める。</p> | <p>金融サービス仲介業者と金融機関との間で情報提供及び説明に関する役割分担がある場合、一方が情報提供又は説明したことを他方が重ねて情報提供又は説明を必要はない（金融サービス提供法第4条第6項）。仲介業者等府令第33条第2項第7号、第49条第3項、第56条第2項、第95条第2項及び第102条第2項はそのことを確認している。このこと自体には異論はない。<br/>しかし、分担された一方の役割が果たされず、その結果、説明義務が全体としても履行されないという事態が考えられる。その場合、両者は説明義務違反に基づく損害賠償義務を負うことになるが、事後的な救済では不十分である。金融サービス仲介業者監督指針においては、役割分担がある場合の業者の説明責任は、「役割分担を適切に踏まえ、機動的・画一的な取扱いとならないように配慮する」と記載されているが、これでは説明責任の履行を全体として確保する趣旨かどうか不明である（むしろ役割分担理由に業者の責任範囲を曖昧にすることを許すようにも読める）。</p> |
| <p>93</p>                                                                                                                                                                               | <p>したがって、上記の各規定では不十分である。すなわち、上記役割分担がある場合、一方が他方の役割の履行状況を確認しなければならないとすべきである。<br/>特に今後増加すると思われるインターネットでの取引においては、このような確認は困難ではないから、このような規制も十分合理性があると考えられる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>94</p>                                                                                                                                                                               | <p>仲介業者等府令第34条第1号の「手数料等」は金融サービス仲介業務に関するものであると受領するものであっても、それが金融サービス仲</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |



|                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>二種金融商品取引業者)については、金融商品取引法やその内閣府令において定めがないことから、確認したい。</p> | <p>顧客からの金銭その他の財産の預託が金融サービス仲介業に關して行われるものでない場合は、金融サービス提供法第 27 条には抵触しません。<br/>なお、金融サービス仲介業者が収納代行として金融サービス仲介業に關して顧客から金銭を受取ることは、禁止される金銭等の預託に該当するものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>101</p>                                                 | <p>仲介業者等府令第 46 条で列挙される顧客の保護に欠けるおそれが少ない場合に、第二種金融商品取引業者や暗号資産交換業として行う場合等の法令において預託が許された資産を保有する場合は、為替取引としての規制の対象にならない。収納代行等の法令の禁止なく適法に預かりが許される場合は含まれていない。<br/>仲介業者等府令第 46 条は、金融サービス提供法第 27 条本文が定める金融サービス仲介業に關して顧客から金銭その他の財産の預託を受けることの禁止の例外を定めたものであるから、金融サービス仲介業に關してではなく、第二種金融商品取引業者や暗号資産交換業者等の上記で指摘した事業者がそれぞれの業務に關して適切に顧客財産の預託を受けながら金融サービス仲介業を兼業する場合、これは金融サービス提供法第 27 条に抵触しないとの理解でよいか。この場合において、少なくともポタタン一つ他の業務における預かり資産について、直ちに金融サービス仲介業に係る商品等を購入できないようにすることや、金融サービス仲介業に關する業務とは分離して当該預かりに關する業務を行うことを前提とする。なお、金融サービス仲介業者は第二種金融商品取引業者や暗号資産交換業を行うことなどは制限されていない(金融サービス提供法第 16 条第 3 項第 8 号、第 4 項)。<br/>金融サービス仲介業者が前払式支払手段発行者を兼業する場合であって、仲介した金融サービスに係る取引代金に利用できる前払式支払手段を発行する場面において、前払式支払手段発行者として発行した当該前払式支払手段の発行の対価として金銭を受領する行為は、「顧客から金銭等の預託を受け」ているわけではないため、金融サービス提供法第 27 条には抵触しないとの理解だが、かかる理解で問題ないか。</p> |
| <p>102</p>                                                 | <p>金融サービス仲介業者が前払式支払手段発行者を兼業する場合であって、仲介した金融サービスに係る取引代金に利用できる前払式支払手段を発行する場面において、前払式支払手段発行者として発行した当該前払式支払手段の発行の対価として金銭を受領する行為は、「顧客から金銭等の預託を受け」ているわけではないため、金融サービス提供法第 27 条には抵触しないとの理解だが、かかる理解で問題ないか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>103</p>                                                 | <p>金融サービス提供法第 27 条の金銭等の預託の</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>特別の非公開情報」の具体的な内容については、金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-2(2)②もご参照下さい。金融サービス仲介業者は、金融分野ガイドライン第 5 条第 1 項に列挙する場合を除き、特別の非公開情報を利用しないことを確保する必要があります。</p>                                                                                                                                                                                                                          | <p>例えば、従業者が、在職中及びその職を退いた後において、その業務に關して知り得た個人情報等を第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結するなど、従業者に対し必要かつ適切な監督を行うことが考えられます。</p>                                                                                                           |
| <p>ていない情報をいう。)として、前後が「その他の」で繋がれているため、この特別の非公開情報とは個人情報保護法を踏まえ金融分野ガイドラインで示される「機微情報」よりも広く、公表されていない全ての情報が含まれることになると思われる。<br/>例えば、医師の診断書等で確認したものでないが顧客の認知能力に陰りがみられるというような情報は顧客保護の観点で情報連携が必要になると考えられるが、このような情報の連携が制限されていないことを確認したい。<br/>仮に、上記「特別の非公開情報」が「機微情報」の範囲を想定しているということであるならば、条文上は読み取れないおそれがあると思われるので、「これらに類するその他の特別な情報」とするなど、範囲が明確になるように修正する必要があるのではないか。</p> | <p>仲介業者等府令第 38 条において「目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置」とあるが、具体的には、どのようなことが必要と考えられるか。</p>                                                                                                                                                     |
| <p>99</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>仲介業者等府令第 39 条の誤認防止措置について、例えば、相手方金融機関のウェブサイトに移動の際に、その旨を明示すれば足りるのか。または、ウェブサイトの画面上、金融サービス仲介業者のウェブサイトで、あるいは相手方金融機関のウェブサイトで、明示している必要があるのか。例えばスマートフォンの場合においては、画面をスクロールしなければ誤認防止措置に係る記載を認識できないということも考えられると思うが、視認の容易性といった観点からの対応は求められるか。</p> |
| <p>100</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>仲介業者等府令第 46 条は、前提として、第一種金融商品取引業者や登録金融機関、投資運用業者など相手方金融機関が預託できるという理解でよいか。<br/>特に、今般金融サービス仲介業者への委託が可能と整理された直販運用会社(投資運用業者と第</p>                                                                                                          |

|     |                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 104 | 禁止について、金融サービス仲介業者が収納代りとして顧客から金銭を受受することは許容されるか。<br>金銭等の預託について仲介業者等府令第46条各号に掲げる者以外の者が行うことを禁じられているが、金銭等を預託しない範囲で、例えば債権管理のための連絡の取次ぎ等を金融サービス仲介業者が行うことは可能であることを確認したい。                 | 金融サービス仲介業者が、金銭等の預託を伴わない債権管理のための連絡の取次ぎを行うことは、金融サービス提供法第27条により禁止されるものではない。                                                                                                                                                  |
| 105 | 金融サービス仲介業者において、仲介業者等府令第46条各号に該当する場合には、代金、料金等の收受を行い金融機関に引き渡すことは許されることとよいか。<br>保険媒介業務について、仲介業者等府令第33条第1項において、責任及び補償の決定は金融サービス仲介業者が実施できないとされているが、支払に関する業務を保険会社の委託において実施することは許されるか。 | 金融サービス提供法第27条において、金融サービス仲介業者が、金融サービス仲介業に関して顧客から金銭その他の財産の預託を受けるとは禁止されていると、仲介業者等府令第46条各号においては、当該禁止の適用除外となる場合を規定している。<br>なお、適用除外となる業務の範囲内において、当該業務を兼営する金融サービス仲介業者が、顧客から代金等を受受し金融機関に引き渡すことや、金融機関からの委託を受けて顧客に対する支払を行うことは可能である。 |
| 106 | 仲介業者等府令第46条について、割賦販売法に基づいて登録等がされている事業者が業に關して行うべき場合も指定されるべきではないか。                                                                                                                | ご指摘の「割賦販売法に基づいて登録等がされている事業者」の詳細が必ずしも明らかではありませんが、例えば、包括信用購入あっせん業者（クレジットカード会社）は、利用者が購入した商品等の販売業者に購入代金を支払い、当該利用者からあらかじめ定められた時期までにその代金相当額を受領するものであり、こうしたクレジットカード会社が、金融サービス仲介業に関して顧客から金銭その他の財産の預託を受けるとは想定されないものと考えます。          |
| 107 | 預金等媒介業者が資金の貸付けを内容とする契約の締結の媒介を行う際の条件として、資金需要者に対して、自己又はそのグループ会社等に対して当該借入契約にかかわる保証委託を行うことを設定することが想定されるが、この場合においても当該預金等媒介業者は、貸金業法第24条の2第4項に規定されるような義務を負うものではないとの理解でよいか。             | 金融サービス提供法及び同法に基づく命令において、預金等媒介業者に対して、貸金業法第24条の2第4項と同内容の義務を課す規定はありません。                                                                                                                                                      |
| 108 | 仲介業者等府令第55条第2号の「不当に、自                                                                                                                                                           | 仲介業者等府令第55条第2号に掲げる行為に                                                                                                                                                                                                     |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                               |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 109 | 己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として」の箇所等について、金融サービス仲介業においては、別途の非金融業務や顧客基盤があった上で、参入することが想定される。このため、一定の取引関係があることを条件として、金融サービスの媒介等を行う面もあると思われるので、「不当に」という点については配慮をお願いしたいが、具体的にどのような場合が該当すると想定されているか。                                                                                                                                    | ご指摘の「保険仲立人に対して求められる遵守事項の趣旨」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、保険媒介業者については、金融サービス提供法において必要な規制を整備しています。こうした規制に係る規定の解釈については、保険媒介業者の業務の特性や取扱商品・サービス等を踏まえて適切に判断されるべきものと考えます。 |
| 110 | 保険会社と顧客の双方から委託を受ける双方媒介について特に制限が設けられていないが、保険募集においては利益相反や消極的な情報開示のおそれ等の観点で認められていない。こうした観点は金融サービス仲介業においても同様にあるべきと考えられるため、双方媒介は認めないとすべきではないか。                                                                                                                                                                                    | 保険会社と顧客の双方から委託を受ける場合、金融機関と顧客の双方から委託を受ける場合を対象とした特段の規制は設けられていませんが、金融サービス仲介業者は、金融機関や顧客との利益相反の防止を含め、業務の健全かつ適切な運営を確保することが求められるものと考えます。                             |
| 111 | 保険会社等と顧客の双方から委託を受ける双方媒介については、委託者それぞれに対する善管注意義務・忠実義務が深刻な相克を招くことなどにより、顧客保護や利益相反の観点から問題の生じ得る可能性が高いとの考えもあり、従来の保険募集においても認められてこなかったことから、制限するべきではないか。<br>仮に保険に関する双方媒介を制限しない場合、他の分野や法域における規律に照らし、双方媒介を行う場合は少なくとも顧客に対してその旨を適切に情報提供することや、双方から保険媒介の対価として手数料を受領することは禁止とすること、あるいは想定される利益相反の可能性が有る行為について顧客に対して事前に説明すること等を徹底すべきと考えられるが、どうか。 | なお、特に顧客との関係では、金融サービス提供法第24条の規定により誠実・公正義務が課せられるほか、同法第25条の規定により顧客への情報提供や手数料の開示が求められており、こうした規制により、顧客保護や利益相反の防止を図ることとしています（金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-1もご参照下さい）。        |

|                                                                                                                                                 |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ある場合には、契約概要・注意喚起情報の記載事項でも、説明の必要があるということか。一般には、仲介業者等府令第56条第1項第2号ではロードサービスなどの付帯サービスのみが情報提供対象となると理解されており、同号がバスケット条項ではないことについてあらためて確認させてほしい。</p> | <p>115</p> <p>保険業法の改正から5年経ったが、保険業法施行規則第227条の2第3項第2号に、「保険契約の契約条項以外に係る参考となるべき事項」について、保険契約と関連性の大きい付帯サービス以外にあれば教えてほしい。</p> | <p>116</p> <p>仲介業者等府令第56条第1項第2号について、「保険契約の契約条項のうち重要な事項」も場合により情報提供対象になるという場合、個別具体的に事案によっては、金融サービス仲介業者が認識している、当該事業の顧客の個別の事情に基づいて「保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項」も含まれるのか(例えば、当該顧客が、18歳未満の子どもに運転させたいといっている場合に、年齢限定特約が付されている商品であることを説明することは、この「参考となるべき事項」に関する説明)に含まれるのか。</p> | <p>117</p> <p>金融サービス仲介業者が仲介業者等府令第56条第1項第2号の説明をしていない場合、保険会社は別途保険業法第294条第1項の説明義務を負うのか。平成27年5月27日パブリックコメントのNo26、44、85、182、486等から、直接の勧誘行為を行う個々の保険募集人(自然人)だけでなく、保険会社や法人代理店といった法人も義務の主体として構想されているとの見解があるとされているが、今回のように、根拠法が保険業法第294条だけでない場合の扱いが気になる。</p> | <p>118</p> <p>仲介業者等府令第56条第1項第3号口の保険契約の「更新」の意味について確認したい。例えば、旅行保険において旅行日程の変更等で保険期間が延長されることがあるが、ここの延長は保険期間の変更の合意であると評価できるため、</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>112</p> <p>保険媒介業者に係る規定については、保険仲立人に関する規定が多く参考されているものと見受けられるが、保険募集人とのイコールドレスニングも図った結果、募集人と保険仲立人の双方の規制が課されているような状態であり、全体的に過重規制のように見受けられる。今後の改正において、保険会社から委託を受けた保険媒介業者と顧客から委託を受けた保険媒介業者との区別を明確に認識した上で、それぞれとの関係で必要な規制とし、保険媒介業者だけが重い規制を課されている状況の改善をお願いしたい。</p> | <p>113</p> <p>仲介業者等府令第56条第1項第2号の「保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項」に関する説明は、平成27年5月27日パブリックコメントのNo49の記載と同様、以下の内容という理解でよいか。<br/>「保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項」(以下「参考となるべき事項」という)とは、保険契約者又は被保険者が保険契約の締結又は保険契約への加入の際に合理的な判断をするために必要な事項をいい、具体的には当該保険契約の種類及び性質等に応じて判断されます。参考となるべき事項には、改正前法第300条第1項第1号の「保険契約の契約条項のうち重要な事項」のうち規則第227条の2第3項第1号に規定する事項以外の事項が含まれます。また、保険契約の契約条項以外に係る参考となるべき事項としては、例えば、保険契約(保険契約の趣旨・目的、保険事故、保険給付の内容・方法等)と関連性が大きい付帯サービス(例：自動車保険における付帯サービスとしてのロードサービス)の内容に係る事項や直接支払いサービスを行う場合に情報提供することとされている事項等が想定されます。」</p> | <p>114</p> <p>平成27年5月27日パブリックコメントのNo49の「改正前法第300条第1項第1号の「保険契約の契約条項のうち重要な事項」のうち規則第227条の2第3項第1号に規定する事項以外の事項が含まれる」というのは、要するに「保険契約の契約条項のうち重要な事項」に該当するものもし</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 122 | <p>「保険期間の更新をすることができている保険契約」に該当するわけではないと考えます。</p> <p>同一の保険契約者が同一の保険契約を複数回締結する場合、その都度締結する保険契約の保険料の金額が5,000円以下であれば同号口に掲げる保険契約に該当するものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>仲介業者等府令第62条第1項第1号の「同項の規定による禁止を免れる行為」の「行為」の主体は、金融サービス仲介業者であるため、第三者が特別の利益を提供する行為は含まれないという理解でよいか。</p>                                           | <p>どのような行為が仲介業者等府令第62条第1項第1号に掲げる行為に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。したがって、その判断に当たっては考慮要素について一概に回答することは困難です。</p>                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 123 | <p>「更新」には該当しないという理解でよいか（保険会社との間の合意により延長が可能となる旅行保険期間が一年未満のものには「保険期間の更新をすることができている保険契約」には該当しないという理解でよいか）。</p> <p>上記の理解が正しい場合は、1年以内と同じ保険契約者が同一の旅行保険に複数回加入する場合には「一年間に支払う保険料の額」は、直近1年以内に当該旅行保険の保険料として当該保険契約者が支払った総額で判断するのではなく、加入の都度、新たな旅行保険契約を締結することになるため、毎回の保険料の額が5,000円を超えない限りは（保険金の額に関する金融サービス提供法施行令第18条第7号イに定める上限規制の適用を受けることなく）、1年以内に何回でも金融サービス仲介業者において当該旅行保険に係る保険媒介業務を行えるという理解でよいか（現行の保険業法施行規則第227条の2第3項第3号口の解釈が参考になると思われる）。</p> | <p>仲介業者等府令第62条第1項第1号の「禁止を免れる行為」であるかどうかは、個別具体的に判断することになると思いますが、例えば、当該行為における主観的意図（脱法の意図）と、当該行為により実質的に規制の趣旨を損なっていると見えるか（脱法の客観的外観）は、考慮要素たり得るのか。</p> | <p>どのような行為が仲介業者等府令第62条第1項第1号に掲げる行為に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、ご指摘の「特別利益の提供が直接保険契約者又は被保険者に対して行われる行為のみならず、その親族等密接な関係を有する者に対して行われることにより、実質的に本人に対する特別利益の提供行為となる行為」等であると説明され、また、「紹介者と称する者に対して対価性のない金銭を供与するといったような行為等もケースによっては本規定に該当することとなる」とされているが、現在もかかる理解でよいか。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 124 | <p>金融サービス仲介業者が結約書を作成又は交付する場合は、商法施行規則第10条又は第11条（相互会社（外国相互会社を含む）が保険契約の締結者となる場合の結約書の作成又は交付については令和3年4月23日に公表した内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（案）における改正後の同内閣府令第5条から第7条まで及び第10条から第12条まで）が適用されるものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                    | <p>仲介業者等府令第62条第1項第1号は、実質的に、保険媒介業者又はその役員若しくは使用人が保険契約者又は被保険者に対して特別の利益の供与を約し又は提供しているものと評価される行為を禁ずるものです。</p>                                        | <p>どのような行為が仲介業者等府令第62条第1項第1号に掲げる行為に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、ご指摘の「特別利益の提供が直接保険契約者又は被保険者に対して行われる行為のみならず、その親族等密接な関係を有する者に対して行われることにより、実質的に本人に対する特別利益の提供行為となる行為」等であると説明され、また、「紹介者と称する者に対して対価性のない金銭を供与するといったような行為等もケースによっては本規定に該当することとなる」とされているが、現在もかかる理解でよいか。</p>     | <p>どのような行為が仲介業者等府令第62条第1項第1号に掲げる行為に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、ご指摘の「特別利益の提供が直接保険契約者又は被保険者に対して行われる行為のみならず、その親族等密接な関係を有する者に対して行われることにより、実質的に本人に対する特別利益の提供行為となる行為」等であると説明され、また、「紹介者と称する者に対して対価性のない金銭を供与するといったような行為」も、事実によっては同号に掲げる行為に該当し得るものと考えます。</p> |
| 125 | <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-2で結約書ひな型が提示されているところ、商法施行規則第10及び第11条により結約書については電磁的方法による作成・交付が認められていることから、保険媒介業者が準用保険業法第298条に基づき作成する結約書についても電磁的方法による作成・交付が認められるとの理解でよいか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>仲介業者等府令第62条第1項第1号の「何らの名義によってするかを問わず」という「名義」とは「する」という行為に付随するものであるため、条文の素直な読み方としては手段（何を提供するか、また、誰が提供するか、という意味での名義）をどうするかを問わない、という意味の理</p>      | <p>準用保険業法第300条第1項は、保険契約の締結の媒介又は自らが締結の媒介を行った団体保険に係る保険契約に加入させるための行為に関する行為として、同項各号に掲げる行為を禁止しています。保険媒介業者が保険契約等について広告を行う場合、一般に、当該広告は、保険契約の締結の媒介又は自らが締結の媒介を行った団体保険に係る保険契約に加入させるための行為に関する行為として評価されるものと考えます。</p>                                                                         | <p>準用保険業法第300条第1項は、保険契約の締結の媒介又は自らが締結の媒介を行った団体保険に係る保険契約に加入させるための行為に関する行為として、同項各号に掲げる行為を禁止しています。保険媒介業者が保険契約等について広告を行う場合、一般に、当該広告は、保険契約の締結の媒介又は自らが締結の媒介を行った団体保険に係る保険契約に加入させるための行為に関する行為として評価されるものと考えます。</p>                                                        |
| 126 | <p>「更新」には該当しないという理解でよいか（保険会社との間の合意により延長が可能となる旅行保険期間が一年未満のものには「保険期間の更新をすることができている保険契約」には該当しないという理解でよいか）。</p> <p>上記の理解が正しい場合は、1年以内と同じ保険契約者が同一の旅行保険に複数回加入する場合には「一年間に支払う保険料の額」は、直近1年以内に当該旅行保険の保険料として当該保険契約者が支払った総額で判断するのではなく、加入の都度、新たな旅行保険契約を締結することになるため、毎回の保険料の額が5,000円を超えない限りは（保険金の額に関する金融サービス提供法施行令第18条第7号イに定める上限規制の適用を受けることなく）、1年以内に何回でも金融サービス仲介業者において当該旅行保険に係る保険媒介業務を行えるという理解でよいか（現行の保険業法施行規則第227条の2第3項第3号口の解釈が参考になると思われる）。</p> | <p>仲介業者等府令第62条第1項第1号の「禁止を免れる行為」であるかどうかは、個別具体的に判断することになると思いますが、例えば、当該行為における主観的意図（脱法の意図）と、当該行為により実質的に規制の趣旨を損なっていると見えるか（脱法の客観的外観）は、考慮要素たり得るのか。</p> | <p>どのような行為が仲介業者等府令第62条第1項第1号に掲げる行為に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、ご指摘の「特別利益の提供が直接保険契約者又は被保険者に対して行われる行為のみならず、その親族等密接な関係を有する者に対して行われることにより、実質的に本人に対する特別利益の提供行為となる行為」等であると説明され、また、「紹介者と称する者に対して対価性のない金銭を供与するといったような行為」も、事実によっては同号に掲げる行為に該当し得るものと考えます。</p>                  | <p>どのような行為が仲介業者等府令第62条第1項第1号に掲げる行為に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、ご指摘の「特別利益の提供が直接保険契約者又は被保険者に対して行われる行為のみならず、その親族等密接な関係を有する者に対して行われることにより、実質的に本人に対する特別利益の提供行為となる行為」等であると説明され、また、「紹介者と称する者に対して対価性のない金銭を供与するといったような行為」も、事実によっては同号に掲げる行為に該当し得るものと考えます。</p> |



|            |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                              |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>特定投資家以外の顧客として取り扱われることとなる旨とする。」と規定されていることから、相手方金融機関における特定投資家の取扱いは、変更されるものではないという理解でよいか。</p>                                                                                                                          | <p>特定投資家以外の顧客として取り扱われることとなる旨とする。」と規定されていることから、相手方金融機関における特定投資家の取扱いは、変更されるものではないという理解でよいか。</p>                                                                                                                |
| <p>134</p> | <p>仲介業者等府令第 67 条は、金融サービス仲介業者が自己を特定投資家以外の顧客として取り扱うよう金融サービス仲介業者及び相手方金融機関に対して申し出た場合には、当該申し出を受けた金融サービス仲介業者及び相手方金融機関は、当該申し出た承諾書に基づき、当該承諾書に定める取扱いを行うこととする。また、当該承諾書に定める取扱いが、当該承諾書に定める取扱いと異なる場合には、当該承諾書に定める取扱いが適用されるものとする。</p> | <p>特定投資家である顧客が自己を特定投資家以外の顧客として取り扱うよう金融サービス仲介業者及び相手方金融機関に対して申し出た場合には、当該申し出を受けた金融サービス仲介業者及び相手方金融機関は、当該申し出た承諾書に基づき、当該承諾書に定める取扱いを行うこととする。また、当該承諾書に定める取扱いが、当該承諾書に定める取扱いと異なる場合には、当該承諾書に定める取扱いが適用されるものとする。</p>      |
| <p>135</p> | <p>仲介業者等府令第 67 条について、特定投資家が金融サービス仲介業者に対してのみアマ成りの申し出をし、特定金融サービス契約の相手方である金融商品取引業者に対してはアマ成りの申し出を行わなかった場合、金融サービス仲介業者と金融商品取引業者で異なる顧客対応を行うこととなることと理解がよいのか（アマ成りの申し出は業者ベースで判断すればよいとの理解か）。プロ成りの申し出についても同様の理解がよいのか。</p>          | <p>金融サービス仲介業者に対して自己を特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出た者及び金融サービス仲介業者に対して自己を特定投資家として取り扱うよう申し出た者は、当該申し出の承諾書に基づき、当該承諾書に定める取扱いを行うこととする。また、当該承諾書に定める取扱いが、当該承諾書に定める取扱いと異なる場合には、当該承諾書に定める取扱いが適用されるものとする。</p>                    |
| <p>136</p> | <p>仲介業者等府令第 67 条の「対象契約」は、媒介の結果締結される有価証券の売買契約を指していることと理解がよいのか。その場合「承諾書を行った金融サービス仲介業者のみから対象契約」に</p>                                                                                                                      | <p>「対象契約」（仲介業者等府令第 67 条）とは、金融サービス仲介行為により締結される仲介業者等府令第 66 条各号に掲げる契約を意味します。また、金融サービス仲介業者に対して自己を特</p>                                                                                                           |
| <p>137</p> | <p>仲介業者等府令第 70 条は、金融サービス仲介業者に対するいわゆるプロ成りの同意書について定めている。金融サービス仲介業者が復帰申出者からプロ成りの同意書を取得した場合においても、当該金融サービス仲介業者が行う媒介により当該復帰申出者と契約締結した投資運用業者は、なお同意書の取得義務を負うか。</p>                                                             | <p>特定投資家以外の顧客とみなされる顧客が自己を再び特定投資家として取り扱うよう金融サービス仲介業者及び相手方金融機関に対して申し出た場合には、当該申し出を受けた金融サービス仲介業者及び相手方金融機関は、当該申し出た承諾書に基づき、当該承諾書に定める取扱いを行うこととする。また、当該承諾書に定める取扱いが、当該承諾書に定める取扱いと異なる場合には、当該承諾書に定める取扱いが適用されるものとする。</p> |
| <p>138</p> | <p>仲介業者等府令第 84 条第 1 項の「手数料等の種類」には、顧客が金融サービス仲介業者から支払う手数料等とは別に、顧客が相手方金融機関に支払う手数料等も該当する理解がよいのか（同内閣府令第 33 条第 2 項第 3 号では「金融サービス契約につき顧客が金融サービス仲介業者に支払う手</p>                                                                  | <p>特定投資家以外の顧客として取り扱われることとなる旨とする。」と規定されていることから、相手方金融機関における特定投資家の取扱いは、変更されるものではないという理解でよいか。</p>                                                                                                                |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>情報提供を確保するため、契約締結前交付書面等の交付を求めています。</p> <p>特定金融サービス契約（特定預金等契約及び特定保険契約を除く）については、現行の金融業者等府令において、一の取引については、現行の金融商品取引業者等が契約締結前交付書面等の交付義務を負う場合に、一部の記載事項について重ねて記載することを要しないとされている（例：同内閣府令第83条第2項、第100条第2項等）一方、いずれの金融商品取引業者等についても当該書面の交付を要しないとされたいことと、取引の整合性を踏まえ、特定預金等契約の場合とは異なり、相手方金融機関と金融サービス仲介業者のいずれについても、契約締結前交付書面等の交付を要しないこととする規定は設けていません。</p> <p>ただし、相手方金融機関と金融サービス仲介業者がそれぞれの法令上の要件を満たす一つの書面を連名で作成し、いずれか一方が当該書面を顧客に交付することで、両者が交付義務を履行したものと考えられます。</p> | <p>141</p> <p>法定書面の交付について、特定預金等契約の場合には、相手方金融機関の書面交付があった場合、金融サービス仲介業者による書面交付は不要とされている（仲介業者等府令第90条第1項第4号、第106条第1項第4号）。一方で、特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約（有価証券の売買等）の場合には、一部の記載項目に限って、相手方金融機関による書面交付があった場合には当該事項の省略が可能とされていることと、共通記載事項（金融サービス提供法第31条第2項において準用する金融商品取引法第37条の3第1項各号及び仲介業者等府令第94条各号等、同法第37条の4第1項及び仲介業者等府令第102条第1項各号）についての書面交付は不要とされていない。特定預金等契約と同様に特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約（有価証券の売買等）についても、相手方金融機関の書面交付があった場合、金融サービス仲介業者による書面交付を不要としてよいのではないか。</p> |
| <p>142</p> <p>仲介業者等府令第91条第1項第8号イの適用に当たっては、相手方金融機関と金融サービス仲介業者との間で適切な情報連携が行われることが期待され、相手方金融機関が本規定に該当することを認識した場合には、当該情報が金融サービス仲介業者に連携されることで、いずれも契約締結前交付書面の交付を要しないものと考えます。</p> <p>なお、ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、同号イは、顧客が同一の相手方</p>                                                                                                                                                                                                                        | <p>142</p> <p>仲介業者等府令第91条第1項において、契約締結前交付書面を交付しなくとも、契約として「有価証券の売却」が掲げられているが、その売却は「相手方金融機関との間で買付けに係る特定金融サービス契約を締結した場合に限る」と限定されている。金融商品取引業者であれば、顧客の有価証券の売却注文に際して、当該有価証券が自社で買付けられたものであるかどうかを判別することは容易であるが、種数の相手方金融</p>                                                                                                                                                                                                                                            |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>払うべき対価」を含むものであり、当該対価が相手方金融機関に支払われる場合には、これも含まれるものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>139</p> <p>仲介業者等府令第84条第1項、第92条第1項について、手数料ないし対価として想定されている範囲に、広告料、システム利用料、情報提供料等が入るか。また例えば、一定のサブスクリプションサービスを購入することを条件として媒介を実施するような場合でなければ、その他のサービスにおけるサブスクリプションフィーやサービス利用料等は含まれないということよいか。</p> |
| <p>広告等又は契約締結前交付書面に表示又は記載すべき「手数料等」（仲介業者等府令第33条第2項第3号）は、各金融サービス仲介業者において、規定の趣旨や顧客保護の必要性等を踏まえて適切に判断すべきものと考えますが、システム利用料、情報提供料、広告料等として顧客が支払うものであっても、それが特定金融サービス契約に関する対価として支払われたものであれば、「手数料等」に該当します。</p> <p>また、例えば、金融サービス仲介業者が提供するサブスクリプションサービスと金融サービス仲介業者に係るサービスとが不可分に提供されており、当該サービス全体の対価として支払われる手数料の切り分けが困難な場合には、サブスクリプションサービスの提供に係る対価も含まれることを明示した上で、「手数料等」の金額等を表示又は記載することが考えられます。他方で、各サービスが別個に提供され、サービスごとに料金設定される場合には、サブスクリプションサービスに係る料金は「手数料等」には該当しないものと考えます。</p> | <p>140</p> <p>金融サービス提供法第31条第2項において準用する金融商品取引法第37条の3第1項の規定</p>                                                                                                                                   |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>前交付書面を交付した場合においても、当該金融サービス仲介業者が行う媒介により当該顧客と契約締結する投資運用業者は、なお契約締結前交付書面の交付義務を負うか。</p> <p>仮に、投資運用業者も契約締結前交付書面の交付義務を負うとしたら、金融サービス仲介業者又は投資運用業者のどちらか一方が両者の契約締結前交付書面を一括して顧客に交付することで代替することは可能か。</p> <p>あるいは、両者の契約締結前交付書面は重複する記載項目が多いため、両者の記載項目を網羅的に一つにまとめた書面を、どちらか一方の者が顧客に交付することは可能か。その場合、留意するべき点はあるか。</p> <p>顧客にとっても、同一契約に関して金融サービス仲介業者及び投資運用業者から契約締結前交付書面を交付されることは煩雑であり、顧客保護とはならないと考えられる。</p> <p>以上と同様のことが、同内閣府令第101条に定める契約締結時交付書面についても当てはまるか。</p> | <p>に、他方の者が当該書面の交付を要しないこととする規定はありません。</p> <p>ただし、金融サービス仲介業者又は相手方金融機関のいずれか一方が他方の者を經由して顧客に契約締結前交付書面を交付することや、相手方金融機関と金融サービス仲介業者がそれぞれの方法上の要件を満たす一つの書面を連名で作成し、いずれか一方が当該書面を顧客に交付すること、両者が交付義務を履行したものと考えられます。</p> <p>この場合において金融サービス仲介業者は、あらかじめ、顧客に対し当該書面の交付についての相手方金融機関との役割分担について情報を提供する必要があります(仲介業者等府令第33条第2項第7号)。当該書面の交付主体について顧客が誤認することがないようにすることが適当と考えます。さらに、契約締結前交付書面の交付に関し、顧客に対する説明義務(仲介業者等府令第111条第1項第1号イ)を尽くす必要があるものと考えます。</p> <p>契約締結時交付書面の交付についても同様と考えます。</p> <p>特定金融サービス契約(特定預金等契約及び特定保険契約を除く。以下同じ)の種類ごとの固有の事項(仲介業者等府令第95条第1項各号、第102条第1項各号等)については、相手方金融機関が交付する契約締結前交付書面又は契約締結時交付書面に記載されている場合には、金融サービス仲介業者が交付する契約締結前交付書面又は契約締結時交付書面に記載する必要があることはありません(仲介業者等府令第95条第2項、第102条第2項等)。</p> <p>ただし、全ての特定金融サービス契約に共通する事項(金融サービス提供法第31条第2項において準用する金融商品取引法第37条の3第1項第1号から第6号までに掲げる事項、仲介業者等府令第94条、第101条)については、上記のように記載の省略を認める規定はありません。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者は、仲介業者等府令第91条第1項各号又は第107条第1項各号に</p> |
| 145 | <p>契約締結前交付書面については、相手方金融機関が当該書面を交付した際には、金融サービス仲介業者の交付書面に共通する項目は記載しなくともよいと読めるため、金融サービス仲介業者も相手方金融機関も、契約締結前交付書面を提出する必要があるのに対し、契約締結時交付書面については、相手方金融機関が当該書面を交付した際には、金融サービス仲介業者が提出する必要があるとされているように見える。</p> <p>このような理解で正しいか。</p>                                                                                                                                                                                                                       | <p>に、他方の者が当該書面の交付を要しないこととする規定はありません。</p> <p>ただし、金融サービス仲介業者又は相手方金融機関のいずれか一方が他方の者を經由して顧客に契約締結前交付書面を交付することや、相手方金融機関と金融サービス仲介業者がそれぞれの方法上の要件を満たす一つの書面を連名で作成し、いずれか一方が当該書面を顧客に交付すること、両者が交付義務を履行したものと考えられます。</p> <p>この場合において金融サービス仲介業者は、あらかじめ、顧客に対し当該書面の交付についての相手方金融機関との役割分担について情報を提供する必要があります(仲介業者等府令第33条第2項第7号)。当該書面の交付主体について顧客が誤認することがないようにすることが適当と考えます。さらに、契約締結前交付書面の交付に関し、顧客に対する説明義務(仲介業者等府令第111条第1項第1号イ)を尽くす必要があるものと考えます。</p> <p>契約締結時交付書面の交付についても同様と考えます。</p> <p>特定金融サービス契約(特定預金等契約及び特定保険契約を除く。以下同じ)の種類ごとの固有の事項(仲介業者等府令第95条第1項各号、第102条第1項各号等)については、相手方金融機関が交付する契約締結前交付書面又は契約締結時交付書面に記載されている場合には、金融サービス仲介業者が交付する契約締結前交付書面又は契約締結時交付書面に記載する必要があることはありません(仲介業者等府令第95条第2項、第102条第2項等)。</p> <p>ただし、全ての特定金融サービス契約に共通する事項(金融サービス提供法第31条第2項において準用する金融商品取引法第37条の3第1項第1号から第6号までに掲げる事項、仲介業者等府令第94条、第101条)については、上記のように記載の省略を認める規定はありません。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者は、仲介業者等府令第91条第1項各号又は第107条第1項各号に</p> |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>金融機関との間で有価証券の買付け及び売付けに係る特定金融サービス契約を締結する場合に係る規定と考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>に、他方の者が当該書面の交付を要しないこととする規定はありません。</p> <p>ただし、金融サービス仲介業者又は相手方金融機関のいずれか一方が他方の者を經由して顧客に契約締結前交付書面を交付することや、相手方金融機関と金融サービス仲介業者がそれぞれの方法上の要件を満たす一つの書面を連名で作成し、いずれか一方が当該書面を顧客に交付すること、両者が交付義務を履行したものと考えられます。</p> <p>この場合において金融サービス仲介業者は、あらかじめ、顧客に対し当該書面の交付についての相手方金融機関との役割分担について情報を提供する必要があります(仲介業者等府令第33条第2項第7号)。当該書面の交付主体について顧客が誤認することがないようにすることが適当と考えます。さらに、契約締結前交付書面の交付に関し、顧客に対する説明義務(仲介業者等府令第111条第1項第1号イ)を尽くす必要があるものと考えます。</p> <p>契約締結時交付書面の交付についても同様と考えます。</p> <p>特定金融サービス契約(特定預金等契約及び特定保険契約を除く。以下同じ)の種類ごとの固有の事項(仲介業者等府令第95条第1項各号、第102条第1項各号等)については、相手方金融機関が交付する契約締結前交付書面又は契約締結時交付書面に記載されている場合には、金融サービス仲介業者が交付する契約締結前交付書面又は契約締結時交付書面に記載する必要があることはありません(仲介業者等府令第95条第2項、第102条第2項等)。</p> <p>ただし、全ての特定金融サービス契約に共通する事項(金融サービス提供法第31条第2項において準用する金融商品取引法第37条の3第1項第1号から第6号までに掲げる事項、仲介業者等府令第94条、第101条)については、上記のように記載の省略を認める規定はありません。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者は、仲介業者等府令第91条第1項各号又は第107条第1項各号に</p> |
| 143 | <p>機関と金融サービス仲介業者を締結している金融サービス仲介業者にとっては、顧客から申し込みを受け特定金融サービスとして媒介し顧客が買付けた有価証券であるかを瞬時に判別することは困難な場合があると考えられる(例えば、買付け後、顧客が預託先金融商品取引業者を変更した場合、相手方金融機関において同じ有価証券を複数預かっており、顧客の注文が当該金融サービス仲介業者の特定金融サービスにより買付けられたものであるか直ちに判断ができないう場合等)。</p> <p>金融サービス仲介業者において、顧客から売付け注文を受けた際に顧客を待たせることなく即時に判定を行うためには、相手方金融機関において大掛かりなシステム改修等を行わなければならないこととなるおそれがある。</p> <p>したがって、相手方金融機関との間で買付けられたものかどうかは問わず、単に売付けをすべて除外しても問題はないのではないか。あるいは売付けに係る媒介行為にも手数料等が生じるのであれば、すべからず契約締結前交付書面の交付の対象とすることも考えられるのではないか。</p> | <p>に、他方の者が当該書面の交付を要しないこととする規定はありません。</p> <p>ただし、金融サービス仲介業者又は相手方金融機関のいずれか一方が他方の者を經由して顧客に契約締結前交付書面を交付することや、相手方金融機関と金融サービス仲介業者がそれぞれの方法上の要件を満たす一つの書面を連名で作成し、いずれか一方が当該書面を顧客に交付すること、両者が交付義務を履行したものと考えられます。</p> <p>この場合において金融サービス仲介業者は、あらかじめ、顧客に対し当該書面の交付についての相手方金融機関との役割分担について情報を提供する必要があります(仲介業者等府令第33条第2項第7号)。当該書面の交付主体について顧客が誤認することがないようにすることが適当と考えます。さらに、契約締結前交付書面の交付に関し、顧客に対する説明義務(仲介業者等府令第111条第1項第1号イ)を尽くす必要があるものと考えます。</p> <p>契約締結時交付書面の交付についても同様と考えます。</p> <p>特定金融サービス契約(特定預金等契約及び特定保険契約を除く。以下同じ)の種類ごとの固有の事項(仲介業者等府令第95条第1項各号、第102条第1項各号等)については、相手方金融機関が交付する契約締結前交付書面又は契約締結時交付書面に記載されている場合には、金融サービス仲介業者が交付する契約締結前交付書面又は契約締結時交付書面に記載する必要があることはありません(仲介業者等府令第95条第2項、第102条第2項等)。</p> <p>ただし、全ての特定金融サービス契約に共通する事項(金融サービス提供法第31条第2項において準用する金融商品取引法第37条の3第1項第1号から第6号までに掲げる事項、仲介業者等府令第94条、第101条)については、上記のように記載の省略を認める規定はありません。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者は、仲介業者等府令第91条第1項各号又は第107条第1項各号に</p> |
| 144 | <p>仲介業者等府令第94条は、金融サービス仲介業者に対する契約締結前交付書面について定められている。</p> <p>金融サービス仲介業者が顧客に対し契約締結</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>に、他方の者が当該書面の交付を要しないこととする規定はありません。</p> <p>ただし、金融サービス仲介業者又は相手方金融機関のいずれか一方が他方の者を經由して顧客に契約締結前交付書面を交付することや、相手方金融機関と金融サービス仲介業者がそれぞれの方法上の要件を満たす一つの書面を連名で作成し、いずれか一方が当該書面を顧客に交付すること、両者が交付義務を履行したものと考えられます。</p> <p>この場合において金融サービス仲介業者は、あらかじめ、顧客に対し当該書面の交付についての相手方金融機関との役割分担について情報を提供する必要があります(仲介業者等府令第33条第2項第7号)。当該書面の交付主体について顧客が誤認することがないようにすることが適当と考えます。さらに、契約締結前交付書面の交付に関し、顧客に対する説明義務(仲介業者等府令第111条第1項第1号イ)を尽くす必要があるものと考えます。</p> <p>契約締結時交付書面の交付についても同様と考えます。</p> <p>特定金融サービス契約(特定預金等契約及び特定保険契約を除く。以下同じ)の種類ごとの固有の事項(仲介業者等府令第95条第1項各号、第102条第1項各号等)については、相手方金融機関が交付する契約締結前交付書面又は契約締結時交付書面に記載されている場合には、金融サービス仲介業者が交付する契約締結前交付書面又は契約締結時交付書面に記載する必要があることはありません(仲介業者等府令第95条第2項、第102条第2項等)。</p> <p>ただし、全ての特定金融サービス契約に共通する事項(金融サービス提供法第31条第2項において準用する金融商品取引法第37条の3第1項第1号から第6号までに掲げる事項、仲介業者等府令第94条、第101条)については、上記のように記載の省略を認める規定はありません。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者は、仲介業者等府令第91条第1項各号又は第107条第1項各号に</p> |



|     |                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                         |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>締結の媒介に関する禁止行為（第110条）及び有価証券等仲介業務に関する禁止行為（第111条）として、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめざるべき表示をする行為を禁止しているものの、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実な事項であると誤解されるおそれのあることを告げることを禁止する趣旨が含まれるのか、明らかでない。</p> <p>断定的判断の提供は、顧客の判断を誤らせる行為の典型として関係法令で規制されているものであるから、仲介業者等府令においてもその禁止を明記すべきである。</p> | <p>2項において準用する金融商品取引法第38条第2号において、特定金融サービス契約に係る金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者による断定的判断の提供等は禁止されています。</p>                                                          |
| 150 | <p>仲介業者等府令第111条第1項第5号の履行拒否・不当遅延行為に係る禁止行為について、金融サービス仲介業者の場合に、具体的な行為態様としてどのような場合を想定しているか。例えば、スマホアプリ・システムのダウンやインターネット回線の不都合による場合には不当遅延に当たらないという理解であるが、その理解でよいか。</p>                                                                                                   | <p>どのような行為が仲介業者等府令第111条第1項第5号に掲げる行為に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、同号は、真に顧客の責めに帰すべき事由や正当な理由が存する場合等において債務を履行しないことまでを一律に禁止するものではないと考えます。</p> |
| 151 | <p>仲介業者等府令第111条第1項第8号の投機的売買の禁止規定について、現行の金融商品仲介業者の規定ぶりや平仄をあわせたものと思われるが、金融サービス仲介業者は、金融商品仲介業者よりも行える業務が幅広く、積極的に業務を行うことが可能であり、金融商品仲介業者より、職務上知り得る情報が多い場合もあると考えられる。したがって、金商業等府令第117条第1項第12号と同様に「職務上知り得る特別の情報」に基づく売買を禁止行為とする必要があると考えられる。</p>                               | <p>金融サービス仲介業者又はその役員若しくは使用人が職務上知り得る情報が、金融商品仲介業者のそれよりも多いかどうかは一概には言えず、金融サービス仲介業者について、金融商品仲介業者と異なる規制を課す合理的な理由はないと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>               |
| 152 | <p>仲介業者等府令第111条第1項第10号の禁止規定について、金融サービス仲介業者においては、委託元の金融商品取引業者とは連携しない法人関係情報を取得する機会が否定できないと思われ、法人関係情報を提供しての勧誘行為はあり得ると考えられる。金商業等府令第117条第1項第14号と同様の規制にすべきと考えられる。</p>                                                                                                    | <p>金融サービス仲介業者が取得し得る情報が、金融商品仲介業者のそれよりも多いかどうかは一概には言えず、金融サービス仲介業者について、金融商品仲介業者と異なる規制を課す合理的な理由はないと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>                              |
| 153 | <p>金融サービス仲介業者又はその代表者等が、仲介業者等府令第112条に係る証券事故を起こし、事故の確認に基づく損失補填を行う場合、実務府令第113条に基づく損失補填を行う場合、実務</p>                                                                                                                                                                    | <p>金融サービス仲介業者の事故による損失補填の事務処理を金融商品取引業者等が行う場合、金融商品取引法第39条第1項において禁止されている金融商品取引業者等による損失補填には該</p>                                                            |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 146 | <p>特定金融サービス契約（特定預金等契約及び特定保険契約を除く）に係る契約締結前交付書面の交付義務について、以下の(1)・(2)のケースにおいて、それぞれ次の整理となる理解でよいか。</p> <p>(1) 金融サービス仲介業者が顧客と媒介契約を締結し、顧客から手数料を受け取るケース<br/>金融サービス仲介業者は、顧客から媒介を委託した契約の種類（通常の売買や投資一任契約など）に応じ、顧客に対し、当該契約に係る契約締結前交付書面を交付する義務がある。</p> <p>(2) 金融サービス仲介業者が金融商品取引業者と媒介契約を締結し、当該金融商品取引業者から手数料を受け取るケース<br/>（顧客と金融サービス仲介業者は直接の契約関係にないため）金融サービス仲介業者は顧客に対し契約締結前交付書面を交付する義務はない。</p> | <p>規定する要件を満たす場合には、契約締結前交付書面又は契約締結時交付書面を交付する必要はありません。</p> <p>金融サービス仲介業者は、顧客との間の媒介契約の締結の有無や顧客からの手数料の授受の有無にかかわらず、特定金融サービス契約の締結の媒介を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、契約締結前交付書面を交付し（金融サービス提供法第31条第2項において準用する金融商品取引法第37条の3第1項）、説明義務（仲介業者等府令第111条第1項第1号イ）を尽くす必要があるものと考えます。</p>                                                                 |
| 147 | <p>「金融商品の価値等」（仲介業者等府令第98条第1項第2号）とは、金融商品の価値、オプションの対価の額又は金融指標の動向をいいます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>金融サービス仲介業者が作成又は交付する契約締結時交付書面は、金融サービス提供法令上の要件を満たす限りにおいて、相手方金融機関と顧客との間の特定金融サービス契約に係る契約書と兼用することは妨げられないものと考えます。</p> <p>金融サービス仲介業者が特定金融サービス契約（特定預金等契約を除く）に係る契約締結時交付書面を交付した場合に相手方金融機関が当該書面の交付を要しないこととする規定はありませんが、相手方金融機関と金融サービス仲介業者がそれぞれの法令上の要件を満たす一つの書面を連名で作成し、金融サービス仲介業者が当該書面を顧客に交付することで、相手方金融機関が交付義務を履行したものと考えられます。</p> |
| 148 | <p>契約締結時交付書面は、法令で求められる事項が記載されれば、契約書と兼ねることが可能というのが現行実務であるが、それは、媒介先の相手方金融機関と顧客の契約についても同様の様取扱いがなされるのか。例えば、相手方金融機関が契約締結時交付書面（これを兼ねる契約書を含む）を交付する義務を負わないという整理は可能か。</p>                                                                                                                                                                                                              | <p>金融サービス仲介業者が作成又は交付する契約締結時交付書面は、金融サービス提供法令上の要件を満たす限りにおいて、相手方金融機関と顧客との間の特定金融サービス契約に係る契約書と兼用することは妨げられないものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                      |
| 149 | <p>仲介業者等府令においては、特定預金等契約の</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>金融サービス提供法第5条又は同法第31条第3</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>貸金業法第12条の4第1項に規定する貸金業貸付媒介業務に係る業務には、勧誘を伴わない広告のみを行う業務及び…は含まないものとする。」とあり、証明書の携帯を要しない業務という資金法における解釈と同様の趣旨の明文化と理解している。しかし、「勧誘を伴わない広告のみを行う業務」は、そもそも「貸金業貸付媒介業務」には該当しないと考えられることから、これを規定した趣旨を伺いたい。</p> <p>「営業所又は事務所」については、貸金業法施行規則第1条の5第3項のような定義規定が用意されていないと理解しているが、どのような施設又は設備であれば、従業者証明書を携帯したり従業者名簿を備え付けたりする「営業所又は事務所」とすべきか。</p> <p>また、貸金業法施行規則第1条の5第4項で定める代理店のように、金融サービス仲介業者から委託を受けて貸金業貸付媒介業務の全部又は一部の代理をした者が当該業務を行う施設又は設備も「営業所又は事務所」に該当するのか。</p> | <p>付媒介業務に付随する業務が含まれるところ、仲介業者等府令第120条第2項は、証明書の携帯義務は資金需要者等に対して従業者の身元等を明らかにするために定められたものであるという趣旨を踏まえ、勧誘を伴わない広告のみを行う業務又は営業所等において資金需要者等と対面することをなく行う業務に従事する従業者には証明書を携帯させることを要しない旨を明確化したものです。</p> <p>「営業所又は事務所」(仲介業者等府令第120条第2項)とは、貸金業貸付媒介業者が貸金業貸付媒介業務の全部又は一部を行う施設又は設備というものと考えます。金融サービス仲介業者の業務の特性上、貸金業法施行規則第1条の5第3項及び第4項と同内容の規定を設ける必要はないものと考えます。</p> | <p>156</p> <p>仲介業者等府令第120条第2項は、貸金業貸付媒介業者が貸金業貸付媒介業務に係る業務に従事する従業者に証明書を携帯させる義務の例外を規定するものであり、貸金業貸付媒介業務に該当するかどうかを規定するものではありません。</p> |
|  | <p>157</p> <p>仲介業者等府令第122条第2号について、つなぎとして行う貸付けについては、その弁済日が、新たな貸付けが実行される日と同じである必要はなく、合理的な時間的幅は許容されるという理解でよいか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>仲介業者等府令第122条第2号は、つなぎとして行う貸付けに係る契約の弁済日が同条第1号の規定して行われる日と同日であることまでは規定していませんが、その性質上、当該弁済日は第1号の貸付けが行われる日に近接して設定されることが想定されるものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                         | <p>157</p> <p>仲介業者等府令第122条第2号について、つなぎとして行う貸付けについては、その弁済日が、新たな貸付けが実行される日と同じである必要はなく、合理的な時間的幅は許容されるという理解でよいか。</p>                |
|  | <p>158</p> <p>貸金業法第12条の8第6項について読み替え規定が存在しないが、媒介契約に基づく債務を被保証債務とする保証契約を対象とするものであると理解すればよいか。仮に金銭消費貸借契約における保証業者との間の保証契約に関する定めであるとすると、金融サービス仲介業者は、</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>運用貸金業法第12条の8第6項について読み替え規定が存在しないが、媒介契約に基づく債務を被保証債務とする保証契約を対象とするものであると理解すればよいか。仮に金銭消費貸借契約における保証業者との間の保証契約に関する定めであるとすると、金融サービス仲介業者は、</p>                                                                                                                                                                                                     | <p>運用貸金業法第12条の8第6項は、媒介契約に係る保証契約を対象とするものと考えます。</p>                                                                              |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>当せず、金融商品取引業者等による事故確認の申請(同条第3項ただし書及び第7項)や、当局の事故確認を受けずに損失補填をした場合における翌月末日までの財務局等への報告(金商業等府令第119条第3項)をすることを必要はないものと考えます。</p> <p>この場合における損失補填とは、金融サービス仲介業者が、当該行為により算出された額を、顧客に提供する財産上の利益として、委託元証券会社からの請求に応じその有する保証金から負担する行為を指し、委託元証券会社における当該行為は損失補填行為そのものには該当しない。</p> <p>また、当該行為に係る記載を含む事故の届出は、当該規定に基づき金融サービス仲介業者からなされる。</p> <p>として、委託元証券会社からの事故の届出は必要ないとの理解でよいか。</p> | <p>154</p> <p>仲介業者等府令第119条の「顧客の締結した特定金融サービス契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制を整備されていない場合」には、特定投資家の保護のため支障を生ずるおそれがある場合に該当し、金融サービス仲介業者の契約締結前交付書面の交付義務等を負うが、金融商品取引法における従来の媒介概念が相当に広いこと、金融サービス仲介業者が行う媒介の様・程度もさまざまであること、投資家が金融商品取引業者と締結した契約の内容を把握していない場合も考えられる(例えば、金融商品取引業者の個別商品の詳細な説明をしたり、金融商品取引業者との契約について契約書の記載方法等の説明をしたりする場合などは媒介に当たりうると思われる)こと、ここでいう速やかに回答できる体制とはどのような体制を意味しているか。例えば、顧客から問い合わせがあれば、顧客が指定した金融機関に対して問い合わせをさせて回答することとし、その旨を金融商品取引業者との契約で規定するという態様で問題ないか。</p> |
|  | <p>155</p> <p>▶行為規制(貸金業貸付媒介業務)</p> <p>仲介業者等府令第120条第2項において「運用貸金業貸付媒介業務に係る業務には貸金業貸</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>155</p> <p>貸金業貸付媒介業務に係る業務には貸金業貸</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |



| ▼帳簿書類等 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 169    | <p>金融サービス仲介業者は、契約締結前交付書面、契約締結時交付書面の作成・交付が義務付けられているため、仲介業者等府令第138条において保存しなければならない帳簿書類にこれらの書面を含める必要があるのではないかと、金融商品取引業者には、契約締結前交付書面、契約締結時交付書面について、保存の義務が課せられているが、金融サービス仲介業者には課せられていないというの規制のバランスを欠くと思われる。</p> <p>金融サービス仲介業者に、契約締結前交付書面、契約締結時交付書面の保存義務を課さないのであれば、金融サービス仲介業者で取り扱える商品に係る契約締結前交付書面、契約締結時交付書面は金融商品取引業者においても保存義務を課さないという措置が必要なのではないか。</p> <p>そもそも昨今のDXの考え方に照らしても、顧客に交付した書面（の写し）を法定帳簿として長期保存させる必要があるのかこの機に検討されてはどうか。</p> |
| 170    | <p>仲介業者等府令第138条は、業務に関する帳簿書類の作成及び保存について定めているが、この中に契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面が掲げられていない。</p> <p>一方、金商業等府令第157条においては、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面も含まれた具体的な書類及び保存期間を定めている。</p> <p>契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の保存に関し、金商業等府令第157条と平仄を合わせるべきではないか。</p>                                                                                                                                                                                                      |
| 171    | <p>仲介業者等府令第138条第5号では、「貸付けの契約に定められた最終の支払期日…のいずれか遅い日」から少なくとも10年間の帳簿保存義務が課されているが、金融消費貸付契約の最終の支払期日等の把握は難しい。ここでいう「貸付けの契約に定められた最終の支払期日」とは、媒介契約を指しているとの理解でよいか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 172    | <p>仲介業者等府令第139条第2号、第3号、第4号について、例えば第4号により帳簿記載事項について、例えれば第4号により帳簿記載事項</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                            |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 166 | <p>仲介業者等府令第130条第6項第5号は、貸金業貸付媒介業者が媒介契約に係る保証契約を締結しようとする場合において、媒介契約（当該契約に係る保証契約を含む）に関し当該貸金業貸付業者が受け取る書面の内容を記載事項とすることを規定しています。</p> <p>仲介業者等府令第132条第1項第3号及び第3項第3号は、貸金業貸付媒介業者が媒介契約の締結又は貸付けに係る契約の締結の媒介をした場合において、媒介を行う貸付けに係る契約に関し貸主が受け取る書面の内容を記載事項とすることを規定しています。</p>                                                                                                    | <p>の間で保証契約が締結された場合など、金融サービス仲介業者が関与しない保証契約も書面交付の対象になるとすると書面交付は困難である。仲介業者等府令第130条第4項のほか同条第6項、第8項、第9項も同様。</p> |
| 167 | <p>仲介業者等府令第132条第2項各号では、「貸付けの利率」(準用貸金業法第17条第4号)「賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容」(同項第7号)「契約上、返済期日前の返済ができて可否が及び返済ができるときは、その内容」(仲介業者等府令第132条第1項第5号)「期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容」(同項第6号)に変更があった場合(契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く)には、重要事項変更時書面の交付を要するとされている。</p> <p>金融サービス仲介業者は、貸付けに係る契約(金融消費貸付契約)の成立後の条件変更などは、あらかじめ知らない場合もあることから、重要事項変更時書面はその変更契約を媒介した場合などに限定するべきではないか。</p> | <p>「債務者等」(仲介業者等府令第134条)とは、貸金業貸付媒介業者を行うに際して貸金業貸付媒介業者が締結する媒介契約(当該契約に係る保証契約を含む)の相手方を指すものと考えます。</p>            |
| 168 | <p>仲介業者等府令第134条各号では、「債務者等」(金融サービス提供法第28条第2項に規定する債務者等)とあるが、これは金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-8(1)の「債務者等(貸金業貸付媒介業者に係る媒介手数料の債務者及び当該媒介手数料債権を対象とする保証人をいう)」との理解と同じでよいか。</p>                                                                                                                                                                                                       | <p>「債務者等」(仲介業者等府令第134条)とは、貸金業貸付媒介業者を行うに際して貸金業貸付媒介業者が締結する媒介契約(当該契約に係る保証契約を含む)の相手方を指すものと考えます。</p>            |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>行為として銀行代理業には該当しないものと整理されたと理解している。</p> <p>また、同じくSPC(特別目的会社)に対する貸金業者による貸付について、当該SPCから投資一任契約を受託する金融商品取引業者(投資運用業者)が、貸金業者と当該SPCの間の貸付の成立に尽力していることは、一般に、当該SPC=顧客(借入人)の代理として貸金の仲介=貸金業には該当しないものと整理されていると理解している。</p> <p>上記の整理は、今回の金融サービス提供法の制定により、それぞれ影響を受けることがあるのか確認したい。</p> <p>すなわち、上記の行為を行う投資一任業者は、預金等媒介業務の定義上、顧客のために行う媒介は排除されないことから、金融サービス仲介業者の登録を行う必要があるか。また、貸金業買付媒介業務の定義上、当該SPC=顧客(借入人)の代理として行為する範囲においては、金融サービス仲介業者の登録を行う必要がないか。</p> <p>また、当該SPCから投資助言契約を受託する金融商品取引業者(投資助言・代理業者)が行う場合にはどうか。</p> <p>加えて、当該SPC=顧客(借入人)の代理について、個別具体的な代理権を有していない場合(投資一任契約又は投資助言契約などに基づく包括的な代理権の場合)には、個別の委任行為が求められるのか。</p> | <p>を行う場合には、これらの業務には該当しません。</p>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 176 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>従来より、銀行においては4者型提携ローンと呼ばれるスキームで顧客に対して資金の貸付けを行っているところ、これに関連する保証会社(信販会社である場合が大半である)においては(銀行の委託としての資金の媒介のための)銀行代理業の許可と(顧客の委託としての資金の媒介のための)貸金業の登録を得ずにこのスキームを行っている。</p> <p>このスキームは、保証会社の保証業務を遂行するために不可欠な貸付債権を発生させるために、顧客との間で顧客に代理して借入契約を締結するための借入委託契約とこれに紐づく保証委託</p> |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                          |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>項となる準用貸金業法第17条第3号の「貸付けの金額」は、金融サービス仲介業者は必ずしも最終的な貸付けの金額を知らず立場にならないように思われる。その他の帳簿記載事項についても、媒介の対象となった金銭消費貸借契約の内容を前提とすると同様かと思われる。これらすべての記載事項について、媒介契約を前提とした記載と解してよいか。その場合、貸付けの金額、貸付けの利率、返済の方式などは、どのような記載となるか。</p>                                                                                                                                                                    | <p>登録申請者が知り得た事項」を帳簿書類に記載することを求めており、準用貸金業法第17条第1項第3号に掲げる事項としては、例えば、準用貸金業法第17条第1項に規定する書面に記載した「媒介を行った貸付けの金額」を記載することが考えられます。</p>             |
| 173 | <p>▼指定紛争解決機関</p> <p>仲介業者等府令第158条第1項において「法第69条第1項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書」とあるが、「法第69条第2項」の誤りではないか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>指定紛争解決機関に報告書の作成を義務付ける規定は金融サービス提供法第69条第1項です。</p>                                                                                       |
| 174 | <p>▼別紙様式関係</p> <p>仲介業者等府令別紙様式第1号(第7条、第18条第1項、第19条第1項関係)の登録申請書については、登録番号を割り振られる前の最初の申請であるので、法人の場合は法人番号の記載を行わせるのが適切と考える。</p> <p>その他の様式については、登録番号によって、当該登録番号の事業者であるとの一意な識別が可能であるが、その事業者がどの法人番号の事業者であるのかについて、最初に厳密に把握が行われるべきである。これが行われていないか、公正性及び利便性について大きな違いがあるはずであるが、登録申請書において法人番号が付けられていない場合、金融庁にも他の行政機関にも、また事業者や市民にも公正性及び利便性による大きな利益があるので、この様式においては、法人の場合は法人番号の記載を行わせるようにされたい。</p> | <p>登録申請書の法人番号については、登録申請書の添付書類とされている登記事項証明書等により確認できるため、本様式において別途記載を求めなければならないものと考えます。</p>                                                 |
| 175 | <p>▼その他</p> <p>いわゆる不動産の流動化・証券化商品においては、SPC(特別目的会社)に対する銀行による貸付けについて、当該SPCから投資一任契約を受託する金融商品取引業者(投資運用業者)が、銀行と当該SPCの間の貸付けの成立に尽力していることは、一般に、当該SPC=顧客(借入人)のための</p>                                                                                                                                                                                                                        | <p>ご指摘の個々の事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、預金等媒介業務のうち金融サービス提供法第11条第2項第2号に係る業務及び貸金業買付媒介業務は、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介を行う業務と定義されており、こうした契約の締結の代理</p> |

|                                                                                                        |                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>11 条第 2 項第 3 号に掲げる行為に係る業務は、銀行等のために為替取引を内容とする契約の締結の媒介を行う業務と定義されており、顧客のために媒介を行う場合には、当該業務には該当しません。</p> | <p>11 条第 2 項第 3 号に掲げる行為に係る業務は、銀行等のために為替取引を内容とする契約の締結の媒介を行う業務と定義されており、顧客のために媒介を行う場合には、当該業務には該当しません。</p>                  |
| <p>179</p>                                                                                             | <p>ご指摘の「投資運用業」、「投資助言・代理業」、「第二種金融商品取引業」、「不動産特定共同事業」、「不動産投資顧問業」及び「宅地建物取引業」については、登録拒否事由に該当しない限り、金融サービス仲介業と兼業することは可能です。</p> |
| <p>180</p>                                                                                             | <p>預金等媒介業者が銀行代理業者となつたときは、預金等媒介業者が預金等媒介業者となつたときとは異なります。</p>                                                              |
| <p>181</p>                                                                                             | <p>金融サービス仲介業者でなくなつた者は、金融サービス提供法第 18 条第 1 項の規定により電子決済等代行業を行うことはできません。</p>                                                |
| <p>182</p>                                                                                             | <p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかでなく、広告の内容が媒介に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、仮に媒介には該当せず、誤認防止措</p>                           |

|                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>契約を締結し、これに基づき当該借入委託契約の範囲内で、保証会社が顧客に代理して銀行との間で借入契約を締結するものである。そして、場合によっては、銀行がその審査業務又は回収業務（プライマリー・サービシング）の一部若しくは全部をかかるとして保証会社に業務委託している場合も考えられる。</p> | <p>どのような行為が預金等媒介業務に該当するかについては、個別事例ごとに実質的に判断されるべきものと考えますが、貸付けの相手方が海外に所在することのみをもって必ずしも預金等媒介業務や貸付業務に該当しないことにはならないことには留意する必要があるものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>177</p>                                                                                                                                          | <p>外国銀行の海外拠点が借主たる海外の法人顧客から依頼を受けて、来日して邦銀に対してシケートローンへの貸手としての参加を勧誘することは、貸手である邦銀から経済的対価を取らず、顧客のために融資を媒介していると同様であるため、当該外国銀行海外拠点の行為は、銀行代理業務の許認可対象行為には該当せず、また貸手は邦銀であること、国内所在の借入のため融資の媒介を行っているわけではないため、貸付を内容とする契約の締結の媒介をすることを、預金等媒介業務の一つとして金融サービス仲介業の対象とされ、「銀行等のために」という要件が融資については規定されていないことから、借入から委託を受けて行う行為も含まれることになる。しかし上記の事例においては、国内所在でなく海外に所在する法人顧客と邦銀との間の融資の媒介行為であるため、当該外国銀行海外拠点の行為は金融サービス仲介業、すなわち預金等媒介業務（金融サービス提供法第 11 条第 2 項第 2 号）には該当しないと理解してよいか。</p> |
| <p>178</p>                                                                                                                                          | <p>預金等媒介業務のうち金融サービス提供法第</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|     |                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 187 | 銀行法施行規則第35条第1項第25号に關し、銀行が媒介を受けけない金融サービス仲介業者が起した不祥事件については、当該銀行は不祥事件の届出義務を負いません。委託先管理の対象にはならず、当該業者の不祥事件については、銀行が金融サービス仲介業者に手数料等の対価を支払っているかどうかを、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。                                                       | 銀行が媒介を委託していない金融サービス仲介業者が起した不祥事件については、当該銀行は不祥事件の届出義務を負いません。委託先管理の対象にはならず、当該業者の不祥事件については、銀行が金融サービス仲介業者に手数料等の対価を支払っているかどうかを、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。                                                                           | 銀行が媒介を委託していない金融サービス仲介業者が起した不祥事件については、当該銀行は不祥事件の届出義務を負いません。委託先管理の対象にはならず、当該業者の不祥事件については、銀行が金融サービス仲介業者に手数料等の対価を支払っているかどうかを、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。                                                                                                            |
| 188 | 銀行代理業者が金融サービス仲介業者における預金等媒介業務の登録を行った場合の届出については、銀行法施行規則の別表第3(第34条の61)に關し、「銀行代理業者を廃止したとき」において規定される届出は不要であり、「金融サービスの提供に関する法律第12条の登録(預金等媒介業務の種別)に關するものに限る。」又は同法第16条第1項の変更登録(預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。)を受けたとき」において規定される届出のみを提出すればよいという理解でよい。 | 銀行代理業者が金融サービス仲介業者における預金等媒介業務の登録を行った場合の届出については、銀行法施行規則の別表第3(第34条の61)に關し、「銀行代理業者を廃止したとき」において規定される届出は不要であり、「金融サービスの提供に関する法律第12条の登録(預金等媒介業務の種別)に關するものに限る。」又は同法第16条第1項の変更登録(預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。)を受けたとき」において規定される届出のみを提出すればよいという理解でよい。 | 銀行代理業者が預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者の登録を受けたときは、銀行法第52条の52第1号ではなく同条第6号に該当することとなった旨の届出を行う必要があります。                                                                                                                                                                               |
| 189 | ▼金融商品取引業等に関する内閣府令<br>金融商品取引業等に関する内閣府令第119号(平成30年5月)は、銀行法及び他の預金取扱金融機関関係法令の適用に当たり留意すべき事項を示したものです。金融サービス仲介業者に係る各業務については、同ガイドラインは適用されないものの、同ガイドラインは、同じような粒度で解釈の指針を示してほしい。また、保険媒介業務や有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務についても同様に検討してほしい。                  | ▼金融商品取引業等に関する内閣府令<br>金融商品取引業等に関する内閣府令第119号(平成30年5月)は、銀行法及び他の預金取扱金融機関関係法令の適用に当たり留意すべき事項を示したものです。金融サービス仲介業者に係る各業務については、同ガイドラインは適用されないものの、同ガイドラインは、同じような粒度で解釈の指針を示してほしい。また、保険媒介業務や有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務についても同様に検討してほしい。                  | 金融商品取引業等に関する内閣府令第119号(平成30年5月)は、「金融商品取引業等に関する内閣府令第119号(平成30年5月)は、銀行法及び他の預金取扱金融機関関係法令の適用に当たり留意すべき事項を示したものです。金融サービス仲介業者に係る各業務については、同ガイドラインは適用されないものの、同ガイドラインは、同じような粒度で解釈の指針を示してほしい。また、保険媒介業務や有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務についても同様に検討してほしい。」と規定されている用語等にも関連することに留意する必要があるものと考えます。 |

|     |                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 183 | 金融サービス仲介業者がその仲介行為について利用者に損害が生じた場合でも金融機関は監督責任も損害を賠償する責任も負わないとの理解でよい。                                                                                                                                       | 金融サービス仲介業者と金融機関との連携・協働や賠償責任の負担のあり方は様々であると思定されますが、金融サービス仲介業者については、法令上、いわゆる所屬制を前提とした指導等(銀行法第52条の58等)や賠償責任(銀行法第52条の59等)に係る規定はありません。                                                                       | 金融サービス仲介業者がその仲介行為について利用者に損害が生じた場合でも金融機関は監督責任も損害を賠償する責任も負わないとの理解でよい。                                                                                                                                       |
| 184 | 本制度は電子決済等代行業に関する法制とは異なり、金融機関側における体制整備に関する努力義務、金融サービス仲介業者に求める事項の基準や金融サービス仲介業者との連携・協働に係る方針の作成及び公表義務等の義務は無いとの理解でよい。                                                                                          | 銀行法等の一部を改正する法律(平成29年法律第49号)では、金融機関に対し、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針の決定・公表等を義務付ける規定が整備されたところ、本制度ではそのような規定はありませんが、顧客保護等を確保しつつオフオン・イノベーション等を進めていく観点からも、金融サービス仲介業者と金融機関が適切に連携・協働していくことが期待されます。                    | 銀行法等の一部を改正する法律(平成29年法律第49号)では、金融機関に対し、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針の決定・公表等を義務付ける規定が整備されたところ、本制度ではそのような規定はありませんが、顧客保護等を確保しつつオフオン・イノベーション等を進めていく観点からも、金融サービス仲介業者と金融機関が適切に連携・協働していくことが期待されます。                       |
| 185 | 今回、「銀行法等に関する留意事項について(銀行法等ガイドライン)」(平成30年5月)は、銀行法及び他の預金取扱金融機関関係法令の適用に当たり留意すべき事項を示したものです。金融サービス仲介業者に係る各業務については、同ガイドラインは適用されないものの、同ガイドラインは、同じような粒度で解釈の指針を示してほしい。また、保険媒介業務や有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務についても同様に検討してほしい。 | 「銀行法等に関する留意事項について(銀行法等ガイドライン)」(平成30年5月)は、銀行法及び他の預金取扱金融機関関係法令の適用に当たり留意すべき事項を示したものです。金融サービス仲介業者に係る各業務については、同ガイドラインは適用されないものの、同ガイドラインは、同じような粒度で解釈の指針を示してほしい。また、保険媒介業務や有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務についても同様に検討してほしい。 | 今回、「銀行法等に関する留意事項について(銀行法等ガイドライン)」(平成30年5月)は、銀行法及び他の預金取扱金融機関関係法令の適用に当たり留意すべき事項を示したものです。金融サービス仲介業者に係る各業務については、同ガイドラインは適用されないものの、同ガイドラインは、同じような粒度で解釈の指針を示してほしい。また、保険媒介業務や有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務についても同様に検討してほしい。 |
| 186 | 銀行代理業者が金融サービス仲介業者を行う場合は、銀行法施行規則第34条の37第6号に規定する「場合」に該当するとの理解でよい。                                                                                                                                           | 保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務は、「資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与                                                                                                                                      | 銀行代理業者が金融サービス仲介業者を行う場合は、銀行法施行規則第34条の37第6号に規定する「場合」に該当するとの理解でよい。                                                                                                                                           |

● 監督指針関係

| No.                                                       | コメントの概要                                                                                                                                                                                                                           | 金融庁の考え方                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>▼ 金融サービス仲介業者の検査、監督に関する基本的考え方<br/>金融サービス仲介業者監督指針1-1</p> |                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                            |
| 1                                                         | 「情報通信技術の発展により、オンラインで円滑に金融サービスを提供することが可能となっている。」とあるが、専ら対面での媒介業務を行う場合でも、本制度は利用可能との理解でよいか。                                                                                                                                           | 貴見のとおりと考えます。                                                                                                               |
| 2                                                         | 本制度で認められる業務は、銀行代理業（媒介）や金融商品仲介業、貸金業、保険仲立人と重複する部分もあるところ、仲介しようとする商品の範囲に照らし、いずれの制度を選択するかの登録者の任意の場合、いずれの制度を選択するかは登録者の任意の選択との理解でよいか。すなわち、金融サービス仲介業を選択することが、所属制を求める銀行代理業その他の仲介業の潜脱と評価されることはないとの理解でよいか。これは、一の金融機関の金融サービスを仲介しようという場合でも同様か。 | 貴見のとおりと考えます。                                                                                                               |
| 3                                                         | 「特定の金融機関への所属を求めずに複数の金融機関と連携、協働しやすいう新たな業種として創設されたものである」とあるが、媒介を受けた後、必要な手続を全て金融機関で行う場合、金融機関と金融サービス仲介業者は何らかの基本契約も締結しないことは可能か。金融サービス仲介業者は登録を受けた独立した事業者であって、登録業者であれば、自由に持ち込み可能というビジネスモデルも考えられるため。                                      | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご指摘のような役割分担を金融機関と金融サービス仲介業者との間で定める場合には、金融機関における委託先管理の観点からも、当該役割分担の内容や両者の責任に関する取決めを委託契約等で定めるものと考えます。 |
| 4                                                         | 「特定の金融機関への所属を求めずに複数の金融機関と連携、協働しやすいう新たな業種として創設されたものである」とあるが、当事者間において任意に権利、義務を定め、監督や立ち入り検査を定めることは可能か。                                                                                                                               | ご指摘のような事項を定めることも可能と考えます。なお、当該事項を定めるにあたり、法令等に抵触する内容となっていないか、法令等で定める態勢整備等が行われているといった点には留意する必要があります。                          |
| 5                                                         | 「金融サービス仲介業者には、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な金融サービスをワンストップで提供し、顧客の多種多様なニーズに横断的に対応する金融サービスの仲介者としての重要な役割が求められている」とあるが、一の業種の金融サービスや一の金融機関の金融サービスを仲介しようという場合でも、本制度                                                                            | 貴見のとおりと考えます。                                                                                                               |

|                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ことを定義するのではなく、同内閣府令第123条第1項第18号において当該定義を置く方が、条文化が明確になると考える。 | 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則                                                                                                                                                                                                                                                                         | 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則については、本件で公表している銀行法施行規則等の一部を改正する法制上の必要はないという理解でよいか。                                                         |
| 190                                                        | ▼他の法律                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                    |
| 191                                                        | 金融サービス仲介業者が資金移動業との兼営をする場合に、資金移動業のアカウントに、様々な金融商品を購入するための又は当該金融商品を売却した際の代金を入金させるという取引が発生することも想定される。このような場合、一連の取引の過程で滞留する資金（特に売却資金）は為替取引を目的とした資金滞留であるかどうか疑義があると思われるが、出資法の預り金規制や資金決済法の滞留規制との関係においてどのような制限がかけられるのか。第二種資金移動業者が100万円以上の資金滞留があった場合には、為替取引との関連を確認する体制整備義務が課される等の対応が取られているが、仮に100万円未満であっても為替取引との関連性のない資金滞留は認められないとの理解でよいか。 | 資金移動業は、金融サービス仲介業を兼営しているか否かにかかわらず、資金決済法等の関係法令を遵守して行われる必要があります。なお、資金移動業の種別や金額の多事にかかわらず、資金移動業者が為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられることは、従前から変わりありません。 |
| 192                                                        | 金融サービス仲介業者が行うに当たり、商法第28条第1項の定めは当然に適用されるとの理解でよいか。                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 金融サービス仲介業を行うことをもって商法第28条第1項の規定が適用されないことにならないと考えると、商法第28条第1項の定めは当然に適用されないと考えます。                                                                                     |



|    |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                    |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | は利用可能との理解でよいか。                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                    |
|    | ▼委任事項等に係る報告等<br>金融サービス仲介業者監督指針Ⅱ-1-1(52)                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                    |
| 6  | 「監督局総務課●●室」とあるが、どの部署を指すか。                                                                                                                                                                                                                                                 | ご指摘を踏まえ、「監督局総務課」に修正しました。                                                                                                                                                                           |
|    | ▼行政処分等を行う際の留意点、顧客等に関する情報管理態勢<br>金融サービス仲介業者監督指針Ⅱ-5、Ⅲ-2-2                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                    |
| 7  | 金融サービス仲介業者が、金融機関の商品等に關して保険業法上の不祥事件等に該当する事実を生じさせた場合、当該金融サービス仲介業者は当局に届出または報告することになるが、事案が金融サービス仲介業者の帰責事由であるときは、金融機関から重ねて届出等を行う必要はないとの理解でよいか。                                                                                                                                 | 保険会社等の業務の委託先の不祥事件に該当する場合には、保険媒介業者が金融サービス提供法に基づく事故等の届出を行っているときであっても、保険会社等は、保険業法に基づく別個の届出が必要となります。                                                                                                   |
| 8  | 保険媒介業者の責めに帰す事由で保険会社等が保険業法上の不祥事件に該当する事項が生じた場合、保険媒介業者が当局に届出・報告した場合でも、保険会社等による重ねての届出・報告は必要となるか。                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                    |
|    | ▼経営管理<br>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-1                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                    |
| 9  | 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-1(1)②の内務管理部門について、1名ないし少数名の企業の場合に關する注記が存在しないが、内部監査においてほかから記載が存在する。内部監査にお計について少数名の場合の考え方はどのように整理しているのか。なお、他の箇所でも内部管理、内部監査等の記述が存在する箇所があるが、このような箇所については、いずれも金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-1(1)②、③、④などとの関係で例外的対応があるものと思われるので、金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-1(1)②、③、④等でも同様ということをご定義されてはどうか。 | 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-2(3)に記載しているとおと、各金融サービス仲介業者の実態や個別の状況を踏まえ、「適切なモニタリング・検証が行われているか」「重大な問題等を確認した場合、経営陣に対し適切に報告が行われているか」といった事項を監督していくものと考えます。<br>なお、内部監査に係る例外的対応は、ご指摘のような定義をせずとも明らかと考えられるため、追記は不要と考えます。 |
| 10 | 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-1(1)③において、個人の金融サービス仲介業者や小規模の法人形態の金融サービス仲介業者が「自己の行う金融サービス仲介業務に關する業務の検証を行う場合」とされている。                                                                                                                                                                        | 貴見のとおりと考えます。                                                                                                                                                                                       |
|    | ③において、「内部監査部門は、金融サービス仲介                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                    |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                   |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 業者の全ての業務を監査対象として」とされている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                   |
|    | 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-1(1)③に記載された、個人の金融サービス仲介業者や小規模の法人形態の金融サービス仲介業者が、内部監査に代わる措置として外部監査を利用する場合の監査対象は、金融サービス仲介業者の規模等を踏まえ、内部監査に代わる措置として自己検証を利用する場合の「自己の行う金融サービス仲介業務に關する業務」と同様との理解でよいか。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                   |
|    | <理由><br>金融サービス仲介業者監督指針において、個人の金融サービス仲介業者や小規模の法人形態の金融サービス仲介業者は、「内部監査に代え外部監査を利用しても差し支えない」とされており、金融サービス仲介業者の多様な規模等にに応じた取扱いを認める趣旨と考えられる。<br>かかる趣旨からは、個人の金融サービス仲介業者や小規模の法人形態の金融サービス仲介業者の規模等にに応じた、内部監査に代わる措置として挙げられている自己検証と外部監査の利用において、対象を別とする実益はなく、同一の「自己の行う金融サービス仲介業務に關する業務」とするものが合理的と解している。<br>また、保証業務実務指針 3402 による内部統制報告書において、特定の業務(例えば当社の場合、投資運用業務のうち、投資一任契約に係る業務のみ)を対象とする外部監査も実施されていることから、金融サービス仲介業者の全ての業務を外部監査の対象とせずに、自己の行う金融サービス仲介業務に關する業務とすることも許容されると解している。 |                                                                                                   |
|    | ▼法令等遵守態勢<br>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                   |
| 11 | 教育・研修について、自社で実施することが難しい場合に、認定金融サービス仲介業者協会の研修等を受講することを代替手段として用いることは許されるということによいか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 認定金融サービス仲介業者協会等の外部の研修等を代替手段として用いることも考えられますが、いずれにしても金融サービス仲介業者の実態や状況に応じて適切な研修・教育体制が講じられている必要があります。 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>▼事故等に対する監督上の対応<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-1-2<br/>保険会社監督指針Ⅲ-2-1-16(2)③不祥事件等届出書の受理に当たった際の財務局等の確認事項として、以下の記載がある。<br/>「イ. 保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような場合であるにもかかわらず、保険会社等及び保険募集人が公表していない場合には、公表の検討が適切に行われているかを確認することとする。」<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-1-2<br/>『事故等に対する監督上の対応』において、事故等の公表に関する記載がされていない理由はないか。</p>                                                              | <p>ご指摘の点に關しましては、金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-1-2(1)②ロ及びホに基づき、顧客にどのような影響を与えるかを踏まえた上で事故等の発覚後の対応が適切かという観点から確認することになると考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>▼組織犯罪等への対応<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-1-3<br/>金融サービス仲介業者が、当然に犯罪収益移転防止法上の特定事業者としての義務を負うものではないものの、特に取引時確認の委託を受ける場合や顧客のインターフェースの大部分を占めるような態様での媒介業務を行うことを特に念頭に置いて、適切な対応を求めるものでよい。また、比較的詳しい内容の広告的行為であった場合に該当するもの等、そもそも顧客のスクリーニングを行うことが予定されていない事業者においては、自ら対策を実施するというよりかは、金融機関が行うマネー・ローディング対策を阻害する行為を行わないようにするといった対応が求められるものと理解してよい。</p>                               | <p>金融サービス仲介業者が犯罪収益移転防止法上の特定事業者としての義務を負うものではないことは真実のおおですが、組織犯罪等への対応のための態勢整備としては、ご指摘のような場合約に必ずしも限られず、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-3(1)<br/>に、「金融機関による取引時確認等の措置の履行を阻害する行為（金融機関との間で取り決めた義務の不履行を含む）が行われていることがないよう」とあるが、ここで想定されている金融機関との取引決めはあくまで「履行を阻害する行為」を禁止する取決めであって、取引時確認等の措置の履行に關する取決めではないとの理解でよい。金融サービス仲介業者は法令上、特定事業者ではなく、仮に取引時確認を行っても、金融機関が法的に依頼できる取引時確認ではないから、取引時確認の履行について何らかの取決めの締結が求められず、法が期待するものではなく、当該取決めの締結は、ビジネスモデルやリスクの所在に拘らず、金融サービス仲介業者にとって任意であると考えられるため。</p> | <p>ご指摘にある金融機関との取決めとは、金融機関が犯罪収益移転防止法に基づき実施する取引時確認等の措置に關する金融機関と金融サービス仲介業者との間の役割分担に關する取決めに指し示します。<br/>したがって、例えば、本人特定事項の確認事務を金融サービス仲介業者の役割とする取決め（当該事務を委託する契約の締結）がなされた場合に、金融サービス仲介業者において当該義務の不履行が生じないような態勢を整備することは必要と考えます。<br/>なお、金融機関と金融サービス仲介業者との間でどのような取決めを行うか（契約を締結するか否か自体も含む。）については、金融機関及び金融サービス仲介業者の任意（契約自由）ですが、金融機関が行う取引時確認等への金融サービス仲介業者の関与に關して、どのような態勢を整備することが必要かについては、金融サービス仲介業者の取り扱う商品・サービスの内容・特性、金融機関との委託関係の有無、金融機関との間の役割分担の定め方等を勘案の上、個別事例ごとに実質的に判断されるべきものと考えます。</p> |
| <p>▼組織犯罪等への対応、反社会的勢力による被害の防止<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-3、Ⅲ-2-1-4<br/>金融サービス仲介業者監督指針で示されている通り、顧客接点となる金融サービス仲介業者についてもAML/CFT管理の観点で重要な役割を担い得る立場にあると理解している。この点、規制当局として、必要な監督を行うとともに、適切な態</p>                                                                                                                                                                          | <p>やそれに加担・助長する行為が行われることがないような態勢を整備することが必要と考えます。<br/>その上で、金融機関が行う取引時確認等への金融サービス仲介業者の関与に關して、どのような態勢を整備することが必要かについては、金融サービス仲介業者の取り扱う商品・サービスの内容・特性、金融機関との委託関係の有無、金融機関との間の役割分担の定め方等を勘案の上、個別事例ごとに実質的に判断されるべきものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                         |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>12<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-1-2<br/>保険会社監督指針Ⅲ-2-1-16(2)③不祥事件等届出書の受理に当たった際の財務局等の確認事項として、以下の記載がある。<br/>「イ. 保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような場合であるにもかかわらず、保険会社等及び保険募集人が公表していない場合には、公表の検討が適切に行われているかを確認することとする。」<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-1-2<br/>『事故等に対する監督上の対応』において、事故等の公表に関する記載がされていない理由はないか。</p>                                    | <p>ご指摘の点に關しましては、金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-1(1)②ロ及びホに基づき、顧客にどのような影響を与えるかを踏まえた上で事故等の発覚後の対応が適切かという観点から確認することになると考えます。</p>                                                                                                                                      |
| <p>13<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-1-3<br/>金融サービス仲介業者が、当然に犯罪収益移転防止法上の特定事業者としての義務を負うものではないものの、特に取引時確認の委託を受ける場合や顧客のインターフェースの大部分を占めるような態様での媒介業務を行うことを特に念頭に置いて、適切な対応を求めるものでよい。また、比較的詳しい内容の広告的行為であった場合に該当するもの等、そもそも顧客のスクリーニングを行うことが予定されていない事業者においては、自ら対策を実施するというよりかは、金融機関が行うマネー・ローディング対策を阻害する行為を行わないようにするといった対応が求められるものと理解してよい。</p> | <p>金融サービス仲介業者が犯罪収益移転防止法上の特定事業者としての義務を負うものではないことは真実のおおですが、組織犯罪等への対応のための態勢整備としては、ご指摘のような場合約に必ずしも限られず、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>                                                                                                               |
| <p>14<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-3(1)<br/>に、「金融機関による取引時確認等の措置の履行を阻害する行為（中略）が行われることがないよう、業務の健全かつ適切な運営を確保する態勢を整備しているか」とあるが、金融機関による取引時確認等に積極的に協力する義務はないとの理解でよい。金融サービス仲介業者は取引時確認義務が課されておらず、あくまで金融機関の義務であるところ、仮に金融機関から取引時確認等について何らか取決めの締結が求められたとしても、当該取決めの締結は、</p>                                                                | <p>金融サービス仲介業者は、犯罪収益移転防止法の特定事業者には該当せず、同法に基づく取引時確認等の義務を負うものではありません。<br/>一方で、金融機関が顧客との間で取引の顧客接点となる金融サービス仲介業者は、金融機関及び金融サービスが組織犯罪等に利用されることを防止する上で重要な役割を担い得る立場にあると考えます。そのような金融サービス仲介業者の立場に照らすと、その業務の健全かつ適切な運営を確保する観点からは、金融サービス仲介業者自身においても、組織犯罪等を容易にする行為</p> |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>20</p> | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-21(7)において、「自主規制機関等から提供された情報を適切に活用しているか」とあるが、自主規制機関から何らかの情報が提供されることが想定されているのか。提供されていない場合は、適切に活用する義務はないとの理解でよいのか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-21(7)については、法令及び自主規制規則等(ある場合)に基づき同意を得る場合の監督上の留意事項を記載するものであり、ご懸念のような既存の代理・仲介業者よりも厳しい制限を課すものではないと考えております。</p> <p>自主規制規則については、金融サービス仲介業者が金融サービス仲介業務を通じて取得する顧客情報が広範にわたることと踏まえ、顧客保護の観点から金融サービス仲介業者の業務実態に照らして必要な規制を検討されることが期待されます。</p>                                                                                                                                                          | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-21(7)については、法令及び自主規制規則等(ある場合)に基づき同意を得る場合の監督上の留意事項を記載するものであり、ご懸念のような既存の代理・仲介業者よりも厳しい制限を課すものではないと考えております。</p> <p>自主規制規則については、金融サービス仲介業者が金融サービス仲介業務を通じて取得する顧客情報が広範にわたることと踏まえ、顧客保護の観点から金融サービス仲介業者の業務実態に照らして必要な規制を検討されることが期待されます。</p> |
| <p>21</p> | <p>金融サービス仲介業者による同意の取得に関しては、顧客の属性を考慮せずに一律にインターネット上のポタンのクリックのみで承諾があつたとすべきではない。当該顧客の属性に適合したシステムを必要とすべきであり、例えば当該顧客が75歳以上であるときには、電磁的方法により同意を取得するとしても、音声案内により顧客に対して十分に内容説明を行うなどの方法が想定される。このように一律の承諾・同意のシステムを認めるのではなく、当該顧客が理解できるような技術的対応がなされる必要がある。</p> <p>また、顧客への勧誘方法については、顧客の属性・資産状況など属性に十分配慮して抑制的にすべきであり、顧客への働きかけが強いいわゆる「ターゲティング広告」を禁止すべきである。そこで、かかる同意取得に関する技術的な方法及び電子的な勧誘の方法について、具体的に事務ガイドラインを規定して公表するよう求める。</p> | <p>金融サービス仲介業者による同意の取得に関しては、顧客の属性を考慮せずに一律にインターネット上のポタンのクリックのみで承諾があつたとすべきではない。当該顧客の属性に適合したシステムを必要とすべきであり、例えば当該顧客が75歳以上であるときには、電磁的方法により同意を取得するとしても、音声案内により顧客に対して十分に内容説明を行うなどの方法が想定される。このように一律の承諾・同意のシステムを認めるのではなく、当該顧客が理解できるような技術的対応がなされる必要がある。</p> <p>また、顧客への勧誘方法については、顧客の属性・資産状況など属性に十分配慮して抑制的にすべきであり、顧客への働きかけが強いいわゆる「ターゲティング広告」を禁止すべきである。そこで、かかる同意取得に関する技術的な方法及び電子的な勧誘の方法について、具体的に事務ガイドラインを規定して公表するよう求める。</p> | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-22(4)に、「第三者提供の同意の取得に当たって、優越的地位の濫用や個人である顧客との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか」とあるが、具体的にどのような同意取得方法がこれに反するのか明らかにならない。</p>                                                                                                               |
| <p>22</p> | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-22(4)に、「第三者提供の同意の取得に当たって、優越的地位の濫用や個人である顧客との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか」とあるが、具体的にどのような同意取得方法がこれに反するのか明らかにならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-22(4)に、「第三者提供の同意の取得に当たって、優越的地位の濫用や個人である顧客との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか」とあるが、具体的にどのような同意取得方法がこれに反するのか明らかにならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>優越的地位の濫用や利益相反等の弊害の有無は、ご指摘のような同意の取得方法のみならず、金融サービス仲介業者の取引上の地位、当該金融サービス仲介業者の提供するサービスの代替可能性、利用目的の説明の有無、取得する個人情報、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、</p>                                                                                                                |

|           |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>17</p> | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-4(2)②イに、「自主規制機関等から提供された情報を適切に活用しているか」とあるが、自主規制機関から何らかの情報が提供されることが想定されているのか。提供されていない場合は、適切に活用する義務はないとの理解でよいのか。</p>                                                                                             | <p>反社会的勢力への対応は、特定事業者であるか否かにかかわらず、政府指針(平成19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)、都道府県条例及び各事業者が定めた規程等に沿って、適切に対応される必要があります。反社会的勢力に関する情報について自主規制機関を含む外部の機関等から提供された情報がある場合には、それらの情報を適切に活用する必要があると考えます。</p> <p>なお、反社会的勢力に関する情報の収集・分析に際しては、公開情報を含め、複数のソースから得られる情報を集めた上で、その正確性・信頼性を検証することが必要となります。</p> | <p>反社会的勢力への対応は、特定事業者であるか否かにかかわらず、政府指針(平成19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)、都道府県条例、および、各事業者が定めた規程等に沿って、適切に対応される必要があります。その観点から、反社会的勢力を金融取引から排除していくためには、金融機関が顧客との間で行う取引を媒介することで顧客接点となる金融サービス仲介業者においても反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備を講じることが必要と考えます。</p> <p>なお、当該態勢整備については、金融機関と金融サービス仲介業者との間の反社会的勢力との関係遮断に関する役割分担を適切に踏まえた上で、個別事例ごとに実態に即して実質的に検証することとなり、当該役割分担の内容によっては、金融機関において反社会的勢力に関する事前審査を行うとすることも許容され得ると考えます。</p> |
| <p>18</p> | <p>反社会的勢力との関係遮断は重要であることには理解するが、顧客の取引時確認義務がない以上、顧客については反社会的勢力が否かを判別することは困難である。したがって、顧客が反社会的勢力が否かの判別については、もっぱら媒介の相手方である金融機関の義務であって、本規定は、金融サービス仲介業者に何らかの義務を課すものではないとの理解でよいのか。仮に何らかの義務を課すのであれば、顧客の取引時確認なしに、如何なる対応が求められているのか明らかにされたい。</p> | <p>反社会的勢力との関係遮断は重要であることには理解するが、顧客の取引時確認義務がない以上、顧客については反社会的勢力が否かを判別することは困難である。したがって、顧客が反社会的勢力が否かの判別については、もっぱら媒介の相手方である金融機関の義務であって、本規定は、金融サービス仲介業者に何らかの義務を課すものではないとの理解でよいのか。仮に何らかの義務を課すのであれば、顧客の取引時確認なしに、如何なる対応が求められているのか明らかにされたい。</p>                                            | <p>反社会的勢力との関係遮断は重要であることには理解するが、顧客の取引時確認義務がない以上、顧客については反社会的勢力が否かを判別することは困難である。したがって、顧客が反社会的勢力が否かの判別については、もっぱら媒介の相手方である金融機関の義務であって、本規定は、金融サービス仲介業者に何らかの義務を課すものではないとの理解でよいのか。仮に何らかの義務を課すのであれば、顧客の取引時確認なしに、如何なる対応が求められているのか明らかにされたい。</p>                                                                                                                                                          |
| <p>19</p> | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-2</p>                                                                                                                                                                                                           | <p>金融サービス仲介業者は、金融分野のプラットフォームとして、顧客に関する多様な情報を一手に収集・蓄積することも考えられるところ、各種別の金融サービス仲介業者や兼業業務等によって取得した顧客等に関する情報の不適切な取扱いにより、優越的地位の濫用や利益相反が生じ</p>                                                                                                                                         | <p>貴見のとおりと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>場合にはサービス自体を利用しないという顧客の選択権が与えられている以上、例えば、以下の同意取得方法は認められるとの理解でよい。</p> <p>①アプリの利用時に、一の金融機関のための金融サービス仲介業務で得た顧客情報をその他の金融機関のための金融サービス仲介業務に流用することも含め、一括して同意を取得する方法（すなわち、同意しなければアプリが利用できない仕様）。</p> <p>②一の金融機関のための金融サービス仲介業務で得た顧客情報をその他の金融機関のために金融サービス仲介業務に流用することに同意することを条件に、金融サービスの仲介を行う方法（すなわち、同意しなければサービスの仲介を行わないという仕様）。</p> <p>仮に、上記の同意取得方法が認められない場合は、顧客情報の（全て同意を得ているという）均質性が失われ、不同意とされた顧客情報についてのみシステム上切り分けて管理する必要が生じ、大きな負担になるため、少なくとも一概に否定されるものでないという見解を示していただきたい。</p> | <p>消費者の意に反して個人情報取得していない（か）等、様々な事情を勘案の上で、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>23</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>▼誠実・公正義務（金融サービス提供法第24条関係）<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-5</p> <p>金融サービス仲介業者は、顧客からの委託を受けて金融商品の媒介業務を行うことができ、これは「保険仲立人」と同様の業務と認識している。従って、金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-5の「誠実・公正義務」の詳細として、例えば、保険会社監督指針Ⅴ-5-3において保険仲立人に課されている「②保険仲立人は、その業務の遂行及び保険会社等の選択にあたって、顧客の目的財産の状況等を考慮するとともに、自己が知り得る保険商品の中から顧客にとり最も適切と考えられるものを、理由を明らかにして助言するものとする」、「③保険仲立人は、自己の職務から得る手数料等の多寡によりサービスの質を変えてはならないものとする。また、リスクに関し同様の条件の顧客間で不当な差別を行ってはならないものとする」といった規定も必要不可欠ではない</p> |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |                                                       |                                                                                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>24</p> | <p>顧客から委託を受けて業務を行う立場である保険仲立人に対しては、保険会社監督指針Ⅴ-5-3にて各種の遵守事項が明記されている。今回の金融サービス仲介業者監督指針では同様の記載は見当たらないが、顧客のために媒介を行う保険媒介業者については、上記にて現行の保険仲立人に求められているベストアドバイス義務等と同様の観点を守りたうえで業務を行うことが必要であると考えられる。少なくとも、現状想定されない課題やビジネスモデルが将来的に台頭し、監督指針において明確化する必要性が生じる場合、速やかに対応すべきと思われるが、どうか。</p> | <p>顧客から委託を受けて業務を行う立場である保険仲立人に対しては、保険会社監督指針Ⅴ-5-3にて各種の遵守事項が明記されている。今回の金融サービス仲介業者監督指針では同様の記載は見当たらないが、顧客のために媒介を行う保険媒介業者については、上記にて現行の保険仲立人に求められているベストアドバイス義務等と同様の観点を守りたうえで業務を行うことが必要であると考えられる。少なくとも、現状想定されない課題やビジネスモデルが将来的に台頭し、監督指針において明確化する必要性が生じる場合、速やかに対応すべきと思われるが、どうか。</p> | <p>25</p> | <p>▼特定金融サービス契約の締結に係る適合性原則<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6</p> | <p>顧客属性等や顧客の取引実態の適切な把握及び事後的な販売・勧誘の適切性の検証のために、変更前の顧客情報や登録情報の変更に関わる履歴管理を行うことも必要になると考えます。具体的な管理の方法については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> |
| <p>25</p> | <p>金融サービス提供法第24条に規定する「誠実・公正義務」は、金融サービス仲介業者が顧客に対して負う忠実義務を監督法的な見地から規定したものとこのように理解でよい。そのような理解に立って、監督指針等で「誠実・公正義務」の詳細をもっと具体的に例示すべきではないか。</p>                                                                                                                                  | <p>貴重なご意見として承ります。<br/>なお、金融サービス提供法第24条に規定する誠実・公正義務は、行為規制における一般規定としての位置付けを有しており、金融サービス提供法第25条以降に規定する具体的な行為規制を解釈する際の現点を提供すると同時に、具体的な行為規制では捕捉しづらい行為を規制する際の根拠規定としての役割を果たすものと考えます。</p>                                                                                         | <p>26</p> | <p>▼特定金融サービス契約の締結に係る適合性原則<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6</p> | <p>ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、特定金融サービス契約の締結の媒介の場合に限らず、業務の遂行にあたっては顧客に対する誠実・公正義務を負っています（金融サービス提供法第24条）。</p>             |
| <p>27</p> | <p>金融サービス提供法第24条に規定する「誠実・公正義務」は、金融サービス仲介業者が顧客に対して負う忠実義務を監督法的な見地から規定したものとこのように理解でよい。そのような理解に立って、監督指針等で「誠実・公正義務」の詳細をもっと具体的に例示すべきではないか。</p>                                                                                                                                  | <p>貴重なご意見として承ります。<br/>なお、金融サービス提供法第24条に規定する誠実・公正義務は、行為規制における一般規定としての位置付けを有しており、金融サービス提供法第25条以降に規定する具体的な行為規制を解釈する際の現点を提供すると同時に、具体的な行為規制では捕捉しづらい行為を規制する際の根拠規定としての役割を果たすものと考えます。</p>                                                                                         | <p>26</p> | <p>▼特定金融サービス契約の締結に係る適合性原則<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6</p> | <p>顧客属性等や顧客の取引実態の適切な把握及び事後的な販売・勧誘の適切性の検証のために、変更前の顧客情報や登録情報の変更に関わる履歴管理を行うことも必要になると考えます。具体的な管理の方法については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> |
| <p>28</p> | <p>金融サービス提供法第24条に規定する「誠実・公正義務」は、金融サービス仲介業者が顧客に対して負う忠実義務を監督法的な見地から規定したものとこのように理解でよい。そのような理解に立って、監督指針等で「誠実・公正義務」の詳細をもっと具体的に例示すべきではないか。</p>                                                                                                                                  | <p>貴重なご意見として承ります。<br/>なお、金融サービス提供法第24条に規定する誠実・公正義務は、行為規制における一般規定としての位置付けを有しており、金融サービス提供法第25条以降に規定する具体的な行為規制を解釈する際の現点を提供すると同時に、具体的な行為規制では捕捉しづらい行為を規制する際の根拠規定としての役割を果たすものと考えます。</p>                                                                                         | <p>26</p> | <p>▼特定金融サービス契約の締結に係る適合性原則<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6</p> | <p>顧客属性等や顧客の取引実態の適切な把握及び事後的な販売・勧誘の適切性の検証のために、変更前の顧客情報や登録情報の変更に関わる履歴管理を行うことも必要になると考えます。具体的な管理の方法については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> |

|                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>料の高い特定金融サービス契約の締結を媒介する行為」について、合理的な理由としてどのようなものを想定されているのか。</p> | <p>て実質的に判断されるべきと考えますが、例えば、適切な情報開示をした上でも尚、顧客が手数料以外の要素も考慮して検討をした結果、手数料の高い商品を選択し、それを媒介する場合があります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>34</p>                                                        | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6(1)④<br/>                 ご指摘の「複数の金融サービス」は、当該金融サービス仲介業者が現に特定の金融機関から委託を受けて媒介することができている金融サービスを指す趣旨となります。例えば、特定一社の金融機関のみから委託を受け、当該金融機関が提供する他の同種の商品の中には手数料がより低額なものも存在するという場合、当該金融サービス仲介業者が自社取扱商品を勧誘することに何らかの制限が課せられるのか。</p>                                                                                                                                                                                                        |
| <p>35</p>                                                        | <p>▼複数の金融機関の同種の金融サービス契約を取り扱う場合の顧客に対する説明（金融サービス提供法第25条第1項及び仲介業者等府令第33条関係）<br/>                 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-7<br/>                 柱書について、「複数の金融機関の同種の金融サービス契約」とは、社会通念上「同種」と捉えられる範囲を想定しており、例えば、預金であれば普通預金、定期預金等の別、貸付けであれば資金使途を同じくする目的別貸付商品（住ローン、マイカーローン等）の別、為替取引であれば国内為替・外国為替の別など、顧客が取引しようとする目的に照らして判断されるべきものと考えます。<br/>                 保険媒介業者が複数の保険商品の比較推奨販売を行う場合には、どちらかが優先されるというのではなく、金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-7及びⅥ-1-1-2(3)の双方に基づき監督を行うこととなります。</p> |
| <p>36</p>                                                        | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-7とⅥ-1-1-2(3)を見ると、複数の金融契約サービスを提供する場合のルールが重複して規定されているように見えるが、複数の保険商品について比較推奨販売する場合にはどちらの規定が優先されるのか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>37</p>                                                        | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-2(3)では、特定の保険商品を推奨する場合に、「基準や理由等」(②・③)を顧客に説明することが求められているが、金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-7にもそのような規定を設けるべきではないか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>38</p>                                                        | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-7(2)と(3)については、保険業法を準用して保険媒介業者が、保険媒介業務においても金融サービス仲介</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>「登録情報」を顧客から収集し、それを一定期間保存することでも考えられるが、そのような場合であっても既存の「登録情報」を変更することと同等の対応を行っているという理解でよいか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>29<br/>                 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6(1)②<br/>                 イに、「金融サービス仲介業者は、特定金融サービス契約の締結の媒介にあたり、例えば以下の情報を顧客から収集しているか。」とあるが、これらの顧客情報について本人確認資料などのエビデンスを求める義務はなく、求めるかどうかは金融サービス仲介業者の判断との理解でよいか。</p>                                                                                                                                                                                              |
| <p>30<br/>                 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6(1)②<br/>                 について、顧客属性に応じた適合性や不適当又は不誠実な勧誘にあたるかは、法令のほか、各金融機関において社内規程などにより独自に定められている部分がある。金融サービス仲介業者における個々の金融機関への仲介基準について、これら各金融機関が独自に定める内規と一致させるか否かは、金融サービス仲介業者と各金融機関の間の個別の取決めによるものであって、監督指針上は必ずしも一致を求めるとはならないとの理解でよいか。仮に不一致がある場合であっても、媒介を受ける金融機関の内規において金融サービス仲介業者から媒介を受けるものについて、法令に違反しない限り、特別の例外を定めることは認められるか。</p> | <p>31<br/>                 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6(1)①<br/>                 に「金融サービスの組成者等とも連携」とあるが、どのような主体を想定して「等」と記述しているのか。<br/>                 32<br/>                 顧客の属性等及び取引実態的確な把握にあっては、適切な措置の実施が求められるものの、金融サービス仲介業者の業務内容、取引実態に関わらず、法令上、顧客カードの作成を一律に求めるといった解釈を取られていないということではないか。<br/>                 33<br/>                 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6(1)④<br/>                 ハの「合理的な理由がないにもかかわらず、手数料</p> |

|                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>▼他の事業者の提供するサービスとの連携<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-8</p>   | <p>将来的に様々なビジネスモデルが生じ得ると思われ、一概に回答することは困難ですが、例えば、更新系APIを使用して金融機関における顧客の口座情報等を更新・変更できるサービスや、オンラインによる口座振替の申込みの受け付けサービス等が想定されます。</p>                                                                                                                      |
| <p>42</p>                                            | <p>「連携サービス」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。証券会社が提供する更新系APIを利用して注文に係る情報を相手方金融機関に伝達する場合等、金融サービス仲介業者としての媒介行為（電子金融サービス仲介業務も含む）それぞれ自体については含まれないという理解でよいのか。</p>                                                                                                     |
| <p>43</p>                                            | <p>金融サービス仲介業者の本人確認の実施と、金融機関側の多要素認証等の導入はいずれも例示として記載されており、これらの方法のいずれか一方で義務付けられているというのではなく、リスクに応じて一方又は双方の手段を組み合わせたこと等により、連携を実施する事業者全体として適切にリスクに応じた対応を行うことが求められていると理解してよいのか。</p>                                                                         |
| <p>44</p>                                            | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-8-1(2)③の「リスクに合った適切かつ有効な不正防止策」について、「例えば」以下に記載されている、「金融サービス仲介業者の利用者に対して公的個人認証その他の方法により実効的な本人確認を行う」、「連携サービスを提供している金融機関において…実効的な多要素認証等の認証方式が導入されていることを確認」はあくまで例示であって、個別具体的な案件におけるリスクレベルに応じてその他の不正防止策により対応することも否定されないという理解でよいのか。</p> |
| <p>45</p>                                            | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-8-1(2)③の「連携サービスを提供している金融機関」は「連携サービスの相手方となる金融機関」などが妥当ではないか。「連携サービス」には必ずしも他の金融機関が提供しているサービスと捉えられないものも多岐にわたるとは思料する。</p>                                                                                                            |
| <p>▼苦情等対応に関する内部管理体制の確立<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-9-1</p> |                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>46</p>                                            | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-9-1(2)③に、「苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、顧客利便に配慮したアクセス時間、アクセス手段（例えば、電話、状況等様々な要素を総合的に勘案の上、個別事例ご</p>                                                                                                                            |

|                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>業者監督指針Ⅲ-2-7②及び③に記載の事項を顧客に明らかにする必要があると考えられ、また、準用保険業法に従って比較推定を行う場合には、これらの事項が顧客に対して明らかにされていることが一般的であり、ご指摘のような利便性が損なわれるとの懸念が必ずしも生じるものでもないとも考えられることから、対象から除外することは不要と考えます。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。<br/>なお、金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、①金融サービス仲介業者と顧客が締結しようとする金融サービス契約に係る相手方金融機関との間の資本関係及び人的関係並びに金融サービス仲介行為に係る委託契約の有無（仲介業者等府令第33条第2項第6号）、②金融サービス仲介業務に関し、顧客に対する情報の提供、説明及び書面の交付等についての金融サービス仲介業者と顧客が締結しようとする金融サービス契約に係る相手方金融機関の役割分担に関する事項（仲介業者等府令第33条第2項第7号）等を明らかにしなければならぬとされています。<br/>また、顧客から委託を受ける場合には、その旨が顧客との委託契約の締結により明確にされることとが一般的と考えます。</p> |
| <p>39</p>                                                                                                                                                                   | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-7については、金融サービス仲介業者の立場を明示することが重要です。顧客から委託を受けているのか、金融機関からの委託を受けているのか、後者であればどこ金融機関からの委託を受けているのか、委託内容は何か 等</p>                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>40</p>                                                                                                                                                                   | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-7の③における「その他顧客に参考となるべき情報」とは具体的などのような事項を指すのか明らかにされたい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>41</p>                                                                                                                                                                   | <p>(A)顧客から業者に直接・間接に支払われる手数料（投資信託における信託報酬や証券会社への販売手数料、変額年金保険における運用関係費用など）と、(B)商品の組成業者（例えば、投資信託会社や保険会社）が販売業者（証券会社や保険募集人など）に対して支払う販売手数料は、単純に比較することは困難であり、後者(B)は対象外という理解でよいのか。</p>                                                                                                                                                                                             |

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 47                  | <p>郵便、ファックス、電子メール、チャット機能等)を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか」とあるが、必ずしも電子メールやチャット以外のアクセス手段を設置する義務があるわけではないと理解でよいか。昨今のキャッシュレスサービスによる不正アクセス事案を踏まえて、金融機関から、特に電子メールのみが苦情窓口がない事業者に対して、電話窓口の設置と十分なオペレーターへの配置を求められることがある。ビジネスモデルが成り立たないおそれがあるところ、資金移動業者はもちろん、金融サービス仲介業についても、このような義務はないことを確認したい。</p> <p>損失補償禁止に関する態勢整備は、有価証券等仲介業務に限定されるということによいか。銀行分野の場合には、不正な私度がある場合等、むしろ無過失補償が要請される場合もあると思われ、損失補償禁止規定の適用があるとむしろ適切な利用者への補償等実施できない可能性があると考えられる。</p> | <p>とに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> <p>損失補償禁止に係る規制(金融サービス提供法第31条第2項)において準用する金融商品取引法第39条)は、「特定金融サービス契約」(金融サービス提供法第31条第2項)の締結につき適用があるため、ご指摘の態勢整備に係る記載は、有価証券等仲介業務に限らず、特定預金等契約の締結の媒介を行う預金等媒介業者をも想定した記載となっております。</p> |
| <p>▼金融ADR制度への対応</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                |
| 48                  | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-9-2-1(2)①ロ、Ⅲ-2-9-2-2(2)③イb)について、契約締結前交付書面の交付に関する事項は分野によっては義務付けがない場合もあると思われること、及び金融機関が交付するために金融サービス仲介業者が交付しないということも考えられる。このため、紛争解決、苦情処理に関連して契約締結前交付書面の交付が前提となっている箇所については、金融サービス仲介業者がそのような義務を負っている場合又はそのような書面を交付する場合について該当する記載と考えるとよいか。</p>                                                                                                                                                                       | <p>貴見のとおりと考えます。</p> <p>苦情・紛争の原因となつた部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、金融サービス仲介業者が組織として適切に検討し、適切に判断の理由(正当な理由)を顧客に伝えたと、顧客が別の</p>                                                                                               |
| 49                  | <p>「指定ADR機関からの手続承諾・資料提出等の求めに対し拒絶する場合、苦情・紛争の原因となつた部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく」との箇所について、資料提出はともかく金融</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>苦情・紛争の原因となつた部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、金融サービス仲介業者が組織として適切に検討し、適切に判断の理由(正当な理由)を顧客に伝えたと、顧客が別の</p>                                                                                                                   |

|                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 50                                           | <p>機関間も紛争解決手続の対象者になると考えうる事案において、金融機関側が異なるADR機関での解決を希望し、顧客も当該別の機関での解決を選択しようとし、当該ADR機関での解決に顧客及び金融サービス仲介事業者が応諾しようとする場合に、従来のADR手続について、不応諾等を行うことは安易な判断ではないと考えられるということとよいか。</p>                                                                                                                                                                | <p>ADR機関での解決を望む場合は、安易に拒絶するものには当たらないと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>▼外部委託<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-10</p>        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 51                                           | <p>顧客等に関する情報の取扱いを海外の事業者にも制限されることではないとの理解でよいか。例えば、昨今国益などで取り上げられている中国や韓国といった国に所在する事業者であっても、適切な措置が講じられている限り、これらの法域に所在する海外の外部事業者に委託することも可能か。</p>                                                                                                                                                                                             | <p>個人情報保護法その他の法令等を遵守した上で顧客等に関する情報の取扱いを海外の事業者にも委託することも直ちに制限されるものではないと考えられますが、適切な外部委託先の管理がなされているかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                       |
| 52                                           | <p>個人情報保護法においては、個人情報保護委員会のQ&amp;Aにおいて、個人データをクラウドサービス事業者が取り扱わないこととなっている場合、すなわち、契約条項によって当該外部事業者がサーバーに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等は、同クラウドサービス事業者のサーバーにおいて個人情報も保存しても、当該事業者は委託先に該当しないと解されている。また電子決済等代行業についても、平成30年5月30日付け「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」に対するパブリックコメントの結果での金融回答107番などでも同様の解釈が示されている。この点は、金融サービス仲介業についても同様と考えてよいか。</p> | <p>ご指摘のような場合に外部委託先としての管理体制が求められるかについては、当該クラウドサービス事業者との間の具体的な契約内容に照らして事務の委託が有るか否かを個別に検討すべきものと考えます。</p> <p>なお、個人情報保護法に関するご指摘の記載は、個人情報の取扱いの委託に関するものであり、金融サービス仲介業者監督指針のご指摘の箇所の事務の委託とは趣旨が異なり、必ずしも同一と解さなければならぬものではないと考えます。また、銀行法施行規則第34条の64の3第2項第2号についても、電子決済等代行業の業務の委託に関する規定であり、金融サービス仲介業者監督指針のご指摘の箇所の事務の委託とは趣旨が異なり、必ずしも同一と解さなければならぬものではないと考えます。</p> |
| <p>▼システムリスク管理態勢<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-13</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 52                                           | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-13-1(2)について、ビジネスモデルによっては、「当該金融サービス仲介業者のシステムを經由せずとも、直接的に金融機関のシステム等を利用すれば利用者の目的が達成可能」ではない場合もあると考</p>                                                                                                                                                                                                                  | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-13-1(2)に記載のとおり、利用者保護の観点から特段の問題が認められない場合には金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-13-2に記載されている字義通りの対応がなされてない場合であっても直</p>                                                                                                                                                                                                                          |

|                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>えられるが、このような場合は、字義通りの対応が求められるのか。例えば、昨今のATM大規模障害事業では、自行ATMのみが使用不能となったが、他のコンビニATMでは利用可能であった。したがって、「利用者の目的が達成可能」か否かは相対的なもの、主観的判断が伴うものと理解している。字義通りの対応をしなければよい場合の考え方をもう少しお示しいただきたい。</p> | <p>中に改善を求める必要はないと考えますが、どのような場合に利用者保護の観点から特段の問題が認められないかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。</p>                                                                                                              | <p>②の「直近の複数事業年度」については、直近の2事業年度以上の情報を開示すれば足りるという理解でよいか。</p>                                                                                                                                                                     | <p>金融サービス仲介業者等府令第34条第1号に規定する金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関の開示については、事業年度ごとに、収受した手数料等の額の大きい上位4社について、複数事業年度分を開示する必要があります。</p> |
| <p>57</p>                                                                                                                                                                            | <p>金融サービス仲介業者が受領する手数料等の開示等、準用保険業法第300条第1項第6号関係、適切な表示の確保</p>                                                                                                                                                                    | <p>金融サービス仲介業者が受領する手数料等、実際の場合同様に顧客から手数料を受領する場合、広告宣伝や顧客対応の現場において、実際の手数料よりも割安と顧客に誤認させるような表示は顧客本位の業務運営を求めるとして、その旨及び理由をあらかじめ明示する義務を負うところ（仲介業者等府令第33条第2項第3号）、広告や実際の媒介の場面において無料または実費よりも低額であるかのように顧客に誤解させるような表示、明示は不適切であることを確認したい。</p> | <p>金融サービス仲介業者等府令第34条第1号に規定する金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関の開示については、事業年度ごとに、収受した手数料等の額の大きい上位4社について、複数事業年度分を開示する必要があります。</p> |
| <p>58</p>                                                                                                                                                                            | <p>金融サービス仲介業者が受領する手数料等、実際の場合同様に顧客から手数料を受領する場合、広告宣伝や顧客対応の現場において、実際の手数料よりも割安と顧客に誤認させるような表示は顧客本位の業務運営を求めるとして、その旨及び理由をあらかじめ明示する義務を負うところ（仲介業者等府令第33条第2項第3号）、広告や実際の媒介の場面において無料または実費よりも低額であるかのように顧客に誤解させるような表示、明示は不適切であることを確認したい。</p> | <p>金融サービス仲介業者等府令第34条第1号に規定する金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関の開示については、事業年度ごとに、収受した手数料等の額の大きい上位4社について、複数事業年度分を開示する必要があります。</p>                                                                                          | <p>金融サービス仲介業者等府令第34条第1号に規定する金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関の開示については、事業年度ごとに、収受した手数料等の額の大きい上位4社について、複数事業年度分を開示する必要があります。</p> |
| <p>59</p>                                                                                                                                                                            | <p>金融サービス仲介業者が受領する手数料等、実際の場合同様に顧客から手数料を受領する場合、広告宣伝や顧客対応の現場において、実際の手数料よりも割安と顧客に誤認させるような表示は顧客本位の業務運営を求めるとして、その旨及び理由をあらかじめ明示する義務を負うところ（仲介業者等府令第33条第2項第3号）、広告や実際の媒介の場面において無料または実費よりも低額であるかのように顧客に誤解させるような表示、明示は不適切であることを確認したい。</p> | <p>金融サービス仲介業者等府令第34条第1号に規定する金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関の開示については、事業年度ごとに、収受した手数料等の額の大きい上位4社について、複数事業年度分を開示する必要があります。</p>                                                                                          | <p>金融サービス仲介業者等府令第34条第1号に規定する金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関の開示については、事業年度ごとに、収受した手数料等の額の大きい上位4社について、複数事業年度分を開示する必要があります。</p> |

|                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>えられるが、このような場合は、字義通りの対応が求められるのか。例えば、昨今のATM大規模障害事業では、自行ATMのみが使用不能となったが、他のコンビニATMでは利用可能であった。したがって、「利用者の目的が達成可能」か否かは相対的なもの、主観的判断が伴うものと理解している。字義通りの対応をしなければよい場合の考え方をもう少しお示しいただきたい。</p> | <p>中に改善を求める必要はないと考えますが、どのような場合に利用者保護の観点から特段の問題が認められないかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。</p>                                                                                                              | <p>②の「直近の複数事業年度」については、直近の2事業年度以上の情報を開示すれば足りるという理解でよいか。</p>                                                                                                                                                                     | <p>金融サービス仲介業者等府令第34条第1号に規定する金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関の開示については、事業年度ごとに、収受した手数料等の額の大きい上位4社について、複数事業年度分を開示する必要があります。</p> |
| <p>53</p>                                                                                                                                                                            | <p>金融サービス仲介業者が受領する手数料等の開示等、準用保険業法第300条第1項第6号関係、適切な表示の確保</p>                                                                                                                                                                    | <p>金融サービス仲介業者が受領する手数料等、実際の場合同様に顧客から手数料を受領する場合、広告宣伝や顧客対応の現場において、実際の手数料よりも割安と顧客に誤認させるような表示は顧客本位の業務運営を求めるとして、その旨及び理由をあらかじめ明示する義務を負うところ（仲介業者等府令第33条第2項第3号）、広告や実際の媒介の場面において無料または実費よりも低額であるかのように顧客に誤解させるような表示、明示は不適切であることを確認したい。</p> | <p>金融サービス仲介業者等府令第34条第1号に規定する金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関の開示については、事業年度ごとに、収受した手数料等の額の大きい上位4社について、複数事業年度分を開示する必要があります。</p> |
| <p>54</p>                                                                                                                                                                            | <p>金融サービス仲介業者が受領する手数料等、実際の場合同様に顧客から手数料を受領する場合、広告宣伝や顧客対応の現場において、実際の手数料よりも割安と顧客に誤認させるような表示は顧客本位の業務運営を求めるとして、その旨及び理由をあらかじめ明示する義務を負うところ（仲介業者等府令第33条第2項第3号）、広告や実際の媒介の場面において無料または実費よりも低額であるかのように顧客に誤解させるような表示、明示は不適切であることを確認したい。</p> | <p>金融サービス仲介業者等府令第34条第1号に規定する金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関の開示については、事業年度ごとに、収受した手数料等の額の大きい上位4社について、複数事業年度分を開示する必要があります。</p>                                                                                          | <p>金融サービス仲介業者等府令第34条第1号に規定する金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関の開示については、事業年度ごとに、収受した手数料等の額の大きい上位4社について、複数事業年度分を開示する必要があります。</p> |
| <p>55</p>                                                                                                                                                                            | <p>金融サービス仲介業者が受領する手数料等、実際の場合同様に顧客から手数料を受領する場合、広告宣伝や顧客対応の現場において、実際の手数料よりも割安と顧客に誤認させるような表示は顧客本位の業務運営を求めるとして、その旨及び理由をあらかじめ明示する義務を負うところ（仲介業者等府令第33条第2項第3号）、広告や実際の媒介の場面において無料または実費よりも低額であるかのように顧客に誤解させるような表示、明示は不適切であることを確認したい。</p> | <p>金融サービス仲介業者等府令第34条第1号に規定する金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関の開示については、事業年度ごとに、収受した手数料等の額の大きい上位4社について、複数事業年度分を開示する必要があります。</p>                                                                                          | <p>金融サービス仲介業者等府令第34条第1号に規定する金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関の開示については、事業年度ごとに、収受した手数料等の額の大きい上位4社について、複数事業年度分を開示する必要があります。</p> |



|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 業務における取引上の優越的地位を不当に利用する行為等に係る留意事項を記載するものです。<br>ご指摘のような金融サービス仲介業者の金融機関に対する取引上の優越的地位を不当に利用する行為等については、まずは競争法の適用により対応されるものと考えられます。                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 65 | 貸金業貸付媒介業務については、金融サービス仲介業者監督指針V-1-1-1に相当する「取引上の優越的地位を不当に利用する行為」の定めがないが、適用されないとの理解でよい。適用されるのであれば、同一の規程を定めるか、準用していただく。                                                                                                                                                                                                                                            | 金融サービス仲介業者監督指針V-1-2-1-2(2)<br>金融サービス仲介業者監督指針V-1-2-1-2-1-1<br>金融サービス仲介業者監督指針V-1-2-1-2-1-2(2)は、金融サービス仲介業者が行う契約時点等における説明に関する留意事項を記載したものであり、金融機関側におけるこれらの事項についての説明義務の有無について何ら記載したものではありません。金融機関と金融サービス仲介業者の当該説明に係る役割分担や責任については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。                                                                                      |
| 66 | 契約時点等における説明<br>金融サービス仲介業者監督指針V-1-2-1-2(2)<br>契約時点等における説明では、金融サービス仲介業者が行うべき説明義務が定められている。これらを踏まえれば、これらの事項については、金融機関側で重複して説明する法令上、監督指針上の義務はないとの理解でよい。                                                                                                                                                                                                             | V-1-2-1-2(2)において、金融サービス仲介業者に対して一定の事項に係る説明義務が課され、かつ金融当局による監督の対象となっていないこと、さらに本制度は所屬制をとらないことを踏まえれば、金融サービス仲介業者においてこれらの説明義務が履行されているかについて、金融機関は監督責任を負わないとの理解でよい。金融サービス仲介業者監督指針上、金融サービス仲介業者に説明義務が課されている事項について、金融機関側で重複して説明する場合としない場合とで、この監督責任の考え方に違いは生じるか。<br>金融サービス仲介業者監督指針V-1-1-1は、準用銀行法第52条の45及び仲介業者等府令第55条を受けて、預金等媒介業者の顧客に対する取引上の優越的地位を不当に利用する行為や兼業 |
| 67 | 金融サービス仲介業者監督指針V-1-2-1-2(2)において、金融サービス仲介業者に対して一定の事項に係る説明義務が課され、かつ金融当局による監督の対象となっていないこと、さらに本制度は所屬制をとらないことを踏まえれば、金融サービス仲介業者においてこれらの説明義務が履行されているかについて、金融機関は監督責任を負わないとの理解でよい。金融サービス仲介業者監督指針上、金融サービス仲介業者に説明義務が課されている事項について、金融機関側で重複して説明する場合としない場合とで、この監督責任の考え方に違いは生じるか。<br>金融サービス仲介業者監督指針V-1-1-1は、準用銀行法第52条の45及び仲介業者等府令第55条を受けて、預金等媒介業者の顧客に対する取引上の優越的地位を不当に利用する行為や兼業 | 金融機関が金融サービス仲介業者に対して金融商品の契約の締結の媒介を委託する場合、所屬制に基づく法令上の指導・監督義務は負わないものの、外部委託先の適切な管理のための措置を講じることが必要と考えます。<br>具体的にどのような措置を講じる必要があるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。                                                                                                                                                                               |
| 68 | 金融サービス仲介業者監督指針V-1-2-1-2(2)において、金融サービス仲介業者に対して一定の事項に係る説明義務が課され、かつ金融当局による監督の対象となっていないこと、さらに本制度は所屬制をとらないことを踏まえれば、金融サービス仲介業者においてこれらの説明義務が履行されているかについて、金融機関は監督責任を負わないとの理解でよい。金融サービス仲介業者監督指針上、金融サービス仲介業者に説明義務が課されている事項について、金融機関側で重複して説明する場合としない場合とで、この監督責任の考え方に違いは生じるか。<br>金融サービス仲介業者監督指針V-1-1-1は、準用銀行法第52条の45及び仲介業者等府令第55条を受けて、預金等媒介業者の顧客に対する取引上の優越的地位を不当に利用する行為や兼業 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金融サービス提供法第25条第1項第5号は、金融サービス仲介業者の顧客に対する損害賠償に関する事項につきあらかじめ情報提供しな                                                                                                                                                                                                                                                            |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                  |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | ら(金融サービス提供法第18条第2項)、当該電子決済等代行業(銀行法)との関係では、認定電子決済等代行業者協会に加入しない限り、未加入業者扱いとみなすと考えます。<br>なお、金融サービス仲介業者が行う金融サービス仲介業との関係では、認定金融サービス仲介業者協会に加入しては、未加入業者の扱いとはならないと考えます。                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                  |
| 61 | ▼みなし電子決済等代行業者に関する監督指針の準用<br>金融サービス仲介業者監督指針III-2-18<br>みなし電子決済等代行業者については、電子決済等代行業の業界において対応が求められる全銀行協会発行の報告書への準拠や、業務運営、自主規制等について結成されている団体への加入又は加入しない場合にはこれら団体と同等の対応がなされることが求められるか。<br>▼登録の審査に当たっての留意点<br>金融サービス仲介業者監督指針III-3-1-1<br>金融サービス仲介業者監督指針III-3-1-1(1)に記載の本庁監理金融サービス仲介業者とは何か。財務局監理金融サービス仲介業者との違いはどのような基準で決まるのか。 | 金融サービス仲介業者が金融サービス提供法第18条第1項の規定により電子決済等代行業を行う場合にあつては、銀行法上の登録を受けた電子決済等代行業者と同等の態勢整備が必要と考えます。<br>本庁監理金融サービス仲介業者の指定にあつては、モニタリング上の必要性について様々な要素を総合的に勘案して判断することになると考えます。 |
| 62 | 金融サービス仲介業者監督指針III-3-1-1(1)に記載の本庁監理金融サービス仲介業者とは何か。財務局監理金融サービス仲介業者との違いはどのような基準で決まるのか。                                                                                                                                                                                                                                   | 保証金が適法に供託されているか、顧客に対して手数料について、顧客保護や公平性が損なわれることのないよう、保険媒介業者の帳簿書類をもとに、取扱種目、手数料額及び保険媒介業者と顧客間の手数料の取決め等を確認することが重要であると考えます。各種の監督対応において、そのような確認も必要に応じてなされるものとの理解でよい。    |
| 63 | ▼業務に関する帳簿書類関係<br>金融サービス仲介業者監督指針III-3-4<br>保険媒介の対価として顧客から直接受領する手数料について、顧客保護や公平性が損なわれることのないよう、保険媒介業者の帳簿書類をもとに、取扱種目、手数料額及び保険媒介業者と顧客間の手数料の取決め等を確認することが重要であると考えます。各種の監督対応において、そのような確認も必要に応じてなされるものとの理解でよい。                                                                                                                 | 金融サービス仲介業者監督指針V-1-1-1は、準用銀行法第52条の45及び仲介業者等府令第55条を受けて、預金等媒介業者の顧客に対する取引上の優越的地位を不当に利用する行為や兼業                                                                        |
| 64 | 金融サービス仲介業者監督指針III-3-4<br>保険媒介の対価として顧客から直接受領する手数料について、顧客保護や公平性が損なわれることのないよう、保険媒介業者の帳簿書類をもとに、取扱種目、手数料額及び保険媒介業者と顧客間の手数料の取決め等を確認することが重要であると考えます。各種の監督対応において、そのような確認も必要に応じてなされるものとの理解でよい。                                                                                                                                  | 金融サービス仲介業者監督指針V-1-1-1は、準用銀行法第52条の45及び仲介業者等府令第55条を受けて、預金等媒介業者の顧客に対する取引上の優越的地位を不当に利用する行為や兼業                                                                        |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>銀行等の貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性についても検証する必要がある。」とあるが、整合性を確保する必要があるのか、整合性を検証すれば良いのか。一般に、各銀行等のクレジットポリシーは単一ではなく、各銀行等によって異なるものと想定される。一致させるか否かは、金融サービス仲介業者と各金融機関の間の取決めによるものであって、監督指針上は検証するにとどまり、必ずしも一致を求めるとはしていないとの理解でよいか確認したい。仮に不一致がある場合であっても、媒介を受ける金融機関の内規において金融サービス仲介業者から媒介を受けるものについて、法令に違反しない限り、特別の例外を定めることは認められるか。</p> | <p>2(3)は、銀行等から与信取引に関する媒介の委託を受ける金融サービス仲介業者は、当該委託者である銀行のクレジットポリシー等と整合した与信取引を媒介する必要があることから、金融サービス仲介業者の与信取引面における説明態勢の監督にあたっては、各銀行等のクレジットポリシー等との整合性を検証する旨を記載したものに なります。</p>                                                                                                        |
| <p>73</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>▼「金融サービス仲介業務を適確に遂行するに足りる能力を有することを明らかにする書面」（仲介業者等府令第12条第3号）<br/>金融サービス仲介業者監督指針V-2-2(2)</p> <p>申請者が個人（二以上の事業所で預金等媒介業務を行う者を除く）の場合には、(注1)及び(注3)に記載する知識を有する必要があるとされていることから、仮に当該申請者が「その行う預金等媒介業務の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」又は、「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」として配置する必要はないということか。</p> |
| <p>74</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>預金等媒介業者（法人、個人を問わない）の役員及び使用人の全員が、「その行う預金等媒介業務の業務に関する十分な知識」を有していないければならないというわけではないということを確認したい。</p> <p>貴見のとおりと考えます。<br/>もともと、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な業務運営を確保する観点から法令等遵守態勢の整備等が必要である点については、ご留意いただく必要があると考えます。</p>                                                                    |
| <p>75</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>▼業務遂行能力に関する審査<br/>金融サービス仲介業者監督指針V-2-3-1</p> <p>こちらは銀行代理業に関する銀行法施行規則第34条の37第3号の内容を参照されたものと理解しているが、I-2-2(3)に記載された「監督上の評価項目の全てを各々の金融サービス仲介業者に一律に求めているものではない」という趣旨が同様にとり、金融サービス仲介業者の業務態</p>                                                                                    |

|                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(例：V-1-2-1-2(2)等)には具体的に説明すべき内容が定められていない。すなわち、金融サービス仲介業者に金融サービス仲介業務に関する説明責任を負わせることが可能か（金融サービス仲介業者が顧客との関係で発生した場合について、何ら定められているものではなく、その可否について、民法や消費者契約法等に基づき判断されるものと考えます。</p>                          | <p>金融サービス仲介業務に関する顧客に生じた損害の賠償責任を金融機関も負うか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、貴見のとおりと考えます。</p>                                   |
| <p>69</p> <p>金融サービス仲介業者に金融サービス仲介業務に関する生じた損害の賠償責任が発生した場合、金融機関はその責任を負わず、金融サービス仲介業者自身が負うことを説明した場合であっても、私法上、金融サービス仲介業者の背後に金融機関が民事上の責任を負わないとは言えないとの理解でよいか。金融機関はこのことも留意しつつ、金融サービス仲介業者と連携する必要があるとの理解でよいか。</p>  | <p>金融サービス仲介業者が行う「媒介」の具体的な内容（銀行等との役割分担）に関しては、銀行等と金融サービス仲介業者の創意工夫に基づく任意の取決めを委ねるものであり、ご指摘のような取扱いをすることが否定されるということではないと考えます。</p> |
| <p>70</p> <p>「預金等媒介業者と顧客が契約を締結しようとする銀行等との間の顧客に対する情報の提供及び説明に関する役割分担を踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する」とあるが、金融サービス仲介業者と銀行等との役割分担の合意の下、専ら銀行等が説明を行い金融サービス仲介業者は説明を行わない（勧誘・送客のみを行う等）という取扱いも否定されるものではないという理解でよいか。</p> | <p>金融機関の監督責任や損害賠償責任の有無は、個別事例ごとに実態に即して司法上の判断がなされるものであり、一概に回答することは困難です。</p>                                                   |
| <p>71</p>                                                                                                                                                                                               | <p>金融サービス仲介業者監督指針V-1-2-1-2(3)</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針V-1-2-1-2(3)</p>                                                         |
| <p>72</p>                                                                                                                                                                                               | <p>「与信取引面における説明態勢については、各金融サービス仲介業者監督指針V-1-2-1-2(3)との整合性</p>                                                                 |

|                                                                                                 |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>情報を利用した人の手によるネガティブチェックを行ったとしても、これにより「精格化された貸付商品」に該当しないものではないという理解でよいか。</p>                   | <p>▼適正な保険媒介業務管理態勢の確立<br/>金融サービスマン仲介業者監督指針VI-1-1-1</p> | <p>「保険媒介業務」の意義は、基本的には保険会社監督指針における「保険募集」の意義を参考にされたものと思われるが、「保険媒介」には「保険契約の申込の受領」が含まれていない。これは保険媒介業者の権限が「媒介」に限られており、契約締結の代理を含まないこと（金融サービスマン提供法第11条第3項・第25条）を踏まえたものとなるのか。</p>                                                                                                                                                    | <p>79</p> <p>「保険媒介業務」の意義は、基本的には保険会社監督指針における「保険募集」の意義を参考にされたものと思われるが、「保険媒介」には「保険契約の申込の受領」が含まれていない。これは保険媒介業者の権限が「媒介」に限られており、契約締結の代理を含まないこと（金融サービスマン提供法第11条第3項・第25条）を踏まえたものとなるのか。</p>               | <p>契約手続等に係る事務の代行が「保険契約の締結の媒介」に当たるものであれば可能と考えます。なお、ご指摘のような一連の行為が「媒介」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>有るといえるか否かについては、預金等媒介業務が銀行代理業（媒介に係る部分に限る）と同様の業務であることも踏まえ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> | <p>76</p>                                             | <p>「資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」については、金融サービスマン仲介業者監督指針V-2-3-1(1)「当座預金業務若しくは資金の貸付け業務」並びにイ及びロの②「資金の貸付け業務」は金融サービスマン仲介業者が行うこれらの媒介業務も含むという理解でよいか。<br/>金融サービスマン仲介業者監督指針V-2-3-1(2)「資金の貸付け業務」は金融サービスマン仲介業者が行う貸付の媒介業務も含むという理解でよいか。<br/>金融サービスマン仲介業者監督指針VI-3-1-1(2)②ホの「貸付けの業務」は金融サービスマン仲介業者が行う貸付の媒介業務も含むという理解でよいか。</p> | <p>80</p> <p>保険会社等の業務の代理は不可であるが、契約手続等に係る事務の代行は可能との理解でよいか。例えばインターネットで保険申込画面を作成し、顧客が当該申込画面で申込意思を示し、その申込データを保険媒介業者から保険会社等へ連携し、保険会社等が締結（引受）の受諾通知を当該申込画面や保険媒介業者のサイトの締結（引受）完了画面に表示することは可能との理解でよいか。</p> | <p>81</p> <p>金融サービスマン仲介業者監督指針VI-1-1-1(1)②の記載は、現行の保険会社監督指針II-4-2-1(1)②の記載を踏襲したものと理解している。そうであれば、保険会社監督指針に係る貴庁のパブコメ回答（※）と同様、「媒介」に該当するというためには、金融サービスマン仲介業者監督指針VI-1-1-1(1)②のア及びイのいずれにも該当することと前提になるとの理解でよいか。また、金融サービスマン仲介業者監督指針VI-1-1-1(1)②と同様の考え方は、貸金貸付媒介業務における「媒介」の考え方にも当てはまると考えよいか。</p> <p>※平成27年5月27日「平成26年改正保険業法（2年内施行）に係る政府令・監督指針案」に対するパブリックコメントの結果等について」別紙1項番203。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |                                                                           |                                                                                   |                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>同等に応じた、同号に定められているのと同等の経験者要件が充たされなくとも登録が許容される場合もあり得ると考えてよいか。<br/>例えば、これらの経験においては、その行う業務の内容に応じて銀行業に関する経験だけでなく、貸金業者、銀行代理業者、金融サービスマン仲介業者における業務経験により、必要な経験者を配置したと考える場合がある可能性は排除されるものでないという観点でよいか。<br/>また、貸付に関する業務については、貸金業取扱主任者に関する試験合格及び研修受講等を受けているものも、適切な経験を有するものとして評価される可能性が排除されないという観点でよいか。</p> | <p>77</p> | <p>「財務情報」には、例えば預金口座の出入金履歴も含まれると考える。また、「機械的処理」にはAIによる融資判断も含むという理解でよいか。</p> | <p>78</p> <p>機械的処理により貸付条件及び貸付可否が判断された後に、反社会的勢力の排除や公序良俗違反の事業を営む者への融資回避等の観点で、定性</p> | <p>16条第1号イ、第2号ロ）<br/>金融サービスマン仲介業者監督指針V-2-3-2(1)<br/>「財務情報」には、例えば預金口座の出入金履歴も含まれると考える。また、「機械的処理」にはAIによる融資判断も含むという理解でよいか。<br/>貴見のとおりと考えます。<br/>貴見のとおりと考えます。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>82 保険媒介業者と募集関連行為に従事者の立場を適宜使い分ける行為は、従事者が有する権限等について顧客が認識するおそれがあるため、不適切との理解がよいか。</p> <p>83 保険媒介業者と募集関連行為に従事者の立場を便宜的に使い分ける行為は規制の潜脱に該当し認められないとの理解がよいか。</p>                                                                                                                                                                                   | <p>ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、保険媒介業者が、状況に応じて保険媒介業者と募集規制が適用されない募集関連行為に従事者の立場を使い分けけるようなケースでは、保険業法の募集規制の潜脱に該当する場合もあり得ると考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>84 金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-1(2) (注1) について、保険媒介業務関連行為に該当する行為の例として、契約見込書の情報を保険会社等に提供するだけの行為、及び比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスのうち保険会社等からの情報を転載するに留まるものが挙げられているが、これらは保険会社監督指針II-4-2-1(2) (注1) において募集関連行為に該当する行為の例として挙げられている行為と同一である。保険会社等が自らを保険者とする保険契約の保険媒介業務を行わないことから、募集関連行為に該当することにはならない。</p>                                                   | <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-1(2) (注1) において、金融サービス提供法第11条第3項に規定する「保険媒介業務」に該当せず、同法に定める保険媒介業務に係る規制が適用されない行為を「保険媒介業務関連行為」と定義しているところ、ご指摘のような金融サービス仲介業者監督指針に列示して記載している行為については、当該「保険媒介業務関連行為」に該当すると考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>85 金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-1(2) (注2) ア、イについて、保険会社等から報酬を得て行うこれらの行為は、保険会社監督指針II-4-2-1(2) (注2) において募集行為に該当し得るものとして、募集行為に該当し得る行為であり、保険会社等が自らを保険者とする保険契約の保険媒介業務を行わないことから、募集関連行為に該当し得る行為であるが、保険媒介業務関連行為に該当し得ない行為ではないか。</p> <p>86 金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-1(3) ①(イ)において、「保険媒介人のうち保険媒介業務に従事する使用人については・・・保険媒介業者の事務所に勤務し、かつ、保険媒介業者の指揮</p>               | <p>ご指摘の保険会社監督指針II-4-1(2) (注2)に記載のある行為は、「保険媒介業務」にも該当し得ると考えます。</p> <p>なお、金融サービス提供法第17条第3項は、ある特定の行為が「保険媒介業務」と「保険募集」のいずれにもあたり得ること（すなわち、「保険媒介業務」の内容と「保険募集」の内容に重畳があること）を前提として、保険媒介業務の種別に係る登録を受けて行う当該行為を保険業法の定める「保険募集」に該当しないものとみなすことにより、当該金融サービス仲介業者の行為に保険業法の業規制が及ばないようにする趣旨の規定です。</p> <p>貴見のとおりと考えます。</p> <p>必ずしも事務所への物理的な出勤を求めるのではなく、保険媒介業者の適切な指揮監督・命令に基づいた保険媒介業務が実態として行われ</p>                                                                                                                 |
| <p>監督・命令のもとで保険媒介業務を行う」とあるが、事務所への物理的な出勤が必須ではなく、リモートワークのような事務所への物理的な出勤がない場合でも、特定の事務所への所属者として保険媒介業者の指揮・命令のもとで保険媒介業務を行っていただければよいという理解がよいか。</p>                                                                                                                                                                                                 | <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-1(4) ③ 営業所等の拠点に対する監督について、「ウ」では「監督等の手法として、無予告での訪問による監督等を実施できる態勢を整備しているか」としている。保険募集人や保険仲立人自身はここまで態勢整備水準を要求されていないと理解しているが、「保険媒介業者」と「保険募集人や保険仲立人」の間で差を設けた理由を教えてください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>87 金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-1(4) ③ 営業所等の拠点に対する監督について「ウ」では「監督等の手法として、無予告での訪問による監督等を実施できる態勢を整備しているか」としている。保険募集人や保険仲立人自身はここまで態勢整備水準を要求されていないと理解しているが、「保険媒介業者」と「保険募集人や保険仲立人」の間で差を設けた理由を教えてください。</p>                                                                                                                                             | <p>保険募集人による保険募集管理態勢については、保険会社監督指針II-4-2-1(8)において保険会社監督指針II-4-2-1 からII-4-2-7に準拠することが記載されており、保険仲立人についても保険会社監督指針II-4-2-1に準じた適切な措置を講じる必要があることが記載されており、いずれも「営業所等の拠点に対する監督等の手法」として、保険会社監督指針II-4-2-1(4)③ウに準じ、ご指摘の保険媒介業者と同様の態勢整備が求められていると考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>88 金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(2) ②イの「(イ) クーリング・オフ」、「(ク) セーフティネット」などは、保険媒介業務に限らず、預金等媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務においても顧客に提供すべき必須の情報ではないか。</p> <p>89 金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(2) ②イの「(イ) クーリング・オフ」、「(ク) セーフティネット」などは、保険媒介業務に限らず、預金等媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務においても顧客に提供すべき必須の情報ではないか。</p> <p>また、これらの情報については顧客が適切に受領できるように、原則として書面による情報提供とすべきではないか。</p> | <p>クーリング・オフに関する事項については、クーリング・オフの対象となる契約（保険契約・投資顧問契約）の締結の媒介に当たり情報提供すべき事項と定め（仲介業者等府令第56条第1項第1号ヌ、仲介業者等府令第98条第1項第5号）、セーフティネットに関する事項についても、セーフティネット（預金保険制度・保険契約者保護機構・投資者保護基金）の対象となる契約の締結の媒介に当たり情報提供すべき事項と定めている（仲介業者等府令第49条第1項第3号、第56条第1項第1号ヨ、第83条第3号）ように、ご指摘の事項に係る情報提供については法令で必要がなされていない。</p> <p>また、これらの情報の提供方法については、書面の交付による方法と同等に顧客に対する適切な情報の提供が確保されると考えられるものについて、あらかじめ顧客の承諾を得ることなどの必要な措置をとることを前提として、仲介業者等府令第3条第1項等の規定により、電磁的方法により情報の提供を行うことができていることとしています。</p> <p>ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありません。</p> |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>93</p> | <p>保険契約の締結に至るまでの一連のプロセスにおける初期の段階において、顧客を保険会社に取り次ぐという保険媒介業務の業態も想定し得るところ、その場合、保険会社との役割分担において、保険会社が顧客の最終的な意向を把握し、確認することが確保されるのであれば、保険媒介者においては、顧客を保険会社に取り次ぐ時点までの意向を把握しておくべきと考えてよい。金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(4)においても、「保険会社又は保険媒介業者」という文言が複数箇所で使用されている。</p>                                                                                                                                                                           | <p>者に関する知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置を講じることが求められており（仲介業者等府令第35条）、これらの義務を適切に履行する必要があると考えます。</p> | <p>金融サービス仲介業者は、自らが行う媒介行為の具体的な内容に応じて準用保険業法第294条の2の定めに従い求められる「顧客の意向の把握」、「当該意向に沿った保険契約の締結等の提案」、「当該保険契約の内容の説明」及び「保険契約の締結等に際しての顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会が提供」の義務を履行する必要があります。したがって、ご指摘のように保険会社と金融サービス仲介業者との間で保険契約の締結に至るまでの一連のプロセスにおける役割分担を定め、顧客の最終的な意向確認を保険会社が実際に行うという場合には、金融サービス仲介業者も併せて当該意向確認を行う必要はありません。</p>                                                                                                           |
| <p>94</p> | <p>①アの意向把握・確認の方法について、「最終的な顧客の意向が確定した段階における、当初の意向と最終的な意向の比較」や「契約締結前の段階における、顧客の意向と申込対象となる保険契約の合致の確認（いわゆる「ふり返り」）」といった趣旨の記載があるところ、この文言は、保険媒介業者が契約締結の直前（または顧客による申込みの意思表示と保険会社による当該意思表示の受領が残るのみ）のところで、上記の記載は、このようになっている見受けられる。金融サービス仲介業者においては、それよりも前の段階で保険媒介業者の手を離れ、保険会社と顧客との間で最終的な契約条件（特約部分など）の詰めを行うことにもなることも想定されること、上記の記載は、このような場合に、保険会社と顧客との間で最終的な契約内容が固まった段階で、一度保険媒介業者のところに戻り、保険媒介業者と顧客の間で最終的な意向確認を行うことまで求める趣旨ではないことを確認した。</p> | <p>すなわち、保険媒介業者が行う意向把握・意向確認については、保険媒介業者の手を離れることらまでの段階での意向把握・確認で足りるとの理</p>                                                           | <p>①アの意向把握・確認の方法について、「最終的な顧客の意向が確定した段階における、当初の意向と最終的な意向の比較」や「契約締結前の段階における、顧客の意向と申込対象となる保険契約の合致の確認（いわゆる「ふり返り」）」といった趣旨の記載があるところ、この文言は、保険媒介業者が契約締結の直前（または顧客による申込みの意思表示と保険会社による当該意思表示の受領が残るのみ）のところで、上記の記載は、このようになっている見受けられる。金融サービス仲介業者においては、それよりも前の段階で保険媒介業者の手を離れ、保険会社と顧客との間で最終的な契約条件（特約部分など）の詰めを行うことにもなることも想定されること、上記の記載は、このような場合に、保険会社と顧客との間で最終的な契約内容が固まった段階で、一度保険媒介業者のところに戻り、保険媒介業者と顧客の間で最終的な意向確認を行うことまで求める趣旨ではないことを確認した。</p> |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                          |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>90</p> | <p>②イ「ケ」手続実施基本契約の相手方となる指定ADR 機関に関しては、金融サービス仲介業者のADR を想定しているのか、媒介商品の金融 ADR を想定しているのか、いずれも該当する場合には、顧客が適切な ADR 機関へ照会を行えるように説明を添える必要があると考えられるが、いかがか。</p>                                                                                                    | <p>金融サービス仲介業者が行う保険媒介業務に関する手続実施基本契約を締結する相手方となる指定紛争解決機関（その紛争解決業務の種類が保険媒介業務であるもの）を指します。なお、金融サービス仲介業者は、顧客に対する適切な指定 ADR 機関の紹介がなされていること等については、金融サービス仲介業者監督指針III-2-9に基づき監督していくこととなります。</p>                     | <p>ご指摘を踏まえ、金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(2)②の(注)イ(サ)に少短業者監督指針と同様の内容の注書きを追記しました。</p>                                                                             |
| <p>91</p> | <p>▼仲介業者等府令第56条第1項第4号関係<br/>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(3)<br/>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(3)④は、保険媒介業者に限らず、全業者に適用すべきではないか。</p>                                                                                                                                    | <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(3)④は、仲介業者等府令第56条第1項第4号に基づき保険媒介業者が負う情報提供義務に係る留意事項を記載するものため、保険媒介業者を対象とした記載となりますが、その他の業種を行う金融サービス仲介業者についても、ご指摘のような法令に従った情報提供を行うための措置を社内規則等に定めるべきことは、仲介業者等府令第35条により求められております。</p> | <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(3)④は、準用保険業法第294条の2に基づき保険媒介業者が負う意向把握等の義務に係る留意事項を記載するものであるため、保険媒介業者を対象とした記載となり、その他の業種を行う金融サービス仲介業者を対象とする記載とすることは適当ではないと考えます。</p> |
| <p>92</p> | <p>▼準用保険業法第294条の2関係（意向の把握・確認義務）<br/>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(4)<br/>保険媒介業者には、保険業法第294条の2が準用され、「顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結の媒介等」に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会が提供」が求められている。この準用保険業法第294条の2は、預金等媒介業務、有価証券等仲介業務、買金業買付媒介業務</p> | <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(4)は、準用保険業法第294条の2に基づき保険媒介業者が負う意向把握等の義務に係る留意事項を記載するものであるため、保険媒介業者を対象とした記載となり、その他の業種を行う金融サービス仲介業者を対象とする記載とすることは適当ではないと考えます。</p>                                                 | <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(4)は、準用保険業法第294条の2に基づき保険媒介業者が負う意向把握等の義務に係る留意事項を記載するものであるため、保険媒介業者を対象とした記載となり、その他の業種を行う金融サービス仲介業者を対象とする記載とすることは適当ではないと考えます。</p>  |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                    |         |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                    | 要と考えます。 |
| 101 | <p>会員や預金者等が被保険者となるような団体等においては、当該団体保険の被保険者のクレジットカードや預金口座の解約等により保障（補償）が喪失する場合は、その旨を「注意喚起情報」を記載した書面に記載し、被保険者に適切に説明する体制を整備し、対応しているか。</p> <p>また、クレジットカードや預金口座を解約等した場合、当該解約により、保障（補償）が喪失する場合は、その旨を適切に説明する体制を整備し、対応しているか。</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-2(5)において、保険会社監督指針Ⅱ-4-2-2(4)②、③の規定も加えるべきではないか。</p> <p>保険会社監督指針Ⅱ-4-2-2(4)②<br/>カード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等が被保険者となるような団体等においては、当該団体保険の被保険者のクレジットカードや預金口座の解約等により保障（補償）が喪失する場合は、その旨を「注意喚起情報」を記載した書面に記載し、被保険者に適切に説明する体制を整備し、対応しているか。</p> <p>また、クレジットカードや預金口座を解約等した場合、当該解約により、保障（補償）が喪失する場合は、その旨を適切に説明する体制を整備し、対応しているか。</p> <p>保険会社監督指針Ⅱ-4-2-2(4)③<br/>保険募集を行う銀行等が契約者となり、その預金者が被保険者となる団体保険の加入勧奨にあたっては、Ⅱ-4-2-2-6-2からⅡ-4-2-6-10を踏まえ適切な措置が講じられているか。</p> | <p>団体保険のうち、仲介業者等府令第5条第1項の規定により保険媒介業務の対象となるものについては、保険媒介業者が準用保険業法第294条第1項に従い加入勧奨（例えば、当該団体保険に係る保険契約に被保険者を加入させるための行為等）を行うことは想定されず。</p> |         |
| 102 | <p>金融サービス提供法施行令第18条第5号により、保険媒介業者が団体契約の媒介をすることはほとんど認められていないため、保険媒介業者によるこのような体制整備を求める前提を欠いているのではないか。</p> <p>▼準用保険業法第295条関係（自己契約の禁止）<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-2(7)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                    |         |
| 103 | <p>金融サービス仲介業者においては、保険契約の</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>金融サービス仲介業者による保険媒介業務が</p>                                                                                                        |         |

|     |                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 95  | <p>この箇所の記載は、意向把握及び意向確認に係る業務の適切な遂行を確保するために金融サービス仲介業者が講じるべき措置として、例えば意向把握に用いた帳票等の保存を、必ずしも保険媒介業者自らが行わずとも、保険会社等が行うことや保険会社等と保険媒介業者の双方が行うことも許容する趣旨の記載であり、ご指摘のような不一致はないと考えます。</p> <p>貴重なご意見として承ります。<br/>なお、意向把握・意向確認についての役割分担自体は否定されるものではないと考えます。</p> | <p>この箇所の記載は、意向把握及び意向確認に係る業務の適切な遂行を確保するために金融サービス仲介業者が講じるべき措置として、例えば意向把握に用いた帳票等の保存を、必ずしも保険媒介業者自らが行わずとも、保険会社等が行うことや保険会社等と保険媒介業者の双方が行うことも許容する趣旨の記載であり、ご指摘のような不一致はないと考えます。</p> |
| 96  | <p>意向把握・確認については役割分担の可否が不明瞭であるが、情報提供と比して意向把握・確認の役割分担は難易度が高いと思われ、顧客保護の観点からも慎重を期す必要があると考えられることから、仮に可と整理される場合でも、情報連携等に関する適切な体制が伴っていることなどを前提とするべきである。</p>                                                                                          | <p>意向把握・確認の役割分担が可能な場合、意向把握・確認の記録や情報提供の了知確認の記録については、保険媒介業者または保険会社等どちらからかに保存されなければよいか。</p>                                                                                  |
| 97  | <p>仮に意向把握・確認の役割分担が可能な場合、意向把握・確認の記録や情報提供の了知確認の記録については、保険媒介業者または保険会社等どちらからかに保存されなければよいか。</p>                                                                                                                                                    | <p>保険会社等と保険媒介業者との間の契約等でどちらか一方が保存することになっているケースにおいては、他方の者において保存することまで求めるものではありませんが、当該他方の者は、保存することとなっている者に対し適切に保存を行うよう求めるなどの態勢を整備する必要があります。</p>                              |
| 98  | <p>取り扱える保険会社等の範囲の説明等の記載で「専属か乗合か、乗合の場合には」との表現があるが、保険会社への所属制を前提としない保険媒介業者を使用するのは適切でないため、削除した方がよいのではないか。</p>                                                                                                                                     | <p>ご指摘を踏まえ、「社のみか複数社か、複数社の場合には」と修正しました。</p>                                                                                                                                |
| 99  | <p>専属や乗合は、所属制を前提とした表現であるため、「専属か乗合か、乗合の場合には」との表現は削除すべきではないか。</p>                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                           |
| 100 | <p>▼団体保険の加入勧奨に係る体制整備関係<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-2(5)<br/>「(5)団体保険の加入勧奨に係る体制整備関係」において①、②が規定されているが、保険会社監督指針Ⅱ-4-2-2(4)②も追加すべきではないか。</p> <p>保険会社監督指針Ⅱ-4-2-2(4)②<br/>カード会社や金融機関等が契約者となり、その</p>                                                      | <p>ご指摘の「カード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等が被保険者となるような団体等」に関する団体保険については、金融サービス仲介業者が保険契約者と保険会社との間で契約の締結の媒介を行うことができないうこと（金融サービス提供法施行令第18条第5号、仲介業者等府令第5条第1項）、上記することは不</p>           |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 105 | <p>を承認したい。</p> <p>保険媒介業者に対し準用される保険業法第300条第1項第5号は、現行と同じ解釈が適用され、保険代理店に対する規制との整合性が図られるとの理解でよい。</p>                                                                                                                                                                     | <p>保険媒介業者が、顧客から保険媒介の対価として保険料の外枠で手数料を受領する場合においても(いわゆるFeeの位置づけ)、内容によっては保険業法第300条第1項第5号で禁止行為として定める「割引、割戻し、その他特別の利益の提供」に該当し、随意的にその額を上下できないことが明記されている。その判断は個別事案ごとに実態を踏まえて行うことになると思うので、可否判断を事前に示すのは難しい面があるとは思いますが、現時点で想定される以下のような事例はこの禁止行為に該当すると考えられることよいか、見解を確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーン期間などに期間限定サービスと銘打って手数料を割り引く行為(取引条件は期間外と同じ)</li> <li>・顧客の個別の要請に応じて個別に手数料を割り引く行為</li> <li>・業者としての営業上の配慮から、特定の顧客の手数料だけを恣意的に割り引く行為</li> <li>・同じ業者が提供する他のサービスの契約や商品購入を条件に保険媒介の手数料を割り引く行為(抱き合わせ的な販売)</li> </ul>                                                                                                                     |
| 106 | <p>禁止される自己契約は、保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社及び同条第9項に規定する外国損害保険会社等が保険者となる保険契約を指し(仲介業者等府令第58条)、貴見のとおりと考える。</p> <p>なお、特定契約についても同様と考えられるため、金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(7)②について「保険契約者又は被保険者とする保険契約(保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社及び同条第9項に規定する外国損害保険会社等が保険者となる保険契約に限る。以下「特定契約」という。)」に修正しました。</p> | <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(9)</p> <p>保険媒介業者が保険料の外枠で保険媒介の対価として顧客から直接受領する手数料についても、保険業法第300条第1項第1号の趣旨と同様に、内容によっては割引、割戻しその他特別の利益の提供に該当することが明記されているが、その該当性について確認したい。個別具体的な事案ごとに判断することと承知しているが、例えば以下のような手数料の取扱いについては、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供に該当するものと認識しているが、見解を確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客ごとの媒介に係る手続や条件等が同一であるにも関わらず、予め定められた手数料を期間限定で割り引く行為</li> <li>・個々の顧客からの要請により個別に手数料を割り引く行為</li> <li>・営業上の理由等から特定顧客の獲得を目的として個別に手数料を割り引く行為</li> <li>・他のサービスの契約を条件に手数料を割り引く行為</li> <li>・また、顧客ごとの媒介に係る手続や条件等が異なる場合であっても、合理的な理由に基づかないで、顧客ごとに手数料を変動させる行為</li> </ul> <p>上記を含め、準用保険業法第300条第1項第5号の解釈は現行の保険業と同様であり、イコールフットリングが確保されるべきものであること</p> |
| 107 | <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(10)、VI-1-1-3</p>                                                                                                                                                                                                                          | <p>金融サービス提供法等及び金融サービス仲介業者監督指針の記載の趣旨に則って、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> <p>▼準用保険業法第300条第1項第6号関係、適切な表示の確保</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(10)、VI-1-1-3</p> <p>保険媒介業者が作成する保険媒介業務に関する顧客向け文書については、保険媒介業者と保険会社等の個別の契約による義務を除くと保険会社等は各種法令上、その適切な表示を確保する義務はないと認識しているが、適切な顧客向け文書を担保することは顧客保護上の重要性も高いと</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 108 | <p>真重なご意見として承ります。</p> <p>なお、保険会社等が保険媒介者に保険契約の締結の媒介を委託する場合には、保険会社等としても外部委託先に対して適切な管理(委託契約等)において外部委託先に対して適切な表示を確保するた</p>                                                                                                                                              | <p>真重なご意見として承ります。</p> <p>なお、保険会社等が保険媒介者に保険契約の締結の媒介を委託する場合には、保険会社等としても外部委託先に対して適切な管理(委託契約等)において外部委託先に対して適切な表示を確保するた</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                         |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>思われることから、自主規制団体や当局の監督により、その適切性を確実に担保する必要がある。</p> <p>▼仲介業者等附令第20条第3項第1号関係<br/>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-3-4</p> <p>(4)の「団体契約」は、保険業法施行規則第227条の2第2項に定める場合に該当する一般団体契約を意味するものと思われるが、金融サービス仲介業ではかかる団体契約は対象外であることから、保険業法第294条で定義されており、金融サービス提供法施行令第18条第5号と同様の「団体保険」とすべきではないか。</p> <p>▼直接支払いサービス<br/>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-4</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-4(3)、(4)について、これらの内容は直接支払サービスを提供する保険会社等において求められるものであって、保険媒介業者に求められる内容ではないのではないか。</p> <p>▼顧客保護を図るための留意点<br/>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-2-1-1</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-2-1-1(3)において、高齢者に対する保険媒介業務に関する規制が設けられているが、これは保険媒介業務に限らず、預金等媒介業務、有価証券等仲介業務（金融サービス仲介業者監督指針VII-1-4(1)⑤）、貸金業貸付媒介業務に共通した規制にすべきではないか。</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-2-1-1(1)②の「高齢者」と、VII-1-4(1)⑤の「高齢顧客」については、金融サービス仲介業者の取り扱う商品や顧客の属性等にもよるとは思われるが、凡そ「70歳以上」を目安と考えればよいか。</p> <p>▼適切な表示の確保<br/>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-3</p> <p>保険募集において用いられる募集文書については、保険会社監督指針II-4-10や、生命保険協会・損害保険協会などの自主規制団体のガイドラインを根拠として、保険会社による募集文書の審査が行われている。</p> | <p>保険媒介業務の場合、典型的には個人向けの少額の保険について媒介業務を行うことを想定していることからすると、基本的には保険会社が作成し、保険会社の審査を経た募集文書を、保険媒介業者も使用することになると想定される。このように、保険媒介業者が、保険会社における審査を経た募集文書をそのまま使用する場合には、保険媒介業者において当該文書について別途の審査を行うことを要しないことを明確化していただきたい。</p> <p>▼他の保険募集人等との関係<br/>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-1-1</p> <p>保険募集の再委託を原則禁止とする保険業法第215条第3項が、金融サービス提供法第30条では準用されておらず、保険媒介業務の再委託は禁止されていないのだとすれば、保険媒介業者が他の保険媒介業者に保険媒介業務を委託することとを、金融サービス仲介業者監督指針において、一律に禁止すべきではないと思われる。例えば、顧客から委託を受ける保険媒介業者が、保険会社から委託を受ける保険媒介業者に保険媒介業務を委託することを禁止する（同様に、保険会社から委託を受ける保険媒介業者が、顧客から委託を受ける保険媒介業者に保険媒介業務を委託することを禁止する）ことで足りるのではないか。</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-1-1(1)②は、保険募集人・保険仲立人を名宛とする内容であり、制約を設ける根拠となる法律・規定も異なるので、主語の「及び」を「又は」に修正したうえで保険会社監督指針に盛り込むべきではないか。</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-1-1(1)②は、保険募集人・保険仲立人から保険契約の締結の媒介の委託を受け、又は保険契約の締結の媒介に関する手数料等の支払いを受けていないか。」と修正しました。</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-1-1(1)②については、顧客から委託を受けた保険媒介業者が、顧客と乗合代理店などの保険募集人との間で媒介行為を行うことは、保険募集人が保険媒介業者に対して手数料の支払を実質的にも行わないのであれば可能であるのか。</p> <p>それとも、顧客から委託を受けた保険媒介業者が、保険会社から保険募集の委託を受けている保険代理店等の保険募集人との間で媒介行為を行</p> | <p>実質的に判断されるべきものであることから、一概に審査を不要とする旨を明記することは適当ではないと考えます。</p>                                                                                                                            |
| 114 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>他の保険媒介業者への保険媒介業務の再委託については、再委託が原則禁止される保険募集と類似する保険媒介業務の特性及び保険媒介業者の誠実義務の趣旨に照らせば、適正かつ公正な保険媒介業務を確保し保険契約者等を保護する等の観点から、ご指摘のような立場が異なる者の間の再委託に限らず、原則として認めないとすることが適切と考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                         |
| 115 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-1-1(1)②は、保険募集人・保険仲立人を名宛とする内容であり、制約を設ける根拠となる法律・規定も異なるので、主語の「及び」を「又は」に修正したうえで保険会社監督指針に盛り込むべきではないか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                         |
| 116 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-1-1(1)②については、顧客から委託を受けた保険媒介業者が、顧客と乗合代理店などの保険募集人との間で媒介行為を行うことは、保険募集人が保険媒介業者に対して手数料の支払を実質的にも行わないのであれば可能であるのか。</p> <p>それとも、顧客から委託を受けた保険媒介業者が、保険会社から保険募集の委託を受けている保険代理店等の保険募集人との間で媒介行為を行</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>ご指摘のような媒介行為が認められるか否かについては、媒介行為の具体的内容や金融サービス仲介業者に対して支払われる手数料の負担など様々な要素を総合的に勘案の上、金融サービス仲介業者の誠実・公正義務を定める金融サービス提供法第24条等の規制の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。</p> |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                           |  |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 109 | <p>思われることから、自主規制団体や当局の監督により、その適切性を確実に担保する必要がある。</p> <p>▼仲介業者等附令第20条第3項第1号関係<br/>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-3-4</p> <p>(4)の「団体契約」は、保険業法施行規則第227条の2第2項に定める場合に該当する一般団体契約を意味するものと思われるが、金融サービス仲介業ではかかる団体契約は対象外であることから、保険業法第294条で定義されており、金融サービス提供法施行令第18条第5号と同様の「団体保険」とすべきではないか。</p> <p>▼直接支払いサービス<br/>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-4</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-4(3)、(4)について、これらの内容は直接支払サービスを提供する保険会社等において求められるものであって、保険媒介業者に求められる内容ではないのではないか。</p> <p>▼顧客保護を図るための留意点<br/>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-2-1-1</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-2-1-1(3)において、高齢者に対する保険媒介業務に関する規制が設けられているが、これは保険媒介業務に限らず、預金等媒介業務、有価証券等仲介業務（金融サービス仲介業者監督指針VII-1-4(1)⑤）、貸金業貸付媒介業務に共通した規制にすべきではないか。</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-2-1-1(1)②の「高齢者」と、VII-1-4(1)⑤の「高齢顧客」については、金融サービス仲介業者の取り扱う商品や顧客の属性等にもよるとは思われるが、凡そ「70歳以上」を目安と考えればよいか。</p> <p>▼適切な表示の確保<br/>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-3</p> <p>保険募集において用いられる募集文書については、保険会社監督指針II-4-10や、生命保険協会・損害保険協会などの自主規制団体のガイドラインを根拠として、保険会社による募集文書の審査が行われている。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、「団体保険」に修正しました。</p>                                                                                                                             |  |
| 110 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-4(3)、(4)について、これらの内容は直接支払サービスを提供する保険会社等において求められるものであって、保険媒介業者に求められる内容ではないのではないか。</p>                                               |  |
| 111 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-2-1-1(3)において、高齢者に対する保険媒介業務に関する規制が設けられているが、これは保険媒介業務に限らず、預金等媒介業務、有価証券等仲介業務（金融サービス仲介業者監督指針VII-1-4(1)⑤）、貸金業貸付媒介業務に共通した規制にすべきではないか。</p> |  |
| 112 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-2-1-1(1)②の「高齢者」と、VII-1-4(1)⑤の「高齢顧客」については、金融サービス仲介業者の取り扱う商品や顧客の属性等にもよるとは思われるが、凡そ「70歳以上」を目安と考えればよいか。</p>                              |  |
| 113 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-3</p> <p>保険募集において用いられる募集文書については、保険会社監督指針II-4-10や、生命保険協会・損害保険協会などの自主規制団体のガイドラインを根拠として、保険会社による募集文書の審査が行われている。</p>                     |  |



|     |                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                             |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                         | については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。                                                                                                                      |
| 122 | 顧客や保険会社等から委託を受けた保険媒介業務において共同行為を行う場合、委託元である顧客や保険会社等が当該共同行為の内容を確認、承認することが必要と認識しているが、よいか。委託関係がある場合に、委託元の意向を確認することなく、仲介間で共同行為を行うといった行為は適切ではないことを確認したい。      | 顧客や保険会社等から委託を受けた保険媒介業務において共同行為を行う場合、委託元である顧客や保険会社等が当該共同行為の内容を確認、承認することが必要と認識しているが、よいか。委託関係がある場合に、委託元の意向を確認することなく、仲介間で共同行為を行うといった行為は適切ではないことを確認したい。      | 貴見のとおりと考えます。                                                                                                                                                |
| 123 | 立場が異なる者同士の共同行為を禁止する主旨に鑑みれば、「保険会社等からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く」とし、「顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く」とし、「顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く」とすべきではないか。                         | 立場が異なる者同士の共同行為を禁止する主旨に鑑みれば、「保険会社等からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く」とし、「顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く」とし、「顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く」とすべきではないか。                         | ご指摘を踏まえ、修正しました。                                                                                                                                             |
|     |                                                                                                                                                         | ▼保険会社等との関係<br>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-1-3                                                                                                                  |                                                                                                                                                             |
| 124 | 保険会社が保険媒介業務を行う者を子会社とすることも許容される以上（保険業法施行規則（改正案）第56条の2）、役員や使用人の出向も許容していただけないか。顧客から委託を受ける保険媒介業者と保険会社との間に潜在的な利益相反の可能性が認められるとしても、兼務を禁止するなどの代替的な規制手法もあり得るところ。 | 保険会社が保険媒介業務を行う者を子会社とすることも許容される以上（保険業法施行規則（改正案）第56条の2）、役員や使用人の出向も許容していただけないか。顧客から委託を受ける保険媒介業者と保険会社との間に潜在的な利益相反の可能性が認められるとしても、兼務を禁止するなどの代替的な規制手法もあり得るところ。 | 保険媒介業者においては、その役員や保険契約の締結の媒介を行う使用人のうち保険会社の役員又は使用人があることが登録拒否事由とされていることから（金融サービス提供法第15条第5号ハ1）及び二）、ご指摘のような修正を行うことは適当ではないと考えます。<br>なお、ここでいう「出向」とは在籍出向のことを指しています。 |
| 125 | 「保険会社等から委託を受けて」では柱書と名宛が不一致だが、問題ないか。                                                                                                                     | 「保険会社等から委託を受けて」では柱書と名宛が不一致だが、問題ないか。                                                                                                                     | ご指摘を踏まえて、金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-1-3の冒頭柱書を1)として、同1)から3)を①から③に変更し、同4)を②に修正（項目立ての変更）しました。                                                                        |
|     |                                                                                                                                                         | ▼監督手法・対応<br>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-5                                                                                                                        |                                                                                                                                                             |
| 126 | 金融サービス仲介業者は保険募集規制を遵守する必要はあるが、保険会社への所屬制を取らないことから、金融サービス仲介業者自らが教育・管理態勢を整備することとなる。当局におかれては、金融サービス仲介業者に対して適切に監督いただけないか。                                     | 金融サービス仲介業者は保険募集規制を遵守する必要はあるが、保険会社への所屬制を取らないことから、金融サービス仲介業者自らが教育・管理態勢を整備することとなる。当局におかれては、金融サービス仲介業者に対して適切に監督いただけないか。                                     | 貴重なご意見として承ります。                                                                                                                                              |

|     |                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 117 | 金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-1-1(2)①について、同一の保険契約に、手数料等の報酬を得ることができるのは、保険募集人、保険仲立人、保険媒介業者のいずれか一人に限られ、例えば、保険会社から委託を受けた保険代理店と、顧客から委託を受けた保険媒介業者の両者が、手数料等の報酬を得る結果となることは認められないという理解でよいか。                                   | ご指摘のような手数料の受領が認められるか否かについては、媒介行為の具体的内容や支払われる手数料の負担者など様々な要素を総合的に勘案の上、金融サービス仲介業者の誠実・公正義務を定める金融サービス提供法第24条等の規制の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。                                              |
| 118 | 保険媒介業者（誰からの委託を受けているかを問わない）が、他の保険媒介業者や保険募集人（銀行等を含む）、保険仲立人等に対して保険媒介業務関連行為を委託すること、及び保険募集人（銀行等を含む）や保険仲立人が、保険媒介業者（誰からの委託を受けているかを問わない）に対して募集関連行為を委託することについては、金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-1-1(1)、(2)に抵触するものではないという理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えます。<br>ただし、保険募集の再委託の潜脱等とならないよう留意が必要であると考えます。                                                                                                                                                              |
| 119 | 顧客・保険会社等のいずれから委託を受けているかの判断については、基本的には契約関係の有無と理解しているが、委託契約の有無のほか、手数料の受領先や資本関係等も含めて考える必要があるか。                                                                                                                 | 保険媒介業者が誰から委託を受けているかについては、委託契約の有無、手数料の支払者その他の事情も総合的に勘案の上、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。                                                                                                                           |
| 120 | 保険媒介業者が共同行為を行う場合、共同行為先の仲介者と比較推定販売の方針が一致することが前提とや、誠実義務にも反しないといったことが前提となると理解したが、よいか。例えば、保険媒介業者が共同行為を行う前提で、自らの推奨方針と異なる商品提案する等の行為は不可との理解でよいか。                                                                   | 共同行為を行う場合にかかわらず、保険媒介業者が保険媒介業務を行うにあたっては、顧客に対する誠実・公正義務（金融サービス提供法第24条）の趣旨を適切に踏まえる必要があると見ます。<br>また、共同行為を行う場合に、保険媒介業者において、共同行為先の仲介者と比較推定販売の方針が一致することまで必要ではないと考えますが、自らの推奨方針に反した推奨を行う行為は業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から適当ではないと考えます。 |
| 121 | 情報提供義務等が別途規定されているが、とりわけ共同行為の場合は顧客の誤認リスクが高いと思われることから、保険媒介業者と共同行為先の仲介者の立場の違い（誠実義務、代理権、所屬の有無など）を顧客に明確に説明する必要があると考えられるが、その理解でよいか。                                                                               | 共同行為か否かにかかわらず、金融サービス仲介業者は自らの立場（代理権がない旨等の自らの権限に関する事項、財産の預託の受け入れが禁止されている旨、顧客に生じた損害に関する事項）についての明示義務を負っているものの、共同行為の場合に具体的にどのような説明が必要か                                                                                  |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>適切な切り分けが行われる必要がある。その場合、有価証券等仲介業者が特定の商品を推奨することを目的としてコンテンツ（不特定多数の者による投稿を含む）の加工・編集を行わない限りにおいては、単なる情報の掲載に留まり、媒介には当たらないが、例えば、金融商品取引業者や登録金融機関から委託を受けて有価証券等仲介業者が推奨する商品を推奨する投稿を依頼・掲載したり、特定の商品を推奨する投稿のみを選択して表示する等の加工・編集を行った場合は、媒介に当たり得るため「説明等」に含まれることに留意する。」</p> <p>金融サービス仲介業者においては、金融関連メディア等との兼業が想定されるところ、メディアとしての情報の掲示と金融サービス仲介業者としての情報の提供（「説明等」）を網引きするための目録が必要であり、それを画する趣旨で修文を提案するものである。</p> | <p>ご指摘のような媒介行為が認められるか否かについては、媒介行為の具体的内容や金融サービス仲介業者に対して支払われる手数料の負担者など様々な要素を総合的に勘案の上、金融サービス仲介業者の誠実・公正義務を定める金融サービス提供法第 24 条等の規制の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。</p> <p>ご指摘のような媒介行為が認められるか否かについては、媒介行為の具体的内容や金融サービス仲介業者に対して支払われる手数料の負担者など様々な要素を総合的に勘案の上、金融サービス仲介業者の誠実・公正義務を定める金融サービス提供法第 24 条等の規制の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。</p> |
| 129 | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-1-4(1)②<br/>ホ、③について、列記されている者の中に金融商品仲介業者が含まれていないが、これは有価証券等仲介業者が、顧客と金融商品仲介業者との間を媒介するという形態が認められていないからという理解でよいか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-1-4(1)②<br/>ホ、③については、「登録金融機関」に特段の限定がされていないが、有価証券等仲介業者が顧客と金融商品取引法第 2 条第 8 項第 13 号の業務（投資一任契約の締結の代理又は媒介）を行う登録金融機関との間を媒介する行為を行うことも認められていないという理解でよいか。</p>                                                                                                                                                                                                               |
| 130 | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-1-4(1)②<br/>ホ、③については、「登録金融機関」に特段の限定がされていないが、有価証券等仲介業者が顧客と金融商品取引法第 2 条第 8 項第 13 号の業務（投資一任契約の締結の代理又は媒介）を行う登録金融機関との間を媒介する行為を行うことも認められていないという理解でよいか。</p>                                                                                                                                                                                                                   | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-1-4(1)②<br/>ホ、③については、「登録金融機関」に特段の限定がされていないが、有価証券等仲介業者が顧客と金融商品取引法第 2 条第 8 項第 13 号の業務（投資一任契約の締結の代理又は媒介）を行う登録金融機関との間を媒介する行為を行うことも認められていないという理解でよいか。</p>                                                                                                                                                                                                               |
| 131 | <p>有価証券等仲介業者は、投資家が金融商品取引業者と締結した契約の内容を把握していない場合も考えられます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-1-4(1)②<br/>ホ、③については、「登録金融機関」に特段の限定がされていないが、有価証券等仲介業者が顧客と金融商品取引法第 2 条第 8 項第 13 号の業務（投資一任契約の締結の代理又は媒介）を行う登録金融機関との間を媒介する行為を行うことも認められていないという理解でよいか。</p>                                                                                                                                                                                                               |

|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>▼登録の拒否<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-2-1-2</p> | <p>どのような者が「保険媒介業務に従事する役員等」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、人事・経理・総務といったバックオフィス業務に従事する者については、基本的に保険媒介人としての届出は不要と考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>どのような者が「保険媒介業務に従事する役員等」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> <p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 127                                     | <p>「金融サービス仲介業務を適確に遂行するに足る知識・経験等を有する者」に関して、保険媒介業務については、これに従事する全ての役員及び使用人について、試験の可否等により判断するとされているが、この「保険媒介業務に従事する役員等」の範囲について、どのような行為を行うものがこれに含まれ、及び含まれないか、(例えば、金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-2-2の記載のような形式で) 考え方を明確にしたい。</p> <p>また、例えば、顧客との接触がないバックオフィス業務に従事する者や、顧客との接触はあるものの顧客からの問合せに応じて客観的情報を単に提供する業務に従事する者については、必ずしも保険媒介人としての届出が必要なのではないとの理解でよいか。</p>                                                                                                    | <p>▼顧客に対する勧誘・説明義務<br/>金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-1-4</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-1-4 (注)<br/>に次の通り付記してはどうか。</p> <p>「一般顧客の中には、投資知識や経験等が十分ではない者も含まれることから、有価証券等仲介業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。したがって、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。その際、有価証券等仲介業者と顧客が契約を締結しようとする金融商品取引業者又は登録金融機関との間の顧客に対する情報の提供及び説明に関する役割分担を適切に踏まえ、機動的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。(注) なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を兼ね、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。有価証券等仲介業者が、兼業としてコンテンツを提供する業務を行っている場合については、有価証券仲介業務とそれ以外の業務</p> |
| 128                                     | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-1-4 (注)<br/>に次の通り付記してはどうか。</p> <p>「一般顧客の中には、投資知識や経験等が十分ではない者も含まれることから、有価証券等仲介業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。したがって、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。その際、有価証券等仲介業者と顧客が契約を締結しようとする金融商品取引業者又は登録金融機関との間の顧客に対する情報の提供及び説明に関する役割分担を適切に踏まえ、機動的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。(注) なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を兼ね、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。有価証券等仲介業者が、兼業としてコンテンツを提供する業務を行っている場合については、有価証券仲介業務とそれ以外の業務</p> | <p>貴重なご意見として承ります。<br/>なお、「媒介」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |



|     |                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                                                                                                                                                                                                                                                  | は著しく不当な行為に当たり得ると考えます。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|     | ▼契約に係る説明態勢<br>金融サービス仲介業者監督指針Ⅳ-1-2                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 138 | 「貸金業者との間における顧客に対する情報の提供及び説明に関する役割分担を適切に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する」とは、具体的な監督においてどのような取扱いを想定しているのか。貸金業者が説明を行うこととなっている場合は、貸金貸付媒介業者は当該説明を行わないことを明記してもらえないか。保証債務に関する説明が挙げられている事項など、貸金貸付媒介業者が説明を行うのが現実的ではないようなものもあるようである。                              | 金融サービス仲介業者監督指針Ⅳ-1-2(1)に記載されている字義通りの対応が行われていない場合であっても、貸金貸付媒介業者と貸金業者との間における顧客に対する情報提供及び説明に関する役割分担を踏まえ、貸金業者等に対する説明が的確に実施され、公益又は貸金業者等保護の観点から問題がないといえる場合には、不適切とすることはできないことを想定しています。<br>なお、貸金業者が説明を行うこととなっている場合において、貸金貸付媒介業者が当該説明を行わないとの取扱いが不適切といえないかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられるため、ご指摘のような修正を行うことは適当ではないと考えます。 |
| 139 | 勧誘者リストの作成や再勧誘の点については、主に個人の資金需要者に対するカードローン等を念頭においた規律と理解しており、金融サービス仲介業者に同じ規律を設ける必要があるのか。                                                                                                                                                           | ご指摘のような勧誘者リストの整備や再勧誘を希望しない旨の意思表示があった場合の記録等の点については、必ずしもカードローン等の契約の締結の勧誘時のみに妥当するものではないと考えます。                                                                                                                                                                                                                          |
| 140 | 保証人が、契約締結後に準用貸金業法第19条の2に基づき、貸金貸付媒介業者の帳簿において「債務者の弁済状況」を確認できることが想定されているように読める。しかしながら、帳簿の記載事項を定めた仲介業者等府令第139条第5項第7号の「貸付の契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたとき、各回の弁済に係る受領金額及び受領年月日」については、貸付債権ではなく、媒介手数料に関することと読むべきと思われ。そのため、金融サービス仲介業者監督指針に記載のようなことは非現実的ではないか。 | ご指摘を踏まえ、貸金業者が保存する帳簿により確認することができるとのことについて説明を行う必要があるとの内容に修正しました。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 141 | 重要事項の変更時の説明についての記載であるが、貸金貸付媒介業者が関与する場面ではないのではないか。金融サービス仲介業者監督指針Ⅳ-1-6(1)①(注)の2ポツ目の契約締結時交付書面の交付も同様。                                                                                                                                                | ご指摘の金融サービス仲介業者監督指針Ⅳ-1-2(1)②ハ a の記載については、契約締結時交付書面の記載事項のうち重要事項とされているものに債務者にとって不利な変更が生じる場合のよう不利な契約の見直し（新契約の締結を含む）に関する媒介を行う場合には、当該変更箇所                                                                                                                                                                                 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | を実施すれば足りると考えてよいか。<br>なお、金融商品仲介業者についても金融業等府令第275条第10号（インサイダー取引）、第15号（相場操縦等）で仲介業者等府令第111条第1項第9号（インサイダー取引）、第15号（相場操縦等）と同様の定めがあるが、金融業者監督指針については、金融サービス仲介業者に対する不正取引のモニタリング義務に関する記載はないと理解している。                                                                  |                                                                                                                                     |
|     | ▼登録<br>金融サービス仲介業者監督指針Ⅴ-2-1                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                     |
| 135 | 金融サービス仲介業者監督指針Ⅴ-2-1(2)ハ a については、「金融サービス提供法第11条第4項第1号イ又はロに掲げる金融商品取引業者又は登録金融機関（当該有価証券等仲介業者が有価証券等仲介業務の委託を受けている者に限る。）に帳票作成事務等を依頼し、有価証券等仲介業者が管理することも可能とする。」と規定するが、帳簿書類には、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面を含むとの理解でよいか。                                                      | 「帳簿書類」は金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-3-4で定義しているとおろし、仲介業者等府令第138条に定める業務に関する帳簿書類としています。                                                             |
|     | ▼金融サービス仲介業者の禁止行為等<br>金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                     |
| 136 | 貸金業者監督指針Ⅵ-2-10(2)ロと同じであるが、そもそも金融サービス仲介業者が口の行為を行うことは貸金業の無登録営業になるため、想定されないのではないか。ここは、違反している貸金業者の契約を媒介しないことという規律ではないことを確認したい。<br>準用貸金業法第12条の8には「…超える利息の契約を締結してはならない」とあるが、これは「…超える利息の契約の締結を媒介してはならない」と読み込むのかもしれないが、金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1もそのような読み込み方をしなければならぬのか。 | 金融サービス仲介業者が貸金貸付媒介業務に関してご指摘のような行為を行うことも想定され得ることから、このような行為が不正又は著しく不当な行為であることを明確にする趣旨の記載となります。                                         |
| 137 | 媒介する貸付けの契約の各条項について、「金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1(2)チ」を自ら確認の上で媒介することまでは求められていないという理解でよいか。                                                                                                                                                                           | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、自らが媒介する資金の貸付け等を内容とする契約に金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1(2)チに記載されている条項が含まれているかについて、何らの確認をすることなく媒介を行うことは、基本的に不正又は |

|     |                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | の変更に至らなかつたものを除く。)に関する記録等、資金の貸付け等を内容とする契約の締結以降における当該契約に基づく債権に関する交渉の経過の記録」と記載されているが、金融サービス仲介業者が金銭消費貸借契約の締結後にこれらの交渉に関与する例は稀であると思われる。交渉がなれば(金融サービス仲介業者が関与していなければ)記載する必要がないという理解でよいのか確認したい。            | の記録についての記載となるよう修正しました。                                                                                                                                                                                                              |
|     | ▼登録申請等に係る事務処理<br>金融サービス仲介業者監督指針Ⅳ-3-1-2                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 146 | 貸金業貸付媒介業務については、「これと同等以上の能力を有すると認められる者」に関して金融サービス仲介業者監督指針Ⅳ-2-3-1②②のような例示はなされていないが、具体的にどのような者を指しているのか。                                                                                              | ご指摘の「これと同等以上の能力を有すると認められる者」については、金融サービス仲介業者監督指針Ⅳ-2-3-1②②に準じて判断するものと考えます。                                                                                                                                                            |
| 147 | 貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者と同程度の能力を有すると認められる者と、貸付けの業務に1年以上従事した者と同程度の能力を有すると認められる者では、能力においてどの程度の違いを想定しているのか。                                                                                            | どのような場合にご指摘の「同等以上の能力を有すると認められる者」といえるか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。                                                                                                                                      |
| 148 | 貸金業貸付媒介業務における「これと同等以上の能力を有すると認められる者」には貸金業務取扱主任者の資格を持つ者が含まれるのか。                                                                                                                                    | どのような者が「これと同等以上の能力を有すると認められる者」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、貸付けの営業、審査、管理・回収等の業務遂行の影響が資金需要者等に通常及び業務の経験を有していることが必要であり、貸金業務取扱主任者の資格を持つ者であることのみをもって直ちに該当するとはいいないと考えます。                                                 |
| 149 | 常務に従事する役員のうち貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者となるが、参加を希望する事業者の本業は非金融業が多いため、金融サービス仲介業者監督指針Ⅳ-3-1-2②(ホ)の人的要件を充足するのは難しいと思っている。例えば貸金業協会主催の貸金業取扱主任者試験に合格することや新たに認定される協会主催の研修参加で足りるとすることは出来ない | 貸金業者の登録を受けるとなく貸付けに係る契約の締結の媒介を行うことができる金融サービス仲介業者においては、貸金業者と同様に貸金業貸付媒介業務を適度に遂行するために必要な体制が整備されていることが適切であると考えます。したがって、単に貸金業取扱主任者試験に合格している者であることや認定金融サービス仲介業者協会の研修に参加していることのみでは貸金業協会主催の貸金業取扱主任者試験に合格することや新たに認定される協会主催の研修参加で足りるとすることは出来ない |

|     |                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                            |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | について説明を行うこと等が債務者保護の観点から重要との理解から、当該態勢整備を求めるとのです。                                                                                                                                               |                                                                                                                            |
|     | ご指摘の金融サービス仲介業者監督指針Ⅳ-1-6①①(注)の記載については、準用貸金業法第17条第1項等で、重要事項の変更時には金融サービス仲介業者に契約締結時交付書面の交付義務が課せられていることから必要と考えます。                                                                                  |                                                                                                                            |
|     | ▼利息、保証料等に係る制限等<br>金融サービス仲介業者監督指針Ⅳ-1-3                                                                                                                                                         |                                                                                                                            |
| 142 | 金融サービス仲介業者監督指針Ⅳ-1-3①②ロaでは「みなし利息」該当性に争いがある場合もあり、また、bでは「利用料」が実費相当額となつているか、更に、dの同一債権者による追加的な資金の貸付けを媒介する時など、貸金業貸付媒介業者が把握できる範囲は限られていると思われる。どの程度の確認を想定しているのか。                                       | 金融サービス仲介業者にどの程度の確認が必要となるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられ、一概に回答することは困難です。                                             |
| 143 | 金融サービス仲介業者監督指針Ⅳ-1-3①②ロf、gと異なり、eだけは、媒介契約の保証契約を対象としているとの理解でよいか。                                                                                                                                 | 貴見のとおり、金融サービス仲介業者監督指針Ⅳ-1-1-3①②ロeの記載は、貸金業貸付媒介業者と顧客との間の媒介契約に基づく債務に係る保証契約を締結しようとする場合に関する記載となります。                              |
|     | ▼媒介手数料に係る制限等<br>金融サービス仲介業者監督指針Ⅳ-1-4                                                                                                                                                           |                                                                                                                            |
| 144 | 「他の業務に関する手数料等と合わせて受領する場合において、出資法の当該規制が潜脱されていないか」に留意する」とあるが、例えば、資金需要者に対して貸金業貸付媒介業務と切り離して行われる業務(コンサルティング業務、M&Aに関する業務など)の対価や、買主から委託を受けて広告媒体に掲載をしたことにより金融サービス仲介業者が負担した広告費用の実費などは潜脱に該当しないと考えるとよいか。 | 明確に貸金業貸付媒介業務に係る手数料と区別され、実質的にみて貸金業貸付媒介業務の手数料に該当しない他業の対価を受領する場合には、潜脱に該当しないと考えますが、潜脱の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。 |
|     | ▼帳簿の備付け等<br>金融サービス仲介業者監督指針Ⅳ-1-7                                                                                                                                                               |                                                                                                                            |
| 145 | 金融サービス仲介業者監督指針Ⅳ-1-7①③(注)では、「仲介業者等法令第139条第5項第8号に規定する「交渉の経過の記録」とは、債権の回収に関する記録、資金の貸付け等を内容とする契約(保証契約を含む。)の条件の変更(当該条件                                                                              | 仲介業者等法令第139条第5項第8号の「貸付けの契約に基づく債権」とは、貸金業貸付媒介業務に係る媒介手数料債権、及び当該媒介手数料債権を被保証債権とする保証契約に基づく債権を指すことから、これらの債権に関する交渉の経過              |

|            |                                                                                                                                                                                                                  |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>か。</p>  | <p>合もあると考えるため、ご指摘のような修正は適当でないと考えます。</p>                                                                                                                                                                          |
| <p>150</p> | <p>▼金融サービス仲介業者監督指針別紙様式関係<br/>別紙様式IV-6、IV-9、IV-16、IV-19について、役務の終了についての書類であるので、申請者の押印があるのが望ましいのではないかと思われる。変更（そのうち軽微な変更）であればともかく、解除が関係する場合は、あった方が望ましいと思われる。解除の場合については押印を付させる（電子署名を用いた電子手続の場合は省略可）、の様な定めとしてはどうか。</p> |
| <p>151</p> | <p>別紙様式IV-14については、場合により、額の大きな不正が繰む可能性がそれなりにあると思われ、公正性の担保のために、申請者の押印を付させるのが適切と思われる。</p>                                                                                                                           |
| <p>152</p> | <p>▼その他<br/>以下は仲介業の登録を要する「媒介」にあたるが教えて欲しい。<br/>①（現行法上、既に行われている）アフィリエイト広告サイトや比較サイト上に申し込み画面を設置し当該申し込み情報を銀行に伝達すること、②同サイト上は申し込み画面を設置せず、銀行側のサイトに申し込み画面を仮入力させること</p>                                                    |
| <p>153</p> | <p>V-2-1-1-1-1③、VII-2-1①、VIII-3-1-1③について、アクセス数や手数料、金利など一定のロジックに基づき順位付けのうえ商品のコンテンツが表示される場合、かかる表示方法は表示者の恣意によるものでないから推奨と評価されないと考えている。このような表示方法は媒介に該当しないとの理解でよいか。</p>                                                |
| <p>154</p> | <p>金融サービス仲介業者監督指針、VII-2-1①イ a（V-2-1-1-1-1③②イ、VIII-3-1-1③イ同旨）については、「また」以下を次の通り修正してはどうか。<br/>「（注）このとき、単に金融商品取引業者や登録金融機関の商号や連絡先等を伝えることは差し</p>                                                                       |

|                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。また、金融商品取引業者や登録金融機関から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えないが、委託を受けて、自らが推奨する商品のコンテンツを強調するための加工や、自らが推奨する商品のコンテンツが上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をすることを、媒介に当たり得ることに留意する。」</p>                                   | <p>155</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-3-1-1③イ（注）について、①プラットフォーム事業者が、貸金業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツ（貸金業者のサイトへのリンクを含む）を自己のホームページ又はアプリ画面上に転載し、②ユーザーは、当該コンテンツ内のリンクをクリックして、貸金業者のサイトに移動（遷移）し、貸金業者のサイトにて貸金契約の申し込みを行うことができ、③当該申込みがあった場合、貸金業者は、当該ユーザーの審査を行い貸金契約の締結の是非を判断するというケースにおいて、②の貸付契約の申込みの際に、ユーザーの指図又は承諾があった場合には、プラットフォーム事業者のサービス等に関してユーザーがすでに登録・提供している情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレス・当該サービスの利用状況等）を、貸金業</p> |
| <p>インターネット上で金融商品・サービスの情報を掲載する際、金融商品取引業者・登録金融機関から（同様に預金取扱金融機関、貸金業者から）委託を受けず、かつ自らの推奨する商品・サービスを販売等するためでないことを前提として、ユーザーの端末環境等に合わせた加工を行うことや、一定のロジックに従って商品・サービスを順序付けて表示するような場合は、基本的に媒介に当たらないことを明らかにする趣旨で修正案を提案するものである。なお、金融機関側からの委託がなく行われる行為については、そもそも媒介と解されることはないことも確認したい。</p> | <p>どのような行為が「媒介」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>二e)について、貸金業者へのサイトへの単なるリンクの設置にとどまり、契約締結に向けた交渉や手続に一切関与しない場合であれば、当該リンクから流入したユーザーとの成約件数や貸付金額などの一定の成果に応じた報酬を貸金業者から受領する場合であっても、「勧誘行為をせず、単に顧客を貸金業者に紹介する業務」として「媒介」に該当しないとの理解でよいか。なお、令和元年7月9日付の貴庁のノーアクションレター回答の事例は、貸金業者からプラットフォーム事業者に対して一定の成果（ユーザーの借入額）に応じたサービス利用料が支払われていたケースであったと理解している。</p>                                                                         | <p>貸金業者のサイトに遷移する仕組みを構築して報酬を得る行為が、「媒介」に該当するかどうかについては、報酬の多寡や当該サイトの画面構成、具体的な表示内容等を踏まえた上で、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>                                                                                                                |
| 159 | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-1(3)ニe)について、複数の貸金業者のサイトへのリンクを設置するのではなく、単一の貸金業者のサイトへのリンクを設置することとまざる場合であっても、契約締結に向けた交渉や手続に一切関与していないのであれば、「勧誘行為をせず、単に顧客を貸金業者に紹介する業務」として「媒介」に該当しないとの理解でよいか。</p>                                                                                                                                                                              | <p>ご指摘のような単一の貸金業者のサイトへのリンクを設定する行為が、「媒介」に該当するかどうかについては、当該サイトの画面構成、具体的な表示内容等を踏まえた上で、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>                                                                                                                    |
| 160 | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-1(3)イ(注)について、複数の貸金業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツ（貸金業者のサイトへのリンクを含む）をホームページ又はアプリに掲載するのではなく、単一の貸金業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツ（貸金業者のサイトへのリンクを含む）をホームページ又はアプリ画面上に掲載することとまざる場合であっても、契約締結に向けた交渉や手続に一切関与しないのであれば、「商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付」に類するものとして「媒介」に該当しないとの理解でよいか。当該コンテンツに具体的な商品内容の記載が含まれている場合も、契約締結に向けた交渉や手続に一切関与しないのであれば、同様に「媒介」に該当しないとの理解でよいか。</p> | <p>どのような行為が「媒介」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。なお、ご指摘を踏まえ、「比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて」金融機関から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えないことが明確になるよう修正しました（金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-2-1-1-1(3)②イ(注)、Ⅷ-2-1(1)イ(注)、Ⅷ-3-1-1(3)イ(注)。</p> |
| 161 | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-1(3)イ(注)について、貸金業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツ（貸金業者のサイトへのリ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                           |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                    |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>者が、プラットフォーム事業者から提供・連携を受ける場合であっても、プラットフォーム事業者は、ユーザーの指図又は承諾に基づいてユーザーの情報を貸金業者に提供・連携していることとどまり、②の貸付契約の申込内容や③の審査など、契約締結に向けた交渉や手続に一切関与していないのであれば、当該プラットフォーム事業者の行為は、コンテンツの転載やリンクの設置にとどまるものとして「媒介」に該当しないとの理解でよいか。</p>                                                                                                 | <p>どのような行為が「媒介」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>                  |
| 156 | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-1(3)イ(注)に「また、貸金業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に…差支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をしたりする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する」とあるが、金融機関から収集した融資制度の情報を検索・絞り込み・並び替えを行うことができ、WEB上のサービスは、恣意性を持ってサービス提供者および金融機関の推奨する特定の融資制度を表示しないため、かかる表示は媒介に当たらないという理解でよいか。</p> | <p>単にメッセージングアプリを提供するのみであれば、「媒介」に該当しないものと考えますが、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> |
| 157 | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-1(3)ロ)について、メッセージングアプリを提供する事業者が、当該アプリをユーザー及び貸金業者に提供し、当該メッセージングアプリにて貸金業者による商品説明・勧誘や、ユーザーによる貸金契約の申込み等が行われる場合であっても、当該メッセージングアプリの提供事業者は、ユーザーと貸金業者の間の通信を媒介しているにすぎず、そこで行われる通信の本身（貸付契約の締結に向けた説明や交渉等）に一切関与しないのであれば、その行為は「契約申込書及びその添付書類等の受領・回収」に類するものとして「媒介」に該当しないとの理解でよいか。</p>                     | <p>貸金業者のサイトへのリンクを設定した上で、</p>                                                       |
| 158 | <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-1(3)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                    |

|                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ンテンツを掲載する場合、媒介に該当することがあり得ることである。金融機関等から提供を受けたコンテンツについて、端末やブラウザに応じて表示の調整を形式的に行う場合、かかる表示の調整は「加工」に該当しないとの理解でよいか。</p>                                                                                    | <p>ご指摘のような差異については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                    |
| <p>165</p> <p>保険契約者から保険料の外枠で保険媒介に係る手数料を受領する場合と保険料の内枠に手数料が含まれる場合とでは、保険法、税法などの適用において差異が生ずるが、このような差異について保険媒介業者は仲介業者等府令第33条その他の関係法令に基づき適切な対応が求められるとの理解でよいか。</p>                                             | <p>ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金融サービス仲介業者の登録審査においては、業者の規模、取り扱う商品・サービスの内容・特性及びビジネスモデル等の業務実態を踏まえ、適切な社内規則が整備されているかを、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断することになると考えます。</p>                                                                                                          |
| <p>166</p> <p>認定金融サービス仲介業協会において、会員に向けて社内規則における留意事項集や雛形などを作成した場合には、これらを踏まえた社内規則等の整備がなされているかどうかは、登録審査等での確認内容に含まれることはあるか。</p>                                                                              | <p>貴見のとおり、金融サービス仲介業者監督指針は現時点で想定されるビジネスモデル等を踏まえて監督上の留意事項を記載したものであり、将来的にビジネスモデルの変化の動向等に留意しつつ必要に応じて検討をしていくべきものと考えます。</p> <p>なお、ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではなく、一概に回答することは困難ですが、金融サービス仲介業に該当する行為を行う者に対しては、必要な規制が適用されるものと考えます。</p>                                       |
| <p>167</p> <p>全般的に金融サービス仲介業者監督指針には、顧客や金融機関から委託を受けて業務を行う場合が記載されているが、主として想定されるビジネスモデルを踏まえた監督の視点を記載しているものであり、委託が無ければ監督上の対応が求められるのではないことを示しているのではなく、現時点で想定されないビジネスモデルが出現する場合には必要に応じて追記されることがあるとの理解でよいか。</p> | <p>金融サービス仲介業者監督指針1-2-2(3)、III-1、III-2-6 について、それぞれ以下の下線部分の変更と追記が適当と考える。</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針1-2-2(3)<br/>         その際、本監督指針が、金融サービス仲介業者の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであり、金融サービス仲介業者の仲介の実態（例えば、1）顧客希望者を取り次ぐ（金融商品取引法や商法上の取次ではなく、知らせるという普通名</p> |
| <p>168</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針1-2-2(3)、III-1、III-2-6 について、それぞれ以下の下線部分の変更と追記が適当と考える。</p>                                                                                                                   | <p>金融サービス仲介業者監督指針1-2-2(3)<br/>         その際、本監督指針が、金融サービス仲介業者の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであり、金融サービス仲介業者の仲介の実態（例えば、1）顧客希望者を取り次ぐ（金融商品取引法や商法上の取次ではなく、知らせるという普通名</p>                                                                            |

|                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>リンクを含む）を単にホームページ又はアプリ画面上に転載することとまじり、契約締結に向けた交渉や手続に一切関与しない場合であれば、当該コンテンツに具体的な商品内容の記載が含まれていないとしても、金融サービス仲介業者監督指針1-3-1-1(2)②の「勧誘を目的とした商品説明」には該当せず、よって「媒介」には該当しないとの理解でよいか。</p>                                                                            | <p>金融サービス仲介業者監督指針1-3-1-1(3)イ（注）について、貸金業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツ（貸金業者のサイトへのリンクを含む）を単にホームページ又はアプリ画面上に転載することとまじり、契約締結に向けた交渉や手続に一切関与しない場合であれば、当該コンテンツ内のリンクから流入したユーザーとの成約件数や貸付金額などの一定の成果に応じた報酬を貸金業者から受領する場合であっても「商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付」に類するものとして「媒介」に該当しないとの理解でよいか。なお、令和元年7月9日付の貴庁のノーアクションレター回答の事例は、貸金業者からプラットフォーム事業者に対して一定の成果（ユーザーの借入額）に応じたサービス利用料が支払われていたケースであったと理解している。</p> |
| <p>163</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針1-3-1-1(3)イ（注）について、貸金業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツ（貸金業者のサイトへのリンクを含む）をホームページ又はアプリ画面上に転載するにあたり、当該ホームページ又はアプリ画面の仕様やユーザーが使用する端末の機能的な制約等に対応するため、当該コンテンツの内容を実質的に変更しない範囲で形式的・機械的な修正・加工等を行ったとしても、そのような態様の転載にとどまる限りはなお「媒介」に該当しないとの理解でよいか。</p> | <p>どのような行為が「媒介」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、ご指摘のような当該コンテンツの内容に実質的な変更を及ぼさない加工等であれば、「媒介」に該当しないと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>164</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針1-2-1-1(3)、VII-2-1(1)、VIII-3-1-1(3)について、金融機関等から提供を受けたコンテンツをホームページ上に単に転載することとまじらず、加工したコ</p>                                                                                                                                   | <p>金融サービス仲介業者監督指針1-2-1-1(3)、VII-2-1(1)、VIII-3-1-1(3)について、金融機関等から提供を受けたコンテンツをホームページ上に単に転載することとまじらず、加工したコ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |



|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 料)を受け取って仲介する場合、仲介の態様は、修正文案に書いたように様々なものがあり得る。法・政省令は、仲介業者の上記態様に關係なく遵守の必要があるが、その運用や監督指針においては、相手方金融機関が果たす義務と重複を求めることで無駄と不要なコストが生じないよう態様に応じたものとすべきと考える。この点を総論として監督指針に明記するとともに以下、各論でも書いておくことが監督の実を上げるとともに、仲介業者が効率よく、国民にサービスを提供できるために不可欠と考えるため。                                                                                              | 金融サービス仲介業者の登録を受けると、その媒介を受ける金融機関はご指摘のような事前説明等を行う義務はありません。                                                                                              |
| 169 | 法上、金融サービス仲介業にならうとするものには登録が義務付けられているが、媒介を受ける金融機関には登録義務や監督義務などはないと理解。これを踏まえれば、媒介を受ける金融機関は、金融当局に対して何らかの事前説明や手続を行う法上の義務はないとの理解でよいか。                                                                                                                                                                                                       | 金融サービス仲介業者の登録を受けると、その媒介を受ける金融機関はご指摘のような事前説明等を行う義務はありません。                                                                                              |
| 170 | 今回公表された政令、内閣府令、告示さらに監督指針は、金融商品利用者の権利・利益の保護にも配慮された内容となっており、合理的であると考えます。<br>併せて、指定紛争解決制度に係る規定も整備される内容となっており、消費者利便を踏まえ、制度の持続的かつ円滑な運用が進められることを希望します。                                                                                                                                                                                      | 貴重なご意見として承ります。                                                                                                                                        |
| 171 | 金融サービス仲介業においては、極めて初期的な勧誘と金融機関への連携のみを行う業者から個々の取引についての契約締結一步手前までの媒介を行う場合まで、関与度合いが様々になることが考えられる。金融サービス仲介業者監督指針では後者のような関与度の極めて高いビジネスモデルを前提としている記載が原則となっており、前者のような関与度は相当に低いものの「勧誘」「媒介」概念に当たるために金融サービス仲介業の登録を行う業者にとっては、必要な情報を有していないなどから、実質的に対応が不可能または困難なものが散見される(対応箇所において個別に記載)。金融規制においては勧誘に当たらない広告や紹介と勧誘の境目が連続的であり明確に区別しにくいところ、広告や紹介を少し超える | 貴重なご意見として承ります。<br>今後の金融サービス仲介業者の業務の事態に留意しつつ、必要に応じて検討をしてまいりたいと考えます。<br>なお、金融サービス仲介業者監督指針1-2-2において、本監督指針の運用に当たっては、機械的・画一的な取扱いとしないよう配慮する必要があることを記載しています。 |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  | <p>詞の意味)、2) 金融商品の説明をする、3) 顧客の相談に応じる、4) 相手方金融機関との契約の申し込を(代理人としてではなく)受け取り、金融機関に知らせる、5) 契約締結をサポートする事実行為を行う、6) 契約後の変更などについて上記1)から5)のいずれかを行う、7) 解約について1)から5)のいずれかを行う、のうちの全部または一部を行うといった態様があり得る。以下「仲介の実態」と総称する。)を十分に踏まえて様々なケース(例えば、個人で金融サービス仲介業務を行うケースや法人ではあるが規模が小さく内部監督機能を独立した部門等として組織することが難しいケース、取締役会や社外取締役を設置していないケース等)に対応できるように作成したものであって、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の金融サービス仲介業者に一律に求めているものではないことに留意する必要がある。</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-1-1<br/>なお、監督に当たっては、金融サービス仲介業者の自主性を尊重するとともに、金融サービス仲介業者に対しては專業規定がなく、業態や規模等が多岐にわたっていることに留意し、当該金融サービス仲介業者の業務運営の実態(特に仲介の実態、I-2-2(3)参照)を踏まえて対応する必要がある。(以下、VからⅣにおいて同じ)。</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6<br/>以上を踏まえ、金融サービス仲介業者による特定金融サービス契約(特定保険契約(保険業法第300条の2)を除く、Ⅲ-2-6)において同様。)の締結の媒介に係る適合性原則については、当該金融サービス仲介業者の業務運営の実態(特に仲介の実態、I-2-2(3)参照)を踏まえて、例えば以下のような点に留意して検証することとする。</p> <p>(理由)<br/>金融サービス仲介業者(以下、仲介業者)が、相手方金融機関から仲介委任を受けて報酬(手数料)</p> |  |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

|     |                                                                                                                                                            |                                                    |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
|     | <p>程度の動誘（媒介）を行うために金融サービス仲介業の登録を行うことを検討する業者も少なくないと思われるところ、サービス実態に応じたレベル感での記載にされるか、あるいは、「サービスの実態に応じて●●」や「例えば、●●」のような業務を行う場合には、●●とこのような記載とされることを検討いただきたい。</p> |                                                    |
| 172 | <p>金融サービス仲介業者監督指針V-2-2(1)①ロ、V-3-1(1)について、「委託」「再委託」と表現が混在しており、「委託」に統一すべきではないか。</p>                                                                          | <p>ご指摘を踏まえ、「委託」に修正しました。</p>                        |
| 173 | <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-1(3)について、「保険媒介業者において保険媒介業務に従事する役員又は使用人（以下「保険媒介人」という。）の採用に当たって、その適確性を審査しているか。」について「適確性」は「適格性」とすべきではないか。</p>                         | <p>ご指摘を踏まえ、文言を修正しました。</p>                          |
| 174 | <p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(1)について、他の箇所にある「二以上の保険会社等が引き受ける保険契約を取り扱う保険媒介業者」とせず、「複数の保険会社等から委託を受けている保険媒介業者」とされているのはなぜか。</p>                                     | <p>ご指摘を踏まえ、「二以上の保険会社等から委託を受けている保険媒介業者」に修正しました。</p> |

金融審議会

決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ

報告

2019年12月20日

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第2章 金融サービス仲介法制               | 20 |
| 1. 《基本的な考え方》における議論           | 20 |
| 2. 業務範囲                      | 21 |
| (1) 仲介先・仲介内容                 | 21 |
| (2) 仲介行為                     | 22 |
| (3) 取扱可能な金融サービス              | 22 |
| 3. 参入規制                      | 23 |
| (1) 財産的基礎                    | 23 |
| (2) 兼業制限                     | 24 |
| (3) その他                      | 25 |
| 4. 行為規制                      | 25 |
| (1) 総論                       | 25 |
| (2) 顧客資産の預託の受入れ              | 25 |
| (3) 顧客情報の適正な取扱い              | 26 |
| (4) 仲介業者の中立性                 | 26 |
| (5) 顧客に対する説明義務               | 27 |
| (6) 「機能」ごとの特性に応じた規制          | 28 |
| 5. その他                       | 29 |
| (1) 仲介業者が金融機関に及ぼす影響力         | 29 |
| (2) 協会・裁判外紛争解決制度             | 29 |
| おわりに                         | 30 |
| 目次                           |    |
| はじめに                         | 1  |
| 第1章 決済法制                     | 3  |
| 1. 資金移動業                     | 3  |
| (1) 利用者資金の保全方法               | 3  |
| ① 現行規制                       | 3  |
| ② 保全方法の合理化                   | 4  |
| ③ 保全が図られるまでのタイムラグの短期化        | 4  |
| (2) 送金額に応じた規制の導入             | 5  |
| ① 「高額」送金を取り扱う事業者(第1類型)への対応   | 6  |
| (ア) 参入規制                     | 6  |
| (イ) 滞留規制                     | 6  |
| (ウ) 履行の確実性と利用者資金の保全          | 7  |
| (エ) 送金上限額                    | 8  |
| ② 現行規制を前提に事業を行う事業者(第2類型)への対応 | 8  |
| (ア) 利用者資金の滞留への対応             | 8  |
| (イ) 保全契約を利用する場合の利用者資金の取扱い    | 9  |
| ③ 「少額」送金を取り扱う事業者(第3類型)への対応   | 10 |
| (3) 複数類型の併営                  | 11 |
| 2. 前払式支払手段                   | 12 |
| (1) 不適切な取引の防止                | 12 |
| (2) 利用者資金の保全の在り方             | 13 |
| 3. その他資金移動業及び前払式支払手段に関する事項   | 14 |
| (1) 監督規定等                    | 14 |
| (2) 無権限取引への対応                | 15 |
| 4. 収納代行                      | 16 |
| (1) 債権者が事業者等である収納代行          | 16 |
| (2) 個人間の収納代行                 | 17 |
| ① 割り勘アプリ                     | 17 |
| ② エスクローサービス                  | 17 |
| 5. ポストペイサービス                 | 18 |

| 金融審議会                                   |        | 2019年12月20日現在                                |            |
|-----------------------------------------|--------|----------------------------------------------|------------|
| 「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」メンバー等名簿 |        |                                              |            |
| 座長                                      | 神作 裕之  | 東京大学大学院法学政治学研究所教授                            |            |
| メンバー                                    | 朝日 直行  | 生命保険協会一般委員長 (日本生命保険 (相) 取締役常務執行役員)           |            |
|                                         | 岩下 智司  | 京都大学公共政策大学院教授                                |            |
|                                         | 小木曾 稔  | 新経済連盟事務局政策部長 (楽天 (株) 渉外室ヴァイスプレジデント)          |            |
|                                         | 翁 百合   | (株) 日本総合研究所理事長                               |            |
|                                         | 小野 幸則  | 外国損害保険協会専務理事                                 |            |
|                                         | 加藤 貴仁  | 東京大学大学院法学政治学研究所教授                            |            |
|                                         | 加毛 明   | 東京大学大学院法学政治学研究所教授                            |            |
|                                         | 後藤 元   | 東京大学大学院法学政治学研究所教授                            |            |
|                                         | 坂 勇一郎  | 弁護士 (東京合同法律事務所)                              |            |
|                                         | 田村 悟   | 日本損害保険協会一般委員長 (あいおいニッセイ同和損害保険 (株) 取締役常務執行役員) |            |
|                                         | 長妻 高志  | 日本資金融済協会専務理事                                 |            |
|                                         | 鳥海 敏   | 国際銀行協会事務局次長                                  |            |
|                                         | 鳥海 智絵  | 日本証券業協会政策懇談会座長 (野村證券 (株) 専務執行役員)             |            |
|                                         | 永沢 裕美子 | Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人                 |            |
|                                         | 中谷 昇   | 日本 IT 団体連盟専務理事 (ヤフー (株) 執行役員)                |            |
|                                         | 萩原 攻太郎 | 全国銀行協会企画委員長 ((株) 三井住友銀行常務執行役員)               |            |
|                                         | 原田 邦彦  | 日本貸金業協会常務執行役員                                |            |
|                                         | 福田 慎一  | 東京大学大学院経済学研究所教授                              |            |
|                                         | 舩津 浩司  | 同志社大学法学部教授                                   |            |
|                                         | 松井 秀征  | 立教大学法学部法学科教授                                 |            |
|                                         | 丸山 弘毅  | Fintech 協会代表理事会長 (株) インフューション・グループ代表取締役社長)   |            |
|                                         | 森下 哲朗  | 上智大学法科大学院教授                                  |            |
|                                         | 興口 真三  | 日本クレディット協会理事・事務局長                            |            |
|                                         | 渡邊 圭介  | 日本少額短期保険協会会長 ((株) FIS 取締役会長)                 |            |
|                                         | 内藤 茂雄  | 消費者庁消費者政策課長                                  |            |
|                                         | 竹林 俊憲  | 法務省大田官房参事官                                   |            |
|                                         | 井口 裕之  | 財務省大田官房信用機構課長                                |            |
|                                         | 呉村 益生  | 経済産業省経済産業政策局産業資金課長                           |            |
|                                         | 正田 聡   | 経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課長               |            |
|                                         | 菅野 浩之  | 日本銀行金融機構局審議役                                 | (敬称略・五十音順) |

はじめに

2017年11月16日の金融審議会総会において、金融担当大臣より、「機能別・横断的な金融規制の整備等、情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討を行うこと」との諮問がなされたことを受け、金融審議会に「金融制度スタディ・グループ」が設置された。

同スタディ・グループは、2018年6月19日に、金融の「機能」の分類や、各「機能」において達成されるべき利益等をまとめた『中間整理』<sup>1)</sup>を公表した。

その後も、同スタディ・グループは、①情報の適切な利活用、②決済の横断法制、③プラットフォームへの対応<sup>2)</sup>、④銀行・銀行グループに対する規制の見直しを当面の検討事項として更なる審議を行い、2019年1月16日に、上記①(情報の適切な利活用)と上記④(銀行・銀行グループに対する規制の見直し)との関連で、『金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告』<sup>3)</sup>を公表した。

同年5月31日には、この報告の内容も反映した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」<sup>4)</sup>が成立し、同年6月7日に公布された。

また、同スタディ・グループは、同年7月26日に、上記②(決済の横断法制)と上記③(プラットフォームへの対応)との関連で、『「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告《基本的な考え方》』<sup>5)</sup>を公表し

1) 2018年6月19日金融制度スタディ・グループ『中間整理—機能別・横断的な金融規制体系に向けて—』  
 <https://www.fsa.go.jp/singi/singi\_kinyu/tosin/20180619/chukansensei.pdf>  
 2) 現時点で「プラットフォーム」には確立した定義は存在しない。金融制度スタディ・グループにおいては、金融分野のプラットフォームを下記①・②に類型化した上で、下記③について審議が行われた。  
 ① 一般利用者・金融機関間介在型  
 ② 一般利用者と金融機関との間に介在し、多種多様な金融商品・サービスをワンストップで提供する主体  
 ③ 一般利用者と一般利用者との間に介在し、資金の融通や金融取引を成立させたり、そのための仕組みを提供したりする主体  
 3) 2019年1月16日金融制度スタディ・グループ『金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告』<https://www.fsa.go.jp/singi/singi\_kinyu/tosin/20190116/houkoku.pdf>  
 4) 「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第28号)」<https://www.fsa.go.jp/common/dict/index.html>  
 5) 2019年7月26日金融制度スタディ・グループ『「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告《基本的な考え方》』  
 <https://www.fsa.go.jp/singi/singi\_kinyu/tosin/20190726/houkoku.pdf>

## 第1章 決済法制

その後、同年9月25日の金融審議会総会において、上記《基本的な考え方》を踏まえた制度整備に向けて具体的な議論を進めるため、「金融制度スタディ・グループ」が「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」(本ワーキング・グループ)に改組された。

本ワーキング・グループにおいては、《基本的な考え方》に示された方向性を踏まえつつ、関係者からのヒアリングも行いながら、これまで7回にわたり、決済法制及び金融サービス仲介法制の在り方について審議を行った。

本報告は、本ワーキング・グループにおける審議の結果をまとめたものである。

情報通信技術の発展により、決済サービスの多様化が進んできている。また、資金決済法<sup>6)</sup>の制定から10年が経過し、決済サービスの利用実態や、それを踏まえて留意すべきリスクが具体的に確認されつつある。

さらに、キャッシュレス化が推進されている今日において、キャッシュレス時代の利用者ニーズに応え、利便性が高く安心・安全な決済サービスを実現することが求められている。

本ワーキング・グループでは、こうした背景の下、イノベーションの促進等を通じた利用者利便の向上と利用者保護のバランスに留意しつつ、決済に関する規制枠組みの見直しの具体的な方向性について検討を行った。

## 1. 資金移動業

## (1) 利用者資金の保全方法

## ① 現行規制

資金移動業者は、送金にあたり利用者から受け入れた資金を適切に保全することが求められている。現行規制上、利用者資金の保全方法として、原則である供託のほか、保全契約又は信託契約による方法が認められているが、供託又は保全契約による保全と、信託契約による保全を併用することは認められていない。供託又は保全契約による保全を行う場合、資金移動業者は、①1週間における要履行保証額の最高額以上の額を、②その週の末日から1週間以内に保全することが求められている。

他方で、信託契約による保全を行う場合、資金移動業者は、①各営業日の要履行保証額以上の額を、②翌営業日までに保全することが求められ、さらに、③翌営業日までに必要な額の信託がなされない場合、その日のうちに保全すべき

<sup>6)</sup> 「資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)」

<sup>7)</sup> 要履行保証額とは、各営業日における未達債務の額と権利実行の手続に関する費用の額の合計額をいう。なお、資金移動業者は、各営業日における未達債務算出時点を特定した上で、未達債務の額を算出することが求められる。

<sup>8)</sup> こうした算定期限等の差異は、資金決済法制定時に、信託契約を利用する場合には、実務上、供託又は保全契約を利用する場合と比較して、利用者資金の受入れから保全が図られるまでのタイムラグを短期化することが可能と考えられたことによるものである。

額の全額を供託することが求められている。また、資金移動業者と信託契約を締結する信託会社等の受託者は、資金移動業者に対するモニタリング義務を負うものとされている<sup>9</sup>。こうした現状の下、実態として、信託契約を利用している資金移動業者は1業者にとどまっている。

このほか、資金移動業者による利用者資金の保全に関しては、供託金の取戻し、保全契約における保証枠の減額、信託契約による保全の開始に際して、事前承認が必要とされているなど、他の金融規制と比較しても、当局の間与が多い枠組みとなっている<sup>10</sup>。

## ② 保全方法の合理化

前述のような利用者資金の保全方法については、利用者保護と事業者の規制対応コストのバランスを考慮しつつ、より合理的なものとしていくことが適当と考えられる。

具体的には、まず、資金移動業者のビジネスモデルに応じた最適な保全方法を選択可能とする観点から、供託、保全契約、信託契約のいずれについても併用を認めることが考えられる。これにより、例えば、資金移動業者が保全すべき額のうち、通常必要となる固定的部分については、供託又は保全契約を利用しつつ、日々変動がある部分については、比較的入出金が容易な信託契約を利用するといった対応も可能になると考えられる。

また、信託契約の受託者の義務や保全に関する当局の事前関与について、必要最小限度のものに見直すことが考えられる。他方で、事後チェック機能を強化する観点から、資金移動業者の事務負担を考慮しつつ、利用者資金の保全状況に関する当局への報告頻度を引き上げることが考えられる<sup>11</sup>。

## ③ 保全が図られるまでのタイムラグの短期化

3つの保全方法の併用を認める前提として、保全すべき額の算定頻度を統一

<sup>9</sup> 例えば、受託者は、各営業日に資金移動業者から通知を受ける要履行保証額が大幅かつ急激に減少したなどの場合に、直ちに当局にその旨を届け出る義務を負う。

<sup>10</sup> 例えば、金融商品取引法上、有価証券等管理業務を行う金融商品取引業者等は、顧客から預託を受けた金銭を信託会社等に信託する必要があるが、保全開始及び信託契約の解除に関し、事前承認等は求められていない。

<sup>11</sup> 現行規制上、資金移動業者には、保全すべき額の算定頻度が年2回である前払式支払手段発行者と同様に、年2回、当局への利用者資金の保全状況に関する報告書の提出が求められている一方、仮想通貨交換業者には、年4回、当局への利用者財産の管理に関する報告書の提出が求められている。

することが必要と考えられる。

具体的には、現行規制上、供託及び保全契約を利用する場合は「1週間ごと」、信託契約を利用する場合は「営業日ごと」と、それぞれ特定の算定頻度が定められている。これらの算定頻度について、既存の資金移動業者に与える影響も踏まえつつ、「週1回以上」に統一することが考えられる。このように算定頻度を画一的な期間としないことで、利用者保護の観点から、よりタイムリーな保全を図る資金移動業者の自主的な努力を阻害しない枠組みとすることができると考えられる。

また、保全すべき額の算定日から実際に保全が図られるまでの期間についても、現状、「1週間以内」と法定されているが、利用者保護の観点からは、できる限り短期化することが適当と考えられる。実現にあたっては、既存の資金移動業者に与える影響を考慮する必要があるが、制度上の対応として、少なくとも、実務の状況に応じて、この期間を機動的に短期化しうる枠組みとしておくことが考えられる。

ただし、後述のとおり、現行の送金上限額を超える「高額」送金を取り扱う事業者については、破綻時の社会的・経済的な影響の大きさを踏まえ、別途の対応が必要と考えられる。

## (2) 送金額に応じた規制の導入

現行規制上、資金移動業者が取り扱うことができる送金には、上限額（1件当たり100万円）が設けられているが、海外送金を含め、個人による高額商品・サービスの購入や企業間決済の際に利用するなど、現行の送金上限額を超える利用者のニーズが一定程度存在するとの指摘がある。こうしたニーズに対応していくため、1件当たり100万円を超える「高額」送金を取り扱うことができる資金移動業の新類型を設けることが考えられる。

他方で、実態として、既存の資金移動業者が取り扱っている送金額は1件当たり数万円以下のもが多く、利用者資金の残高も1人当たり数万円程度のもが多くになっている。現行の送金上限額を大幅に下回るような「少額」送金に伴うリスクは相対的に小さいと考えられる。これに加えて、利用者1人当たりの受入額も「少額」とすれば、資金移動業者が破綻した場合でも、個々の利用者が被る影響を限定的なものとすることができると考えられる。これらを前提とすれば、「少額」送金を取り扱う資金移動業者については、規制緩和の余地があると考えられる。

こうした考え方に基づき、資金移動業者に対する規制が、機能やリスクに応じた柔軟なものとなるよう、①「高額」送金を取り扱う事業者、②現行規制を前提に事業を行う事業者、③「少額」送金を取り扱う事業者の3類型に分けた上で、それぞれの類型に過不足のない規制を適用していくことが適当と考えられる。

#### ① 「高額」送金を取り扱う事業者（第1類型）への対応

「高額」送金については、その履行が確保されない場合に資金の受け手が資金繰りに窮するなどの社会的・経済的な影響が大きくなり、また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性も相対的に高まることとなる。「高額」送金を取り扱うことができる資金移動業の新類型を設けるにあたっては、こうした点を踏まえた制度整備が必要と考えられる。

#### (ア) 参入規制

「高額」送金を取り扱う場合の参入規制は、資金移動業を行うために最低限必要な要件を満たしていることを確認するため、既存の資金移動業者と同様に登録制の対象とした上で、「高額」送金を取り扱うことに伴うリスクを踏まえた対応として、認可制の対象とすることが考えられる。

こうした枠組みの下で、「高額」送金に係る事業の具体的な内容や収支計画、当該事業を適正かつ確実に遂行するための体制整備の状況等を追加的に確認することが考えられる。特に、システムリスク管理、セキュリティ対策、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等に関しては、「高額」送金を取り扱うことに伴うリスクを踏まえ、現行規制における資金移動業者と比較して充実した体制整備を求めることが必要と考えられる。

#### (イ) 滞留規制

「高額」送金を取り扱う事業者が破綻した場合に利用者に与える影響や社会的・経済的な影響を極小化するため、こうした事業者が受け入れる利用者資金については、厳格な滞留規制を課すことが必要と考えられる。

具体的には、英国の規制を参考に、①具体的な送金指図を伴わない利用者資金は受入不可とし、②利用者資金は運用・技術上必要な期間を超えて滞留不可とすることが考えられる。「具体的な送金指図」の要件としては、入金時点で、少なくとも、①送金日時、②送金先、③送金額が全て明確に指定されていることが考えられる。また、「運用・技術上必要」な場合としては、①送金先口座に誤りが

あった場合、②送金先の金融機関が休業日であった場合等、事業者の努力だけでは滞留を回避することができない、真にやむを得ない場合が考えられる。

なお、こうした滞留規制の趣旨を踏まえれば、他者に送金を行う場合のみならず、他者から送金を受ける場合であっても、利用者の第1類型のアカウントに資金が滞留することは認められなければならないと考えられる。

#### (ウ) 履行の確実性と利用者資金の保全

送金の履行の確実性に関して、銀行の破綻時に決済途上の資金は預金保険により迅速に全額保護が図られること<sup>12)</sup>を踏まえ、特に企業間決済に用いられた場合の影響の大きさを念頭に、資金移動業者の破綻時にも迅速に送金が行われる制度整備を図るべきとの指摘や、業務の継続性・安定性を確保するため、最低所  
要自己資本規制や為替業務単独での収支確保等の方策も必要との指摘がある。

他方で、前述の滞留規制が適用されることを前提としつつ、「高額」送金を取り扱う事業者を含め、資金移動業者による送金サービスは、銀行による送金サービスとは破綻時の履行の確実性等が異なるものであることが利用者に正確に理解され、利用者資金が全額保全される前提で利用されるのであれば、必ずしも銀行と同等の枠組みを整備する必要はないとの指摘もある。

これらの指摘に関し、「高額」送金を取り扱う事業者が破綻した場合の社会的・経済的な影響の大きさを懸念するあまりに厳格な制度整備を行った場合、我が国において利便性の高い新たなサービスが生まれにくくなるおそれがあることも留意すべきとの考え方もある。こうした考え方も踏まえれば、まずは、前述の2つの指摘のうち、後者の指摘の考え方を前提として所要の制度整備を図りつつ、その後の企業間決済における利用実態等を勘案し、必要に応じて追加的な規制の在り方を検討していくことが考えられる。

ただし、後者の指摘の考え方を前提としたとしても、「高額」送金を取り扱う事業者が破綻した場合の社会的・経済的な影響の大きさを踏まえれば、利用者資金の全額保全をより確実なものとする観点から、利用者資金の受入れから保全が図られるまでのタイムラグをできる限り短期化することが必要と考えられる。

信託契約の利用を前提とした場合、現行の金融規制において、いわゆる外国為替証拠金取引業者（FX業者）に対して、①保全すべき額を毎日算定し、②不足がある場合、その翌日から起算して2営業日以内に信託することを求めており、

<sup>12)</sup> 銀行による送金であっても、外貨建送金の場合には、預金保険による保護の対象外とされている。

現に多くの事業者が対応している。実務上の実現可能性も考慮し、「高額」送金を取り扱う事業者に対しても、これと同水準の対応を求めることが最低限必要と考えられる<sup>13</sup>。

(五) 送金上限額

1件当たりの送金額については、①主要な諸外国において、上限額を設けている例が見受けられないこと、②利用者資金の全額保金を維持する限り、事業者の資金力等に照らし、おのずと送金可能額にも一定の制約が課されることになることも考えられることを踏まえ、前述の参入規制・滞留規制や利用者資金の保全に要する期間の短期化を前提に、法令上の上限額は設けないことが考えられる。

② 現行規制を前提に事業を行う事業者（第2類型）への対応

(ア) 利用者資金の滞留への対応

現行規制を前提に今後も事業を行おうとする資金移動業者に対する規制については、当該資金移動業者やその利用者の活動に支障が生じることのないよう、現行の枠組みを基本的に変えないことが適当と考えられる。

ただし、一部の資金移動業者において、資金決済法制定時の想定を超えて、利用者資金が滞留していることが指摘されており、為替取引との関連性が認められないような利用者資金の滞留を防止するための方策を講ずることが必要と考えられる<sup>14</sup>。

具体的には、利用者1人当たりの受入額が1件当たりの送金上限額を超えている場合<sup>15</sup>、資金移動業者に対し、①利用者資金が為替取引に関するものである

<sup>13</sup> 「高額」送金を取り扱う事業者については、厳格な滞留規制が適用されることを前提とすれば、実際に保全が図られるまでの間に、受け入れた利用者資金の送金が完了していることが多く想定される。その留意が必要と考えられる。

<sup>14</sup> 資金移動業者は、為替取引との関連性に疑義がある利用者資金が滞留することの問題点としては、①資金移動業者が利用者資金を受け入れた状態で破綻した場合、利用者が還付を受けるまでに相応の時間を要するなど、利用者保護の観点から問題があること、②資金移動業者が本来には必要がない保金コストを負担することとなり、効率的な業務運営の妨げとなりうること、③出資法の預り金規制に抵触する疑義が生じること、④銀行預金と異なり経済活動に活用されない資金が増加することにより、経済的影響が生じうる可能性があること、⑤銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑥銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑦銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑧銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑨銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑩銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑪銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑫銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑬銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑭銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑮銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑯銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑰銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑱銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑲銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑳銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉑銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉒銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉓銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉔銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉕銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉖銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉗銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉘銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉙銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉚銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉛銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉜銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉝銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉞銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉟銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊱銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊲銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊳銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊴銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊵銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊶銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊷銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊸銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊹銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊺銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊻銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊼銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊽銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊾銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊿銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、

<sup>15</sup> 確認を求めらるべきものであるが、受入額から一定期間を経過した利用者資金については、払出しを求めらるべきとの意見が、利用者保護の観点から問題があること、②資金移動業者が本来には必要がない保金コストを負担することとなり、効率的な業務運営の妨げとなりうること、③出資法の預り金規制に抵触する疑義が生じること、④銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑤銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑥銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑦銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑧銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑨銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑩銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑪銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑫銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑬銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑭銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑮銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑯銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑰銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑱銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑲銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、⑳銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉑銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉒銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉓銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉔銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉕銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉖銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉗銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉘銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉙銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉚銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉛銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉜銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉝銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉞銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㉟銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊱銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊲銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊳銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊴銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊵銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊶銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊷銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊸銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊹銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊺銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊻銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊼銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊽銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊾銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、㊿銀行預金と異なり、為替取引との関連性に疑義があること、

かを資金移動業者内で確認し、②仮に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断される場合、利用者が払出しを要請し、利用者がこれに応じない場合、払出しを行うといった措置を講ずることを求めることが考えられる。また、この場合において、利用者資金と為替取引との関連性を判断するにあたっては、利用者ごとに、①受入額、②受入期間、③送金実績、④利用目的を総合考慮することが考えられる。

資金移動業者が為替取引と無関係に利用者資金を受け入れた場合、その金額の多寡にかかわらず、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあることは、資金決済法制定時にも示されている考え方であり<sup>16</sup>、各資金移動業者がこのことを再認識した上で、こうした資金を保有することがないよう、適正に業務を遂行していくことが重要と考えられる。その上で、今後とも、当局によるモニタリングを通じて、資金移動業者における利用者資金の滞留の実態を注視しつつ、必要に応じて追加的な規制の在り方を検討していくことが考えられる。

(イ) 保全契約を利用する場合の利用者資金の取扱い

資金移動業者が、利用者資金の保全方法として保全契約を利用する場合、受け入れた利用者資金は資金移動業者の預金口座等に残ることとなる。現行規制上、こうした利用者資金の使途の制限について明確な規定はなく、仮に保全契約を利用している資金移動業者が、貸金業の登録を受けて、利用者資金を貸付けに活用した場合、銀行業の免許を受け取ることなく、実質的に信用創造を行うことが可能となり、問題であるとの指摘がある。また、資金移動業者が、為替取引を行うために受け入れた利用者資金を流動性が低い資産である貸付金に転換すると、流動性リスクを抱えることになり、資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から問題であるとの指摘もある。

他方で、資金移動業者が受け入れる利用者資金については、全額保全されているれば、銀行預金の取付けと同じような事態は生じないと考えられるとの指摘がある。また、資金移動業者が受け入れることができる利用者資金は、為替取引との関連性があるものに限られることから、仮に銀行と同様の事業活動を行ったとしても、経済全体に与える影響は限定的であるとの指摘や、保全契約の相手方となる銀行等において、与信管理の一環として、資金移動業に係る利用者資金の管

との関連性の有無は、最終的には利用者からの意思によるものであり、それを資金移動業者が判断することは困難であるとの意見、仮に利用者からの受入額が送金上限額以下の場合にまで為替取引の関連性の確認や払出しが求められれば、利用者側の利便性を低下させるおそれがあるとの意見もあった。

<sup>16</sup> 2010年2月23日金融庁「資金決済に関する法律の施行に伴う政令案・内閣府令案等に対するページブックコメントの結果等について」<<https://www.fsa.go.jp/news/21/kinuyu/20100223-1.html>>



理状況について適切にモニタリングがなされれば<sup>17</sup>、問題が生じるおそれはいと小さく考えられるとの指摘もある。

ただし、資金移動業に係る規制と貸金業に係る規制は、それぞれ為替取引と貸付けの機能・リスクに着目して整備されているところ、為替取引と貸付けの両方の預金の受入れを併せ行うことを前提に整備されている銀行業に係る規制との関係で、規制のアービトラージが生じるおそれがあることや、銀行預金について過去に預金保険で全額保証が図られていた際にも、取付けが生じた事実があることには留意が必要と考えられる。また、仮に事業規模が相当程度大きい資金移動業者が出現し、利用者資金を原資として貸付けを行う場合、必ずしも経済全体に与える影響が限定的とは言えないと考えられる。

こうしたことを踏まえれば、利用者資金の保全方法として保全契約を利用する資金移動業者に対し、利用者資金を貸付けに活用することを防止するための措置を講ずることを、制度上明確に求めることが考えられる。

なお、現行規制上、資金移動業者には、資金移動業を適正かつ確実に遂行することが求められていることを踏まえれば、貸付け以外の使途であれば利用者資金を自由に活用して良いというわけではなく、利用者からの指図に円滑に対応していくために十分な流動性を確保している必要性があると考えられる。

### ③ 「少額」<sup>18</sup>送金を取り扱う事業者（第3類型）への対応

1件当たりの送金額のみならず、利用者1人当たりの受入額の上限も「少額」とする場合、その実効性確保の観点から、上限を超えるような他者からの送金を第3類型のアカウントでは受け取れないようにする措置が必要と考えられる。その上で、具体的な規制緩和の方策として、利用者資金の保全に関し、現行の保全方法に代えて、利用者資金を自己の財産と分別した預金で管理することを認めることが考えられる<sup>19</sup>。

<sup>17</sup> 保全契約は、民間事業者間の契約であり、こうしたモニタリング機能が十分に発揮されないおそれがあることには留意が必要との意見があった。また、保全契約の相手方が同一グループ内の銀行等である場合には、監督上、被保証人と保証人が同時に破綻するリスクが相対的に高くなる可能性があることに留意が必要との意見もあった。

<sup>18</sup> 「少額」の具体的な水準については、数万円程度とすることを念頭に検討を行ったところ、公共料金や宿泊料金等の支払いに利用されることが想定し、利用者利便を損なわないために、5万円以下としてはどうかとの意見があった。

<sup>19</sup> 利用者資金について、預金として預金を認める他の金融機関の例として、現行の仮想通貨交換業者に対する規制や、特定有価証券等管理行為（集団投資スキーム等）に係る募集又は私募の取扱いに関して顧客から金銭の預託を受ける行為を行う金融商品取引業者に対する規制がある。なお、これらの業者については、受け入れる利用者資金の上限額は設けられていない。

現行の保全方法のうち、供託又は信託契約を利用する場合、資金移動業者は、供託又は信託した資金を直ちに取り戻すことができないため、実務上、実際に送金を行う際に別途資金を調達する必要がある<sup>20</sup>。また、保全契約を利用する場合、契約の相手方である銀行等が資金移動業者に提供できる保証枠には、与信管理上の限度があるほか、資金移動業者は保証料を負担する必要がある。こうした中、預金による管理が可能となれば、資金移動業者の資金繰り負担が軽減されることから、低コストで利用者利便の高いサービスの提供が促進されることが期待される。

ただし、その場合、必ずしも倒産隔離が効かないこと<sup>21</sup>から、資金移動業者の破綻時に利用者が十分な資金の還付を受けられないおそれがある。

このため、預金による管理を行う資金移動業者に対しては、利用者にとってリスクについての十分な情報提供を行うことを義務付けることが考えられる。また、資金移動業者に対するモニタリングを強化する観点から、預金による管理の状況及び財務書類についての外部監査や、預金による管理の状況についての定期的な報告を義務付けることも考えられる。

なお、1件当たりの送金額や利用者1人当たりの受入額が「少額」であっても、資金移動業の適正かつ確実な遂行が求められることに変わりはない。このため、参入規制や、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る規制等のその他の規制は、現行の資金移動業者と同水準のものとすることが考えられる。

### (3) 複数類型の併営

利用者利便を確保するためにも、同一の資金移動業者による複数類型の資金移動業の併営を認めることが考えられる。

ただし、併営に伴う弊害を防止する観点から、複数類型を併営する資金移動業者は、少なくとも、利用者がどの類型を利用しているかを明確に認識できるような形式にとともに、類型ごとに保全が必要な額を区分管理することが必要と考えられる。また、第1類型と第2類型を併営する場合、第2類型で受け入れられている利用者資金を第1類型で送金することで、第1類型の滞留規制が潜脱されるこ

<sup>20</sup> 信託契約を利用する場合、資金移動業者は、信託報酬を負担する必要がある。

<sup>21</sup> 分別管理された預金について倒産隔離の効果が認められた事例として、公共工事の請負者が、地方公共団体から支払いを受け、他の財産と分別された預金は口座で管理していた前払金について、地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例がある（康利平成14年1月17日民集56巻1号20頁）。

とを防止する必要があり、その観点からも、第2類型において、為替取引との関連性が認められない利用者資金を保有しないための措置を適切に講ずることが重要と考えられる。

## 2. 前払式支払手段

### (1) 不適切な取引の防止

情報通信技術の発展に伴い、「IC型」や「サーバー型」に該当する第三者型前払式支払手段を中心として、容易に他者に譲渡することが可能な2つのタイプの前払式支払手段が登場してきている。

1つ目のタイプは、利用者が、他者に前払式支払手段の番号等をメールやSNSで送付することで、当該他者が支払手段として利用することが可能なタイプである。

このタイプは、基本的には、ギフトや返礼目的での利用を念頭に他者へ譲渡することを目的としており、チャージが行われた後は、再譲渡できない仕組みとなっている。

しかしながら、チャージが行われる前の番号等の譲渡が非常に容易で、架空請求を通じて番号等が詐取されるなどの被害が発生したこともあり、2016年8月に「事務ガイドライン」が改正され、被害者の申出等を速やかに受け付けるとともに、利用停止の措置を迅速かつ適切に講ずる体制整備や、販売上限額の引下げや取扱停止といった販売方法の見直しを迅速に行う体制整備等が監督上の着眼点として追加された<sup>22</sup>。

また、2つ目のタイプとして、特に近年、発行者が提供する仕組みの中で、利用者が他者に前払式支払手段のチャージ残高を譲渡することで、個人間で支払手段の移転を行うことが可能なタイプも登場してきている。

このタイプは、発行者が提供する仕組みの中で、チャージ残高の譲渡が繰り返されるため、1つ目のタイプと比較して、移転の履歴が把握しやすいという利点がある。

しかしながら、こうしたタイプについても、発行者が提供する仕組みの中で財産的価値を有する支払手段の移転を伴う以上、例えば、公序良俗を害するような

不適切な取引に利用されることがないようになすことが必要と考えられる<sup>23</sup>。既に自主的な対応を講じている発行者も存在するところではあるが、制度上も、発行者に求められる対応を明確化しておくことが適当と考えられる。

具体的には、発行者に対し、譲渡可能なチャージ残高の上限設定<sup>24</sup>や、繰り返し譲渡を受けている者の特定等の不自然な取引を検知する体制整備を求めることが考えられる。

### (2) 利用者資金の保全の在り方

資金移動業者については、利用者資金の全額保全が求められている一方で、前払式支払手段発行者については、利用者資金の半額保全が求められている<sup>25</sup>。

こうした中、発行者が提供する仕組みの中で、利用者が他者にチャージ残高を譲渡するタイプの前払式支払手段については、財産的価値の移転を伴うものがある以上、送金サービスに類似した性質を有しているといえることから、発行者に対し、資金移動業者と同様に、利用者資金の全額保全を求めるべきであるとの指摘がある<sup>26</sup>。また、前払式支払手段には、原則として現金化が不可であり、使途が限定されているといった特性はあるものの、キャッシュレス化が進展すれば、現金との違いは相対的なものにとどまるとの指摘もある。

他方で、前払式支払手段の譲渡については、使途が限定され、現金化ができず、発行者の破綻時に備えて半額保全されている財産的価値がそのまま移転されるだけであることから、送金とは性質が異なるとの指摘がある。また、前払式支払手段については、これまで多くの利用者に対して高い利便性を提供してきた経緯も考慮することが必要との指摘や、キャッシュレス社会の進展に向けて、各般の取組が進められている中、発行者の業務運営に大きな影響を与える規制強化を行うことは適当ではないとの指摘もある。

<sup>23</sup> 現行規則上、第三者型前払式支払手段発行者には、前払式支払手段の使用により販売・提供される商品・サービスが、公序良俗を害するものでないことを確保するために必要な措置を講ずることが求められている。

<sup>24</sup> 現状、こうしたサービスを提供している前払式支払手段発行者は、チャージ残高の譲渡額について、自主的に、1回又は1日当たり10万円以下の上限を設定している。

<sup>25</sup> 現行規則上、前払式支払手段発行者には、①基準日(3月末及び9月末)未使用残高の2分の1以上の額を、②基準日の翌日から2月以内に、供託、保全契約又は信託契約により保全することが求められている。

<sup>26</sup> 第三者型前払式支払手段については、チャージ残高の譲渡の可否にかかわらず、加盟店に対する支払いを確保するため、利用者資金の全額保全を求めるべきとの意見があった。もっとも、現行規則上、第三者型前払式支払手段発行者には、加盟店に対する支払いを適切に行うために必要な体制整備が求められており、保全割合にかかわらず、十分な支払余力を有している必要があると考えられる。

<sup>22</sup> 2016年8月4日金融庁「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について。 <https://www.fsa.go.jp/news/28/kinou/20160804-1.html>

規模も比較的大きくなりつつある。こうした事業者をはじめ、事業規模が大きい事業者については、個社としての業務の適正かつ確実な遂行はもとより、社会的・経済的な影響の大きさも踏まえ、それぞれの事業のリスクに応じた機動的で実効性ある監督上の対応が求められると考えられる。

## (2) 無権限取引への対応

なりすまし等による無権限取引が行われた場合の対応については、2019年8月に、一般社団法人キャッシュレス推進協議会において、「コード決済における不正利用に関する責任分担・補償等」についての規定事例集（利用者向け利用規約）<sup>29</sup>が策定・公表された。これにより、資金移動業者や前払式支払手段発行者を含め、事業者ごとに規約の内容は様々であり、消費者契約法により無効となる可能性が指摘される「利用者に損失が発生した場合でも事業者は一切責任を負わない」旨を盛り込んだ規約も存在していたことが明らかとなった。

他方で、現状においては、事業者による規約の自主的な見直しが進みつつあり、中には「利用者に故意・重過失があるなどの場合を除き損害を補償する」旨の規約を整備する事業者も出てきている。

不正利用の態様や各事業者のビジネスモデルが多様な中で、統一的なルールを整備を直ちに実現するには課題があることや、利用者保護の観点から望ましい補償ルールの整備も進みつつある現状を踏まえれば、当面は<sup>29</sup>、事業者による自主的な対応を促していくことが適当と考えられる。また、そのための制度上の対応として、利用者に対する情報提供事項に「無権限取引が行われた場合の対応方針」を追加することが考えられる。

さらに、こうした制度上の対応が図られるまでの間においても、事業者が、法令に基づき十分なセキュリティ対策を講じていくとともに、例えば、自主規制機関において、会員事業者に対し、規約の内容を点検し、仮に消費者契約法に照らし問題となりうると認められた場合には、改善することを求めるなど、利用者保護を確保するための積極的な対応が進められることも重要と考えられる。

<sup>28</sup> 2019年8月30日一般社団法人キャッシュレス推進協議会『コード決済における不正利用に関する責任分担・補償等』についての規定事例集（利用者向け利用規約）

<sup>29</sup> <https://www.payments-japan.or.jp/news/20190830-user-compensation/>  
無権限取引が行われた場合の対応について、将来的に目指すべき方向性の一つとして、事業者・利用者双方が無権限取引を防止するインセンティブを持つこととなるような、統一的なルールの整備をしていくことも考えられるとの意見もあった。

利用者資金について、これまで、制度上求められる保全が半額保全であるがために社会的・経済的に重大な問題となるような被害は生じていないことも踏まえれば、現時点で共通の認識を得ることができなかつた利用者資金の保全割合の引上げについては、直ちに実施することは必ずしも適当ではなく、引き続き検討課題とすることが考えられる。

なお、その場合であっても、利用者が正確な理解の下で前払式支払手段を利用できるようにするため、利用者に対する情報提供事項として「利用者資金の保全に関する事項」を追加し、利用者に対して、法令上は利用者資金の半額以上の保全が求められており、必ずしも全額保全が図られているわけではない旨や、各発行者の保全方法についての情報提供を行うことを前払式支払手段発行者に義務付けることが考えられる<sup>27</sup>。

### 3. その他資金移動業及び前払式支払手段に関する事項

#### (1) 監督規定等

近年、第三者型前払式支払手段発行者の登録を受けている事業者が、資金移動業者の登録も受け、一体的なサービスを提供する例が増加してきている。

他方で、現行規制上、前払式支払手段発行者には、資金移動業者に求められている業務の外部委託先の管理体制の整備が法律上は義務付けられていない。また、業務改善命令の発出要件は、資金移動業者については、「資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるとき」とされている一方で、前払式支払手段発行者については、「利用者の利益を害する事実があると認めるとき」に限定されている。

監督上の対応の整合性・実効性を確保するため、少なくとも、これらの制度上の差異については、前払式支払手段発行者に係る規定を資金移動業者に係る規定と整合的なものとする形で解消することが必要と考えられる。

また、第三者型前払式支払手段発行者と資金移動業者の両方の登録を受けて、一体的なサービスを提供している事業者については、一般消費者による利用が多く、キャッシュレス社会の進展に向けた各般の取組が進められている中、事業

<sup>27</sup> 後述の「無権限取引が行われた場合の対応方針」を含め、新たな情報提供事項の利用者への提供方法については、例えば「紙型」の場合は裏面に記載するなどの画一的な方法ではなく、利用者の正確な理解を妨げない範囲で、実務を踏まええた合理的な方法を認めることが考えられる。

4. 収納代行<sup>30</sup>

資金決済法制定時において、コンビニエンス・ストアによる収納代行や、運送業者による代金引換等については、為替取引に該当する疑義があるなどの意見があった一方で、支払人に二重支払の危険はないなどの意見もあり、「性急に制度整備を図ることなく、将来の課題とすることが適当と考えられる」<sup>31</sup>とされた。

その後、例えば、割り勘アプリ<sup>32</sup>といった形で、収納代行の形式をとったり、実質的に個人間送金を行う新たなサービスが提供されるなど、収納代行を取り巻く状況が変化している。

こうした中、現時点で把握できている収納代行の形式をとったサービスを念頭に、為替取引に関する規制を適用する必要性についての検討を行ったが、イノベーションが進展する中で、事業者の創意工夫により、将来、収納代行の形式をとった新たなサービスが提供される可能性もある。したがって、今後とも、収納代行を巡る動向を注視しつつ、それぞれのサービスの機能や実態に着目した上で、為替取引に関する規制を適用する必要性の有無を判断していくことが適当と考えられる。

(1) 債権者が事業者等である収納代行

収納代行については、サービス形態によっては、債権者・債務者双方が収納代行業者に対する信用リスクを抱える可能性があることから、利用者保護のための制度整備が必要との指摘がある。

他方で、収納代行のうち、①債権者が事業者や国・地方公共団体であり、かつ、②債務者が収納代行業者に支払いをした時点で債務の弁済が終了し、債務者に二重支払の危険がないことが契約上明らかである場合には、既に一定の利用者保護は図られていると考えることが可能である。したがって、こうした収納代行について、為替取引に関する規制を適用する必要性は、必ずしも高くはないと考えられる。

<sup>30</sup> 本ワーキング・グループでは、代金引換を含め、①金銭債権を有する債権者から委託又は債権譲渡を受けて債務者から資金を受受し、②当該資金を直接輸送することなく債権者に移転させる行為を典型的な収納代行として検討を行った。

<sup>31</sup> 2009年1月14日金融審議会金融分科会第二部会報告『資金決済に関する制度整備について—イノベーションの促進と利用者保護—』  
([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kihyu/singi\\_kihyu/20090114-1/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kihyu/singi/singi_kihyu/20090114-1/01.pdf))

<sup>32</sup> ここでいう割り勘アプリとは、オンライン上で、債権者（専断除事）に代わって事業者が債務者（専断参加者）から債権（参加費）の回収を行うサービスを指す。

なお、債権者が一般消費者である場合には、利用者保護の必要性が高まると考えられることから、ここでいう「事業者」については、消費者契約法上の定義<sup>33</sup>を踏襲することが考えられる。

(2) 個人間の収納代行

① 割り勘アプリ

個人間の収納代行の形式をとっているサービスのうち、割り勘アプリのようなサービスについては、サービス提供者は、個人間の債権債務関係の発生事由に関与しておらず、単に資金のやり取りを仲介しているだけであり、その経済的な効果は、債権者が、第三者であるサービス提供者に対して逆為替（取立為替）の依頼を行っている場合と同視しうると考えられる。また、一般消費者である債権者・債務者双方が、サービス提供者に対して信用リスクを抱えるおそれがあり、利用者保護を確保する必要性は高いと考えられる。

このため、こうしたサービスについては、収納代行の形式をとってはいはるものの、資金決済法等の為替取引に関する規制の適用対象となることを明確化することが必要と考えられる。

② エスクローサービス<sup>34</sup>

個人間の収納代行の形式をとっているサービスのうち、エスクローサービスについては、個人間における物品の売買等の取引に際し、当事者双方の債務の同時履行を図ることにより、当事者間トラブルの未然防止機能が有り、債権者・債務者双方がその利益を享受している。

こうしたエスクローサービスについては、売買契約等の当事者間に生じる信用リスクをサービス提供者に付け替えているだけであるとの指摘がある<sup>35</sup>。また、仮にエスクローサービスに為替取引に関する規制を適用した場合、利用者保護上重要な役割を果たしているエコシステムに支障が生じかねないとの指摘もあ

<sup>33</sup> 法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人。

<sup>34</sup> エスクローサービスの特性として、①金銭債権を生じさせる原因取引が、物品の販売若しくは貸付け又は債務の提供であること、②債務者に対する物品の給付又は債務の提供に先立ち、債権者に対して、当該債務者から資金を受受した旨の通知がなされること、③債務者に対する物品の給付又は債務の提供後、債権者に資金が移転することが挙げられる。

<sup>35</sup> エスクローサービス提供者は、債務者から債権者に対する代金の支払いに充てる資金を一時的に受け入るものの、例えば、債権者・債務者間で売買契約等が解除された場合には、債権者に当該資金が返還されるなど、原因取引に関連して資金が移転するものであることから、通常の送金サービスとは異なることも考えられる。

る。

他方で、エコシステムへの留意は、利用者保護に懸念を生じさせない範囲にとどめるべきであり、債権者が債権者に支払うべき資金をサービス提供者が保持する以上、利用者保護のためにその保全が図られることが必要との指摘もある。

このように、エスクローサービスに為替取引に関する規制を適用する必要性については、現時点で共通の認識を得られておらず、また、これまで社会的・経済的に重大な問題とされるような被害は発生していないことも踏まえれば、直ちに制度整備を図ることは必ずしも適当ではなく<sup>36</sup>、引き続き検討課題とすることが考えられる。

なお、エスクローサービス提供者が、低コストで債権者から受け入れた資金の保全を図る方策として、自己信託を利用できるのではないかとこの指摘があった。こうした利用者保護のための方策については、実現されることが望ましいものの、実務に与える影響等を十分精査する必要があるなどの課題もあることから、関係者において更なる検討が必要と考えられる<sup>37</sup>。

## 5. ポストペイサービス<sup>38</sup>

ポストペイサービスを提供する方法の一つとして、資金移動業と貸金業の両方の登録を受けて、為替取引と貸付けを組み合わせた方法<sup>39</sup>が考えられる。

こうした中、利用者ニーズがあるとされる少額でのポストペイサービスを念頭に、貸金業法上の規制の合理化の必要性について検討を行ったが、少額であっても過剰与信防止の必要性に変わりはないとの指摘があった一方で、利便性の高いポストペイサービスを実現していくために必要な規制の合理化に関し、具体的かつ喫緊のニーズについての共通の認識は得られなかった<sup>40</sup>。

<sup>36</sup> ただし、債権者がエスクローサービス提供者に支払いをした時点で債務の非済が終了し、債権者に二重支払の危険がないことが契約上明らかであることは、最低限必要と考えられる。

<sup>37</sup> このほか、利用者保護の観点から、利用者がエスクローサービス提供者に対して信用リスクを抱える期間をできる限り短くしていくことが望ましいとの意見もあった。

<sup>38</sup> ここでいうポストペイサービスとは、一定期間の送金サービス利用代金をまとめて支払うことを可能とするサービスを指す。

<sup>39</sup> こうした方法を採用した場合、スキーム次第では、貸付け・為替取引と売買契約等との間に密接な関連性があると判断され、割賦販売法上の包括信用購入あっせん等に該当する可能性があることにも留意が必要との意見があった。

<sup>40</sup> このほか、貸金業法に関しては、現行規制が整備された態様を踏まえ、今後とも、過剰与信防止のための基本的な枠組みは堅持することが必要との意見があった一方で、指定信用情報機関の運用面の改善の点の有無を検討すべきとの意見や、過剰与信防止という趣旨目的を維持することを前提としつつ、それを実現するための方策の高度化・精緻化の可能性について、テクノロジーの発展の状況等に応じて、適

ポストペイサービスについては、このほか、割賦販売法上の信用購入あっせん登録の登録を受けて行う方法等もあり、経済産業省の産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会において、「少額・低リスクの後払いサービスに対するリスクベース・アプローチの導入」等について方向性が示されている。前述の資金移動業に関する規制の見直しとあわせて、特に少額の決済分野で、プリペイドとポストペイを組み合わせた、シームレスで利便性の高いサービスが、多様な主体から提供されることが期待される。

切なタイムラインで別途検討していくことも重要との意見もあった。

第2章 金融サービス仲介法制

情報通信技術の発展により、オンラインで円滑に金融サービスを提供することが可能となっている。

例えば、スマートフォンアプリケーションを通じ、自身の預金口座等の残高や収支を利用者が簡単に確認できるサービスを提供するとともに、そのサービスを通じて把握した利用者の資金ニーズや資産状況を基に、利用可能な融資の紹介や、個人のライフプランに適した金融サービスの比較・推奨等を行うなど、日常生活上の金融取引ニーズに応える新たなビジネスが展開されることが想定される。

他方で、このように複数業種（銀行・証券・保険）にまたがって多数の金融機関が提供する金融サービスを仲介しようとした場合、現行制度では、

- ① 銀行法における銀行代理業者、金融商品取引法における金融商品仲介業者、保険業法における保険募集人や保険仲立人といった業種ごとの規制が存在し、仲介しようとする分野に応じて複数の登録等が求められるほか、
  - ② 特定の金融機関に所属することが求められており<sup>41</sup>、多数の金融機関が提供する商品・サービスを仲介しようとする場合、所属金融機関それぞれから行われる指導致す必要があることから、
- 複数業種にまたがった仲介や多数の金融機関を相手方とする仲介を必ずしも念頭に置いていない面があり、事業者にとって負担が大きいとの指摘がある。

これを踏まえ、本ワーキング・グループでは、イノベーションを促進し、利便性のより高い金融仲介サービスを実現していく観点から、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者に適した業種の創設について、制度の具体的な検討を行った。

1. 《基本的な考え方》における議論

複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者に適した制度を検討するにあたり、《基本的な考え

<sup>41</sup> 銀行代理業者、金融商品仲介業者、保険募集人等は、制度上、特定の金融機関に「所属」することとされている。所屬の下では、所屬先の金融機関は、例えば、①仲介業者の指導等の義務や、②仲介業者が顧客に加えた損害の賠償責任、を負うこととされている。

方》においては、

- ① 業種ごとの複数の登録等を受けずとも、新たな仲介業への参入により、複数業種をまたいだ商品・サービスの仲介を行うことを可能とすること

- ② 新たな仲介業者には所屬制を採用せず、取扱可能な商品・サービスの限定、利用者資金の受入れの制限、財務面の規制の適用等により利用者保護を図ること

等に留意しつつ、制度の具体的な検討を進めていくことが適当であるとされている。

本ワーキング・グループも、このような考え方を踏まえて、以下のとおり、制度の具体的な検討を行った。

2. 業務範囲

(1) 仲介先・仲介内容

日常生活において生じる金融取引のニーズに応えるため、新たな仲介業者は、銀行・証券・保険の各分野における仲介を幅広く行えるようにすることが適当である。

具体的には、銀行代理業・金融商品仲介業・保険募集人／保険仲立人の業務に限り、銀行分野の仲介としては、預金等・資金の貸付け・為替取引に関する仲介、証券分野の仲介としては、有価証券の売買等に関する仲介、保険分野の仲介としては、生命保険・損害保険等に関する仲介を行えるようにすることが考えられる。

なお、銀行分野の仲介については、複数の金融機関が提供するサービスの中から、利用者が自身に最も適したものを選択できるようにするため、銀行のみならず、協同組織金融機関や貸金業者への仲介も行えるようにすることが適当である<sup>42</sup>。

また、新たな仲介業に参入しようとする事業者には、仲介業務と電子決済等代行業に該当する業務とを併せ営むニーズがあると想定される。このような事業者が行おうとする事業者の手続上の便宜のため、新たな仲介業者のうち、電子決済等代行業者と同様に十分な情報処理システム等の業務遂行体制などを備えている者については、電子決済等代行業者としての登録を受けることなく、銀行法の

<sup>42</sup> このほか、国外で営業を行う銀行の口座開設に関する顧客サポート等の業務を新たな仲介業の業務範囲とすべきとの意見があった。

行為規制に基づいて電子決済等代行業を行うことができるとすることが考えられる。

## (2) 仲介行為

一般に、「仲介」とは、他人のためにある事項について代理又は媒介することと解されている。このうち、「代理」は、仲介業者（代理人）の意思表示により契約当事者の間に直接法律効果が帰属する法律行為であるのに対し、「媒介」は、他人の間に立って、他人を当事者とすする法律行為の成立に尽力する事実行為であるとされている。

新たな仲介業者のビジネスモデルとしては、例えば、いわゆる家計簿アプリを通じて把握した資金ニーズや資産状況を基に、利用可能な融資の紹介及び送客や、個人のライフプランに応じ、顧客に適した金融商品・サービスの比較・推奨等を行うことが想定される。

このようなビジネスを念頭に置けば、仲介業者を通じて多様な金融商品・サービスへのアクセスを確保する必要があるが、必ずしも仲介業者が金融機関や顧客に代わって取引を成立させる必要はないと考えられる。

これを踏まえ、新たな仲介業者の仲介行為として「代理」は認めないこととすることが適当である。

## (3) 取扱可能な金融サービス

新たな仲介業者には所屬制を採用しないため、商品・サービスを提供する金融機関（銀行、証券会社、保険会社等）による指導・監督や賠償責任の負担がなされずとは限らない。また、顧客の資産状況やライフプランに応じて顧客に適した金融商品・サービスの比較・推奨等を行うビジネスを念頭に置けば、商品設計が複雑な金融商品・サービスを仲介するニーズは大きくないと考えられる。

これらを踏まえ、新たな仲介業者には、商品設計が複雑でないものや、日常生活に定着しているものなど、仲介にあたって高度な商品説明を要しないと考えられる商品・サービスを限って取扱いを認めることが適当である。取扱可能な商品・サービスの限定にあたっては、銀行法・保険業法において特定預金等契約<sup>43</sup>、

<sup>43</sup> 外貨預金については、資産運用の手段としてではなく、海外出張・旅行時に現地のATMで現地通貨を引

特定保険契約とされている商品や、二種外務員の職務の範囲<sup>44</sup>などを参考に<sup>45</sup>、商品の特性に応じた限定<sup>46</sup>を設けることが考えられる。

また、保険契約には、支払事由の発生に対して無制限の補償や長期の保障・補償を約束するものがあるが、このような高額・長期の保険契約の締結の仲介にあたっては、一般に、個々のリスクと顧客意向の見極めや商品内容等の顧客への説明を一層丁寧に行うことが重要となることから、商品性による限定に加え、商品の特性に応じて、保険金額や保険期間による限定を設けることも考えられる。

一方で、金融仲介サービスにおけるイノベーションの促進や利用者利便等の観点からは、法令上の制約が過度なものとならないよう留意する必要がある。

## 3. 参入規制

### (1) 財産的基礎

所屬制を採用する既存の仲介業においては、仲介行為に関して顧客に損害が生じた場合、原則として所屬金融機関がその賠償責任を負うこととされているが、新たな仲介業には所屬制を採用しないことから、新たな仲介業者自らが賠償責任を負う前提で制度を検討する必要があると考えられる。このため、顧客の保護を図る観点から、新たな仲介業者の賠償責任の確保に資するよう、保証金の供託等を求めることが適当である。

また、例えば、仲介業者のシステムトラブルによる顧客の損害の場合、多くの顧客に同様の損害が発生することが想定され、仲介業者の事業規模が大きくなれば賠償額も大きくなることがあると考えられる。これを踏まえ、新たな仲介業者に求める保証金の水準は、その事業規模に応じたものとなることが望ましい。例えば、一定の額をベースに、前事業年度に得た手数料その他の対価の合計額の一定割合を加えた額の供託等を求めることが考えられる。

前述のとおり、保証金の供託等は、顧客保護の観点から望ましいものであるが、

き出すという二重の意味も存在することから、取扱いを認めてもよいとの意見や、投機性が低いと考えられる主要通貨に限って取扱いを認めてもよいとの意見があった。

<sup>44</sup> 日本証券業協会「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第2条第4号において、二種外務員には、デリバティブ取引や信用取引等の取扱いに一定の制限が設けられている。

<sup>45</sup> 既存の制度等における区分にとらわれず、新たな仲介業に取扱いを認める商品・サービスとして合理的な区分を検討すべきとの意見があった。

<sup>46</sup> 証券分野の商品については、レバレッジ型、インバース型、商品指数連動型の投資信託・ETFの取引の取扱いを制限すべきとの意見があった。また、個人向け国債やつみたてNISAの対象商品として取扱可能な商品の範囲を考えるべきとの意見や、若年層の資産形成に資するような商品を対象とすべきとの意見もあった。

保証金の水準が高すぎれば、事業者にとっても参入障壁ともなりうる。保証金の水準を定めるにあたっては、新たな仲介業者の取扱可能な商品・サービスの範囲が限定されていることを踏まえつつ、顧客保護の観点と、事業者の参入によるイノベーションの促進及び利用者利便の向上の観点とのバランスに留意すべきである。

(2) 兼業制限

新たな仲介業を創設することで、銀行・証券・保険の各分野において、①既存の仲介業者として仲介行為を行うこと、②新たな仲介業者として仲介行為を行うこと、がそれぞれ可能となる。仮に、銀行・証券・保険の各分野において、ある仲介業者が既存の仲介業と新たな仲介業の両方の許可・登録を受け、両方の立場で仲介行為を行うこととした場合、仲介業者がいずれの立場でいかなる規制に基づいて仲介行為を行っているのか顧客に混同をもたらしおそれがあると考えられる<sup>47</sup>。

したがって、銀行・証券・保険の各分野において、仲介業者が複数の立場に立つことがないよう、既存の仲介業の許可・登録を受けている者については、当該分野において新たな仲介業としての仲介を認めないことが適当である<sup>48</sup>。他方で、既存の仲介業と新たな仲介業を兼業した場合であっても、それぞれの立場で異なる分野における仲介を行う場合には、各分野における仲介業者の立場に重複が生じないため、兼業を認めることに問題はないと考えられる。

このほか、既存の仲介業者は、公益に反する事業や仲介業務に支障を及ぼすおそれがあるものを除き、他の業務を行うことが認められており、新たな仲介業者についても、同様に広く兼業を認めることが適当である。

なお、金融機関（銀行・証券会社・保険会社等）が新たな仲介業を兼業すること又は子会社とすることについては、金融機関が既存の仲介業を兼業すること又は子会社とすることの可否によって整理することが適当である。

<sup>47</sup> 現行制度では、保険分野において保険募集人と保険仲立人が併存しているが、仲介業者の立場について顧客に混同をもたらさないよう、両者の兼業は禁止されている。

<sup>48</sup> 顧客に対し、どの仲介業の行為として仲介を行うのかを明示するなどの限認防止措置を講ずることを条件に、同一分野における既存の仲介業と新たな仲介業との兼業を認めるべきとの意見があった。また、同一分野における既存の仲介業と新たな仲介業との兼業を認めない場合、新たな制度を顧客・事業者にとって使い勝手のよいものとするためには、幅広い商品・サービスを取扱可能とすることが望ましいとの意見もあった。

(3) その他

その他、既存の仲介業者に求められている社会的信用や業務遂行能力等の参入規制については、新たな仲介業者にも同様の規制を設けることが適当である。

4. 行為規制

(1) 総論

行為規制のうち、名義貸しの禁止や顧客に対する説明義務、業務運営に関する体制整備義務等、仲介する金融サービスによらず必要と考えられる規制については、新たな仲介業者が銀行・証券・保険のいずれの分野において仲介を行うかにかかわらず共通して求めていくことが適当である。

他方で、《基本的な考え方》に示されているように、例えば、仲介業者が、「資金供与」（「預金受入れ」）に関する仲介を行う場合と、「資産運用」に関する仲介を行う場合、「リスク移転」に関する仲介を行う場合とは、利用者保護等の観点から必要とされる行為規制は当然にして異なると考えられる。このため、仲介業者が取り扱う商品・サービスの特性を踏まえ、必要なルールが過不足なく適用されることを確保する必要がある。

このように、仲介する金融サービスによらず必要と考えられる規制については、新たな仲介業者が銀行・証券・保険のいずれの分野において仲介を行うかにかかわらず共通して求め、金融サービスごとの特性に応じた規制については新たな仲介業者が取り扱う金融サービスに応じて課すことで、仲介業者の事業内容に応じたアクティビティベースの規制体系となることが期待される。

(2) 顧客資産の預託の受入れ

新たな仲介業者による仲介行為は「媒介」に限定されること、及び新たな仲介業者のビジネスとして、金融機関への送客サービスや、利用者が様々な金融商品・サービスを比較・検討した上で自身に最も適したものを選択できるサービス等が想定されていることにかんがみれば、新たな仲介業者の事業運営上、顧客資産の預託を受ける必要性は高くないと考えられる。

これを踏まえ、新たな仲介業者については、その行う業務に関して、顧客資産



の預託の受入れを禁止することが適当である。

なお、新たな仲介業者が資金移動業等を兼業し、資金移動業者等として仲介業務に係る決済サービスを提供する場合など、他の規制により顧客資産の保全が適切に図られている業者として仲介業務に係る決済を併せ行うことは、妨げられるものではないと考えられる。

### (3) 顧客情報の適正な取扱い

新たな仲介業者は、銀行・証券・保険の各分野における仲介を横断的に行うことから、顧客の資産状況等に関する様々な情報を保有しうる立場にある。新たな仲介業者が、保有する顧客の資産に関する情報を不適切に利用して様々な金融サービスの推奨を行えば、利用者の保護に欠ける仲介行為につながるおそれがある。

既存の仲介業者については、顧客の利益を保護する必要性が高い場合について、仲介業務を通じて取得した顧客に関する非公開情報を、顧客の事前の同意を得ることなく、兼業業務に用いたり、親子法人等に提供したりすること等が禁止されている。

新たな仲介業者についても、①仲介行為を行う分野間（例：銀行分野における仲介業務を通じて取得した顧客情報を、証券分野や保険分野における仲介業務に用いること）、②兼業業務との間（例：仲介業務を通じて取得した顧客情報を、兼業業務に用いること）、③グループ会社等との間（例：仲介業務を通じて取得した顧客情報を、親子会社等に提供すること）のそれぞれにおいて、既存の仲介業者に対する規制を参考に、仲介業務を通じて取得した顧客に関する非公開情報の適正な取扱いの確保を求めることが適当である<sup>49</sup>。

### (4) 仲介業者の中立性

新たな仲介業には所屬制を採用しないことから、金融機関と新たな仲介業者の関係は、法律上の義務に基づく指導関係から、業務上のパートナーとしての連携・協働関係となることが想定される。このような仲介業者の中には、金融機関の側ではなく、顧客の側に立って仲介サービスを提供しようとする者も想定さ

れる。他方で、このような仲介業者が真に顧客の側に立って仲介サービスを提供しているか否かは、外観からは必ずしも明確ではない。

既存の仲介業者については、法律上、「金融機関の委託を受けて」…を行う（又は「金融機関のために」…を行う）とされているものもあれば、「顧客から委託を受けて」…とされているものもある。他方で、仲介業者の行動は、実態上は、このような法律上の定義・位置付けよりも、報酬・利益をどこから受け取るのかといった経済的なインセンティブの影響を強く受けていると考えられる。例えば、顧客に適した同種の金融商品・サービスが複数ある場合、仲介業者には、顧客の最善の利益ではなく、仲介業者が金融機関から受け取る仲介手数料の多寡に基づいて商品を紹介するインセンティブが働きうる。

これを踏まえれば、新たな仲介業者の立場について、法律上何らかの位置付けを定めるのではなく、経済的なインセンティブに関する透明性を確保することで、顧客が仲介業者の中立性を評価できる環境を整えることが重要である。具体的には、所属金融機関を有しない既存の仲介業者である保険仲立人の制度になり、新たな仲介業者に対し、金融機関から受け取る手数料等の開示を求めるとが適当である。また、このような経済的なインセンティブに関する透明性の確保に加え、仲介先の金融機関との間の委託関係・資本関係の有無など仲介業者の立場を顧客へ明示することを求めることが適当である。そして、顧客本位で利便性の高い仲介サービスの実現に向けては、仲介業者の立場に関する透明性の確保を図るための制度上の対応に留まらず、新たな仲介業者において「顧客本位の業務運営の原則」を踏まえ自主的な取組が進められることが望ましい。

なお、新たな仲介業者が報酬・利益をどこから受け取るのかについて制限を設けること（例：顧客からのみ報酬・利益を受け取ることと認めること）については、仲介業者のビジネスモデルを限定することにつながり、新たな仲介業者への参入が進まなくなることがあること、また、仲介業者が仲介先の金融機関等から報酬・利益を得ている場合でも、経済的なインセンティブに関する透明性の確保により、顧客に対する中立的なサービス提供を期待できる場合があると考えられることから、その必要性は乏しいと考えられる。

### (5) 顧客に対する説明義務

顧客が自身にあった金融サービスを選択できるようにするために、様々な金融サービスについて、適切な情報提供を受けていることが重要である。新たな

<sup>49</sup> 制度面での対応のみならず、仲介業者の情報管理体制について適切に監督を行うことも重要であるとの意見があった。

仲介業には所属制を採用しないことから、顧客に対する適切な情報提供を確保するため、既存の仲介業に求められている義務を参考に、書面交付、適合性原則を踏まえた適切な説明、情報提供を求めることが適当である。

その際、金融機関と新たな仲介業者の連携・協働関係において、仲介に関する両者の役割分担は、ビジネスモデルに応じて様々であると想定される。また、顧客の立場に立ってみれば、仲介行為の開始から契約締結に至る一連の過程において、同じ情報の提供や説明を何度も受ける必要性は乏しいと考えられる。そこで、新たな仲介業者の説明義務等については、契約締結に至る一連の過程<sup>50</sup>において、金融機関・仲介業者のいずれかが十分な説明を行えば足りるものとすることが考えられる。

他方で、顧客保護上、金融機関と新たな仲介業者の間での書面交付や説明・情報提供の役割分担が明確になっていることは重要である<sup>51</sup>。そこで、新たな仲介業者には、仲介を行うにあたって、書面交付や説明・情報提供に関して仲介業者が担う役割を顧客に明示することを求めることが考えられる<sup>52</sup>。

#### (6) 「機能」ごとの特性に応じた規制

前述のとおり、新たな仲介業者が取り扱う商品・サービスの特性を踏まえ、必要なルールが過不足なく適用されることを確保する必要がある。

このため、銀行分野の仲介における情実融資の媒介の禁止、証券分野の仲介におけるインサイダー情報を利用した勧誘行為の禁止、損失補填の禁止、顧客の注文の動向等の情報を利用した自己売買の禁止、保険分野の仲介における意向把握義務、自己契約の禁止、告知の妨害の禁止、不適切な乗換募集の禁止、といった仲介分野ごとの特性に応じたルールについては、既存の仲介業に関する規制を参考に、必要なルール<sup>53</sup>を過不足なく設けることが適当である<sup>54</sup>。

<sup>50</sup> 顧客が契約締結に係る実質的な意思決定を行う前の段階で十分な説明・情報提供が行われることの重要性を指摘する意見があった。

<sup>51</sup> 商品説明に関する研修や商品説明の適切性の検証プロセス等に関する事項についても、金融機関と仲介業者の連携・協働関係はビジネスモデルに応じて様々であることから、両者の自由な連携・協働の中で事前に確認・合意することができるとしている柔軟な制度設計とすることが望ましいとの意見があった。

<sup>52</sup> トラブルに対応する相談窓口を顧客に周知させることも有益であるとの意見があった。

<sup>53</sup> 法令のみならず自主規制も含めて既存の仲介業と新たな仲介業のルールの同等性の確保を図ることが必要であるとの意見があった。

<sup>54</sup> 制度面に対応に加え、各々の仲介業者のビジネスモデルや経済的なインセンティブを把握した上での適切な監督体制を確立することの重要性を指摘する意見があった。

#### 5. その他

##### (1) 仲介業者が金融機関に及ぼす影響力

本制度が導入された場合、金融商品・サービスの提供における仲介業者のシェア・規模・存在感が大きくなっていく可能性はあるものの、仲介業者と金融機関との関係性において、仲介業者が支配的な影響力を及ぼすような懸念は、現時点では、大きくないものと考えられる。仮に仲介業者の影響力が過大なものとなる状況となれば、まずは競争法の適用により対処されるものと考えられる<sup>55</sup>が、今後、金融行政の観点からも必要な対応がありうることについて留意が必要であると考えられる。

##### (2) 協会・裁判外紛争解決制度

新たな仲介業者に所属制を採用しないことを踏まえれば、利用者保護の観点から、新たな仲介業者に係る自主規制や紛争解決手続が整備されることが重要である。

そのため、新たな仲介業者に係る協会を設け、自主規制の整備や適切な業務運営に資する情報交換等を促すことや、新たな仲介業者を当事者とする紛争解決手続が整備されることが望ましいと考えられる。その際、必要に応じて既存の協会と連携・協力しながら、自主規制<sup>56</sup>や協会体制の整備が進められることが期待される。

<sup>55</sup> 利用者保護の観点から、監督指針等において、個人情報等の不適切な取扱いによる優越的地位の濫用や利益相反が生じていないかを留意点とすること等も有用であるとの意見があった。

<sup>56</sup> 金融商品取引法においては、金融商品取引業者等のために有価証券に係る各種の行為を行う者は、外務員として登録を受けることが求められている。また、日本証券業協会では、外務員の資質確保のため、その登録に際し外務員資格試験に合格することを自主規制において求めている。

おわりに

以上が、本ワーキング・グループにおける審議の結果である。今後、関係者において、本報告に示された方向性を踏まえ、適切な制度整備に向けた対応を図られることを期待する。また、新たな制度の下、関係事業者が、本報告の趣旨を踏まえて適切に業務運営を行いつつ、利便性の高いサービスを生み出していくことができるよう、当局には、必要に応じて自主規制機関とも連携し、実効性あるモニタリングを期待する。

情報通信技術が飛躍的な発展を遂げる中、今回の審議の対象となった2つの分野を含め、金融分野を取り巻く変化のスピードは、今後さらに加速していくことが想定される。こうした中、いわゆるフィンテック企業等の新たなプレイヤーを中心に生み出されるイノベーションも取り込みつつ、利用者保護の確保と利用者利便の向上を両立していくためには、金融制度の在り方を不断に見直ししていくことが重要である。

また、制度面での対応以外にも、当局及び関係団体・事業者において、金融分野を取り巻く環境変化を踏まえた利用者への金融教育やITリテラシーの向上に向けた取組が進められることが期待される。

当局及び関係団体・事業者に対しては、このような観点を念頭に置きながら、今後とも、継続的に将来を見据えた対応を図っていくことを望みたい。

参考資料

#### 審議の経過

「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」は、本報告を公表するまでに計7回の審議を行った。各回の開催日やテーマは以下のとおりである。

(2019年)

- ①10月4日 決済法制①資金移動業に係る論点
- ②10月24日 決済法制②前払式支払手段及び収納代行に係る論点
- 【参考人】辻本治様（一般社団法人日本代理収納サービス協会）
- ③10月30日 金融サービス仲介法制①業務範囲・参入規制
- ④11月12日 決済法制③無権限取引への対応、ポストペイサービス及び資金

#### 移動業に係る論点

- 【参考人】今村達士様（一般社団法人信託協会）、  
福田好郎様（一般社団法人キャッシュレス推進協議会）

- ⑤11月26日 金融サービス仲介法制②行為規制
- ⑥12月10日 決済法制に関する補足討議／これまでの議論の整理
- ⑦12月18日 報告（案）

(以上)

日本取引所金融商品取引法研究 第22号 2022年3月

ISSN 2188-2150

---



株式会社日本取引所グループ

<https://www.jpx.co.jp/>

〒103-8224 東京都中央区日本橋兜町2番1号

本冊子の内容につきましては、ホームページ

(<https://www.jpx.co.jp/corporate/research-study/research-group/01.html>)

でもご覧になれます。

本出版物は著作権法によって保護されており、株式会社日本取引所グループに無断で転用、複製又は販売を行うことは固く禁じます。

---

※ 本冊子における報告者及び出席者の肩書は、特に断りのない限り、各研究会当時のものです。